大日如来

上

延喜式内
大水主神社
大水寺
八幡宮
吉野社
經塚
那本
百襲姫陵
丸山
智宮

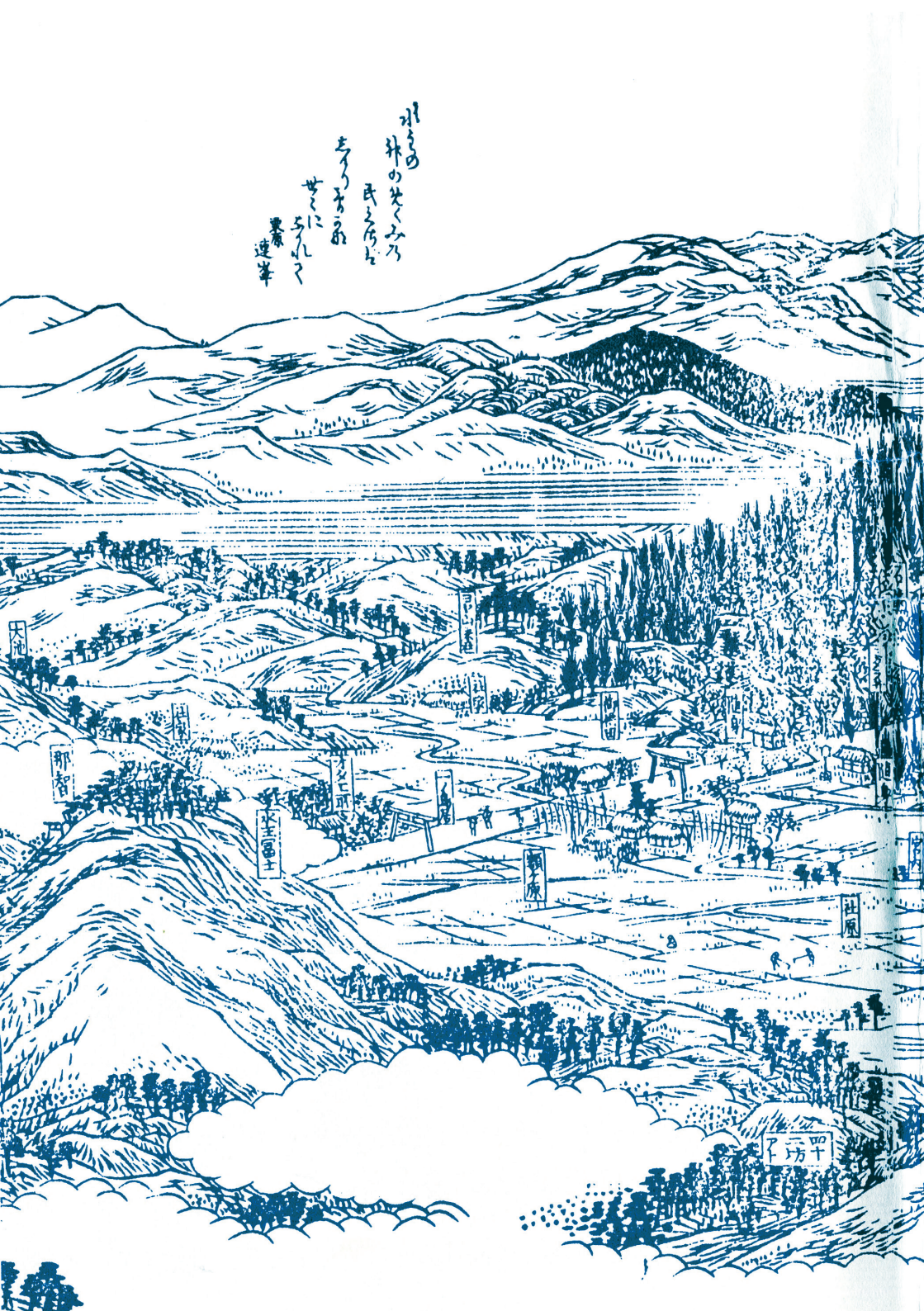
大池
那智
水上富士
オタヒ所
一ノ鳥居
御神田
社原
四十二坊

大内町史

上

町　章

町名の「大内」を図案化、町の平和を印象付けています。三方に伸びる鋭角は、飛躍的発展と融和、さらに協力・友愛・誠実を表すとともに、3町村の合併を意味します。昭和33年7月1日に制定。

町花　さつき

昭和59年6月19日制定

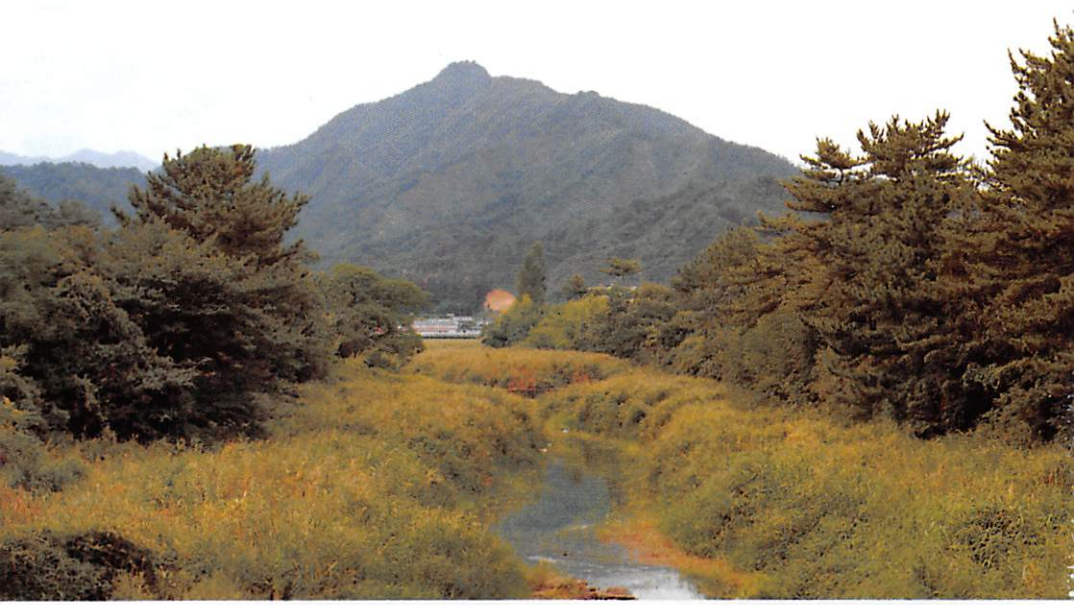

大内町のシンボル　虎丸山（標高 420メートル）

空から見た大内町　誉水・丹生地区

水主神社　木造狛犬
（国指定重要文化財）

釈王寺　聖観音立像
（国指定重要文化財）

尺経獅子（県指定無形文化財）

水　主　神　社

與田寺　鐘楼門

百襲姫命姿見の井戸（大谷姿谷）

磯野禅尼出生の地（小磯）

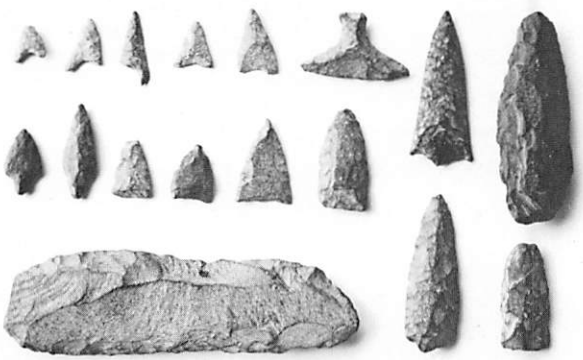

与田川流域で採集された石器（旧石器～弥生時代）

町内古墳出土須恵器

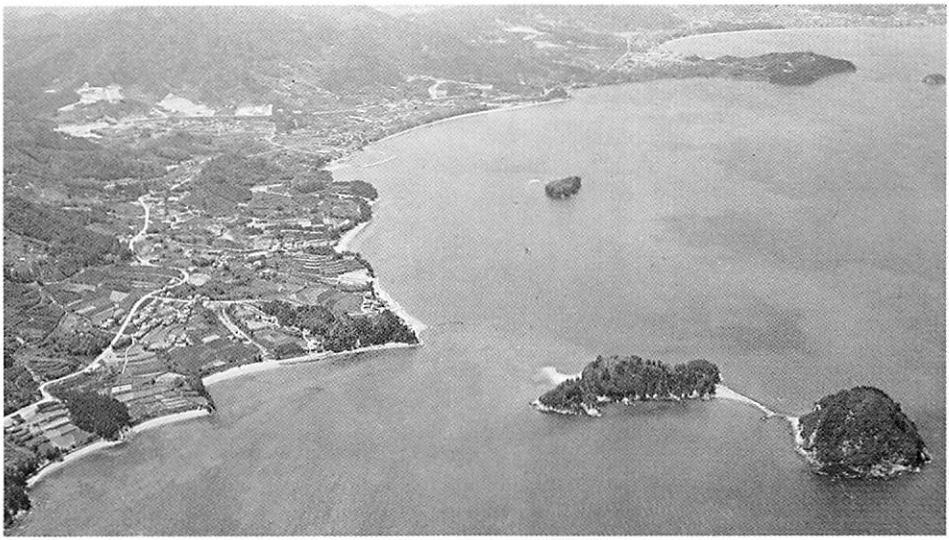

小磯・北山・馬篠海岸

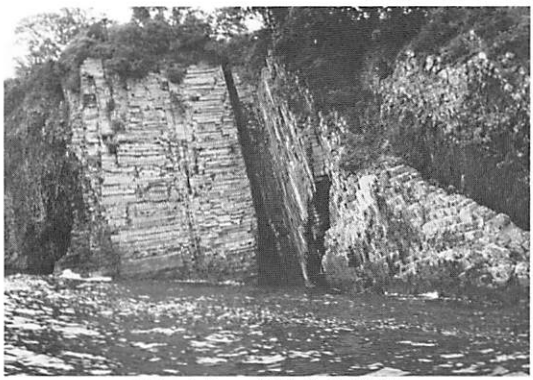

天然記念物　絹島柱状節理

三本松漁港

大内町全図

大内町史発刊によせて

大内町長　松井　清

昭和三十年三月十五日、町村合併によって新しい大内町が誕生して既に三十年になります。この合併三十周年の記念事業として『大内町史』を発刊することになりました。

我が大内町は原始時代の昔から人が住み文化が開かれていたことは、与田川流域から弥生式石器や土器が発見されていることからその事実は明白でありますが、この地に住みついて培われてきた先人たちの生活や文化がどのように開発され伸展してきたか、また我が町がいま東讃の経済・文化・交通の中心地として発展し続けている姿を見るとき、私たちの祖先がそれぞれの時代に地域社会の発展と住みよい郷土づくりにどのように努力し、広く日本の社会とどのようなかかわりがあったのか、昭和六十年の現時点に立ってふり返って見るのも大きな意義があると考えます。

このようなことから、『大内町史』が郷土を愛する有志諸氏のご尽力によって編さんされこのたび完成されましたが、この大事業に快くご参画下さって、資料の収集、原稿の執筆など長期にわたってご協力下さった方々に、深く感謝の意を表します。

この『大内町史』が多くの方々に愛読され、私たちの郷土の昔をふり返り、先人たちの遺功をたたえ、将来への飛躍発展の一助となれば私たちの願いもかなえられるものと信じています。

昭和六十年十一月

目

次

大内町史　上巻目次

大内町史発刊によせて……大内町長　松井　清

第一編　序　論

第一章　概　況……三
第二章　地　誌……九
第一節　位　置……九
第二節　地　勢……一二
一　山　岳……一二　二　河　川……一四
三　た　め　池……二二　四　橋……三一
第三節　地目別面積……三三
第四節　地　質……三五
一　地　形……三五　二　地　質……三七
第五節　気　候……四六

第六節　生物……四九
一　動物……四九　二　植物……五九
三　絹島の自然……六七

第二編　原始時代

第一章　あらまし……七五
第二章　旧石器時代……七七
第三章　縄文時代……八三
第四章　弥生時代……八八

第三編　古代

第一章　古墳時代……一一三
第二章　大化改新時代……一三〇
第一節　大化改新……一三〇
第二節　国と国司……一三〇

第三節　郡と郷……一三二
一　大内の郡名……一三四　二　与田郷と郷名……一三五
三　入野郷戸籍……一三六
第四節　班田収授の制と条里……一四〇
第五節　古代の道……一四四
第三章　奈良時代……一五〇
第一節　仏教の伝来と寺院の建立……一五〇
第二節　神祭りの起源……一五一
第三節　水主神社の創祀……一五二
第四章　平安時代……一五五
第一節　荘園の発達……一五五
第二節　式内社と水主神社……一五六
第三節　神仏習合と神宮寺……一五九
第四節　八幡信仰と沓田八幡の創祀……一六〇
第五節　源平合戦と水主神社……一六一

目次

第四編　中世

第一章　あらまし……一六七

第二章　国衙領と荘園……一七二

第一節　与田郷地頭、小早川氏……一七二

第二節　浄金剛院領、大内庄……一七五

第三節　浄金剛院領、与田郷下村……一七九

第四節　大水主社領……一八二

第三章　文化……一八九

第一節　熊野信仰と水主風呂……一八九

第二節　与田寺が談義所となる……一九一

第三節　増叶僧正……一九二

第四章　争乱の時代……一九五

第一節　南北朝の争乱と大内郡の南朝勢力……一九五

第二節　東讃の群雄……二〇〇

第三節　戦国の争乱……二一一
第四節　戦国の終焉……二一八
第五節　虎丸城と将士……二二七
第六節　中世の海運……二三三

第五編　近世

第一章　仙石・尾藤・生駒時代……二四五

第一節　序説（仙石―尾藤）……二四五
第二節　検地……二四八
第三節　生駒時代（天正十五年（一五八七）―寛永十七年（一六四〇））……二五一

第二章　松平藩政時代……二六〇

第一節　政治……二六〇
一　郡と村……二六〇
二　大庄屋……二六一
三　村方三役と五人組……二六五
四　検地……二七二
五　租税……二七四
六　検見……二八一
七　制札場……二八四
八　貨幣と藩札……二八五

九　巡見使及び藩主の巡視……二八七
第二節　水　利……二九三
一　新池の築造……二九三　二　池・川の普請……二九四
第三節　山林とその管理……二九七
一　御　林……二九七　二　野　山……二九七
第四節　海　防……三〇一
一　伊能忠敬の海岸測量……三〇二　二　沿岸の警備……三〇三
第五節　民衆の生活……三〇六
一　藩藩による生活の干渉……三〇六　二　生活の種々相……三〇九
第六節　水主の風呂……三一二
一　新宮風呂……三一二　二　本宮風呂……三一七
三　那智風呂……三一七
第三章　産　業……三一九
第一節　概　説……三一九
第二節　近世の農業……三二八
一　米作の基盤……三二八　二　高松藩の殖産興業……三三八
三　商業・農業への遷移……三四四　四　百姓一揆……三五四

第三節　糖　業……三六二
一　讃岐糖業の起源……三六二　二　糖業技術の進歩……三七三
三　糖業組織と製糖法……三七六　四　高松藩の糖業政策……四〇三
五　近世の大内町の糖業……四一三　六　明治期の糖業……四二八
七　糖業再興の努力……四三三　八　糖業の衰滅……四四三
第四節　近世の漁業……四五〇
第五節　災　害……四五七
第四章　交　通……四六三
第一節　陸上交通……四六三
第二節　海上交通……四八一
一　海運……四八一　二　海難……五二一
第五章　文　化……五三一
第一節　俳　諧……五三一
第二節　陶　芸……五三五
第六章　宗　教……五四六
第一節　序　説……五四六

第二節　真言宗寺院……五四七
第三節　キリシタン禁教と宗門改め……五四八
第四節　一向宗寺院……五五七
第五節　白鳥神社……五六三
第六節　民間信仰……五六四
第七節　四国遍路……五六六

第六編　近　　代

第一章　あらまし……五六九
第二章　政　　治……五七三
一　〝ええじゃないか〟の狂乱踊り東讃から全讃岐に伝播……五七三
二　高松藩が朝敵となる……五七六
三　期待された新政府だったが……五七九
四　神は重く仏は軽くの神仏分離……五八三
五　太陽暦採用で明治五年は十二月二日が大晦日……五八五
六　新しい貨幣制度……五八七
七　戸籍法の実施で「あたまづけ」……五九〇
八　困難であった地租改正……五九一
九　流動常ならぬ明治前期の行政……五九四
十　本格的な香川県の出発……六〇一

十一　官僚支配最末端の郡役所……六〇三
十二　四苦八苦の地方財政……六〇五
十三　明治期に活躍した人びと……六〇八

第三章　農　業……六一一
第一節　多様化農業の芽生え……六一一
第二節　大地主と小作……六一五
第三節　農業振興策……六二〇
第四節　農業技術の進歩……六二五
第五節　災　害……六四六

第四章　商　工　業……六四九
第一節　商工業の概説……六四九
第二節　副業の多発……六六七
第三節　売薬工業……六九五
一　売薬工業の素地……六九五
二　明治期の大内町の薬業……六九九
三　売薬の近代化……七一〇
四　売薬営業の仕組み……七二六
五　東讃売薬の衰退……七四七
第四節　東洋紡績株式会社三本松工場の誘致……七六八

目次

付録

史料1　讃岐国入野郷戸籍（九条家本延喜式裏文書）……七八三
史料2　国指定重要文化財水主神社大般若経函底書（書跡）……八〇七
史料3　津本家文書「御用留」のうち海難記録抜抄……八二五

第一編　序論

第一章　概　況

我が町は、太古の昔から人びとが住みつき、生活の基盤が築かれていたと伝えられているが、その歴史を探る前に、町の現況はどうなっているのか、その概況を探ってみよう。

地　勢

大内町は、香川県の東部に位置して県都高松市から東へ約三五キロメートルの地点にあり、町域は東西五・四五キロメートル、南北七・四二キロメートルのほぼ円形で、東と南は白鳥町に接し、西南部は大川町に、西北部は津田町に接しており、北は瀬戸内海東部の播磨灘に相対している。地形は、南東部から南部、西北部にかけて山地が取り囲み、中央部から北部にかけて流れる与田川・番屋川・古川などの流域に広い沃野が扇状に開けている。

面　積

大内町の総面積は三四・四九平方キロメートルであるが、地目別にみると、田六五七ヘクタール（一九・〇パーセント）、畑二二六ヘクタール（六・六パーセント）、宅地二六一ヘクタール（七・六パーセント）、池沼一〇八ヘクタール（三・一パーセント）、山林原野一七二四ヘクタール（五〇・〇パーセント）、その他（主として道路・河川などの公共用地）四七三ヘクタール（一三・七パーセント）となっており、最近は社会情勢の変化により住宅の建設、道路の新設、河川の改修、公共施設の建設などもあって、宅地や公共用地が増加し田・畑など農用地が減少している。

人　口

人口は、昭和六十年七月一日現在の常住人口が一万七九〇七人である。国勢調査の資料で大内町の人口動態をみると、大正九年（一九二〇）には現在の大内町の区域内、すなわち当時の三本松町・誉水村・丹生村の三町村の人口を合わせて一万二六五二人であったが、昭和五年（一九三〇）の調査では一万三一七四人、昭和十五年（一九四〇）には一万三〇四〇人となり、二十年間にわずかに三八八人（三パーセント）増えているにすぎない。しかし昭和二十二年（一九四七）の臨時国勢調査では、一万八四一六人となり、七年間に五三七六人（四一パーセント）も増加している。この七年間の急増は昭和十二年（一九三七）以降の戦時中における「生めよ殖やせよ」の政策的な自然動態増が多かったのと、戦中・戦後を通じて戦災都市からの疎開や、軍人・軍属等の帰還、外地在留邦人の引き揚げなど社会動態による急増と考えられる。その後昭和二十五年から現在に至るまで三十年余りの間、ほぼ一万八〇〇〇人前後で大きな変動はない。

一方、世帯数は、昭和六十年七月一日現在で五二六四世帯である。大正九年（一九二〇）から昭和十五年（一九四〇）までは約二六〇〇世帯であり大きな変動はなかったが、昭和二十二年（一九四七）には三六三二世帯となり、現在では五二六四世帯であるから約二倍に増加している。社会情勢の急激な変化と、経済の高度成長も手伝って住宅建設が進んだため、家族構成も細分化され、人口に変動が少ないのに世帯数だけが急増している。一世帯当たりの人員も昭和二十五年（一九五〇）のピーク時には五・二六人であったが、現在では三・四〇人になり、夫婦と子供単位の核家族化が進んでいる。

大内町の誕生

現在の大内町は、昭和三十年三月十五日誕生したのであるが、前年の昭和二十九年四月一日、誉水村と丹生村が合併して第一次の「大内町（おおち）」が生まれ、翌年さらに第一次の大内町と三本松町が合併

して第二次の「大内町」が誕生した。前年の第一次大内町の誕生は、翌年大きく飛躍して新大内町が生まれるための陣痛であったともいえる。この新町誕生のいきさつは後に別項で詳しく述べられている。ともかく、昭和三十年三月十五日我が大内町が誕生して三十年、産業・経済、教育・文化、社会福祉とすべての面で大きく進展し、東讃地方における中核としてその地位を保っている。

今からおよそ二千年も前に、この地に人が住みついて、ムラビトの生活が営まれていたことは水主地区で発掘された土器などの遺物によっても明らかであるが、それからの古い歴史が今日の伸びゆく大内町の基盤となり、温暖で豊かな風土の中で培われた住民の気風が、その時どきの時代の流れに即応して、狭いながらも平和な住みよい社会をつくり出してきたのである。昭和六十年、大内町の誕生三十周年を記念して町の歴史をふりかえり、先人たちが歩んできた業績を後世に伝えようと、このたび大内町史の編さんが企画されたのである。

町名の由来

「大内」の名は、古い伝説によると紀元前孝霊天皇の皇女倭迹々日百襲姫命（水主神社の祭神）が当地に移住され、皇女の住居を付近の人たちが「大内」と称したことに由来するといわれるが、その根拠は定かではない。しかし「大内」の名は、後に『続日本後紀』や『和名抄』・『全讃史』などの文献にも見え、大化改新（六四五）から「大内」の名が郡名として用いられ、明治三十二年（一八九九）大内郡と寒川郡を合わせて大川郡となるまで、実に二千年の長きにわたり愛称されてきた由緒深い名称である。

大内町の誕生とともに、旧町村の名称は正式の行政区画の名称からは消えていったが、三本松だけは「大内町三本松〇〇番地」のように字の名称として残った。しかし各種団体が行事を行う場合、大内町全域を対象とするにはあまりにも広すぎる場合もあるので旧町村単位に分割して行事が行われることもある。このとき旧町村名を用いて

「三本松地区」・「誉水地区」・「丹生地区」と呼んでいる。

三本松・誉水・丹生の名称の起こりであるが、三本松の地名は古くから文献に見えるが誉水・丹生の名はそんなに古いものではなく、明治時代に名付けられたものである。

三本松の地名の由来は『讃州府誌』（一九一五年発刊・梶原竹軒著）によれば「邑の東部に三本の老松あり、因ってこの地を三本松と呼ぶ。」と伝えられているが、この三本松の地名が歴史上最初に明確に記されているのは、文安二年（一四四五）の「兵庫北関客船帳」の中の船籍地名として記載されている。また、明和五年（一七六八）二月椙園増田休意によって編さんされた『三代物語』には、「三本松浦に松の大木三株あり、因って名を得たり。一都会にして富人、大賈（豪商）多く大船八十艘、小船七十余艘あり、もとは六十四艘にて三千九百六十四石たりしが今は増々多し。」とある。昔から三本松千軒と称し民家軒を並べて繁昌し、松平藩のお下蔵には旧大内郡からの上納米が集積され、港には常に大小数十隻の船がつながれていて東讃第一の物産の集散地であった（一九五四年発行「三本松町勢要覧」沿革の項より）。

三本松町の沿革については、この「町勢要覧」は次のように述べている。

わが東讃の地は上古より日本民族の根拠地（大和方面）に接近せる関係上、この民族の勢力範囲であったことは疑をいれる余地はない。降って垂行天皇の王子神櫛王が讃岐国造として来住（約一七〇〇年前）してから中央文化は東讃の地にも及び、孝徳天皇の大化の改新（六四五）により讃岐国司――大内郡司の支配下に入り小行政区画の里を郷に改められ、三本松は大内四郷中の白鳥郷八ケ邑の一つとなった（『和名抄』・『全讃史』による）。

当時は十数戸が群居しており、既にこの地を三本松と称していたものと推測される。又邑の一部は海水の差入る沼沢地

で一面の浅茅ケ原であったと思われる。……中略……。

明治四年の廃藩置県により香川県第一大区大内郡第二小区三本松と称し、同六年二月香川県を廃し名東県、徳島県に合し、同八年九月再び香川県となり、同九年愛媛県に合併され、同十一年七月郡区改正により第一大区を廃すると共に我が三本松邑は川東邑と合併、同二十一年十二月愛媛県より分離して香川県となり、同二十三年四月村制実施に当たり、白鳥郷より分離独立し、川東邑と分かれて三本松村となり、戸長役場を廃し村役場を置いた。明治三十一年二月十一日大内郡最初の町制を布き、同三十二年七月一日郡制実施に依って大川郡三本松町と称し、今日に至っている。

昔水という名の由来については、昭和四十七年十二月に発刊された『昔水村史』に、次のように述べられている。

昔水という名は、明治二十三年町村制施行によって、それまであった水主・中筋・横内・西村・川東の五か村が合併して一つの村になったときつけられた名前で古いものではない。村名をつけるときに昔田にするか、水主にするかでもめ、結局その両方をとって昔水にしたといわれているが、その与田や水主の名が古いのである。

水主の名が文献に出てくるのはいまから約千百年あまり前、『続日本後紀』の中の「承和三年（八三六）水主神社に従五位下を授く」とあるのが最初で、水主も水主神社もともに出ているといっていい。水主の地名のいわれについては水主神社から出たという説、みずいし（水晶）から出たという説（水主山には水晶がでる）、その他がある。与田の名は『和名抄』の中に与泰（よだ）郷（昔水村と福栄村の一部）と出ているのが文献上の初見である。『和名抄』は承平年中（九三一～九三八）にできたのであるから、その初見は水主に比べ約百年の後ということになる。その後与泰は與田とも昔田とも書かれてきた。「よだ」のいわれについては昔田八幡勧請に結びつける説が有力である。

丹生という名はどこから生まれてきたのか調べてみたが、現在のところ確たるものはないが、明治九年（一八七

六）馬篠・小砂・土居・中山・三殿・町田・松崎・大谷・落合・小磯の一〇か村が合併して丹生村と称するようになったことは事実である。丹生の名は昔から入野郷に属しており、入野とか入野屋・丹生屋、あるいは丹生谷などと記された古文書があるところから丹生というようになったという説と、大谷に勧請した八幡宮が誕生の神として信仰があつく、誕生が丹生（たんじょう）になり丹生（にぶ）と読み替えられたとする説もある。昭和三年四月に発行された木村皓一（当時の丹生村長）の著書『丹生村今昔物語』には次のように記されている。

或る人は丹生たる名称は入野郷に因めるものにて、入野山村（現在の福栄村）に丹生山ありて越前の国に同名の山あり、大伴家持の歌に「獨のみ聞けばさぶしも時鳥、にぶのやまべにいゆき鳴くらし」に因めるものだと云うが、伝説には丹生の大谷に勧請した八幡宮が誕生の神として流行し賽客緒の如く絶えず遂に誕生の地と称し後、誕が丹となり丹生となり遂に丹生と訛伝したものだと云うものがあるが、僕は大和が古代から政治の中心に近かって、大和に丹生と云う地名があるところをみると同地方で統治をなして居ったものが、軍事上の失脚或いは政治変遷、或いは経済変動其他の原因に依りて流離の難にあい眷族及び臣下をつれて讃岐へ渡り此の地を卜して安住の地となし、恰も足利時代に播丹高砂地方の人々が台湾を征して台湾を高砂と呼びたる様に、生れた地を思い出す心にひかれてこの地を丹生（にぶ）とつけたのではないかとも思はれる。

第二章　地　誌

第一節　位　置

大内町は、香川県東部高松市と徳島市のほぼ中間にあり、東西五・四五キロメートル、南北七・四二キロメートル、北緯三四度一五分九秒、東経一三四度二〇分三一秒に位置し、東南は白鳥町に、西は大川町・津田町に接し、北は瀬戸内海（播磨灘）に面している。南に高峻な虎丸山系があり、そこを源とする与田川・番屋川が北に流れて内海に注いでいる。

位　置

位置方位	経緯度	地点	備考
極東	三四度一四分五三秒 一三四度二〇分五八秒	三本松 五二九―一	白鳥町に接す
極西	三四度一三分五二秒 一三四度一六分三一秒	水主 三二〇九―一	大川町に接す
極南	三四度一二分一五秒 一三四度一七分一六秒	水主 二〇〇一―一	白鳥町に接す
極北	三四度一六分五二秒 一三四度一八分五四秒	馬篠北山 丸亀島北点	
町役場	三四度一五分〇九秒 一三四度二〇分三一秒	三本松一一七二	

大内町の町域

東西	五・四五㎞
南北	七・四二㎞
面積	三四・四九㎢

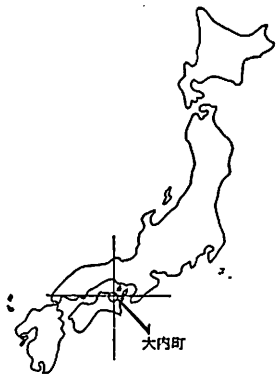

大内町の位置（その１）

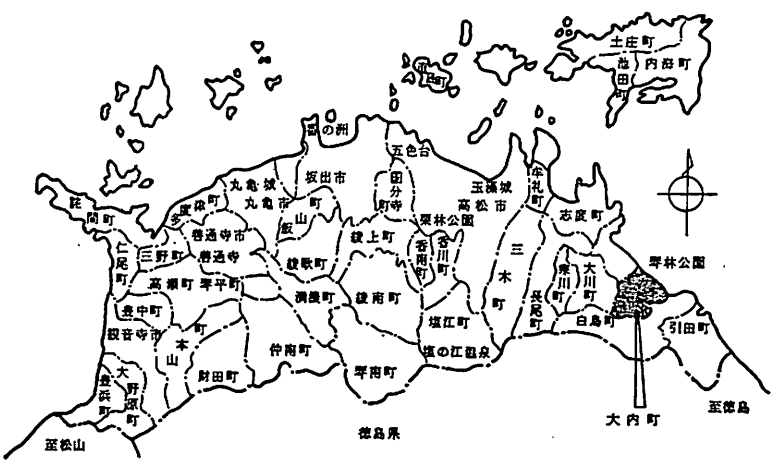

大内町の位置（その２）

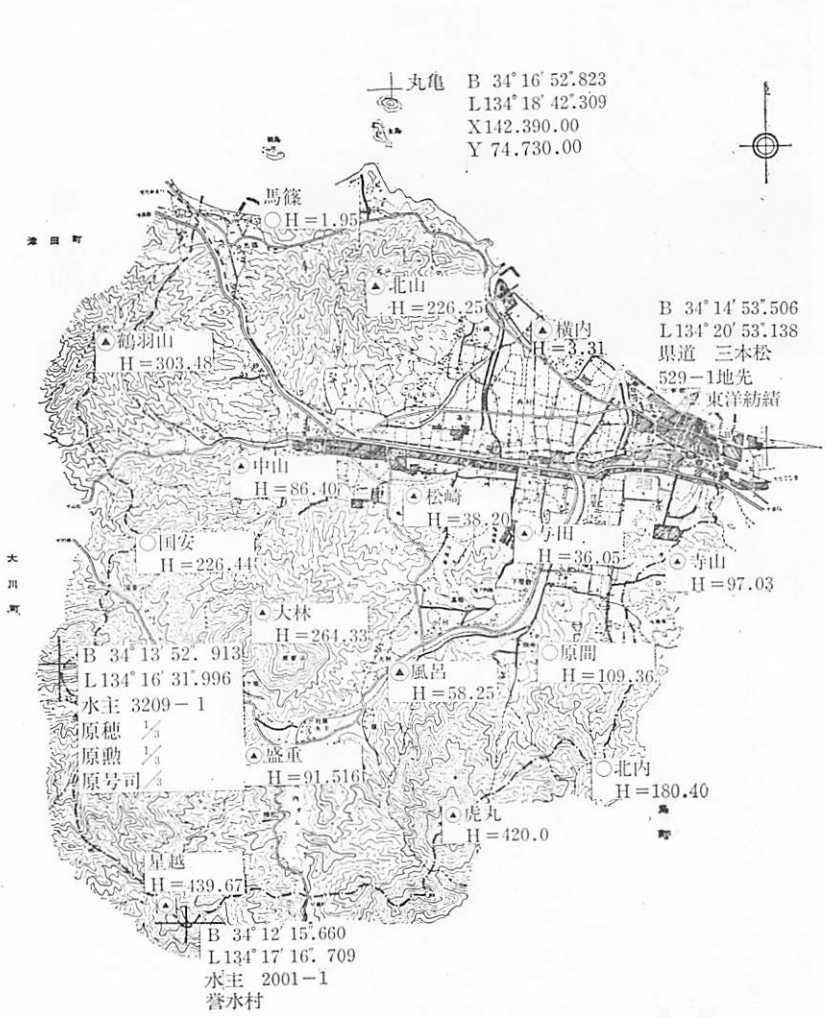
丸亀
B 34° 16′ 52″.823
L134° 18′ 42″.309
X142.390.00
Y 74.730.00
馬篠
○H＝1.95
▲北山
H＝226.25
▲横内
H＝3.31
B 34° 14′ 53″.506
L134° 20′ 53″.138
県道　三本松
529－1地先
ヲ 東洋紡績
▲鶴羽山
H＝303.48
▲中山
H＝86.40
▲松崎
H＝38.20
▲寺田
H＝36.05
▲寺山
H＝97.03
○国安
H＝226.44
▲大林
H＝264.33
B 34° 13′ 52. 913
L134° 16′ 31″.996
水主 3209－1
原穂 1/3
原勲 1/3
原号司 1/3
▲風呂
H＝58.25
○原間
H＝109.36
▲盛重
H＝91.516
○北内
H＝180.40
▲虎丸
H＝420.0
星越
H＝439.67
B 34° 12′ 15″.660
L134° 17′ 16″. 709
水主 2001－1
誉水村

大内町の位置（その３）

第二節　地　勢

一　山　岳

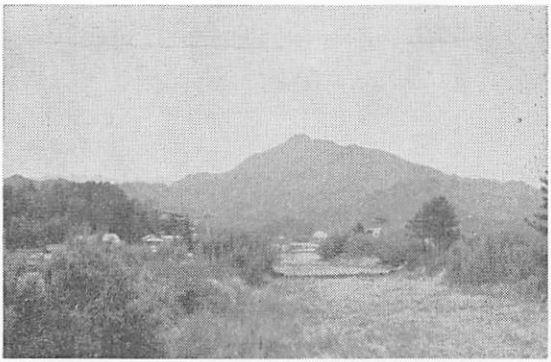

虎丸山

大内町の南に横たわる矢筈山系は、阿讃山脈の分脈で、長尾町多和の矢筈山、白鳥町五名の檀特山、本町の本宮山を経て、虎丸山塊で消えている。

本町の山は、山岳仏教の源である熊野三山を勧請したところの本宮（本宮山）・新宮（虎丸山）・那智（那智山）を中心に南に高く座し、東に寺山（白鳥町）、北に北山と町を包む形をとっている。

本宮山　一名水精（しょう）山という。山頂には、本宮神社が祭られ、海抜三四二メートルである。この山から西に町境を越え大川町に入り、さらに笠ケ峰（五五九メートル）から尾根づたいに東に下ると星越峠に出る。

虎丸山　本町第一の山で本町と白鳥町福栄とにまたがり、四二〇メートルある。一名新宮山として、信者がたえない。山頂には新宮神社を祭り、信者のための新宮風呂があったのは有名である。虎丸山は、三本松港から見る姿が美しく町民からも親しまれ、虎丸

城跡として知られている。また、この山系は東に延び、川東・原間で陣尾山（二一〇メートル）となっている。

寺　山　天正年間土佐軍が陣をしき、虎丸城と対抗したといわれる陣尾山を北へ下ると、町境線から七〇メートル白鳥町側に入った所に寺山（九七メートル）がある。一名秋葉山といい、秋葉神社が祭られている。昔虎丸城主の菩提寺がここにあった。この山の北のすそに前山があり、中腹は宅地造成されて分譲地になっている。このほか川東に平山、古墳の多い大日山・東山・観音山がある。

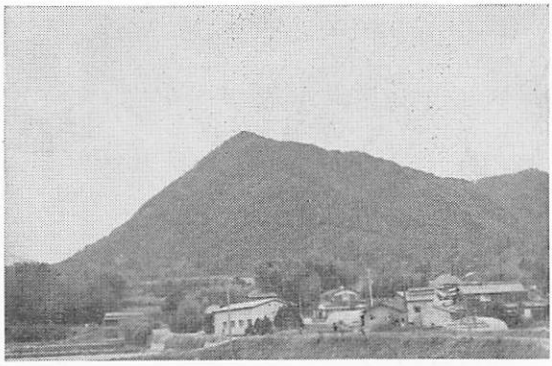

那智山

那智山　海抜二六八メートルで山上に那智神社を祭り、西側山麓に信者のための風呂（那智風呂）が昔の姿をとどめている。これから東に走ると鷲が山（七六メートル）があり、山頂には石槌神社が祭られている。この山を一名石槌山ともいい、これから先は、松崎東端前山（三八メートル）で消えている。

一方南谷からは折り重なり連なる大師山・鍋黒山・北山・鞍掛山で那智山に至る。また水主大社から高原・西村・中筋と丘陵地が長く広がり、水主北山・高原山・金比羅山・西村勝光寺山・天神山・中筋与田寺山・穴穂山と続く。さらに笠ケ峰から大川町との町境を北に下ると城が丸（二二六メートル）がある。これから東へ丘陵地が延び、弁天山、中山（八六メートル）と町田西金比羅山で終わっている。

北　山

海抜二二六メートルの北に孤立した山で、北壁は内海に迫っている。また北山山上付近で並ぶ竜権山は、昔雨乞いをした山として有名である。

二　河　川

大内町の水系は、図のように与田川・番屋川・古川の各水系が主なものである。また当町関係の県指定河川及び町指定河川を掲げると次のとおりである。

大内町の主な河川

県指定河川

水系名	指定総延長	河川名	指定延長	区域
与田川	一〇、九九〇m	本川与田川	五、六九四m	左岸　大川郡大内町大字水主二七五二番地々先以下海に至る。 右岸　同郡同町大字二六七〇番地々先以下海に至る。
		一支吐川	一、二六三	左岸　大川郡大内町中筋一一三番地々先以下与田川合流点に至る。 右岸　同郡同町同二三五番地々先以下与田川合流点に至る。
		一支別所川	八〇〇	左岸　大川郡大内町水主二三七番の四地先以下与田川合流点に至る。 右岸　同郡同町一九四番の九地先以下与田川合流点に至る。
		一支額川	三五三	左岸　大川郡大内町水主一一四八番の三地先以下与田川合流点に至る。 右岸　同郡同町同九七〇番地々先以下与田川合流点に至る。
		一支宮内川	六七〇	左岸　大川郡大内町水主一二〇三番地々先以下与田川合流点に至る。 右岸　同郡同町同一二九八番地々先以下与田川合流点に至る。
		一支様松川	一、二八〇	左岸　大川郡大内町水主一八四七番地々先以下与田川合流点に至る。 右岸　同郡同町同一九二〇番地々先以下与田川合流点に至る。（大内ダムを含む）
		一支笠松川	九三〇	左岸　大川郡大内町水主二六五二番地々先以下与田川合流点に至る。 右岸　同郡同町同二六二九番地々先以下与田川合流点に至る。

水系名	指定総延長	河川名	指定延長	区域
番屋川	一三、七六〇m	本川番屋川	四、五六七m	左岸　大川郡大内町大字三殿一三一番地先以下海に至る。 右岸　同郡同町同大字一二九番地先以下海に至る。
		一支西村川	四六〇	左岸　大川郡大内町西村五〇〇番地先以下番屋川合流点に至る。 右岸　同郡同町同字四四八番地先以下番屋川合流点に至る。
		一支北川	四、〇〇〇	左岸　大川郡大内町大字中山四三七番の一地先以下番屋川合流点に至る。 右岸　同郡同町同大字六八一番地々先以下番屋川合流点に至る。
		二支玉の池川	一、二三〇	左岸　大川郡大内町小砂二一五番の二地先北川合流点に至る。 右岸　同郡同町同一一六番の一地先以下北川合流点に至る。
		一支楠谷川	二、五四〇	左岸　大川郡大内町大字水主字川田五二六三番地々先以下番屋川合流点に至る。 右岸　同　右
		一支石風呂川	九六三	左岸　大川郡大内町大字三殿八四六番の三地先以下番屋川合流点に至る。 右岸　同郡同町同大字八六一番地先以下番屋川合流点に至る。
田尻川	六一四	本川田尻川	六一四	左岸　大川郡大内町馬篠六五〇番の一地先以下海に至る。 右岸　同郡同町同七二五番地々先以下海に至る。
古川	二、二一二	本川古川	二、二一二	左岸　大川郡大内町大字川東四五九番の一地先以下海に至る。 右岸　同郡同町同大字二六七番地々先以下海に至る。

町指定河川

対照番号	水系名	指定総延長	河川名	指定延長	区域
一	古川	七八五m	本流古川	六四五m	左岸　香川県大川郡大内町川東一四一六番地 右岸　以下白鳥町々境に至る。 香川県大川郡大内町川東一四二三―四番地 以下白鳥町々境
二			支流古川上川	一四〇	左岸　香川県大川郡大内町川東七七七―一番地 以下古川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町川東七七八―二番地 以下古川合流点に至る。
三	与田川	五、二七八	小支流中筋川	二五〇	左岸　香川県大川郡大内町中筋二五六番地 以下吐川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町中筋二五六番地 以下吐川合流点に至る。
四			〃風呂川	三〇〇	左岸　香川県大川郡大内町水主八四四番地 以下与田川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主七二二番地 以下与田川合流点に至る。
五			〃風呂谷川	一八〇	左岸　香川県大川郡大内町水主七六九―三番地 以下風呂川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主七六七番地 以下風呂川合流点に至る。
六			支流大社川	四二〇	左岸　香川県大川郡大内町水主三九三六番地 以下与田川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主三八九一番地 以下与田川合流点に至る。
七			〃吐川	四〇五	左岸　香川県大川郡大内町水主四四二七番地 以下吐川に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主四四六五番地

対照番号	水系名	指定総延長	河川名	指定延長	区域
				m	
八	与田川	五、二七八 m	小支流　本宮川	一九七	左岸　香川県大川郡大内町水主二〇一六番地以下吐川に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主二〇一六番地以下大内ダムに至る。
九			〃　釜床川	一六五	左岸　香川県大川郡大内町水主一七八七番地以下大内ダムに至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主一八九五―二番地以下大内ダムに至る。
一〇			〃　黒岩川	一七〇	左岸　香川県大川郡大内町水主一九九二―一番地以下様松川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主一九八九―七番地以下様松川合流点に至る。
一一			支流　様松川	三三〇	左岸　香川県大川郡大内町水主一九七二番地以下様松川に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主一六三八番地以下様松川に至る。
一二			〃　盛重川	六一〇	左岸　香川県大川郡大内町水主二一六九―六番地以下与田川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主二一六一―一番地以下与田川合流点に至る。
一三			小支流　忠田川	二八〇	左岸　香川県大川郡大内町水主二一六六―一番地以下盛重川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主二一七〇―一番地以下盛重川合流点に至る。
一四			〃　笠松南川	二九五	左岸　香川県大川郡大内町水主二四四四番地以下笠松川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主二三九七―一番地以下笠松川合流点に至る。

対照番号	水系名	指定総延長	河川名	指定延長	区域
一五	与田川	五、二七八m	小支流　笠松下川	五〇〇m	左岸　香川県大川郡大内町水主二一八七九―一番地以下笠松川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主二一八六七―一番地以下笠松川合流点に至る。
一六			〃　森行川	六三〇	左岸　香川県大川郡大内町水主二一七五二番地以下笠松川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主二一六七〇番地以下笠松川合流点に至る。
一七			〃　十尻川	六〇	左岸　香川県大川郡大内町水主二二五四―一番地以下与田川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主二二四三―二番地以下与田川合流点に至る。
一八			支流　国安川	三七〇	左岸　香川県大川郡大内町水主三一二二―八番地以下与田川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主三一二〇九―一番地以下与田川合流点に至る。
一九	番屋川	六、六九二	小支流　西村上川	九六四	左岸　香川県大川郡大内町西村一一七一―一番地以下楠谷川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町西村一一七〇番地以下楠谷川合流点に至る。
二〇			〃　楠谷上川	三九六	左岸　香川県大川郡大内町水主五二三九―一番地以下楠谷川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主五二三二番地以下楠谷川合流点に至る。
二一			支流　南渓川	五〇四	左岸　香川県大川郡大内町町田二六六―一番地以下番屋川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町町田二〇八―七番地以下番屋川合流点に至る。
二二			〃　三殿中川	五六〇	左岸　香川県大川郡大内町三殿五二四―一番地

対照番号	水系名	指定総延長 m	河川名	指定延長 m	区域
二三	番屋川	六、六九二	本流番屋川	六二〇	右岸　以下番屋川合流点に至る。 左岸　香川県大川郡大内町中山七九二番地以下三殿上池に至る。 右岸　香川県大川郡大内町中山八五九―一番地以下三殿上池に至る。
二四			支二流小磯川	六七〇	左岸　香川県大川郡大内町小磯五一九―二番地以下番屋川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町小磯六九四番地以下番屋川合流点に至る。
二五			〃落合川	二〇〇	左岸　香川県大川郡大内町落合四三六―三番地以下番屋川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町落合四三七―一番地以下番屋川合流点に至る。
二六			小支流大谷川	五八〇	左岸　香川県大川郡大内町大谷三一九―二番地以下北川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町大谷三一六番地以下北川合流点に至る。
二七			〃中山下川	五二〇	左岸　香川県大川郡大内町中山二六九―一番地以下北川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町中山二八八―二番地以下北川合流点に至る。
二八			〃中山上川	五八	左岸　香川県大川郡大内町中山四二〇―一番地以下北川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町中山四二一―二番地以下北川合流点に至る。
二九			〃中山奥川	四九五	左岸　香川県大川郡大内町中山六四一―一番地以下北川合流点中山六〇一―一番地に至る。

対照番号	水系名	指定総延長	河川名	指定延長	区域
三〇	番屋川	六、六九二m	小支流々小砂川	九六〇m	右岸　香川県大川郡大内町中山六四七―三番地以下北川合流点中山六七三―一番地に至る。 左岸　香川県大川郡大内町小砂二一一番地以下玉の池川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町小砂二七五―三番地以下玉の池川合流点に至る。
三一	明神川	三〇五	本流明神川	三〇五	左岸　香川県大川郡大内町小磯二一三―四六番地以下小磯九三三番地に至る。 右岸　香川県大川郡大内町小磯二一五番地以下小磯二二九―一番地に至る。
三二	山田川	一六〇	〃　山田川	一六〇	左岸　香川県大川郡大内町小磯八七番地以下海に至る。 右岸　香川県大川郡大内町小磯一四七―一番地以下海に至る。
三三	平谷川	四三八	〃　平谷川	四三八	左岸　香川県大川郡大内町馬篠一三五五―一番地以下海に至る。 右岸　香川県大川郡大内町馬篠一三五六―三番地以下海に至る。
三四	欅谷川	六九〇	〃　欅谷川	六九〇	左岸　香川県大川郡大内町馬篠一四四二番地以下海に至る。 右岸　香川県大川郡大内町馬篠一四三八―一番地以下海に至る。
三五	馬篠川	二四〇	〃　馬篠川	二四〇	左岸　香川県大川郡大内町馬篠一〇九五―一番地以下海に至る。 右岸　香川県大川郡大内町馬篠七六〇番地以下海に至る。

対照番号	水系名	指定総延長	河川名	指定延長	区域
三六	田尻川	五三m	本流田尻川	一八m	左岸　香川県大川郡大内町馬篠一七五―一番地以下黒河川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町馬篠一七四―五番地以下黒河川合流点に至る。
三七			支流森奥川	三五	左岸　香川県大川郡大内町馬篠一七四―五番地以下田尻川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町馬篠一六六―一番地以下田尻川合流点に至る。
三八	与田川	一一六	〃　向ケ原東川	一一六	左岸　香川県大川郡大内町水主三五〇六番地以下与田川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主三五〇三―二〇番地以下与田川合流点に至る。
三九	与田川	二三〇	小支流　明神谷川	二三〇	左岸　香川県大川郡大内町水主一六三三―六番地以下様松川合流点に至る。 右岸　香川県大川郡大内町水主一六三二番地以下様松川合流点に至る。

三　ため池

大内町内のため池の数は三五〇か所くらいで、その中の主なものは次のとおりである。水稲中心の農業から園芸作物へと農業の内容、方法が変化し、さらに香川用水の導入により、ため池の役割も変わっている。また最近は、宅地開発その他の事情で毎年いくつかのため池が消えていったり、土砂で小さな池は埋められている。

南小谷池
不動池
北蓮池
南西池
東宮池
新池
奥の池
新池
王子池
大神池
原池
天池
坂下池
玉の池
矢の池
松崎新池
なめくり谷池
上池
池の内池
谷峰池
長法池
牛ヶ谷池
ワシガ山池
安鹿下池
安鹿上池
大社池
古池
原池
宮内大池
宮内上池
明神池
中山大池
明野池
才の池
飯山池
南谷池
飯山上池
長谷池
町田新池
遠田池
境目池
国安池
谷池下池
谷池上池
観音谷池
上谷池
中池
城の内池
新宮池
西の谷池
原間新池
原間上池
香田池

主なため池

大内町のため池

番号	池名	満水面積	貯水量	所在地
一	芦尾池	○・六○	一六・九kt	三本松
二	奥の池	○・一八	三・二	三本松
	三本松計	○・七八	二○・一	
三	棒谷池	○・三二	六・二	川東　二四七
四	権現池	○・一○	○・二	〃　六五四
五	浦谷上池	○・一二	一・七	〃　六六二
六	香田池	○・二八	五・七	〃　一、四七四
七	原間上池	○・九四	六三・一	〃　一、五○二
八	原間新池	○・二八	九・二	〃　一、四三五
九	観音の谷池	○・五○	二三・九	〃　一、五○六
一○	谷池上池	○・一四	二・七	〃　一、一二五
一一	谷池下池	○・二○	五・七	〃　一、一三八
一二	川東計	○・五二	一○・三	〃　一、一一二
		四・九六	一六八・九	
一三	新宮池	○・七八	三二・四	水主　二○三
一四	石垣池	○・一○	三・二	〃　二四一
一五	城の内池	○・五九	一七・一	〃　三七六
一六	中池	○・三二	一○・七	〃　一四六
一七	飛谷池	○・一七	四・○	〃　一八六

番号	池名	満水面積	貯水量	所在地
一八	国光池	〇・一七 ha	四・六 kt	六三三
一九	孫六池	〇・一〇	二・四	八〇二
二〇	新池	〇・三一	一五・六	七八一
二一	寺池	〇・一三	三・八	八六八
二二	樽屋池	〇・一二	二・六	九三五
二三	大長谷池	〇・一二	二・四	九三六
二四	宮内大池	一・七五	五七・七	一〇三
二五	宮内上池	〇・五二	一七・〇	一〇八七
二六	山の神池	〇・一〇	二・二	一四〇六
二七	飛ケ丸池	〇・八〇	五・八	一六二一
二八	岡の神池	〇・一六	四・三	一〇六
二九	明神池	一・四〇	一九・〇	一六三一
三〇	星越池	一・一四	五・九	一六三三
三一	本宮池	〇・一二	一・八	〇〇三
三二	田中池	〇・一〇	〇・二	四二一
三三	滝合下池	〇・一二	四・三	四四七
三四	国安池	一・六一	八六・〇	〇六三
三五	下熊池	〇・一三	二・六	七四七
三六	原池	〇・三二	七・〇	七三三
三七	前の谷池	〇・二一	四・八	八〇〇
三八	古谷池	〇・一四	三・五	九二七
三九	三条谷池	〇・一六	六・六	三、九三二

番号	池名	満水面積	貯水量	所在地
四〇	大社上池	〇・二九 ha	八・八 kt	水主　四、〇六七
四一	大社下池	〇・一五	四・四	〃　四、〇六八
四二	円光寺池	〇・一三	四・二	四、一八二
四三	石谷下池	〇・一一	一・二	五、一二三
四四	安鹿上池	〇・五七	一一・五	五、一一四
四五	安鹿下池	一・一〇	二九・八	五、一一三
四六	前の池	〇・二三	四・九	五、二一六
四七	涼恵谷下池	〇・二〇	五・〇	五、二一四
四八	北池	〇・二六	五・〇	五、二九九
四九	神前池	〇・四〇	〇・四	五、三三〇
五〇	鶯ケ山池	〇・一四	二・八	五、三六六
五一	新安池	〇・一三	二・一	四、九五三
五二	池の内池	二・三三	二八・四	四、八八七
	水主計	一七・七三	五三六・〇	
五三	保田池	二・二五	六三・四	西村　一、二七三
五四	川田池	八・三〇	二四八・八	〃　一、一二〇
	西村計	一〇・五五	三一二・二	
五五	なめくり谷池	〇・一四	二・八	落合　五四八
	落合計	〇・一四	二・八	
五六	西池	〇・一一	二・五	松崎　四三〇

番号	池名	満水面積	貯水量	所在地
五七	松崎新池	三・〇〇 ha	八四・〇 kt	松崎　五六六
五八	松崎上池	〇・九八	一六・七	〃　五六五
五九	牛ケ谷上池	〇・一七	三・五	〃　三九〇
	松崎計	四・二六	一〇六・七	
六〇	矢野池	〇・六三	一五・七	町田　四九四
六一	谷峰池	〇・一五	二・二	〃　三八五
六二	長法池	〇・四〇	一三・五	〃　二九九
六三	町田新池	〇・九八	五九・六	〃　二一二
六四	新大原池	〇・五三	一八・二	〃　一、〇四二
六五	大原池	一・二三	三二・九	〃　一、一二六
六六	摺鉢池	〇・一五	二・七	〃　一、二五六
	町田計	四・〇七	一四四・八	
六七	才の池	一・四六	三九・四	三殿　六
六八	遠田池	〇・五二	二〇・四	〃　七七三
六九	片原奥池	〇・一四	四・九	〃　八三六
七〇	庵池	〇・一三	二・六	〃　八〇四
七一	枇杷谷池	〇・一三	三・一	〃　四六七
七二	長谷新池	〇・四八	一八・八	〃　五六三
七三	加茂池	〇・一一	二・〇	〃　二九二
七四	南谷池	〇・二四	四・九	〃　五三三

番号	池名	満水面積	貯水量	所在地
七五	飯山上池	○・三○ ha	九・七 kt	三殿 二○三
七六	飯山池	○・六九	二○・四	〃 一三○
七七	竹谷池	○・三○	四・六	土居 三四六
七八	新子池	○・三○	六・五	〃 六九五
七九	王子池	○・五五	一三・○	〃 五六四
八○	天神池	○・七○	一三・○	〃 五一二
八一	鼻井谷池	○・一一	二・七	〃 六四六
八二	喜太郎池	○・二一	五・○	小砂 二一六
八三	箕谷池	○・一○	二・五	〃 二五七
八四	新開下池	○・一三	三・五	〃 三○三
八五	新開上池	○・一七	三・一	〃 三○六
八六	新下池	○・一○	一・七	〃 三五八
八七	玉の池	一・四六	四五・五	〃 四六八
八八	不毛の谷池	○・一一	三・○	中山 八七九
八九	柿木谷池	○・一二	三・一	〃 六八七
九○	中山大池	二・五○	一三三・四	〃 六八三
	小砂計	二・一七	六一・三	
	土居計	一・九六	三九・八	
	三殿計	四・二○	一二六・二	

番号	池名	満水面積	貯水量	所在地
九一	山田池	〇・一一 ha	一・四 kt	中山 五六二
九二	大谷池	〇・二三	一四・九	〃 五〇二
九三	造田池	〇・三五	七・〇	〃 四一五
九四	中谷池	〇・三九	七・八	〃 三四一
九五	房谷池	〇・一一	二・一	〃 二七六
九六	長太池	〇・二〇	四・一	〃 二五八
九七	常仏池	〇・一七	三・三	〃 一五六
中山計	中池	四・二九	一八〇・一	
九八	下池	〇・二三	七・六	馬篠 二〇三
九九	裏池	〇・一二	二・二	〃 二三一
一〇〇	神下池	〇・一三	三・四	〃 二八五
一〇一	平間上池	〇・一〇	一・八	〃 四九一
一〇二	平間下池	〇・一三	二・二	〃 四九六
一〇三	北池	〇・一〇	一・二	〃 四四一
一〇四	坂下池	〇・九八	二八・九	〃 八六六
一〇五	坂下上池	〇・六四	一四・二	〃 八九六
一〇六	新谷池	〇・一二	三・五	〃 八二五
一〇七	仏ケ谷池	〇・二六	九・〇	〃 一〇四
一〇八	矢谷池	〇・一三	三・四	〃 一〇五七
一〇九	柏谷上池	〇・一六	三・五	〃 一六九
一一〇	柏谷下池	〇・一一	二・七	〃 一四三
一一一	前池	〇・二〇	三・八	〃 一三三〇

番号	池名	満水面積	貯水量	所在地
一一二	裏馬池	○・一七 ha	三・三八 kt	馬篠一、二七三
一一三	欅猪谷池	○・一四	五・〇	〃 一、三八二
一一四	谷の篠池	○・一五	二・二	〃 一、四九二
一一五	東新池	○・一五	五・〇	小磯 一四二
一一六	新中池	○・二五	四・〇	〃 二〇四
一一七	中池	○・一八	三・六	〃 四一六
一一八	摺鉢池	○・一三	四・三	〃 四一四
一一九	浦子谷池	○・一四	四・二	〃 四二八
一二〇	北谷下池	○・一〇	二・七	〃 五六四
一二一	池の内池	○・一五	二・二	〃 六五二
一二二	不動池	○・七八	三三・一	〃 六六六
	小磯計	一・八八	五九・一	
一二三	北蓮池	○・二六	七・八	大谷 三八八
一二四	南蓮池	○・八四	二三・八	〃 三九八
一二五	東宮池	○・三五	五・三	〃 四六四
一二六	西宮池	一・九五	二九・二	〃 七〇六
一二七	建上池	○・二六	三・一	〃 五二九
一二八	奥の池	○・八六	二三・八	〃 六二五
	大谷計	四・五二	九三・〇	
	合計	六五・三八	一、九四九・四	

四　橋

大内町にも大小さまざまの橋が架けられているが、主なものを掲げると次表のとおりである。

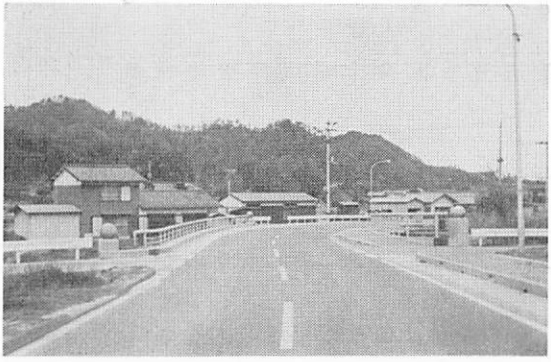

誉　水　橋

中　央　橋

大内町の主な橋

橋名	橋長	幅員	路線名	架設年
中道橋	一三m	五・一m	西町東地線	昭和五〇
与田川中橋	五五	五・六	古川大谷線	四四
与田川橋	四二	六・七	三本松町田線	一〇
中央橋	五三	六・五	中筋小僧線	五二
別所橋	四一	四・五	下屋敷別所線	四〇
風呂下橋	四四	六・〇	水主北山国光線	四三
西内南橋	一九	三・〇	西内水主浄水場線	四四
向ケ原橋	一六	四・〇	向ケ原線	五二
番屋大橋	三四	三・二	大谷番屋線	一二
森広橋	四〇	四・〇	西村小磯線	三七
小磯東橋	二八	三・〇	小磯南線	五〇
番屋川中橋	二七	五・六	古川大谷線	四四
西村西橋	一六	三・〇	横内上落合線	四九
前川橋	二五	三・〇	小磯南線	四四
大谷中橋	二九	五・五	古川大谷線	四四
八の坪橋	四〇	五・五	〃	四四
石風呂橋	一六	五・〇	三殿中央線	五六
大谷上橋	一七	三・〇	八の坪番屋線	五三
八幡橋	一六	五・〇	松崎大谷神社線	五三
西内下橋	二〇	二・五	社原西内線	四九
西内橋	二〇	三・〇	〃	四七

橋名	橋長	幅員	路線名	架設年
向原上橋	一六m	四・〇m	向ケ原線	昭和五〇
大社下橋	二一	四・〇	大社環状線	四三
登水橋	四五	一一・〇	水主本松線	五六

第三節　地目別面積

大内町における土地利用の現況は次の分布図のとおりである。また地目別面積比も田畑が二五パーセント、山林・原野で五〇パーセントを占めている。主な農業生産物は、水稲のほか・麦・葉タバコ・レタス・イチゴ・ミカン・電照菊・パセリ・キュウイなどで、時代の移り変わりとともに生産物も大きく変化している。

地目別面積（昭和五十九年一月　町税務課）

区分	面積（ha）	比率（%）	区分	面積（ha）	比率（%）
総面積	三、四四九	一〇〇	池沼	一〇八	三・一
田	六五七	一九・〇	山林、原野	一、七二四	五〇・〇
畑	二二六	六・六	その他	四七三	一三・七
宅地	二六一	七・六			

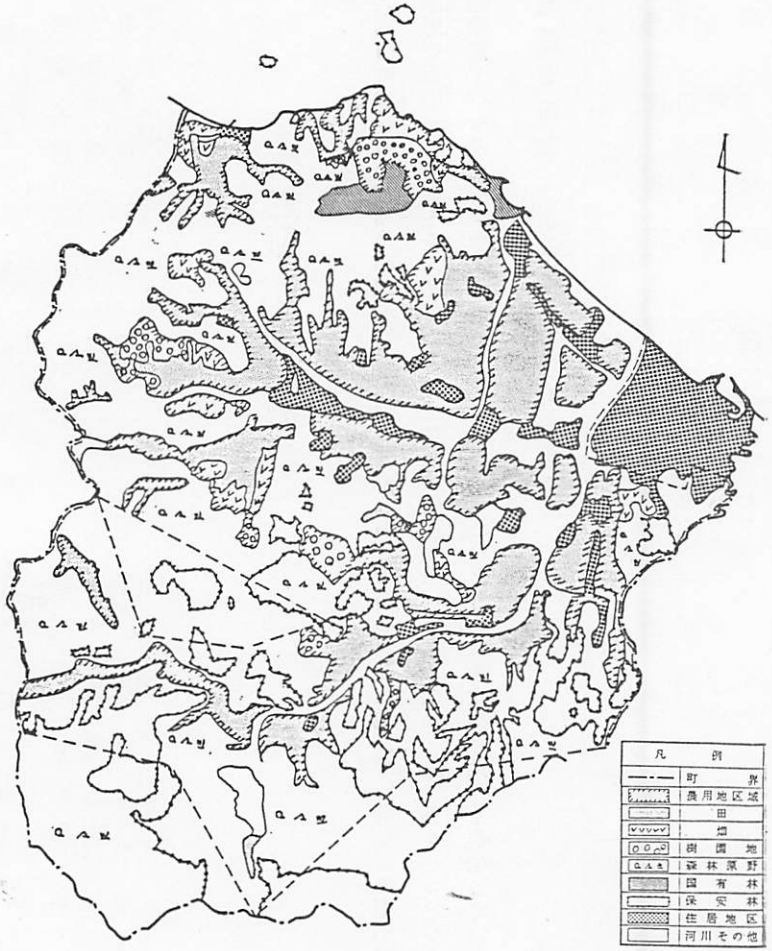

土地利用の現状

第四節　地　質

香川県の地質図を見ると、基盤は花崗岩から構成されている。南部は中生代白亜紀の和泉層群から成る、七〇〇メートルから一〇〇〇メートル余の讃岐山脈が東西あるいは東北東に走り、さらに北部は一段と低く、四〇〇メートルから六〇〇メートルの主として花崗岩から成る部分を基盤としている。これが本町の地質の主な部分をなしており、その間を洪積層や沖積層が堆積して現在の台地や平地を形成している。

一　地　形

大内町は、四国の東北部に位置し、香川県の東部にある。地形は、南北にやや長いだ円形をしている。町の南には阿讃山脈が連なり、北に向かってゆるやかに傾斜し瀬戸内海に達している。海には島々が点在しており、大変風光の美しい町である。

山と平地が相半ばしているため、土地の利用度は大変高い。河川は、町の中央を流れる与田川が主で、西部を流れる番屋川流域は、扇状地で平野的形態を示している。農用地は、総面積の二七・二七パーセント程度で県の平均をやや上回っている。

地質は、南部に花崗岩が虎丸山系付近に広く分布し、平野部は沖積世に形成された花崗岩の風化土から成る沖積層が存在している。海岸部は、泥溺な堆積物から成る後背湿地があり、一部丘陵部に、洪積層が点在している。

本町の地形を山地・丘陵・山麓地・上位台地・下位台地・低地などに分けて説明すると、大川町田面から本町の町田・馬篠・北山・絹島・丸亀島を含めて、北部の山地を熔岩台地起源の山地とし、それから以南を、阿讃山地起源の山地として地質的にみることができる。熔岩台地起源の山は比較的高度が低く、本町の北山（標高二二六・三メートル）や津田町北山（標高三〇六・一メートル）の平たん面の残る地形である。絹島・女島・丸亀島は孤立した丘陵地とみることができる。

山麓と山地との境界の海抜高度は与田川中流沿岸で一〇〇から二〇〇メートル、北山山麓では八〇から一〇〇メートルである。下位には与田川中流の大社付近に比高数メートルの台地があり、これは花崗岩質の砂礫で構成され、支流の旧扇状地の浸食を受けてできた台地らしい。また河川の山地から低地に出る所では扇状地が展開している。与田川では中筋付近一帯にゆるい傾斜の扇状地が発達している。

各河川の下流部には砂ないしシルトを主とする低湿な三角州状の低地があり、海岸に並ぶ浜堤湿地をも含んでいる。これらの地域は大雨のさい湛水しやすい。本町の横内付近、高徳線三本松駅北方がこれに当たり表土は砂質である。また砂州が延長して海岸に近い島に発達したものとして、丸亀島・女島があり、浅瀬で馬篠と続いている。さらに、人工平たん地は小規模ではあるが、港付近に狭い埋立地が存在する。

傾斜区分の図を見ると、四〇度以上の地域は虎丸山頂付近に少し分布するだけで、与田川以北ではほとんど見られないが、二〇度から三〇度の傾斜は山地や山腹一帯に見られる。

与田川・番屋川は三度未満の傾斜で大雨のとき山腹から流れ出た土砂を下流に運ぶことができないため、松崎付近、水主大社付近では天井川を形成している。

大内町の水系は北部は番屋川の水域、南部は大部分が与田川水域に属し、東部は古川水域、北端の馬篠付近では田尻川の流域となっている。

二　地　　質

本町の岩石基盤は先に述べたように、古生代末期から中生代初期にできた花崗岩から成り、その上に瀬戸内火山による堆積物が北端に点在し、それらが浸食され再び堆積され現代の平野や丘陵が洪積、沖積層として残されている。

深成岩類　大内町の基盤でもあり広く分布している花崗岩から述べると、地形のところでも紹介したように北部にわずか火山岩が点在するだけで、ほとんどが花崗岩で占められている。これは瀬戸内海周辺に広く分布している。

多くの研究者により明らかにされているように花崗岩の迸入時期は三期に分けられ、西日本では次のとおりである。

イ　古生代末期～中生代初期　領家、飛騨花崗岩類
ロ　中生代末期～古第三紀　中国、北九州花崗岩類
ハ　新第三紀　山口・紀伊半島・宇和島・足摺・室戸岬

本町に分布する大部分は(イ)に属する領家変成に関与する花崗岩である。領家花崗岩の迸入生成の時期については、中生代末期と考える研究者もあるが、香川県で分かる事実としては和泉層群の中に水蝕礫として混入し、先和

香川県の地層層序表

時代			層名	岩相
新生代	第四紀	現世	沖積層	砂・礫及び粘土
		更新世	下段堆積層	砂・礫及び粘土
			中段堆積層	砂・礫及び粘土
			上段堆積層（焼尾峠礫層）	礫・粗粒砂
	第三紀	鮮新世	（三豊層群）	
		中新世	讃岐層群	讃岐岩及び讃岐岩質安山岩 角閃斜方輝石安山岩質集塊岩 基性凝灰角礫岩 酸性凝灰岩及び凝灰角礫岩 花崗質砂岩
			（土庄層群）	
中生代	白亜紀	（一部浦河）ヘトナイ世	（和泉層群）	
古生代	二畳紀	（一部石炭紀）	領家コンプレックス	片状花崗岩 変成粘板岩 雲母片岩 縞状片麻岩 変成輝緑岩 結晶質石灰岩

（『香川県地質説明書』1962　斉藤・坂東）

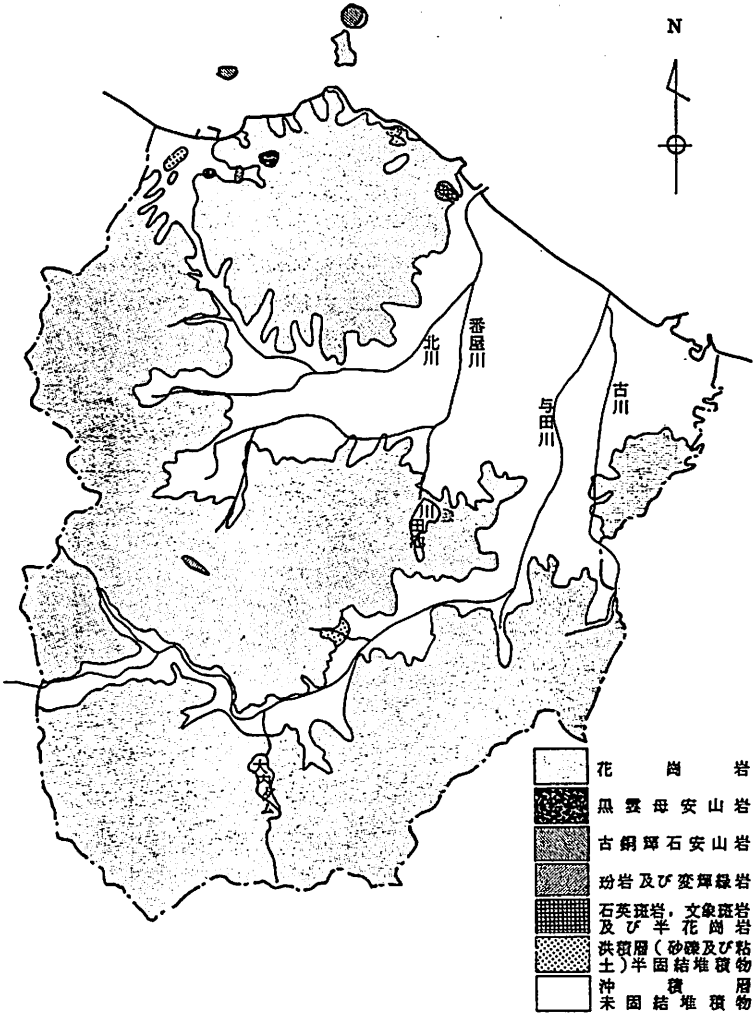
N
北川
番屋川
与田川
古川
花　崗　岩
黒雲母安山岩
古銅輝石安山岩
砂岩及び変輝緑岩
石英斑岩，文象斑岩及び半花崗岩
洪積層（砂礫及び粘土）半固結堆積物
沖積層未固結堆積物

地　　質　　図

泉であるということだけである。

花崗岩の絶対年数をＫＩＡ法により測定すると、領家花崗岩は六〇〇〇万年～一億年前の間に入ることであり、これを数値どおり解釈すると中生代末期となるが、地質的諸事実から考察すると古生代末期～中生代初期の方がよいだろう。本町にある花崗岩は東西方向の片状構造を持つところの片状花崗岩が大部分を占めている。これは主として黒雲母花崗岩（角閃黒雲母花崗岩）及び花崗閃緑岩から成る。これらを分類することは困難で大部分は花崗閃緑岩と称すべきである。

またその組織も粗粒のものから中粒のものが多く、ときには斑状を呈するものもある。これらは一般に脆弱で真砂化することが多い。前述の両花崗岩の成分鉱物は次のとおりである。

(a)　黒雲母花崗岩

主成分鉱物　石英　長石　斜長石　黒雲母

副主成分鉱物　白雲母　燐灰石　風信子鉱　磁鉄鉱

次生鉱物　緑れい石　緑泥石　褐れい石

(b)　花崗閃緑岩

本町に分布する主部を占めている。特に白亜紀の和泉層群に接する南部地域に多い。これは一般に粗粒で、灰白色を呈し、いたるところで真砂化し、ある場合には五〇から一〇〇メートルぐらい風化しているようで、新鮮なのはわずかに河床に露出するにすぎない。

主成分鉱物　斜長石　石英　微長石　黒雲母　角閃石

副成分鉱物　燐灰石　風信子鉱　磁鉄鉱　褐れい石

両花崗岩地帯には、東西～南北の節理がきわめて著しく、三本松から香川郡香南町にかけ花崗岩前山地帯の前緑部が東西約三〇キロメートルにわたり著しく破砕されている。水主風呂付近、国安東付近に著しく破砕帯が見られる。

昭和二十七年（一九五二）平山健が調査した説明書の中に次のように示されている。

「この地域（香川県東部）の花崗閃緑岩のうち、局部的ではあるが著しく破砕作用を受けており鉱物は自形を失っている花崗岩質の組織も失なわれている。鏡下で見ると斜長石が双晶面において裂け、黒雲母、角閃石も歪により変形している。

これは破砕作用と同時に鉱化作用を受けた結果と思われる、三本松南方、引田町でもこの状態は著しいこれ等の破砕作用及び鉱化作用を受けたと思われる部分は北半部に近くほぼ東西の方向に分布する傾向がある。」

領家式花崗閃緑岩が第四紀砂礫層上に衝上し、その衝上線に沿って、花崗岩地帯はかなりの幅で圧砕され、一部白色の半花崗岩状となっている。いずれも局部的な断層によるものである。

讃岐層群

瀬戸内沿岸には、花崗岩の老年期丘陵の上に、さぬき富士の飯の山、古戦場の屋島、五色台など古くから瀬戸内火山帯に属する火山として、第三紀末から第四紀にかけ活動したとされていた。

香川県に分布する熔岩も含めての火山性堆積層は、明らかに大部分は淡水性の堆積層で、その間に部分的に不整合関係はあるものの、時代的間隔はほとんどなく、一連の火山活動に伴う堆積物であるため、讃岐層と呼んできた。

本群は大局的に岩相上、岩質からみて三層に分けることができる。すなわち下位から、

イ　石英粗面岩質　黒雲母石英安山岩質凝灰岩及び凝灰角礫岩層

ロ　塩基性凝灰角礫岩層

ハ　角閃石斜方輝石安山岩質集塊岩層及び讃岐岩質安山岩熔岩である。

いずれも基盤の花崗岩上に直接座し、その上位を讃岐岩質安山岩に被覆されている。馬篠の絹島・丸亀島がこれに当たる。その堆積は花崗岩の浸食面に、黒雲母安山岩質凝灰岩・角閃安山岩質集塊岩・古銅石安山岩熔岩・讃岐岩熔岩の順に重なっているのが本層の代表的な層序である（前表参照）。

讃岐岩質安山岩には柱状及び板状の節理が著しく特に下部は柱状、上部は板状の節理が著しい。また熔岩中は基盤岩類の捕獲結晶又は捕獲岩が多く見られ絹島の石にも捕獲岩が分布している。

讃岐岩類を分けると次のとおりになる（佐藤氏による）。

a　讃岐岩

b　含輝石讃岐岩質安山岩

c　含かんらん石讃岐岩質安山岩

d　讃岐岩質かんらん玄武岩

本町の絹島、丸亀島の主な岩石は(d)の讃岐岩質かんらん玄武岩で、(c)のものよりかんらん石の含量が多く玄武岩というべきである。本岩は熔岩流として、男木・女木島・小豆島・高見島などに分布しているが、本町の絹島・丸亀島のものは柱状節理が見事に発達している。また岩石成分の分析値は次のとおりである。

讃岐岩質かんらん玄武岩成分表

鉱　　物	成分（%）
硅　　酸	55.90
アルミナ	18.52
第二鉄	2.34
第一鉄	5.80
苦　　土	4.66
石　　灰	6.82
ソ　ー　ダ	3.14
カ　　リ	1.59
チタン酸	6.32
第一酸化マンガン	0.12
灼熱損量	1.16

第四系

第四系は更新統（洪積層）と現世統（沖積層）とに分けることができる。

イ　更新統（洪積層）　本町でも讃岐山脈の前山をなす花崗岩の丘陵地の北麓水主大社付近に台地として残り、主として、砂・礫・粘土から成っている。この台地面は堆積面でなく浸食面である。

洪積層はおおまかに三段の台地が識別される。上段は一二〇～三〇〇メートル、中段は七〇～一〇〇

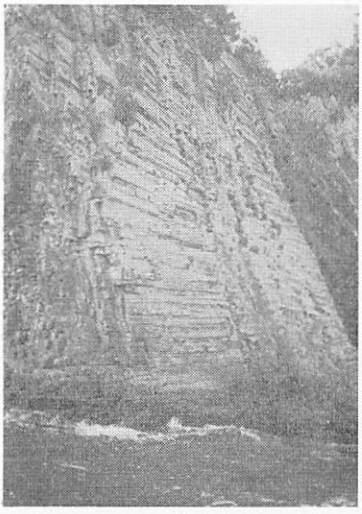

北　壁　東　部

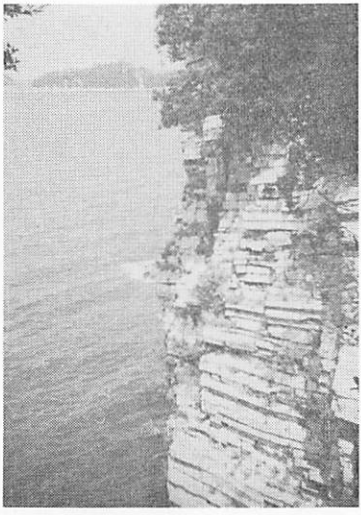

北　壁　西　部

絹島北壁柱状節理

メートル、下段が五〇～七〇メートルである。

ロ　現世統（沖積層）　本統は、礫・砂・粘土から成り、各河川の河岸、河口及び海岸その他の平地を構成し発達している。本町では、与田川・番屋川の河岸を中心に平野を形成して海岸まで広く分布している（前掲地質

柱状地質断面図

図参照)。

柱状地質断面　山の屋根の延長されたところでは基盤の花崗岩は浅く、町田西・大川中南・西村上・三本松前山から三本松港にかけて深さは十数メートルである。堆積物の多い与田川河口西から西村下海岸で四十数メートルとなっている。

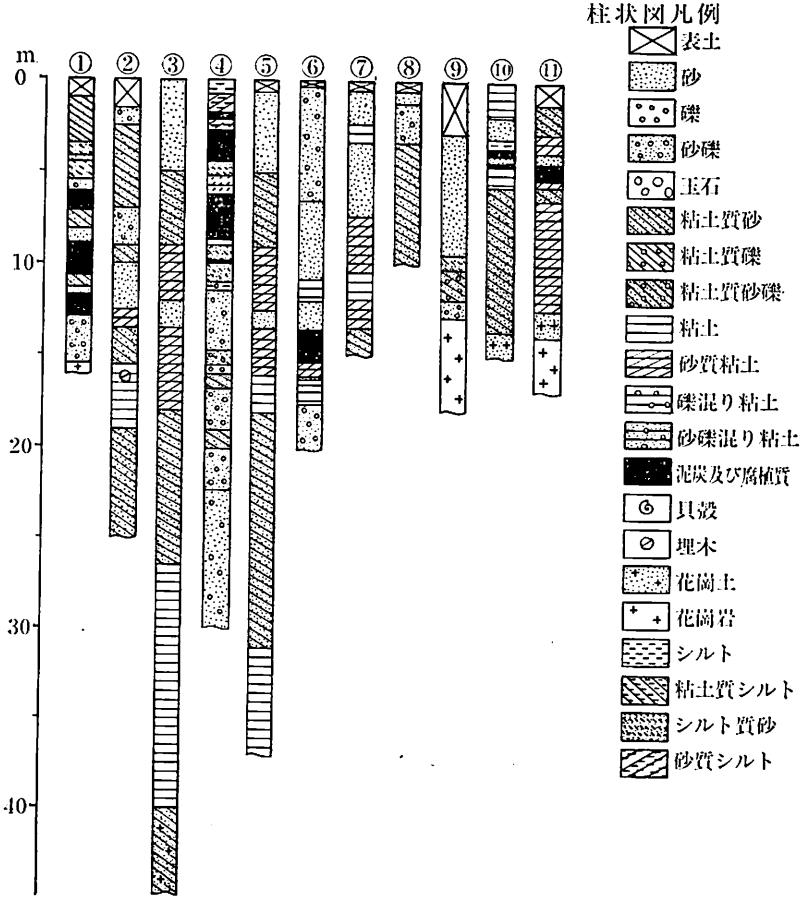

（開発地域土地分類基本調査より）

第五節　気　候

本町の気候は、瀬戸内海沿岸に位置するため瀬戸内海地方特有の温暖さがあり、比較的晴天に恵まれ降水量は少なく年平均一〇〇〇ミリぐらいである。気温は一月の二・六度が最低で、最高は八月の三〇・五度（いずれも昭和五十八年気温）で積雪はほとんどない。風向は季節で異なり、春は西南から西南西が多く、夏季は東北から東北東

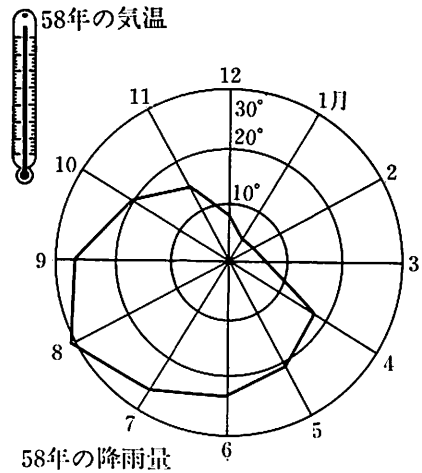

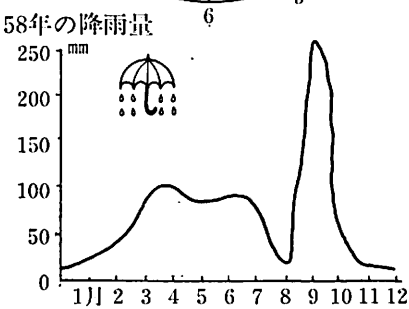

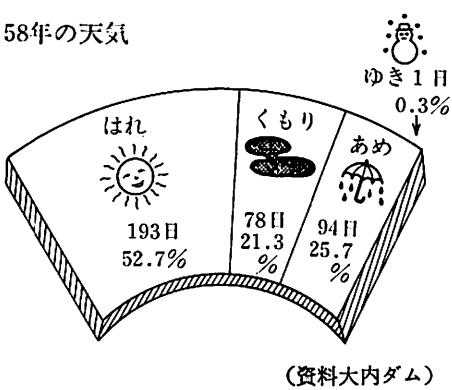

（資料大内ダム）

の湿気の多い空気が流れ込み、秋は南西から西北西に移行し、冬季は西風か北北西の季節風となっている。

台風も年間五、六個が本町を通過しているが、他県に比べて被害は少ない。しかし、昭和四十九年、五十一年の台風は、馬篠北山・水主風呂を中心に全町に大きい被害をもたらした。特に五十一年台風の降雨量は一年間の総雨量に当たる一〇〇〇ミリを超え、今も北山の山腹にそのつめ跡を残している。

気象状況（県大内ダム管理事務所）

年月	気温 ℃	平均湿度 九時観測 %	風速 m/秒	降水量 降水量 mm	降水量 日最大降水量
四九年	一六・一	七二・〇	一・六	一、三六〇・〇	二八八
五〇	一七・一	七七・六	一・四	一、三一七・五	二〇一
五一	一三・九	七七・〇	一・一	一、〇一一・〇	三八三
五二	一六・〇	七三・三	一・四	一、〇二二・五	一三三
五三	一八・八	六〇・五	二・一	六三九・五	四五
五四	一八・三	六九・〇	一・九	一、二七〇・五	一八八
五五	一四・六	七四・八	二・〇	一、四八八・五	一一四
五六	一三・八	七四・三	一・八	七二九・〇	四三
五七	一四・二	七五・〇	一・六	一、二三二・〇	一四八
五八	一六・九	六四・三	一・八	八九七・〇	九五
昭和五十八年度					
一月	二・六	六七・七	一・二	二四・〇	五
二	二・七	五三・一	一・二	四四・〇	一三
三	五・七	六五・七	一・一	九九・〇	三二
四	一七・一	六六・二	二・一	一〇三・〇	二四
五	二一・八	六〇・〇	二・五	七三・〇	二四
六	二四・五	六〇・〇	二・四	八四・〇	二六
七	二七・二	六七・〇	二・一	八三・〇	三七
八	三〇・五	六二・一	三・〇	二七・〇	一四
九	二七・二	七五・六	一・八	二五八・〇	九五
一〇	二〇・六	七二・〇	一・三	七三・〇	一五
一一	一五・一	六一・九	一・六	一八・〇	一二
一二	七・七	五九・九	一・四	一一・〇	三

天気調べ（昭和五十八年）

月	はれ	くもり	あめ	ゆき
一	二〇	五	六	○
二	一九	二	七	一
三	六	六	一九	○
四	一二	七	一一	○
五	一六	六	九	○
六	一二	一一	七	○
七	一七	六	八	○
八	二五	四	二	○
九	一二	七	八	○
一〇	一四	九	一一	○
一一	二三	五	二	○
一二	一七	一〇	四	○
計	一九三	七八	九四	一
%	五二・七	二一・三	二五・七	○・三

昭和51年17号台風被災地

第六節　生　物

一　動　物

大内町の森林・原野は、町全体の約五〇パーセントを占めており、生物の種類も豊富である。動物においても、大型動物ムササビ・キツネ・タヌキ・アナグマ・ハクビシンなどが生息している。また十数年前は河川が汚れ、強力な農薬のためドジョウ・メダカにいたるまで激減した。最近河川の浄化に伴って、再びドジョウも見られるようになり、水主・別所の山川にはホタルがとびかうようになった。

次に大内町の主な生物について述べると次のとおりである。

ハクビシン　ハクビシンはネコより大きく、ジャコウネコの仲間で東南アジアに分布している。鼻筋が白く通って「白鼻芯」とあてられ台湾で名づけられたものである。頭部は大部分が黒で鼻すじのみが白い。本町では五十九年の夏八月の中ごろに水主釜床に二頭が出没し、ニワトリなどねらっていたらしいが、なにかに傷つき小川でたおれていた。体長四〇センチメートルで黒い荒い毛をしていた。食物はネズミ、鳥類及びカキ・ミカンを好んで食べる雑食性である。

香川県でも昭和四十年ごろから個体数が急に増加している。

コウモリ　日本に三〇種のコウモリがいるが、香川県ではそのうち五種類が生息している。キクガシラコウモリ・コキクガシラコウモリ・ユビナガコウモリ及びモモジロコウモリの四種は洞穴にすむもので、

あと一種がアブラコウモリ（イエコウモリ）で本町でも夕方うす暗くなると、屋外をとび回りえさをとっている姿が見られる。

コウモリはほとんど目はつかわないで、口から四万五〇〇〇サイクル程度の超音波を発し、それが物に当たり返った音波をキャッチして、障害物や食物を見分ける能力をもっている。食物は蚊や蛾、その他小さい昆虫が主である。コウモリの一日は日没ごろからえさを求め、ほとんど一晩中外ですごし、昼間は洞穴の中の天井から頭を下げてぶらさがり休息する。体温も昼間は低く、冬は体温を下げ冬眠する。

出産は六月から七月で、この時期は雌ばかりの集団をつくり、ほとんどは一度に一子を産むが、アブラコウモリだけは多産系で一から四子を産む。産むとき親は天井を手の親指と両足でしっかりつかみ、尾膜を腹の方にまげ袋状にし、産んだ子を下に落とさないようにしている。子は生まれるとすぐ乳首にくわえつき、後足と手でしっかり親にしがみついている。えさをとりに出た親は帰って来ても自分の子を間違えることはけっしてない。コウモリはこのような生活の中で出産の場、生活の場、冬眠の場の三つの生活をうまくつかい分けている。

小磯のキツネ

キツネ

イヌ科に属し、タヌキとともによく知られているが、大内町の山中で生息しているのを見た人は少ないと思う。五十九年九月の上旬、本町北山の東山麓小磯の福家氏宅付近の畑で、傷つき死んでいたのを発見し、捕獲した。頭胴長約四〇センチメートルで黒褐色、鼻ずらが細くとがり尾はふさふさと長く、足はイヌに比べて短

い、親にちかい小ギツネであった。

キツネは夜行性で活動は主に夕方か早朝が多く林の中が中心だが、このように民家近くですんでいることもある。雑食性で果実、卵・昆虫・ネズミ・ウサギをとって食べている。次第に開発が進みキツネの数も減少の一途をたどっているときだけに、小ギツネの死はおしまれる。

テ　ン

テンはイタチ科でからだが細長く、足は比較的短く頭部は平たく、鼻ずらがとおっている。毛はふかふかして全身褐色、体長四〇から五〇センチメートルで、昼間は木の洞などにひそみ夜行動する。木登りがうまくネズミ・カエル・昆虫・果実を食べる。民家の屋根裏にすむこともあり本町にも多く生息している。

イ　タ　チ

本町でもあらゆる所で見かけることがあり、林のほか水田のあぜ、人家付近、早朝の道路、また事故死のものも見うける。からだは細長く足は短い。頭は平たく細長く、耳は幅広く短い。雄と雌で体長が異なり、雄は三〇から三七センチメートル、雌は二〇から二七センチメートルくらいで半水性。早朝と日暮れによく活動する。指の間に水かき状の膜があり潜水は巧みである。えさは魚・カエル・ネズミ・卵、ニワトリを殺すこともある。ネズミを多殺するのでこれを利用し養殖もされている。

ムササビ

昭和五十三年末大内町中山の民家に出没し捕獲された。日中は民家の屋根裏にひそみ、夜になると飛膜をつかって滑空する。無風のときは十数メートル一気に飛ぶことがある。手根から足根にかけ飛膜があるほか、下腿下部から尾の基部及び手根からけい側にたいし飛膜がある。尾は長くふさふさしており、背面は赤褐色で下面は白く体長四〇センチメートルぐらいである。

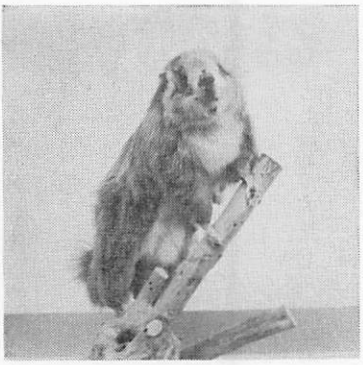

中山のムササビ

木の芽・樹葉・果実、昆虫・小鳥を食べている。

そのほかの哺乳類も町内には多く、ネズミ・ノウサギなどの生息が見られる。大型動物外で町内の主な動物について次に述べる。

トノサマガエル　水田に水をはったときからカエルの天下となる。五、六月苗代田などに産卵するが、一〇〇〇個ぐらいの卵が寒天状の中に包まれており、七月ごろおたまじゃくしの後足がのび変態が始まる。背中に三本の縦の筋があるので、トノサマガエルはすぐ区別がつく。両棲類として、このほかに腹部が赤褐色のイモリがいるが、その数は少なくなっている。

食用ガエル　トノサマガエルよりひとまわり大きく「ウォーン、ウォーン」と鳴くことから、ウシガエルといわれ、町内の池・川に多く生息している。大正七年アメリカから食用として持ち帰ったものが、全国的に広がり分布したものである。

ヘビ　は虫類の中にはカメ・トカゲも多く、身近な動物の一つである。そのため各地で生活の中からの呼び名がある。屋内まで入ってネズミなどをとるヤドシ。「家の主」といわれるアオダイショウをはじめ、毒ヘビのマムシも山手の道、田のあぜにすむ。マムシは全長六〇センチメートル以下で体重も一〇〇グラム以下の小型のヘビで、町内でもこれによる被害があるが、下草を手で刈ることが少なくなり減少の傾向にある。解毒には血清が必要である。

アメリカザリガニ　戦後急激に増加をみせたもので、日本が水田というザリガニにとって最高の環境も手つだって繁殖をみたのであろう。町内でも池・川・ダム・たまり水で生きることができる、節足動物の仲間である。

カブトエビ　田植えが終わって二週間くらいたつと、水田に茶色の二、三センチメートルの一見オタマジャクシと思われるカブトガニを小さくしたような小動物が泳いでいる。これがカブトエビで町内広く分布している。「生きた化石」として過去の姿を変えないで現代に残しており、約一か月で死滅する。水田の雑草の芽を抜きとったり、切ったりするので、「生物農薬」として利用しているところもあり、この動物が初めて発見されたのは香川県で、大正五年のことである。

アカマツとオイカワ　大内ダムが完成する前、与田川のいたるところに水たまりのあったときは、上流から下流までアカマツとオイカワのいないところはないほどであった。アカマツ（カワムツ）はコイ科の淡水魚で、主に川面に落ちる昆虫を好んで食べる動物食、オイカワは川底のケイソウを食べる植物食で、アカマツはうろこも大きく体長一〇から一三センチメートルで鮮やかな色をしている。

ドジョウ　町内でのドジョウは、ドジョウ・ホトケドジョウ・シマドジョウ・スジドジョウの四種類である。ホトケドジョウは個体数も少なく背側が黄褐色、腹側が淡色で上流の落ち葉の中にいることが多い。中流のよく澄んでいる砂質の川底にいるのがシマドジョウで、体側に暗褐色の斑紋があり、本町ではスナモリと呼んでいる。スジドジョウは体側に縦に筋が入っている。

ブルーギル　近年になり池やダムに移入魚といわれる魚が多くなり、大内ダムをはじめ川田池などにタイワンドジョウの後から繁殖した。ブルーギル・ハクレン・ソウギョなどがすみついている。いずれも大型

に成長する。ソウギョのように植物性のものを食べるものと、ブルーギルのようにカエル・昆虫・小魚など動物性で、動いているものならなんでも食べるものがいて、水の中の様子も大きく変化している。この魚は原産は北アメリカで、昭和三十五年皇太子殿下がシカゴ訪問のとき、持ち帰り全国に分散したものである。

ハ　ゼ　番屋川・古川の河口を中心に、海水に淡水が流れ込むところに多く種類も多い。チチブ・ビリンゴ・マハゼ・ゴクラクハゼ・アシシロハゼ・アベハゼ・ジュズカケハゼ・ウキゴリ・ミミズハゼなど。多いのはチチブで、五月から六月にかけ産卵するが、普通石の下に産みつける。三〇〇〇から八〇〇〇個産み、ふ化した子魚は直ちに海に流下して二、三か月して体長八ミリくらいになり川にさかのぼってくる。河口にはイナ（ボラの幼魚）の大群を見ることがある。

ヌマガイ　池や沼にすむ大型一〇センチメートルほどの黒色の二枚貝で、水主の池の内池・大谷宮池など広く分布している。カラスガイといっているが、ほんとのカラスガイと異なりヌマガイである。貝はあまり移動しないのに、なぜこんなに広く分布するのか不思議だが、それは発生にからくりがある。卵が外とう膜でかえってある程度発育すると、グロキジウムというかわった型の幼生になる。この幼生は殻にじょうぶなカギがついていて、タナゴのような魚が近づくと、幼生は吐き出され、魚の尾やひれにカギでしっかり付着し、魚から栄養をとり魚とともに広い範囲を移動するためである。

ヤママユ　昆虫の種類も個体数もめっきり少なくなり、チョウ・トンボ・カブトムシ・バッタ・イナゴなど、町内でも山間部に入らなければ見られないほどである。ヤママユも例外ではない。幼虫はずんぐりしたイモムシで、雑木林に住んでクリ・クヌギ・コナラ・サクラなど、いろいろな木の葉を食べて成長する。成熟

した幼虫は太い糸を吐いて繭を作り、その中でサナギとなる。繭は茂った小枝、人家の軒先など、ところかまわず作る。繭から出たヤママユガは、バサバサ音をたて電灯や蛍光灯の明かりを求めて飛んできて、ぶつかりりん粉をまき散らす。

町内の昆虫で中山の田面峠に生息するクツワムシがいる。少し前までは峠の登り口でクツワムシの鳴き声でやかましいほどだったが、今は車の音に消されているのか、鳴き声をひそめている。

鳥　　類

町内に来る鳥類も、自然環境が海・池・山とバラエティーに富んでいるため一年を通し、かなりの種類と個体数になる。スズメのように一年中いる留鳥と、季節によりやって来る渡りをする鳥、冬だけ町内ですごす冬鳥など様々で、次のとおりである。

1　留鳥（年間大内町に生息する鳥）

カイツブリ科		
カイツブリ	ため池	
サギ科		
ゴイサギ	夜間行動	
コサギ	水田、ため池	
ガンカモ科		
オシドリ	山間の池	
カルガモ	ため池	
ワシタカ科		
ミサゴ	海岸	
トビ	平地、低山	
キジ科		
ウズラ	ほとんどいない	
コジュケイ	低山	
ヤマドリ	山間	
キジ	荒畑、山間	
チドリ科		
ユチドリ	海岸、河口	
イカルチドリ	川の中流	
シンチドリ	海岸	
ムナグロ	海岸	
シギ科		
ハマシギ	川口海岸	
アオアシシギ		

クサシギ	海岸	
ヤマシギ	山間の沼、水田	
ハト科		
キジバト	低山、平地	
アオバト	山地、社森	
フクロウ科		
フクロウ	低山、社寺林	
カワセミ科		
カワセミ	ため池、川の上流	
キツツキ科		
アリスイ	低山、北山で生息	
アオゲラ	低山、北山で生息	
ユゲラ	低山	
ヒバリ科		
ヒバリ	平地	
セキレイ科		
キセキレイ	小川、池、水田	
セグロセキレイ	小川、池、水田	
ヒヨドリ科		
ヒヨドリ	平地、低山	
モズ科		
モズ	平地、低山、秋は大きい声で鳴く	
ツグミ亜科		
ルリビタキ	冬期山から平地におりる	
イソヒヨドリ		
トラツグミ		
ウグイス亜科		
ウグイス		
シジュウガラ科		
ヤマガラ	亜高山帯	
シジュウガラ	平地の低山	
メジロ科		
メジロ	平地庭によくくる	
ホオジロ科		
ホオジロ	平地荒畑	
アトリ科		
カワラヒワ	平地	
ウソ	春サクラ・ウメのつぼみを食べる	
イカル	口笛をふく声	
ハタオドリ科		
スズメ	民家、竹やぶ	
ムクドリ科		
ムクドリ	平地	
カラス科		
カケス	カシ・クヌギに多い	
ハシボソカラス	山間部に多い	
ハシブトカラス	平地、海岸	

2　夏鳥（春に渡来して秋渡去する鳥）

アマツバメ科		
アマツバメ	丸亀島・絹島は県下で珍しい繁殖地	
ツバメ科		
ツバメ	住居、橋ケタ（巣は皿型）	
コシアカツバメ	住居（巣は徳利型）	
サンショウクイ科		
サンショウクイ	松林の上空で鳴く	
ミソサザイ科		
ミソサザイ	山間の渓流、小型	
ヒタキ科		
ツグミ亜科		
コマドリ	美しい声	
ウグイス亜科		
オオヨシキリ	小川、湿地、声高	
メボソムシクイ	細い声	
センダイムシクイ	低山	
ヒタキ亜科		
キビタキ		
オオルリ	美しいルリ声	
サギ科		
アマサギ	水田、ため池	
ダイサギ	水田、ため池	
アオサギ		
ワシタカ科		
ハチクマ	平地	
サシバ		
クイナ科		
ヒクイナ	水田	
バン	ため池	
カモメ科		
アジサシ	海岸の砂地	
ホトトギス科		
ジュウイチ	低山	

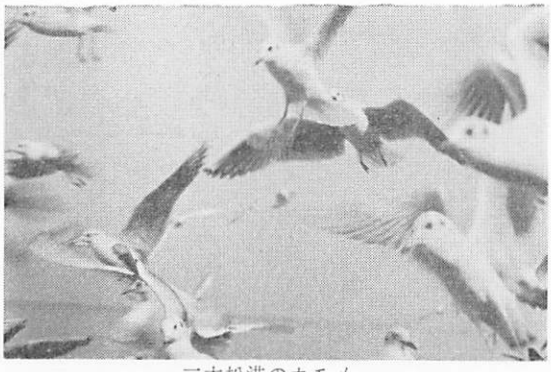

三本松港のカモメ

カッコウ　低山
ホトトギス　（県民鳥指定）

3　冬鳥（秋に渡来して翌年春渡去する鳥）

ガンカモ科
マガモ　ため池
ヒトリガモ　ため池
コガモ　ため池
オナガガモ　ため池
ハンヒロガモ　ため池
チドリ科
ケリ　水田、池
シギ科
タシギ　ため池

4　旅鳥（渡りの途中立ち寄る鳥）

シギ科
タカブシギ　海岸
キアシシギ　海岸

フクロウ科
アオバズク　低山、社寺林

カモメ科
ユリカモメ　三本松港
セグロカモメ　漁港、海岸
カモメ　海岸
ウミネコ　三本松港
セキレイ科
ハクセキレイ　小川、池、水田
ツグミ亜科
ジョウビタキ　コツコツと特有の声

イソシギ　河口、海岸
ダイシャクシギ　海岸
ハタオリドリ科

コタカ科
ヨタカ　平地、夜行動する

シロハラ
マミチャジナイ
ツグミ
ホオジロ科
カシラダカ　草原、低山
ミヤマホウジロ　草原、低山
アオジ　草原、低山
クロジ　麦畑
アトリ科
アトリ　低山

ニウナイスズメ　秋東北から来て
イネのもみを食
べる

二　植　物

大内町は土地利用度が高く、年平均雨量も一〇〇〇ミリ前後で少ない。高山もなく植物にとって変化が少なく人為的な影響も受けやすい。植生として山間ではクロマツ・アカマツが中心で、クヌギ・カシ・ニセアカシア・フシノキなどがあり、ヤマハンノキ・コナラ・ツツジの低木、河岸には竹の群生、島にはウマメガシの群落が見られる。大内ダムができてから与田川の河原は中流から下流までアシの群落となり、馬篠の国鉄沿線にはヒメジオンが咲き乱れている。

一方、乱獲されている野草もある。例えばフウラン・セツコク・エビネラン・ヒメユリなど。また庭木としてもイヌツゲ・クロマツ・クス・アセビ・ツツジなど、少ない自然を町民すべてが保護するときがきている。

次に、町内のおもな樹木等について紹介する。

マ　ツ　町内の山を見て主流をなすのはマツで、オンマツというクロマツと、メンマツというアカマツがある。クロマツは潮風に強く、番屋の海岸から三本松の海岸まで松林が続いていたものである。今もその名残として三本松公民館に、また与田川の西河口に残されている。近年はマツクイムシにより枯死するものが多く、北山を中心にいたるところで寂しい姿を見せている。県天然記念物指定の水主弘海寺の松（二階松）も、長い生涯をこの被害によりたったのはおしまれてならない。

ツツジ　春から初夏にかけ、野山に咲く鮮やかな美しさは人目をひく。種類も多く、昭和五十九年大内町の町花となったサツキツツジもこの仲間である。サツキツツジは海岸などの岩石上に自生する常緑性

の低木で、庭の石組みの中にも植え込まれている。園芸品種としては品種も多く、本町でも盆栽マニアにより鮮やかな樹型美を創り観賞させてくれる。ヤマツツジでは、早く咲くコバノミツバツツジ、四月からオンツツジ、やや遅れてモチツツジ、町内の山に最も多いのが、ガク片がねばねばしているネバツツジである。さらに遅れて咲くのがヤマツツジで、夏の間でも咲いているのを見ることがある。

カ　シ　川の両岸、山すそに広く見られるものでアラカシがある。一時ボウカシとしてブームを呼んだものである。カシの仲間にシラカシ・アカガシ・ウラジロカシ・ウマメガシがあり、秋になるとドングリがつき幼いころからの、なじみのものである。ウマメガシは、生垣として多く植えられていた。近年ブロックベイに変身しているが「ババノキ」・「ウマメ」と呼ばれ親しまれていた。初夏に白ぼい毛におおわれた茶色の新芽が伸びてくることから名づけられた「ウバメ」の新芽をさしている。乾燥に強く岩の上にも生え絹島・丸亀島にもウマメガシの群生が見られる。

サ　ク　ラ　町内でもサクラの名勝はあちこちに見られ、前山公園、誉田寺の山。古いので松崎公園などにあったのはソメイヨシノである。やはり普通のサクラはヤマザクラではなかろうか。春の短期間の花期であるが、花が咲いたときはすでに新葉がかなり成長しているのが特徴である。

ク　ス　クスは常緑広葉樹で四国・九州にかけて広く分布している。大木になることで知られており、本町でも古くからクスの木があったらしい。地名として楠谷が残されており、そのすぐ下流に当たる西村の地下数メートルから炭化しかけたクスノキの巨木（埋もれ木、直径二メートル前後）が掘り出されている。現在大内町最大のクスノキは、川東の観音谷、観音庵の一角にある巨木で、周囲六メートル、樹高三〇メートル、樹

齢約四百年と推定されている。

紅葉する植物　秋に紅葉するものにモミジ、カエデ類がある。町内の寺院・庵などに多くあるが自然のものは少ない。鮮やかな紅色はハゼノキ類である。そのほかドングリをつけるコナラ・ネジキ・ヤマガキ・ケヤキ・サクラ・ツタなどがあり、イチョウも身近なものとして見ることができる。勝覚寺のイチョウの木は県指定保存木となっている。葉の落ちるころ晩秋の風情を感じる。

モクの木　香川県の天然記念物に指定されたものとして誉田寺のモクの木がある。山門前にある二本のモクノキは大木のクスノキとあわせ、さながら森林をなしている。樹齢六百年、幹周り六メートル、高さ四〇メートルで、昭和二十九年に指定された。このほか、県の保存木指定として三本松大墓のエノキ、大谷石清神社のクスノキ、水主神社のいのり杉がある。

野の草花　田んぼのあぜ道、家の周りに可憐に咲いた草花、レンゲソウ・タンポポと幼い時代に摘んだ草花を花ごよみとしている香川県自然科学館の資料を次に紹介する。

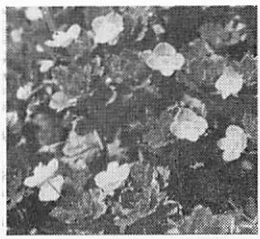

1　オオイヌノフグリ

①オオイヌノフグリ（ごまのはぐさ科）　早朝に開花し夕方に閉じる。開いた花に触れると花弁がとれガクが閉じる。道ばたや畑に普通に見られる越年草である。果実が犬のフグリ（こう丸）に似ているところからきた名称である。

②ナズナ（アブラナ科）　果実の形が三味線のばちに似ていることから、町内ではペンペン草と呼ばれ、春の七草の一

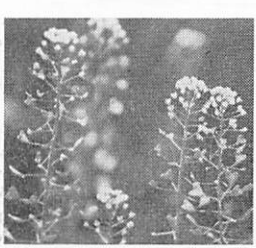

2　ナ　ズ　ナ

花ごよみ

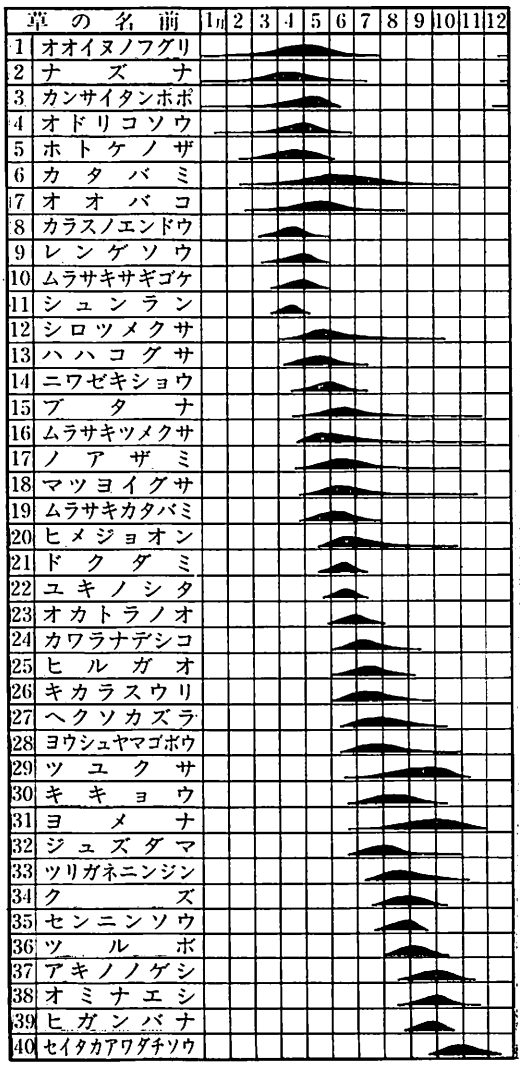

（香川県自然科学館資料）

つである。春秋冬にあって夏に枯れることから「ナツナ」という説もある。

③カンサイタンポポ（きく科）　日光が当たると開花し、日没とともに閉じる、道ばたにある多年草である。果実は集まって綿帽子を作る。どの部分を傷つけても乳液を出す。

④オドリコソウ　半日陰のところに生える多年草で、花のつけ根から多くの蜜が出るので、花を抜いてなめると甘い。

⑤ホトケノザ（しそ科）　春の七草の一つで、道ばたどこにもある越年草である。

⑥カタバミ（カタバミ科）　熟した果実にさわると、縦にさけ種子がはじきでる。茎葉はしゅう酸で、かむと酸味がする。

⑦オオバコ（おおばこ科）　花粉が風によって運ばれる風媒花である。種子は上下に長い柄についており、足でけると種子が前にとび、湿気にあうと粘液を出し、人の靴などについて広がる。

⑧カラスノエンドウ（まめ科）　中央に大きい蜜せんがあり、アリが吸いに来る。果実は無毛で平たく、熟すと黒くなるところからついた名である。種子は食べられる。

⑨レンゲソウ（まめ科）　花は七個の花をつける。ミツバチの蜜源植物としてかかせないもので、水田跡に緑肥として栽培する。花を蓮にたとえて蓮華草とした。

⑩ムラサキゴケ（ごまのはぐさ科）　田の畔や道ばたに多い多年草。花冠は上下二唇に分かれ、そっとさわっても閉じる。

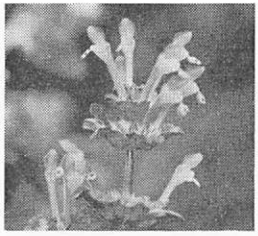

5　ホトケノザ

⑪シュンラン（らん科）　低山帯の乾燥した林内に生える常緑の多年草。花を摘んで塩漬けにしたものをらん茶にする。花の形態からジョトバと呼ぶ。

⑫シロツメグサ（まめ科）　四つ葉のクローバーは、生長点が傷つけられたためにできた奇形でよく摘まれる。牧草や緑肥として利用されている。ヨーロッパ原産でクローバと呼

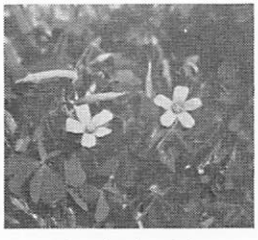

6　カタバミ

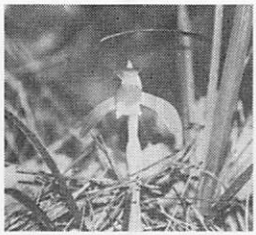

11　シュンラン

12　シロツメクサ

ばれている。

⑬ハハコグサ（きく科）　茎と葉はともに綿毛で覆われている。水中につけると毛についた空気の泡が光線を反射して銀色でおおわれたように美しい。春の七草の一つで若草を食べたり餅に入れる。

⑭ニワゼキショウ（あやめ科）　花は一日でしぼみ次々と数個開く多年草。よく芝生の中に生える。

⑮ブタナ＝タンポポモドキ（きく科）　花はタンポポそっくりだが茎はときに枝分かれしている。冠毛が枝分かれしている点が異なる。牧草地に多い。

⑯ムラサキツメクサ（まめ科）　ヨーロッパ原産。明治の初め渡来して牧草として利用された。シロツメクサと茎が直立する、茎や葉に毛がある。小葉が卵型で区別する。

⑰ノアザミ（きく科）　開花時花を指でさわると二〇秒くらいのち、白い花粉がでてくる。花筒内に蜜がありアゲハチョウが吸う。花粉は昆虫で運ばれる虫媒花である。

⑱マツヨイグサ（アカバナ科）　花の蜜は長い筒の奥にあり、口吻の長い昆虫でなければ吸うことができない。スズメガの仲間が飛びながら吸う。

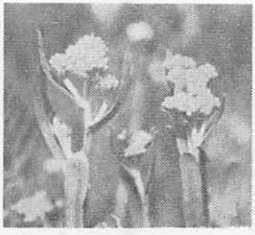

13　ハハコグサ

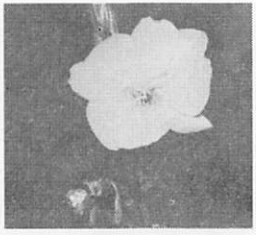

18　マツヨイグサ

⑲ムラサキカタバミ（かたばみ科）　つぼみはたれ下がり、花が咲くと上向きになる。葉は三葉の複葉で夜間に閉じる。茎、葉をかむと酸味がある。

⑳ヒメジョオン（きく科）　北アメリカ原産のもので、明治の初めに帰化したもの。花には多くの昆虫が集まる。

㉑ドクダミ（どくだみ科）　純白の花びらが四枚のようだが、多くの小さい花の集まり。木陰、湿地に生える多年草。草全体に悪臭あり。別名ジュウヤクといわれ、はれ物の吸い出し、利尿剤に用いる。

㉒ユキノシタ（ゆきのした科）　湿った岩の上に自生する多年草で庭園にも栽培されている。ほふく枝が長く地上をはい新しい株を作る。

㉓オカトラノオ（さくらそう科）　花のついた茎は長くてつぼみのとき横になり、花が終わると直立する。山地に生える多年草。多くの昆虫が来て蜜を吸う。花穂が尾に似ているので岡虎の尾。

㉔カワラナデシコ（なでしこ科）　川原、山野に自生する多年草。秋の七草の一つで親しまれている。なでしこは可憐な花の様子に基づくもの。

㉕ヒルガオ（ひるがお科）　花はロード状、つぼみのときはしっかりと巻いている。花は日中に咲くのでこの名がつい

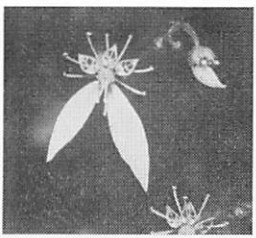

22　ユキノシタ

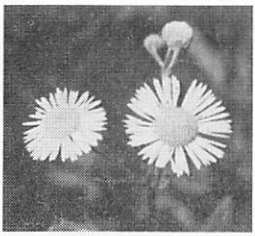

20　ヒメジョオン

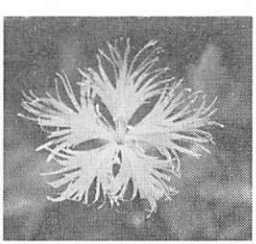

24　カワラナデシコ

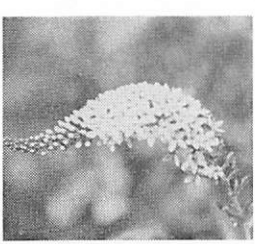

23　オカトラノオ

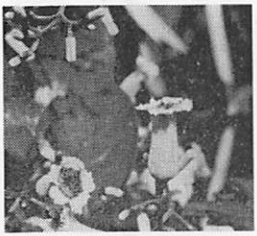

27　ヘクソカツラ

ている。

㉖キカラスウリ（うり科）　巻きひげで他の物に巻きつく多年生のつる草。花は夕方開き始め、翌朝日の出るまで咲き続ける。

㉗ヘクソカツラ（あかね科）　林、ヤブに多い多年生のつる植物。下方は木質で、茎や葉をもむと悪臭がでることからこの名がついている。

㉘ヨウシュヤマゴボウ（やまごぼう科）　茎の高さは一～二メートルになる大型多年草。果実は熟すと黒紫色となるので、インクの代用としインクベリーと呼ぶ。根、果実は毒成分が多い。

㉙ツユクサ（つゆくさ科）　つぼみは包葉の中にあり外に出て開花する。半日でしぼみその中で結実する。朝露とともに開花し、つゆにきえる短命に由来している。

㉚キキョウ（ききょう科）　日当たりのよい山地に咲き、秋の七草の一つ。根にイヌリンなどがあり薬用として利用されている。

㉛ヨメナ（きく科）　山野に普通にある多年草で特に水辺に多い。この葉でもむと手の汚れがよくとれるので、セッケングサともいう。若葉を食用とし大変美味である。

㉜ジュズダマ（いね科）　郊外の水辺に群生している。球形の苞を糸でつなぎ首飾りを作る。

㉝ツリガネニンジン（ききょう科）　山地の草地に生える宿根草で、若い葉、茎を食用とする。根が太くて白い

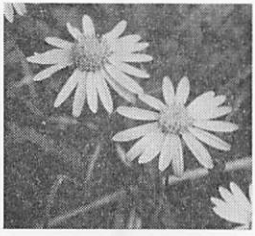

31　ヨ　メ　ナ

ため朝鮮人参にたとえたものである。チョウセンバナとも呼ぶ。

㉟センニンソウ（きんぽうげ科）　葉柄がほかのものに巻きつく多年生のつる植物。有毒。

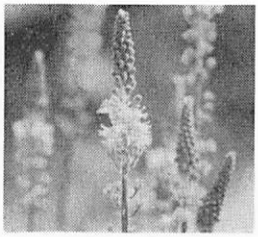

36　ツルボ

㉞クズ（まめ科）　繁殖力旺盛で樹木を覆いつくすのが見られる。秋の七草の一つである。

㊱ツルボ（ゆり科）　葉は春と秋に二枚ずつ出す。日当たりのよい草地に生える多年草。

㊲アキノノゲシ（きく科）　日中だけ開き夕方しぼむ。茎を切ると白い液が出る。虫媒花。

㊳オミナエシ（おみなえし科）　乾燥した草原に見られる多年草。秋の七草の一つで「女郎花」と書く。

㊴ヒガンバナ（ひがんばな科）　花後に深緑色の葉を群生し、翌年三月ごろ枯れる。地下の鱗茎は有毒のリコリンを含む。マンジュシャゲと呼び子どもが花茎で首飾りを作って遊ぶ。

㊵セイタカアワダチソウ（きく科）　長い地下茎をひく多年草。繁殖力旺盛であり、根から生育阻害物質を出してほかの植物の発芽を抑える。北アメリカ原産、花粉でアレルギーを起こすことがあり問題となった。

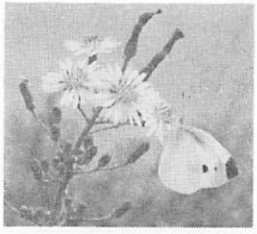

37　アキノノゲシ

三　絹島の自然

大内町の中で最も自然が残されている所といえば丸亀島・絹島の離島かもしれない。島の自然と歴史について昭和十七年に大川中学校生徒が宇積一正教諭指導の下で調査したものを次に掲げる。

絹島は大内町北端馬篠の海岸約六〇〇メートル沖に浮かぶ周囲四二〇メートル、高さ二七・四メートルの玄武岩質の岩石を基盤にヤダケの密生した無人島で、香川県でも有数のアマツバメなどの繁殖地として知られている。

絹島の歴史　馬篠の古老三好さん（八二歳）の話。

大正十四年ころには、大人二人が手をのばしやっととどくほどの桜があった。その桜は上の方が腐って根だけ残っていた。その根から直径五〇センチメートルぐらいの芽が出て、毎年花をつけた。その花は一本の木から八重咲きのものと一輪咲きのものが咲き、珍しいので弁天さんを絹島の七合目に祭ったそうである。ところが祭りの日台風などで島にわたることができないので再び弁天さんを元に戻したそうである。その社跡が今も残されている。

三十年前まで、この島には何千羽というゴイサギがいたそうで、食料難のときは、その卵をとって食べたという。ゴイサギはヤダケの葉を集め木の板などに巣を作った。卵はチャボの卵ぐらいの大きさで水色をしており、殻がとても薄く、にぎるとすぐ割れたそうである。煮ると黄身はニワトリの卵のようにかたまるが白身は寒天状でかたまらなかったといっている。

昭和の初め（昭和十五年二月十日）、絹島・丸亀島が国の天然記念物に指定され大切にするようになった。今島の西側に階段状に岩が露出しているが、これは昔馬篠に波止めを造るため石を取り出した跡である。波止めの表面には使わず、主に中心部にこの採取の石を使ったそうである。

岩石と柱状節理　黒色で緻密な玄武岩の柱状節理である（火山岩がどろどろ溶けたものが冷えてかたまるとき規則正しいひびが入る）。柱を積み重ねたように見え、絹島の北側、西半分に見事に発達している。柱状

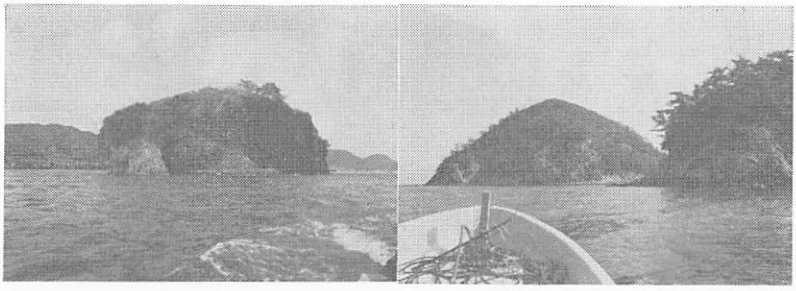

絹　　島　　丸　亀　島

国指定天然記念物絹島と丸亀島

は五角か六角が普通だがここでは四角のものもある。

海食洞　節理のある岩石は浸食されやすいためか島の周囲に一〇個の海食洞があり、水面で二・五メートル、島の頂上二七メートルまで柱のように浸食されているものや、入り口が五・五メートル、奥行き七メートル、天井がアーチ形になり洞の底に波で磨かれた丸い石が散っているところもある。岩石の成分について先の地質のところで述べているので略する。

土　乾燥した土の重さを測定し、燃焼後再び重さを量り、その土中に含まれる腐植質の割合を出すと、ヤダケの下九か所はいずれも燃焼後の重さが三〇パーセント以下で、ほとんど粘土や砂を含まない腐植質の土である。土の層の断面を見ると上層は落葉や小枝、中層は二、三ミリメートルの粒状の物で、下層は細かいほこりのようなものが堆積している。このことから土は落葉が分解したものであることが分かる。腐葉土の厚さは所によりちがうが四〇センチメートルを超える所もある。この養分に富み保水力、通気性に優れた条件がこの島の植物を養っているといえる。

主な植物と分布　ツユクサ（ツユクサ科）　切り開いた跡に多い。ヤダケの下にもある。

イヌホオズキ（ナス科）　頂上部、道にそってある。

カワラヨモギ（キク科）　南の浜の岩場に
センダングサ（キク科）　南の登り口に集中
ノゲシ（キク科）　頂上近くに少し
ヒメムカシヨモギ（キク科）　南登り口
イコカツラ（カガイモ科）　少ない
ネズミモチ（ヒイラギ科）　崖上やヤダケの中に点在
ヤブラン（ユリ科）　ヤダケの周辺に多い
カモジグサ（イネ科）　南の浜
エノコロクサ（イネ科）　南の浜、岩場や道端
タキキビ（イネ科）　南東部の樹木の下
マルバグミ（グミ科）　頂上あたりの崖
ヤブツバキ（ツバキ科）　ヤダケの中に点在
ノブドウ（ブドウ科）　頂上付近
マサキ（ニシキギ科）　南の波打ちぎわ
ハゼノキ（ウルシ科）　ヤダケの中
アカメカシワ（トウダイクサ科）　南の斜面

クズ（マメ科）　少ない
ノイバラ（バラ科）　南の浜
トベラ（トベラ科）　少ない
エノキ（ニレ科）　頂上からヤダケを囲む
キケマン（ケシ科）　頂上付近
アオツヅラフジ（ツヅラフジ科）　点々と全体に
ハマナデシコ（ナデシコ科）　南の崖の上
ツルナ（サクロソウ科）　南の浜にかたまって
ヨウシュヤマゴボウ　ヤダケの切り跡
ギシギシ（タデ科）　南の浜
ママコノシリヌグイ　切り開いた後大繁茂
イヌタデ（タデ科）
イヌビワ（ビワ科）　ヤダケの中
ウマメガシ（ブナ科）　両端に群落

土中の小動物　七月における土中の小動物をツルグレン装置により調べた結果次のようである。動物の世界で食うものと食われるものとの関係が生まれ、トビムシが植物を食べ、カニムシ・ダニがトビムシを食べる。肉食であるクモがそれを食べ、クモは小鳥に食べられる。これが食物連鎖である。

小動物と個体数

動物の種類	個体数
トビムシ	415
アリ	83
ワラジムシ	64
ダニ	63
貝類	54
ダンゴムシ	37
ゴキブリ	31
クモ	28
カニムシ	25
ムカデ	25

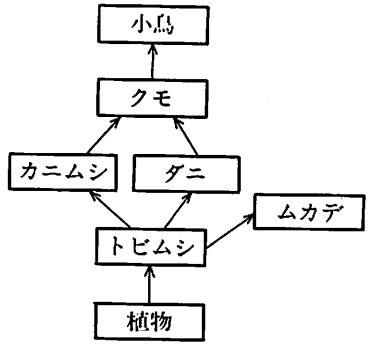

食物連鎖

小さな島の自然ではあるがこのほかに四季を通じて多くの鳥が生活をする。ハト・トビ・カラス・キジバト・クロサギ・キアシシギ・コサギなど、夏に見かけるものだけでもかなりの数にのぼる。さらに冬鳥や渡りをする鳥を入れるとその数も増し、まるで島全体が鳥のように生きているようである。

第二編　原始時代

第一章　あらまし

日本列島に初めて人類が出現したのは今から何万年前のことだろうか。私たちが住む日本の文化の始まりがいつからかを意味するこの疑問は、長い間、人々が関心を寄せるところであった。戦後間もない昭和二十四年、群馬県岩宿で、相沢忠洋という一青年が発見した打製石器は、それまで人類の文化は存在しないと考えられてきた関東ローム層の赤土の中から出土したものであった。この発見は、日本にも旧石器文化があったことを雄弁に証明するものであった。そして発見された石器の形態や土層などから多くの学者たちは、岩宿文化の始まりを約三万年前と考えた。

ところが昭和五十一年、宮城県上ノ台遺跡で約三万年前に蔵王火山から噴出した火山灰層のさらに五〇センチメートル下の土層からチョッピングツールなどの旧石器が発見されると、私たちの文化の始まりはもっと古くなることが分かった。そして、最近、宮城県教育委員会が発表した「中峰遺跡は日本最古、三十四～十四万年前の石器・熱ルミネッセンス法により分析」のニュースは日本にも原人が存在した可能性を示すものとして注目されている。

さて、この時代は、地質時代つまり地球の年代でいう新生代第四紀洪積世に当たる。洪積世は氷河時代ともいわれ、極地に氷河が発達して寒さの厳しいギュンツ・ミンデル・リス・ウルムの四氷河期とこれらの氷河期の間にあって比較的温暖な三回の間氷期から成る。

最後の氷河期であるウルム氷河期の終わりころには、地球の約三〇パーセントが氷河に覆われたため気温が七度前後も下がり、海水面も現在より一五〇メートルほど低下していたという。

まだ今日の日本列島の姿はなく、アジア大陸と連結した朝鮮海峡や対馬海峡を渡ってナウマン象や野牛・オオツノシカなどの大型獣が渡来し、それを追って私たちの祖先がやって来た時代であった。

一般に、『古事記』や『日本書紀』など我が国の歴史書に登場する以前の未開の時代のことを原始時代あるいは先史時代と呼ぶ。考古学ではこの時代をその時代時代に使用された道具によって区分する方法をとっている。

上述のように、ただ石を打ち欠いただけの簡単な打製石器を主に使用した時代を旧石器時代、次いで土器が発明され、磨製石器が使用されるようになった時代を、縄文時代（新石器時代）、さらに大陸から稲作の技術や青銅器や鉄器などの金属器が伝わり、人々が定住してムラをつくり、そのムラが邪馬台国などの小国家に発展していく時代を弥生時代（金石併用時代）と呼んでいる。

ここでは、旧石器時代から縄文時代を経て弥生時代に至るまでを、これまでに知られる身近な資料をもとに述べることにする。私たちの祖先が厳しい自然と闘いながらどのように生きてきたかを振り返ってみよう。

第二章　旧石器時代

人類の登場と自然環境

旧石器時代とは、人類がまだ土器の使用を知らず、主にただ打ち欠いて作っただけの簡単な打製石器が使用されて狩猟などが行われていた時代のことで、今から約三万年前を境に前期と後期に区分される。前期旧石器時代は、チョッパーとかチョッピングツールと呼ばれる礫石器が使用された時代で、この時代の石器はいずれも自然礫の片面あるいは両面に打撃を加えて刃をつけただけの簡単な石器である。後期旧石器時代は、古い順にナイフ形石器・細石刃・有舌尖頭器に代表される文化となっている。また、この時代は、無土器時代とか先土器時代とも呼ばれ、地球上に人類の祖先が登場してから、洪積世が終わる今から約一万年前までの時代である。

現在知られる最古の人類は、大正一三年に南アフリカで発見されたアウストラロピテクスの仲間で、脳容量は現代人の半分以下であるが、確実に人類の特徴を備えていて類人猿よりは格段の進歩がみられる。一〇〇万年以上前の新世代第三紀の出現で生物学上は猿人類（えんじんるい）と呼んでいる。人類はこの猿人類から原人類（げんじんるい）・旧人類（きゅうじんるい）・現世人類（げんせいじんるい）へと進化してきた。

中国の北京郊外、周口店で発見された北京原人は、火や道具を用い、さらに嘉永三年（一八五〇）ドイツで発見された旧人類のネアンデルタール人は、洞穴に住み埋葬の風習を持ち石器製作技術の上では原人類よりもはるかに

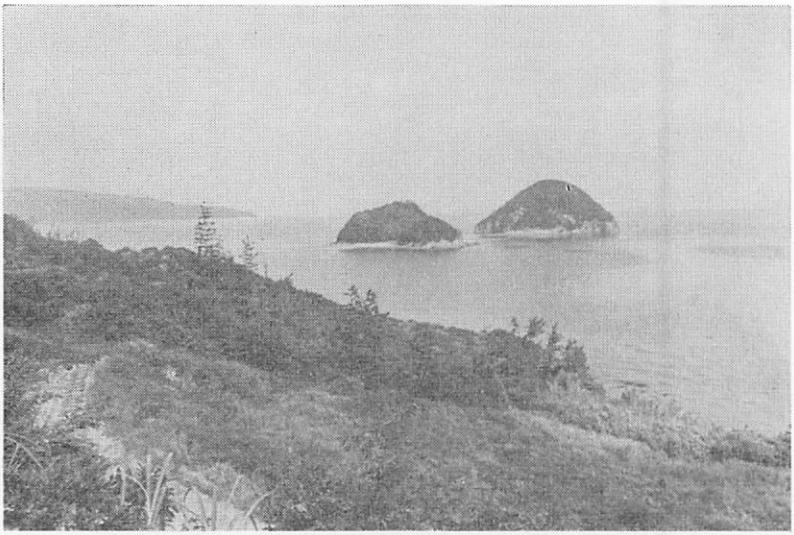

ナウマン象の化石が発見された丸亀島沖をのぞむ

進歩していた。そして旧人類が滅んだ洪積世の終わりごろに当たる、今から五万年くらい前に私たちの直接の祖先である現生人類が出現した。この時代はまだ万を単位に数える時代で、上述のように厳しい氷河期と間氷期が地殻の変動などに伴って繰り返しやってきた。

氷河期は極地を中心に氷河が発達したので、氷河となって氷結した水の分量だけ海水面が下がった。最後の氷河期に当たるウルム氷河の最盛期には、気温が七度も下がり今の北海道のような気候であったと考えられる。そして海水面も現在より一五〇メートルほど低下した。これを海退という。逆に地球が暖かくなった間氷期やウルム氷河期が終わって沖積世の始まる縄文時代初頭には海水面が上昇する海進が起こった。

このころ、今の日本列島の姿はなく南の朝鮮海峡や対馬海峡、北の宗谷海峡は陸橋となり、瀬戸内海も今の塩飽諸島や来島海峡を中心に南北に山脈が走って分水嶺となっていた。紀伊水道や、豊後水道方向に太平洋へ注ぐ

大河が流れ、所々に湿地帯や湖沼をいただく大平原となっていた。そしてアジア大陸からナウマン象やオオツノシカ・野牛などの大型獣が渡来し、さらにこれを追って私たちの祖先がやって来た。昭和八年、丹生北山の丸亀島沖で発見された象の化石は、ナウマン象の前脚の骨で、カキ殻が付着し、断面三角形を呈している。長さ五六センチメートル、重さ五・六キログラムを測る。この化石は、発見者の猪池源平氏から丹生小学校へ贈られ、現在は大内町中央公民館に保管されている。

昭和六年、直良信夫によって、原人クラスの日本人の祖先ではないかと考えられる腰骨の化石が明石市の西八木海岸で発見され、明石原人と命名された。その後も、栃木県葛生町から葛生人、愛知県豊橋市から牛川人、静岡県三ケ日町から三ケ日人などの化石人骨が発見され洪積世人類とされているが、化石といっても小破片が多く今後の発見や研究成果に期待するところが大きい。

丸亀島沖発見のナウマン象の化石

一方、日本の旧石器文化の始まりについては、遺物の側からも検討が加えられてきた。昭和二十四年の岩宿遺跡の発見から三十余年を経た現在では、大分県早水台遺跡発見の石器が今から十万年から十二万年前のものとされ、日本最古の前期旧石器と考えられていた。

昭和五十七年から翌年にかけて発掘調査が

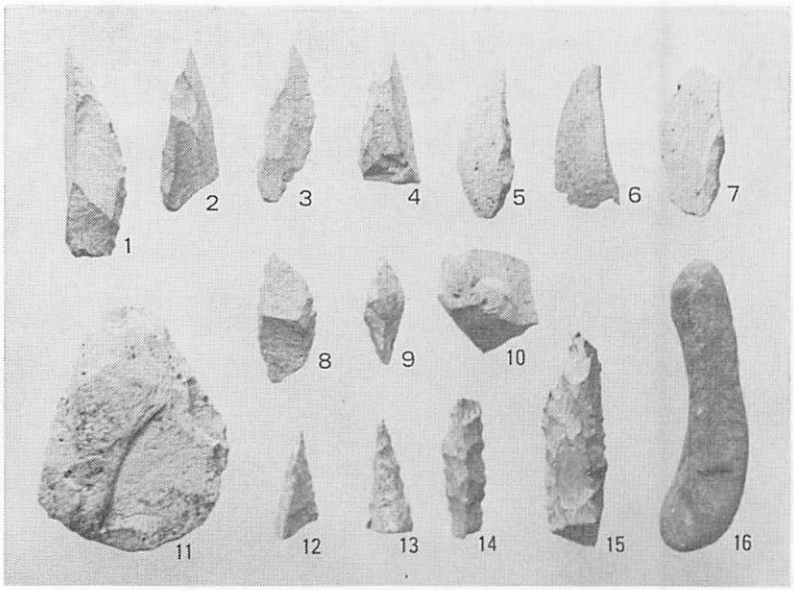

1～9　ナイフ型石器　　10　石核　　11　刃器　　12～15　尖頭器
16　敲石　　（11は坂出市金山遺跡　他は坂出市与島東方遺跡出土）

県内出土の旧石器

行われて、宮城県教育委員会から発表された宮城県中峰遺跡の石器は、遺物が検出された土層中に含まれる石英粒子の放射線量を分析する熱ルミネッセンス法による年代判定の結果、今から十四万年前から三十七万年前のものとの判断が下され、北京原人に匹敵する原人類の可能性を示唆して話題となっている。

県内で、この旧石器時代のことが広く知られるようになったのは昭和三十四年に香川県と岡山大学が合同調査を行った国分寺町国分台遺跡、翌三十五年香川県が行った坂出市与島東方遺跡の発掘調査以後のことで、本格的に研究が進んだのは昭和五十一年以来進められている瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財調査で坂出市与島西方・羽佐島・岩黒島・櫃石島花見山などの遺跡が発掘されてから後のことである。

この時代の遺跡は、山頂とか台地上に立地し

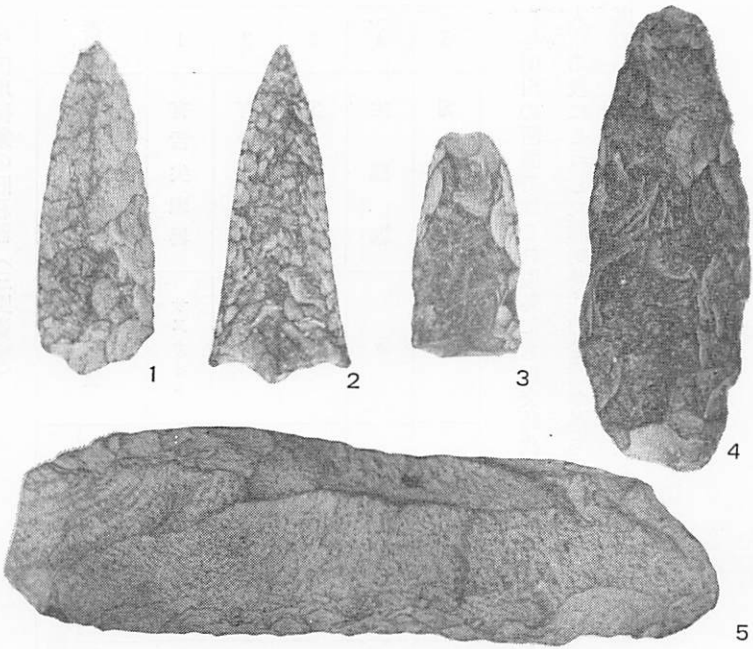

与田川にて採集された旧石器

ており島嶼部や海岸に近いところに分布しているが、最近では綾南町西村遺跡や大川町平尾の丘からも遺物が発見されている。県内発見の旧石器材料のほとんどは、サヌカイトと呼ばれる古銅輝石安山岩の一種で作られている。石材産地は坂出市周辺の五色台・城山・金山が知られ、金山産の石材は、遠く広島や加古川まで運ばれており、当時の狩人の移動範囲を物語るものとして注目されている。

写真は明治末期から昭和初年にかけて水主大社の三野幸七氏により誉水橋（通称団子橋）から風呂下橋までの与田川の河原で採集されたもののうち後期旧石器時代のものとみられる資料である。

1・2・3・4はポイントともいい、ヤリの先に装着して使用するもの、5はスクレーパーともいい今でいう包丁のようなものである。

与田川採集の旧石器（三野資料）

番号	石器の名称	材質	計測値				その他の特徴など
			長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	重さ(g)	
1	有舌尖頭器	サヌカイト	6.8	2.3	0.8	12.1	押圧剝離による調整が行われている。基部が少し欠けている。
2	有舌尖頭器	〃	6.7	2.9	0.5	10.5	押圧剝離による丁寧な調整が行われている。完形。
3	尖頭器	〃	4.2	2.2	0.75	9.6	基部が欠けている。
4	尖頭器	〃	9.0	2.1	1.3	50.1	完形。
5	刃器	〃	13.9	4.0	0.9	81.4	一部に自然面を残している。完形。

与田川の河原ではこれ以外にも縄文時代や弥生時代の遺物がたくさん採集されている。大内ダムが出来るまでは大雨の後にこうした原始時代の遺物が落ちていたという。周辺の丘陵などから流されてきたものであろう。特に写真の資料は、与田川上流に旧石器時代の人々の生活跡を残すものとして貴重であるが、岩宿の歴史的な発見よりも数十年も前にこのような遺物が発見され、大切に保存されていたことはきわめて意義深いことといえる。

第三章　縄文時代

今から約一万年前にウルム氷河期が終わって洪積世から沖積世に入った。この時期に瀬戸内地方に海水が侵入し始めて少しずつ今日の瀬戸内海や日本列島の姿が出来上がっていった。それまでのナウマン象やオオツノシカ、野牛などの大形獣は姿を消した。そしてそれに代わってシカ・イノシシや小型の鳥獣が登場した。このような自然環境の大変化は、狩猟や採集の自然経済に大きく依存していた縄文時代の人々の生活にも大きな影響をもたらした。

縄文時代というのは、このように縄文海進の始まった今から約一万年前ころから弥生時代の始まる紀元前二、三世紀ころまでをいう。そしてその名は、この時代に発明し使用され始めた土器の縄目文様に由来する。この時代の土器は浅鉢や深鉢などの鉢型土器が中心で粘土紐を巻き上げたり、粘土紐で作った輪を積み上げたりして整形し、形が出来上がると縄を巻いた棒を表面に押し当ててころがしたりして縄目をつけ、竹の棒や篦(へら)、貝殻や爪先で様々な文様を施し約八〇〇度くらいの酸化焔で焼成した。

このようにして作られた土器は、一般に縄文土器と呼ばれ浅鉢は盛りつけ用、深鉢は煮沸用に用いられた。それまでの調理法は直接火にかけて焼くか、焼け石を水に投げ込んで煮るものであったので土器の発明は、一度に多くの調理を可能にした。小型獣をねらって飛ばされる弓矢は狩猟に威力を発揮し、土器の発明はやわらかい食物を多量に提供した。このころは、狩猟のほかに海浜では、漁労が行われ、山ではドングリの実などが食料として採集された。

縄文時代の人々が捨てた貝殻や獣の骨などが積み重なって住居の近くから発見されることがあるが、これが貝塚である。縄文時代の人々は地面を幾分掘り下げて竪穴式住居を営んだ。縄文人の「ムラ」は、初期では小規模な移動キャンプであったとみられるが、生活の安定とともに少しずつ定住するようになり、小高い台地上などに数家族が集落を形成するようになった。

この時代は、一万年ちかくもの長い時代に及ぶため、使用された土器の文様などの特色から創草期・早期・前期・中期・後期・晩期の六時期に区分している。

創草期の例としては、愛媛県上黒岩洞穴遺跡が知られる。ここから出土した土器は、細隆線文土器と呼ばれるもので、放射性炭素C^{14}による分析結果では今から一万二〇〇〇年前のものとの判定がなされている。特に緑泥片岩の河原石にビーナス像を刻んだ岩偶は、土で作られた土偶や土版などと同様、豊かな生活を祈る原始宗教の表れとして著名である。しかし県内ではこの時期に比定できる遺跡や遺物はまだ発見されていない。

県内の縄文時代の遺跡としては、豆粒文土器に代表される早期の例として仁尾町小磯島貝塚遺跡・坂出市羽佐島遺跡が知られる。このほか仁尾町南草木遺跡・土庄町伊喜末遺跡（以上前期）、詫間町粟島東風浜遺跡（中期）、詫間町船越遺跡（後期）が知られている。

県内の縄文時代の遺跡は、旧石器時代の遺跡と同様に多く島嶼部や海浜付近に立地するものであったが、昭和四十八年に春日川上流の高松市池田町にある洪積世河岸段丘上において縄文時代後期から晩期を経て弥生時代前期に至る村井遺跡が発見された。また昭和五十三年から五十四年にかけて行われた香川用水工事に伴う埋蔵文化財発掘調査のとき、寒川町布勢遺跡・森広遺跡からも周辺から流れ込んだとみられる縄文土器数片が発見されている。こ

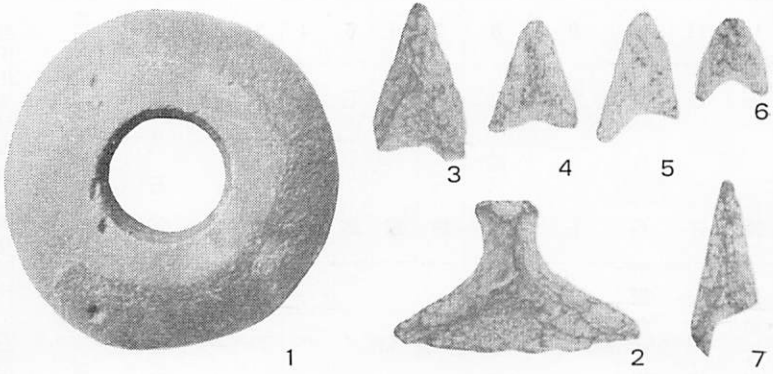

縄文時代の石器（三野資料）

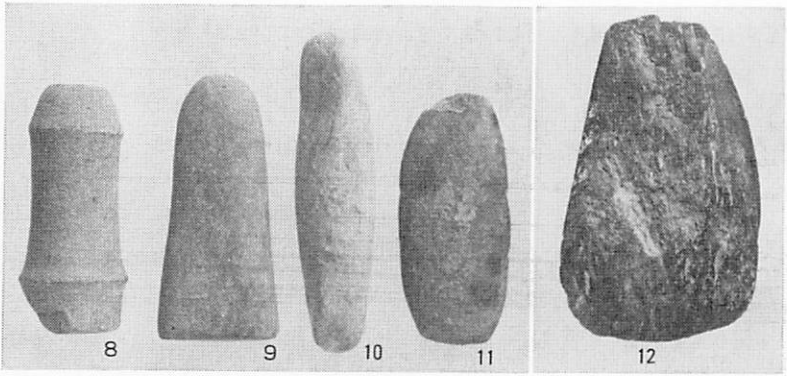

縄文時代の石器（水主神社資料）　町教育委員会資料

の地形によく似た我が町からも新たにこの時代の遺跡が発見される可能性を拡大させている。

町内ではまだ縄文土器は発見されていないが上述の三野資料や水主神社宝物殿に所蔵されている資料などの中にこの時代のものとみられる石器があるので紹介したい。いずれも与田川上流域で発見されたものである。

1は環状石斧で中央の穴に棒を通して格闘用具として使用したとの説もあるが詳細は不明、県内での出土例もきわめて少ない。2は石匙で上方

与田川流域採集の縄文時代の石器（1～7 三野資料、8～11 水主神社資料、12 町教育委員会資料）

番号	石器の名称	材質	計測値 長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	重さ(g)	その他の特徴など
1	環状石斧	砂岩	(外径)6.3	(内径)1.9	1.6～1.9	85.8	ドーナツ状を呈する。片側に円形の平たい面を作り出している。完形。
2	石匙	サヌカイト	2.8	4.2	0.7	5.3	突起部に柄を取付けて使用。完形。
3	石鏃	〃	(3.0)	1.6	0.4	1.4	凹基無茎式石鏃。表面の風化が進んでいる。一部欠けている。
4	石鏃	〃	(2.2)	1.7	0.3	0.8	凹基無茎式石鏃。表面の風化が進んでいる。先端部が欠けている。
5	石鏃	〃	2.4	(1.5)	0.4	0.6	凹基無茎式石鏃。表面の風化が進んでいる。基部が欠けている。
6	石鏃	〃	1.6	1.4	0.5	0.6	凹基無茎式石鏃。表面の風化が進んでいる。完形。
7	石鏃	〃	3.7	(1.3)	0.3	0.7	凹基無茎式石鏃。基部が欠けている。
8	独鈷石	砂岩	14.7	直径5.0～6.0	—	770	男根状を呈する。先端部は凹んでいる。基部は欠けている。昭和7年社原採集。
9	すり石	砂岩	16.1	直径4.6～7.2	—	820	上方には敲石として使用した痕跡が残る。下方にはすり石として使用。平たい面を残す。完形。昭和7年稲ケ森神社境内採集。
10	すり石	緑泥片岩	18.8	—	—	664	カツオブシ状を呈する。完形。
11	石斧	安山岩	(15.7)	(3.7)～(6.8)	3.9	575	両方に刃をもつ。いずれも欠けている。
12	石斧	結晶片岩	11.3	3.5～6.8	1.5	213	局部磨製、使用痕あり。

の突起部に柄を取り付けて魚や動物の皮をはぎとったり、肉を切るのに使用した。3～7は石鏃で弓矢として使用、いずれも凹基無茎式石鏃と呼ばれているもの。8は独鈷石、仏具の独鈷に似ているところからこの名がある。豊猟や子孫の繁栄を祈る祭祀用具ともいわれるが詳しいことは不明。9・10はすり石、石皿の上などでドングリなどの木の実を擦りつぶしたりするときに使用する。11は、石斧で両方に刃部があり中央に柄を取り付けた痕跡が明瞭に残っている。12は結晶片岩局部磨製石斧、昭和五十八年秋、水主別所の谷口昇氏が城ノ内池西北隅の堤防下路傍で発見したものである。

第四章　弥生時代

日本列島の一角北九州に稲作が伝わったのは紀元前二～三世紀のことであった。この新しい文化はまたたくうちに東は東海地方、南は九州地方南端にまで及び、紀元一～二世紀のころにはすでに東北地方に達して、北海道と琉球列島を除く日本のほぼ全域に稲作を基礎とする新しい社会を成立させた。

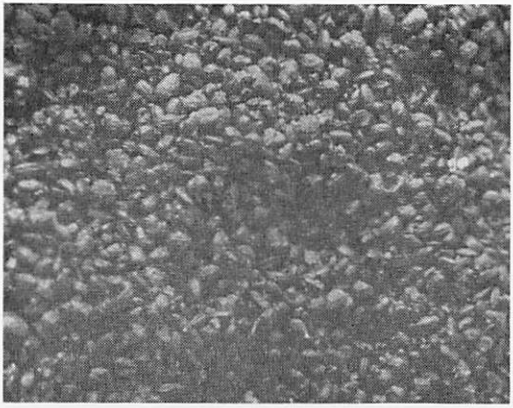

1800年前の米（この米が日本の歴史を大きく変えた。綾南町西村遺跡出土）

一方このころの中国は、戦国時代（前四〇三～前二二一）末期から秦（前二二一～二〇六）を経て漢（前二〇二～後八）の初期に当たり、勢力圏が拡大された時代で、優れた文化は満州・朝鮮など周辺の地域へも及んで、日本も例外ではなかった。この稲作の開始とともにろくろを使って製作され形の整った新しい土器や青銅器・鉄器などの金属器の使用も始まった。これが弥生時代である。

弥生時代とは、弥生土器によって代表される文化の時代という意味である。この弥生土器もおそらくこうした新しい動きのもと

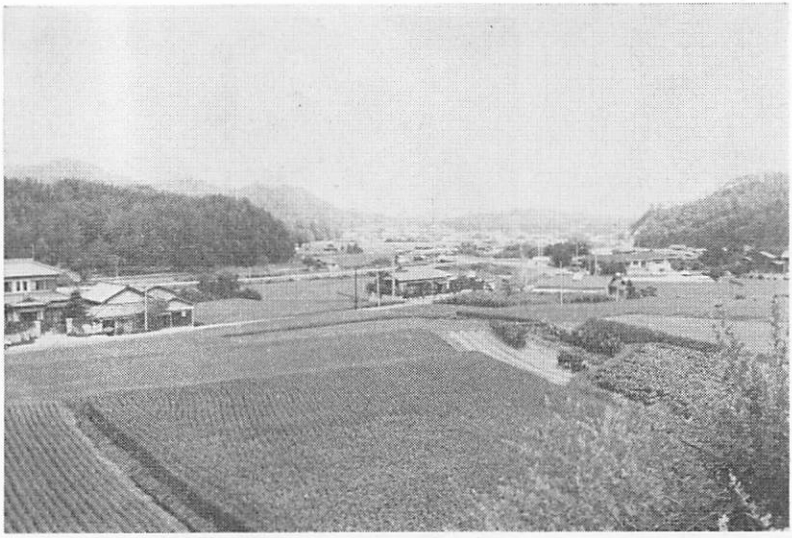

与田川上流を望む（稲作が日本の文化を変えた）

に成立したと思われる。考古学では弥生時代を土器の様式の異同によって、前期・中期・後期の三期に区分している。前期は主として篦描文が装飾に用いられた時代。中期前半が櫛描文、後半が凹線文の盛行する時代で、特に後半期にはそれまでのいびつさがなくなり、きわめて装飾的な土器が作られた時代。後期は、凹線文の退化傾向がみられ装飾も簡素になる時代である。

縄文時代の終わりころから再び世界的な気温の低下が始まると、今まで海であったところには、海岸平野が生まれた。やがて海岸平野の先端には波や風によって砂丘が生まれ、自然堤防が生じ、川からの水が流入するところには肥沃な後背湿地が誕生した。縄文時代にはこのような湿地はかえりみられることもなかったが、稲が栽培されるようになると、人々にとっては重要な生産の場となっていった。危険な狩りは、男たちの仕事で、木の実や貝の採集・土器作りなどは女たちの仕事と、かなり分業化して男女の世界にも大きな変化が起こった。田を耕

し、水を入れ、稲を植えて刈り取りを行う。水路を掘り、水を通すという大がかりな土木工事が進むにつれて、大勢の人々が同じ村の中に生活するようになった。

縄文土器の基本形は深鉢と浅鉢であったのだが、土器も分化した。弥生土器には物を保存するための壺、煮沸のための甕、物を盛りつけるための鉢、神様などに物をお供えしたり、もりつけたりするための高坏が出現した。

稲作の進展によって人々は定住するようになり、低地に水田を耕し、洪水の心配のない高台などに住居をかまえた。このころの建物は一般には竪穴式住居が使用され、穀物の保存には乾燥機能を持つ高床式倉庫が用いられたが、

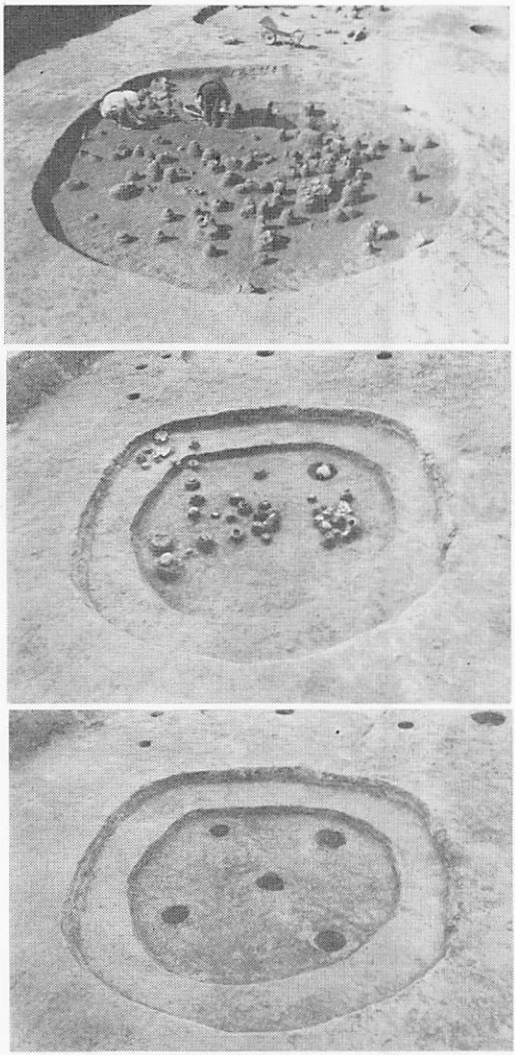

（上、土器を残しながら掘り進む）
（中、住居跡内に残る土器や粘土塊）
（下、検出された4個の柱穴と炉跡・中央の穴）
発掘された竪穴式住居跡・寒川町森広遺跡

この高床式倉庫にはネズミガエシなども取り付けられて穀物を守る工夫が行われていた。

弥生時代前期の遺跡は、県内では最古の観音寺市室本遺跡、環濠が発見された丸亀市中ノ池遺跡など一〇余か所が知られるほか、昭和五十二年には町内で落合遺跡が発見されている。遺物は、多条化した篦描文の壺や甕の破片が多く、弥生時代前期後半に比定されるもので、中には稲作を物語る籾痕のついた土器もある。落合遺跡は「U字」状に開く微高地と、この微高地に挟まれた低地から構成されているので比較的容易に集水ができたのであろう。

土器以外の道具にも大きな変化が起こった。木を切ったり削ったりするための石斧は、大陸から入った鋭利な鉄製の斧や鉇などに代わり、これまで石で作られていたものが青銅や鉄で作られるようになった。

人々の生活が稲作によって保障されるようになると、稲の出来不出来により、日常生活が大きく左右されるようになった。このため、人々は自然の神々に対する信仰は厚く、特に豊作をもたらす神々への信仰には絶大なものがあった。稲には稲魂が宿るものと考えた。稲の豊作は稲魂を盛んに祭ることによってもたらされると考え、祭祀が盛んに行われた。豊作のためには稲魂をおびやかす魔物を追い払い稲魂を祭ることが村中の者によって行われた。このような目的で銅鐸が作られ、銅鐸の内側につり下げられた舌によって打ち鳴らされる独特の金属音が魔物を追い払うと考えた。

東讃では、三木町白山遺跡や寒川町加藤遺跡からこの銅鐸が発見されている。またこうした祭祀には土器も用いられたが、飛谷遺跡出土のミニアチュア土器は、このような祭祀用土器の性格を持つものである。このほかに祭祀に用いられたものには、銅剣・銅矛などがあり、津田町上野山から平型銅剣三口が出土している。銅鐸は近畿地方を中心として中・四国東部で、銅剣・銅矛は北九州を中心として発見例が多く報告されている。

平野を見下ろす高地に住居がつくられた中山田遺跡
（手前に並ぶ四角い穴は高床式倉庫の柱穴）

稲作により富の蓄積が行われ貧富の差が出来るようになると、これらの祭器はごく少数の有力者が所有するようになった。そして有力者に率いられた村はやがて小国家へと発展した。

中国の歴史書『漢書地理志』には「楽浪の海中に倭人あり、分れて百余国をなす。歳時を以て来り献見す」とあり、紀元前一世紀ごろには、日本に一〇〇余国の小国家があって、毎年貢物を持って楽浪郡などへ出かけていたことが分かる。

また、『後漢書東夷伝』には、紀元五十七年、奴国王が後漢の都洛陽に使者を送って貢物を献上したので光武帝が金印を授けたことが記録されている。

弥生時代中期から後期にかけての日本は、中国との外交交渉を続けながら国内が統一されていく時期といえよう。特にこの時期には、今まで考えられもしなかった高地に遺跡が出現する。詫間町

紫雲出山遺跡、津田町上野山遺跡、高松市中山田遺跡、三木町白山遺跡などがそれで、一般には高地性遺跡と呼んでいる。これらの遺跡の共通点は、農耕には不向きな高地に立地する。見晴らしがよく低地を監視するのに都合がよい。飲料水などの入手には不便で恒常的に住むには不向き。戦闘用とみられる比較的大型の石鏃などが多く出土している、などである。また、紫雲出山や上野山は海上交通の監視、中山田（上佐山）や白山は集落や耕地、陸上交通の監視という使命をもったものだろう。

町内では、中期後半に比定出来る遺跡として、水主神社遺跡があり、現在の水主神社を中心とする地域から様々な遺物が採集されている。後期になると県内でも各所に遺物が発見され、遺跡も多くなる。町内では、与田川やその支流を中心に集落が開けてくる。飛谷遺跡、別所遺跡、城ノ内遺跡、風呂遺跡などがその例であり、このように平野を望む沖積地では稲が栽培されたが、それだけでは十分ではないので南の山間部では狩りが、北方の海岸部では漁労が行われていたとみられる。与田川以外では、幸代池西遺跡や土居遺跡が知られるにすぎないが、これは遺跡の調査が十分進んでいないためとみる方がよい。

『後漢書東夷伝』には続けて「後漢の桓帝と霊帝の間（一四七～一八九）には日本の国内が大いに乱れて争乱が繰り返された」ことが記され、さらに後の『魏志倭人伝』には、弥生時代後期の日本の様子が詳しく記録されており、三世紀の半ばには邪馬台国を盟主とする小国家の連合体が組織され、女王卑弥呼によって統治されたとしている。

以下、各時期の町内の主な遺跡について見てみよう。

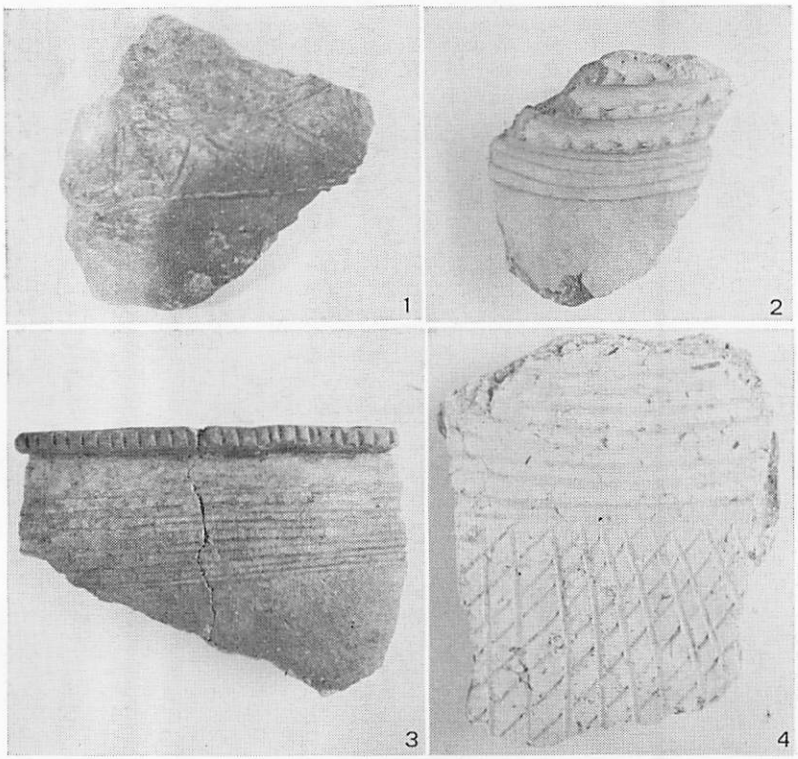

篦描沈線を用いた土器（1、2、3は壺、4は逆L字状D縁を持つ甕）

落合遺跡

落合遺跡は、鷲が山の北東五〇〇メートル、国道一一号線と番屋川が交わる一本松橋の南五〇〇メートルに所在する遺跡で、昭和五十二年八月から始まった農業基盤整備事業がきっかけとなって発見された。県内ではまだ報告例の少ない、そして郡内では唯一の弥生時代前期に比定される遺物多数が出土したことで知られている。

事業終了後の現在ではかつての姿を追うことは難しいが、楠池地区現形図（旧地籍図）を見ると、この遺跡が、南から北方に向かって延びる比高差五メートル前後の二つの丘陵とそれらに挟まれた低

大内町内のおもな遺跡

町内のおもな遺跡地名表

番号	遺跡名	時代	種別
1	大日山1号墳	古墳	前方後円墳
2	大日山2号墳	古墳	円墳
3	大日山3号墳	古墳	
4	原間1号墳	古墳	円墳
5	原間2号墳	古墳	円墳
6	幸代池西遺跡	弥生	散布地
7	杖ノ端遺跡	古墳	散布地
8	別所池田遺跡	弥生~中世	散布地
9	別所古墳	古墳	
10	別所遺跡	弥生	散布地
11	飛谷遺跡	弥生	散布地
12	城ノ内遺跡	弥生~平安	散布地
13	笠塚遺跡	弥生	壺棺
14	風呂遺跡	弥生	散布地
15	岩瀬庵古墳	古墳	
16	尾長山遺跡	古墳	散布地
17	大社遺跡	旧石器~弥生	散布地
18	百襲姫陵	古墳	円墳
19	水主神社遺跡	弥生~中世	散布地
20	西内遺跡	縄文	散布地
21	楠谷古墳	古墳	
22	仲善寺遺跡	古墳	散布地
23	北山遺跡	奈良	散布地
24	高原遺跡	弥生	壺棺
25	金毘羅山遺跡	弥生	散布地
26	与田寺山古墳	古墳	
27	落合遺跡	弥生	散布地
28	西村古墳	古墳	円墳
29	清塚古墳	古墳	円墳
30	土居遺跡	弥生~中世	散布地
31	善光坊古墳	古墳	

31
30
29
28
27
21
23
24
22
17
13
12
16
14
15
20
19
18
大内町
北山
小砂
中山
大谷
落合
松崎
南谷
北山
高堀
近政
中村
大社
黒呂
東主
笠松
宮内
牛庫
大内ダム

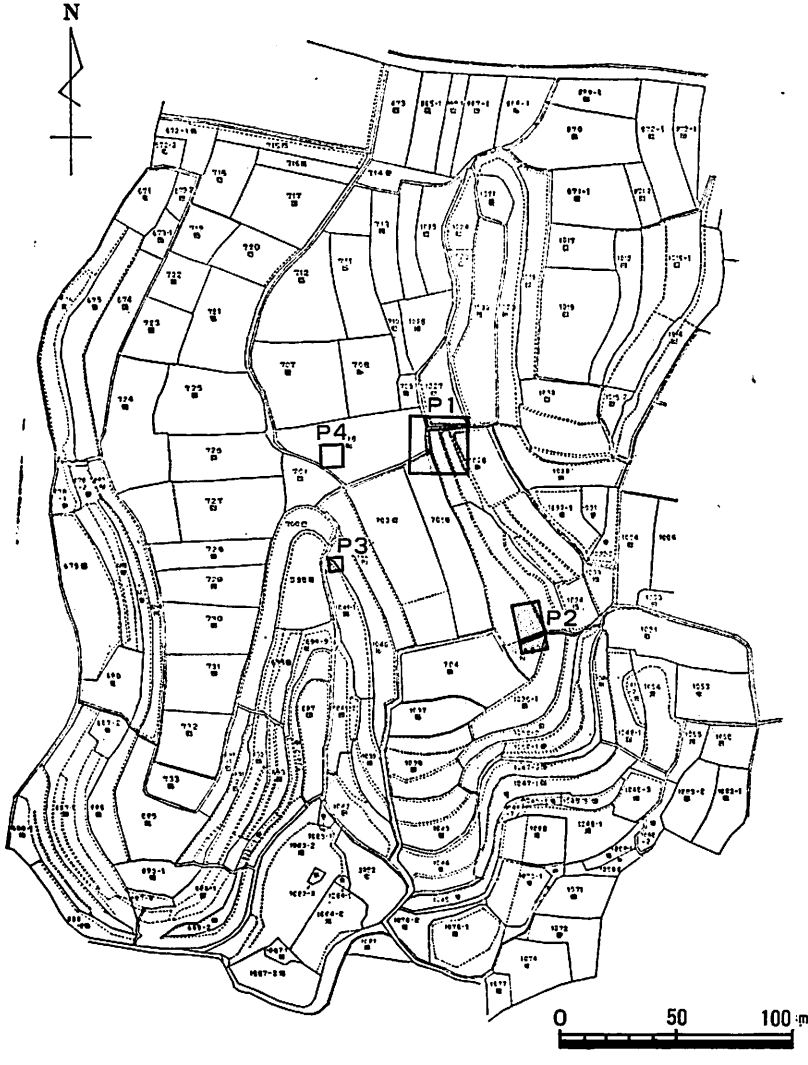

楠池地区現形図（図中黒い部分が落合遺跡の遺物出土地点）

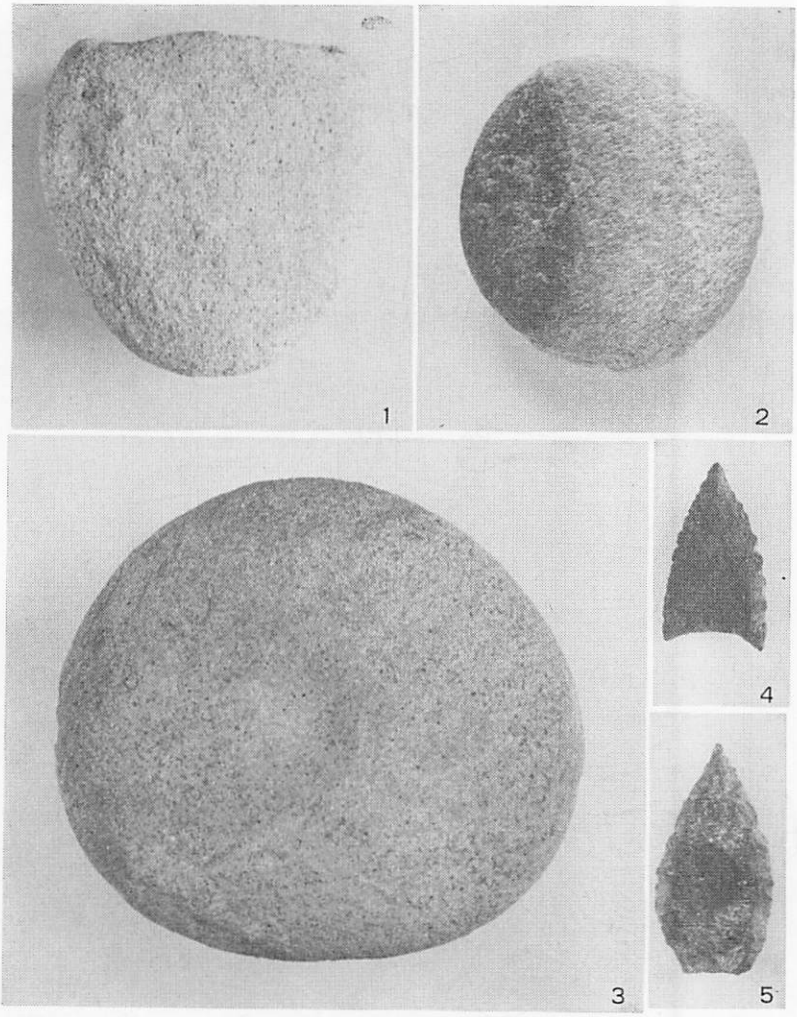

落合遺跡出土の石器（1叩き石　2すり石　3凹み石
4・5凹基無茎式石鏃）

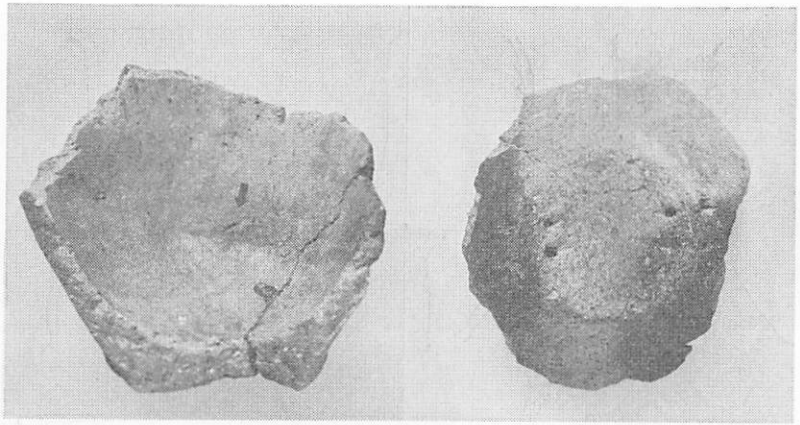

籾痕のついた土器　　把手用の穴をあけた土器

地から構成されていたことが分かる。

これらの微高地上は、かつて幅五メートルに満たないくらいの曲折した田や畑が等高線に沿って耕され、中央はぬかるんだ低地であった。遺跡を発見した六車正氏によると、遺物が出土したのは図中p_1・p_2・p_3の丘陵のすそに沿って分布する黒色部分の地表下一～三メートルにある黒色粘質土中からで、同じ土の中には、炭や灰、焦土や、シダなど植物の炭化物も含まれていた。

主な出土遺物には、弥生土器の壺・甕・鉢、サヌカイト製の石鏃・石匙、砂岩製凹み石・叩き石、緑泥片岩製のすり石や局部磨製石斧などがある。特に土器は、刻み目のついた貼付突帯・篦描沈線を主体とした文様を施していることや、甕の特色として「逆L字状口縁」を呈するものと「如意状口縁を呈するもの」があって、篦描沈線文も多条化の傾向がみられる。しかし弥生時代中期の櫛描文や凹線文が見られないこと。若干ではあるが古墳時代以後の須恵器や瓦質土器片が含まれることから、弥生時代前期末に一時的ではあるが人々が住んだことを物語っている。土器の中には、把手をつけるために二対計四個の穴を通した蓋や大内平野

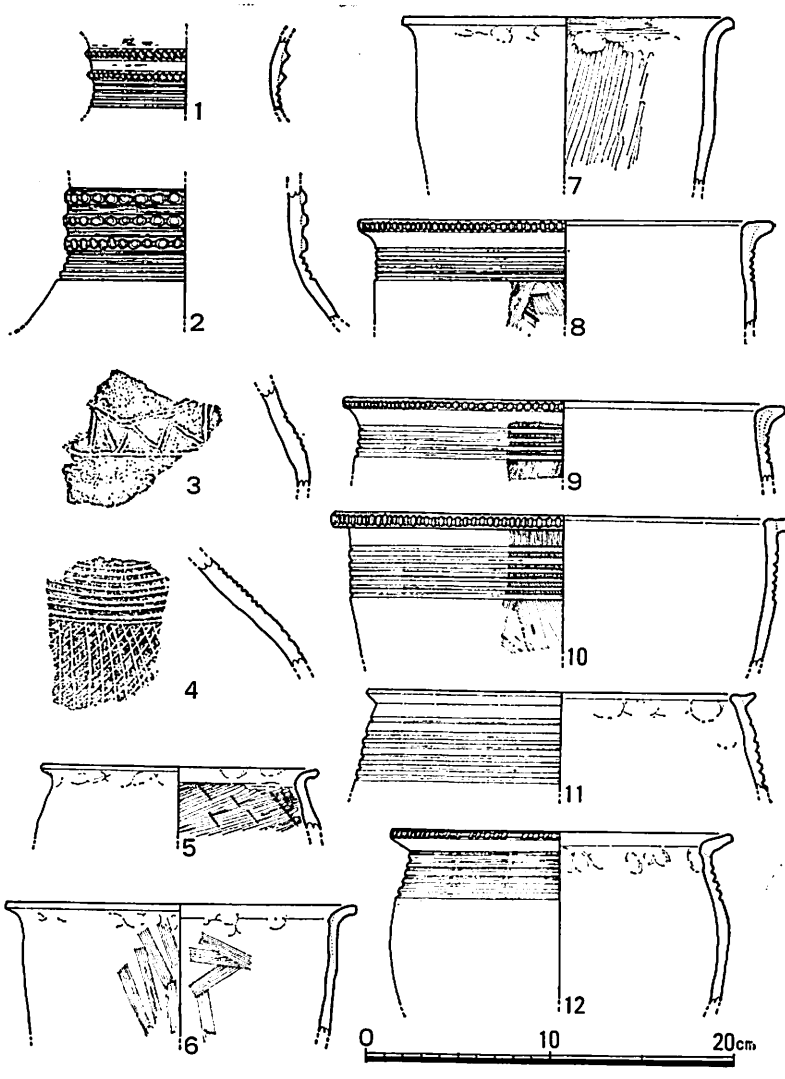

落合遺跡出土遺物実測図（1～4 壺　5～12 甕）

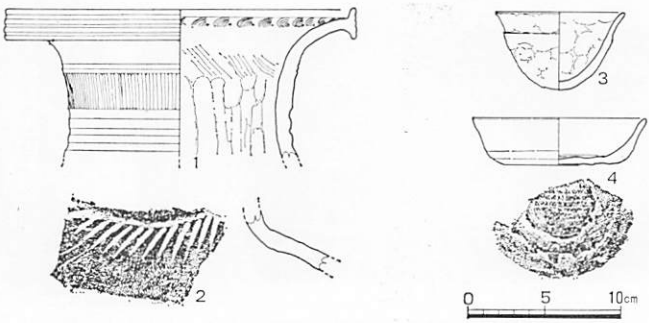

水主神社遺跡出土遺物（1壺　2甕　3るつぼ　4坏）

での稲作を物語る籾痕のついた土器の底があった。籾痕は土器の内面に明瞭に残っており、長径七ミリメートル、幅二ミリメートルで貴重な資料といえる。

弥生時代前期の水田は、今日のような乾田ではなく上述のように自然堤防によって造られた海岸平野や、このような比較的じめじめした湿地帯が好んで利用された。稲も直播で刈り取りも石包丁を使って稲の穂先だけをつみ取るものであった。

湿地での作業には田下駄や田舟などが用いられたと思われる。

水主神社遺跡

水主神社は町内第一の河川与田川上流の水源付近に位置し、倭迹々日百襲姫命（孝霊天皇第二皇女）を祭神とする式内社として郡内外によく知られている。新宝物殿建設中の昭和四十七年十二月、社殿のある高台の南東隅を掘り下げていたところ、地下一～二メートルの花崗土混じりの砂質土中から弥生土器・土師器・土師質土器・須恵器などの破片が多数出土した。以後、この遺跡を水主神社遺跡と呼んでいる。

弥生土器のうち壺(1)は、口縁部及び頸部が凹線文で飾られ、口縁部内面と頸部外面は櫛描文で飾られていて、この遺跡の上限

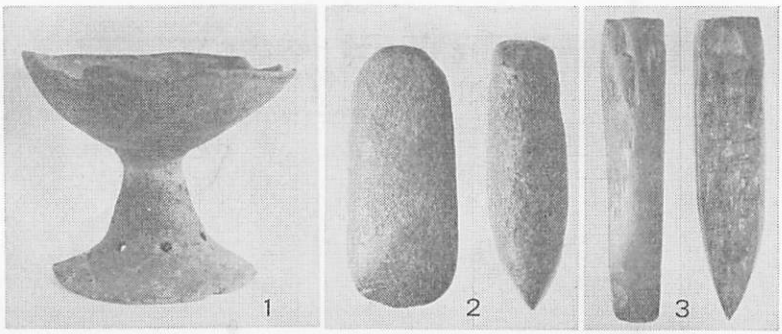

幸代池西遺跡出土遺物（1高坏　2蛤刃石斧　3柱状片刃石斧）

が弥生時代中期後半にまで及ぶことを示している。(2)は弥生土器の甕で底で頸のまわりに文様が施されている。このほか、遺物の中で多数を占めるのは、口径一二センチメートル、器高三センチメートル内外の土師質土器の坏で底部に平行な条線の叩き目が見られる(4)。これらは鎌倉時代ごろのものとみられるが、おそらくは水主神社の祭祀に使用されたものであろう。また土師質土器のるつぼ(3)も出土している。

幸代池西遺跡

原間の幸代池西側に突き出した微高地に立地している。昭和四年三月九日、山本秀吉氏が同地の松林で畑を開墾中、弥生土器の高坏(1)と緑泥片岩製磨製蛤刃石斧(2)、同柱状片刃石斧(3)各一個が出土した。高坏は弥生時代後期末のもので、赤褐色を呈し丸味のある受け皿の部分と丸い透穴六個のあいた脚からなる。

飾りは極めて質素で弥生時代も末期の特色をよく備えており、口縁部の直径は一六センチメートル、器高一三センチメートルを測る。

一方蛤刃石斧は、長さ一四センチメートル、重さ七二五グラム。さらに柱状片刃石斧は、長さ一一・八センチメートル、重さ四七〇グラムを測る。現在遺跡は、墓地及び上池へ登る道路となっている。

別所池田遺跡（べっそういけだ）　与田川と別所川の合流点、別所橋の南約二〇〇メートルに広がる微高地上に立地する遺跡。微高地の南、山すその部分に池田と呼ぶ小さな湧水池を中心とする湿地があることからこの名がついた。昭和五十八年冬から始まった圃場整備がきっかけで発見された弥生時代後期末及び中世の遺跡である。遺物には、弥生土器の甕や壺及び中世の土師質土器の小皿や土釜の脚などが多数発見されている。特に後者の中世の遺物は、人頭大の焦石や炭・灰などとともに出土したことから、墓壙があったのではないかとみられている。

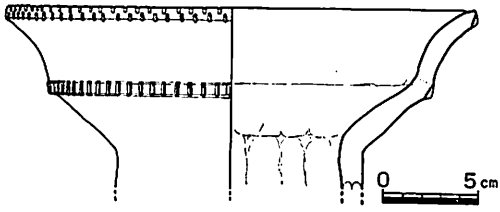

別所遺跡出土遺物実測図（器台）

別所遺跡（べっそう）　別所橋から南四〇〇メートルに位置する飛谷入り口の微高地に立地する遺跡である。大正四年、大内岩太郎氏が器台の破片を採集している。器台は弥生時代の後期に出現する新しい器種の土器で、壺などを載せるために使われた台。復元口径は二四センチメートル前後を測る。その後周辺一帯は土地開発のため削平されている。

城ノ内遺跡（しろのうち）　別所遺跡から南西二〇〇メートルの地点に、虎丸山から北へ延びる二つの尾根の谷間を堤でせきとめた城ノ内池がある。城ノ内遺跡は、この池の付近にあり、昭和五十八年別所遺跡とともに行われた圃場整備がきっかけで発見された。遺跡の中心は城ノ内池の東側の尾根の北端に当たる別所集会場付近と三谷三郎氏宅の北東十数メートルの地点で、いずれも洪水などの心配がなく日当たりの良い微高地上に立地している。前者の出土遺物は、弥生土器のほか石斧・石包丁・凹み石などの石器で焦土も発見されている。後者は、城ノ内池の北へ延

びる尾根の東斜面に位置していて古墳時代から奈良・平安時代に至る遺物が出土している。特に炉跡とみられる遺構は、一メートル四方に炭・灰・焦土の層が見られ、中から須恵器の甕・土師質土器の小皿や坏のほかその当時は高級磁器の代名詞であった青磁・白磁などの輸入磁器片多数が発見されている。

笠塚遺跡　城ノ内池の西方から北前方に曲り込むように一本の尾根が延びている。この尾根の稜線上の北端には山の神さんと呼ばれる小祠が祭られており、この小祠の西側に笠塚遺跡がある。昭和五十八年に行われた圃場整備中、山の神さんを祭った尾根の西斜面を重機で削平していたところ大型の弥生土器の破片が発見されたもので、弥生時代の壺棺か甕棺が埋納されていたものとみられる。

風呂遺跡　風呂下橋から南三〇〇～四〇〇メートルの山すそ一帯は与田川に合流する国光川の堆積作用によって形成された沖積微高地が開けている。この微高地は与田川との比高差一〇～一五メートルを数え、昔から畑として開墾されてきたところである。風呂遺跡は昭和三十二年国方二夫氏が行ったブドウ畑の杭打ちの際、杭を埋めるために掘り起こした土の中から弥生土器多数が出土して発見された。その後ブドウの施肥のため深さ一メートル余りの溝を掘ったところ再び土器片多数が出土している。

これらの遺物はいずれも弥生時代後期に比定されるもので、円光寺・小砂の池田良夫氏、白鳥町の木村守氏らが所蔵している。円光寺所蔵の壺(3)は、口径一三・一センチメートル、器高一七センチメートル、直径六・〇センチメートルのしっかりした底を持ち、器表には刷毛目によるていねいな調整が行われている。池田良夫氏所蔵の土器は、口径一二・二センチメートル、器高一七センチメートル前後の壺(2)と、口径一一・〇センチメートル、器高五・六センチメートルを測る小鉢(6)で、前者には刷毛目による調整のほか底部付近にていねいな篦磨きが観察

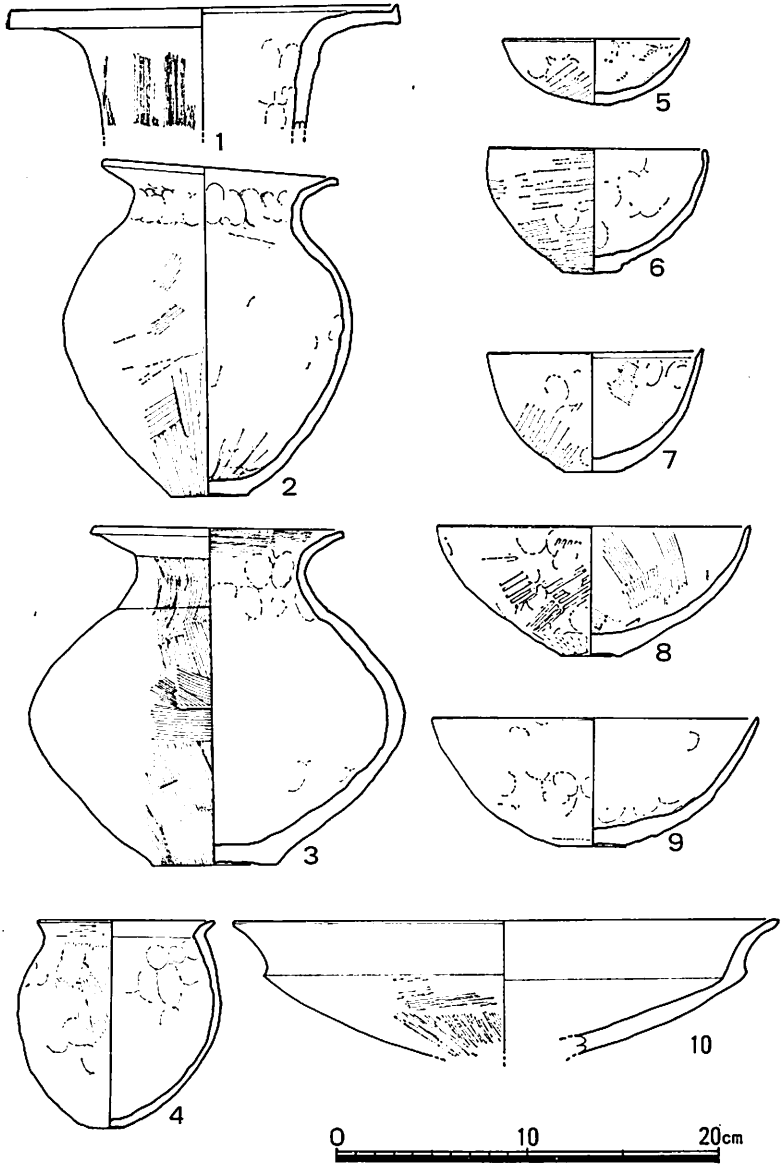

風呂遺跡出土遺物実測図(1～3壺　4甕　5～9小鉢　10高坏)

風呂遺跡出土の弥生土器壺（円光寺蔵）

される。破片も含めていずれも赤褐色又は黄褐色をしていて装飾はなく大変簡素な弥生時代後期の土器の特色を備えている。

また、このブドウ畑から東一〇〇メートルにある堀口忠氏宅でも住宅建設のため山すそを削平したとき、同様の小型の甕(4)やサヌカイト製の凹基無茎式石鏃、石包丁が出土している。

この石包丁は中央から折れていて半分が失われているもの、端部には縄をかけるためにえぐり取った部分がはっきりと残っている。

飛谷遺跡

飛谷遺跡は、新宮池の北方に開けた飛谷に立地する遺跡で、太平洋戦争中に別所の松下城一氏が桃畑を開墾中弥生土器片多数と緑泥片岩製柱状片刃石斧二個・石鏃類数個が出土し、発見された。遺跡は別所川東岸のやや高くなった山すその河岸段丘上にあり、その後も炉跡らしい焦土や炭、大型の甕の破片や手づくねの小壺が見つかっている。この小壺(3)は、口径二・三センチメートル、器高四・八センチメートル、底部の直径二・五センチメートルを測るやや灰色味をおびた土器で、大きさからみても非実用的である。おそらく祭祀などで使われたものであろう。出土遺物は、その後大内町中央公民館に所蔵、展示されている。

また、飛谷遺跡の南側や西側からも土器が出土しており、大山計氏所蔵の遺物の中には、口縁端部に二条の退化

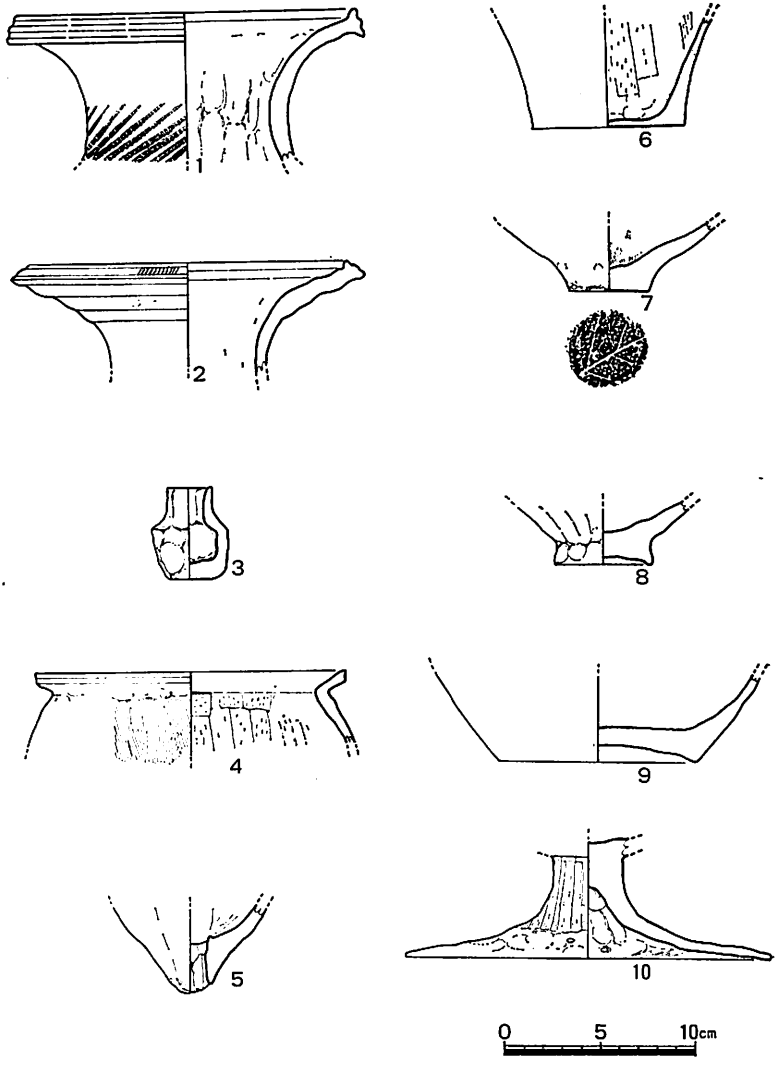

飛谷遺跡出土遺物実測図（1～3壷　4甕　5甑　6～9土器底部　10高坏）

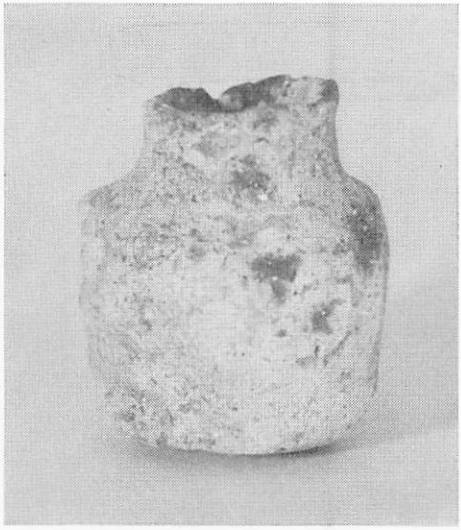

飛谷遺跡出土小壺

した凹線文様や櫛目文様をもつ壺(1・2)、底に木ノ葉の圧痕のある小鉢(7)など弥生時代後期前半から終わりごろまでに比定されるものが見られる。与田川で時おり採集される土器片の中には、これらの遺跡から流出したものが多いと思われる。

高原遺跡　与田川にかかる風呂下橋から北東六〇〇メートルほどの所に標高二〇メートルの丘陵を背にして滝宮八坂神社が祭られている。そしてこの神社の西隣に高原寺跡と呼ばれる所がある。昭和二十年、この高原寺の西裏山で家の壁土を採土中、地下一メートルから写真のような弥生時代後期の壺棺が出土して、この遺跡が発見された。出土遺物は、水主神社宝物殿に収蔵されている。

弥生時代には成人用の甕棺をはじめとして箱式石棺や土壙墓など種々の埋葬施設があったが、この壺棺も小児を対象とした弥生時代の埋葬施設の一つである。高原遺跡出土の壺棺は弥生土器二個を使って作られており、身は壺の口頸部を打ち欠いて直径約一六センチメートルの穴をうがち、土器の底を打ち欠いて作ったふたで覆っていた。身の高さは、底から断面までが四二・五センチメートル、胴部の最大径は四三・五センチメートル、底部の直径は、八～九センチメートルを測り、胴のやや下寄りの所に直径二センチメートルほどの穴が外からあけられてい

る。

発見当初はこれらの身と蓋とを合わせて棺となし、約四〇度の傾斜をもたせて埋納されていた。また棺の中には九分目くらいまで土砂が流入していたと伝えられる。おそらく流産あるいは死産した嬰児を壺棺に入れて埋葬し再生を期したものであろう。

高松市三谷町通谷遺跡や三木町氷上ゴルフ場遺跡では、こうした壺棺の埋葬例多数が報告されており、縄文時代に比較して生活が安定したとはいえ、収穫が自然に左右されることの多かった弥生時代には、栄養失調や栄養不良による流産や死産が多かったものと思われる。また、生産力の低さゆえ最初の男児出生までは女児殺しや嬰児殺しが行われたと考える説もある。

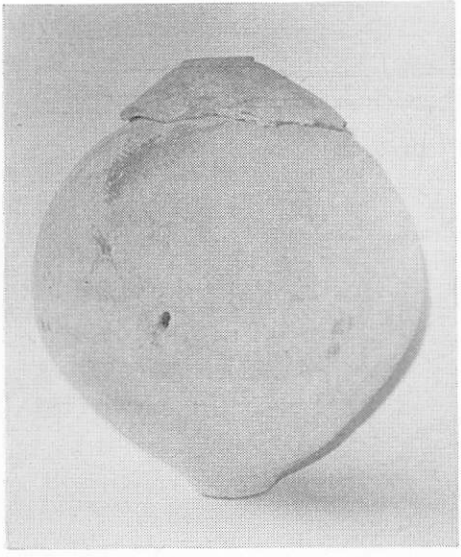

高原遺跡出土壺棺

金毘羅山遺跡

与田川と別所川の合流点から北西方二〇〇メートルの地点に周囲より高くなった独立丘があり、地元では金毘羅山あるいは小山さんと呼んでいる。この金毘羅山の南東端に少し突き出た所があって、昭和四十七年ごろここを整地したところ、弥生土器の破片や鉄片が発見された。図の土器は大山栄次氏によって同所から採集されたものであるが二重口縁と貼付凸帯を伴う壺の頸部(1)とその底部(2)の破片で、弥生時代後期末に比定されるものである。

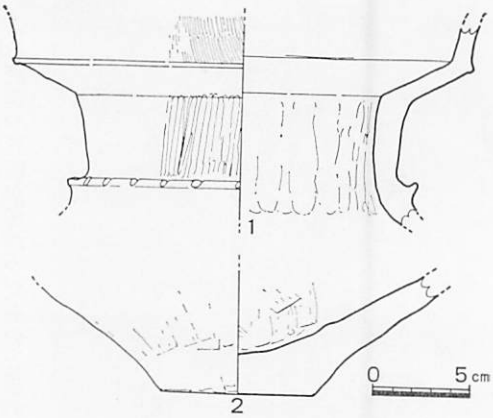

金毘羅山遺跡出土遺物実測図
（1壺口縁部　2土器底部）

土居遺跡

土居遺跡は、国鉄丹生駅の南五〇メートル、国道一一号線と駅前に至る道が交差する沖積地に立地する遺跡で、昭和四十八年夏に行われた防火用水工事がきっかけで発見された。土器片多数が出土したのは地表下約三メートルの青色細砂層中からで、同じ土層には芦の葉や茎が混じっていた。

写真及び実測図は、弥生土器の甕で特に完形に近いものの一つであり、大内町中央公民館に展示されている。この土器の底部にはススが付着していて煮沸に用いられたことがよく分かる。「く」の字型の口縁をもち口径一一・八センチメートル、器高一八・七センチメートル、底部の直径四・四センチメートル、胴部はやや上側で最大径一五

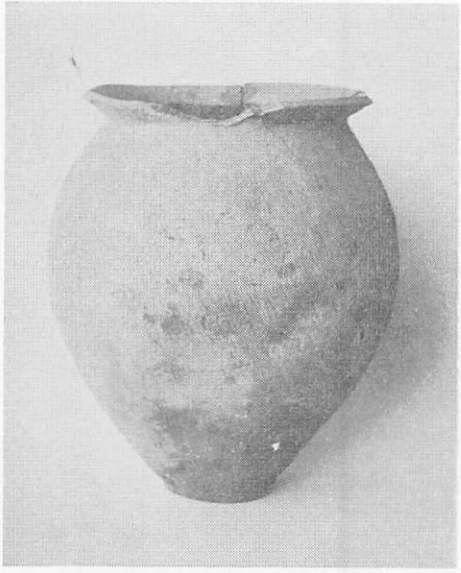

土居遺跡出土弥生土器甕

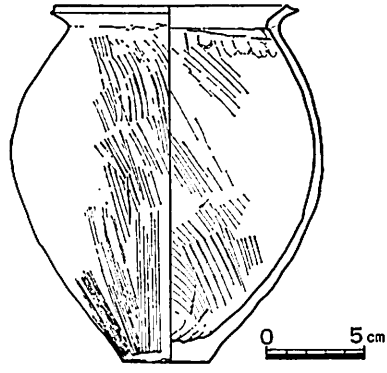

土居遺跡出土遺物実測図（壺）

・八センチメートルを測る。

内外面共に刷毛でていねいに仕上げていて、特に装飾はない。典型的な弥生時代後期の土器である。

遺物はこのほかにも多数あり、縄文時代晩期の無文土器らしいとされるものから弥生土器・土師器・土師質土器の土釜の脚（中世）まで年代にはかなりの幅がある。

伝えられる遺物の出土内容や、同所が番屋川の支流北川と玉の池川の合流点近くに位置することを考えると、これらの川に流入し上流から流れ下ったものであろう。

第三編　古　代

第一章　古墳時代

西暦四世紀から七世紀にかけてを古墳時代と呼んでいる。文献史料がほとんど残っていないこのころの様相を解明するには、当時の人々が残した遺物や遺構を研究対象とする考古学の比重が非常に高い。考古学では、時代の名称に、その時代に特徴的な遺物や遺構の名称を用いることが多い。例えば、縄文時代や弥生時代は、土器の名称を用いている。古墳時代は、土器ではなく、古墳と呼ばれる墳墓の名称で、時代を表現している。これは、特定された個人が巨大な墳墓を築造し得たということに、この時代の大きな特徴があるからである。

弥生時代になって定着した稲作は、それまでの漁労・狩猟・採集などに食料を依存していた社会を一変させた。安定した豊富な収穫を保障する稲作は、米が長期間の保存が可能なこととともあいまって、余剰を生じさせることとなる。稲作には、入排水用の水路等の施設が必要であり、そうした施設の整備や維持には組織的な労働が必要となる。稲作は、この二面性により社会変革の原因となった。社会組織の充実と一部の人間の食料生産からの解放である。約六〇〇年ほどの弥生時代を通じて、この傾向は進み、古墳時代になると、前方後円墳に代表される巨大な特定個人の墳墓を築造し得るほどとなる。

古墳時代の研究は、地上に築造された古墳が最も確認が容易であるため、墳墓や墳墓からの出土遺物の研究が最も進んでいる。当然弥生時代と同様に古墳時代の集落跡も存在するはずであるが、香川県全体をみても、古墳時代

の集落の調査はほとんどなく、古墳時代の初頭か弥生時代の終末期の住居跡の調査がある程度で、古墳時代中期から後期にかけての集落の確認例はない。墳墓以外で調査・研究が進展しているのは、須恵器窯や製塩遺跡などの生産遺跡である。大内町も例外ではなく、遺構が確認されているのは、前方後円墳や円墳などの古墳だけである。

大内町で現在確認されている古墳は、消失したものや可能性のあるものを含めて、一四基ほどである。確認例はそれほど多くはないが、与田川水系を中心として、多量の須恵器や土師器と呼ばれる古墳時代の土器が出土していることからすれば、かなりの数にのぼる未確認の古墳が存在することは十分予測される。今後の綿密な分布調査の実施が期待される。大内町に所在する古墳や出土した遺物を中心として古墳時代の大内町の様相をみてみたい。

現在確認されている古墳の分布は、大内町の中央部を流れる与田川の中流域を中心とするもの、大内町と大川町を結ぶ中山地区、また白鳥町と連なる川東原間（わらま）地区の三地区に区分することができよう。このうち与田川水系の古墳は、周辺に水稲耕作の可能な平地にかなり恵まれた地区で、大内町における古墳時代の一つの拠点と考えられる。これに対して大内町西部の中山地区や東部の原間地区は、それほど平地に恵まれていない。

しかし東部の川東原間地区には、大内・白鳥町で唯一の前方後円墳である大日山古墳や最も大きな石室を有する原間古墳という規模の大きな古墳が所在する。必ずしも古墳の規模と平野面積の広さは対応していないようにも見受けられる。大内町における古墳は、隣接する津田・大川・白鳥への交通の要所に立地するものと、与田川水系の農業生産により密着したものとの二つの分布傾向を認めることができよう。大内町では古墳の発掘調査例が少なく、様相が明らかな古墳は少ない。そうした中で、大日山古墳と原間古墳は測量調査を実施しており、比較的様相が判明している古墳である。

大日山古墳

現在確認されている香川県下の前方後円墳で最も東に位置する。大内町と白鳥町の境に位置する独立丘陵の尾根筋に立地する。この独立丘陵は、最高所が標高六七メートルを測り、秋葉神社が祭られている。大日山古墳は、秋葉神社が位置する丘陵頂部から南西に下った尾根筋に前方部を北東に向けて立地している。後円部の最高所で標高五五・六メートルを測る。古墳の規模は全長三八メートル、後円部径二〇メートル、後円部の墳丘裾部からの比高は、三メートルほどである。前方部の西側は一部削平されており、前方部の形状には不明の点があるが、くびれ部等の状況から推定すれば柄鏡状を呈する前方後円墳である可能性が高い。

古墳は、大半を尾根の旧地形を整形することで築造されているようであり、前方部の削平部には丘陵の基盤であ

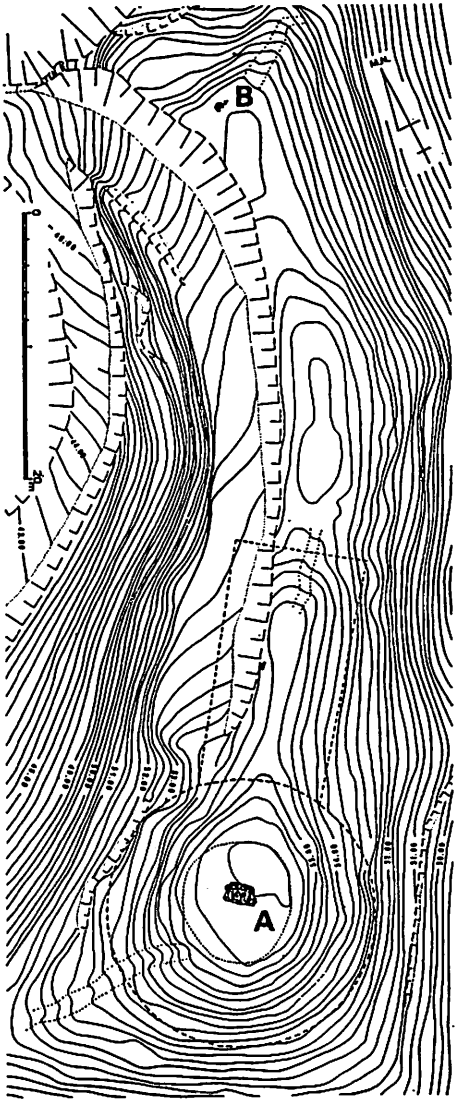

A：大日山古墳
B：石組

第1図　大日山古墳墳丘測量図

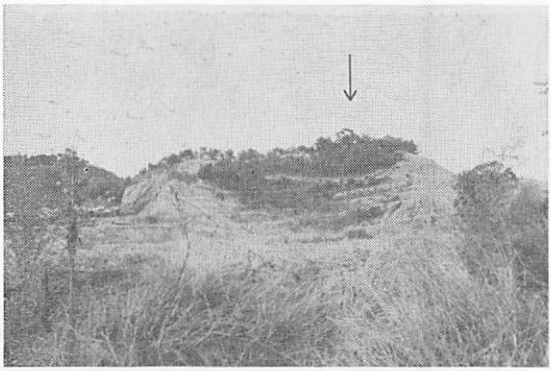

大日山古墳（中央の丘）

大日山古墳

る花崗岩の風化土が認められる。地山整形であるため、古墳の主軸の方向は尾根筋と一致する。古墳が尾根上にあるため、古墳の主軸と一致して山道があり、後円部頂には大日如来が祭られており、若干の変形が認められる。前方部と後円部の比高差は現状で、一メートルほどであるが、後円部頂の削平の様相からすれば、比高差はもっとあった可能性もある。墳丘の形からすれば、前方部が狭く、低いことから前期古墳の可能性を指摘することができよう。

大日山古墳の主体部は以前、掘られたことが伝わっている。福家惣衛氏の『香川県通史』によれば、主体部には石棺が埋納されており、鉄剣が副葬されていたことがうかがわれる。現在再埋納されているため、石棺の形状や石材等については、不明な点が多い。

香川県は、古くから凝灰岩の産地として著名であったようで、県下の石棺はもとより、東部瀬戸内や近畿地方の

古墳の石棺の棺材として、県下の凝灰岩が用いられている。石棺の棺材として使用された凝灰岩の産地は、二か所知られている。国分寺町に所在する鷲ノ山と津田町の火山がそれである。火山の凝灰岩は相地石とも呼ばれ、津田町の赤山古墳の舟形石棺や、けぼ山古墳の石棺など東讃を中心として使用されている。大日山古墳の主体部に埋納されている石棺の形状が不明であるため、時期的に限定することが困難であるが、県下の凝灰岩を用いた石棺を有する古墳は中期前半代よりは下らないと考えられることから、大日山古墳の築造時期も中期前半以前と推定される。

また大日山古墳の後円部に祭られている大日如来像の基壇には、安山岩の板石が積み上げられている。古墳が立地する独立丘陵は基盤が花崗岩から成っており、安山岩は産出しない。安山岩の板石は竪穴式石室の石材として多用されることなどからすれば、大日如来の基壇に使用されている安山岩の板石は竪穴式石室の石材の再利用されたものである可能性もある。

前方後円墳の立地をみると、周辺の平野部から仰ぎ見るような丘陵の高所に築造されることが多い。前方後円墳は、当時の地域首長の墳墓と考えられることから、その権力の象徴として、そうした立地を示すのであろう。大日山古墳の立地条件をみてみる。大日山古墳は独立丘陵から南西へ延びる尾根上に立地することから、周辺の平地のどこからも確認できるわけではない。

大日山古墳は、北東から北にかけてを秋葉神社の位置する丘陵の頂部や尾根で、さえぎられるため展望が限定される。古墳の東西方向及び南にかけて眺望がきく。北から北東にかけてを意識した立地とすることはできない。大内町の現在の中心部である三本松地区が開かれたのは、近年になってからであり、当時の海岸線はもっと内陸へ入

ってきていたと考えられる。大日山古墳が立地する丘陵の北端は、当時は海に接していたのであろう。また後円部の位置からも大日山古墳の南や東西方向に対する指向性を認めることができるであろう。

香川県下の前方後円墳の方位には一連の規則性を認めることができる。古墳の眼下に広がる平野部に対して後円部つまり、前方後円墳の埋葬主体が位置する部位を向けるという点である。県下の前方後円墳の数例の例外を除けば、後円部を平野に面した丘陵の先端側に位置するように築造されている。古墳の被葬者が掌握していた集団の大半は平地で農業を営んでいた人々で構成されており、生活の基盤も平地にあったと考えられる。そうした平地部に向ける方向で後円部の位置を決定しているのである。

たしかに香川県下の丘陵は急峻な斜面で囲まれていることが多く、平野に面するような丘陵の先端部には、平野からの直結した道をつくることは困難であるため、尾根の基部から前方後円墳に至るしかなく、そのために基部側に前方部が位置し、結果的に後円部が平野に面した尾根の先端側に位置することになったのかもしれないが、それ ばかりではないようである。他例で検討してみよう。

香川県下の古墳の特徴的なものとして、積石塚がある。高松市の石清尾山古墳群は県下でも最も積石塚が密集することで知られる。古墳群の周辺には安山岩の露頭があり、積石塚の墳丘の石材は比較的容易に入手できたと考えられる。また石清尾山古墳群には前方後円墳が多く、また双方中円墳と呼ばれる古墳や双方中方墳と呼んだ方が良さそうな古墳も含まれる。土盛りによる古墳や地山整形の古墳と比較して、積石塚は安山岩の角礫を積み上げて築造されるために、墳丘の表面はまさに石垣状を呈する。石清尾山古墳群中の北大塚古墳の前方部には特にこの状況が明確に認められる。

こうした積石塚は、墳丘の形状や築造の際の意図を、盛土墳や地山整形による古墳以上に確認しやすい。積石塚にはまた、墳丘を維持するために、墳丘の周辺に数段にひかえ積みをした状況が認められる。近年調査が実施され、非常に古い様相を示す土器が出土したり、後漢で製作された鏡が出土し、日本で最古の前方後円墳の一つとして話題となった鶴尾神社四号墳や石清尾山姫塚古墳、稲荷山姫塚古墳などにも墳丘の周辺部に安山岩のひかえ積みが数段にわたってなされていることがうかがわれる。

石清尾山古墳群中の前方後円墳や双方中円墳には古墳群の並びや前方部の方位に規則性が認められる。前方後円墳や双方中円墳は自然丘陵の稜線の方向と一致し、丘陵の先端部側に後円部、丘陵の基部側に前方部を向ける。また双方中円墳の鏡塚が立地する尾根上の支群は、中央部に鏡塚が位置し、それに向かうように前方部を向けて北に二基の前方後円墳、南にも同様の二基の前方後円墳が並ぶ。まさに双方中円墳に向かって前方後円墳が並ぶのである。前述したように丘陵の稜線を有効に利用した築造はするものの、ひかえ積みにより前方部の方向を自由に設定できるだけの築造技術を有し、意図的に前方部の方向、逆にいえば後円部の位置を決定している。

こうした古墳群の中の一つのまとまりを有した位置関係は、綾歌町の陣の丸古墳群においても認めることができる。前方後円墳二基と方墳一基からなるこの古墳群は、中央部に方墳が位置し、それに向かうように前方部を向けた前方後円墳が築造されている。このように古墳群中の前方後円墳はその主軸方位に何らかの意味があるようである。大日山古墳のように単独で立地する古墳においても平地部との主軸方位の関連性はあるようであり、今後の研究課題である。

香川県下の前方後円墳は周辺の眺望に恵まれている立地を示す。逆に周辺に対する展望に恵まれ、しかも古墳の

築造が可能な立地条件を示す箇所はかなり限定される。そうした地点に古墳を築造し得るということは、被葬者の権力の強さ抜きには考えられない。大日山古墳は、原間地区や川東地区だけではなく、白鳥町の湊川流域をも統括した地域首長の墳墓である可能性が高い。また大日山古墳が丘陵の最高所ではなく、与田川水系と湊川水系を結ぶ原間地区により面した立地を示すことは、原間地区が両地域を結ぶ交通の要地であったことを示すものと考える。いずれにしても大日山古墳は古墳時代前期に築造された可能性が高く、東譏を代表する前方後円墳の一つであることはまちがいない。

原間古墳

大内町川東原間に所在する円墳で、南東方向に開口する片袖式の横穴式石室を有する。古墳は標高四二〇メートルを測る虎丸山から北に派生する丘陵に挟まれた小谷筋に面する緩斜面に立地する。周辺に広い平地はなく、北への視界も丘陵で閉ざされ、立地条件としては恵まれていない。大日山古墳同様に、与田川水系と湊川水系をつなぐ原間地区の地理的重要性を抜きにして理解できない立地である。

原間古墳は、直径一二～三メートルほどを測り、斜面部の削除と盛り土によって築造されている。石室は、現在確認されている大内町以東の横穴式石室の中では、最も大きい。その規模は、玄室長三・八メートル、奥壁幅二・一メートル、玄門内側で幅一・九七メートル、玄門幅一・四メートル、玄室高は現状で二・四六メートル、玄門高一・三六メートルを測り、玄門と玄室の比高差は〇・九メートルである。羨道は一部破壊されており、石室の現存長は七メートルほどである。羨道部から見て、左側の袖石が突出した片袖の石室で、玄室は奥壁側の幅がやや広いもののほぼ長方形を呈する。玄室の幅に対する長さの比率は、一・九でほぼ二対一の比である。玄門の両袖石は羨道の側壁に対して突出せず、同一面のまま羨道に連なる。奥壁は巨大な一枚石、玄室天井は三枚の石からなる。玄

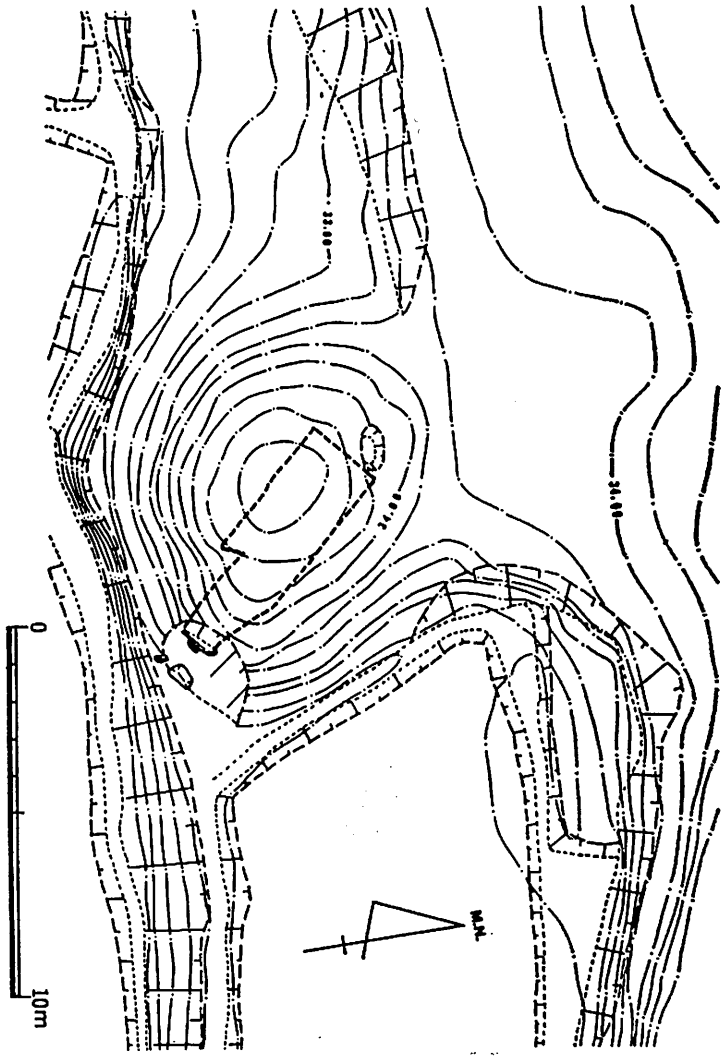

第2図　原間古墳墳丘測量図

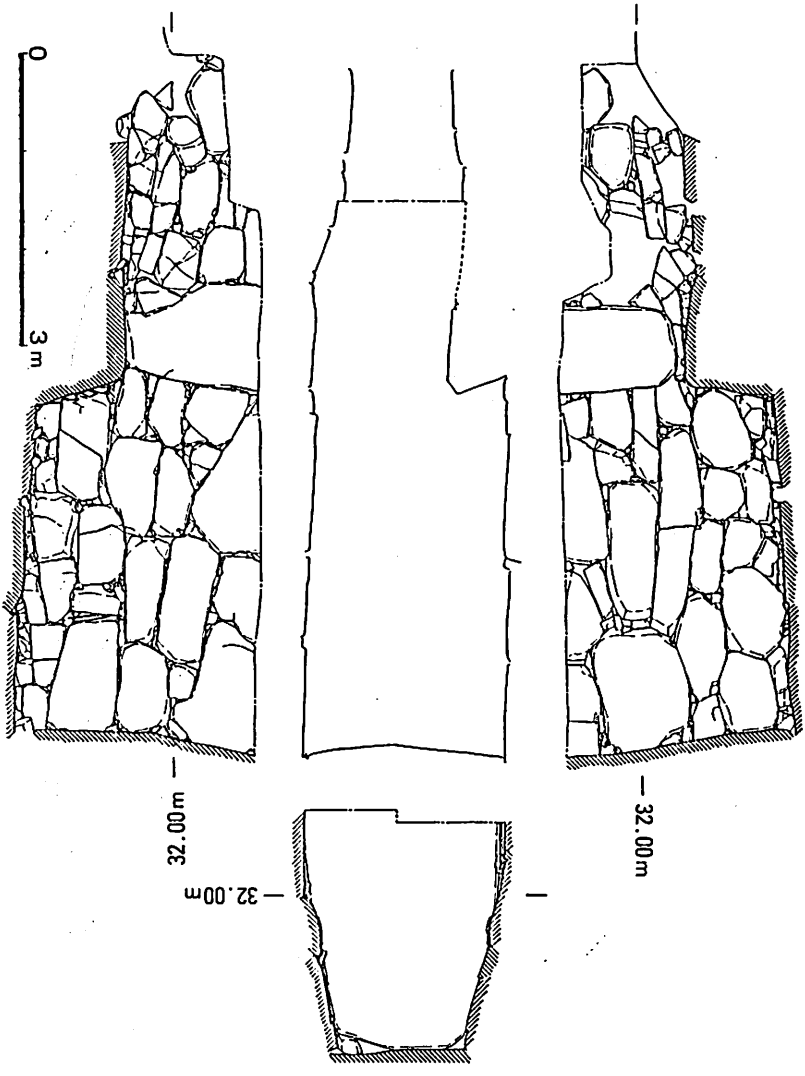

第3図　原間古墳石室実測図

室の側壁は、左右対称に石を積み上げ両袖石の上面では側石の積石のレベルはほぼ一致している。石室の縦断面では玄門の天井石と羨道の天井石とのレベル差はない。使用された石材は花崗岩で、石の大きさは石室と比較して羨道部の方が小さい。

原間古墳の床面は、かなり後世の埋め土が認められた。調査時に石室の床面の東半の埋め土を一部除去した。埋め土中からは六世紀後半から末にかけての須恵器と共に中世の瓦器椀や布目の圧痕が残る平瓦片及び鉄器片等が出土した。瓦の量はかなり多い。こうした点からすれば原間古墳の築造年代は、古墳時代後期の六世紀後半で、少なくとも六世紀末に一度追葬が行われている。また開口時期はかなり古く、少なくとも中世には石室が再利用されていることが指摘される。

原間古墳入り口

なお測量調査と並行して、古墳に隣接した丘陵の分布調査を実施した。原間古墳の立地よりは条件的に恵まれていると考えられるが、地表の観察では古墳等の存在は確認できなかった。

〈大内町出土の古墳時代の遺物〉

第五図は、古墳時代の土師器である。一は、別所遺跡から出土した壺形土器の口縁部である。いわゆる二重口縁のもので、端部には篦で刻み目が施されている。二・三は、甕形土器である。いずれも口縁端部がつまみ上げ気味に整形している。二の内面には篦削りが認められる。三

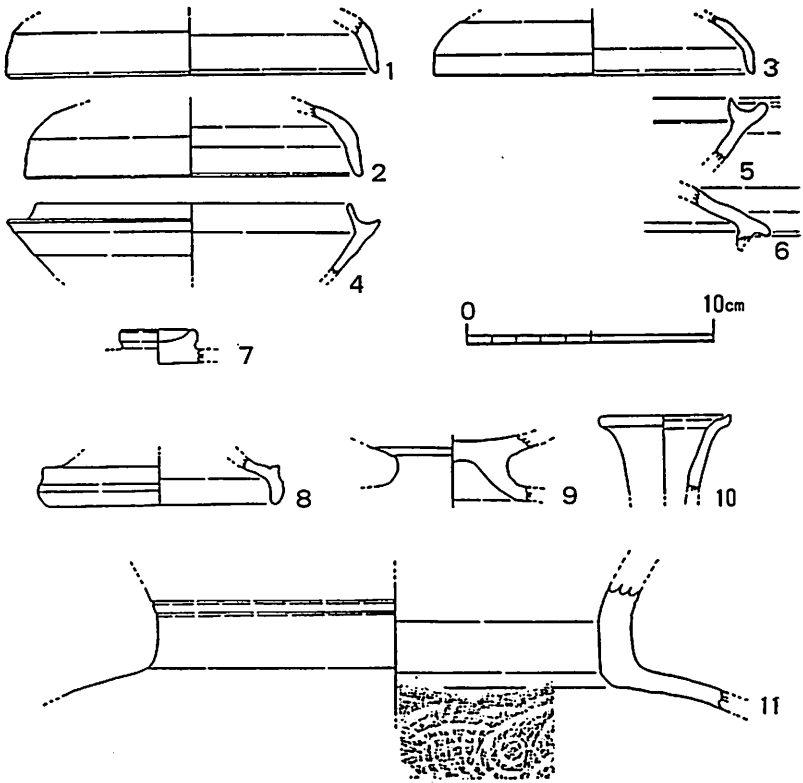

番号	器種	法　量	胎　土	焼　成	色　調	出土位置
1	坏　蓋	口径 15.0cm	1mm大以下の細かい砂粒を含む 普通	やや不良	くすんだ灰色	羨道部
2	〃	口径 13.8cm	1mm大の砂粒をわずかに含む 普通	やや不良	やや明るい色	玄室奥
3	〃	口径 13.0cm	細かい砂粒を含む 普通	良　好	明るい灰色	玄室奥西
4	坏　身	口径 12.6cm	非常に細かい白色粒を含む 普通	良　好	灰　色	玄室前部西
5	〃	—	非常に細かい白色粒を含む 普通	良　好	灰　色	玄室前部西
6	坏　蓋	—	1mm大の砂粒を含む 普通	普　通	外面　千灰色 内面　灰　色	玄室奥西
7	高坏蓋	—	細砂粒を若干含む 良	良　好	やや黒っぽい灰色	玄室奥
8	高坏脚	脚径 9.2cm	普通	良　好	わずかに黒味をおびた灰色	玄室前部
9	〃	—	小砂粒を含む（1mm大） 普通	良　好	灰　色	玄室奥
10	長頸壺	口径 5.4cm	精良	良　好	ややくすんだ灰色	玄室前部西
11	甕	—	1mm大の砂粒をわずかに含む 良	良　好	やや白味がかった灰色	玄室前部西

第4図　原間古墳出土須恵器実測図

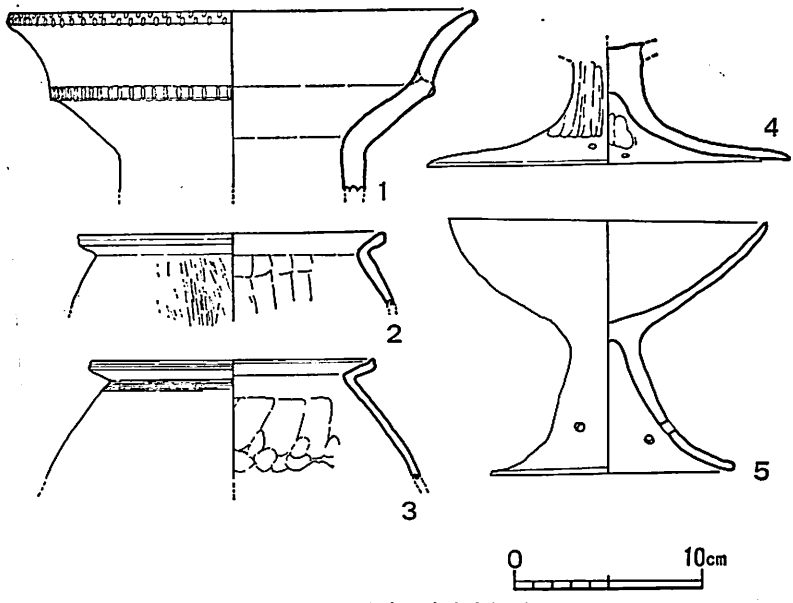

第5図　大内町出土土師器

は、非常に薄手のシャープな土器であり、内面には指頭圧痕が認められる。この土器は東讃と播磨地方によく認められるものである。二は髙谷遺跡、三は水主神社遺跡から出土している。四・五は、高坏で、四は坏部が欠損しており、短脚のものである。四は髙谷遺跡、五は幸代西遺跡から出土している。三・四はいわゆる庄内並行期、他は古墳時代前期のものである。一部の土器は、大日山古墳と並行する可能性もある。

第六～八図は須恵器である。第六図は坏である。いずれも六世紀後半代の所産である。一～七は髙谷遺跡から出土のもので、六と七はセットである。八・一六は城ノ内遺跡、九～一二は風呂庵ノ山古墳、一三～一五、一七・一八は水主神社遺跡から出土しており、一四と一五はセットである。第七図一～五は高坏である。一は高坏の蓋、三・四は有蓋高坏の坏部、五は無蓋高坏である。六～八は甕である。九

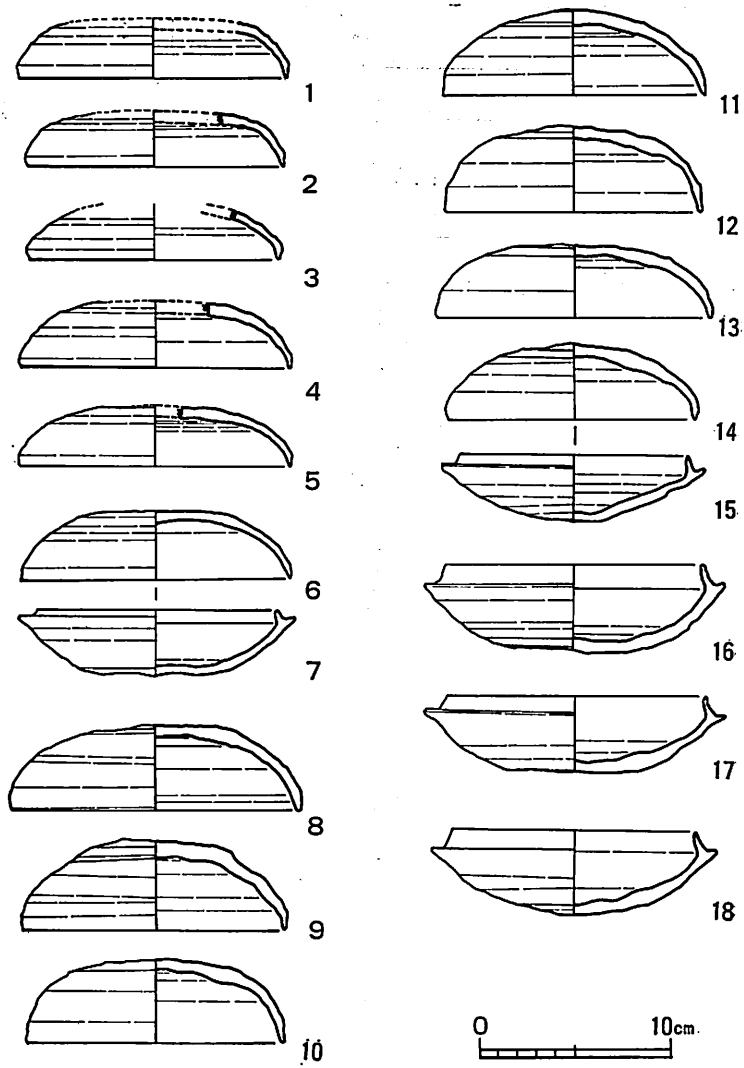

第6図　大内町出土須恵器実測図

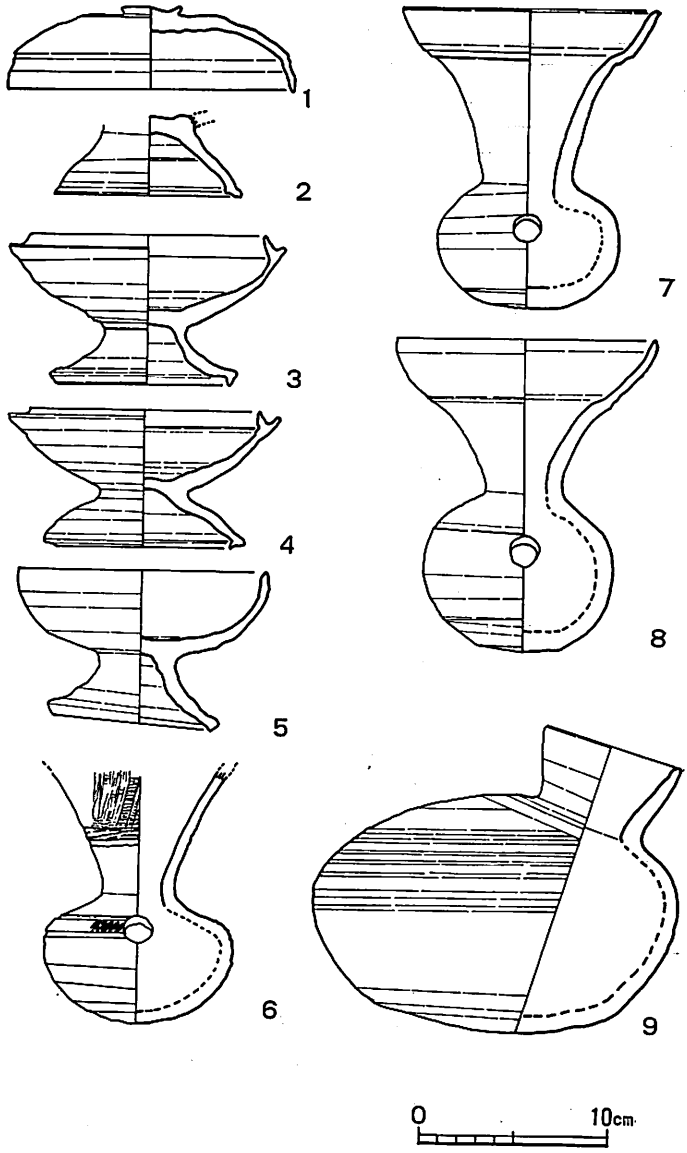

第7図　大内町出土須恵器実測図

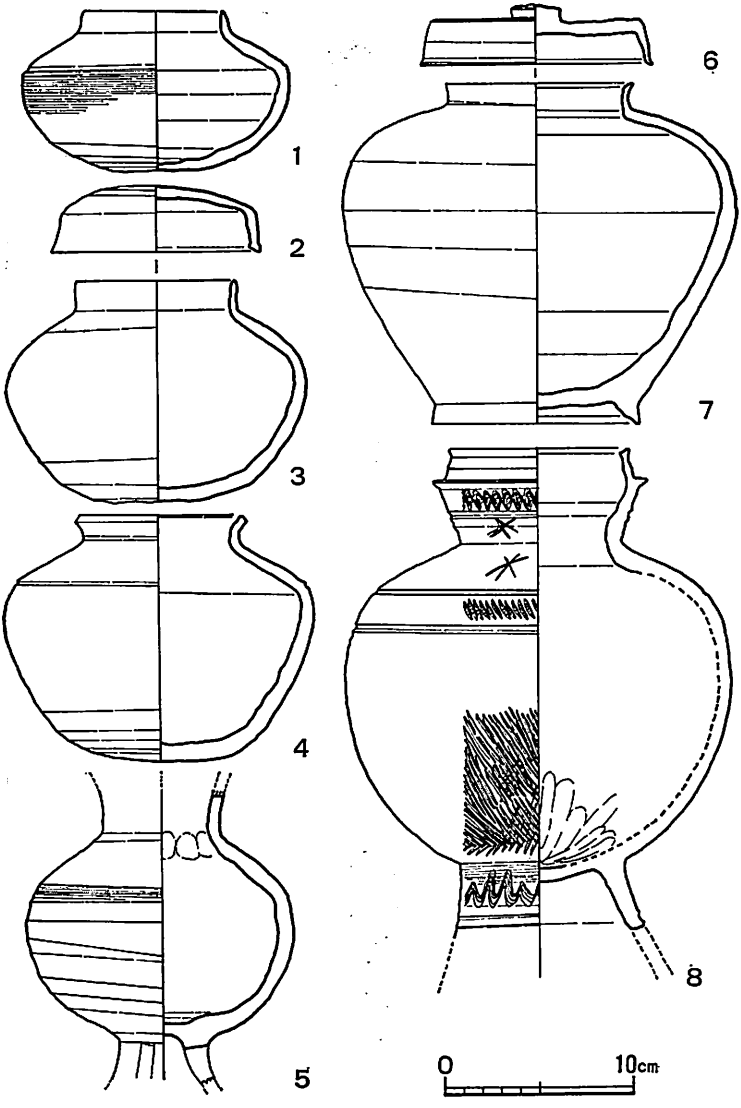

第8図　大内町出土須恵器実測図

は平瓶である。一は鳶谷遺跡、二は城ノ内遺跡、三～五・七・八は風呂庵ノ山古墳、六は水主神社、九は別所古墳から出土している。第八図は壺形土器である。五・八は脚台付の壺形土器である。一～四は水主神社遺跡、五は原間二号墳、六・七は仲善寺遺跡、八は城ノ内遺跡から出土している。

大内町で出土している古墳時代の土師器は古手のものが多く、与田川水系と原間地区から出土している。古墳時代前期には、現大内町域では内陸部を中心として、かなり広い範囲に人々の活動の痕跡が認められ、そうした基盤のもとに、大日山古墳は成立したと考えられる。大日山古墳は、白鳥町の湊川水系にも展望がきくことから、湊川水系にも、古墳時代前期の集落が存在したことは十分推察される。こうした背景のもとに古墳時代後期になると、横穴式石室を有する円墳が大内町域の各所に出現することとなる。横穴式石室を有する古墳も現在確認されているものは限られた数であるが、出土した須恵器の多くは古墳から出土したものと考えられ、未確認のものを含めて、かなりの数にのぼる古墳の存在が推定される。今後の調査の進展に期待したい。

第二章　大化改新時代

第一節　大化改新

蘇我氏が滅亡して、孝徳天皇が即位し、中大兄皇子が皇太子となり、年号を新たに大化と定め、都を大和から難波に移し、大化二年（六四六）正月朔日、大化改新の詔が出され、改新政治の四大方針が新しい都で発表された。

一、これまで皇族や氏族が私有していた土地や部民をすべて国家に収めて公地公民とすること。

二、新しい行政区画を定めて畿内と諸国とし、諸国はさらに国・郡に分け、国司・郡司を置くこと。

三、戸籍を作って人口を調査し、それに基づいて公民に一定の土地を与える班田収授の法をとること。

四、租・庸・調などの租税の制度を定めること。

これに基づいて大宝元年（七〇一）に律令が制定され、改新の事業が完成した。

第二節　国と国司

大化改新で地方行政の単位は国・郡・里と定められ、国司・郡司・里長を置いて治めさせ、それまでの国造は廃

止された。大宝令によると、国は人口によって大国・上国・中国・下国の四等級に分かれ、国司の定員にも差があった。国司には守・介・掾・目の四等官と史生とがいた。目以上の国司は中央から派遣され、地方在住のものを任命することはなかった。

讃岐は上国であったから守・介・掾・目それぞれ一人と、史生三人の計七人で、五〇〇人余の下級雑員を指揮して政務をとっていた。

讃岐の国司の補任が初めて史上に現れるのは元明天皇の和銅元年（七〇八）三月、従五位下大伴宿弥道足で、以来元暦元年（一一八四）六月の藤原能保に至るまで五一代、およそ四八〇年間、代々の守・介・掾・目によって統治された。

国司は初め四年ごとに交替する定めであったが、天平宝字七年（七六三）から六年に改められた。ところが一条天皇のときから諸国に荘園が多くなり、朝廷の租調が次第に少なくなって国司の勢力が縮まり、その権威が衰えるようになると、ついには京都にいて赴任せず、遙授の官といって名ばかりの国守となり、留守所官人をしてこれを治めさせる者もあった。鎌倉幕府によって守護・地頭が置かれると、国司は有名無実となった。

国司の中には私服を肥やすものが多かったが、よく治績をあげ、人々に慕われた人もあった。すなわち、文徳天皇のときの伴善男・紀夏井、清和天皇のときの藤原良縄・春澄善縄・藤原良世、光孝天皇のときの菅原道真、朱雀天皇のときの源高明、円融天皇のときの藤原佐理、一条天皇のときの藤原公任らである。

讃岐の国司庁は綾歌郡甲知郷（いまの坂出市府中町）にあった。

第三節　郡と郷

改新に際し、従来の氏族政治を改めて国郡の制が立てられた。五〇戸を一里とし、里の多少によって大・中・小に各郡を区別し、大内郡は三里を管して小郡とする（この場合、条里制の里、駅路制の里とは異なることに注意）。後、大宝令によって改正が加えられ、さらに霊亀元年（七一五）これまでの里を郷とし、郷内の一集落を里として、郡の区別も大・上・中・下・小とした。

郡には領を置き、所部の撫養と郡事の検察を掌り、その下に主政を置いて郡内の非違を糺判し文案を審署し、さらにその下に主帳があって文案を勘署し公文の読申を掌った（ただし、大内郡に主政は置かれない）。

小郡である大内郡は領・帳各一員であったが、戸数増によって与田郷が入野郷から独立して四郷となったので、領の不在に帳一人で困難を来すとして承和十年（八四三）五月下郡となり、領一人を加えて大領・少領を置いた。

領から主帳までを郡司とし、その下に下級吏員として、郡書生・郡案主・鍵取・駈使等を置いたが、この内郡司は従来の国造のうち性識清廉で時務にたえうる者を大領・少領とし、強幹聰敏で書算に巧みな者を主政・主帳とし終身官又は世襲の任であった。

郡内に管す郷については『律書残篇』に「讃岐国、郡十一、郷六十、里二百一」とするものの具体的には明らかでなく、承平年中（九三一～九三八）撰述とされる『和名類聚抄』に、

大内郡　於布知

引田郷　比介多（高山寺本　比計太）
白鳥郷　之宮止利（同本　之良止利）
入野郷　爾布乃也（同本　遛野乃夜）
与泰郷　音如二日計一（同本　〻〻如二日訓一）（日は田の誤り）

とある。時代の下る資料だが、寛永十年の『讃岐国絵図』によると、

引田郷　引田　馬宿　坂本　千足　瓦屋　小海　塩屋　梨子木　黒羽　吉田　河俣
白鳥郷　白鳥　松原　伊座　帰来　湊村　藤井　東山　兼松　西山　原間　三本松
与田郷　与田山　河東　横内　中筋　西村　下村　水主　笠松（寛永九年の下山八幡宮棟札には入野郷笠松村とある）
入野郷　入野山　南谷　大楠　北谷　三殿　中山　小砂　馬篠　土井　町田　松崎　落相　大谷　小磯

郷は戸が集落してなるために元来郷界は判然としない。戸の各員に班給を受ける土地が郷の広さとなり、その田畑に条里を定めて、それを耕作する田方（畑方）集落が本来郷の名をもって呼ばれる。したがって空閑地・山などはどの郷に属すかの区別が定められない。

さて、戸は戸主を中心として、伯父・甥・従兄弟・寄宿者に及ぶ者までが集合体となり、戸籍・計帳に関する申告や受田・納税などに際して、行政上の一単位として機能した。さらに詳細にみると、小家族単位程度で房戸をなし、これが寄り集まって一家すなわち一戸をつくりこれを郷戸というのである。このような郷戸五〇戸で一郷が成立する。

作られた戸籍は租税賦課徴収の基礎とされたが、六年ごとに、戸主の申告によるものであったために、課役逃免

のための工作がほどこされて実態に遠いものとなった。後に詳述する寛弘元年（一〇〇四）の大内郡入野郷戸籍もこの痕跡が濃厚であるが、これによると一戸平均一八人程度、大内郡四郷二〇〇戸とすると、郡人口三六〇〇人と推算される。讃岐最古の戸籍史料として『正倉院文書養老五年戸籍断簡』があるが、いずれの郷のものか確定に決め手を欠く。

一　大内の郡名

大内郡は『和名抄』に「於布知」とあり、その名の起因については、孝霊天皇の皇女百襲姫命が来られたので、皇女の宮居を大内といったのが始まりであるとか、大内は大市のことであるとか、その他種々の説があるが、猪熊信男は、次のように述べている。

大内は「おおち」と読む。和名抄の「於布知」の「布」は呉音で「ほ」であるから「おほち」であり、「おおうち」ではない。

「おおち」というのは大昔土地の広いところをいった。また「大内」も「邑智」も「大市」も同じ意味であり全国でも「おおち」と呼ばれているところはだんだんある。すなわち、

石見邑智郡　河内邑智郡　出羽邑智郡　能登邑智郡　讃岐大内郡
伊賀大内郡　丹波大内郡　伊予大内郡　大和大内郡　参河大内郡

などである。

わが大内も、応神天皇の時代に漢字が伝来する以前から「おおち」といっていたのを漢字の伝来によって「大内」と書かれたものであろう。

孝霊天皇の皇女百襲姫命が水主に流された旧跡によって「大内」と呼んだという説があるが、この時代に皇居を大内と呼んだことは考えられない。

もし大内郡が孝徳天皇の大化改新によってできた地名であるとすれば、初め文字のない時代は「おおち」といい、漢字の伝来によって「邑智」又は「大市」であったのを、『続日本紀』和銅六年（七一三）五月の詔に「畿内七道、諸国郡郷名好字をつけよ」とあるところから、縁起のよい「大内」と改めたのかもしれない。

というのである。

大内郡名の史料にみえる最も古いものは、天平十九年（七四七）『法隆寺伽藍縁起流記資材帳』の中に「処々の荘田四十六処、讃岐国十三処、大内郡一処」とあるのがそれである。

ちなみに資材帳というのは財産目録のことで、荘園は全国で四六か所、そのうち讃岐は一三か所（大内郡一か所、三木郡二か所、山田郡一か所、阿野郡二か所、鵜足郡二か所、那珂郡三か所、多度郡一か所、三野郡一か所）あったといわれるが、各郡内のどこが荘園であったかはよく分からない。

二　与田郷と郷名

『和名抄』には与泰、正嘉二年（一二五八）の文書には与田とあり、また『諸国郡郷考』に引用する建武四年（一三三七）の文書にも与田下村云々とある。そして『三代物語』にも「与田、一に誉田に作る」とある。

与田寺の記録によると、与泰は餘田で、当時阿麻里田といっていたのをのちに餘の字を音に唱え「よだ」となったとしている。この説も一理あるようで、土地が豊かであったとも考えられるし、入野郷から分離独立したことを

物語っているとも考えられる。また、弘仁年間（八一〇～八二四）、僧空海が誉田八幡宮を勧請して虚空蔵院の鎮守とし、あるいは、承和年中（八三四～八四八）河内国から高僧仁海が来て虚空蔵院の住持となったとき、生国の誉田八幡宮を勧請して鎮守と称したため、この地を誉田の郷というようになったが、のち訛って誉田と称するようになったのだともいわれている。同様に、与田寺の西北に池があり、これは八幡宮（旧横内の誉田八幡）の御手洗池で、もと誉田池と呼んでいたのを、のちに保田池といっているから、郷の最初は誉田の郷といったのを、のち与田の郷と唱えるようになったのだろう。という説もある。

以上諸説があるが、誉田と唱えたのが最も古く、ついで与泰となりさらに与田となったのであろう。

三　入野郷戸籍

注目されるものとして寛弘元年（一〇〇四）大内郡入野郷戸籍がある。戸籍は六年ごとに作られ戸主の申告によるものとされたが、平安時代に至って寛平八年（八九六）、延喜二年（九〇二）、同八年（九〇八）と続き、その後次第に乱れて天慶（九三八～九四七）以後ほとんど同制度は廃絶しているが、寛弘元年（一〇〇四）に至るまで讃岐において存続したことはむしろ奇異のことである。

『平安遺文』に、「九条家本延喜式裏文書」として残存の全文が紹介されているが、裏文書とは料紙の再利用のために、太政官へ申達保存期間を経た後廃棄された同簿が元来表文書である。

その内容よりもまず形式化していたにしても、なぜこの期に至ってなお造籍の必要があったかに留意しなければならない。それは後になって大内荘といい、郡名をそのまま荘号とする点ともおそらく関連があろう。讃岐国内に

おいて多度庄・大内荘以外に郡名を用いる例はほかになく、また多度庄は多度津の小域を指すものとされるから、郡全域におそらく及ぶとされる大内荘の場合、これは特異なこととしなければならない。

『全讃史』に郡名を、「孝霊天皇の皇女謫居の地、皇女の宮居を大内といいこれより出る」とするのは、にわかに信じがたいが、これに類した皇室との関連を否定しない説が多いことを一応指摘する。美濃などと並び讃岐が長く皇室の分国であったこととも合わせ、同荘が浄金剛院への御願領とされるまでの間の様子を示しているものとも思われる。

残存戸籍は紙縫目があり、本来の姿であるとはいえない。一郷五〇戸とした場合その約半分は失われたとみるべきだろう。内容は一目瞭然であり、その一部を次に抄出しよう（原文のすべては巻末付録に掲載しておく）。

安益茂丸戸

秦元茂、年陸拾壱歳　正丁
讃岐用吉、年五拾歳　正丁
讃岐今則、年肆拾歳　正丁
坂本元正、年参拾歳　中男
秦寿命女、年柒拾歳（漆＝七）　老丁（女カ）
巨勢節女、年陸拾歳　丁女
安倍帯町女、年肆拾歳　丁女
村主真刀自女、年参拾歳　中女
借馬虫子、年肆拾歳　丁女

表1（○印でかこむ数字の中に戸主を含む）

区分V		区分Ⅳ								区分Ⅲ		区分Ⅱ				区分Ⅰ		年齢区分 / 戸主
60〜64		50〜59		40〜49		30〜39		22〜29		18〜21		10〜17		4〜9		〜3		
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
1		3		3	1	3	1			2	2	3						額田部並山
1	1		1	2	1	1	1	1		3		4						安曇茂丸
1	1	1	1	2	1	1				2		3						丸部房吉
	2	4		6		1				2		3						讃岐茂有
1		2		3		1		1		1		3						物部春吉
1	2	1	2	1		1				3		2						中臣今宗
			2	1	2	1	1	1		2		3						凡時宗
1	1	1	3	2								3						中臣当時
1		1	1	1	1	2				3								凡時高
2	1	2	1	1	3	1												凡良近
1	1	1	1	1	1	1	1		1	5								讃岐豊岑
2	2	3	1	1	1	1				1								中臣当基
		1	2	2	1	1	1	1		2		4						中臣舎茂
		1	1	1	1	2				3		3						凡乙永
		2	1	1		2		1		2		3						秦常真
1	1	2	4	1		1				3		3						阿蘇氏宗
1	1	1	4	4	1	1		1		2		2						安曇稲主
	1	2	4	1		2				2		3						讃岐是秀
		1	2	1	1	4				3		1						丸部誦師丸
(戸口不明)																		物部乙則
2		8	1			1	1			1								佐伯有本
1	1			4		3	1		1	1	1							丸部元安
1		4	2	3	1	2				1								丸部安成
18	15	41	34	42	16	33	7	6	2	44	3	43						小計

表2

	不明		(区分V、VI)老		(区分IV)丁		(区分III)中		(区分II)少		(区分I)黄		合計	小計		区分VII 不明		区分VI 65〜	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男				女	男	女	男	女	男
		1	3	1	7	3	5	1	2				23	17	6		①	2	1
		1	1		3	3	5	1	4				18	13	5		①	1	
葛木町屎女		1	1		4	3	3		3				15	11	4		①	1	
葛木有町、				2	8	5	5		3				23	16	7				⑤
酒部虫子を				2	6		3		3				14	12	2				②
丁女とす			1	3	3	5	4		2				18	10	8		1	1	③
				2	1	6	3		4				16	8	8				③
			1	2	3	4	1		3				14	8	6			1	②
凡時忠を老			3	4	10	2							19	13	6			5	④
丁とす			2	2	5	5	1						15	8	7			2	②
			2	2	3	3	4	2	2				18	11	7			2	②
			2	3	6	5	2						18	10	8			2	④
			1	4	3	3	4	1	4				20	12	8			1	④
			2	4	2	3	4		4				19	12	7			2	⑤
坂本有女を			2	3	4	4	4		3				20	13	7			2	⑥
中女とす			2	1	3	5	2		5				18	12	6			1	①
安曇福町を			1		6	7	3		3				20	13	7		①	1	
丁女とす			1	1	3	5	3		4				17	11	6			1	①
			2	4	2	3	6		2				19	12	7			2	④
			(以下区分不明)										1		1		①		
													19	14	5			2	③
													23	18	5			9	①
	女	男											21	16	5	1	①	4	1
小計	222	122	3		27	40	82	74	62	5	51		408	270	138	1	7	42	54

借馬時虫女、年弐拾歳　　中女
秦小夏女、年弐拾壱歳　　中女
綾波津女、年弐拾伍歳　　中女
讃岐乙町女、年拾玖歳　　中女
讃岐小栗女、年拾柒歳（縁一七）　　小女
桜井行刀自女、年拾陸歳　　小女
坂本満町女、年拾伍歳　　小女
忍海伊会女、年拾肆歳　　小女

（壱弐参肆伍陸柒捌玖―一二三四五六七八九）

まず戸主を置き、次に男を、続いて女をほぼ年齢順に記載する。続柄は示されず、また異姓が入り混って一戸を形成する。年齢に何拾歳という大まかな数が多く、税の課・不課を区分する正丁・中女・小女などの関連に乱れがある。数戸ごとに「保」でくくるが、五戸を一保とする制の名残である。表一・二は全体の構成を示したものである。

第四節　班田収授の制と条里

条里制

古代において耕地区画をする際、六町（三六〇歩）間隔に縦横の経緯線（阡陌（せんぱく）という）で方格に区画し、この幅ごとにそれぞれの起点から順次数字を冠して何条何里と呼ぶ。こうしてできた方六町の一里田区画をさらに三六の坪に分かち、千鳥式（又は並行式―讃岐の場合は一般に千鳥式）の数え方によって一

坪から三六坪まで呼称する。

さらに坪内を長地型又は半折型に一〇等分して、すなわち一段（現一段二畝）を一筆耕地とする。実際は、耕地の界は畔・溝・道路などで区画され、その連続はほぼ郡ごとになるのが一般である。したがって、何国何郡何条何里何坪、さらに坪界の畦畔を畔本（縄本）と呼んで、長地型の場合「三坪東縄本三反目」などとし、また半折型の場合は「五坪東南隅一反半折」などとして一筆の耕地をはっきりと示すことができた。

阡陌の方向は南北を指すのが一般だが、国郡全体に偏向する例も確認されている。讃岐国の条里は、国内全体を見渡した場合、推定南海道の概略プランと垂直に交差し、道の曲がるにつれて条里の軸が偏向し扇型をなしている。私見だが、これによって机上プランが、ほぼ南海道整備と同時期、あるいは条里はこれに遅れたと推定している。とするとその施行は大化改新以後となる。

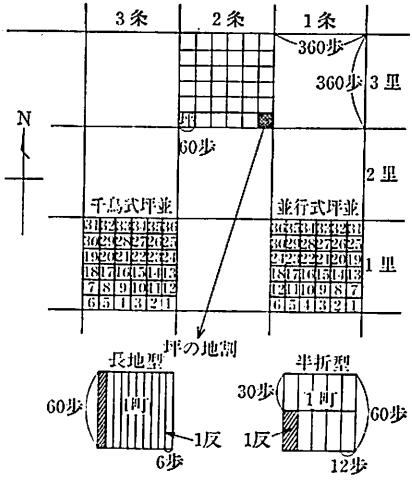

条里制の坪付

条里制に先行するものとして代制を提案する説もあり、その場合大化改新以前を想定してその施行目的が異なろうが、大化以後だとすると、班田収授の制にうながされたためだと考えることができる。改新の詔にかなうものとする半折型が讃岐に多いことはこれを裏付けるとする説もある。

こうした知識をもって大内町の平野部を見下ろすと、碁盤目の区画があることに気づく。長さの条件は前述にかなっているだろうか。およそ一歩は令大尺の五尺（曲尺の六尺）とされる

から、一町は約一〇九メートル、一条（又は一里）幅が約六五四メートル、たとえば五〇〇〇分の一の地図上の場合、約一三センチメートルを一条としこれを六等分する地割がかなっていることになる。

西村辺りで番屋川に合流する楠谷川は、その中流で人工によって直線となっており、また町役場・労働基準局辺りを流れる古川も同様直線流している。この両川の間一一の間隔しかないがほぼひとしく区画されていて、その幅約一町である。この幅の区画は西へ丹生辺りまで及び、また東西についても、旧街道に並行して等間隔に割られている。

一方、楠谷川の直線を南へ延長する線上に正しく虎丸山があり、北延長上に豊後神社が正しく位置する。そしてこのラインは前述の推定南海道とも垂直になっている。縦の基準線を見通して設定しようとする場合、虎丸山を目標とすることはありそうだが、伝えられている豊後神社の由縁は条里に関しない。あるいは忘れ去られて別の由縁が符合したかもしれない。

畔・溝にみる遺構のほかに、条里にかかわるものとして「八条」・「三里」なども固有地名として残存する例がある。大内町の場合国鉄丹生駅東方に「八の坪」が小字名で残り、落合付近には「五の坪」・「六の坪」が残ると報告されている。残存坪名の場合、一六の坪、二六の坪等の二ケタ数詞のうち一の位のみが残る例が多く、扱いは慎重を要する。また「トウジャク」は「唐尺」の可能性もあって関心がもたれるし、中山には「坪井」が残っている。楠谷川ラインに近接する「保田池」も気になる地名である。

こうして積極的にみた場合、条里の施行を裏付けるように思われるが、一方で、坪内の一筆耕地を検した場合、消極的な結論を得る材料もある。すなわち推定条里地域内の一筆耕地が、長地型か半折型かの区別をつけにくく、

図1 現状（鉄道・国道省略）

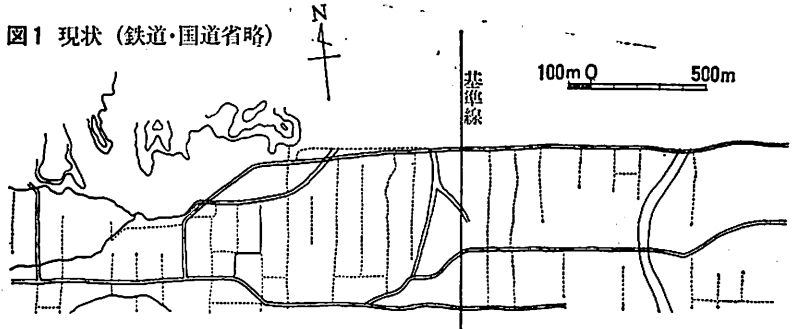

図2 現字名

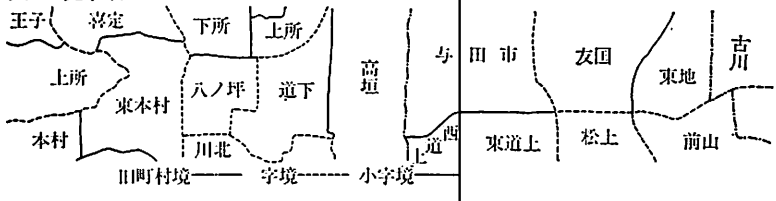

図3 条里推定図

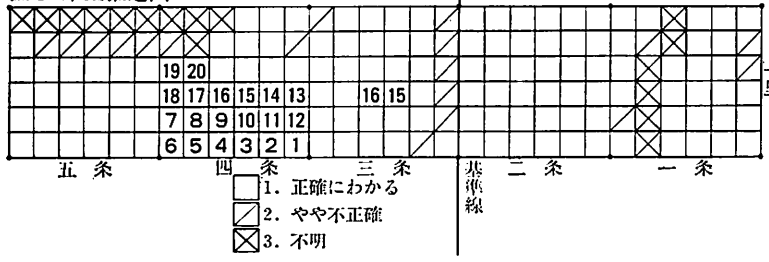

その上きわめて面積が不定になっている。比較的に形のととのうのは横内と川東と丹生八の坪付近だが、しかしそれも他地区と比してのことで、詳細にみると阡陌に平行せず、また同一の面積が見当たらないことなどが指摘できる。他地区においてはいっそう乱れが大きく、残存する区画は条里制当時のものでないとするか、条里の阡陌はひかれたが全体の坪並までにはいたらなかったとするか、あるいは後世の事情によって変形してしまったとするか等

々さらに詳細に検討を要する。

班田収授の制は、大化改新に当たって日本全土を一たん収公し、そして改めてこの公田を男には二段、女にはその三分の二（一段一二〇歩）を給し、六年ごとに班給する。これを口分田（くぶんでん）という。田地には税を課しこれを租といったが、宮田・神田・寺田・公廨田・勅旨田などは免税の不輸租田とされ、一般の口分田・位田・功田・私墾田などだけが輸租田である。当初一段につき稲二束二把を課せられたが、これは稜稲のおよそ一〇〇分の三程度と推算されている。条里区画において、たえず三の倍数が意識されたのは、この女に給される三分の二の率を念頭に置いていたためであろう。

条里の制は律令にその施行細則について記載がなく、『拾芥抄（しゅうかいしょう）』や、『大徳寺領播磨国小宅荘絵図』（ともに十四世紀の資料）がこれを説く最初のものだが、実施を示す残存資料のうち最古のものとして、絵図では『弘福寺領讃岐国山田郡田図』（天平七年＝七三五）がある。文書では近郊の例として、『山田郡弘福田校出注文』（『東寺文書』礼―天平宝字七年＝七六三）などがあげられようが、大内郡については現在のところその例をみない。これは後世の荘園としての伝領形態によるのかもしれない。

第五節　古代の道

陸　路

けもの径（みち）・ふみわけ径に始まり、点と点・点から周囲へ広がるいにしえ人の交渉は、今我々が想像する以上のものであったらしい。サヌカイトの九州・近畿での発見や、各地墓制の共通性などによ

っても往時をしのぶことができる。これら諸道から選別し、吏の便に供しようとした駅路の制は、国家の支配機構確立に欠くべからざるものであったが、民の国家通念の定着をまたなければ受容されなかった。大化二年(六四六)元旦の改新の詔に、

「初修二京師一、置二畿内国司郡司関塞斥候防人駅馬伝馬一」

としながら、ようやく二十年を経た天武朝にいたって、『日本書紀』中に駅家駅鈴の語が頻出してくる。

制の詳細は現在では養老令によるしか明らかにしない。すなわち唐制に「天下を十道に分つ」例にならって、国内を五畿七道に分け、讃岐は紀伊・淡路・阿波・伊予・土佐とともに南海道に属した(七道は地区の名であり、また地区を貫く幹線道路の呼称でもあった)。駅は三〇里(今の約五里)ごとに置くのが原則であるが、地勢険阻など便宜に従って必ずしも里数にこだわらない。

「凡駅、各置長一人、取二駅戸内家口富幹一事者一為之、一置以後、悉令二長仕一」

ただし任にたえなければ交代する。また、駅には駅馬を置くが、大路・中路・小路によって馬疋が異なる。小路である南海道は五疋を常備することになっていた。

また、『延喜式巻廿八兵部条』には、

「讃岐国駅馬　刈田(引田)　松本(松木)　三谿　河内　甕井(みかい)　柞田(くにた)　各四疋」

と定められており、『南海通記』の「四国路径記」にも

「四国勅使道ト云フハ官人阿波ノ勝浦ニ着テ大坂越ヲシテ讃岐ノ引田ニ至ル其ノ坂本ニ駅宅ト云フ所アリ云々」

と記されているが、これから西進するコースは二つ想定されている。

一は、塩屋・伊座の権平庵前、白鳥神社御旅所前を経てここからほぼ一直線に白鳥廃寺北前に出て、さらに西に直進して、大川中学校地内・西村遺跡横・丹生旧街を抜け田面へ至るコース。

一は、逃田から小海に入り、東山・西山から湊川を北進、寺前越えして高松廃寺前に出て、原間・杖ノ端から与田川を渡り与田寺前に出る。さらに西村・松崎・町田を経て現長尾街道沿いに田面に至るコース（あるいは町田から三殿・円仏・田面と継ぐコース）であり、白鳥廃寺・石井廃寺・下司廃寺・高野廃寺・百相廃寺・開法寺等の古代寺院が、ほぼ南海道想定線上に散在することは、条里の制との関連を示すものであろう。

次駅松本について『新修香川県史』は「松本駅の所在は明らかでないが、引田・三谿両駅の中間の地として見れば、寒川郡難波郷即ち後の富田郷にあったものと思われる。現今の大川郡松尾村田面又は富田村並松附近に置かれたものと見る可き」だとする。また松本は松木の誤りであり、西村の馬次であるとする説もある。ウマツギがなまってマツキに転化したものであろうと推定し、トウジャクを東駅とし、駅の東の意に解する説もあるが（『昔水村史稿本』安部嘉一郎）、大内町人としてはこの説の方に夢を感じる。

さらに後世になり、中世のことであるが仁治四年（一二四三）高野山の学僧道範が、故あって讃岐に配流され在住七年後の建長元年（一二四九）赦されて帰山し、その間のことを『南海流浪記』に記したが、これによると、

（仁治四年二月）十日、フクラ（福良）ヲ立テ、阿波ノ戸ヲ渡テ佐伊田ニ下ル。海路三里余。

鴎々入江々々ノ有様目ヲ悦シ心ヲ慈フ。船ヲ下テ阿波ノ国坂東郡大寺ニ宿ス。

十一日、大寺ヲ立テ、大坂越シテ讃岐阿波ノ中ノ山ナルサヌキ大津賀ニ到ル。路ノ間九里余。

十二日、讃岐ノ国府ニ至ル。路ノ間六里、庁ノ沙汰トシテ有招候。次ノ日伝馬三疋。

十三日、国府ヲ立テ……（後略）

と述べており、帰国の年建長元年には、ほぼこれを逆行して、

（八月）七日、白峰ヲ立テ、白山ニ至ル。路六里。
同八日、白山ヲ立テ、引田ニ至ル。海路六里。
同九日、引田ヲ立テ、阿波大坂ヲ越エ紀津ニ至ル。海路六里。（後略）

伝馬の称が、この時代にもなお存続し陸路とともに海路のにぎわいを伝えている。

海路

奈良時代から発達した瀬戸内海の航路によって、平安時代には貢物の海上輸送がますます盛んになった。『類聚三代格』によると「嘉祥二年（八四九）九月、讃岐の諸郡司および国司は解状を奉り、公私船の船乗りたちは危険を冒して貢進しているのであるから、身役を停めるよう願い出たのが許可され、私船の船乗りたちに、一人一日米一升五合の役料を与えられることになった」と記されている。

仁和二年（八八六）から寛平二年（八九〇）まで讃岐の国司であった菅原道真が赴任した年の冬、国内を巡視したときの民衆の生活を『寒早十首』という詩に詠んでいるが、その中に年貢を運ぶ船の水夫のことを次のように詠んでいる。

何れの人にか寒気早き
寒は早し賃船の人
農商の業を卧らず
長に直に儛はるる身となる

錐を立てむに地勢なし
棹を行ること天貧なるに在り
風波の険しきは屑にせず
ただ要む屈ひを受くること頻ならむことを

この時代の船は、近世の帆船のように帆走を主とする船ではなくて、莚帆の船であり、水夫の手で漕ぐことを主とする航海であったので、貢物を納める季節は冬であり、風波が強く荒れやすい海上を漕ぎ進まなければならない水夫たちの生活を、国司菅原道真の思いやりの心が見逃さずにとらえて詠んだものである。

平安中期の海上交通は『延喜式』に詳細に定められている。それによると、讃岐国から京都に至るまでの米の海路日数は十二日と定められ、与等津（淀）まで漕運し、京都までは車で輸送した。功賃（運賃）は、讃岐から淀津までの運賃（船一艘一〇石積みとして）一石につき一束二把（一束は穀一斗＝米五升）とし、挾杪（梶取）には二〇束、水手（漕手）には一六束と定められていた。淀津から京都までの車賃は石別五升とされ、そのほか往復の食糧として、上人一日米三升、塩二勺、下人はその半分が支給された。

平安中期以後は海上の治安が乱れ、南海にも海賊がはびこり、藤原純友と手下どもは讃岐の国府を焼くほどに暴れまわった。紀貫之は『土佐日記』の中に、「卅日、雨風吹かず、海賊は夜ありきせざるなりと聞きて、夜なかばかりに舟をいだして、阿波の水門を渡る。夜なかなれば西東も見えず、男女からく神仏を祈りてこの水門を渡りぬ」など、数か所に、海賊を恐れて舟を夜走らせ、神仏に祈りながら、土佐から難波まで五〇日余りもの船旅であった。

瀬戸内海は、朝鮮半島・大陸との往復の通路であり、また国内物資の輸送ルートとしても、東西交通は公的な性格が強い。一方南北交通は私的な日常生活上の関係であるといわれているが、貢物だけでなく、一般物資の移出入も広く行われ、入野郷小磯浦、馬篠浦、与泰郷三本松浦などは、既にこの時代までには海上交通の要地となっていたものと推定される。

静御前の生母磯禅師の伝承は、小磯浦が十二世紀初頭には海運の基地となっていたことを物語っている。

磯禅師は、保安四年（一一二三）大内郡入野郷小磯浦の富農、長町庄左衛門の娘イソとして生まれ、当時、難波や兵庫と海運基地であった小磯浦で、長承二年（一一三三）三月、一二歳のイソは、難波通いの商船が濁酒・魚介類・乾物・雑穀類を積み込んでいたとき、その船に乗り遊んでいるうちに眠りこみ、船中の人たちが気づいたときには、船は播磨灘の沖合へ出てしまって、そのまま難波へ着き、京都へ行ったのである。

第三章　奈良時代

第一節　仏教の伝来と寺院の建立

仏教は儒教より約一世紀遅れ、百済を通じて日本に伝えられた。仏教伝来の年次については欽明天皇の五三八年とされ、『日本書紀』によると、百済の聖明王が釈迦の仏像と経論を送ってきたとある。しかしこれは仏教の公伝つまり朝廷に伝えられたことであって、継体天皇の五二二年にはすでに帰化人司馬達等が仏像を礼拝したことが『扶桑略記』に記されているから、私的にはもっと早くから伝わったものであろう。

現世中心の古代社会の思想に対し、過去・未来・現在三世の思想を説く仏教の伝来は、当時の人々にとっては大きな抵抗があり蘇我・物部の抗争となり、さらに政争へと発展したが、蘇我氏はついに物部氏を滅ぼし、仏教は次第に国内に流布した。その後聖徳太子は十七条憲法であつく三宝（仏・法・僧）を敬えと教えて積極的に力を注ぎ、さらに天武天皇のときには殺生を禁じ、家ごとに仏を安置し経典を供えるよう命じて国教化を図ったので、持統天皇のころにはすでに全国の寺院数は五四五の多きを数えたという。

ちなみに仏教公伝の五三八年から大化改新（六四五）までを飛鳥時代といい、国家統一と仏教文化の開花を大きな特徴としている。また、大化改新から奈良遷都（七一〇）までを白鳳（天武天皇の私年号）時代といい、文化史

的に飛鳥文化から天平文化への移行期としている。

わが讃岐は文化の早くから伝わった土地で、白鳳時代から奈良時代にかけ三〇近くの寺が建てられた。初めは有力な氏族によって建てられ氏寺のような性格をもったもので、その氏族の息災や国家安穏を祈禱する現世利益中心で講説・読経・設斎・写経・造仏などが盛んに行われたが、奈良時代になると国家の保護が増大し、東大寺や国分寺のように官寺が建てられるようになった。奈良時代の仏教には三論・法相・成実・具舎・華厳・律の六宗派があって、一寺のうちに多くの宗派を兼ねていたり、一人の僧侶で数宗派を兼修したりして、寺と宗派との関係は自由であった。

大川郡では神前の石井廃寺、白鳥の白鳥廃寺、石田の極楽寺（のち鴨部へ移り現在長尾）、長尾の長尾寺、造田の願興寺等が、白鳳から奈良時代にかけて建立されたことが出土の古瓦などから立証される。

苔水村では与田寺が、同寺旧記で行基菩薩（奈良時代）草創と伝え、郷土史書もほとんどそのように書かれている。しかし、まだ古瓦の出土もなく、本尊も藤原時代の作であり、また当時の建立を裏付ける文献もないので奈良時代建立を立証することは困難である。後世、寺の縁起を書くときには、その宗祖から書くのが習わしとなったため、そのように書かれたのであろう。

第二節　神祭りの起源

上代の人びとは人間以外の山・石・泉・池・老木などの自然物や雨・風などの自然現象、その他いっさいのもの

に霊の存在を認め、それが人びとの生活を支配するものと考えていた。ことに稲作りが始まると、いっそう自然に対して敏感となり、寒さ・暑さ・長雨・出水・日照り・虫害・暴風雨などその年の豊凶を左右する自然現象は、天地にみちみちている精霊の仕業（良い悪いを含め）と考えるようになった。また、祖先の霊魂はつねに加護を垂れるから大切にしなければならない。したがって、稲霊や祖霊を祭ることは、稲作りの場合にはもっともおごそかなものと考えられた。精霊や霊魂はやがて神という観念に昇華して祭られ、悪い神や荒ぶる神、すなわち邪霊の悪神は、これを呪力（呪術や鏡・剣・玉などの呪力）で払いのけようとした。

祭りは個人的にも行われたが、集団的にも行われた。集団的な祭の儀礼はしばしば繰り返して行われ、それを行う場所も自然に一定し、そこを神籬（ひもろぎ）とするようになった。奈良時代になると自然神も人格化し、神話伝説の神々に結びつけたり、早いころの皇室の祖先神を祭神とするものが現れ、本殿や鳥居が造られ、のちには拝殿その他付属建造物もできて、次第に神社としての形態が整っていったものと思われる。

第三節　水主神社の創祀

水主神社は、昔は旧大内郡を総氏子とし、正一位大明神として、郷土の人びとはもちろん、朝廷からも尊崇されていたが、いつ創祀されたかは明らかでない。しかし、奈良時代にはすでに神社としての形態が整っていたことは、次のことから推察される。

同社蔵『大般若経』の箱書きに「当社明神は縁起不詳垂迹弁じ難し」として、いつ創祀されたか分からないとし

ながらも、また同じ箱書きに「元亨四年(鎌倉時代末一三二四)六月役夫工米の時惣官盛村の申状案に宝亀年中(七七〇～七八〇)御垂迹以来云々」として、宝亀年中(奈良時代末七七〇ころ)に創祀したとも記しており、さらに同社旧記には、それ以前の文武天皇三年に石上麻呂(大納言)が同社に幣して疫病を祈った(信否は確認できないが)ともあり、また、位階を授けられたのが讃岐中の神社で一番早い承和三年(八三六)であったこと、などからそのように推察されるのである(巻末付録史料参照)。

水主神社の祭神百襲姫命　水主神社の主祭神が倭迹々日百襲姫命であることは広く知られており、応永十七年(一四一〇)に作られたという『水主和讃』にもそのように書かれている。

ところで、『日本書紀』第七代孝霊天皇の項では姫の出生以外に姫についての記事はなく、第一〇代崇神天皇の項で次のように書かれている。

> 姫は聡明な方で埴安彦の謀反を予言したり疫病をまじないでとめたりする偉大な力を持っていた。姫は三輪大物主命の妃となったが、命が夜だけ来て昼間姿を見せないので、姫がはっきり顔を見せて欲しいと乞うた。命が、「それでは明日お前の櫛箱の中にはいっているからよく見よ。しかも驚いてはいけない。」といわれた。翌日姫がいわれたとおりに見ると、その箱の中には美しい小蛇がいた。姫はびっくりして大声をあげると蛇は忽ち人の姿になり、「お前はわたしに恥をかかせた」といって御諸山へ登られた。姫はそれを悲しみ箸で陰をついて自殺された。そこで大和の大市に葬った。

というのである。姫の陵は箸塚といい、巨大な前方後円墳である。これでみると当地の伝説とは結びつかないが引田・白鳥・福栄・誉水・丹生等旧大内部には姫に関係のある伝説の地が数多くあり、また、香川郡一の宮の田村神社も主祭神が百襲姫命であるところからみると、姫が当地へ来られたと古くから信じられていたのであろう。ある

いは『日本書紀』の右の記述にあったようなこと以前に当地へ来られ、のち大和へ帰られたのかもしれない。

これは当地（あるいは讃岐が）にはやくから大和朝廷の力がのび、皇化に浴したということを裏書きするものとも考えられる。そう考えると、姫の弟君が備中一宮の吉備津神社（式内社）に祭られ、中国・四国相呼応していることに意味がありそうで、皇室との関係を物語っているようでもある。百襲姫命は『魏志倭人伝』の卑弥呼に擬す説が強い。おそらく、初めは自然神の水徳の神として祭られていたのが、奈良時代には神話と結びつけて人格神となり、社殿も造られ、平安時代に神像が作られたものと思われる。

なお、水主神社の祭神は天火明命（天忍穂耳命の御子皇孫瓊瓊杵尊の兄君）で、その子孫である水主直が祖神として祭ったという説もあるが、これは山城国久世郡水主郷に水主神社があり、水主直が祭ったというのを引いたのかと思われる。

第四章　平安時代

第一節　荘園の発達

大化改新で公田の制が定められたが、皇室や豪族の私有的性格の地が名目を変えて残存したり、寺社領が不輸租地であるとかの例外があったりして、荘園に発達する要素をもっていたが、口分田の不足から墾田開発を奨励したことは、それに拍車を加えることになった。墾田開発は八世紀初頭から始まり、天平十五年（七四三）の「墾田永世私有令」によって、土地国有制の崩壊を決定的にした。初期には藤原氏らをはじめ有力な貴族や中央の大きな寺社が、その豊富な奴婢・下人などの労働力や、資力を利用して畿内周辺で盛んに開墾を行った。これを自墾地系荘園といい、八世紀から九世紀にかけて多くみられた。

これに対し、地方豪族や小地主たちの開墾した土地は、国司や他の豪族の干渉から自らを守るために中央貴族、寺社に寄進する傾向が一般的となった。これを寄進地系荘園といい、十世紀ごろまでに成立した。これらの荘園は不輸・不入の特権をもっていたので、たびたびの荘園整理令にもかかわらず、ますます広がり、のちには奸民が公田を略取するようになり、荘園は公田を上回るようになった。

荘園の名目上の所有者は領家と呼ばれ、多くは京都にいた貴族や寺社で、現地では預所（あずかりどころ）・公文・田所・下司な

どの荘官がいて年貢の徴収に当たり、それぞれ得分があった。

大内郡の名称が史料として最も古く記されているのは、天平十九年（七四七）『法隆寺伽藍縁起並流記資財帳』の中に、同寺荘園四六か所のうち「讃岐国十三処、大内郡一処、三木郡二処」などと記されているものである。この法隆寺領について『新修香川県史』白鳥廃寺の項に「天平十九年二月十一日勘録の法隆寺伽藍縁起並流記資財帳によると、同寺の讃岐にあった荘園十三箇所の中に、大内郡一処とあるのはこの白鳥郷にあったものと思われ、ここに別院として当寺が建てられていたものと考えられる」と述べられているが、水主神社『大般若経函底書』には「一、始付二大水主名一事。建長四年申状案ニ云、大水主庄号ハ初当去寛弘年中歟云々。本ハ奥野御領ト云ヒケルト見エタリ」と記されている。これによると大内郡一処は入野郷であるとも考えられる。

第二節　式内社と水主神社

式内社

式内社というのは、醍醐天皇の延長五年（九二七）に選述された「延喜式神名帳」に登載された神社のことで、単に式社とも官社ともいい、古来国家的に尊崇の社として重んぜられたものである。これには官幣社と国幣社とがあり、各大社・小社の別がある。官幣社は中央政府の神祇官が幣帛を奉る神社であり、国幣社は国司が奉る神社である。畿内の式内社は中央に近い関係で全部官幣社となっている。

讃岐の式内社はすべて国幣社で、大三社、小二〇社あり、大川郡では水主神社をはじめ布勢神社（石田）・大裳彦神社（同上）・神前神社（神前）・志太張神社（鴨部）・多和神社（所在不明確なるも津田町と推定）の六社が

あり、いずれも小社である。

水主神社式内社となる　水主神社は文武天皇のときに勅使の奉幣があったとしているも明らかでないが、『続日本後紀』によると「承和三年（八三六）十一月壬申讃岐国水主神社授従五位下」とあって、位階が授けられたことを記している。神社にも人と同じように位階を授けられるようになったのは文徳天皇の仁寿元年（八五一）で、天下の諸神に有位、無位にかかわらず正六位上を授けられたが、水主神社はそれより一五年前に授けられていたのである。そして讃岐の神社で位階を授けられたのは水主神社が最初である。ついで讃岐一の宮として名高い田村神社には嘉祥二年（八四九）に従五位下を授けられた。水主神社はその後貞観八年（八六七）四月九日に従五位上を授けられ、延長五年（九二七）には「延喜式神名帳」に登載され、官社に列せられた。

その後承平四年（九三四）、南海の海賊平定の祈願をされた由をもって天慶三年（九四〇）二月一日正五位下を授けられ、その後累進して正一位となり、大水主大明神と称するようになった。

ちなみに、南海の海賊平定とは次のようなことである。

承平年間南海に群盗が横行していたので、朝廷では藤原純友らにその平定を命じた。純友は伊予掾（国司三等官）であったが任期が過ぎても京に帰らず、海賊といっしょになりその頭となって、伊予日振島を根拠に瀬戸内海を荒らした。そこで朝廷では承平四年五月、瀬戸内の諸神社に海賊平定を祈願させ、新しく総追捕使を派遣した。しかし海賊はなかなか平定されない。朝廷ではその間、純友に官位を昇すという懐柔策までとったが効なく、純友は伊予から讃岐に乱入して国府を焼いたり官物を掠奪したり、さらに安芸・周防までも侵した。そこで朝廷では天慶三年全国の主な神社に神位一階を昇し、小野好古を追捕使として兵船二〇〇隻を発向させた。純友はいったん敗退

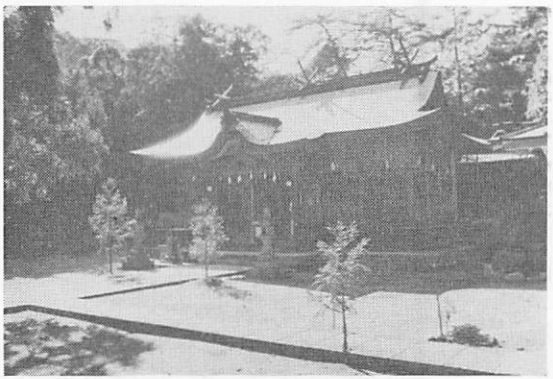

水主神社

したが、またその勢いを盛り返したので、翌四年、朝廷ではさらに藤原忠文を征西大将軍として派遣、好古らと協力して同年やっと平定した。この乱はたまたま関東の平将門の反乱とときを同じくしたもので、このような乱の平定には地方の豪族の力を借りなければならず、豪族はそれによって勢力を得、武士の興起を促す一因となったのである。

水主神社にはそれ以来叙位の記録はないが、至徳三年（一三八六）造営の大般若経箱書きには「位階正一位」とあるので、それまでにすでに極位に達して大明神と唱え、神名帳では小社であっても、通俗的には大社並みに尊崇されていたものと思われる。

水主神社に勅使・国司の神拝　『水主神社旧記』によると、この時代に次のとおりたびたび勅使や国司の神拝があったことを伝えている。ただし、勅使神拝についてはやや疑問の点はある。

一、勅使神拝

(一) 桓武天皇延暦十六年（七九六）正月二十六日藤原俊房神拝、桓武天皇勅額下賜、下馬石も造る。

(二) 村上天皇天暦二年（九四八）八月文章博士橘直幹神拝。

(三) 同帝応和二年（九六二）正月九日参議藤原朝忠神拝、天下大干であったので雨を祈る。

二、国司神拝

(一) 崇徳天皇天承元年（一一三一）八月国司正五位下行左衛督藤原経隆、及び目代国宗下総介、御厩司賀茂兵衛尉為成神拝。

(二) 同帝長承二年（一一三三）春、目代河内前司盛通神拝。

(三) 二条院長寛元年（一一六三）十月二十七日国司藤原秀能、目代橘馬大夫公盛神拝。

(四) 六条院仁安二年（一一六七）十月二十五日、目代右兵衛督橘公清（公盛息）神拝。

第三節　神仏習合と神宮寺

神仏習合

日本に仏教がはいって従来の神々を中心とする信仰生活と衝突したが、結局、仏教を取り入れることになって両者の関係を密接にしようとした。初めは神が仏教を援助するものであるという形で神仏を対等にみていたが、やがて仏を優位にみ、神も衆生の一人として仏に帰依する形になった。そこで奈良時代の終わりごろから、神の救いのために神前読経や法会が営まれ、法華・仁王・最勝王・般若などの経がよく読まれた。そのため神社の域内や近くに寺が建てられ、これを神宮寺とか別当寺などと呼んだ。

神宮寺

水主神社の神宮寺は初め与田寺であったらしい。同寺縁起に「弘法大師のころ大水主明神を当山の鎮守とし、すべての社務を司どったので薬師寺と改めて神宮寺とした」とある。のち、室町時代初期に円光寺が別当寺となり、その後大水寺が水主神社境内に建てられ神宮寺となった。また、室町時代には、松林寺が菅田八幡の別当寺となった。

第四節　八幡信仰と誉田八幡の創祀

八幡信仰　神仏習合の思想から最も早く仏教と結びついた神は八幡神であった。八幡神の信仰は奈良時代に始まり、八幡宮の祖といわれる宇佐八幡が、東大寺の大仏鋳造を助けたということから、平安時代になると京都石清水にも宇佐八幡を勧請して石清水八幡宮といい、王城鎮護の神として尊崇された。その後、次第に八幡信仰は広まり、平安末期には源氏もこれを氏神とするようになった。

長尾極楽寺の『宝蔵院古暦記』によると、承平六年(九三六)一郷一八幡勧請とあって、そのとき創祀された各郷の八幡宮の名を列記（ただし大内郡は同寺の管轄外のため書いてない）してある。これだと平安中期以前に、すでに八幡信仰は一般に普及していたことになる。もちろん、右の『古暦記』は後世に書かれたものであり、承平年間の記事にどこまで信頼がおけるか問題であるし、列記された八幡もいちどきに創祀されたとも限らない。しかし、郷土の八幡宮の由緒をみると、この前後に勧請されたというのが相当多い。あるいは右の『古暦記』に準拠して書いたのかもしれないが、やはり平安中期ごろには八幡信仰は一般生活上の守護神として相当普及していたとみるべきであろう。

誉田八幡の創祀　横内の誉田八幡は、その社記によると、右の一郷一八幡より早く嵯峨天皇の時代（八一〇～八一五）に弘法大師が誉田(ほんだ)八幡を勧請して虚空蔵院（与田寺）の鎮守にしたとか、承和五年（八三八）に河内国の高僧仁海が与田寺へ来たとき、生国の氏神誉田神社を誉田（保田）池の上に勧請して虚空蔵院の鎮守に

したとか伝え、どちらも与田寺の鎮守として早くから勧請したとしている。ところが、寛文九年（一六六九）の『御領分中宮由来』によると、「当社は文徳天皇の代（八四八～八五六）より与田郷の氏神として尊崇し来れり」とあって、初めから与田郷の氏神としてある。勧請年は『宝蔵院古暦記』のいう承平六年よりややさがる。これらから考えると、まず平安中期ごろには創祀されていたものであろう。そして、初めは与田寺の鎮守であったものが、のちには与田一郷の氏神になったと思われる。

氏神　氏神とはもともと何氏の神というので一族として尊崇する神社であったが、のちには血縁とは関係なくその地域の地縁的な神社として祭るようになった。いわば産土神をいつのまにか氏神というようになったのであろう。

誉田神社の鎮座地は初め保田池の上であったので、いまでも旧誉水村役場の裏に「八幡御供」の碑がある。八幡宮の御供田の跡である。同八幡は後世になって明徳三年（一三九五）増叶が現在地に移したと伝えている。誉田八幡と誉田郷との関係については前述したとおりである。

第五節　源平合戦と水主神社

平宗盛以下平氏の一族が、安徳天皇を奉じて屋島へ拠ったのは寿永二年（一一八三）であるが、それは当時讃岐の国司が平氏の一族であり、武士も平氏に心を寄せていたためであろう。そこで頼朝はこれらの武士を源氏につけようとし、橘氏の一族橘次公業を使者（間牒）として讃岐武士の間を奔走させた。これが成功したとみえ、翌寿永

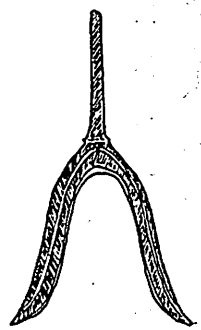

大雁股

三年（寿永は安徳天皇の年号、後鳥羽天皇の年号では元暦元年）には香西氏ら中・西讃に勢力のあった讃岐藤氏、西讃に勢力のあった讃岐橘氏、神櫛王の後裔で東讃に勢力のあった讃岐氏ら多くの武士が、源氏に心を寄せるようになった。

かくて、寿永四年（元暦二＝一一八五）三月、源義経は難波から精鋭一五〇騎を五隻の船に分乗させ、暴風雨に乗じて十七日勝浦に上陸、大坂越えして十八日寅の刻（午前四時ごろ）讃岐に入り、引田馬宿で人馬を休め、白鳥・与田・丹生を過ぎ、田面峠から富田・長尾と、当時の官道を経て屋島に到着、翌十九日から三日間の屋島合戦で平家を長門壇ノ浦へ追い落とした。

この源平合戦で源平両氏が水主神社に戦勝祈願したと伝えているが、神徳高い神社であり、藤原純友の乱の故事から考えてもありそうなことと思われる。

宝永二年（一七〇五）水主神社別当大水寺増幸が書き上げた『水主神社宝物』中に「能登守教経大雁股平前司社領を寄附あるによってこれを納められるか」とあり、また「源判官義経公鞍　阿州勝浦より大坂越屋島へ発向の時奉納せられる」とあって、源平両氏の武運長久祈願をほのめかしている。

教経が大雁股を奉納したのは、前項で述べたように、平前司が水主神社へ神田を寄進したのにならったというのであろう。教経が大雁股を納めたのは、讃岐がまだ平家の勢力下にあった寿永二年か、存亡の危機に立たされた翌三年のことかと思われる。教経の雁股であるという確証はないが、とにかく平家が祈願したことを物語っているといえよう。

この大雁股（長さ一九センチメートル）は、終戦後進駐軍に引き上げられて現存しない。

次に、義経が大坂越えして屋島へ向かう途中水主神社へ神拝し鞍を奉納したとあるが、あわただしいなかわざわざ神社へ立ち寄って、しかも使用中の鞍を奉納したというのはやや疑問がある。

長尾『宝蔵院古暦記』によると、屋島合戦で佐藤継信が義経の身代わりとなり、能登守教経の矢に当たって忠死したので、義経はその死を悼み、王墓の側に葬り、志度寺の覚阿上人に引導させ、追悼料として義経の愛馬大夫黒と太刀を付与し、大夫黒は宝蔵院（当時鴨部にあり）へ送った。とあり、鞍はその後水主神社へ送られたのかもしれない。

いま一つ考えられることは橘次公業との関係である。さきに述べた水主神社国司神拝の中に、長寛元年（一一六三）目代橘公盛、仁安二年（一一六七）目代橘公清の名が見える。おそらく公業はこれらの一族と思われる。とすれば公業も水主神社に格別の崇意を持ち、源氏のための戦勝祈願として、この立派な鞍を奉納したのではなかろうか。

いずれにせよ、源平両氏と水主神社に何か交渉のあったことは間違いなかろう。

第四編　中　世

第一章　あらまし

鎌倉時代から南北朝の争乱を経て室町・戦国時代に至る十二世紀末から十六世紀中期までを中世という。それは、政治史の面では、武家政治の成立発展、公武の対立、打ち続く戦乱の時代であり、社会・経済史の面では、封建的主従関係の展開、在地豪族の成長、荘園制度の崩壊、商工業の発展、惣の形成など、文化史の面では、宗教の優勢、庶民文化の台頭、地方への普及などによって特色づけられる時代である。

寿永二年（一一八二）、源義仲に攻められ都落ちした平氏は讃岐屋島を根拠地とした。元来瀬戸内海は平氏の基盤であり、特に讃岐はかつて平正盛が国司に任ぜられており在庁官人とのつながりは深かった。しかし、情勢の変化をみた阿波・讃岐の在庁は、平氏に背いて備前下津井にいた平教経らを攻撃し、かえって敗れた（『平家物語』）。元暦元年（一一八四）、源氏方の橘公業が讃岐に渡り味方を募ると、新居藤太夫資光・羽床藤次郎太夫重次・大野藤新太夫光高・三野首領成資ら中・西讃の在地武士がこれに応じ、交名を源頼朝に送り御家人となった（『吾妻鏡』）。

一方東讃武士の動きは不明だが、当時東讃に勢力を持っていた神内経時らが平氏に従っていたといわれ（『全讃史』）、また屋島に近く地理的なつながりもあって一の谷合戦ころまでは平氏方についていたと思われる。元暦二年（一一八五）二月十八日、大坂峠を夜もすがら越えた源義経は、引田で人馬の息を休め、それより丹生屋（にゅうのや）・白鳥をうちすぎて、屋島の城へと押し寄せた（『平家物語』）。藤太夫資光・羽床重次などすでに御家人となっている西讃武士と

並んで、寒川郡司橘太夫盛資、その他植田氏、安原・山田・中隈など、東・中讃の武士も馳せ参じた(『南海通記』)。

文治元年(一一八五)、平氏を長門壇ノ浦で滅ぼした源頼朝は、義経追討に名をかり、後白河法皇に迫って、守護・地頭設置の許可を得た。守護は有力御家人を国ごとに任じ、大番役(京都警護)の催促、謀叛人、殺害人の逮捕など国内の軍事・警察権を掌握し、地頭は公領・荘園ごとに置かれ、年貢の徴収、土地の管理などに携わった。承久二年(一二二〇)後鳥羽院は討幕の兵を挙げて敗れた。いわゆる承久の乱である。讃岐では羽床重基・綾顕国らが院方につき、讃岐氏一党や香西資村らが幕府方についた。東讃の武士で院方はみえない。おそらく屋島合戦まで平氏寄りであったため幕府の強い統制を受けていたのであろう。乱後、地頭制は飛躍的に拡大された。

鎌倉時代から建武中興にかけての讃岐守護としては、正治元年(一一九九)後藤基清、次いで近藤七国平、仁治四年(一二四三)以前から宝治元年(一二四七)まで三浦氏、次いで元弘元年(一三三一)まで北条氏一門、元弘二年から長井高広、建武二年(一三三五)前後船木頼重などである(『新修香川県史』)。地頭補任地は現在十七か所が確認されているがこのうち東讃は、大内郡与田郷小早川政景、寒川郡神崎庄左大臣法印の二か所である(田中稔『讃岐国地頭御家人について』)。

元弘元年、後醍醐天皇が討幕を企て、それに応じて各地に挙兵が行われた。讃岐は北条氏が守護職を握っていたためか、宮方の動きはなかったようである。しかし、大内郡には、護良親王が讃岐に逃れ虎丸城に拠ったとか(『王子権現縁起』)、新田義貞の甥脇屋義治が丹生土居に移り住んだという宮方ゆかりの伝承がある。これら伝承の真偽のほどは分からないが、大内庄が大覚寺統に伝領された浄金剛院領であり、宮方に心を寄せる者が多かったという背景を考えるべきであろう。建武二年、足利尊氏が建武新政に叛すると讃岐も激しい動乱にまきこまれた。同年、

足利一族の細川定禅が香西・詫間氏らと共に鷺田庄に挙兵し、建武政権から讃岐守護に任ぜられていた古高松の船木頼重を破り、東讃の三木氏・寒川氏らを従えた。定禅はこれら将士を率い尊氏の京都攻めに加わったが楠木・新田・北畠らの軍に敗れ九州に落ちのびた。

『梅松論』によると、尊氏は九州敗走の途中四国に細川顕氏・和氏らを配し勲功に応じ恩賞を行う権限を与えた。以後細川氏はこの権限を基に四国の武士を被官に組織していった。九州で勢力を回復した尊氏は再び京都に攻め上り、香西・新居氏ら讃岐武士も参戦した。尊氏は入京し幕府を開いたが、後醍醐天皇は吉野に逃れ、南北朝の対立時代に入っていった。讃岐は細川顕氏が守護となり、大半の武士が北朝についたが、中讃の羽床氏、小豆島の佐々木氏らが南朝に呼応した。

しかし南朝は伊予に派遣した脇屋義助が病死するなどの不運もあり、阿波守護細川頼春が進出し、羽床氏も北朝に帰順して、一時南朝についた東讃の植田一族もこれと行動を共にし、貞和三年（一三四七）には小豆島の佐々木信胤も細川師氏らの攻撃を受けて降伏した。康安元年（一三六一）北朝の重鎮細川清氏が南朝につき三木郡白山で挙兵した。十河・三木・神内氏らがこれに従ったが、細川頼之の軍に敗れ、讃岐の武士はこれ以後全く北朝の支配下に入り、頼之は四国全域の守護の地位を得て領国支配を推し進めると共に、管領として京都において将軍義満を補佐した。細川氏の被官となった武士のうち、香西・羽床・寒川・植田・十河などはいわば讃岐生え抜きの武士であり、安富・香川・奈良・由佐などは細川氏に従って讃岐に新たに入国した武士である。

一方、農民の自治的な村である惣村の形成も進んだ。村の運営は乙名・沙汰人などの指導者を中心に村人の寄合いによって行われ、農業生産に必要な入会地や灌漑用水の管理、村の神社の祭礼などを通して、次第に結合を強め

ていった。領主に納める年貢の徴収を村で請け負う地下請も行われた。与田郷では文安元年（一四四四）以前に大水主社の宮座がつくられており、寒川郡長尾庄では応永三年（一三九六）に地下請が行われ、翌年には、地頭・沙汰人が除田と号し年貢の納入を拒否するという事件が起こっている（『醍醐寺文書』）。

こうした在地の激しい動きの中で荘園領主の支配は困難になり、地頭など有力武士に荘園管理を一任して年貢収納を請け負わせる請所や、現地を折半して相互に干渉しないという下地中分の取り決めも行われたが、武士の年貢や土地の横領はやまず、荘園は次第に衰微していった。与田郷下村では応安二年（一三六九）に代官沙弥宝教の請所が成立し、大内庄も観応三年（一三五二）在地武士の侵犯をうけて衰え、やがて寒川氏の支配下に組み入れられた。

応仁元年（一四六七）、応仁の乱が起こった。細川氏の領国であった讃岐からは、香川・香西・安富・奈良・羽床・寒川・三谷・十河・植田・由佐など多数の武士が細川勝元に従って上洛し、相国寺合戦・勘解由小路合戦などで奮戦した。乱後、将軍家や細川氏の力は衰退し、讃岐武士も自立割処して対立抗争する戦国時代に突入していった。

『南海通記』には東讃地方の居城について「大内・寒川には郡主寒川氏、居城東長尾昼寝の城也、其他水主の虎丸引田磐山（よじやま）等端城也、三木の郡主安富氏、居城鴨部、寒川郡鶴羽郷雨瀧の城也、其外志度浦、三木の平木等に端城あり」と記す。大永三年（一五二三）安富盛方と寒川元政が領界で争い（塩木合戦）、同六年には十河景滋と寒川元政との戦に阿波三好氏が十河氏に味方して出兵したが、寒川氏の奇襲に敗れた（津柳合戦）。

天文元年（一五三二）三好氏から入って十河家を継いだ一存が寒川領に侵入した。この戦は細川勝元の命で止められたが、同九年、寒川元政は安富盛方と戦い、昼寝城を包囲され城中飢えに苦しんだ。阿波守護三好持隆は十河

一存と共に安富氏を圧迫し和を講ぜしめた。この戦の結果、寒川氏は寒川郡下道三郷を安富氏に譲り、安富氏もまた三好・十河の圧力に屈し十河一存の勢威が東讃を覆った。元亀元年（一五七〇）安富盛方は阿波篠原紫雲の女を娶り、三好長治を動かして大内郡を得ようと企てた。寒川元政は力及ばず大内郡四郷と引田槎山城・水主虎丸城を長治に献じた。長治は矢野駿河守を引田城に入れ、安富盛方に虎丸城を守らしめた（『南海通記』）。

永禄十一年（一五六八）織田信長は足利義昭を擁して入洛し三好義継・松永久秀らを降した。三好一族は信長に抵抗し、讃岐諸将も出陣したが抗しえず、天正三年（一五七五）長治・十河存保が降り、安富・香川・香西らも信長に服した。一方、同六年、土佐の長宗我部元親が讃岐に侵攻した。同十年、信長が本能寺の変で倒れると、この機に乗じた土佐勢は奈良氏を追い、香西氏を降した。元親は自ら阿波勝瑞城の十河存保を攻め、中富川の戦で三好氏を打ち破った。この戦で寒川三河守・其子権之丞が討死し、古代以来の東讃の名族も衰亡した。存保は勝瑞城を捨て虎丸城に拠った。同十一年、元親は再度讃岐に侵攻し、豊臣秀吉の援軍仙石秀久を引田中山で破り、翌十二年、十河城・雨滝城・虎丸城が落城し、讃岐全土は元親の手中に帰した。

元親は、さらに伊予を平定し四国全土を掌握したが、秀吉の四国征伐により土佐に退き、讃岐は仙石秀久の領有する所となった。同十四年、秀吉は九州征伐の軍を起こし、讃岐諸将は仙石秀久に率いられ出陣したが、秀久の作戦の誤りから豊後戸次川の戦で大敗し、十河存保・香川民部少輔・安富肥前守ら讃岐の軍将は多く討死した。こうして讃岐の武士は、自らは戦国大名に成長することができず、細川・大内・三好・長宗我部など外部の有力大名に左右されながら滅んでいき、戦国時代の歴史を閉じたのである。

第二章　国衙領と荘園

第一節　与田郷地頭、小早川氏

鎌倉時代の初期に、小早川茂平が讃岐国与田郷地頭に任ぜられている。茂平は、源頼朝の功臣土肥実平の曾孫に当たり、建永元年（一二〇六）父景平から安芸国沼田庄の譲りを受け、承久の乱後、隣庄の都宇・竹原庄の地頭職を獲得した。与田郷については明らかではないが、西国の地頭設置は承久の乱後が多いので、小早川氏の場合も乱後の補任であろう。また、史料に大内庄与田郷ではなく、讃岐国与田郷とある所から、当時の与田郷は国衙領であった可能性が強い。

なお、茂平自身は、幕府の命令で京都に常駐する「在京奉公人」に指定されており、安芸国に本領を有していたから、与田郷には地頭代官を派遣していたのであろう。この時代の武士は、惣領を中心に一族が結合し、庶子に知行を配分し、分割支配させて所領の経営を行う惣領制がとられていた。茂平は、惣領雅平に沼田本庄主要部、経平に同庄船木郡、犬女に同庄梨子羽郷、忠茂に赤川、政景に与田郷地頭以下の諸職を含む次の所領を譲った。

譲与　息男政景分所領事

合

一、安芸国都宇竹原両庄地頭公文検断并竹原庄惣検校職事
一、同国沼田庄内梨子羽郷地頭門田伍町事
一、讃岐国与田郷地頭公文案主田所図師惣検校検断職事
一、鎌倉米町在家一宇跡　宗次入道居住跡
右、件所領等、任譲状可知行也、至鎌倉殿御公事者、守本仏宛置之率法、相従惣奉行雅平催促、無懈怠可令勤仕也、兼又、与田郷得分百石内五十石者、霊山不断念仏時衆六口并仏聖灯油料、限永代無懈怠可下行也、今五十石者、政景妹松弥存生之間、毎年無懈怠可沙汰渡也、此条若有対捍者、雅平可加催促也、此所領等、若男子不出来者、一門中以相叶意之仁、可譲之、他人他門之族不可譲与之、但如此雖譲与、本仏存世之間、於背所命者、可悔返也、仍為後日沙汰譲状如件、
正嘉弐年（一二五八）七月十九日　　沙弥（小早川本仏）

（『小早川家文書』）

与田郷の地頭・公文・案主・田所・図師・惣検校・検断職などは、国衙領、庄園の管理、年貢の徴収、検察などの職分であって、それぞれの職分に応じて収益を分割する仕組みが定まっており、その権益が「職」として、幕府や荘園領主によって認められているのである。与田郷からの政景の収益は、これら諸職の合計一〇〇石であり、そのうち五〇石は先祖実平を祭る霊山の不断念仏の時衆六人の費用や仏餉灯油料として永代使用すること、残り五〇石は政景の妹松弥の生存中は毎年間違いなく渡すこと、なお、これらの所領は、もし男子が生まれなければ、小早川家一門の中でしかるべき者に譲り、他人他門に譲ってはならない、また、本仏（茂平の法名）が存命の間に命令に背くようなことがあれば譲状の取り消しを行うと定めている。

この譲状を書いてから六年たって茂平が死去したので、政景は譲状を幕府に提示し、次のような将軍宗尊親王の

「政所下文」をもらっている。

将軍家政所下　平（小早川）政景

可令早領知安芸国都宇竹原両庄地頭公文検断并竹原庄惣検校職、同国沼田庄内梨子羽郷地頭門田伍町、讃岐国与田郷地頭公文案主田所図師惣検校検断職事

右、任亡父前美作守茂平法師法名本仏正嘉二年七月十九日譲状与田郷得分配分事并無男子者可譲与一門中之由載之可令領掌之状、所仰如件、以下

文永元年（一二六四）三月十二日　案主　菅野

令左衛門小尉藤原　　知家事　清原

別当相模守平朝臣（北条政村）（花押）

武蔵守平朝臣（北条長時）（花押）

（『小早川家文書』）

この下文は、亡父茂平の正嘉二年七月十九日政景宛譲状を承認せよという将軍の安堵状であって、政所の別当北条政村と長時が署名している。

以上二通の文書から政景の立場を考えてみると、幕府に対する公事などの課役については、本仏の定めておいた分担比率により、惣領である惣奉行雅平の催促に従って庶子政景が分担すべきものとされ、また、譲状による与田郷一〇〇石の配分を実行しなければ雅平が催促するなど、一族全体の首長としての惣領雅平の指揮権、支配権に服していたことが分かる。

反面、政景はこれだけの所領の相続を政所下文という形式で幕府から承認されており、その内容も、地頭職と併せて本来国衙・荘園の諸職である公文・案主・田所・図師などの職を所持していることは、在地における領主側の

対立者がおらず安定した立場を示し、さらに、検察・断罪権やそれに伴う財産の没収などの検断権を持つなど独立した強固な地位を保っているのである。

先の政所下文から二十五年を経た正応二年（一二八九）二月十六日の政景入道定心がその子政宗にあてた譲状には、前記所領に比べて、沼田庄梨子羽郷地頭門田伍町と与田郷諸職が記されておらず、代わりに阿波国板西下庄地頭職と、備前国裳懸庄地頭職が加えられている。与田郷諸職はこれらの地頭職と取り替えられたのかもしれないし、また、政宗の姉覚生に譲られた可能性もある。

いずれにせよ以後の与田郷地頭職は不明である。

第二節　浄金剛院領、大内庄

天皇・皇后・皇子・皇女などの御願を修するための寺院を御願寺といい、その寺領を御願寺領という。御願寺は白河天皇以前は官寺としての性格を有したが、院政期になると皇室の私寺の傾向が強く、御願主がその所領を寄進し、また、廷臣などにも寄進させたが、下地の所有者が本家職（上級所有権）を寄進したものが多く、いずれも寺領であるとともに皇室領であって、皇室は規定の収益を収め、代々伝領した。

建長七年（一二五五）後嵯峨上皇は亀山殿を造営して御所とし、翌康元元年、これに付属して嵯峨の檀林院跡に御願寺として浄金剛院を建立した。その後、亀山殿は、後嵯峨中宮大宮院姞子、亀山上皇・後宇多上皇の御所として伝えられた。浄金剛院領もこれに付随して文永九年（一二七二）大宮院に譲られ（後嵯峨上皇処分状案）、同年

嵯峨上皇崩御の後は亀山上皇が管領した。

大内庄の史料上の初見は、正応四年（一二九一）亀山上皇の「後宇多上皇宛勅書」である。

亀山院被寄進後宇多院　勅書　永康卿所帯等可相伝由事

先日如令申、永康父子三人、無他所交無弐奉行不便、且又度々関東下向、労異他之間、所帯御恩等、烏羽安楽寿院領若河荘幣木上三栖、浄金剛院領讃岐国大内庄内白鳥、引田、中川禅尼領加賀国小坂庄等可子孫相伝之由、可賜庁下文候也、且行未可有御意得之間、故賜御返事之由　恐惶

正応四三月廿八日　　御草名

（『安楽寿院文書』）

この史料によると、正応四年三月、亀山上皇は、後宇多上皇に、高倉永康父子の奉公に対し、安楽寿院三庄と、浄金剛院領大内庄内白鳥・引田、加賀国小坂庄等を子孫に相伝すべく、院庁下文を賜らんことを要請した。後宇多上皇は、この旨を奉ずべき由を返事し、また、関東にもその由を伝える院宣を下した。勅書に「且又度々関東下向労異他之間」とあるのは、これより先、弘安六年（一二八三）、亀山上皇が高倉永康を使者として鎌倉に下向させ、安嘉門院御遺領を伝えたきこと、並びにその上は出家すべきことを申し込まれた。当時、持明院統はすでに莫大な長講堂領を伝領し、経済的に優位に立っていたので、大覚寺統としては何としてでも安嘉門院領を得る必要があったのである。鎌倉における評定は上首尾で、幕府は安嘉門院領の伝領に異議をはさまず、上皇出家の必要もないとのことであったから、亀山上皇はこれを嘉納し、永康の功を多としたのである。なお、永康の知行については、中村直勝氏は領家職（下級所有権）とされるが（荘園の研究）、経過から考えて預所職（管理権）の可能性が強い。

嘉元三年（一三〇五）七月、浄金剛院領は亀山上皇妃昭訓門院藤原瑛子に譲られ（『亀山院凶事記』）、翌四年六月亀山上皇皇女昭慶門院憙子内親王に伝えられた。『昭慶門院御領目録』の浄金剛院の所には、讃岐国大内庄の下に「永定卿、寺領在別帋」と注してあって、永康の子永定が知行していたことを示しており、さらに「知行不可有相違之由　被下院宣於永清」との注記があって、永定が嘉元四年正月に没したので、その子永清に伝領させ給うべきの院宣が下されたことも記してある。昭慶門院領の管領は後宇多上皇から後醍醐天皇に伝えられた。

建武中興の失敗により、大覚寺統の御領は北朝に移った。大内庄は浄金剛院の本家職は保たれたが、領家職・預所職はとりあげられたとみえ、建武三年には、与田郷下村の領家職は、大内庄から分かれて、大納言法印阿闍梨御房の所有になっている。次に示す観応三年（一三五二）の『足利義詮御教書』には引田郷が記されていないが、分割された可能性もある。なおこの史料は『讃岐志』・『讃岐国名勝図会』・『讃州府志』などに記載されているが、原本不明である。

浄金剛院領讃岐国大内庄内白鳥与田入野三箇郷事
訴状遣之為厳重寺領之処、預置軍勢　太不可然早退彼等沙汰付下地於寺家雑掌可執進請取之状如件
観応三年六月九日　　義詮　花押
陸奥守殿

この史料によると、大内庄内白鳥・与田・入野三郷が在地武士の侵入を受け、これに対し、幕府は、讃岐守護細川陸奥守頭氏に、早く軍勢を退け、下地管理を寺家雑掌に戻してやるよう命じている。しかし、現地で実力を持つ武士の動きを押さえることはできず、また、農村構造の変化も荘園の管理を困難にした。至徳三年（一三八六）の「大水主社奉加帳（水主神社大般若経函書）」に白鳥人数三五人の名前があるが、彼らは、農業経営の自立性を強

めて、村の新しい構成員になった平百姓と考えられる。近くの長尾庄では応永四年（一三九七）に地頭・沙汰人（村落の代表者）等が年貢の納入を拒否して庄主昌緯と争っているが、もはや在地の有力武士の力を借りなければ年貢徴収も不可能になってきたのである。長尾庄では応永六年に地頭寒川氏の年貢請負が成立する。大内庄では史料的に跡付けることができないが、同じように年貢請負などを通じて寒川氏の勢力下に組み入れられていったと思われる。

ところで、大内庄が浄金剛院に施入された時期と、その荘域は必ずしも明らかではない。従来は、康元元年十月、浄金剛院建立と同時に、山城国西七条御領のほか一四か所の荘園が寄進され、その中に讃岐国大内庄と鷲峯寺があった。また、その荘域は旧大内郡の全域すなわち引田・白鳥・入野・与田の四郷の地であるとされている（『新修香川県史』など）。

しかし、管見するかぎり、康元元年の浄金剛院建立に関する史料には寺領寄進の記事は見当たらず（『一代記』・『百錬抄』など）、また、「文永九年後嵯峨上皇処分状案」には、大宮院分浄金剛院の注に「庄園目録在別」とあるのみで個別の荘園名は知り得ない。先記の一五か所の荘園名は「嘉元四年昭慶門院御領目録」にはじめて記載されているのである。したがって、康元元年当初にすべての荘園が施入されたとは断定できず、むしろ、その後の寄進もあったと考えるのが妥当であろう。

前述のように、大内庄の史料上の初見である「正応四年亀山院勅書」には「大内庄内引田・白鳥」とあって、与田・入野両郷がない。このことから、大内庄はまず引田・白鳥二郷を荘域として成立し、その後与田・入郷両郷が加えられたと考えるか、あるいは、すでに四郷を併せて成立していたが、何らかの理由で引田・白鳥の知行のみが

高倉永康に与えられたと考えることができる。後者であれば、与田郷は少なくとも文永元年までは小早川氏が郷地頭であったところから、他郷にも別に郷地頭が置かれていたはずである。この場合、地頭職が分割相続されたのであればともかく、当初から一つの荘園に複数の地頭を置いたとは考え難い。したがって大内庄成立の時期は、小早川氏の地頭職消滅後、文永元年以降ということになる。荘域については、後述の大水主社領が与田・入野両郷を割り分けたという状態で設定され、他の所領や荘園とは区別された一円的な社領として存在していた（野中寛文『大水主社領の範囲と構造』）。さらに、建武三年以降には、同じ浄金剛院領ではあるが、与田郷下村に大内庄とは別の領家・雑掌が存在しており、観応三年の『足利義詮御教書』には引田郷の記載がないなどかなり変動がみられる。

第三節　浄金剛院領、与田郷下村

与田郷下村は、『寛永十年讃岐国絵図』に、与田郷水主の南、中筋の北に下村とあり、現在の大内町水主下屋敷付近と思われる。南北朝時代この地に浄金剛院領与田郷下村があった。

猪熊家『恩籠堂文庫』に次のような文書の写しがある。なお、当時の院は北朝の光厳上皇である。

浄金剛院寺務并寺領讃岐国与田郷下村事公源法印令譲与之由被聞食了不可有相違之旨
院宣所候也仍執達如件
建武三年十月十三日　　参議　花押
大納言阿闍梨御房

この院宣によると、浄金剛院寺務と寺領与田郷下村の領家職は、建武三年（一三三六）以前に大納言阿闍梨御房が所持しており、今度公源法印に譲与されたことが分かる。寺務の具体的内容は不明だが、寺務職とそれに伴う得分であろう。ところで、与田郷下村の成立の事情と時期であるが、前述のように、鎌倉時代に、大内郡には浄金剛院領大内庄が置かれており、御願寺領として大覚寺統に伝領された。当時、同じ浄金剛院領である与田郷下村が別に存在しているのは不自然であり、おそらく大内庄の中に含まれていたのではなかろうか。その後、建武の中興の失敗により、浄金剛院の本家職は保たれたものの、大覚寺統の管領、得分は北朝の手に移り、領家職は分割され、公源法印がその一部である与田郷下村の領家職を手に入れたのであろう。公源法印はおそらく浄金剛院の高僧であろうから、与田郷下村については、浄金剛院が本家職と領家職の双方に手を入れることになる。翌建武四年の事として『讃州府志』に次のような文書を載せている。

浄金剛院領雑掌申讃岐国大内郡与田下村郷領家職事
山木五箇之濫妨、任先例、可被全雑掌所務、依仰執達畢
建武四年　　武蔵権守
細川兵部少輔殿

山木五箇は与田下村内の地名と思われるが、公源法印が下村領家職を譲られた翌年には、在地武士の濫妨に苦しみ幕府に訴えて領家職の保護を求めている。雑掌は現地にあって荘務をつかさどる代官である。武蔵権守は高師直、兵部少輔は讃岐守護細川頭氏である。いずれにせよ、この段階では与田郷下村は浄金剛院の直務の荘園であった。しかし、それでも荘園の秩序は維持されず、武士の侵略を食い止めることはできなかった。応安二年（一三六

九）沙弥宝教は次のような請文を提出し、下村半分の年貢・雑物の納入を請け負うかわりに、事実上の管理権・支配権を掌握した。

浄金剛院領讃岐国大内庄与田郷下林半分事（ママ）

自管領御方有契約預賜候上者、年貢並雑物等任先制、無懈怠可致其沙汰候、万一不法事有者、可被仰付下地於他人候、仍為後日請文如件

応安二年四月廿五日　　沙弥　宝教　花押

請所は、在地武士の年貢押領等による荘園領主との紛争を解決する方法であるが、当事者の直接の契約によるものの外、幕府の介入によるものもあった。下村の場合、「自管領御方有契約預賜候上者」とあるから、管領細川氏の口入れによる請所であり、したがって、沙弥宝教は前の寺家雑掌に代わる武家代官と考えられる。細川氏の被官安富氏に宝浄という代官があったから宝教もその一族かと思われる（『讃水村史』）。『水主神社大般若経函書』所収の至徳三年（一三八六）奉加帳によると、与田殿・入野殿などと共に下村御代官が寄進している。年代からみて沙弥宝教の可能性もある。

ところで、前記の請文は『讃岐志』記載の写しで原本は不明であり、疑問も多い。下林は下村の写し誤りであろう。次にあて名が欠けている。あて名があれば領家がだれか分かるのだが残念である。第三に、下村半分の請所であるがなぜ半分なのか不明である。あるいは半済などにより既に半分が失われていたのかもしれない。第四に、大内郡ではなく「大内庄与田郷下林」とある。このため従来は与田郷下村は大内庄の一部と考えられてきた。しかし、建武三年の院宣には讃岐国与田郷下村、同四年の武蔵権守の奉書には大内郡与田下村郷とあり、また、大内庄

とは別に領家・雑掌が置かれているなど、本家職は浄金剛院であるが、一応別個の荘園と考えた方がよさそうである。いずれにせよ、与田郷下村に関する史料は江戸時代の写本によるものが多く、原本不明で心もとない。今後の調査に待ちたいと思う。

第四節　大水主社領

『水主神社大般若経函書』に次のような史料がある。以後特に断らないかぎり史料はすべて同函書による。

一、始付大水主名事

建長四年申状案云、大水主庄号初当去寛弘年中歟云々（中略）本ハ奥野御領ト云ヒケルト見エタリ。

すなわち、大水主庄号は寛弘年中（一〇〇四～一〇一二）に初めて行われた。以前は奥野御領と称したと伝えるのだが、それは建長四年（一二五二）の申状によっているのであり、詳細は不明である。大水主社領の形成は具体的には十二世紀に始まる（大般若経函書の原文のすべては巻末付録に掲載しておく）。

一、割分於与田入野両郷奉寄進大明神事

保安四年八月三日神主安陪信茂神人等申状案云、始永久二年留守所ノ裁判ニ所載二丁二反六十歩也、然保安二年之春平前司之時、始被成十丁也、又天承二年二月二日、同四月十九日神人綾利弘等申状案云、春田廿四丁五反等云々。

この史料によると、永久二年（一一一四）に初めて二丁二反六〇歩の土地が留守所の裁判に載せられた。留守所とは国司が赴任せず（遙任）代わって目代や在庁官人が政務を執った国庁である。水主神社は式内社であり、「当

国之鎮守」として尊崇された。『国司御神拝事』によると、天承元年国司藤原経隆、目代国宗下総介、長承二年目代河内前司盛通、二条院御宇国司藤原秀能など国司の神拝がしきりに行われている。こうした国衙とのつながりから、おそらく国衙領であった与田郷・入野郷の一部を割分するという形で社領寄進が行われたのであろう。

続いて保安二年（一一二一）春、平前司（正盛）のとき一〇丁になり、さらに、天承二年（一一三二）には香田は二四丁五反になっていたという。安陪信茂は水主安部氏の祖先といわれ、代々水主神社に奉仕したもので、国安の安倍谷、安倍屋敷はこれら一族の居住した所と伝える（『沓水村史』）。また、綾利弘は讃岐国の在庁官人綾氏の一族であろう。このことは、大水主社領が国衙権力と人的結びつきを持った綾氏らによって、留守所の裁判を受けるという手続きで成立したことを示している（野中寛文『大水主社領の範囲と構造』）。課役免除については次の史料がある。

> 且依元亨四年六月日役夫工米之時、惣官盛村申状案云、自宝亀年中御垂跡、以来、如此、臨時課役等、不勤仕之地也云々。

役夫工米賦課の動きに対し、惣官盛村が臨時課役等免除の特権を主張したものである。宝亀年中はともかく、元亨四年以前に課役免除になっていたようである。惣官盛村は安陪信茂と同様水主氏の祖である（『沓水村史』）。

次に大水主社領の範囲であるが、至徳三年（一三八六）の奉加帳に、大水主分として、中川殿、白鳥高松寺現前住持大徳律師良亳、ついで、武吉村分二〇名、岩隈並別所分一六名、中村分一四名、大古曾分六名、原分一三名、宮内分一一名、北内分一四名、焼栗分二〇名の記載があり、さらに、与田郷分として与田殿、教叶御房、入野郷分として入野殿、下村御代官御中とある。良亳と教叶は、高松寺と与田寺の供僧、中川殿は大水主社内の有力者、与田殿と入野殿は、与田郷と入野郷の豪族、下村御代官は浄金剛院領与田郷下村の代官であろう。白鳥・与田・入野

三郷の一部は少なくとも観応三年（一三五二）までは浄金剛院領大内庄である（前出『義詮御教書』）。したがって、大水主社領は、与田・入野両郷の内から、与田殿・入野殿の管理する部分及び下村を除いた地域であり、奉加帳に住人の記載のある武吉村から焼栗までの範囲が該当するのではなかろうか。さらに、別筆の文安二年（一四四五）の奉加帳には、宮内分八名、原村七名、大古曾分四名、白鳥僧衆五七名、白鳥人数三五名、焼栗分一〇名、西内分一五名、北内分七名、三谷分二名、与田僧衆分七名、入野分四名、入野山分一三名、河原分一一名、武吉分一一名、中村分三名、河南分三名、その他一五名の記載がある。このうち、入野分・入野山分・その他は僧衆である。これを除くと岩隈並別所分がなく、西内・三谷・河原・河南の各地域が新たに記されている。これら地域は至徳三年から文安二年までの間に社領に加えられたと思われる。なお、岩隈並別所は何かの事情で奉加がなされなかったのであろう。

以上の地名のうち、武吉・焼栗・三谷は不明だが、他は現在小地名として残っており、ほぼ大内町大字水主に相当する。

文安元年（一四四四）惣官源盛政が水主神社宮座の座配（座席の配分）について次のように定めている。

大水主社神人座配の事

定

左座大神人	左中座	右中座	右座大神人
一腐　茂吉	一腐　依守	一腐　末貞	一腐　依道
二〃　秀依	二〃　包行	二〃　近成	二〃　友吉

三〃　助友　　三〃　吉延　　三〃　土器　　三〃　吉行
四〃　行松　　入神人四〃行松守　　四〃　弥宜　　四〃　末正
五〃　国安　　五〃　宮内ノ藤五郎大夫分
小神人　　小神人　並庁頭アツカリ
一腐　貞時　小神人ニテ候ヘ共是ハ御幣ヲ取次　　一腐　末富　末富ハ小神人ニテ候ヘ共是ハ御幣ヲ取次
二〃　友弘　　二〃　庁頭
三〃　楠谷　　三〃　貞吉
四〃　守友　　四〃　行延
五〃　成遠　　五〃　預リ
六〃　貞遠　　六〃　武吉
七〃　守重
右当社座配次第任先例所定如件
文安元年八月吉日　　惣官　源盛政

宮座とは、地域内の神社・寺院などの仏神事祭礼を、住民が寄合いを持って営む地縁的な組織である。宮座の参加者は座衆・座人などと呼ばれた。史料によると、大水主社の宮座は左座と右座に分かれ、それぞれ大神人・中座・小神人から成っている。座席には順序があり、一般に左座が高いとされた。座順は腐次順によって座席が移る場合もあるが、大水主社の場合は先例に従い座衆の家格、身分階層によって定まっているようであり、名（みょう）の名前か地名などで、名主の座順が示されている。

名とは年貢や公事を徴収する単位で、名主は、名の耕地を有し、周辺の小百姓を使って農業を営み、名にかかる年貢や公事を上納する責任を負い、座衆として宮座に参加するなど村の指導的立場であった。大水主社領は与田川上流の谷地にある。樹枝状に分かれた谷地を中心に比較的まとまりのある耕地と、少数の農民の宅地があり、名主を中心に、水利・灌漑や祭祀などを通じて小地域的な共同体を形成しているのが、当時の状態であったと思われる。

大内町水主の大山家に、惣官源盛政に関する二種類の系図が伝えられている。

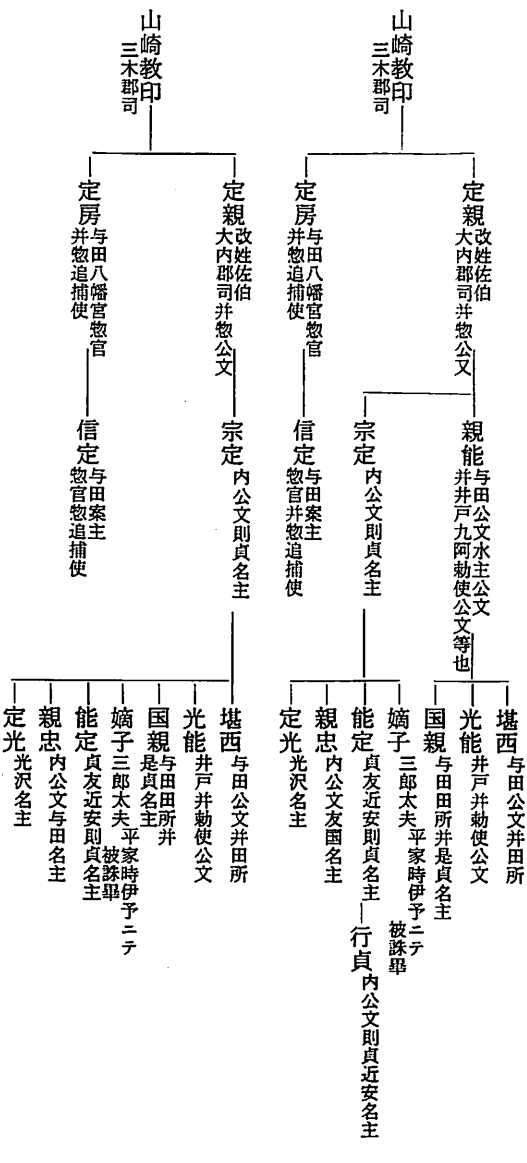

相続関係からみると前者の方が妥当と思われるが、いずれも信ぴょう性には問題がある。系図中の能定たちから五代ないし九代を経て次の系図に連なる。

光照（讃岐大内郡水主城主水主大膳　応永三年大内郡壱万四千石領ス）――嫡子光政（三郎左衛門尉）
光政（三郎左衛門）――嫡子盛政水主蔵人――政光――光治（永正七年正月大水主明神ノ自霊夢　家名ヲ大山ト改

これら系図とは別に、『函書』・「水主神社棟札」・『水主神社外陣大般若経奥書』・『大水主大明神棟札扣帳』などから野中寛文氏が次のような系譜を作成している（前掲書）。

光政（総官源光政応永二十一年本社一字造立、惣官水主三郎左衛門尉光政応永二十九年宝殿一宇建立応永三十二年水主神社外陣大般若経料紙櫃那源光政。）
盛政（応永二十一年に生まれる。幼名熊石丸。応永三十二年大般若経料紙大櫃那となる。永享四年法楽の大櫃那当地地頭源盛政。文安元年惣官源盛政、大水主社神人座配を定める。文安二年水主三郎左衛門尉源盛政、大般若経修復に一貫文奉加す。）
家治（文安二年に生まれる。文明十六年総官源家治一宇上棟する。）
高明（弘治二年惣官源加賀守高明、社一宇上棟する。）
為政（天正五年惣官源為政社一宇上棟する。）

史料の信ぴょう性はともかく、水主氏は与田郷内の名主で、公文・田所等下級荘官職を持っていたようである。また、光照に至っては「大内郡壱万四千石を領し、水主城主」とある。文字通り信ずるわけにはいかないが、水主虎丸山に砦ぐらいは築いていたかもしれない。『大般若経奥書』によると、源盛政は「当地地頭」と称しており、至徳三年（一三八六）の奉加帳には与田殿・入野殿、下村御代官など郷・村名を姓とする在地土豪がみられるが、彼らはおそらく郷地頭、村地頭として武士身分を保持していると思われる。

一方、光政が水主神社本社・宝殿を造立し、大般若経料紙の檀那になっており、以後、代々堂社の建立を行っている。また、盛政は神人座配を定め、大般若経修復に一貫文を寄進するなど祭祀を掌握した。野中寛文氏は、『大水主大明神和讃』に「神子三郎殿」とあるのが水主三郎左衛門尉光政を指しているのではないか、また「亟の石の水を堰き、与田にぞ水を掛給ふ、穴戸の坂の水の門、水徳自在の尊にて、大山戸の水石は、神通現ぜし創なり」とある水神大水主社の伝統を引き継ぎ、それを重要な根拠として水主支配の正当性を得ていたのではないかと推測している（前掲書）。現実に灌漑水利の管理は農業経営の要であり、村落結合の紐帯であった。水主氏は、水利という生産面、宮座という祭祀面、村地頭という政治面の三面から在地支配をすすめたのである。

第三章　文　化

第一節　熊野信仰と水主風呂

平安時代末期ころから熊野は皇族・貴族・武士・庶民の信仰を集め、中世になると熊野信仰は全国的に広がり、熊野御師・熊野先達・山伏・比丘尼などの勧進・布教活動によって、各地に熊野権現や王子社が勧請されたり、熊野霊場になぞらえた地方霊場が創設されたりした。これは熊野山伏などの熊野聖（くまのひじり）たちの活動によるものであった。

町内にも水主地区に新宮・本宮・那智の三山があり、それらの山麓に熊野権現の石風呂が設けられていたことは中世以来の熊野信仰と石風呂の関係を示すものであるが、水主の石風呂は、弘法大師が一夜にして造ったとか、増吽（ぞうう）僧正が熊野三社を勧請したとき造られたとも伝えられているが、『讃岐国大日記』、与田寺の『医王山旧記』、大山家の『与田村虚空蔵院・水主村大水寺由緒』などによれば、増吽僧正が応永年間に熊野三所権現を水主村の三嵩山に勧請したと記されている。増吽僧正は「常ニ熊野三社ヲ信ジ、月詣ス」と記されているように、たびたび水主と熊野を往来し、虚空蔵院（与田寺）の造営はもとより、応永年間の水主神社造営の資金調達のための勧進活動をしている。また仁尾町覚城院所蔵の増吽僧正書簡にも、彼が讃岐・阿波の熊野山伏・楽人らと熊野参詣をしたことが述べられている。

このほかに、白鳥町与田山の王子権現への大般若経六百巻書写（応永六～九年）、鎌倉末期の小豆島蓮華寺への熊野権現勧請、直島の極楽寺創建、さらに中国地方での勧進活動などから、増叶僧正が熊野系の勧進聖であったことは明白である。

『全讃史』は増叶僧正の熊野三山勧請を「明徳年中」と明記しているが『讃州府志』及び『若一王子大権現縁起』（白鳥町与田山、若王寺蔵）には、證良親王が与田山に来られたとき、

土人コレヲ迎エテ曰ク、コノ祠ヲ王子権現トナス。マタ山ヲ指シテ曰ク、コレヲ虎丸トナス。古ヨリ熊野三山ヲ遷ス、新宮コレナリ。（注記に、「増叶コレヲ創ムノ説ハ非ナリ」と記されている）。

また、『同縁起』の観応二年（一三五一）の寄進帖の王子坊住職の善海の名は貞和二年（一三四六）の棟梁文にも記されているので王子坊（若王寺）の創立は鎌倉末期であると考えられる。

これらによって、讃岐では鎌倉末期から南北朝時代の間に熊野信仰が盛んであった時期があり、水主の熊野三山と石風呂も明徳年間（一三九三～一三九四）以前に勧請創設されていたことは明らかである。その後、一時中絶していたのを南北朝時代末期または室町時代初頭に、増叶僧正が再興したと考えるのが妥当である。

これについては、『讃岐府志』に、

「水主三山権現、大内郡ニ有リ、明徳年中、僧増叶、新宮、本宮、那智ノ神ヲ遷シ、以テ三山権現トナス。旧ト石室有リ。（中略）按ズルニ往昔ヨリ彫行有リトイエドモ、中絶ニ依リテ、増叶再興ス。」（後略）

と記されている。

再興された熊野三山と石風呂によって、遠く離れた熊野へ参詣する代わりに、地元の水主で三山を参詣し、熊野

参詣の前に行う水垢離（みずごり）・塩垢離のみそぎは石風呂で罪業・汚れをはらうという風習が定着したのである。

第二節　与田寺が談義所となる

談義所というのは僧侶の学問所のことである。談義所の住職は高野山の碩学をもってこれに充て、諸僧に教えさせたもので、僧侶は高野山へ登らなくても、その学問ができたのである。讃岐の談義所は、延喜三年（九〇三）寒川郡石田の極楽寺に、醍醐天皇から談義所の号を賜ったのが初めで、大内・寒川・三木・山田四郡の僧侶に学問を奨励された。

その後朱雀天皇の天慶二年（九三九）に四箇談義所を定められ、鴨部宝蔵院（極楽寺が鴨部へ移ったもの）・善通寺・萩原寺・香西寺の四つとなった。

ついで花園天皇の応長元年（一三一一）に無量寿院（現高松市野方町）・法勲寺（鵜足郡玉井、後高松市へ移転現弘憲寺）と、我が郷土の虚空蔵院が加えられ、七談義所となった。これで大内郡の僧侶は極楽寺の手を離れ、与田寺で学問することになった。

なお、寺伝によると、与田寺が談義所になったのは、これ以前の高倉天皇の治承三年（一一七九）とも伝えているが確証はない。

第三節　増叶僧正

増叶（ぞうよう）は正平二十一年（北朝貞治五年＝一三六六）三月一日、西村に生まれた。父は蘇我入鹿の子孫で安芸左衛門盛正という。入鹿の一子が土佐に配流され、安芸左近大夫弘経の代になって阿波へ移り、三代を経て源三郎依秀のとき讃岐吉津に居住、また三代を経て法眼教蓮のとき西村へ移った。盛正は教蓮の子である。盛正夫婦は信心深い人であったが、子どもがないため近くの天満宮へ日参して生まれたのが増叶だといわれ、また、盛正の娘が霊感を受けて増叶を産んだともいわれている。天満宮の北方約一〇〇メートルの所に「増叶産湯の井戸」といわれるいかにも古めかしい「てしま石」の井側の井戸がある。

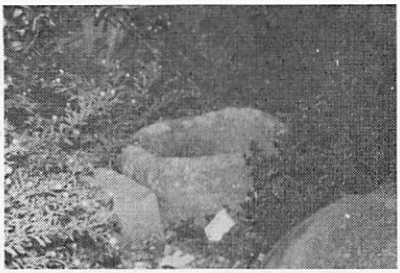

増叶産湯の井戸

増叶は幼時から仏天の像を描くことを好み、また粘土で堂塔を作って楽しんでいた。与田寺の増恵について得度し龍徳房増叶といった。三密を受け、内外の典籍に通暁し、また仏天の画像、彫刻にすこぶる妙を得ていた。

増叶は南北朝の争乱で荒廃していた寺社の復興に努め与田寺・水主神社を修造し、遠く直島の八幡山極楽寺を創建したりした。また応永六年（一三九九）から大般若経六〇〇巻を書写し、これを福栄の王子権現へ奉納した。これは前節で述べたように、護良親王が与田山に隠れて書写された大般若経を播州に送ったため、その代わりに書写

したといわれるもので、増叶が総帥となり、三か年の日子を費やし、応永九年増叶三七歳のとき完成したものである。応永十九年（一四一二）二月、四七歳のとき先帝後小松天皇に召し出され、多くの寺社を復興したことを賞され、恩賞として仏舎利一箱、水晶数珠一串、唐磬一枚を賜り、ついで権僧正に任ぜられ、さらに与田寺に虚空蔵院（それまでは薬師院、虚空蔵は増叶虚空より母の胎内に入る意）の院号と勅願所の宣旨を賜り、国家安全のため大般若経を誦し、精魂をもって祈念するようにと供養田一町下賜の太政官符を授けられた。

応永二十二年（一四一五）には称光天皇に召し出され、禁中で天皇のご病気平癒の祈願をし、その後全快の恩賞として中将姫書写の紺紙金泥の法華経八巻と、その開結の普賢観経・観無量寿経の二巻計一〇巻を下賜され、毎年法華八講、般若心経を修すべき勅宣を賜り、その手当として春日作の観世音菩薩一体と、供養田一町五反を下賜された。この勅書や官符は長宗我部の兵乱で焼かれたが、八講や心経の荘田はいまもその地名が残っている。増叶また厚く熊野三社を信じこれを水主に勧請した。また十二天像の木版を作ったのが与田寺に残っている。

一時仁尾の覚城院に住んだこともあるが、間もなく与田寺に帰り、享徳三年（一四五四）に八九歳で与田寺で入寂した。増叶入寂前ある日忽然その姿を消し、寺僧住民ら大騒動で捜したがついに見えなかったといわれ、終焉の地については多少疑問がある。岡山県玉野市山田の無動院で石棺に入り入定されたとも伝えられている。

増叶の墓といわれるものは与田寺本堂背後の山頂にある。自然石で碑面中央に「開山中興増叶」（叶は梵字）その右側に「医王山」左側に「虚空蔵院」と刻んである。墓というよりも後世供養あるいは顕彰のために建てた碑である。

与田寺本堂の南手に古色蒼然とした白粉石の宝篋印塔が二基ある。これが増叶両親の墓だと言い伝えられている

が、これは、最近になって増阡両親の時代よりももっと古いことが明らかにされている。また一説には、盛正の墓はその住宅があった西村天満宮の前にある丘上の、現在鈴江家の墓所にある凝灰岩の五輪塔で、四方に梵字を刻んであるのがそれだといわれるが、これは与田寺のより小さく、かつ一基であるからそれだとは断定できない。しかし土地柄からみて、その一族の墓かと思われる。

第四章　争乱の時代

第一節　南北朝の争乱と大内郡の南朝勢力

鎌倉時代から皇室御領の多かった我が讃岐では、建武中興に際し、諸豪族が多く宮方に味方したが、南北朝時代になると北朝方の細川氏の勢力が強くなり、諸豪族も多くこれに属した。しかし、西讃の財田・詫間・斉藤の各氏、中讃の羽床氏、東讃の十河・植田・三谷氏ら、南朝に心を寄せるものも残存していた。とくに、細川氏の一族清氏が仲間の不和から南朝方に帰順し、正平十七年（一三六二）三木郡へ来て白山の麓で兵を挙げると、十河・神内・三谷らの将士がこれに応じた。清氏はその勢いで西讃白峯の高屋に歩を進め、西長尾城に拠った中院源少将とともに、中央の楠木正儀と通じ四国南朝方の拠点になろうとしたが、細川頼之に攻略され、その中心勢力を失った。

大川郡ではこの時代に、長尾の極楽寺が南朝に心を寄せ、造田の造田氏が北朝方に抵抗したりしたが、町内では、新田義貞の弟脇屋義助の子義治が南朝方で活躍し、丹生土居で最期を遂げたという事蹟がある。

明徳三年（一三九二）後亀山天皇は京都に還り、神器を後小松天皇に譲られ、南北朝は五十八年ぶりに合体した。讃岐は細川氏の領国となって諸豪族がそれぞれ分領することになり、大内郡は寒川氏が寒川郡・小豆島ととも

に兼領した。

護良親王　元弘元年（一三三一）八月、後醍醐天皇はひそかに笠置に遜幸され、九月北条軍と戦われたが不幸にして敗れ、笠置の城は落ちたので、天皇は藤原藤房とともに落去されたが、途中賊兵に捕らえられ隠岐の島へ配流の身となられた。このとき大塔宮護良親王は叡山から奈良の般若寺に逃れ、経櫃に隠れて危うく虎口を脱し、山伏に姿をやつして光林坊玄尊・赤松律師則祐・本寺相模坊・岡本三河坊・岡本武蔵坊・村上彦四郎・片岡八郎・矢田彦七・平賀三郎らを従え熊野へ落去されたが、従者が多いのは隠忍に不利とし、ただ赤松則祐と岡本武蔵坊の二人を従え、紀州粟島から舟で讃岐引田浦へ渡られた。

けだし、大内庄が大覚寺派の浄金剛院領であったのを頼られたのであろう。それから与田山に入り王子権現に憩われた。この地に惣官佐伯兵衛尉季国という士人あり、親王のために権現の拝殿を修飾し周囲に堀を造って守護した。ここは四方に山を繞らし、星越という坂があって、ここに関をすれば要害堅固であるが、なお虎丸の峻険には及ばないとして、季国は親王・則祐と謀り虎丸山上に城を構えた。親王はつれづれなるままに季国の許や王子権現の僧房を訪れ、奈良の般若寺で虎口を脱したことをしのび、大般若経五〇巻を書写し、王子権現に納め武運長久を祈られた。よってこの僧房を般若坊というようになったという。やがて鎌倉幕府も滅ぶに及んで後醍醐天皇も護良親王も京都へ帰られた。

それから六十年ばかりたって応永年間に、赤松頭則がこの地に来て王子権現に謁し、宮が書写された大般若経を見、辺土に置くのは恐れ多いとて、自分の領地播州の法華山一乗寺に奉納し、その代わりに自分が願主となり、虚空蔵院の増叶僧正及び入野山長福寺住僧真海らに命じて大般若経六〇〇巻を書写し、同寺に納めたという。

以上のことは正史には載っておらず、王子権現の別当であった白鳥町福栄の若王子所蔵の『若一王子大権現縁起』に拠ったもので真疑のほどは分からない。しかし、顕則が法華山に納めた大般若経があるかどうかについて大正三年五月、時の大川郡長細谷関雄から兵庫県加西郡長に照会し、一乗寺で調査してもらったところ、護良親王真筆と思われる大般若経八巻が所蔵されていることが分かったと、『大川郡誌』に書かれている。また、顕則が増叶らとともに書写した大般若経は現存しており、その書かれた年代も護良親王逗留といわれる年と大きな隔たりがない。しかし、正史の伝えるところでは、親王が熊野をさして落去の途中、十津川で小原・草瀬・中津川など数々の難所を経、吉野の城に籠られたが賊将二階堂道蘊の六万騎に攻め落とされ、ついに高野山に隠れられたことになっていて、讃岐に向かわれたという事実は見当たらない。

また、一乗寺所蔵の大般若経は、平安時代によく流行し、当時はあまり行われなくなった紺紙金泥のりっぱなものであり、その跋文（奥書）にも「このりっぱな写経を納めた人はだれかわからないが、よほどの権勢家であろう。あるいは孝徳天皇か」の旨が書かれてあって、護良親王には触れていない。したがって護良親王来讃については、なお今後の研究にまたなければならない。

脇屋義治

脇屋義治の父義助は、兄新田義貞と共に元弘三年（一三三三）五月八日、上野国新田庄で挙兵し、怒濤のごとく南下して北条氏の本拠である鎌倉を攻略した。その後、箱根・京都・湊川・越前と転戦したが、延元三年（一三三八）義貞の戦死、翌年の後醍醐天皇の崩御によって南朝方は意気阻喪した。

巻き返しを図る南朝方は、興国三年（一三四二）四月三日、越前から吉野へ逃れていた脇屋義助を四国・西国大将軍として伊予へ派遣した。義助は紀州田辺から兵船三〇〇艘余りで出陣し、小豆島の佐々木信胤に護衛されて伊

予国今治に着いた。伊予の忽那(くつな)水軍や土居・得能氏らはこれに力を得て、南朝方の活動は活発となった。しかし義助は伊予に入ってわずか一か月ほどで興国三年（一三四二）五月十一日病死した。以後四国の南朝方は不振となったが、讃岐・阿波では山間部に南朝勢力が残存し、海岸部を制する細川氏に対して機を見てゲリラ戦を展開したようである。大内・寒川郡の南部山間地域には虎丸山や王子権現など護良親王の事蹟に関係があり、長尾の極楽寺は南朝方の拠点であった。また、南朝方は各地へ潜行するときは修験者・廻国の山伏を装うのが常であり、熊野三山・出羽三山などの山伏たちも南朝方として活躍した。前章第一節で述べたように、町内では熊野三山はこのころか、又はそれ以前の鎌倉時代に勧請されており、水主三山・入野山など阿讃山系一帯に南朝勢力が存在していたことは明らかである。

正平五年（一三五〇）以来、北朝方では足利尊氏と弟直義との内紛が生じ、これに乗じて諸国で南朝方の活動が再び活発となり、正平七年（一三五二）二月、足利直義の急死の機をとらえて、脇屋義治は義貞の子義興・義宗らと共に再挙を図り上野・越後で挙兵し、南下して一気に鎌倉を占領した。

しかし足利尊氏の反撃によって鎌倉を追われ、義興は戦死し、義治・義宗らは生国上野での戦いにも敗れて正平二十三年（一三六八）七月、出羽国羽黒山に隠れた。その後伊勢の北畠氏を頼ろうとしたが、京都に近いとして許されず、伊予の土居通郷・得能通種を頼り、伊予国宇摩郡下山村柴生山に隠れて時機をうかがったが、応永四年（一三九七）九月一日、新田義宗は病死し、四国全域に細川氏の勢力が及ぶようになり、土居・得能氏も衰え、南朝残党の探索も厳しくなったので、脇屋義治たち新田一族は伊予を出て、讃岐国大内郡入野山の長福寺に隠れ、土居氏を称していたが、東山村へ移り、さらに入野郷土居村に移り、荒野を開拓して定住した。東山村にいたとき、伊予

国世田城の戦いから脱出した勇将篠塚伊賀守重貞も伝え聞いて来住したという。

脇屋義治の墓は丹生駅西方の山すそにあり、法名常琳居士と刻まれて、その下に脇屋庵があり、ここに安置されていた等身大の聖観音立像は鎌倉時代の優作であったが、現在は東京国立博物館に収蔵されている。またこの東方にあった新田神社は北方の丘の上の天満宮の境内に移されている。新田神社は愛媛県川之市、県内には高瀬などにあるが、四国の新田神社は一一五社もあり、そのうち七〇社が徳島県内にある。このことは、南北朝時代の最終時期までの新田一族による抗争が、阿波山岳武士の支援によって、阿波国西北部の山岳地域に展開されていたことを示している。

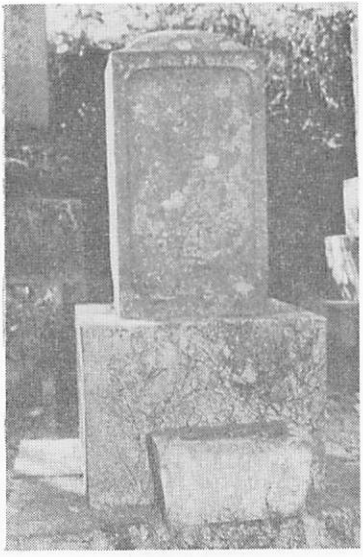

脇屋義治の墓

『阿波郷土史』によると、脇屋義治・弟義広(宮脇義広)らは遺臣に守られ阿波国に入り、三好郡に入ったが、池田の小笠原氏、白地の大西氏が北朝方になり、平地には安住の地はなかったので、義治は三好郡井内谷馬場の地福寺に入り、祖谷地方の豪族らの中心となり、井川町西の浦の山上に八石城を築き、ここを拠点として挙兵して四、五年間抗戦した。弟宮脇義広は、伊予で傷つき、義治と別れ、吉野川北岸の三好郡東山に隠れていたが、兄の八石城の対岸の山上に東山城を築き、山城町の田尾城の小笠原頼清らと呼応して挙兵し、東山城は楠木正成の千早城さながらに山頂から割石を落として反撃したが落城し、天授六年(一三八〇)八月二十三日、義広は東山

脇屋庵の聖観音
（東京国立博物館蔵）

葛篭で自決した。

義治は八石城落城後、阿波郡日開谷に逃れ、日開谷城（現在の城王神社）にこもり、細川氏と戦ったが、その後、貞光の山中に隠れた。明徳三年（一三九二）十月十三日、南北朝合一の報を聞いて、端山（はやま）村（貞光町）吉良に出て居住し、応永二十六年（一四一九）七月十四日に没した。行年九六歳。菖蒲野に葬り、後に新田大明神として祭るとされているが、前記の日開谷城本丸跡の城王神社の祭神も新田義宗・脇屋義治であり、義宗・義治最期の地とも伝えられ、その山すその岩野部落には、義宗・義治の遺品を納めた宝庫もある。

第二節　東讃の群雄

寒川氏

延暦十年（七九一）寒川郡人凡直千継の請によって、一族二一烟に讃岐公の姓を賜ったことがある。千継はこの後、備前権介・刑部少輔を歴任、従五位上に進んだが、その彼の言に、

「千継等先星直、訳語田朝廷（敏達）御世、継国造之業、管所部之界、於是因官命氏賜紗抜大押直之姓、而庚午（六七〇）之籍、改大押字仍注凡直是以星直之裔或為讃岐直或為凡直、方今聖朝（桓武）仁均雲雨恵及昆蚑、当此明時、冀照覆貪、

請因先祖之業、賜讃岐公之姓、勅千継等戸廿一烟、依請賜之」（『続日本紀』）

とる。その後承和三年（八三六）には、同じ寒川郡の人讃岐公永直・永成等二八烟に、改めて讃岐朝臣の姓を賜り、また山田郡の人同姓全雄等二烟は、本居を右京三条二坊に改めた。このとき永成は右少史兼明法博士、永直は大判事明法博士の職にあり、特に永直は国史にその伝を詳述されたほどの博識で、貞観四年（八六二）八月、八〇で卒した。貞観六年八月、永直の長子右衛門少志時人は、父の業を伝え姓を改めて和気朝臣を賜っている。また時人の少女は光孝天皇の更衣となり、源皇子旊鑒を産んだ。この賜姓には同姓高作・右大史時雄も連なったが、さらに仁和元年（八八五）十一月には、同族で大内郡の人右少史兼明法博士凡直春宗等が居を右京三条□坊へ改めている。

これら諸先はいずれも、景行天皇の皇子神櫛王の裔と伝えられる。

讃岐公　大足彦忍代別天皇々子五十香命（亦名神櫛別命）之後也、続日本紀合　（『新撰姓氏録』）

とあり、『殿中紀』二月条には、鄗魚磯別王の男鷲住王は、讃岐国造・阿波脚咋別二族の祖とする所伝をあげ、また、

軽島豊明朝（応神）御世、以景行帝児神櫛王三世孫須売保礼命、定賜国造　（『先代旧事本記』）

等としている。また滋賀園城寺所蔵『因支首系図』中の円珍（智証大師）自筆の書込み、

神櫛皇子為第十郎与讃岐朝臣解文合

この書込みは、貞観八年前後にされたと考えられているが、おそらく円珍が実見した解文とは、さきの『三代実録』貞観六年八月条の記事に引用されたものをさすのであろう。この中には、「我等の祖は景行帝第十皇子神櫛王云々」とあったものか。解文全体は今伝わらないが、当時すでにこうした所伝が広く信じられていたようである。

これ以後、『法曹類林』承平二年（九三二）条に「山田郡目代讃岐惟範」とみえ、また、

凡直真忠年廿三讃岐国山田郡池田郷戸主正六位上同姓利満云々

（『東宝記』康保二年十月）

こうして、神櫛王の末とする人々は、大内・寒川・三木・山田等東讃各郡に広がったが、中世に至って各々その本拠とする地名を負って、寒川・高松・三木・神内・村尾・三谷・植田・由良・十河・造田・池田等諸氏を輩出した。このうち、寒川郡郡司を世襲した氏が寒川を名乗ったと伝える。同郡石田荘上神社から流出した大般若経が備前弘法寺に伝わるが、この巻第九八奥書に、

建長肆年歳次壬子（四）（一二五二）七月廿四日

願主　寒川郡司前右兵衛尉讃岐基光

とある。また後補の巻第一二四には、

讃岐国寒川郡石田郷荘上社大般若経六百巻之内此巻一巻闕如之間、為令一部満足所如形馳筆也

于時建武第参暦（一三三六）中春中旬天、於同国同郡之内東長尾庄池尻禅房書写畢

大施主　讃岐光俊敬白

執筆　大法師勝昜

この基光・光俊が、当時の寒川総領家かと一般に考えられているが、これ以後県内に一等史料がとぼしく、かえって京都『東寺百合文書』によって、おそらく光俊の後につながるかと思われる同寺領山城国上久世庄にかかわる寒川氏を検索することができる。

譲渡山城国上久世庄公文職事

右公文職者、代々御下文、教意譲状共相加、寒川出羽太郎元光譲所也、此上者、不可有伊子ゝ親類違乱妨者也、仍譲状如件

応永四年三月七日　伊子ゝ在判
（一三九七）

この譲主伊子ゝは文中の教意の息女。教意は小胡麻五郎兵衛といい、入道して教意といった。小胡麻氏は美濃葉栗郡小胡麻に起こった族かと思われる。元光の応永十四年（一四〇七）十月付目安案によると、伊子ゝの子に六郎太郎光貞をあげ、その子を太郎（元光）法名常文としている。ここで、『東寺百合文書』・『秋山文書』・『阿波国徴古雑抄』・『宝蔵院古暦記』・『弘化録』等によって推定した寒川系図をあげておこう。

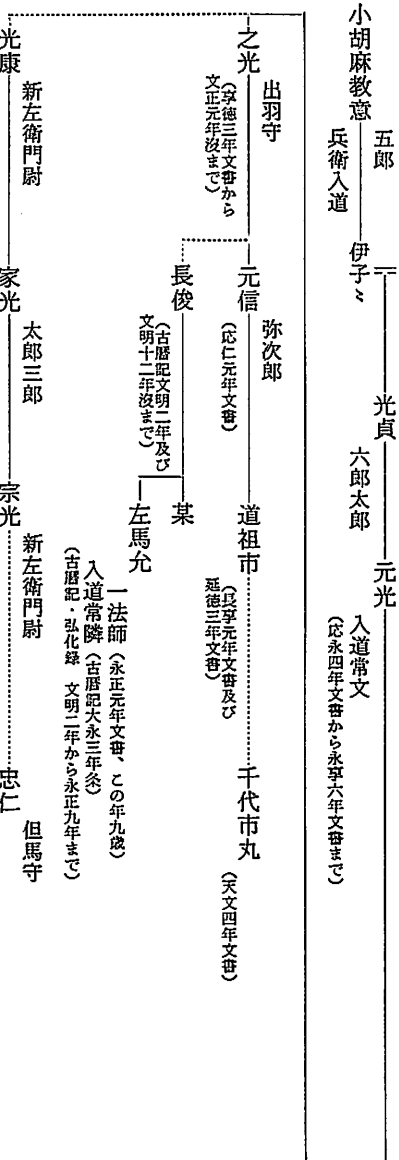

――は確実と思われる関係

……は推定
（文書とあるのは『東寺百合文書』、その他はそれぞれ書名を記す）

このほか、

寒川丹後守仁治（『阿波国徴古雑抄』文亀元年文書）
寒川加賀守貞光（『東寺百合文書』享徳四年）
寒川藤右衛門尉貞光（『秋山文書』文明六年）

江戸時代に書かれた『讃陽古城伝記』の中にある寒川氏系図や、寒川氏の子孫と称する長尾町の寒川至・寒川チトヱ両家の系図を参酌すれば、およそ次のように推定される。

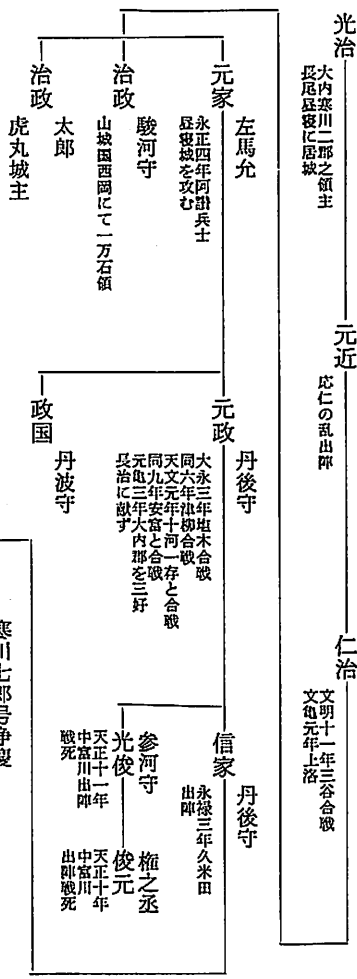

また、『新撰玉藻集』にある寒川氏系譜は、

長俊――元政――元継――元隣――政国――光永
左馬頭　丹波守　左馬介　右馬頭　丹波守　次郎
太郎太夫　三河守 正保二年十一月卒

となっており、さらに『讃岐史要』にある諸氏系譜では、

讃岐公直千継……元家――元政――政国――元隣
左馬允　太郎　丹後子
文明十一年ころの人　大永年中の人
――光長（浄慶）

となっていて相互に食い違いや矛盾があるが、最後だけは光永に一致している。これは最後の昼寝城主が光永であることが明らかなためであろう。寒川氏のみならず、この時代の豪族には家系のあいまいなものが多い。なお寒川氏の一族が山城国にいたことは東寺の『百合文書』にも明らかである。

寒川氏は世々寒川郡司を務め、また、南北朝時代には二位家法華堂領長尾庄の荘官などをした土着の豪族であるが、室町時代にはいっては庄園もその支配下に置き、大内・寒川二郡と小豆島をも領有し、香西・安富・奈良・香川氏らと並んでその権勢を張り、長尾前山の昼寝城を本拠に、長尾台か山城を支城に、また、東の備えとして虎丸城、並びにその出城として引田の与治山城を構えたものである。

安富氏

『蔭涼軒日録』明応二年（一四九三）六月十八日条に、

讃岐国者十三郡也。六郡香川領之。寄子衆亦皆小分限也。雖然与香川能相従者也。七郡者安富領之。国衆大

分限者惟多。雖然香西党為首皆各〻三昧不相従安富者惟多也。小豆島亦安富管之云々。備中国衙者一万六千貫在所也。安富秋庭両人管之。各八千貫充取之。上分穀自一方五万疋許進納之云々。

とあるように、西讃の香川氏と並び東讃の守護代として重きをなしたものの、史料不足によって讃岐への入部年・成長過程・諸豪の被官化・領地経営等、寒川氏の場合と同様明らかにし得ない点が多い。

備中国新見庄での立場については『新見庄における寛正二年の土一揆』（四国学院大学論集―国島浩正）に論考があり、堺南庄とのかかわりについては『堺市史』が触れているが、幕府奉行人としての、近江守護代としてのあるいはまた、細川氏との関係等、その広範な活躍については今後の研究にまつところが多い。そこで、現時点での成果である『雨滝城発掘調査概要』中の「安富氏の年譜（未定稿）」（木原溥幸）に拠り、さらに憶測を加えて、別表の人物概観を作成した。

さて、讃岐安富氏の出自については、諸説あって定まらず、現時点では不明とするのが賢明であろう。一般に安富氏の初出は『建治三年記』の「安富民部三郎入道」とされるが、これは、『肥前深江文書』にみえる「民部三郎入道心空」（文永二年文書）後改めて「民部三郎入道行位」と同一人物であろう。

肥前国高来東郷深江村小地頭安富民部三郎入道心空云々。

これ以降の文書に「地頭代殿」とする文書があるので、身は幕府奉行人として鎌倉にあり、下向せず地頭代を置いたかと思われる。実名を頼清といい、源姓を名乗る。この頼清以後の系譜を同文書によって、私案として作成しておこう。

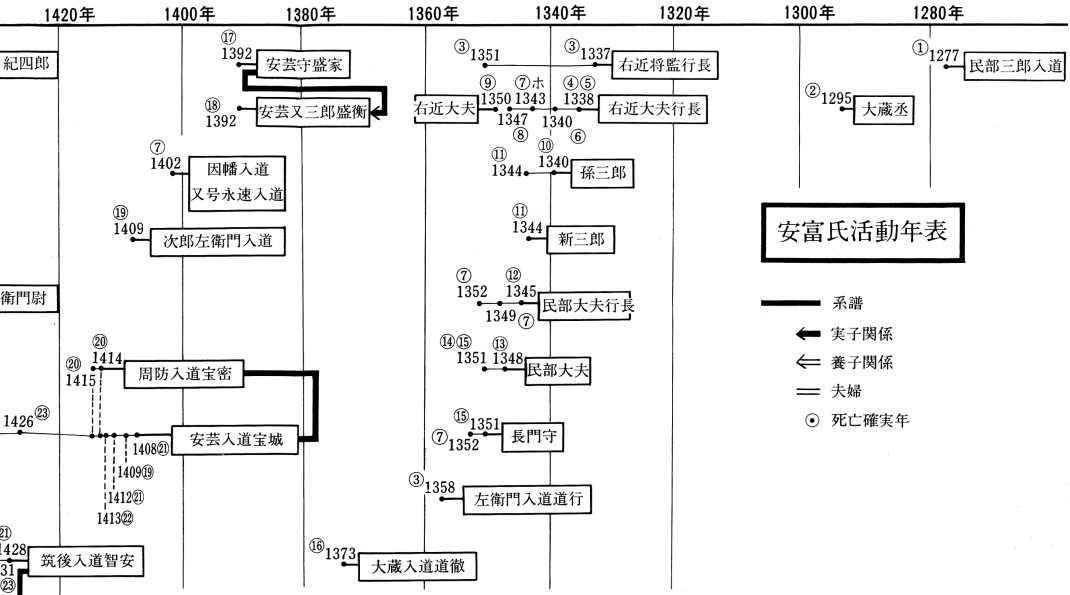

安富氏活動年表

系譜
実子関係
養子関係
夫婦
⊙ 死亡確実年

①建治三年記
②永仁三年記
③読史総覧
④石清水八幡宮記録
⑤円覚寺文書
⑥宝菩提院文書
⑦東寺百合文書
⑧南部文書
⑨祇園執行日記
⑩東大寺文書
⑪結城文書
⑫園太暦
⑬教王護国寺文書
⑭田代文書
⑮観応二年日次記
⑯香取文書
⑰八坂神社文書
⑱相国寺供養記
⑲三宝院文書
⑳白峯寺文書
㉑続図録百合文書
㉒永源師檀紀年録
㉓満済准后日記
㉔田村神社壁書
㉕讃岐二宮記録
㉖後鑑
㉗毛利文書
㉘南海通記
㉙蔭涼軒日録
㉚犬追物手組日記
㉛康正二年造内裏段銭弁国役引付
㉜重編応仁記
㉝和爾加波神社歌仙額
㉞大日本史料
㉟大乗院寺社雑事記
㊱応仁記
㊲応仁別記
㊳別本前田家所蔵文書
㊴多聞院日記
㊵長興宿祢記
㊶親長卿記
㊷後法興院政家記
㊸史料総覧
㊹北野社家日記
㊺堺関口神社文書
㊻政基公旅引付
㊼宣胤卿記
㊽水無瀬宮文書
㊾瓦林政頼記
㊿細川大心院記
(51)玉藻集
(52)本妙寺文書
(53)六車文書
(54)新撰讃岐風土記
(55)大永四年細川亭御成記

(『南海通記』、『玉藻集』、『新撰讃岐風土記』によったものは不確実なので……で示す)

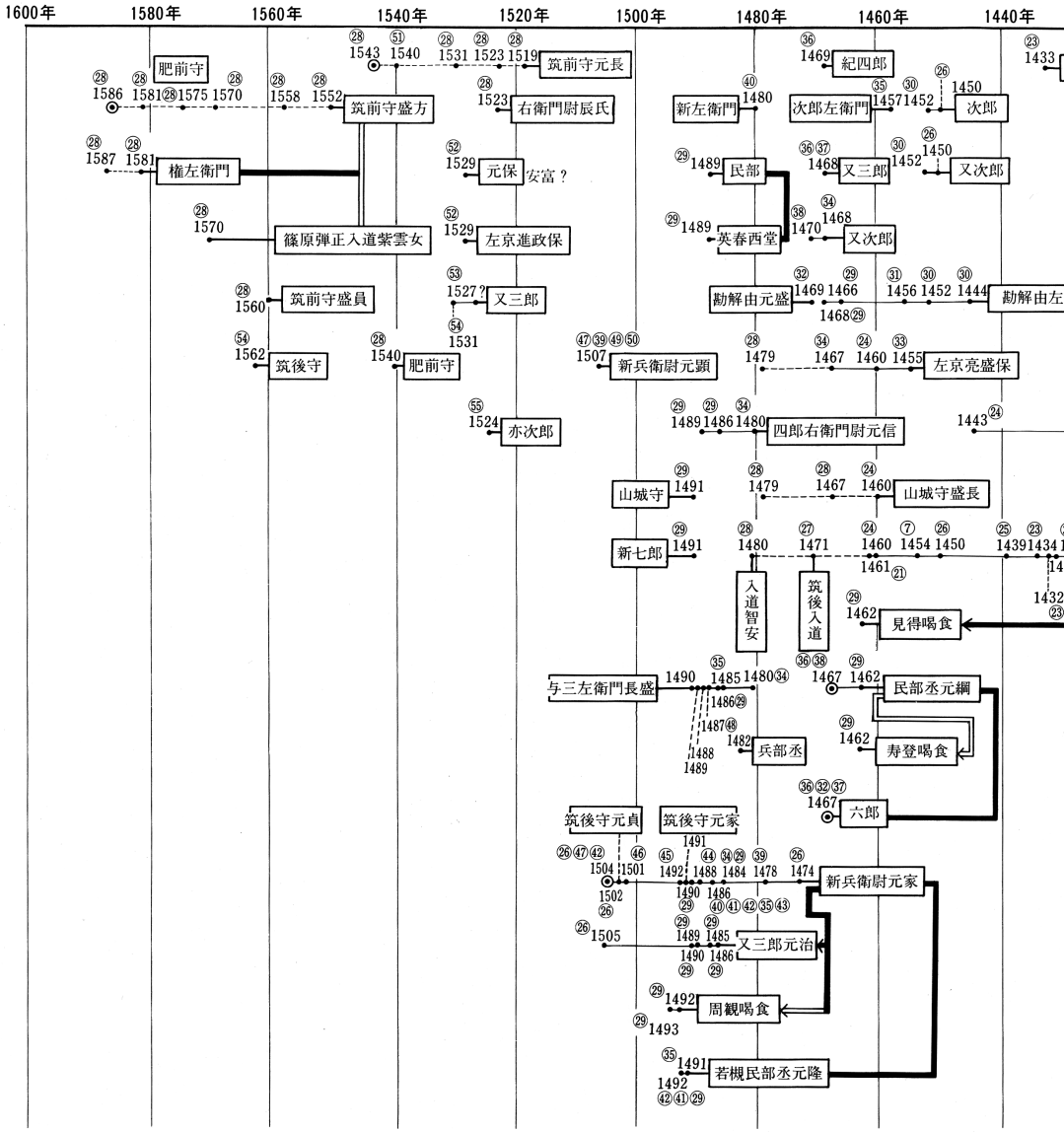
1600年
1580年
1560年
1540年
1520年
1500年
1480年
1460年
1440年
肥前守
筑前守元長
筑前守盛方
右衛門尉辰氏
紀四郎
新左衛門
次郎左衛門
次郎
権左衛門
元保
安富？
民部
又三郎
又次郎
篠原弾正入道紫雲女
左京進政保
英春西堂
又次郎
筑前守盛員
又三郎
勘解由元盛
勘解由左
筑後守
肥前守
新兵衛尉元顕
左京亮盛保
亦次郎
四郎右衛門尉元信
山城守
山城守盛長
新七郎
入道智安
筑後入道
見得喝食
与三左衛門長盛
民部丞元綱
兵部丞
寿登喝食
六郎
筑後守元貞
筑後守元家
新兵衛尉元家
又三郎元治
周観喝食
若槻民部丞元隆

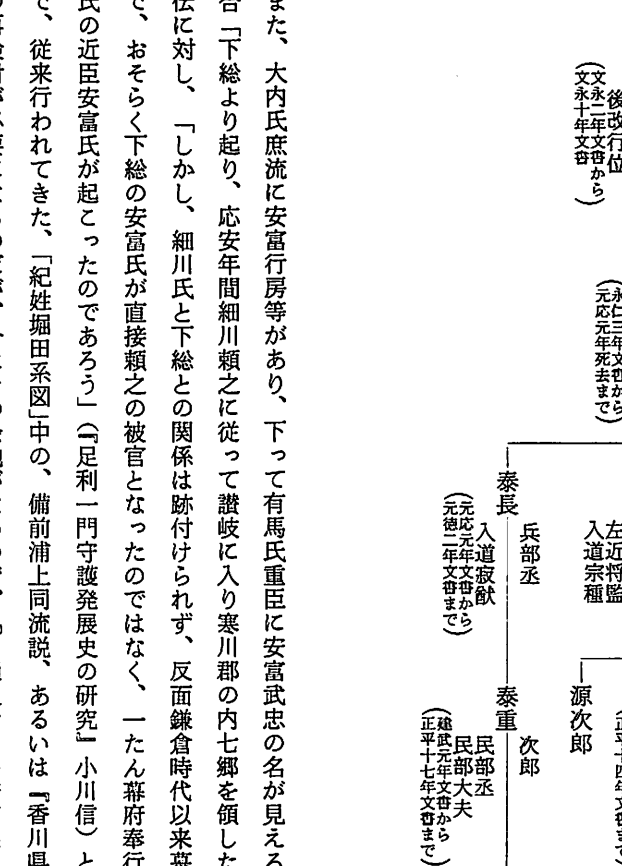

また、大内氏庶流に安富行房等があり、下って有馬氏重臣に安富武忠の名が見えるが、讃岐安富氏に限ってみた場合「下総より起り、応安年間細川頼之に従って讃岐に入り寒川郡の内七郷を領した」という『南海通記』などの所伝に対し、「しかし、細川氏と下総との関係は跡付けられず、反面鎌倉時代以来幕府奉行人中に安富氏が見えるので、おそらく下総の安富氏が直接頼之の被官となったのではなく、一たん幕府奉行人となった一族から頼之系細川氏の近臣安富氏が起こったのであろう」（『足利一門守護発展史の研究』小川信）とする見解が有力であろう。そこで、従来行われてきた、「紀姓堀田系図」中の、備前浦上同流説、あるいは『香川県通史』（福家惣衛）所引系図等の再検討が必要になるのだが、今はその余地がないので、『―通史』中の安富系図を考証を加えず参考までに引いておく。

照之―民部大夫
　照倍―左近将監
　　盛後―玄蕃頭
　　　運由―左馬頭
　　　　長景―杢頭
　　　　　之照―図書頭
　　　　　　照孝―主計頭
　　　　　　　盛範―造酒頭
盛知（盛範か）―刑部少輔
　盛長―山城守
　　盛正―筑後守
　　　盛方―筑前守
　　　　盛定―筑前守
　　　　　盛茂―権左衛門尉
　元綱―民部少輔
　　元春―太郎三郎
　元秀―九郎左衛門
　知安―筑後守
　　盛則―七郎左衛門
　盛保―左京亮
　　辰氏―弥三郎
　　　時氏―左衛門尉
　　　　貞正―又三郎

長町氏

さきに寒川氏の各地への積極姿勢を指摘したが、これは彼に限ったことではなく、在地衆の間に割り入って、新たに領主たろうとする者は、その例にいとまがない。安富氏もこの例にもれず備中新見庄に意欲を見せたことがあり、これは結局不成功に終わるのだが、その途上、一時安堵を受けて、彼の被官を代官として、つかわそうとしている。

細川殿御領内郡十か郷候、去年（応仁元年）七月より地下大寄合共仕候、色々大林々けいりゃくおまわされ候しか共、かなハず候て十月一日之日、さぬき（讃岐）へ渡海仕られ候、それも我々がいぶん（涯分）引おとし申て候、さ候処ニ安富殿（智安）如元御安堵の由候て、年内長町かもん（掃部）方を代官ニ被入べきにて、先使入候へば云々。

（『東寺百合文書』―応仁二年金子衛氏書状）

また、享徳三年寒川之光が、上久世庄公文職を安堵された際、後援者安富智安の使者として、長町三郎右衛門尉が東寺に行き、年貢の条件を交渉したことがある。いずれも安富氏にかかわることであり讃岐に縁のある者であろうか。福栄長町・横内長町両譜には長町掃部・三郎右衛門尉の名は見えないが、このうち横内長町恒太郎家系譜は舎人親王裔とし、後土御門・後柏原両朝に仕えた大納言信俊を直接の祖としている。公卿補任についてみたがこのころ大納言職はなく、また信俊なる人物も見当たらないが、系譜を次に掲げてみよう。

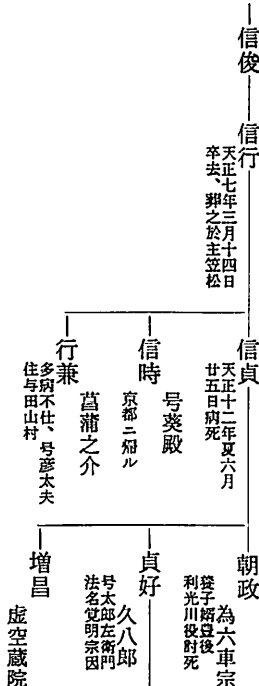

安芸氏

曾我入鹿の裔と伝え、土佐安芸郡に拠って氏とした。小次郎弘近の子右近大夫弘恒のとき阿波に渡ったが、武弘・宗弘を経て宗次に至り阿波から讃岐に来るとある。五名長野岡田家蔵安芸系図に、

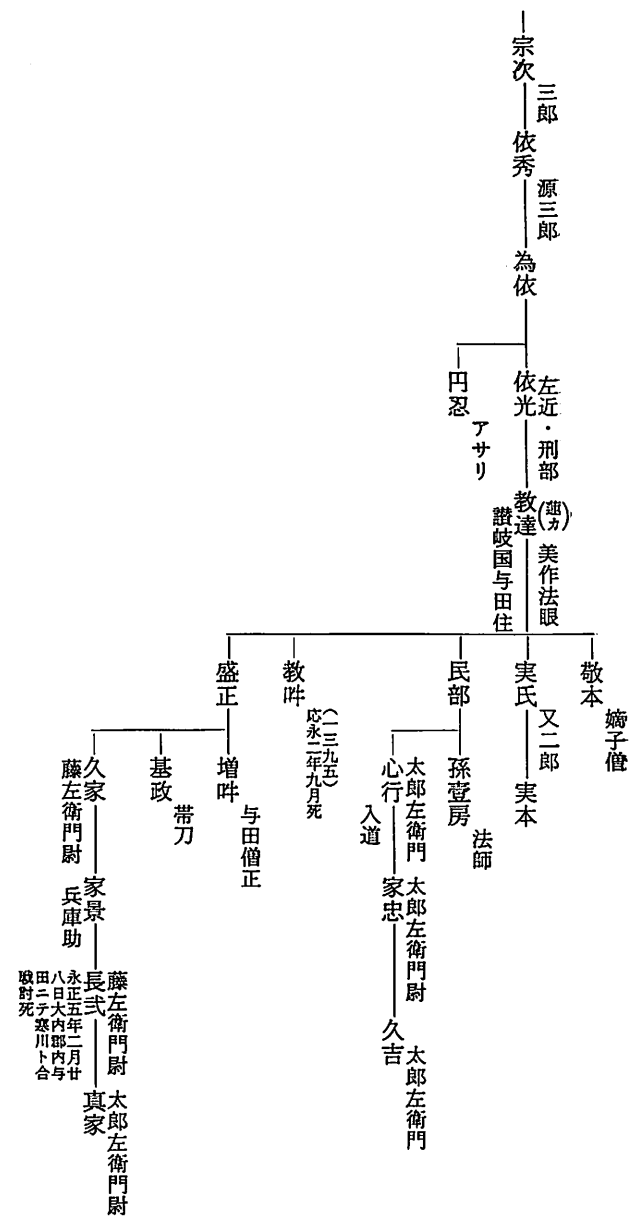

増叶は、水主神社脇宮棟札、蕨股等に自ら墨をつけており、これらから正平二年（一三六六）生まれを確認出来る。伯父教叶は、水主神社内陣大般若経函勘進奉加に名を連ねる内にみえて、このとき（至徳三年）五斗を寄進した。また、『蔭涼軒日録』長享二年（一四八八）七月十日条に、

安富新兵衛尉爺、謂安芸左衛門去月逝去、今月二日訃音到来

とあるのは、おそらく一族中の者であろう。安富家との交わりの深いことをうかがわせて興味深い。

第三節　戦国の争乱

応仁の乱と讃岐勢　細川頼之の没後四代を経て嘉吉二年（一四四二）勝元がその跡を継ぎ、文安二年（一四四五）一六歳で管領職になった。そのころ室町幕府三管領のうち畠山・斯波両家は家督争いで勢いが振るわず、勝元ひとり強大で、讃岐をはじめ四国・中国・近畿で一二か国を領有していた。そして勝元の股肱の臣として香川・香西・奈良・安富があり、これを勝元の四天王といった。

勝元の向こうを張ったものは室町幕府四職の一人山名宗全である。宗全も近畿・中国で八か国の守護となり、ことごとに勝元と対立した。この対立と畠山・斯波両家の家督争い、将軍家の相続問題がからんでついに応仁の乱をひき起こした。

応仁元年（一四六七）正月、畠山家の家督争いで畠山政長を助ける細川勝元と、畠山義就を助ける山名宗全の両軍の間に火ぶたが切られ、たちまち拡大していった。讃岐からは四天王のほか羽床・三谷・長尾・神内・由佐・永塩・寒川の諸将士が参加した。一方、宗全を助ける周防の大内、伊予の河野の両氏の軍勢が瀬戸内海を東上するとの知らせがあり、海辺の混乱が予想されたので、同年五月、勝元は讃岐の諸将に対し、次のような禁令を発し海路の禍を招かないよう注意した。

今度防州凶徒有二渡海之聞一　当国浦島之諸人堅守二定法一　不レ可レ為二海路之禍一　殊至二海島一之漁人者
召二集干本浦一可レ令二安居一也　海辺頭人等宜二承知一
応仁元年五月一日　　花押（勝元）

この禁令により寒川氏は引田・三本松・小豆島の浦長に、安富氏は津田・志度の浦長に命じ、それぞれ警備に当たらせた。

『南海治乱記』によると、この戦いで安富民部元綱が相国寺合戦で奮戦の末戦死し、その仇討ちに寒川但馬守元近が相国寺を攻めたことを記している。

京都の東北に陣取った勝元勢は一六万、西南に陣取った宗全勢は九万、互いに勝敗があって容易に決しなかったが、そのうち宗全も勝元も相ついで病死し、西軍のうちで東軍に降るものも出、郷里に帰る諸将もあって、十一年目の文明九年（一四七七）九月、やっとおさまった。讃岐軍は安富氏に率いられ、播磨の室津から本国に帰った。

応仁の乱はおさまったが、それから約一〇〇年間戦国争乱の世となり、讃岐内でも諸将の確

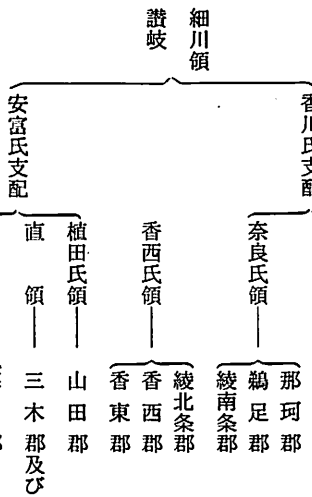

執が絶えなかった。応仁乱後の讃岐の形勢は、四天王のうちでも香川・安富両氏の勢いが強く、その勢力関係を表示すると、前ページのようであったといわれる。郷土では新勢力の安富氏が旧勢力の寒川氏にとって代わった。長尾『宝蔵院古暦記』によると、「文明十三年（一四八一）二月安富権威をもって富田三寺、津田常楽寺を医王山（虚空蔵院）に属す」とあり、右の寺を宝蔵院から離して与田寺へつけたことを述べている。宝蔵院は寒川氏の氏寺となっていたのでそれに対抗して虚空蔵院を持ち上げたものと思われる。

細川氏の領国時代には、およそ頼之・頼元の系統が室町幕府の管領となって京都に居住（上屋形という）し、頼之の弟の詮春・満之の系統が讃岐・阿波・淡路の守護となり、讃岐守を名乗って阿波の勝瑞に居住（下屋形という）するのがしきたりであったので、応仁の乱後は香川・安富両氏が讃岐を二分し、守護代を務めていたものと思われる。

寒川氏大内氏に帰属　強威を誇った勝元の跡を継いだのは政元である。政元は子がなかったので関白九条政基の子澄之を養子にしたが、それに飽きてまた永正二年（一五〇五）阿波屋形の義春の子澄元を養子とし、阿波の執事三好之長をその補佐役とした。ところが之長が専横であったので、澄之方についた香西元長らが永正四年政元を殺して澄之を立てた。そこで澄元・之長らは逆襲し、同年澄之を自殺させ、澄元は元のように政元の家督を継いだ。このようにして主家の細川家にはその実がなく、ただ家臣の三好之長に翻弄されていたのであるが、之長は横暴でわが寒川領内にも攻め入ったりしたので讃岐勢は阿波屋形に反感を持っていた。

このようなとき周防の大内義興は、手許に逃れて来た前将軍義稙を奉じて京都に上ろうとし、道中の讃岐の諸将を味方に引き入れようとした。阿波屋形に恨みをもった寒川・安富らの諸将はみな大内氏に帰属した。

大内氏に属した寒川左馬允元家は、その庇護のもとで勢力の増大をはかり、永正七年（一五一〇）正月上洛し破格の管領職についていた大内義興に対面して臣下の礼をとり、また将軍義稙にも謁見した。横内長町家の系図によると、翌永正八年正月には安富筑前守盛方（系図には筑前守元長とあり）も上洛、義稙・義興に謁見、年始の拝賀をし三月帰国した、とある。

また、寒川氏は大内氏の命により安富・香西氏らとともに伊予の能島・来島の諸将と通じ、中国へ渡って交易し、巨利を得た。これは永正十三年（一五一六）大内氏が幕府から勘合貿易の独占権を得たためと思われるが、勘合貿易だけでなく、いわゆる倭寇としても行ったようで、引田・白鳥・三本松などはその一根拠地であったらしい。

寒川氏阿波屋形に帰属

寒川・香西の諸氏が大内氏に帰属したので、阿波屋形はこの仲を割こうとし、家臣の三好・植松氏に命じ、永正四年冬寒川氏の昼寝城を攻めさせた。しかし城が堅固で陥らなかったのでいったん引き返し、翌年再び四宮和泉守・森志摩らが船師となり、数十隻の兵船をもって鳴門口の土佐泊を出船、引田浦へ押し寄せた。引田の四宮右近、白鳥の白鳥玄蕃らこれを迎え討とうとしたが兵船が少ないので戦わずして城に引き揚げた。敵方も引田城には鉄炮の備えがあることを聞いていたのであえて攻めず、小鳴門へ漕ぎ返し、潮門山に陣して引田に対峙した。

そのうち永正十七年になって大内義興が暗殺され、細川澄元もまた死去してその子晴元が立ち、讃岐守之持が後見人になったが、之持の嗣子持隆が義興の女を娶って姻戚関係になったりした関係で、讃岐の諸将も阿波屋形に帰属することになった。

寒川氏三好氏に帰属

天文二十二年（一五五三）阿波屋形では三好実休が主家の細川持隆を攻めて自殺させ、細川氏を滅ぼして阿讃の実権を握ったので、三好氏とは宿敵の間柄であった寒川氏も、他の諸将と同じく三好氏に属することになった。

実休は永禄三年（一五六〇）三月、阿讃の兵一万二〇〇〇をもって急に紀州の畠山氏を攻め、久米田に戦って戦死した。このとき寒川氏では元政の子信家が参加した。

虎丸城を安富氏に献上

元亀元年（一五七〇）十一月、安富盛方は三好長治の重臣篠原入道紫雲の女を娶り、篠原氏と姻戚関係になったので、紫雲は自分の領地と盛方の領地を直結したいと考え長治に請うてこの地を得ようとした。

長治はこれに同意し、同二年三月使節を元政に遣わして大内郡を所望した。元政は敵し難いと思い、心ならずも大内郡と虎丸・引田両城を長治に献じ自分は昼寝城に退いた。かくて長治は虎丸城を盛方に任せたので、盛方は雨滝城にいた長町信貞に命じて守らせることにした。信貞は一子久八郎を伴い居を川東村に移した。また、引田城には長治の家臣矢野駿河守が入った。

そのころ引田城には寒川氏の家臣箭田肥後守房高が城代としていたことを高松市の矢田家系に記している。かくて大内郡は安富・矢野両者で管轄することになった。

しかしまもなく天正元年（一五七三）六月、紫雲は主家の三好長治と陣を生じ、長治に攻め滅ぼされた。そこで盛方も心配になり信貞・貞好を雨滝城へ呼び戻し、ひそかに織田信長を通じ、また同年九月、安富左近大夫をして羽柴秀吉に通ぜしめた。

大内郡献上による紛争　大内郡献上を快からず思っていた香川・香西両氏は長治の不当を責め、天正三年春、十河存保（長治の弟で十河一存の養子）を介して長治に抗議した。ところがかえって長治の怒りを買い、阿波勢三〇〇〇が讃岐に侵入して香西氏を攻め、また一隊は昼寝城を攻めた。しかし昼寝の要害を抜くことができず、うさ晴らしに大窪寺を焼いて帰った。

同年九月、阿波勢は再び昼寝城を攻めた。こんどは昼寝城を火攻めにしようと、寒川郡の人夫を徴発して樹木を伐りかけたとき、阿波の南方に長宗我部侵入の知らせがあり、阿波勢は急ぎ帰国した。安富盛方はこのときどちらにもくみせず、固く雨滝城を守っていた。

長宗我部の侵入前夜　讃岐において、この戦国期を通じ、織田・毛利・徳川・上杉が台頭したような戦国大名への成長がなかったのはなぜだろうか。それは、他諸国とは異なり、細川氏を介して幕府権力にきわめて近接していた特殊性にあるのではなかろうか。その機構に深くかかわったことが、いわば官僚的性格を強め、良くも悪くも自らの次代への適応を遅らせたとされる。

しかし、細川氏の四国進出によって他国からの移入が相つぎ、いったん定着した諸将はさらに活発に他国への領主指向をみせ、いわゆる郷土意識よりも、氏一族意識の高揚にいそしんだ。また、細川氏も被官内に傑出した勢力の育つのを好まなかったとされる。香川・奈良・安富をはじめ、近郷では、長塩・岩佐・四宮・真鍋・大森・谷川・多田等諸氏は中世の移入といわれる。

さらに余談になるが、長宗我部侵攻前後から近世初頭にかけても再びこうした移動が相つぎ、これが解放的な県民性をつくりあげたようでもある。

板東(坂東)・赤沢・三好等小笠原の一族、木村・向山・梶原・七条・神崎・日下・安部等諸氏は、いわゆる「天正の移動」によって来讃定着したとされている。移入と進出を頻繁にすることによって、在地性をうすめる効果も、細川氏は計算に入れたのではなかろうか。

さて、戦国時代の終末は、永禄三年（一五六〇）織田信長の桶狭間勝利によってもたらされる。

三好長慶は永禄七年死去、讃岐目代十河一存の男義継を嗣とし、阿波三好実休の跡は長治が、一存の跡は存保が引き継ぎ、三好三人衆と松永久秀が惣領家義継を補佐したが、この補佐する者の間で内訌が絶えなかった。

元亀元年（一五七〇）九月、義継は本願寺光佐に合力して信長に抗したものの敗戦、三好方に加勢した香川・奈良・香西・安富・寒川の讃岐勢は摂津福島を守っていたが、十一月本国に帰り、のちには三好氏を離れて信長に降る将が相ついだ。

この離脱を『南海通記』は、元亀二年阿州篠原氏と讃州安富氏が、寒川氏から大内郡を強奪したことが原因であるとしている。寒川氏は非力にして、引田城・虎丸城を三好長治に献じ、身は昼寝城に退いたが、天正二年香西氏は連判によってその非法を説き、

篠原弾正入道（紫雲）カ私ヲ以テ、寒川丹後守カ本領大内郡ヲ長治ヘ召納セラレシ事、非分ノ御計ラヒ諸人ノ信服セサル所也云々、讃州ノ兵将ノ本領ト申スハ細川家・三好家ヨリ賜リタルニモ非ス、往古ヨリ伝ヘ来テ譜代相伝ノ領地ナリ云々、是ヲ遐付シ給ハズハ誰カ三好家ニ対シ勲功ヲナスヘキヤ

とした。安富・寒川の間の確執は長年にわたるものであったが、綾氏裔として安富を讃岐新参にみる香西の論は、その主旨の当時における是非よりも、旧主にいわば去状をつきつけたことで、讃岐においてやっと戦国意識の本格

的な自立をみたとする点に評価を置くべきであろう。

しかし、阿讃で諸将が互いに争っていたとき、土佐では元親が天正の初めすでに土佐一国を従え、聊を四国に行う情報がこのころ阿讃に届いていたのである。

第四節　戦国の終焉

長宗我部の侵攻　天正三年（一五七五）元親は阿波に侵略の手を伸ばし、同五年、三好長治がその家臣伊沢越前守に攻められて自殺すると、その隙に乗じてますます勢いを募らせた。主のなくなった阿波屋形は天正六年正月、讃岐の十河城にいた十河存保を呼び戻し勝瑞城に拠らせた。

存保は長宗我部に対抗するために讃岐の諸家が相反目することなく一致団結することを要請した。東讃の諸家は使を出してこのことに同意した。安富盛方は六車左衛門大夫朝満（のち宗旦）をして賀せしめ、自らは虎丸城に入り、長町信貞・貞好は川東村に帰った。

この間に元親は阿波侵寇の勢いをかって讃岐に侵入し、天正六年まず西讃斉藤氏の居城藤目城を攻めた。これは西讃・中讃が目代の十河氏とは必ずしもよくないことを見抜いていたもので、そちらからまず手なずけようとしたためである。元親は破竹の勢いで進撃し、中・東讃をもうかがおうとした。

天正九年正月、安富盛方は自ら播州姫路に赴き、長男岩吉丸（盛定）を質として秀吉に臣従を誓い、救援を約した。同年九月秀吉から黒田官兵衛孝高に宛てた手紙に、

書中令披見候阿州相残人質共堅被相□至智被相越候由尤候　行之様子委細小西弥九郎（行長）に書付を以申渡候能々可被相談候将又雑説候之由沙汰之限候　牢人共申出候者を搦取はたもにかけさせ候　随而淡州安富人質召連親父被相越候　彼表行之儀何も具弥九郎可申候　恐々謹言

（天正九）九月廿四日

黒田官兵衛殿

とある。

天正十年四月、信長は長宗我部を攻めるため織田三七を将とし、三好笑岩を先頭として阿波に攻め入り、すでに数城を抜いた六月、本能寺の変で信長はあえなく自殺した。讃岐侵寇の土佐勢はこの隙に乗じ、八月に佐料城主香西氏を降し、さらに進んで十河城を攻めた。当時十河城には存保に代わって十河隼人がいたが、よく守って容易に陥らなかった。

一方、土佐勢は同月下旬一万六〇〇〇の大軍をもって勝瑞城に進み、十河存保と決戦しようとした。存保は三〇〇〇の兵をもって中富川に討って出たが、小勢の上、寒川・安富・奈良ら存保方の部将ら三〇〇人が相ついで戦死したため勝瑞へ退き、十月さらに虎丸城へ難を避け、白鳥縫殿を使者として秀吉に援けを求めた。

天正十一年（一五八三）正月、秀吉は仙石秀久に命じてこれを助けさせた。秀久は家臣の鳴門土佐泊城主森九郎左衛門を引田城へ入らせ、自分は小豆島で機をうかがった。

そのうち虎丸城に籠った存保は食糧の欠乏に困り、長町久八郎貞好を使として秀吉に食糧を求めた。貞好ときに一五歳、秀吉その意気に感じ米一五〇〇俵を賜った。

貞好拝受して帰る途中淡路島の沖で海賊に囲まれたが、月の光で危うく難を免れた。これを「月待ちの由緒」といっている。

入野合戦と虎丸城　天正十年九月二十一日に勝瑞城を陥れた元親は、羽柴秀吉と織田信孝・柴田勝家の対立により起こった賤ケ岳の戦いを利用して、勝家方に味方する高野山に呼応して秀吉の背後を脅かそうとしたが、秀吉はその気配を知り、仙石秀久を淡路の洲本城へ帰らせた。

元親は秀吉の援軍が四国へ来ることを恐れ、二万の大軍を率いて、天正十一年三月大窪越えをし、田面峠西側に本陣を構えて十河存保の居城虎丸城攻略にかかった。

三月下旬から四月末まで入野（丹生野）合戦・与田合戦が、丹生・誉水地区の全域で開始された。緒戦は虎丸・雨滝両城を結ぶ、馬篠・小砂・土居・中山・三殿地区で開始された。

白鳥の向山家の家系図にも小嶋孫右衛門政秀が小砂村で討死したことが記されており、中山地区の夜討谷・千人塚・押付（おっつけ）谷、虎丸城の出城である円仏の城守山付近にも、城処（しろどこ）・矢庫裡（やくら）・幟谷（のぼりや）・兵椙・深研（ふけん）など戦場を示す小地名や多くの五輪塔が残されている。虎丸・雨滝城外の神社や寺院にも多くの将兵が駐屯し、これらの社寺は、すべてこの戦のとき焼き払われたのである。

虎丸・雨滝両城の間にくさびを打ち込み、中央突破した土佐軍は東へ向かい、また笠松地区から南へも向かい、虎丸城を包囲し、山麓一帯が戦場となった。『若一王子大権現縁起』によれば、元親は最初虎丸山南西の貞久山（定久山）に登り様子を見たが、虎丸山の南面は急斜面であるので「険固にして陥れるべからず、去りて寒川郡田面山に移る。既にして又来りて入野・与田に入り、高松寺山に登りて対陣すといえども、この城陥れるべからず、

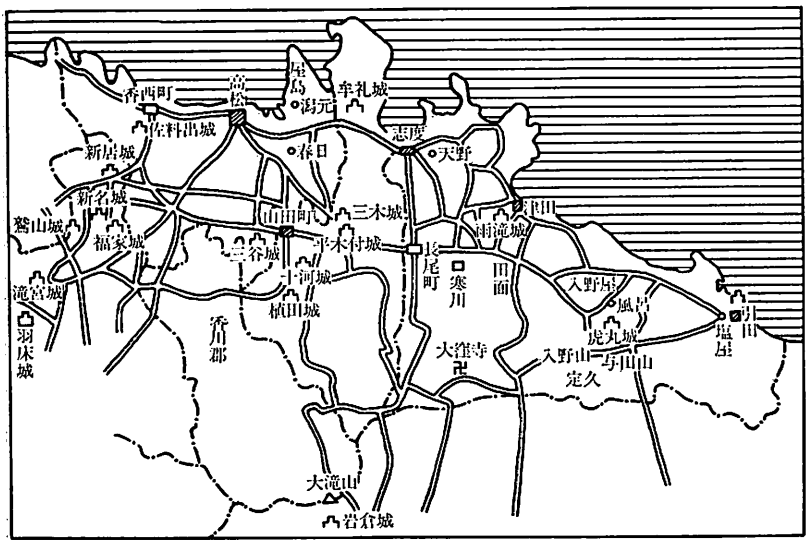

十河・虎丸城付近図

遂に退きて引田中山に至る」とあるように元親は虎丸山上攻略は断念している。

緒戦において、谷川六右衛門は入野山に通じる上星越峠で土佐軍を迎えて奮戦したが討死し、埋葬された墓所は大内ダムの西岸であり、六右衛峠と呼ばれている。

四月二十一日には田村志摩守が、土佐軍配下の香川信景の臣山地九郎左衛門と戦い討死した（『諸名将古案』）。また、大森惣十郎重信は桑名太郎左衛門らと太刀打ちして五月十八日に戦死している。

短期決戦を得意とする元親にとって、虎丸城は難攻不落であった。『三代物語』にも虎丸城は「最も険固、寇至らば則ち絶頂に拠り、寇退けば則ち下る。外寇之を如何ともなす無し」と記されている名城であったので、元親は虎丸山を遠巻きにして付近の社寺・民家を焼き、麦を

薙ぎ倒し、早苗を抜き、兵糧攻めの戦法をとった。五月に入って土佐軍は与田川右岸の川東地区に屯し、寺山の高松寺を本陣としていた。

このとき、元親は川東の長町貞好の館にも放火、城中にあった貞好はその焼亡を望見して怒り、城中から討って出ようとして存保にとめられた。

また、元親は虚空蔵院の本尊にも放火しようとして庄野左馬平（長町信貞の伯母婿で土佐勢に降ったもの）に制せられた。

一方、仙石勢が引田に到着したという情報が入ったため、高松寺で昼食中の元親父子は大急ぎで香川信景・大西上野介に五〇〇〇人を分かって引田浦に向かわせた。このとき秀久は二〇〇〇余人をもって引田浦に到着し、森九郎左衛門に敵情を偵察させ、手兵を三手に分け仙石勘解由・同覚右衛門・森権平（森九郎右衛門の子）を兵将とし、引田中山に伏兵を置き敵の来襲に備えた。香川勢の先鋒が伏兵に遭遇して敗れ、与田まで敗走したので大西勢がこれを助け、逆襲して大いに仙石の兵を破った。このとき土佐の前田平兵衛は仙石勘解由の首を、同じく稲吉新蔵人は森権平の首を取った。

権平は年一八歳、初陣の功名を立て中山口まで引き揚げたところを新蔵人に挑戦され、互いに馬上で奮戦したが、権平の馬が泥田に足をとられ、自由を失ったところを討ち取られたので、後人これを惜しみ、伊座に小祠を建ててこれを祭った。

元親は引田方面の銃声を聞き、戦いたけなわなるのを見て久武彦七・国吉三郎兵衛・中内源兵衛らをして虎丸城に当たらせ、自分は東方に向かって指揮し、夕暮れになって湊の上の山に上り勝ちどきを挙げた。その夜はそこで

夜陣を敗き、敗皮の上で夜を明かした。

翌朝引田の陣をうかがうと、仙石の兵はみな民家に分営していたので香川・大西に命じて民家を焼かせた。仙石勢大いに驚き、争うて船に乗り淡路をさして逃げ帰った。虎丸城にいた存保もこの敗報を聞くと城を棄て、十河城に去り、虎丸城は陥った。

再度の戦火

以上は、『南海通記』・『南海治乱記』・『三代物語』などの讃岐の史書及び横内の『長町家由緒書』による通説とされているものであり、虎丸落城を天正十一年五月としており、森権平討死の引田合戦も同年四月二十一日としているが『大日本史料』天正十一年四月二十一日の項二八七ページの注記に、

○元親、秀久と引田ニ戦ふこと、年月未だ詳からず、元親一代記以下諸書、皆十一年四月二十一日ノ戦と、十二年七月十九日の戦とを混同せるが如し（下略）

と記されているのは、同書の〔西寺過去帳〕及び〔桑名弥次兵衛働覚〕の項などについての注釈であり、このことは森権平の墓に法名「月山宗薫居士天正十二年甲申七月十九日」の碑名が刻まれており、森権平の姻族である引田の日下家の位牌や、積善坊の過去帳にも同じ年月日が記されていることなどと相まって、天正十二年にも再び虎丸城攻防の合戦が、入野・与田・白鳥・引田郷に展開された事実を示している。

天正十二年七月十九日という年月日は、十河城が元親の第二回目の攻略によって天正十二年六月十一日又はその前日に落城し、続いて雨滝城も開城された直後であり、元親は前年の三月から五月にかけて、十河存保のこもる虎丸城を初めて攻めたときにも攻略することができず、白鳥の与治山城だけを落として兵を引き揚げたのである。

元親は天正十年の最初の十河城攻略のときと同じように、土佐軍の一領具足の兵は精神的には心強いが農繁期の

合戦は避けざるをえない宿命があったので、戦いが長期にわたると不利となり、さらに兵糧不足もあって、元親らしくない戦術をとらざるをえなかったのである。

このことが後になって、元親にとって大きい災いとなるのであるが、さらに天正十一年後半以後の中央の情勢が元親に大きい圧力をかけてきたのである。

中央の情勢　賤ケ岳の合戦後、天正十一年五月十三日付で、秀吉が仙石秀久にあてた返書に、

> 北国の儀悉く存分に任せ隙明き申し候。一昨日坂本城まで打入り候。将又其の表の儀諸事心遣の由尤に候。備前の浦々、播州の灘目、諸警固の儀申付け候。長宗我部よき所へ出で候て（中略）幸の儀に候条、打果すべく候。（下略）（『伊予国新宮田辺文書』）

と記している。

秀吉は元親討伐を考えていたが、徳川家康と小牧・長久手の戦いの最中であり、元親討伐に全力を注ぐことができなくなっていた。

これに対抗するために、家康は元親に対して淡路進出を促してきたので、元親は六月十八日に紀伊の根来・雑賀の僧徒に書を送って、摂津への出兵を約束した。この動きを知った秀吉は在陣途中で大坂へ帰り防備を固めようとしたので、家康は元親に速やかに出兵することを促した。

十河落城　元親は虎丸城に手を焼いており、十河存保は虎丸城から十河城に移り、依然として強い勢力を示していた。さらに伊予では土豪の動きが活発となり毛利軍の侵入もあったので、元親は家康の要求に応ずることができなかった。

このため元親は全力をあげて十河城を攻め、城代三好隼人佐は降伏した。十河存保はその前夜城を出ていた。十河城落城は、元親の弟香宗我部親泰が織田信雄に報告した。

信雄は八月十九日付の返書に、

六月十一日芳翰披見せしめ、祝着に候。仍て十河の要害攻崩さるるの由珍重に候

と述べているので、十河落城は天正十二年六月十一日かその前夜ころであろう。十河城に続いて雨滝城も開城し、東讃で残る城は虎丸城だけとなった。

不落の虎丸城

十河城を落とした元親は、家康から「四国よりも御人数先ず二万差渡さるべし」（『元親記』）と要求され、とりあえず阿波に駐在する弟親泰を渡海させ、自らは紀州・摂津への渡り口まで進出しようとして、再び東讃へ向かい、虎丸城周辺は戦場となり、これを阻む仙石秀久・森九郎左衛門らの軍勢と引田中山から引田で戦ったのが天正十二年七月十九日であった。

この合戦においても元親は虎丸城を抜くことができなかったことは、土佐方の史料『長元物語』に、

「虎丸一城、元親公御手に入らず、その故に太閤秀吉公、四国御陣の砌、存保を召出され、仙石権兵衛与力に御付けなされること」

と記されており、『若一王子大権現縁起』にも「凡そ、阿讃予州の諸城、元親のために陥れざるはなし。独りこの城儼然として完存す。信に南国の名城なり。」と記されている。

また水主神社宮司大内岩太郎の『水主神社由来記』にも「此の城は、長宗我部の乱にも落城せずと『中山合戦見聞録』にあり」と記している。

虎丸城は落ちず、仙石軍の土佐泊城主森九郎左衛門はその後も戦い続けた。天正十二年十月十六日付で秀吉は、依然として元親に抗戦する森志摩守らに兵糧を送らせた。

八木（米）弐百石、阿波土佐泊、篠原甚五、森志摩守方へ、播磨飾磨津にて、相渡すべき者也

天正十二年十月十六日　　秀吉　花押

弥ひょうへ（浅野弥兵衛）　　（近江中村市右衛門氏所蔵文書）

その後、森志摩守は、土佐泊を去り、淡路へ脱出したが、元親の畿内進出は大幅に遅れ、秀吉挟み討ちをねらった家康を激怒させた。そのため、天正十三年の秀吉による四国征伐についても家康は何ら調停をしなかったし、関ケ原合戦後に領国土佐一国を没収したほどであった。

元親はその侵寇に当たり、食糧を絶つために田畑を荒らしたり、威嚇のためや、将兵、食糧の隠匿を不可能にするために寺社を焼くなどの暴挙を働いた。我が町内でも神社・仏閣はほとんどその被害を受け、わずかに水主神社の本殿と、虚空蔵院の本堂とが奇跡的にその難を免れたといわれる。

存保が虎丸に入ったとき、安富盛定は雨滝城に帰っていたが、虎丸が落城すると盛定は淡路に走った。ほどなく土佐勢は雨滝城を攻めてこれを降した。宗堪は雨滝城にいることを許された。ついで土佐勢は十河城を攻めて存保を降し、讃岐全土をその手中に収めた。しかし、天正十三年（一五八五）元親も秀吉の四国征伐によって平定され、讃岐はその臣仙石権兵衛秀久に賜り、そのうち二万石は最後まで頑強に元親に抵抗した十河存保に与えられ、その他のものは全部領地を没収された。

安富盛定は秀吉の四国征伐のとき、秀吉方について働いたものの、結果は雨滝城は没収となった。なお翌天正十

四年秀吉の九州征伐のときには盛定は国主仙石秀久・十河存保・長宗我部元親・寒川光永らとともに豊後に赴き、一働きして家名を挽回しようとしたが、利光川の戦で仙石秀久が戦略を誤ったため大敗し、秀久は高野山に逃れ、盛定もその機会を失い本願寺へ身を寄せた。

天正の兵乱後約五十年たった元和年中、与田寺住職増意が、同寺の鐘を鋳造するため八方に勧進した趣意書に、

勧進之旨趣者先年従　太閤様安富殿江大阪御普請丁場被仰付候砌其前土佐乱永々籠城之痛ニ付人足糀米之御見次ニ寺々之鐘先沽脚（売却）被成下々之身命ヲも継　公儀之御役被勤候（以下略）

とあって、安富氏は秀吉から大坂築城の負担を命ぜられたが、長々の籠城で出すものもなく、まず寺々の鐘を売却し、その代金をもって人足・糀米の費用に充てることにした。そのため鐘がなくなっているので、応分の喜捨を願いたいというのである。当時の安富方の困窮ぶり、地方の疲弊が具体的に分かる。ちなみにこの趣意書には仁王も兵乱で焼失したのでその費用に充当の旨も書かれている。秀吉の大坂築城は天正十一年九月に始まり、天正末年に完成しているので、盛定への負担命令は四国征伐に従った十三年ころかと思われる。

第五節　虎丸城と将士

虎丸城

近世城郭の概念で中世城を考えては誤りがある。平地に水濠を巡らし、高く石垣を築き、しのび返しのある城壁を幾重にもして城地を広くとり、天守・櫓を適所に配置するといった築城は、鉄砲伝来をまってもたらされた欧州城の意図に通じるものがある。信長に招かれたフロイスが安土城の諸構に感嘆した

が、このころから発展完成期に入る近世城郭は、いわば人工によって攻守の理想的拠点を造り出そうとしたものであった。これに対し、勝賀・天籟・昼寝・雨滝等県下の中世城は、各々調査報告書の指摘のように、自然の地形を主体に、その制約を郭の配置・土塁・空堀などによって総合的な機能をどう高めるかの、縄張り上の工夫がその要点となったと考えられる。山系や谷のありようを損なうことなく、いわゆる天険をたくみに利用し、戦端が開かれると里の居住館を出てここに拠った。

虎丸城もこれら諸城と一般、中世の山城として位置づけられてはいるものの、いまだ全容は確認されていない。別所城のうち、宮内蒿が丸・様松六右衛門峠・西内横走り・大社長者が丸・鍛冶屋敷・下屋敷など、一般に城下にちなむ呼称が残っているが、さらに、風化せぬうちに民俗学的な研究も図ってゆかねばならない。

地理上孤立した点・地形の峻険度等、長尾昼寝城に類似しているといわれるが、後日遺構が全面的に確認された場合でも、各所遺跡それぞれがいつのころのものかという時間を考慮に入れた、四次元的な理解も必要だといわれる。

初構年からの城主をつまびらかにしえないが、仮に寒川氏の属城であったとした場合でも、例えば安富氏との確執がはじまる前と後では、当然構えに変化がありえたと考えるからである。城主の当時おかれた立場以外にも、諸環境の変化によって随時加除修設はされたであろう。

長尾昼寝城の五十五年の発掘調査時、磁器・陶器・土師質土器・金属器・銅銭等多種多様な遺物を検出したとその報告書にある。このうち「磁器はすべて中国から渡来したもので、青磁・白磁・青花磁器が出土している」。青磁は「総じて量産の実用品といった感じの強い、この種のものの生産地はまだ十分明らかでないが（浙江省）龍泉

窯系」のものであろうとされ、青花磁器は「十六世紀の民窯の輸出用製品か」としている。銅銭については、皇宋通宝・熙寧元宝・元豊通宝・元祐通宝・聖宋元宝の北宋銭五種六枚及び、洪武通宝・永楽通宝の明銭二種三枚の出土をみた。これらの結果「出土遺物が時期的にかなり限定され」、「特に青磁片により、中世後期、十五世紀末から十六世紀末までという年代が得られたことは大きな収穫であった」とし、また「その他の遺物についても、この時期と明らかに異なるものはなく、同時期の所産か或はそれ程隔たらない時期のものと考えてよかろう」と結んでいる。瓦片の出土が報告されない点、津田雨滝城の場合と異なるが、中世城では瓦をのせる建造物の例がきわめて少ないようである。この昼寝城の例が、虎丸城を考える場合の参考になるかと思われる。

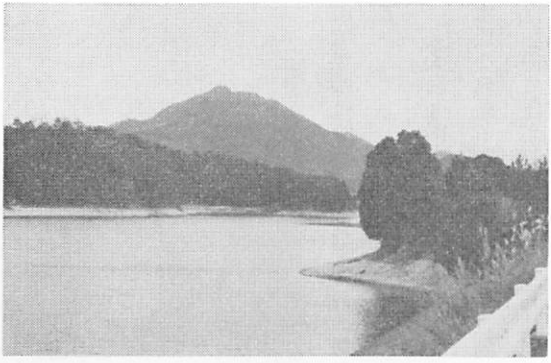

虎丸城跡

虎丸城の将士たち　虎丸城の将士で、現在もその子孫が郷土に在住し、あるいはその墓が郷土にあるものについて、その家の系図、郷土史書などに基づき略述する。

〈大森惣十郎重信〉（現在水主下屋敷在住の大森寛司家の系図による）

その先は清和源氏で、寿永のころ茂治という人伊予大森庄を賜って大森氏を名乗る。永禄九年（一五六六）彦之丞頼重のとき讃岐へ来て雨滝城主安富盛方の家臣となる。元亀元年、盛方が虎丸城に移るとき彦之丞もそれに従い水主に住む。その長男惣十郎重信は、天正十一年五月十八日土佐勢が虎丸城を攻めたとき敵将桑名太郎左衛門に切りつけ、なおも後を追いかけ

梶原景辰墓

たが多勢に取り囲まれて戦死した。

〈谷川六右衛門〉（現在大川中学校南に居住の谷川源四郎家の系図による）谷川家の先祖は近江佐々木氏の出で、梅頭と呼んだが、のち京都に移り佐藤氏と改め、宝徳元年（一四四九）片道のときに川東村に住み谷川と名乗る。天正のころ六右衛門兼定十河存保に仕え、同十一年五月、土佐勢が虎丸を攻めたとき円光寺山で見張りをしていたが、敵の来襲を上星越で迎撃しようと敵の大軍に遭遇し戦死した。そこを六右衛門峠といっている。

〈大森九郎太夫源重房〉（現在丹生落合在住の大森芳太郎家の系図による）先祖は宇多源氏で、近江に住み佐々木氏を名乗る。応永のころ小豆島に来て大森と改め、さらに天正ころ大森九郎太夫重房小磯に移住し、虎丸城主安富肥前に仕える。同十一年五月、元親来寇のとき、城の内から水主風呂弘海寺へ回り、土佐方の熊野太郎と一騎討ちの末戦死した。

〈長町氏〉（現在横内在住の長町貞夫家由緒書による）先祖は天武天皇第六皇子舎人親王で、元正天皇養老二年に長町姓を賜った。舎人親王二十三世の孫長町大納言は後土御門・後柏原両朝に仕えた。その三男式部亮信行は幼時から任侠で弓馬の道を好み、京都在番の讃岐諸将と交わりを結んだ。安富肥前守元長（盛方か）これを奇とし、讃岐へ連れ帰り雨滝城二の丸を守らせた。その略系は既述のとおりである。

〈梶原景辰〉梶原景辰は、源頼朝の家来梶原景時の子孫で、毛利氏に属し食禄六〇〇〇貫をもって播磨国高砂城主をしていた。天正七年秀吉の毛利攻めにあって景辰も阿波の武島へ隠れ、のち讃岐引田浦へ移り、虎丸城主盛方と親交、天正十一年土佐勢虎丸城攻撃のとき雨滝城に遊びに行っていたが、急ぎ引き返し、与田川堤で土佐勢と合戦して討死した。里人は甲冑をつけたままそこへ葬ったという。景辰の墓は与田川橋のたもとにあり、文化二年(一八〇五)高松にいたその子孫の景元が、里人の口伝えをもとに、景辰の古塚を補修し、墓碑を建てたものである。

〈六車宗湛〉宗湛は朝満・宗丹・惣丹・宗旦などともいう。安富氏の重臣で、先祖は関東の豪族である。宗湛の館は富田にあった。宗湛は降伏後雨滝城を保守していたが、秀吉に没収された。宗湛が帰農したことは、慶長七年の富田中村検地帳にも明らかである。富田八幡宮の神職六車家は宗湛の子孫といわれ墓があるほか、宗湛使用の鞍、鍬などを所蔵しており富田・津田にはこのほかに宗湛子孫という家が数軒ある。

六車宗湛墓

武田信顕の墓

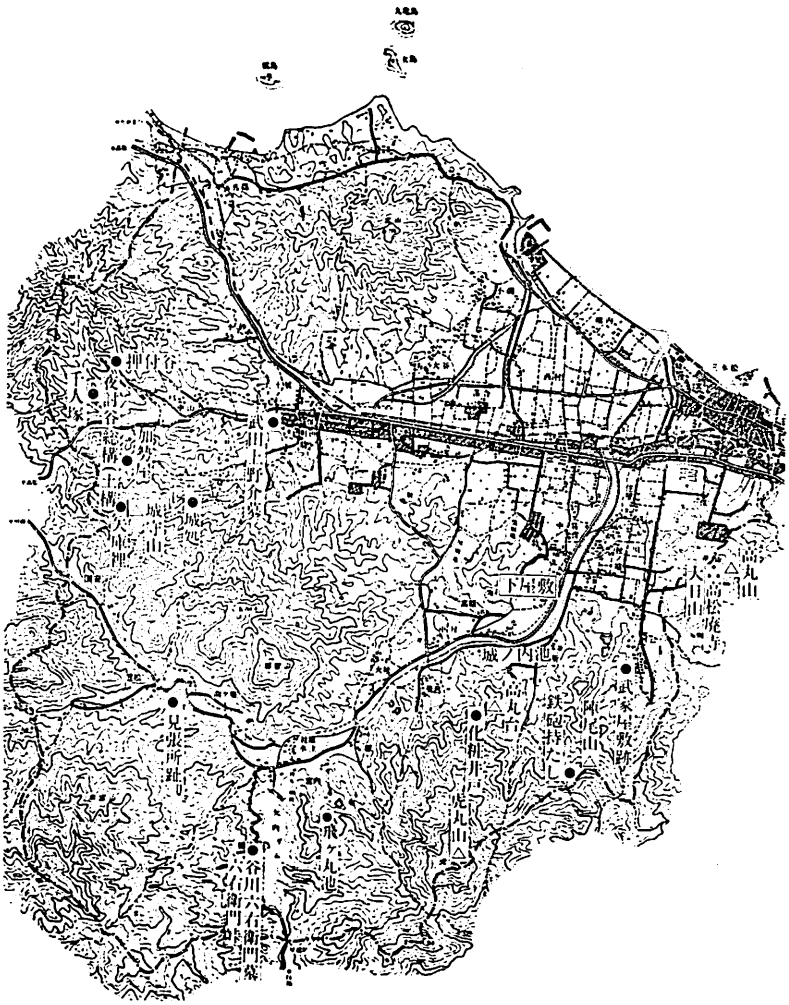

大内町古戦場

誉水では、水主楠谷の六車家に宗湛の位牌と墓があり、与田川たもとには梶原景辰の墓と並んでその墓があり、正面に「光寿院善山居士」、側面に「正保元年八月十七日俗名宗丹」、また「施主入野郷六車宗左衛門」と刻んである。

〈武田上野介信顕〉武田信顕は武田信玄の異母弟で、永禄三年（一五六〇）三好実休が泉州久米田で畠山高政と戦ったとき、三好方となって軍功をたてたので、弘治二年（一五五六）阿波脇町の脇城主として迎えられ、信顕は部下の将士を連れて、大和からこの城に入った。

天正十年（一五八二）八月二十二日、長宗我部元親に攻められて落城し、讃岐国白鳥へ逃れたが、翌天正十一年春、長宗我部軍と豊臣秀吉の仙石秀久軍との戦いにおいて白鳥付近で戦死したとされているが、寺伝などによると、信顕は、この合戦において手傷を負い、町田村の東光寺（現在の東昭寺）に隠れ、その後同寺において没したとのことである。墓は同寺裏山の寺院代々住職の墓地内にあり、法名「恵命院仙室等庵居士」、信顕三代の子孫武田太郎左衛門が承応四年（一六五五）四月二十三日に建立したものである。法名から推測すると、信顕は東光寺で仏門に入ったか、または客分として丁重に待遇されていたことであろう。

第六節　中世の海運

兵庫北関と三本松船

建久七年（一一九六）、東大寺の俊乗坊重源（ちょうげん）が大輪田泊を修築して、兵庫津といわれるようになり、関所において関銭（せきせん）を徴収するようになった。正和二年（一三一三）には兵庫・神崎・渡辺の商船・目銭（商品流通に対する課税）の半分が、東大寺の塔婆（とうば）造功料や堂垣修造料として、東大寺に与えられることになっ

た。

兵庫関の艘別銭は弘安九年（一二八六）九月後宇多天皇の宣旨により、平安時代から京都東寺の末寺であった讃岐国善通寺の堂塔門廊の修理料として、艘別三十文の艘別関銭を徴収することが善通寺に許されていたが、延慶元年（一三〇八）東大寺へ永代寄進された。ところが、すでに神崎関や播磨福泊関の升米の権利を得ていた興福寺が、これに飽きたらず、嘉暦三年（一三二八）以来割り込みをはかり、室町時代に入り暦応元年（一三三八）幕府から許可された。このことによって、東大寺が兵庫北関、興福寺が南関を設け、東大寺は港湾修理料として年貢米に対して、上り船は升米（一石につき一升）、下り船は置石料（艘別一升）の名目で徴収した（実施修理費との差額が東大寺の収入）。興福寺は商船目銭として、それぞれ関銭を徴収することになった。

この兵庫北関の関銭徴収に関する記録は、関銭徴収権を握っていた東大寺が所蔵していたのであるが、この『東大寺文書』のうち兵庫北関関係のものは一部分が散逸して、文安二年正月・二月分（一部散逸）は東京大学文学部が所蔵し、文安二年三月から翌三年正月分までは、林屋辰三郎氏が昭和三十九年京都の古書店で発見し、同氏の灯心文庫に所蔵され、『兵庫北関入船納帳』として刊行された。

『兵庫北関入船納帳』によれば、文安二年（一四四五）の兵庫北関への入船数は、年間一九〇三艘であり、これは、江戸時代の元禄十三年（一七〇〇）から三年間の大坂から江戸への年間平均入船数一三〇〇艘と比較して、まことに驚くべき数であり、大消費都市である京畿と、物資供給の重要ルートである瀬戸内海との接点としての兵庫関の重要性を示しているものである。

次の表が示しているように、船の大きさは門司船の二五〇〇石船が最大で、一〇〇〇石以上の船四艘、四〇〇～

船籍地別入船積載石数調（文安2年）

国名＼石数	50未満	50～100	100～200	200～400	400～1,000	1,000以上	不明	計
摂津	257	113	38	8		1	39	456
播磨	118	83	2				98	301
備前	34	49	70	42	1		22	218
備中	15	12	28	19			5	79
備後	20	54	28	49	6		14	171
安芸	3	9	28	39	24	1		104
周防	3	1	4	2	5		1	16
長門			1	2				3
淡路	13	36	88	1			1	139
讃岐	39	36	48	46	8		31	208
伊予	1	5	24	5				35
阿波	11	8	95	6			2	122
土佐		7	25	7			2	41
豊前	1		1	1	1	2		6
不明		3					1	4
計	515	416	480	227	45	4	216	1,903

一〇〇〇石船四五艘、二〇〇～四〇〇石船二二七艘、一〇〇～二〇〇石船四八〇艘、一〇〇石未満の船九三一艘である。讃岐船は近海運航であり、四〇〇～一〇〇〇石船八艘、二〇〇～四〇〇石船四六艘、一〇〇～二〇〇石船四八艘、五〇石以上の船三六艘、五〇石未満の船三九艘であり、わが**三本松船**は、引田船と並んで、一八艘、枝船（一〇〇石前後の親船に従う二〇～三〇石積みの小型船）を含めると総数二〇艘であるが、大型船が、一艘について、年間一～二回しか入船しないのに対して、中型小型船になるほど一艘で何回も近距離を往復している。右の三本松船総数二〇艘の内訳は次のとおりである。

（文安二年二月から同三年正月まで）。

一〇〇～二〇〇石船　六艘
五〇～一〇〇石船　六艘
五〇石未満の船　七艘
石数不明　一艘

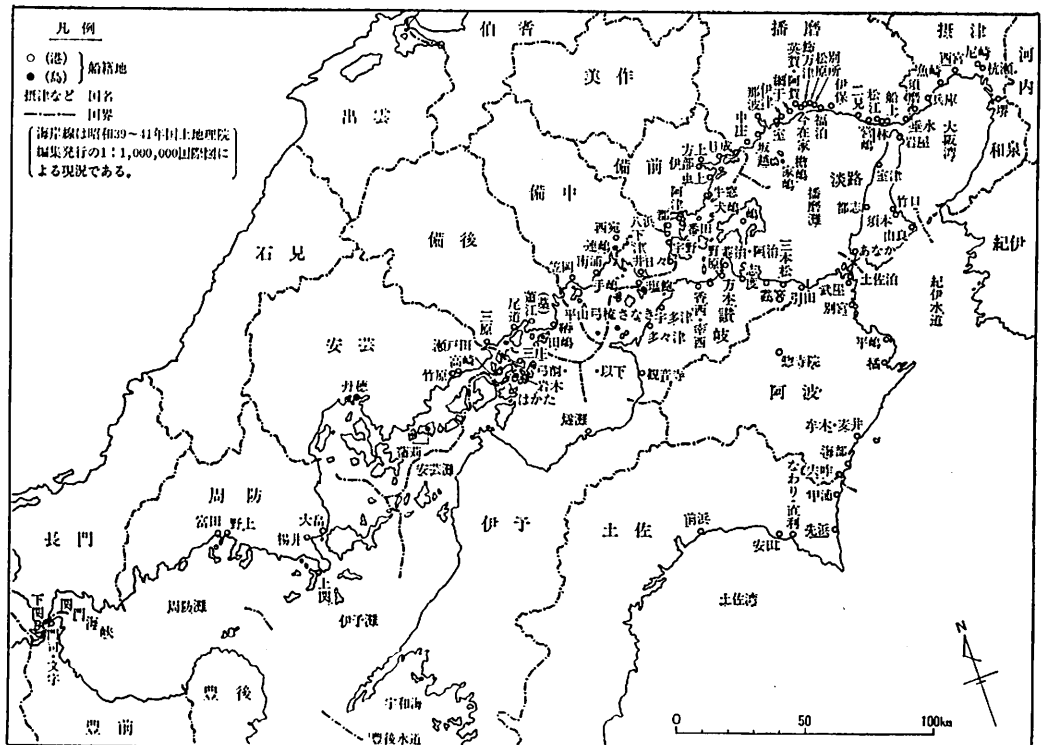

船 籍 地 分 布 図

図表資料は中央公論美術出版『兵庫北関入船納帳』抜抄

『入船帳』に記録されている三本松船の入船状況は次のとおりである。

（注）『入船帳』には入船月日・船籍地・積み荷・関料・納入月日・船頭・問丸（船主）の順に記入され、船籍地・積み荷の右肩に付けられた爪点――は後日、問丸または船頭が関銭を納入したときに金額・月日を記入する。

左肩の爪点は、過書船や国料船など関銭を免除される積み荷・船籍地に付ける。（後に説明あり）

『入船帳』三本松船（抜萃）
文安二年二月～同三年正月

（　）内は注

三月十五日入
三本松　方本七十五石　二百六十文　左衛門五郎
三月廿四日
（方本は讃岐国山田郡鵜元、方本製の塩）

廿七日入船
三本松　米七石　先管領過書之内　弥太郎
千石
（先管領畠山持国）

卯月

十三日入船
三本松　方本百七十目　五百廿文　弥六　衛門太郎
五月五日

五月

五日入船
三本松　米四十石　百卅文　七郎左衛門　衛門太郎
六月十七日
方本卅石（他の混載品の関銭）
（ツシは淡路島都志）

十九日入船
三本松　引田七十五石　二百卅文　弥太郎　衛門太郎
（引田塩）　五月廿三日

六月

十二日
三本松　米六十石　管領千石内　七郎左衛門　衛門太郎
（細川勝元）
材木七十石　二百卅文　枝舟
六月十七日
十七日　米マメ卅石　管領千石内　七郎左衛門　衛門太郎
余米麦三石サヌキ斗

七百八日入船
三本松　米拾石　管領御過書　七郎左衛門　衛門太郎
千石内

八月十一日入船
三本松　米七十石新米　管領　七郎左衛門　衛門太郎
二百十七文
材木七十石メ　代替

廿三日入船

三本松　材木百四十石メ　四百文　弥六　　衛門太郎　同九日
十月九日　　十月八日
三本松　米五石サヌキ斗　百文　　米五十石　管領千石内　七郎左衛門　衛門太郎
小イハシ五石メ　十二月十日　七郎左衛門　衛門太郎　十八日
米百卅五石　管領千石過書内　　三本松　大イハシ　廿五駄　四百文　五郎二郎　〃
米九十石　同　枝舟　同人　　十二月廿七日　〃
同所　　文安三年正月吉日　　弥九郎衛門　〃
十一月十日　　四日
三本松　米八十五石　　三本松　米卅五石　管領過書物　七郎左衛門　衛門太郎
小イハシ六駄　管領舟　七郎左衛門　衛門太郎
千石内
材木十石メ
同所　米四十石　管領舟　同人
サヌキ斗　合四百　枝舟
余米十石　卅文
十二月十日
同所　米十五石　管領舟　枝舟　同人
小クレ五石メ（綱）
十二月一日入
三本松　小イハシ四十石メ　五百文　孫六　衛門太郎
二月十五日

文安二年（一四四五）三月二十四日管領となった細川勝元の家臣のうち、香川・十河・安富の三氏だけが関所通過について、積み荷は「国料」として、品目・数量ともに無条件に通関を認められる最も強い免税特権を与えられ、

船籍地別入船数（讃岐）

入船数	現在地名	船帳 入船
4	津島島市　町西脇元	寺津き鮑嶋
12	治島　羽	津山西原本
2	同度柳本	治　度箸松田
37	鮑亀　同津　宮潟	音々な　多　嶋　本
1	多　松　豆同　同同	観多さ塩手　宇平幸野方
47	多佐塩丸　宇香高〃　庵小　鶴	菴　志嚢三引
19		
6		
13		
10		
10		
25		
2		
4		
20		
21		
233	讃岐16港　合計	

特定の船に対しては関銭を免除されていた（その船を国料船という）。

香川氏の船は多々津（多度津）から七艘、十河氏の船は庵治（あじ）・方本（かたもと）（潟元）から五艘、安富氏は宇多津・方本から一〇艘の国料船を運航させていたが、三本松船は、**管領過書千石之内**と記録されているように、管領など幕府の要職者とか、有力寺社などに与えられる**過書札**によって、関銭免除特権をもつ過書船であった。過書船は国料船と違って積み荷の品目・数量が制限されたり、船数の制限があり、免税ではあるが、品目・数量などは『入船帳』に記録される。これらのことから、細川氏は、有力家臣三氏の名で国料船として関銭を免除させ、別に自らも三本松船一〇件、塩飽船一件、鶴箸（つるはし）（鶴羽）船一件を過書船として、関銭免除で細川氏の京上物を輸送させていたことになり、三本松船は過書船の七割を占めていた。これは、細川氏が讃岐の全域の主要地点において要港を支配していたことを示している。

三本松船の輸送した積み荷品目は米・方本塩（かたもと）・引田塩・材木・豆・鰯などであり、そのうちで、米は一年間計六八二石、約一七〇〇俵余りであり、過書扱いとして関銭免除の米は六六七で、九八パーセント近い数量に達している。このほかに、安富・十河・香川三氏が国料船によって輸送した米塩などがあるはずであるが、前述のとおり国料船の積み荷は全く記録しない建前であったので不明である。

時あたかも応仁の乱（一四六七～一四七七）の前夜ともいえる時代であり、この『入船帳』は荘園領主の瀬戸内海支配をめぐる権力争いの様相を物語っているのである。次の表は各守護大名が支配していた地域別の入船状況を示すもので、文安二年前半までの播磨の争乱によって、播磨東部を手に入れた山名持豊と、瀬戸内海西部を支配していた大内教弘とが同盟して細川氏に対抗し、応仁の乱で火花を散らすようになることは、既にこの時点で予測さ

れている。

遣明船と倭寇

鎌倉時代末期から室町末期までは倭寇の活躍した時代であり、倭寇の害に苦

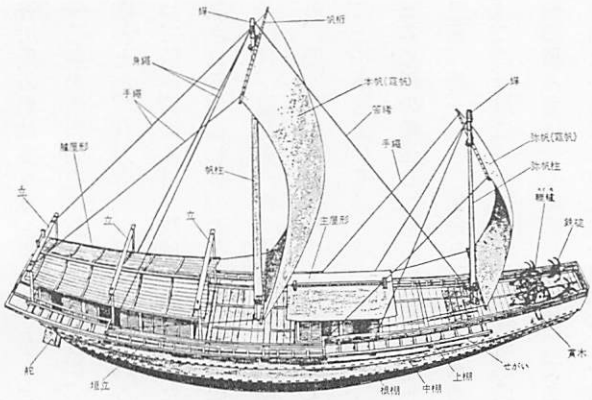

遣明船復原図

しんだ明朝は足利義満に倭寇取り締まりを申し入れたので、応永十一年（一四〇四）、明との通商条約を結び、和寇船と区別するために日本商船には明から送られた勘合符を所持させた。これが勘合貿易である。これに使用された遣明船のほとんどは民間の商船をチャーター（傭船）したものであったが、磁石コンパスまで使用し、うまく季節風を利用して帆走を主とする大型船であったので、前時代の遣唐使船とは違って、海難はなくなり、数日で東支那海を横断し、容易に大陸と通商することができた。

遣明船の派遣は天文十六年（一五四七）二月の大内船が最後であったが、以後は武力によって密貿易を行う倭寇が再現され、永禄年

守護大名別入船数

細川氏	摂津	449	1,114
	備中	61	
	淡路	208	
	阿波	122	
	讃岐	233	
	土佐	41	
山名氏	播磨	317	769
	備前	246	
	備後	119	
	安芸	87	
大内氏	安芸	14	38
	防門	15	
	周前	2	
	長豊	7	
	筑前	0	
河野氏	伊予	37	37

船魂明神碑

間まで続いた。

虎丸城・昼寝城主、寒川左馬允は永正七年（一五一〇）正月、大内氏に招かれて上洛し、大内氏の配下となっている。安富・香川・香西氏もこれと前後して大内方となった。寒川氏が大内氏の下で三本松・白鳥を拠点としていたことは、三本松南部の山頂の秋葉神社の南麓にある「船魂明神」の石碑が物語っている。同所の内海徳太郎氏の談によると「昔、周防の国から偉い方が高松寺へ来て、三本松・白鳥の海上交通をとりしきっていたとき、海上安全を祈願して船魂さんを祭り、内海家が代々これを受け継ぎ、父内海久吉が大正十五年にこれを再建したものが現在立っているものである」とのことで石碑のもとには、長宗我部氏の兵火に焼かれた高松廃寺の古瓦が盛りあげられている。

この「周防から来た偉い方」というのは大内氏の目代級の家臣で、高松寺に駐在して、細川氏の支配する阿波国と対峙し、内海東部を制する前進基地の司令官であったと推定される。高松寺という寺院に駐在したということは、その人物が、明国において**寧波の乱**を引き起こした大内船の正使宗設・謙道、副使月渚・永乗のような日明通商の練達者とか、日本の五島列島を根拠とする密貿易の首領、王直（五峰）と関係を結んでいた大内氏の貢使僧寿光のような人物であったとも考えられる。大内氏に限らず、遣明船の正・副使のほとんどが僧侶であり、大内氏も明国との交渉に多数の僧を起用していたので、船魂明神の伝承は史実に反しないことと考えられる。

第五編　近世

第一章　仙石・尾藤・生駒時代

第一節　序説（仙石―尾藤）

戦火にさいなまれた讃岐にも平和な日々が訪れた。しかし、六か年にわたる争いは、下剋上の延長ともいえる阿波三好氏の侵略であって、そして野望の権化ともいえる長曾我部元親の四国征覇へと連なったものであった。

十河存保・安富玄蕃の要請を受けて、羽柴秀吉はとりあえず仙石権兵衛を援軍として派遣したが、十河城さらに虎丸城は二度にわたる攻撃のもとに、ついに落城しここに長曾我部元親の讃岐平定となり、四国征覇は完成した。『十河物語』はその戦いを次のように記している。

「……讃州ノ十河隼人佐存保阿州ヘ出張シ中富ト云所ニ十河ト元親ト合戦アリ元親勢ハ一万五六千也十河僅二三千ナレバ十河一戦ニ負又讃州ノ居城ヘ楯籠ル扨長曾我部ハ阿州ヲ討シタカヘ讃州ヲモ三分二手ニ入レシカトモ十河虎丸両城ハ堅固ニシテ落チス十河ハ十河隼人佐存保虎丸ハ安富玄蕃允持タリ天正十一年ニ讃岐ヲ仙石権兵衛尉拝領セラレ仙石則淡州ヨリ船ニトリノリ讃岐ノ引田ニ著船シ掛上ケノ城ヲコシラヘ入タリ元親ハ十河虎丸両城ヲ占メ仙石早リ切タル大将ナレハ勢ヲクリ出シ元親ト一戦シテ敗軍ス仙石カ待仙石勘解由仙石権平討死ス……仙石一戦ニ負船ニノリ讃州ヘカヘル十河虎丸両城ハ兵糧ツキ其上後巻敗軍ナレバ無ㇾ力城ヲ元親ワタシ十河モ安富モ上洛ス」。

峻烈を極めた戦いは、森権平の悲劇を生み、多くの伝説を現在にのこしている。天正十三年（一五八五）五月八日秀吉は羽柴秀長に長曾我部元親討伐を命じた。秀長は兵三万を率い堺から淡路の洲本へ、秀次は兵三万を明石から淡路岩屋へ、秀長・秀次は福良で合流阿波土佐泊へ。宇喜多秀家・蜂須賀正勝・黒田孝高らは二万三〇〇〇の兵を率い、播磨から屋島へ上陸して高松に布陣した。小早川隆景・吉川元長（元春?）は約三万の兵を率いて伊予から、それぞれ三方から元親を攻めた。秀吉の大軍の攻撃はきわめて急速で、阿波・讃岐・伊予の長曾我部軍はいずれも敗れ、やがて元親の本陣白地城に迫るに至った。

ここに元親は谷忠兵衛忠澄に和睦の斡旋を頼み、かつての信長の条件であった土佐一国の領知と三国返上を申し出、秀長に和を請うとともに三男親忠を人質とした。天正十三年八月六日である。大内郡は虎丸攻めの関係上、秋葉山から虎丸山さらには中山に至る間は戦場となり、高松寺をはじめ多くの寺社が灰燼（かいじん）に帰したものと思われる。

秀吉は四国を次のとおり分封した（『多聞院日記』・『長元物語』・『四国軍記』・『南海通記』）。

土佐国	長曾我部元親		
阿波国	蜂須賀家政	内一万石	赤松次郎則房
讃岐国	仙石権兵衛秀久	内二万石	十河存保
伊予国	三十五万石		
	小早川隆景	内二万三千石	安国寺恵瓊
	一万四千石	来島助兵衛	
	三千石	得居太郎左衛門	

仙石秀久は本城宇多津聖通寺に入り、引田城に城代を置いて讃岐国の政治を行ったようである。度重なる戦いに加えて天正十二年十一月二十九日に起こった地震は約五十日にも及び地は割れ、地下水が噴出した。このような状態であるから、収穫は思いもよらず、年貢はおさまらず、香東郡安原では百姓一揆が起こり、秀久は一〇〇余人を処刑した。しかし、寺社や地主を中心とする旧勢力はまだ勢力を温存していたとみえ、彼らに対して寺社領を寄進している。

令寄進寺領分之事（『白峰寺文書』）

一百石者　白峯寺

右改而令寄進上者全可有寺納候　仍如件

天正拾四年二月十三日　　仙石権兵衛尉　秀久(花押)

為寺領令寄進分之事（『白峰寺文書』）

一　百石者

右、全可在寺納所付之儀者、青海之内を以新介弥右衛門方ゟ可被請取者也、仍如件、

天正拾四年　八月廿四日　　秀久（花押）

為知行令扶助分之事（『由佐文書』）

一百石者　綾新居郷之内国分村

右全可領知者也　仍如件

天正十四年八月二十四日　　秀久(花押)

しろみね
衆徒中

由佐平右門殿

讃岐の政情をよそに、天正十四年九月秀吉は秀久に九州島津征伐の加勢を命令して来た。秀久は長曾我部信親・十河存保・香西・安富氏ら六〇〇〇人を率いて宇多津から豊後に上陸した。天正十四年十二月仙石秀久は長曾我部信親ら四国勢を率いて、豊後戸次川で島津永久と戦い、深追いをして逆襲に遭い、信親・十河存保らを戦死させて

しまった。この失敗に、秀吉は大いに怒り、秀久から讃岐を没収し、尾藤知宣光房にこれを与えた。知宣は天正十五年一月宇多津聖通寺城に入り、九州出陣の用意にかかったが、疲弊した讃岐では兵粮とて集まらず、寺社領にまで検地したり、商家遊民に課税したりしたが年貢ははかばかしくなく、わずか三〇〇〇余騎を率いて宇多津から出港、秀長の配下になり合戦に加わった。日向国高城の戦いにおいて、宮部善祥坊が助けを求めたのに応じず、戦機を誤り、秀吉の怒りを買い讃岐国の封を取りあげられた。そして、秀吉は加藤清正に讃岐国を一時預けることにした。仙石・尾藤両氏の治績にみるべきものはなにもない（福家惣衛『香川県通史』）。

第二節　検　地

鎌倉・室町期の荘園領主は戦国時代に至ってその荘園所領を失い、経済的・政治的に無力化した。そして荘園体制解体過程を通じて、在地武士は自らの力によって彼らの所領の維持拡大を図ることになり、彼らの中から、戦国動乱――下剋上の過程を通じて大名にのしあがった者が多く現れるに至った。戦国大名は今川義元・北条氏康がいちはやく検地を行った。もちろん検地は古くは太田文といわれるもので各地で行われていた。

織田信長も永禄十一年の近江を皮切りに本能寺の変で亡くなる天正十年（一五八二）までに畿内を中心に信濃にまで検地を行った。信長の検地は新しい領土が加わるにしたがってそれに対する支配の基盤とするためのものであった。領主に対し領地面積をくわしく申告させ、そこから得られる収穫高を基準として年貢を賦課しようとするものであった。この「指出」はもちろん厳重に調査して疑問のところは百姓に問いただし、不正があれば領地没収と

いう罰則をもって臨んだ。しかしこの自主申告はだいたいのその実態を認めて実際の検地に代えたものである。検地は秀吉に受け継がれた。この検地は歴史学者によって評価を異にするが、「大化改新」以後の日本史上の大事業とする見方が多い。経済的価値観と生産高の増大と身分制度の確立はその最たるものといえる。

安良城盛昭氏はその著の中で秀吉の幕藩体制社会について、

「一見領主的土地所有が欠如しているかとみられる特殊幕藩体制的なこの二つの史実――将軍大名給人相互間に所領売買がみられず、さらに大名給人が転々と所領を替えるという事実――は実は第一に幕藩体制社会に独自な封建的主従関係のあり方、さらに第二に、幕藩体制社会に特有な武士と農民の階級対立の特殊なあり方から生じているのでありこの二つの特殊幕藩制的史実はやはり幕藩体制社会における将軍大名給人の土地所有を前提とすることなしに正しく理解することはできないと考える。すなわち、天下統一を達成し幕藩体制を創始した豊臣秀吉は日本全土にわたって大閤検地を施行し、この大閤検地を通じて戦国末期に存在していた武士屈個々の土地所有を全一的なものとして封建領主的土地所有に集約、一本化することによってこれを掌握し、こゝに武士による農民に対する厳しい封建支配の経済的基礎が確立され、更に秀吉が全一的に掌握しているこの封建領主的土地所有を、一時的部分的に大名の知行として分与し、さらに大名はその給人にこれまた一時的部分的に知行として分与したものが、大名給人の所領となったのである。この意味で幕藩体制社会における封建領主的土地所有は単一のものとして存在し、秀吉将軍個人の手中に掌握されていたのである。大名給人相互間の所領の売買がみられないという事実は封建領主的土地所有が単一のものとして存在し、それが関白・将軍によって掌握され、大名給人の所領は一時的分与されている必然的結果に過ぎない」。

と結論している。

讃岐国における検地は『生駒記』・『讃岐国大日記』とも慶長六年八月に天下惣検地があり、生駒一正が出勤した

とある。この年に讃岐国に検地が行われたらしい。大川町有馬家に慶長七年（一六〇二）の検地帳があり『寒川郡富田ノ庄中村御検地帳（田方）』・『寒河之郡富田庄中村御検地帳（畠方）』・『富田ノ中村田方名寄帳』の三冊である。

名寄帳は農民ごとに所持している田の内訳の面積・石高を記録したものであり、基になっているのは田方検地帳である。田方・畑方検地帳は一筆ごとの位付け・面積・生産高と耕作する農民が記されており、田畑ともに上・中・下の位付けとなっている。正式の検地帳であれば最後に年代や検地役人の名が記されるが、写本のためかこれらの記載がない。高請百姓つまり自立し一人立ちした農民として検地帳に登録されても、耕作する土地だけでは生活を維持できない農民が四割おり、彼らは大高持の土地を耕作しなければ生計を立てえなかったのである。

また検地帳に登録されずに大高持百姓に隷属してまだ自立化していない下人・名子なども、大高持の所持地で農耕に従事しているのであって、検地帳に登録された農民以外にも農耕に従事している農民が多数いたのである。慶長の検地は自立しつつある小農民を検地帳に登録していこうとする方向はうかがえるが、まだそれは初期の段階であり、小農民の自立化が具体化されたとはいいがたい状態であると思われる（木原溥幸『讃岐における近世初期の検地』）。

さて、近年有馬家の検地帳を再検討している折、その裏側に慶長二年、長尾村塚原の検地帳の裏打ちされたものであることが分かった。これまで豊田郡姫郷内木之郷村御検地帳（写）の慶長四年が讃岐国の検地の最初であるとされていた。ところがこの資料から生駒氏による検地は現在のところ慶長二年ごろから行われ、慶長七年ころに終了したと考えられる（『有馬文書』）。大内郡については、このころの資料が未発見のため、推測の域を脱しないが同様と考えてよかろう。なお、生駒藩では寛永七年ころにも検地が行われた形跡がある。

さらに本格的には松平讃岐国になって、大がかりな検地が行われた。「寛文検地」とよばれるもので、寛文五年

（一六六五）から十一年にかけて行われたものである。

第三節　生駒時代（天正十五年（一五八七）―寛永十七年（一六四〇））

生駒氏の出自

生駒親正の父親重は美濃可児郡土田の出身で土田氏と称していたが、生駒豊政に見出され養子となった。親重の息子が親正である。生駒氏と織田氏とは因戚関係にあるにかかわらず不遇をかこっていたが四一歳のとき、織田信長に御目見えをえてから、運が開けてきた。朝倉義景の戦いに豊臣秀吉に従軍して功をたて、さらに長篠の戦いに参加した。

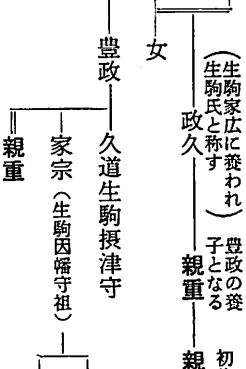

大坂本願寺の戦いに参加し、秀吉の中国攻めに参加して一〇〇〇石を食むようになり、山崎の戦い、賤ケ岳・小牧の戦いにも参加して三〇〇〇石となり、天正十三年六月近江国高島郡二万三五〇〇石、従五位下雅楽頭に封ぜられ大名になった。時に親正六〇歳である。天正十四年伊勢神戸三万石に転封され、さらに播州赤穂六万石に封ぜら

れ、天正十五年八月十日讃岐国に転封されたのである。親正は終始、秀吉の麾下にあり、忠勤に励み、秀吉が天下の主となったことよって、破格の取り扱いを受け、堀尾吉晴・中村一とともに小年寄（後中老）に任ぜられた。

親正は讃岐の国守に任ぜられると、最初引田浦の城にまず居を定めた。しかし、讃岐国の東部に寄りすぎていることを考え、宇多津聖通寺城に入らんとするも狭すぎるということで断念し、那珂郡津の森の庄亀山や山田郡上田井村由良山を検討したが、地の利や水の利にかなわず断念した。そして讃岐国の中心部になる香東郡野原の庄に城を築いた。これが高松城である。当時野原五箇の庄といわれ、宮脇・東浜・西浜・上ノ村・中ノ村から成っていた。なお天正十七年山田郡の農民が年貢を納めなかったので主謀者を処刑した。その反面、政治の円満を考え、国侍を挙用した。末石五郎兵衛・佐藤志摩・同掃部・三野四郎右衛門らである。親正・一正親子は小田原北条の戦い、朝鮮文禄の役にも出陣した。

慶長二年、西讃のかなめとして那珂郡津の森の庄亀山に城を築き、丸亀城と呼んだ。高松城・丸亀城交互に住んでいたとか、一正が丸亀城に住んだとかいわれている。引田城も廃城とせず、城代がいたもようである。慶長五年（一六〇〇）関ケ原の戦いが起こるや、一正は、東軍に属した。正俊は西軍に参加し、親正も西軍に加担した（『生駒藩翰譜』）。

生駒氏の肉親がこのように東西に分かれたということは、他にも同じような例がみられる。時代の趨勢はすでに徳川氏にという認識は当時の大名にもほとんど見受けられるが、豊臣氏との関係も無下に捨てることも出来なかった。一正は家康に従い、東軍の先鋒となり、奮戦功をたてた。親正は西軍に従って、丹後の田辺城を攻めた罪を詫び、高野山に入り謹慎した。親正はしばらくして帰国、一正に譲って隠居し、慶長八年死去した。

しかし、織田・豊臣恩顧の大名として、徳川氏の標的とされ、改易される運命の伏線が敷かれていたのである。

慶長六年五月、一正は讃岐国一七万一八〇〇余石を家康から授受した。前節で述べたように前後して、讃岐国惣検地に取り組んだ。生駒時代の「寺社領・大内郡惣高覚帳」を記してみると次のとおりである。

◇寺社領関係

一、新田拾石加テ
　高三拾石

一、同弐拾石
　新田三拾石加テ
　高三拾五石

一、新田
　同壱石五斗四升

◇預置代官所之事

一、百七拾八石八斗八升九合
　大内郡
　小磯

一、弐百七拾五石九斗三升六合
　大谷

一、百六拾五石弐升
　八之坪

一、弐百八拾石八斗九升六合
　落相

一、百八拾四石六升
　土居

一、弐百八拾壱石八斗弐阡壱合
　川東

一、六百八拾四石八斗八升四合
　三本松

一、六百四石三斗六升
　水主山

一、四百四拾七石三斗七升
　与田山

高合三千百三石弐斗三升二合(六)
　内百四拾石鉄砲之者拾人ニ遣
弐阡九百六拾三石弐斗三升二合(六)
　慶長拾四年
　霜月十四日　　一正(花押)
　水口隼人殿

◇「生駒壱岐守高俊公御領分讃州郡村村竝惣高覚帖」

大内郡
一、田畑居屋敷共
　高九百七拾壱石五斗参升四合

一、高百三拾七石七升(斗)八合

一、高百六拾八石五斗八(五)升六合

一、高五百四拾五石弐斗(六)六升五合

一、高弐百七石八斗六升七合

一、高百三拾六石六斗九升六合

一、高七拾壱石九斗壱升

引田浜
塩屋村
馬宿村
梨子木村
黒羽村
河股村
松原村

一、高弐百七拾六石四斗　吉田村
一、高六百四拾五石五升四合　白鳥郷
一、高四百拾九石八斗七升四合　淡　村
一、高四百七拾壱石七斗五升五合　三本松
一、高五百弐拾壱石四斗九升弐合　横内村
一、高五百弐拾三石七斗四升　河原東村
一、高八百七拾九石三斗壱升八合　西　村
一、高七百弐拾六石七斗六升(ママ)四合　水主村
一、高三百拾壱石壱升弐合　東　山
一、高弐百八拾七石六斗壱升四合　西　山
一、高四百五拾壱石八斗壱升　与田山村

一、高六百三拾六石六斗七升六合　入野山(村)
一、高百八拾三石壱升　松崎村
一、高四百八拾壱石七斗八升　町田村
一、高百三拾四石七斗五升八合　三殿村
一、高百八拾弐石弐斗九升弐合　入野中山
一、高弐百六石六斗五升四合　土居村
一、高百八拾六石壱斗三升　馬篠村
一、高百三拾三石弐斗八升五合　小砂村
一、高四百石九斗四升七合　小海村
一、高弐百六拾三石六斗九升　中筋村
高合壱万弐阡八百拾六石八斗壱升三合

慶長十五年生駒一正は五六歳で死去し、正俊が跡を継いだ。生駒正俊の弟甚助正信は大内郡一万石を領し、引田城に居を定めていたが、慶長十九年（一六一四）大坂冬の陣が起こるや、秀頼に呼応して大坂城に入り、元和元年大坂夏の陣で豊臣家が滅亡すると、讃岐国へ逃げ帰った。そして多和で発見され斬殺された。正俊は大坂冬の陣・夏の陣ともに家康・秀忠に属して戦った。元和二年大坂城修築工事を手伝い、元和五年福島正則改易に際し、加藤・森・本多・松平阿波・松平土佐・松平宮内少輔らとともに城明け渡し引き取り役に任じられた。元和七年正俊は三六歳の若さで死去、一一歳の高俊が四代目を継いだ。

生駒氏の治績　親正が讃岐国の領主となっても、翌年小田原攻め、さらにつづく朝鮮の役の両役に従軍などして、ほとんど治績として見るべきものはない。天正十五年仏教の保護振興のため、讃州十五か院を定めた。十五か院はいずれも古刹で信仰の厚い寺院で次のとおりである（『香川県通史』）。

一、虚空蔵院（医王山　与田寺）　九、伊舎那院（北田山　如意輪寺）
二、地蔵院（宝幢山　香西寺）　十、延命院（七宝山　勝楽寺）
三、国分寺（白牛山　千平院）　十一、極楽寺（紫雲山　宝蔵院）
四、白峰寺（綾松山　洞林院）　十二、無量寿院（柴山　随願寺）
五、聖通寺（壺平山　宝光院）　十三、法勲寺（利剣山　遍照光院）
六、覚城院（大寧山不動護国寺）　十四、道隆寺（桑多山　明王院）
七、成徳院（七宝山　勝蔵寺）　十五、地蔵院（巨龍山　萩原寺）
八、持宝院（七宝山　本山寺）

二代、一正については前述した検地が最も顕著な治績といえよう。三代正俊のとき水主風呂の修理が行われた。『大山家文書』では生駒家小姓役大山五右衛門の弟善右衛門（のちの太郎右衛門）に三〇石を与え、水主に住まわせ風呂の監理を命ぜられ代々世襲したとある。生駒四代の中で特筆すべきものは、検地、西島八兵衛登用による灌漑用水利に関する土木事業である。村上稔氏は『東讃産業史』でその他に塩業の隆盛の基礎を生駒親正から三代高俊にもとめ、生駒藩時代の大きな業績としている。

近年発見された『兵庫北関入船納帳』文安二年（一四四五）には阿波と同様に讃岐引田から多くの船が入船し、塩を運んでいる事実が記されている。室町時代には塩業が阿波撫養を中心に隆盛を極めたが、近世塩田として赤穂

塩技術が入浜式塩田の完成へと導かれた。親正は讃岐国引田へ天正十五年八月入部したのであるが、前任地赤穂が既に塩業先進地であり、引田の安戸、白鳥の松原の地形をみて、塩業技術の導入を図ったのである。そして塩田の燃料が松である関係上、従来からよい松が産出される当地と赤穂との交流も考えられる。

幕末の『坂東家文書』には製塩用燃料の松の売買が馬篠浦で行われていたことが蹴せられている。『松雲山教蓮寺縁起』は「南海道讃岐国大内郡松原邑ニ一寺アリ　松雲山教蓮寺ト号ク　其濫觴ヲ考ルニ往古御陽成院ノ御宇天正十五丁亥年十二月ニ当テ播州赤穂郡ノ人民数十人来テ経ケ島松原ニ住ス　惟時国守生駒壱岐守ノ御代ナリトテ則チ国守ニ申テ許多ノ河原ヲ開立タリシカバ其味潤ニメ殊ニ多ク出来タレバ家富ミ人栄テ忽チ一箇ノ聚落ト為リヌ」とある。

これらのことから、一つは適地生産論、他は燃料立地論が推論され、赤穂塩学民が塩を生産したということは、塩の商品化が進んで京畿の需要が増加したからであろう。生産適地であり、燃料に恵まれた当地は製塩条件が赤穂に勝るものがあったのであろう。『教蓮寺縁起』にあるように数十人の集団移住は生駒藩の塩業奨励によるものと考えられる。

生駒三代正俊の夫人円智院は藤堂高虎の養女であり、その息女が二人まで藤堂氏と縁を結んでいることから、生駒家・藤堂家の関係は非常に密接なものであった。正俊死後高俊が封についた元和七年(一六二一)は一一歳で国守たるには心もとないことであった。そこで藤堂の臣西島八兵衛が讃岐国へ遣わされた。正俊の死後のいろいろな後片付けに遣わされたようであるが、寛永十六年まで約十八年間生駒家の客分として水利土木に大いに腕をふるった。

もともと讃岐国は雨が少なくそれを補うために多くのため池が造られていた。しかも雨が降ると山は浅く水は一

気に海に流れ込んでしまう。そこでため池が必要となってきた。しばしば干ばつに悩まされた土地柄だが、古代から稲作の優れたところとされてきた。小さい河川、ため池の修理、新池の築造、新田の開発が特に望まれるわけである。『西島八兵衛文書』によれば、「満濃池の再築を始め、岩瀬池・一ノ谷池・小田池・竜満池・三谷池・山大寺池等九十余の池の補修築造にあたった」と書かれている。

大内郡中山池水利高二六〇石、西村川田池一三八七石、白鳥村原間池二五四石、これらの池は江戸時代に築造されたようだ。『讃水村史』は与田川の付け替え工事として、生駒高俊の寛永三年（一六二六）四月大風雨があってのち、約三か月間降雨なく五穀は実らず、多くの餓死者が出た。当時、与田川の付け替え、番屋川の河床変更、その他ため池の改修築工事等が行われ、また丹生の南谷池も池田氏の努力によって築かれた。与田川はもと中村の円光寺鼻から、いまの水主三本松道路の北側を流れて近政に入り、一つは川東の杖の端から東流して現在の古川に流れ込み、北流して海に注いでいた。

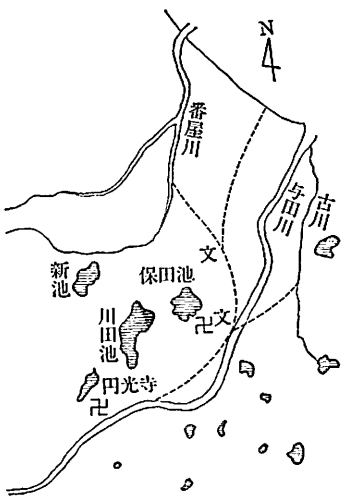

与田川・番屋川旧流路推定図
推定旧流路

もう一つは中筋の与田寺の門前を北に流れ、穴穂明神の前に出、ここでまた二つに分かれて一つは瀬溜から西北に流れ、大谷で番屋川に合流し、いま一つは中筋の牛塚庵の西を流れて百間橋から北へ進み、横内の友国を通って宮の浦へ出、海へ注いでいたものという。

これらの川は、大雨があると多くの土砂を押し流し、堤防を決壊し、惨害を起こしていたので、高俊の時代に西島

八兵衛の指揮・計画に基づいて大工事を成し遂げたものと思われると書かれている。寛永三年は、記録によれば大干ばつがあったらしい。しかも現在の地質検査からも河川の付け替えは前述のように考えられるが、『西島八兵衛文書』その他にはこれに関する記録がない。八兵衛以前の付け替えではなかろうかともいわれている。

生駒時代には村ということも確定的でなかったし、国境も非常に曖昧であった。四代高俊の生駒騒動の最中に大内郡と阿波の境について争いが起こったことが大山家の記録にある。讃岐衆は阿波の島田までが引田だと主張し、阿波衆は、引田郷までが阿波の領分だと主張して争ったのである。近年鳴門市のいたるところで讃岐国と書かれた墓標や文書が出てきた。また引田梨子木村の漁場の関係文書などからみると、少なくとも北灘の一部までが讃岐国だったことがうかがわれる。碁の浦（阿波西端）から東一二キロメートル、鬼野村（現在鳴門市の一部）鬼骨寺の棟札には「讃州大内郡吉田之郷」とあるので、その辺りは讃岐分だと思っていたのであろうし、鬼野村の漁師も何の抵抗もなく、引田浦まで漁猟に来ていたという。寒川郡・三木郡と阿波の国境でも争いが起こり、双方に刃傷沙汰もあったので、生駒落去の後始末に幕府の上使として来ていた青山大蔵少輔が、寛永十八年十月に国境裁定書を作っている。

高俊の時代、新参の江戸詰め家老前野助左衛門・石崎若狭らと国家老生駒帯刀らとお家騒動が起こり、寛永十四年帯刀が幕府に訴えたので、当初幕府は藤堂家にその扱いを委せたがらちがあかず、寛永十七年八月幕府は生駒から讃岐を取り上げ、堪忍料一万石として羽州由利郡矢島の荘に左遷された。寛永十七年から約二か年間讃岐国は、

那珂郡・多度郡・三野郡・豊田郡は予州大洲城主　加藤出羽守　支配
香西郡・南条郡・北条郡・鵜足郡は予州今治城主　松平美作守　支配

大内郡・寒川郡・三木郡・山田郡・香東郡は予州西条城主一柳丹後守が支配した。ただし西讃は寛永十八年に山崎氏が入った。

ここに四代五十四年にわたる生駒時代の幕が下ろされたのである。なお寛永十八年幕命により、讃岐の国諸事後始末のため、西島八兵衛が来讃し、よく事を処した。

第二章　松平藩政時代

第一節　政　治

一　郡と村

戦国時代の地方行政は、農業を営むうえで必要な水利・入会地などを統轄するために発生した地縁的・自然的なまとまりのうえに成立していた。豊臣秀吉による天下統一はその自然発生的集団を地方支配の末端として利用することとした。太閤検地により、年貢の貢納単位を「村」とし、それ以来「村」と「郡」が地方行政の単位となって、近世封建体制のなかに組み込まれることになった。この村と郡が藩政時代をとおして、農民と藩行政の接点であった。

大内町は高松藩初代松平頼重が讃岐半国に入封以来、高松藩支配の大内・寒川・三木・山田・香西・香東・阿野北（阿野北条）・阿野南（阿野南条）の各郡と鵜足郡の一部、那珂郡の一部の中の大内郡に属する。高松藩政のもとに大内郡があり、その下に各村があった。村は農民支配の最末端機関である。現在の大字にあたり、三本松村・中筋村・川東村・西村・横内村・水主村・馬篠村・小砂村・土居村・中山村・三殿村・町田村・松崎村・大谷村・小

磯村・落合村の一六か村に分かれている。これらの各村の成立は戦国時代までさかのぼるだろうが、定かではない。

地方行政はこの郡に大庄屋二名を命じ、各村に庄屋をはじめとする村役人を命じて行わせ、藩の命令は大庄屋→庄屋→農民という段階を経て実施される。

二　大庄屋

藩政時代には地方行政の最高機関として各郡に二名の大庄屋を置いた。大庄屋は初め大政所と呼称していたが、その後も再三改称した。この大庄屋は藩の郡行政の中枢である郡奉行とその下役の代官と接触し、各村の庄屋との間に立って地方自治の中心をなしていた。配下の庄屋を指導監督し、藩からの触・達示などの伝達、特に郡内の年貢米や賦課金などの徴収、郡内の治安維持、簡易なる裁判など、地方自治に関する事項につき全責任を負うたのであった。また、大庄屋は郡奉行や代官に対して、郡内行政に関する意見を述べることもできた。そのため、大庄屋は当時郡中で家筋・人物・資力などに優れた有力者で世襲されることが多く、支配者側から苗字・帯刀を許されて多くは士分の取り扱いを受け、住居、服装などの制限もゆるかった。

大庄屋の服務は次のようであった（明和八年十二月の示達『政要録』）。

一、百姓共の願いは何事によらず口上にては聞き届けず、百姓共より政所へ連判の願い書を受け取り、大政所へ指出すこと。

一、百姓共に道理あることで、書付で政所へ願い出たものを、大政所が取り上げず、指し戻したり、延ばしておき、代官へ申し出なければ大政所の落度になる。

一、百姓共が無理なることを書付にして願い出たものを大政所が取り上げ代官へ申し出ては役目の甲斐なく、善悪邪正をよく勘弁して入念に取り扱うこと。

右のように、大政所は郡奉行（代官）と百姓の間に立ち、両者の調整役的な役目をしていたことがうかがえる。

大庄屋という役名の呼称は最初（松平頼重当時）大政所であったが、元禄十六年（一七〇三）に大庄屋と改称し、享保十二年（一七二七）に大政所、文政六年（一八二三）に大庄屋、文久二年（一八六二）に大政所、明治元年（一八六八）に大庄屋、明治四年（一八七一）に大里正と再三改められ、その都度配下の庄屋も政所・庄屋・里正と変更された。

大庄屋のほとんどは士分の待遇を受け、その役料は持高のうち二〇石、つまり二〇石分だけは年貢をとらないことにし、そのほか若干の各村高からの引高歩米が加算された。ただし、持高が二〇石を割る大庄屋もいたが、その場合は役料は二〇石よりも減るわけである（『地方篋要』）。

大内郡の大庄屋は初期に日下氏とともに大山氏が務めていたが、承応二年（一六五三）に大山太郎左衛門が命ぜられる以前はだれであったか分からない。しかし、西村に児島六郎右衛門という人がいて生駒時代に郷司を務め、その権勢によって、当時六郎右衛門の甥が住職をしていた与田寺の末寺釈王寺を独立させたという話が伝わっており、大山家所蔵の「御用留」の中にも「三の井出水」争論のときに「正保年中西村大政所六右衛門様お定め云々」ということが引き合いに出されている。この児島六郎右衛門（六右衛門）がそのために、大山氏の前に大庄屋をしていたと思われる。

大内郡の大庄屋の任免は、次のようである。

寛永（一六二四～一六四三）	不詳	日下佐左衛門
正保（一六四四～一六四七）	・（児島）六右衛門？	同
慶安（一六四八～一六五一）	不詳	同
承応（一六五二～一六五四）	・大山太郎左衛門（氏富）	日下佐左衛門
明暦（一六五五～一六五七）	同	同
万治（一六五八～一六六〇）	同	同
寛文（一六六一～一六七二）	同	同
延宝（一六七三～一六八〇）	・大山太郎左衛門（氏勝）	
天和（一六八一～一六八三）	同	同
貞享（一六八四～一六八七）	・大山太郎左衛門（惟氏）	
元禄（一六八八～一七〇三）	同	同
	同	同
	同	日下孫左衛門
宝永（一七〇四～一七一〇）	同	同
正徳（一七一一～一七一五）	同	同
	・大山太郎左衛門（氏光）	
享保（一七一六～一七三五）	同	日下佐左衛門
元文（一七三六～一七四〇）	同	同

寛保（一七四一～一七四三）	・大山太郎左衛門（氏春）	同
延享（一七四四～一七四七）	・大山太郎左衛門（氏春）	・木村才助
	同	同
	・国方長左衛門（五郎八）	
寛延（一七四八～一七五〇）	同	同
宝暦（一七五一～一七六三）	同	同
	佐野新兵衛	同
明和（一七六四～一七七一）	同	同
安永（一七七二～一七八〇）	日下佐左衛門	同
	・堤治兵衛	
天明（一七八一～一七八八）	同	同
	竹内伊左衛門（長作）	
寛政（一七八九～一八〇〇）	同	日下佐左衛門
	竹内宗助	
享和（一八〇一～一八〇三）	同	日下辰造
文化（一八〇四～一八一七）	同	同
文政（一八一八～一八二九）	同	同
		渡瀬平次兵衛
天保（一八三〇～一八四三）	竹内宗助	渡瀬平次兵衛

	・木村庄兵衛	
弘化（一八四四～一八四七）	日下由太郎	同
嘉永（一八四八～一八五三）	同	同
	・木村太一郎	渡瀬与一郎
安政（一八五四～一八五九）	同	同
		渡瀬平次兵衛
万延（一八六〇～一八六〇）	浜垣宇一郎	渡瀬庄太郎
文久（一八六一～一八六三）	同	同
元治（一八六四～一八六四）	同	同
慶応（一八六五～一八六七）	同	同
明治（一八六八～一八七一）	浜垣行太郎	渡瀬広太郎
	・堤新六	竹内宗三郎

・印は大内町の人で、同年代で横に二人併記するは、その年代間に交替したものである。

三　村方三役と五人組

村方三役　藩政時代の地方自治の最末端機関として各村には庄屋・組頭・長百姓の村方三役が任命されていた。いまでいえば庄屋が町長、組頭が助役、長百姓が町会議員に相当する。

〈庄屋〉　庄屋は村内で家柄格式高く、人物、資力に優れた者から代官が任命する。多くは世襲であった。代官や

大庄屋の指導監督を受け、村の最高責任者として、年貢の割り付け取り立て、水利・土木などの普請をはじめ、宗門改め、人数改めなど戸籍事務や訴訟・警察事務、あるいは代官からの触れの伝達など広範な庶務全般を処理し、かたわら郡奉行や代官の指示で特殊な任務をも遂行した。

『大川町史』には寒川郡の記録として、天明八年(一七八八)八月六日に郡中の政所共が招集され、郡奉行から政所の任務について神文として示達され、これに各政所は血判を押して誓約した文があがっているので記しておく。

一、所役人並びに百姓共は当時頻発された法度（はっと）を守り、衣食住とも質素に農事を励み奢侈を慎むこと。

一、出家や社人の類、その他より無心を申し掛けられ断われず遂に百姓共の苦痛を考慮せずに村割の入目に加算して割当てではならないこと。

一、入目については今後百姓共へ申訳が出来ないような事をしてはならない。

一、役目を大切に勤め、百姓共に対する取引はもちろん諸事明白に少しもえこひいきをせずに村内の風儀がよくなるように取計らうこと。

なお、これに違反した者は詮議して屹度（きっと）処罰し、持高をも没収することにした。

庄屋の役料は村高により異なり、水主大山家の「御用留」の延享二年（一七四五）の定めによると、次のようになっていた（『昔水村史』）。

村高　一五〇石～一五五石余　役料五石　　村高　三〇〇石～四五〇石余　役料七石
村高　五〇〇石～六五〇石　役料八石　　村高　六五〇石～八〇〇石　役料一〇石
村高　八〇〇石～一〇九五石　役料一二石　　村高一一〇〇石～一五〇〇石　役料一五石
村高一五〇〇石～二七〇〇石　役料二〇石

〈組頭〉　組頭は庄屋の補佐役で、百姓中から読・書・算に長じた者を庄屋が推挙し、大庄屋によって任命された。たいていは長百姓の中から選ばれた。組頭とはもともと五人組の長の意味であったのではないかといわれるが定かでない。およそ一〇〇戸に一人の割合で置かれ、水主村三人、三本松・西村・川東村二人、中筋・横内・馬篠・小砂・土居・中山・三殿・町田・松崎・落合・大谷・小磯村一人であった。

〈長百姓〉　長百姓は庄屋・組頭の補佐役であるが、村役人というより百姓の代表的なものである。長百姓は百姓の代表とし、村入目（村の経費）や年貢等について庄屋の相談相手となる存在である。およそ二五戸に一人の割合で選出され、庄屋の推挙により大庄屋が任命したのは組頭と同じである。

なお、『大川町史』に長百姓株を銀三百目で譲り渡した一例が記されており、長百姓の服務・権限などを知る上ではおもしろい。

これら村役人を各村ごとに調査するのは容易でないので、『誉水村史』から文化七年大政所日下佐左衛門が記した「大内郡大政所小政所帳」と、嘉永六年四月大庄屋木村太一郎が書き上げた「大内郡村々庄屋組頭帳」の抄記を記す。

文化七年大政所小政所帳

大内郡　代官　飯沼久兵衛

大政所　竹内宗助（松原居住）

〃　日下佐左衛門（引田居住）

松原村　脇　平助（兼帯）　　小砂村　　喜助（兼帯）

土居村　脇　平助　　馬篠村　　喜助
三殿村　大山太郎左衛門（兼帯）　水主村　大山太郎左衛門
中山村　喜助（兼帯）　西村　脇　平助（兼帯）
横内村　（田中）和五郎　川東村　竹内宗助（兼帯）
大谷村　脇　平助（兼帯）

嘉永六年村々庄屋組頭帳

横内村　庄屋　三本松庄屋兼帯　高畑作兵衛
組頭　孫　七
中筋村　庄屋　大庄屋月番持
平五郎跡安政六年五月十七日三殿にて申付候　組頭　与五郎
川東村　庄屋　山崎浅右衛門
上組頭　与平次
下組頭　権三郎
水主村　松原　久七郎
安政二年三月廿五日御普請方介役被仰付　庄屋　喜平次
但し末沢庄次郎跡　組頭　同　庄　蔵
同　勝五郎

西村　大庄屋西村庄屋兼帯　木村　太一郎

馬篠村

河野忠六跡嘉永五年七月廿九日被仰付候

同八月四日浦庄屋被仰付候　庄屋　坂東　喜三郎

安政二年十二月廿三日絹島へ物見改

安政四年三月浦庄屋申付候

小砂村　庄屋　馬篠村庄屋兼帯　坂東　喜三郎

嘉永元年七月組頭役被仰付候　組頭　柳　蔵

土居村

嘉永四年八月廿八日代役被仰付候

安政二年七月十三日親勇蔵病気に付跡役　庄屋　脇屋　武四郎

安政四年七月廿五日代々帯刀被仰付候

中山村　庄屋　土居村庄屋兼帯　脇屋　武四郎

組頭　与太衛門

三殿村

天保九年八月廿日親庄兵衛跡役大庄屋被付候　大庄屋　木村　太一郎

持高の内二十石被下置候

代役　同　庄兵衛

嘉永五年七月四日茂七跡組頭被付候　組頭　藤　蔵

町田村　　大庄屋町田村庄屋兼帯　　木村　太一郎
　　組頭　　紋　蔵

松崎村
天保九年閏四月九日庄屋被仰付候
同年十二月砂糖方取締御用被仰付候　　庄屋　　赤沢　惣右衛門
同十二年五月七日右一代に限帯刀被仰付候
　　代役　　約之助
嘉永三年正月組頭仰付候　　組頭　　利　平
落合村　　小磯村庄屋兼帯　　有馬　十右衛門
　　組頭　　喜　平
小磯村　　庄屋　　有馬　十右衛門
　　組頭　　十　助
三本松村　　庄屋　　高畑　作兵衛
　　代役　　同　甚太郎
　　組頭　　伊兵衛
　　同　　孫七郎

五人組

五人組（五人組合ともいう）は戦国時代に地方自衛組織として存在したが、制度化したのは豊臣秀吉が天下統一をし公布した慶長二年（一五九七）三月の掟である。それが江戸時代になって制度が

完備し全国に波及した。

五人組は大体三軒両隣の近隣五戸で組織され、かならずしも五人ではなく、六人とか四人の組もあった。その隣保組織は領主によって政策化されることにより、行政組織の最末端機構としていや応なしに連帯責任を負わせたのである。だから、その目的も相互検察に重点がおかれ、犯罪―とくに百姓一揆の防止・密告を目指し、租税の完納、勧善懲悪、共済扶助等に連帯責任を負わせた。そのために藩は五人組に対して重要な申し渡しを繰り返し、村役人は毎年それを百姓に読み聞かせた。その主な内容は次のようであった。

一、法度を堅く守り、百姓共は和順し、老人を敬い、礼儀を失わないように。
一、切支丹の儀は厳重に禁止しているので堅く守り、不審の者があれば役人に通告すること。
一、何事によらず徒党は禁止なので、心得違いのないようにすること。
一、年貢や諸納物は遅れないよう速やかに納めること。
一、賭事一切まかりならぬこと。
一、怠け者には意見を加え、農業に精出すよう励ますこと。もし、聞き入れなければ組合をせり出すこと。
一、火災の場合は郷中の者が火消し道具をもちすぐ駆けつけること。もし出会わない者は曲事に仰せ付けること。
一、質素倹約を守り、奢侈を慎むこと。長分の者共が質素にすれば末々の者が見習う。
一、人身売買は重き法度であること。
一、聟取り、養子取りのときは庄屋・組頭が立ち会い、後日問題が起こらぬようにすること。

四検地

封建領主の百姓収奪を経済的な基礎とした近世の社会においては、領内の田畑の面積を実測し、収穫高を決めて年貢を徴収する。この農地実測調査のことを検地という。村ごとに一括し、土地ごとに境界・面積・場所を示し、収穫稲の予想（石盛）をし、さらに作人も明らかにした。

戦国時代に始まった検地も、全国的な規模で実施しようとしたのが豊臣秀吉で、天正年間から文禄年間にかけて行い、これを太閤検地または天正の石直しという。太閤検地では、初めて丈量単位が全国統一され、六尺三寸を一間として、一間四方の面積を一歩とし、三〇歩を一畝、一〇畝を一段、一〇段を一町とする面積の単位を定め、京枡を採用して体積の単位も統一した。

田畑の品類（よしあし）を上・中・下・下々の四段階に分け石盛をし、土地の収量を統一的に表示できた。秀吉は検地役人を派遣して調査させた。江戸幕府も基本的には太閤検地を引き継ぎ、慶長・元和年間にかけて、六尺四方を一歩とするなど秀吉の制度に修正を加えて、検地奉行を置き逐次に全面の検地を行った。

また、生駒親正が藩主のころにも行われたらしく、天正十八年（一五九〇）塩飽島（与島）、慶長二年（一五九七）長尾庄西村・同塚原村、慶長四年（一五九九）木之郷村（現在の三豊郡大野原町）などの検地帳が残っている。

高松松平藩が成立後でも正保四年（一六四七）、慶安四年（一六五一）、万治二年（一六五九）などに部分的に検地が行われたが、寛文五年（一六六五）から同十一年にかけて領内全般に大規模な検地を実施した。これを亥の内

検地といっている●

松平藩時代には全国的にも、讃岐でも石高が増加した。それは開墾を奨励し、潅漑の便を図りしたためである。少雨の讃岐では新田開発による水不足で干ばつということも起こっており、水利事業が大変重要であった。大山家の「御用留」によると延享二年（一七四五）までに水主・中筋両村で大小二二の池が新しく築造され、一八六石余（約一九町歩）の田畑が新たに開発されたことを伝えている。同様に他村でも新田開発と水利開発が行われ、大いに石高を増したと思われる。

幕府から正式に認められた石高を表高（おもてだか）という。よくいわれる高松藩一二万石とか、大内郡一万石とかがこれに当たる。朱印状などに記載され、大名領地として安堵された石高であり、大名が幕府に対して負担する軍役・公役の基準とされた。大内町の村々の表高は次表のとおりである。これに対し、領内の実際の貢納基準高（内高）はその時々の検地によって定められる。ここでは一例として寛文七年（一六六七）三殿村検地の結果を記す。なお、村ごとの石高変遷は次章第二節近世の農業の項に記載する（『坂東家文書』、外に、「落合村検地帳」・「町田村田方検地帳」が収蔵されている）。

三殿村

田方			畑方		
畝数	拾三町五反九畝拾二歩		畝数	五町一反六畝拾五歩	
上々田	四町八畝	高六一石二斗	上畑	一町四反八畝拾五歩	高拾四石八升五合
上田	四町三反八畝二七歩	高五七石五升七合	中畑	一町五畝三歩	高八石四斗八合
中田	二町九反五畝二四歩	高三二石五斗三升八合	下畑	一町七畝三歩	高六石四斗三升六合

下田　一町四反八畝六歩　高一三石二斗三升八合　　下々畑　一町五反三畝二四歩　高四石六斗七升四合
下々田　六反八畝拾五歩　高四石七斗九升五合　　高〃　三三石五斗九升三合
高〃　百六八石八斗二升八合　　外に畑方　下々田三畝、　高九升

表　高

村名	石高
	石斗升合
三本松	488. 8. 3. 5
中筋東	208. 6. 9. 5
川西村	473. 7. 4. 5
横内主	537. 5. 0. 2
水主篠	459. 6. 8. 3
馬小砂	482. 1. 8. 5
土中居	116. 6. 8. 0
三町山	61. 9. 6. 5
松落田	185. 6. 8. 4
大小崎	122. 2. 9. 5
	96. 7. 8. 8
	282. 7. 8. 0
	126. 0. 2. 0
	240. 3. 6. 5
	273. 3. 1. 0
	151. 4. 8. 9

（貞享元年讃岐国高松領郡村高辻帳）

五　租　税

藩政時代には、貢租といった形での税負担はなかった。それはもっぱら農民に負わされていた。領主は百姓を「死なぬ様生きぬ様」に、再生産に必要な最低のもの以外はすべて収奪をした。そのため、税負担者である本百姓の生活は商工人に比べ監視・統制のもとに置かれ、有名な「慶安御触書」をはじめとして様々な法度で規制されていた。租税は田畑にかかる本租としての本年貢（本途物成）と、それに付加するもの、雑税である小年貢（小物成）と三つに大別される。

本　年　貢

田畑屋敷にかかるもっとも基本的な租税で、本米とか取米とかいった。検地によって算定され、石高で表現された村の総生産高に対し、一定の租率を掛け年貢高を決めた。租率は免といい、免五ツといえば五割、四ツ八分といえば四割八分のことである。この免は藩主により、時期により差があったが、江戸前

期は四ツ、中後期に藩の財政が窮迫し、五ツ六ツと年収が強化された。

免を決定するには、その年の実際の収穫高を調査する検見法と、豊凶にかかわらず五か年とか十か年の平均値の率で賦課する定免法との二種類ある。主に前期は検見が、中後期には定免がとられた。定免法が一般化したのは八代将軍吉宗の享保の改革で採用してからだといわれる。検見法は代官が検見をし免を決定するが、手数がかかり藩の収入も不定であり、検見の際に情実がはいり易かったので、収奪の方法としては実情にあっているものの、多くは定免を用いた。しかし、定免だと、決められた年貢さえ納めれば、あとは農民の作り得だが、江戸時代に数多く続いた天災などによる凶作では、減免されず、百姓一揆・直訴などの原因となった。

付加税　付加税には、口米・四歩米・種子利米があった。

口米　本米（本年貢）一石につき三升の割合で、年貢の収納にあたる地方役人の給料や紙筆墨などの費用に充てた。

四歩米　石高一石につき四升の割合で、もっぱら池や川など藩の行う郷普請の費用に充てた。

種子利米　石高一石につき五升の種子を貸し付け、その種子の利子として年二割を納める。

夏成　本年貢のほかに、田の裏作の麦など夏の収穫に課せられた。田の裏作として麦を作った場合は取米の六分に免をかけ、畑はその石高に免をかけて徴収する取麦とした。それに付加税として取麦の三分を口麦、種子利として種子元の二割などを加算した。麦年貢は麦納でも銀納でも百姓の勝手であったが、中期以降は銀納となった。

小年貢

田畑屋敷の本年貢に対し、それ以外のものに対するものが小物成である。これは山野・池沼・川海に対し、また三草（藍・紅花・麻）や四木（茶・桑・楮・漆）などの収入に対して課せられた。寛永十九年三月二十五日の「高松領小物成帳」によると、大内町からは次の小物成が納められた。

横内村　綿（注　真綿）一七七匁五分　　中筋村　綿　四二匁
川東村　綿　六〇匁　　水主村　綿　三二〇匁
　銀　一分二厘　茶代　　銀　一匁八分七厘　茶代
西　村　綿　二五五匁　　銀　四匁　漆代
三本松村　米　三石八斗四升　御菜　　枌（そぎ）　六九荷三二〇枚
大谷・小磯村　綿　三八四匁　　三殿村　綿　一三八匁
　銀　六分四厘　茶代　　中山村　綿　一一九匁
　銀　三分　漆代　　銀　二分八厘　茶代
　米　四斗八升　御菜　　銀　一匁　漆代
小砂村　綿　一一八匁五分　　落合村　綿　一一八匁五分
松崎村　綿　三五六匁五分　　銀　一分四厘　茶代
町田村　綿　三一二匁五分　　銀　四分　漆代
土居村　綿　二三一匁五分　　馬篠村　綿　一三三匁一分
　銀　一匁四厘　茶代

右の御菜とは三草のことであり、茶代・漆代ともに現物納ではなく、それぞれ、米と銀で納めたものかと思われ

る。

小物成はそのほか、除々に発達した商工業や漁業に賦課され、冥加金・運上金として納められた。

冥加金は藩から営業を認められ、保護される代償として献金を行うという形式であり、一定の税率もなく種類も多かった。酒屋・醤油・油・質屋・砂糖車屋・砂糖仲買・水車などの株所有者に対して賦課され、銀納であった。

運上金は主なものとして林運上がある。これは山林所有者に賦課され、その租額は一定で藩政時代通じて変動はなく、上林は一反歩に付き運上銀一匁八分、中林は一匁四分、下林は一匁二分であった。

これら冥加・運上は様々な業種によって納期などは異なるが、いずれも年勘定の六月には完納しなければならなかったが、もし不納、または怠納の場合はその生業の営業権である株などを取り上げられた。

定免の場合、凶作に当たっても年貢は減免されないが、災害があまりにひどい場合には特に破免を願い、検見取にしてもらった。寛政四年（一七九二）の例を見ると、日枯・日痛・汐抜・水腐・砂入など、それぞれに石目を立て、名目別に手引帳を作成し破免を願い出ている。村ごとの破免石高は次表のとおりである。藩ではこれらに対し立毛改を行ったが、特に、百姓が役人に賄賂を贈り、音物を渡すことのないよう大庄屋に厳しく取り締まりを命じ「食事に関しても、朝　茶めし・やきみそ・しようが・汁ざく〳〵・香の物、昼　やきみそ・香の物・めし、夜　小豆がゆ・又は茶づけ・香の物・ねぶか雑炊・ぬりみそ・もみ大根・みそ漬け・大根・里芋・牛蒡（ごぼう）・なす・かぶ・初たけ・豆腐・油揚げ・隠元豆の内より見合わせ、右之外一切無用、并酒肴・菓子」など指出弥皆無用と厳しく規制した。一方太米（駄米）を村々は貸付けて救済を図り、村方から飢人扶持を振り替えさせて、六月勘定で精算した。また、用水・井手大破のため大内郡で延べ二万人の郷人足を徴用した。なお、この年以外にも、日照・虫害・

水損など多く、藩は、夫喰麦、飢人扶持等の支給を行っている。例えば万延元年（一八六〇）の暴風雨のときには大内郡で人数五九八五人に三本松御蔵から二八〇石二斗五升四合、引田御蔵から七〇石六斗四合余りの飢人扶持を支出した。以下の表は「御用月番帳」（『日下家文書』）から作成した。

夏成麦・銀札、大豆、餅（文化六年）

村名	大麦	小麦	銀札	大豆	餅
	石斗	石斗	匁	石斗	石斗
馬篠村	3.1	8	243	4	8
中山村	3.0	4	220	4	4
小砂村	1.6	4	172	4	4
土居村	2.0	4	204	4	8
三殿村	1.6	4	193	4	8
町田村	2.4	8	276	4	8
松崎村	1.2	4	146	4	4
大谷村	2.4	8	255	4	1.2
落合村	2.0	4	212	4	8
西村	3.2	8	317	8	3.2
小磯村	2.0	4	239	4	8
横内村	2.4	8	273	8	1.6
水主村	6.1	6	748	1.2	3.2
中筋村	1.1	4	139	4	8
川東村	3.2	8	368	8	2.8
三本松村	4.4	1.2	510	8	1.6

小物成（真綿）（安永四年）

村名	正綿	銀納	合計
	匁分厘	匁分厘	匁分厘
馬篠村	27.2.2	119.3.9	146.6.0
土居殿村	84.9.8	373.8.3	458.8.1
三殿村	174.9.9	769.8.0	944.7.9
中山村			
町田村			
西村	53.9.5	228.5.5	280.5.0
小磯村	78.2.3	344.3.7	422.4.0
大谷村	24.0.4	106.3.1	130.3.5
落合村	36.3.6	159.0.9	195.2.5
横内村	73.7.5	324.4.5	398.2.0
水主村	53.9.5	278.5.5	332.5.0
中筋村			
川東村			

子秋村々破免高

村名	破免高
	石斗升合
水主村	359.2.1.0
中村	135.5.3.0
松崎村	51.1.8.4
三本松村	125.5.4.9
殿村	123.6.5.0
田村	225.7.2.9
山村	101.9.6.3
内村	165.4.8.0
磯村	88.6.6.5
谷村	127.5.3.6
東村	238.5.2.0
居村	120.3.0.0
篠村	133.5.7.9
小砂村	79.3.9.2

太（駄）米借付村々

村名	石高
	石斗
水主村	6.7
大山善左衛門	31.7
計	83.4
筋村	1.2
中村	2.0
松崎村	2.6
落合	15.0
吉助蔵	2.7
万与門	0.5
計	20.8
殿村	30.0
三町田村	
中山村	2.7
横内村	1.0
小磯村	6.3
土砂村	
小馬篠村	6.5
川東村	4.0
三本松村	

（外に大政所借 246石4斗
大谷村に 大政所借54石）

また、囲米といって、凶作に備えて村ごとに籾を蓄えさせた。文化十一年（一八一四）の「御囲籾石数村別」（『日下家文書』）によると、横内二石四斗、落合一石六斗、土居一石二斗、松崎八斗、大谷一石二斗、西村三石六斗、三本松二石、川東二石八斗、馬篠一石六斗、小砂八斗、中山八斗、小磯一石二斗、水主三石六斗、中筋一石二斗、三殿八斗、町田一石六斗である。次に、村各の主な租税の表を載せる（日下家「御用月番帳」から作成）。

年貢の収納

年貢の収納は二回に分けて行われた。十一月末までに納める八歩勘定は本年貢、口米・四歩米・種子利米を正米で、その八割を納めた。翌年六月に納める二歩勘定は残りの二割を銀で納めた。百姓は秋の収穫を終えると八歩勘定を目指して米を精選して俵装する。俵は米四斗に減代二升五合（後に四升）を入れて念入りに仕上げた。俵仕立てが悪いと「刎ね」になるからである。俵が出来ると在所の所蔵（地倉）に納めた。地倉は年貢の一時収納所であるとともに備荒食糧貯蔵用倉庫であり、また年貢米を入れないときは犯罪人の仮収容所ともなった。一般に制札場を兼ねて庄屋宅に隣接して設置されることが多く、二・三か村で共用されていた。町内では町田東の内間橋北西詰や西村中・水主下屋敷の集会所用地が地倉跡であるが、これ以外にも数か所設置されていたものと思われる。

地倉に収納された年貢は三本松の御蔵（郷倉）へ送られ、藩御用の船で高松へ送られた。三本松の郷倉は三本松松寿座の敷地にあった。この郷倉には、大内郡のうち三本松・湊・白鳥・松原・伊座・帰来・東山・西山・与田山・川東・中筋・水主・西村・小磯・落合・大谷・松崎・町田・三殿・中山・小砂・土居・馬篠の二三か村の年貢が収納された。十一月末になると藩の収納役人が出張して、村の組頭又は長百姓が枡を回し、役人・手代が立ち会って収納検査を行う。検査は厳重であり、悪い米や俵仕立ての悪いものは刎ねられ、幾度でもやり直しを命じられた。

二歩勘定のときは、他の雑税（運上）も納め、精算が済むと代官から「年貢皆済状」が庄屋、組頭に下付された。

年貢の納入に当たっては、人足その他の負担が村ごとに割り当てられた。寛政四年（一七九二）の「三本松御蔵所懸り物割」（『日下家文書』）によると、大内町の村割負担は次表のとおりである。例として三本松村の「年貢皆済覚」（『津本家文書』）を載せる。

村名	郷人足	かつら	むしろ	大縄	草藁	山土
	人	把	枚	房	束	斗
馬場村	8.5	2	1	3.5	1	0
篠村	12	2	1	5	2	0
居村	5.5	1	0	2.5	1	0
山村	20	3	2	8	2	0
殿村	12	2	1	4	1.6	0
谷村	15	2	1	6	1.5	0
合村	15	2	1	6	1.5	0
内村	30	6	3	2	4	1
主村	20	4	2	10	2	1
東村						

覚

一、米三百石壱斗弐升九合　本米
一、同九石四合　右口米
一、同拾九石五斗三升八合　四分米
一、大麦弐拾弐石弐斗七升壱合　夏成麦口麦共
一、小麦拾壱石壱斗三升六合　右同断
一、銀札七匁弐分壱厘　林運上銀
一、薪壱束四分　十二ヶ月分
右之通午御年貢米萬納方皆済仕者也

文化八未年六月廿八日　飯沼久兵衛
大内郡三本松村政所之頭中

六　検　見

前項で述べたように検見（けみ）は藩政時代年貢収納法の一つで、定免などの定租法に対し、豊凶にしたがって租税を決定する方法で、これを検見取りといった。

藩政時代の初期にはたいてい検見取りであったが、享保ごろから定免が多く用いられるようになり、特別な凶作の場合に限り代官、あるいはその手代が検見して年貢を減免した。

これを破免といい、その方法には**穂掛改め**といって一筆ごとに坪刈りをして算定する方法と、**見付改め**といって畝ごとに目算で算定する方法があったが、後者が簡便なので中期以後は多くこの方法が用いられた。

代官の手代など下級役人が検見するのを小検見といった。これに対して郡奉行、代官、手代などの総勢で行うのを大検見といった。

大検見は春秋二回行われ、作物の豊凶ばかりでなく民情を視察し、兼ねて国法を示し、勧農のことを達した。秋には郡ごとに大検見帳を出させ、それによって奉行は租税収入の大要を知ったのである。

大検見帳というのは各村の庄屋から検見目録を出させ、それを大庄屋がまとめたものである。大検見のとき奉行が庄屋・組頭など村役人を集めて申し渡す内容は毎回ほぼ同じようなもので、

御制札場に掲げてある公儀や藩のおきてとをよく守り、家庭内は睦まじく、耕作には出精し、衣食住は質素倹約を旨として感謝の念を持ち、年貢は入念に仕上げ小作はまた地主の納期に遅れないようにし、藩から借りた銀や米は必ず期限までに返し、郡村の入目はできるだけ節約して百姓の痛みとならないように、ばくち・勝負ごとに陥らず、徒党や直訴は絶対

企てないよう、池守や林守は油断なくつとめよ。

などであった。

また、大検見の接待は情実を排除するため極力質素を旨とし、食事も一汁一菜でよく、給仕人も子どもで差し支えない、などが達せられていた。

次に庄屋から大庄屋に提出した大検見目録の手控の一例を掲げる。

水主村文化六巳秋大検見目録

畝五九町一反四畝一八歩

高六五六石六斗三升五合

内　五五二石六斗三升二合　田方

　　一〇四石　三合　畑方

別

二三八石五斗三升九合　土免田畑（土免というのは定免の一種で、平年作の収穫高を基準とする貢租率のことである）

内　一三七石　八升四合　田方

　　一〇一石四斗五升五合　畑方

二三八石　四升九合　土免早稲田畑物

内　二三五石五斗　一合　田方

　　二石五斗四升八合　畑方

一八〇石　四升七合　御改高

内　三四石七斗五升九合　日枯

　　一四五石二斗八升八合　日痛

〃

水主村新開

高一九八石七斗一升三合

内　一七〇石二斗五升七合　田方

　　二八石四斗五升六合　畑方

別

八三石六斗　土免田畑

内　五七石二斗六升二合　田方

　　二六石三斗三升八合　畑方

五五石四斗一升六合　土免旱稲田畑物　内　二五石二斗二升九合　日枯
内　五三石二斗九升八合　田方　三四石四斗六升八合　日痛
内　二石一斗三升八合　畑方　〃
五九石六斗九升七合　後稲御改高

大検見の接待は質素を旨とすることが通達されていたが、大庄屋や村役人らはこれを丁重にもてなしたもので、大検見の予告があると馬を準備して村境まで出迎え、また見送ったし、宿舎には庄屋・組頭とか富農の宅が充てられたものである。

次にその一例として文化六年秋大検見の節の概況を抄記する。

文化六年秋大検見

一、関吉郎兵衛様御宿　水主村組頭　佐平
　会所（庄屋役宅のことで、ここでは大山家）より道法六丁斗
一、林義右門様御宿　同村　百姓　長左衛門
　会所より道法六丁斗
一、飯沼久兵衛（郡奉行）様御宿　大山太郎左衛門
一、中間衆御宿　同村　伝蔵
　会所より道法四丁斗
一、大検見出勤人

大山太郎左衛門

水主　加次郎　権右門　七郎右門　孫六　茂左衛門　伝右門　茂右門　金十郎　甚五郎　権内　金四郎

中筋　政五郎　市次郎　周助

三殿　庄三郎　孫助　庄兵衛　加八郎

町田　木村庄次兵衛　平七　庄七　又八郎　金右門

一、所持馬（カッコ内は頭数）

中筋　政五郎（一）

水主　長右門（一）　利助（一）　亀次郎（一）　金四郎（一）　喜平（一）　李右門（一）

三殿　木村庄兵衛（一）　庄三郎（一）　勘八（一）

町田　木村庄次兵衛（一）　万五郎（一）　五兵衛（一）　孫四郎（一）

なお、大検見衆や藩主らの出迎えに際し、郡境に休息所がなく不都合であったので、万延元年中山村の兼帯庄屋脇屋武四郎からの願い出により、中山村に設置が許可され、その費用銀四四六匁を大内郡各村に割り当てた。

七　制札場

伝馬所は人々の往来が多く、政令の周知徹底に好都合であったので、大御制札場が置かれるのが普通であった。制札（高札）には定と覚があり、定は幕府の政令で覚は藩の政令であった。定の有名なものは寛永十年（一六三三）の人身売買禁止札、同十五年のキリシタン禁止札などで、覚のおもなものは捨馬禁止、捨子禁止の札などであ

り、このほかに忠孝奨励の札、毒薬の札、異国船の札その他があった。

高松領内の大御制札場は一一か所で、大内郡では西村と引田にあった。西村のは藩政当初からのもので制札の数は九枚、引田のは寛保三年（一七四三）の新設で制札の数は一七枚であった。

このほかに各村に小御制札場があった。庄屋宅の前とか、所蔵の前、あるいは四っ辻などに設けられた。小御制札はキリシタン・捨馬・捨子を禁止する三枚が掲示されていた。

八　貨幣と藩札

江戸時代には幕府が発行した金・銀・銅三種の貨幣のほか、各藩で発行した藩札が通用していて、その種類には次のようなものがあった。

金貨　大判・小判のほか、小粒の金貨があった。

十両大判　慶長・元禄・享保・万延年間鋳造。

五両判　天保年間鋳造。

一両小判　慶長・元禄・宝永・正徳・享保・元文・文政・天保・安政・万延年間鋳造。

大判は何枚、小判は何両と数える。藩主・上級武士・富豪などが贈答用として使用。

二分判（一両の二分の一）文政・天保・安政・万延年間鋳造。

一分判（一両の四分の一）慶長・元禄・宝永・正徳・享保・元文・天保・安政・万延年間鋳造。

二朱金（一両の八分の一）元禄・天保・万延年間鋳造。

一朱金（一両の十六分の一）文政年間鋳造。

右の小額金貨は一般民衆（おもに関東）も使用し、重宝がられた。

銀貨　丁銀と豆板銀の二種があった。慶長・元禄・宝永・正徳・元文・文政・天保・安政年間に鋳造され、一般の日常取引用（とくに関西）に使われた。

丁銀　なまこ型で一枚四三匁内外。

豆板銀　小銀塊で目方不定、小粒ともいう。少額の支払い用。

銀は秤量貨幣で、銀何匁何分といい、銀六〇匁内外が金一両に相当した。したがって金に両替する場合は丁銀一枚と小粒一三匁（小さい粒を集めて重さをはかる）で金一両になるのである。郷土の資料をみると運上・職人の賃・借金・材木・瓦・米・麦・お悔やみなどほとんど銀貨又は銀札で、金貨はめったに使われていない。銀一匁はおよそ米一升二・三合（変動はあるが）に相当した。

銀貨には秤量貨のほかに五匁銀（一二個で一両）、一分銀（四個で一両）、一朱銀（一六個で一両）などの表記貨もあったが、あまり使われなかった。

銅貨　日常の少額支払い用で、慶長・天和・寛永・宝永・天保・文久年間に鋳造され、なかでも寛永通宝が最もよく使われた。また、銅のほかに真鍮銭・鉄銭もあった。慶長年間に金一両は銭四貫（四〇〇〇文）と定められたが、その後絶えず変動した。

同じ銅貨でも寛永通宝は一個が一文、文久永宝は四文、宝永通宝は十文、天保通宝は百文に通用した。したがって天保通宝なら四〇個で一両となる。

藩札　江戸時代は各藩で財政の窮乏を救うため、幕府の許可を得て、その藩内限り通用するよう発行したもので、金札・銀札・銅札のほか、米や酒・炭・紙など、特産品の取引用として、商品券のような形で発行したのもあった。高松藩は銀札だけで宝暦七年と天保四年に発行され、初めは五十匁・百匁・三十匁・二十匁・十匁・一匁五分・一匁・五分・三

分・二分の一〇種であったが、のちには百匁・十匁・一匁・三分・二分の五種となった。なお、天保四年発行のときは、藩財政が悪化していたので、旧札百匁と新札十匁を交換した。また、銀貨と銀札の両替の場合は、正銀百匁持参すれば銀札百一匁を渡し、銀札百二匁持参すれば正銀百匁を渡した。この一匁・二匁の差額は一歩延ばし、二歩延ばしといい、二匁のうちの一匁は藩の収入とし、新札発行や札会所（高松にあった）の費用に充てた。

以上の貨幣価値を金一両を基準にして比較すると、

銀　年により最高五十二匁～最低六十五匁、平均六十匁。但し元治八十四匁、明治元年八十五匁と末期は銀価下落。

銅　年により最高二・八貫～最低六・五貫、平均初期四貫、中期五貫、末期六貫となり、これも末期ほど下落した。

九　巡見使及び藩主の巡視

巡見使の巡視　地方行政の監督官として、将軍の代替わりごとに巡見使が諸国に派遣された。これは、領主その他に違法・越権・汚職などの行為はないか、税が高くて苛斂誅求（かれんちゅうきゅう）になっていないか、怠慢で事務が渋滞していないか等、つまりその国がよく治まっているか否かを視察・報告させたもので、領主その他に非違があれば罰することになっていた。

巡見についてはすべて手軽に、休・泊旅宿の門前固めとして番所を置いたり道、橋を修理したり、掃除をしたり、砂利を置いたり、手桶を置いたりすることは不要、旅宿の賄いも一汁一菜、食器も有り合わせのものでよく、宿の畳替えも不要、巡見の道すがら百姓も町人もその仕事に励んでいてよく、音物（みやげ物）一切不要、火の用心にはじゅうぶん心がけよとなっていた。しかし、巡見を受ける藩や末端の郡村はそういうわけにもいかず、道路

の改修、屋根の葺き替えなどには藩から下げ銀（補助）を出したほどであった。その送迎は丁重で、藩家老以下奉行・代官は麻上下、郷手代・大庄屋は羽織・袴、庄屋・組頭・長百姓らは羽織・小脇差で国境または郡境まで出迎え、あるいは見送ったものであった。休・宿泊所には大庄屋・庄屋宅あるいは寺などが用いられた。

また、下問に答える資料として各村から村勢を報告させ、大庄屋や村役人が郡治・村治について答えられるよう次のような予備知識を与えていた。

一、村高は郷村表高を答える。
一、高松から引田までは十五里半。
一、田畑の位は上々より下々まで五段、上々田一石五斗、上田一石三斗、中田一石、下田九斗、下々田七斗、坪免（ならし免・平均の年貢）は四ツ一二歩であるが毎年定免納めではなく、出来具合で役人検分六ツにも四ツにもなる。畑は秋・夏両度に年貢を納め麦納、銀納どちらでもよい。
一、満水・大汐のとき田地荒地を百姓が手入れして作付けたときは、申出により作柄を見積って見取りにする。田地になって願い出たら元の畝高に直す。軽き百姓どもへ相続のため毎年夫喰麦米を利付で貸す。大痛のときは捨てる。
一、年貢米は秋は十一月までに八歩、残りは翌年六月に納める。
一、米一石は二俵半、一俵に四斗三升入れる。桝は京判で世上通用のもの、内法四寸九分、高さ二寸七分。
一、村々男女人数・牛馬数・池数・堂社及び堂社領の高、酒屋数はそれぞれありていに答える。
一、巡見使が来たときは諸事慎み、通行・見物など子どもまでも相成らぬ。
一、村々火の用心を第一に心がけよ。
一、庄屋は間違いなく入念につとめよ。衣類もきめられたもの以外は着用しない。人足や馬は相違なく出す。馬の手綱入

念に。

一、農事はそのまま続け、通行のとき平伏する。

寛永以後、大内郡へ来た巡見使は次のとおりである。

寛永十年（一六三三）将軍秀忠公上使　河勝丹波守　牧野織部　溝口伊豆守
寛文七年（一六六七）将軍家綱公上使　河口源兵衛　堀八郎右衛門　藤堂勝兵衛
延宝九年（一六八一）将軍綱吉公上使　駒井次郎左衛門　小田切喜兵衛　水野小左衛門
宝永七年（一七一〇）将軍家宣公上使　宮崎七郎右衛門　筧新太郎　堀八郎右衛門
享保二年（一七一七）将軍吉宗公上使　津田外記　大久保源太左衛門　駒井求馬
延享三年（一七四六）将軍家重公上使　富永叡負　酒依滑十郎　神谷左内
宝暦十一年（一七六一）将軍家治公上使　大河内善兵衛　市岡左膳　遠山織部
寛政元年（一七八九）将軍家斉公上使　池田政次郎　諏訪七左衛門　細井隼人
天保九年（一八三八）将軍家慶公上使　平岩七之助　片桐叡負　三枝平左衛門

延享二年水主・中筋村村勢　前述の延享三年（一七四六）の巡見の準備として、その前年に報告された水主・中筋村の村勢を大山家の「御用留」によって見てみよう。

延享二年　水主・中筋村丑年諸事目録（抄）　　わけ
高　九三六石六斗五斗三合　古田畑　二〇六石三斗四升五合　土免田方
引　二六石六升一合　取米一二七石七合
〆　九一〇石五斗九升二合　一一八石八斗一合　土免畑方

取米四二石五斗七合　　七七三人　本百姓
五八三石七斗八升二合　見付改高田方　　二五九人　商人・間人・職人・医師
取米一八三石六斗五升七合　　三七人　出家・社人・神子
一石六斗六升四合　見付改高畑方　　一人　道心
取米八斗一升六合　　五人　座頭　内四人本人　一人女
一池数六五　内一三大池　五二小池　　二人　山伏
四三　先代より壱岐守殿御時分　　一一人　御林守　内三人本人　三人男　五人女
二二　新規竜雲院様御代已後　　九人　癩人　内五人男　四人女
一御林三ケ所　　一家数三五四軒　二七軒石居　三二七軒掘立
一百姓自分林五ケ所　　一酒屋　一軒　酒造り米一五石
一同数一ケ所　　一馬数　一〇疋
一真綿三六二匁　本目　　一牛数　一一三疋
一人数一、〇九七人　内六〇八人男　四八九人女　　一寺数　四ケ寺　真言宗
わけ　　一社数　二ケ所

松平頼重の巡視　歴代の藩主は初めて封国に帰ると、国内を初巡視し、領内の地理・民情を視察した。のちには孝子・節婦や篤行者を賞し、七〇歳以上の高齢者には銭穀を与えるのを例とした。『英公実録』によれば、初代藩主松平頼重（英公）は寛永十九年（一六四二）五月二十八日高松に入封すると、十月二十六日から領内を初巡視した。その行程は、

二十六日　高松城発―国分村（国分寺町）―福江村（坂出市）―宇多津泊
二十七日　宇多津―四条村（満濃町）―象頭山・満濃池―羽床村（綾南町）泊
二十八日　羽床村―一宮村―長尾村泊（このとき将基山で狩りをした鳥を老中番頭らに与えた）
二十九日　長尾村―富田村―西村―白鳥―引田泊（このとき引田で狩りをしたが兎一匹しか獲物がなかった）
三十日　引田与治山（狩）―山の下の沼（安戸池）（大網見物、一尺ばかりの魚が百匹とれる）―鶴羽泊
十一月一日　鶴羽村（舟）―小田浦（強風のため以後陸行）―高松帰城

であった。

頼重はまた承応二年（一六五三）一月十八、九日にも与治山の鷹狩りを兼ね、大内郡を巡視した。このとき水主の大山太郎左衛門は野合に召し出され、大政所役をおおせつかった。この十八日夜は坂元村の坂東清之宅で宿泊し同家に五大雲地蔵の絵像一幅を与えている。以後、代々の藩主は領内初巡視のみならず、鷹野・白鳥参詣などで、大内郡へ来る機会は多かった。

松平頼儀の巡視　第八代松平頼儀（褒公）は寛政八年（一七九六）六月讃岐に帰国すると、十一月に領内を初巡視した。儒臣岡井郡太夫の『行封日記』、並びに引田・坂元の『坂東恒市方記録』によると、公は十一月四日高松出発、太田・仏生山を経て由佐泊、五日安原・塩江を経て津柳泊、六日槙川・大窪寺・五名を経て入野山に入り長福寺で小休、同夜渡瀬卯太夫宅で宿泊、七日小海村喜左衛門宅で昼食、同夜坂元村坂東伝右衛門宅で宿泊、八日川又村小左衛門（水谷）宅で昼食、同夜日下佐左衛門宅で宿泊、九日三本松村に入った。以下やや詳細に記述する。

三本松村は人家密比土豪多くこれに居る。公倉（御蔵）あり、公過ぎりて之を閲す。穀粟充盈。薄午公正覚寺に休む。親鸞の教を奉ずる者壁に一古画を掛く。公郡太夫を召しこれを示す。みるに則ち鶏が石争の上にあり、而して寺僧に問わしむ。僧言う、相伝う唐の玄宗画く所と。郡太夫思えらく、未だ玄宗の善画を聞かず、恐らくは宋徽宗の誤か、然らば徽宗たるまた妄謬のみ、これを公に復す。公寺を出で一民家によぎる。甘庶をつくるをみる。その製、大木板を用う。上に三大柱を植え、中柱上に横木を架し、牛を以てこれを転ず。柱下に機を設け、中転ずれば即ち左右皆転ず。二人柱を夾み相向う。互に蔗茎を柱間に挿し、左嚙すれば即ち左吐、汁没没として下る。下に槽を作り以て桶に沃す。公左右染指以て美を試す。又糖未だ成らず、因りて去年製するもの一包献ず、与田山より以来田の間に往々甘蔗を植えるを見る。北に至りて最盛。川東村を過ぎ水主村に至る。里正大山氏の家に休む。陪従の重臣酒前に賜う。其地火坑（からふろ）あり、其の製屋を架し倉の如し、其中土をかさね、大窖を作る。柴を窖中に焚き、火減を待ち蔗糖を以て塩水に没し其中に敷く。病人をして入臥せしむ、これを入室といい病を療す。公よぎりてこれを見る。左右をして入室せしむ。中は温なること甚し。公出て偶々後宮阿監請うて入室する者あり、村中に寓す。出でて道傍に拝謁す。公左右をして之を問わしむ。遂に路を南谷にとり西村及び落合、松崎等の村を経、町田村に至る。居民木村氏の家に少憩し再たび土居小砂馬篠村を過ぎ鶴羽村に至る。

『寛政孝義録』と孝行者　十一代将軍家斉の時代に老中松平定信が、全国の諸藩に命じて藩内の孝子・順孫・節婦・義僕などを報告させて『寛政孝義録』六一巻にまとめた。その巻四十『讃岐国』には天明三年に高松藩が報告した孝行者として次の人たちの名が記されている。

大谷村　伊作　　小磯村　勘六　　松崎村　小左衛門
水主村　だい　　川東村　清兵衛　　中筋村　市蔵・新兵衛・げん

三本松村　喜左衛門

なお、孝子・節婦などの表彰は藩主の巡視のときにも行われ、高齢者とともに褒美として銭・穀物などを与えられた。

第二節　水　利

一　新池の築造

松平頼重入部の翌寛永二十年には、四月下旬から六月下旬にかけて降雨なく大干、秋から冬にかけ餓死一〇分の一に及んだため（『讃岐国大日記』）、藩ではため池の築造修理を計画したが民が疲弊していたので思うに任せず、わずかに翌正保元年（一六四四）に満濃池と香川郡の小田池を修理したにすぎなかった。しかるに正保二年春から秋にかけまた大干、この二度の大干ばつでため池増築の急務を感じ、適地を選び、藩の財力をもって各郡に合計四〇六の新池を築かせた。そこで古来からの池九六六と合わせて一三七二（大内郡は九五）となった。なお天保九年の巡見記録によると先代一一二三、当代三九七七となっていて数字に相当の開きがあるが、これは天保九年のが小さい池まで書き上げたのと、時代が下がって増加もしたためと思われる。

二　池・川の普請

与田川の付け替え工事については第三章第一節で述べるが、その他池・川などの普請は藩費で、あるいは自費で不断に行われていたものである。庄屋の「御用留」を見ると道路普請はまれで、池・川の普請が圧倒的に多い。次に池・川についての藩普請の例を掲げる。

笠松池御普請留

一笠松池ゆるぎ更長弐拾四間　堤築留三間半
　上口拾壱間　堀留壱間四尺　高四間半
同池裏石垣長八間　同池前石垣長巾四間　あつみ壱尺　同池土芝付両免長拾九間巾拾壱間
一惣人員　三、六三七人壱分
　内　二、一二七人八分　御中間
　　一、五〇九人三分　郷人足

文政四年九月二十一日から晦日まで、十一月二十五日から十二月二十五日まで、文政五年正月十一日から二月二日まで。

(注)大川堤防拡張願い　注（大川＝番匠川）

一松崎村大川堤凡長弐百五拾間斗　松崎村
　但　川巾壱間斗御広げ被下候様奉願上候
一落合村大川堤凡長百八拾間斗　落合村

但　川巾壱間斗御広げ被下候様奉願上候

右川筋之内出入多御座候而満水の節堤切又は前根掘、裏崩れ出来仕候間御見分の上願之通御普請被仰付被為下候様宜被仰上相済候様奉願上候　以上

右川堤下用水井手御座候間有来之通御付被下候様奉願上候

寛政三年亥十月

大内郡落合村組頭　平　弥

同郡松崎村組頭　安　六

同郡右村兼帯水主政所　大山太郎左衛門

日下佐左衛門殿

竹内長作殿

郷普請奉行と人遣　藩政時代末期ごろには河川・道路・橋などの普請に、郡で一名の郷普請奉行（総括責任者）と、その下に数人の人遣が置かれた。天保ころには大内郡で町田村南谷の池田政右衛門が郷普請奉行、白鳥村の田坂利用外二人が副使、水主村の松右衛門、川東村の青木好造らが人遣を務めていた。

大森源内の事績　灌漑用水の確保については第三章近世の農業の項で述べるが、ここでは、身命を捨てて用水路建設に尽くした落合村の大森源内のことを述べておく。

大森源内は、落合村の義民池田彦七と同時代の享保年間の人で、家は一本松橋を南へ渡った所にあった。源内は川田池の水を楠池地区の西隣の丘陵沿いの畑地へ導き水田にしようとして、川田池西方の石鎚山の山すその熔岩台地峠道を切り開いて水を西北へ引こうとしたのである。川田池の吐水口は、昔は池の西北隅にあって楠谷川に通じていたが、当時は現在の町道一本松・楠谷線よりもはるかに高い峠道であったので、硬い岩盤を深く掘り下げ、さ

らに楠谷川までの長い水路を造らなければならない難工事であった。

源内は池掛りの人々や村人たちと相談し幾度か激論をした後で、人々は源内に任せることになったので、彼は死を覚悟して工事に着手し水路を完成し、畑地は予想どおりに水田になったのである。さらに後には、この用水路によって松崎村の新池の方へも水が導かれるようになったが、高松藩は源内の識見と行動力を恐れたのか、藩の定めに背いたとして、元文三年（一七三八）五月二十九日に世のため人のために尽くした源内を処刑したのである。

墓は川田池北側の丘の上にあるが、彼の死後四五年たった天明四年（一七八四）の大凶作のとき、村人は彼の霊を慰めるために、この峠に石造の地蔵尊を祭った。これが「源内地蔵」である。

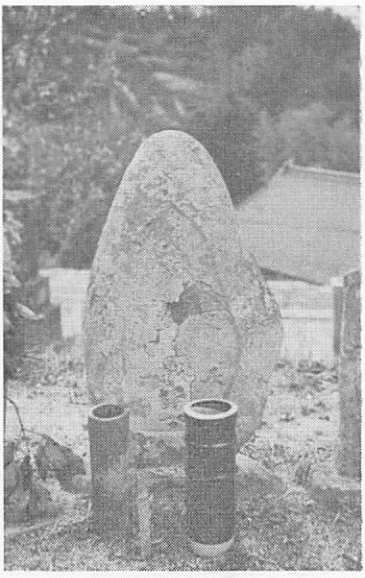

大森源内の墓

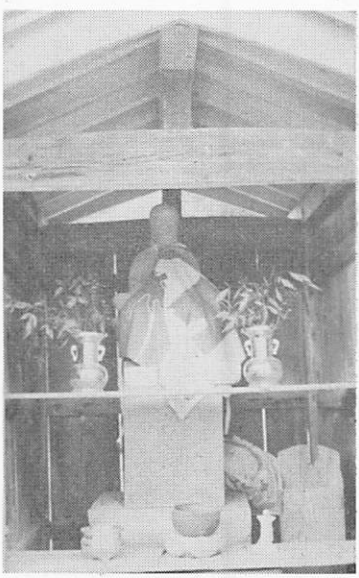

源内地蔵

第三節　山林とその管理

一　御林

藩政時代の山林は御林、野山、百姓林の三種類に分かれていた。

御林は官林のことで、藩直轄であり、山方奉行が管理していた。山方奉行は御普請奉行の一人が兼任し、その下僚に山方手代、山番などを置いていた。山番は御林守ともいい、筋目の百姓が任命されていた。

御林の樹木は村の池・川・井手あるいは土橋等に入用の節切り渡されたが、また、しばしば検地を行い、野山、百姓林などの名目で百姓らに払い下げられたりもした。民間に払い下げるのは藩財政打開策の一つであった。

水主の御林は御能谷・風呂谷・宮内・小磯北山・馬篠・三本松などにあったが、反別等の詳細は知り難い。

二　野山

野山（やさん）は入会い林ともいい、部落の共有林である。部落民が肥料にする下草や、薪炭用の雑木などの刈り取り場として置かれたもので、毎年四月中旬から自由に入山刈り取りを許し、その運上銀は大政所へ収納し、窮民救助の資に充てられた。

文化三年（一八〇六）の検地によると、野山は次のようになっていた。

水主村野山反別　二町三段歩
　此打立（実畝）反別　二十三町歩　運上銀二十七匁六分
　場所は次のとおり
　　川南奥（一段五畝歩）　城ノ内西谷南上（五畝歩）　別処西ノ谷北へり牛王山奥まで（三段歩）　同南奥中谷（二段歩）　同梅ノ木谷（五段歩）　楠谷の内南谷、西荒丸、牛が谷（四段歩）　国安白石谷（五段歩）
川東村野山反別　一町一段一畝二十一歩
　此打立反別　十一町一段六畝二十一歩　運上銀十一匁四分
　場所は次のとおり
　　西山村の内比ノ谷、中尾端より西三本谷、別処越道より北尾切北川東村境まで
西村野山反別　一町八段歩
　此打立反別　一町八段歩　運上銀二十一匁六分
　場所は次のとおり
　　丹生中山村の内吉田谷、おっつけ谷、円仏の上兼蔵谷
中筋村野山反別　六段歩
　此打立反別　六町歩　運上銀　七匁三分
　場所は次のとおり
　　水主村別処の内、北は梅木谷南尾境より南は牛小屋まで、車は下谷川切、西は尾切まで（二段五畝歩）
　　下別処（三段三畝歩）　中筋村穴山（六畝歩）
横内村野山反別　五段二十歩

此打立反別　五町一畝二十一歩　運上銀六匁八厘

場所は次のとおり

丹生大谷村の内野田の原（三段二十一歩）同小磯村の内南小谷（二段歩）

次に嘉永五年（一八五二）検地の水主村の御趣意林は反別九〇町二段三畝一二歩となっている。御趣意林は共有林の一種で、その用途に貧民救恤、道橋取繕い、村郡入目の足しなど特別な目的を持たせたもので、場所は次のとおりである。

宮内免下が谷（打立反別　十七町九段一畝二十一歩）

同免釜床笹が谷より大札まで

（打立反別　六十六町六段六畝二十一歩）

同免虎丸大箆谷東与田山境西修験造まで

（打立反別　五町六段五畝歩）

いつの時代にも山に植樹すること、濫伐をしないことは大切である。郷土の山林も先人のこれに対する配慮がつねになされていたことはいうまでもない。次に野山に植林した一例を掲げる。

水主村　一坪に三本づつ

一別所新池　南の谷砂留　　見守人　勘次郎

南北西野山下　長一六二間　巾四間　北松一九四四本

一川田池　西手奥砂留　　見守人　粂　七

南北西野山下　長二五八間　巾四間　北松三〇九六本

一宮内上池　　見守人　金十郎
南野山下　長三〇四間　巾四間　北松三六四八本
松数〆九九三六本
右の池々野山裾御見分の上水掛百姓共の内御呼出被仰付候趣奉畏候　指障無御座場所に付早々野山にて松苗取らせ植えさせ可申候　尤此の後枝打、松葉等は植人見守の者共へ可被下候由奉畏候　猶植済候上追而御見分請可申候　以上
寛政四子閏二月五日　　村役人

なお、このほか池のすその保存と、経済上の利益、難民救済等の目的で、池のすそに、こうぞ・竹・はぜ・きり・かや・茶などを植林することを藩が奨励し、そのために村方からも役人を任命した。

天保十五年（一八四四）四月、こうぞ植え付け吟味のため、藩から吟味人綾野孫八郎、奉行手代伊丹靖六・大野徳次郎・林市兵衛らが東讃を巡視した。水主村へ来たのは同月十五日で、そのときの立会人は岡本久七郎、宿舎も同人宅であった。

また、慶応三年（一八六七）十二月三日大内郡白鳥村高島為之助、湊村向山亀五郎、西村の恒之助の三政所は、こうぞ・はぜ・漆・油きりの苗立植付方御用掛を命ぜられている。村方でこのような掛を命ぜられた者は、帯刀を許され、足軽並みとなって士分の取り扱いを受けた。

この植林も御趣意林の一種で、境界には立入禁止の札が立てられていた。

第四節　海　防

寛政四年（一七九二）九月、ロシアの使節ラクスマンが根室に入港し、日本の漂流人を送り返すとともに通商を求めて来たことは、鎖国によって太平の夢をむさぼっていた幕府をあわてさせた。この半年前の同年三月『海国兵談』を著して異国船の渡来を予言した林子平を罰した幕府は、それが現実の問題となったため海防に意を注ぎ、かつ天文・測地・洋書の翻訳等に力を入れることになった。伊能忠敬が日本各地の海岸測量を行ったのも、このような対外関係を反映したものである。

またその後、嘉永六年（一八五三）にはアメリカの提督ペリーの率いる軍艦四隻が浦賀沖に現れ、開港を求めたが、幕府は翌年返事をすると約していったん引き取らせたものの、翌安政元年（一八五四）ペリーは約束どおり再び来航し、神奈川沖で開港を強要したのでついに和親条約を結び、さらに同五年（一八五八）総領事ハリスの要望で、幕府の専断により通商条約の調印にまで発展し、相手国はアメリカのほかイギリス・オランダ・ロシア・フランスなどにも及ぶようになった。

国内では攘夷・開港の両論の争いがあって世情騒然とし、次々に訪れる異国船に対して神経過敏になっていた幕府は、各藩に対し海防を厳にするよう通達した。高松藩でも浦々に対してその趣旨を徹底させ、万一に備えて村の有力者を選び、警備に当たらせることにした。

一　伊能忠敬の海岸測量

伊能忠敬は寛政十二年（一八〇〇）蝦夷地を測量し、さらに幕命により奥羽・北陸・東海・近畿・山陽・山陰・西海を測量した。引き続き文化五年（一八〇八）四国地方測量の命を受けた忠敬は、同年正月二十五日江戸を出発、下役の坂部貞兵衛・下河辺政五郎・柴山伝左衛門・青木勝次郎、内弟子の稲生秀蔵・久保木作右衛門・植田文助、供侍神保庄作、棹取佐助・善八、その他従僕藤吉・文吉ら一五人を従え、淡路の海岸を測量して三月十六日撫養に着き、それから阿波・土佐・伊予の海岸測量を終え、同年九月九日川之江から讃岐の豊田郡和田浜に入った。さらに西讃・中讃・小豆島の測路を終え、同十月寒川郡に入った。

忠敬の「測量日記」によると、測量は忠敬を首班とする白組と、坂部貞兵衛を首班とする赤組の二つに分かれ、互いに先手・後手となって測量しており、寒川・大内両郡の測量の概況は、次のようになっている。

十月二十六日　志度村測量。
十月二十七日　小田村苫張測量　百姓金三郎・伊八郎宅宿。
十月二十八日　雨のため十一月一日まで休。
十一月　二日　坂部貞兵衛先手で苫張から測り始め、津田江泊、津田松原、鶴羽境まで測り、津田村丸屋九郎右衛門宅で忠敬組と同宿。
伊能忠敬後手で小田村より測り始め、津田江泊で測り終わり、丸屋で坂部組と同宿。

翌十一月三日の大内町内測量の箇所は原文を記しておく。文中「我等（われら）」とあるのは伊能忠敬のことである。

十一月三日　前夜七ツ前より大風又發る、見合。風少し止むに付、六ツ半頃津田村出立、先手白組我等、柴山・下河辺・稲生・佐助、馬篠村・小磯村の界より始（我等又手分して女島一周測る、丸上島を繞ぎ遠測）。西村・横内村・三本松村下を過ぎ湊村を経て松原村の下まで測る。八ツ後三本松村止宿へ戻る。

後手赤組坂部・青木・文助・善八、昨日測留津田村・鶴羽村界より始め、鶴羽村岡鼻・大山それより大内郡馬篠村柏谷・猪之池を経て馬篠村・小磯村境まで測る。先の始に合測、外に鶴羽村持名古島・馬篠村絹島（おおよそ回り三丁遠測）前後手共八ツ後三本松村着、止宿本陣網屋治兵衛、別宿米屋甚右衛門、午中より又風、久米栄左衛門日々付添案内、朝夕共に出る。郡方下役案内、政所日々出る。前後略なり。此夜晴天測量。

同四日、引田・馬宿・坂元の各村を測量して讃岐を終わり、翌五日再び阿波に入り、同八日撫養につき、四国全島の実測を完結した。

この測量に当たって、四国の諸侯はこの仕事を重視するとともに、大いにそれに協力して厚遇し、測量の便のため沿岸街道を修理したり、測量手伝人を供出したりした。また高松藩家中になっていた久米栄左衛門は同僚とともに、十月二十三日金毘羅で忠敬に面会して以来毎日付き添って案内した。

二　沿岸の警備

高松藩ではロシア（当時オロシヤといった）船の根室入港により、文化三年以来たびたび布令を発し、異国船取り計らいにつき管内の浦々へ周知することにしたが、その要領は、

沿岸警備にはとりあえず牢人者が当たること。

もし異国船が寄港し、狼藉がましいことをした場合は、村役人どもが屈強の百姓を引きまとめてその場に臨み、なるべく

穏やかに上陸を制し、その旨を直ちに出張役人（代官・奉行等）に通報すること。

であった。

高松藩のお固め場所は馬宿浦（海蔵院）・引田浦（積善坊）・三本松浦（勝覚寺）・鶴羽浦（浄土寺）・津田浦（実相寺）・志度浦（志度寺）・潟元浦（地蔵寺）・香西浦（常善坊）・林田浦（西松寺）・坂出浦（教専寺）・宇多津浦（聖通寺）等で、侵入路と予想される大川郡関係が多いのが目立っている。このうち大内郡三カ浦（馬宿・引田・三本松）では牢人者常備各二〇人（計六〇人）とされていたが、大内郡の牢人は三六人しかいなかったので、倅・兄弟までを加えて警備に当たらせた。

また、お固め場所へは村役人及び屈強の百姓各五〇人あて引きまとめ置くこととし、その際平庄屋でも帯刀を、百姓でも一刀を帯びることを許されていた。なお、寺院止宿者の食事は、上下の別なく、握り飯のほかは香の物・梅干し・味噌のうち一品で、出張役人も同様という簡素なものであった。

安政六年、引田・三本松のお固め場所に配置されていた大内郡牢人は、次のような顔触れであった（『大山家文書』）。

引田村積善坊詰牢人者　弐拾人の内

引田村牢人	同人倅	同村牢人	同村同	同村同	同人倅	同人孫	
神前数太	同　茂久郎	八田元八	佐野五郎左衛門	岡田治助	同　七　郎	同　登代次	
松原村牢人	同人弟	白鳥村牢人	同人弟	同人伯父	同村牢人	同人倅	
竹内勝之助	同　嘉太郎	林　勘平	同　武三郎	同　卯之助	山本次太夫	同　助　作	
川東村牢人							
中条浅五郎							

〆十六人

三本松村勝覚寺詰牢人者　弐拾人の内

三本松村牢人　同村同　同人倅　同村牢人　同村牢人
堤　新八　井上品吉　同村同　井上多助　同　九一郎　白井亀八　笹島安馬　赤沢数太郎
三殿村牢人　同人倅　同人二男　同村牢人　同人倅　横内村牢人　水主村牢人
木村太一郎　同　庄兵衛　同　網之助　木村倡太郎　同　庄太郎　浜垣利三郎　大山市太郎
同人弟　三本松村牢人　同人二男　西村一代牢人
同　為吉　高畑作兵衛　同　椛三郎　田村半三郎

〆十八人

また、高松藩では自領のほか播磨・兵庫等の警備にも任じた。文久三年（一八六三）には播州境川から湊川までの警備に当たった一番手の組頭平山政之丞に属し、三本松村の堤治兵衛、水主村の大山太郎左衛門も参加した。

当時藩では異国船渡来には甚だ神経をとがらせたようで、万延元年十月三日海岸測量の異国船が鳴門脇に来たというので翌四日、郡代官北村甚次郎・手代東原十兵衛出郷、三本松止宿、郡中村役人寄り合い、警備に遺漏なきよう達している。

また、大砲鋳造用として寺の鐘を供出させ、あるいは非常警報用として海岸へ移すことも行われた。大山家「御用留」によると、水主円光寺の鐘は馬篠の牛の端へ、同弘海寺の鐘は小磯の海岸へ移し、御用に役立てることにしたが、明治三年にもとの寺に返納された。なお高松藩が設置した台場・のろし場のうち、大内郡関係は次のようであった（『大山家文書』）。

大筒台場　馬篠の東岬
狼煙（のろし）場
小磯北山（遠見番所）
湊川西岸（松原浦　舟番所）
燕越の頂上（遠見番所）
与治山峯
引田城山北麓（松原浦の分ここへ相改）
鯨崎頂上
馬宿川東岸（坂本村の分ここへ相改）

第五節　民衆の生活

一　幕藩による生活の干渉

封建社会の経済的基礎が農業生産にあり、その財政が農民から取り上げられる租税収入に依存したこの時代においては、農民の地位は武士につぐ第二の身分とされたが、それは農民のためを考えたものではなく、租税負担を目

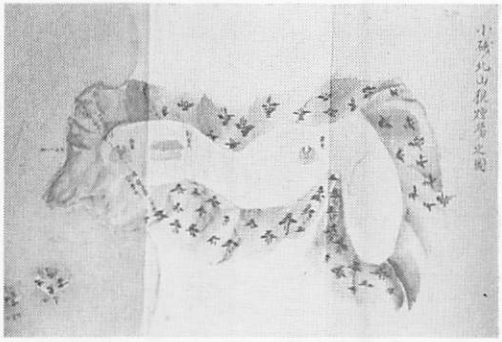

小磯北山狼煙場

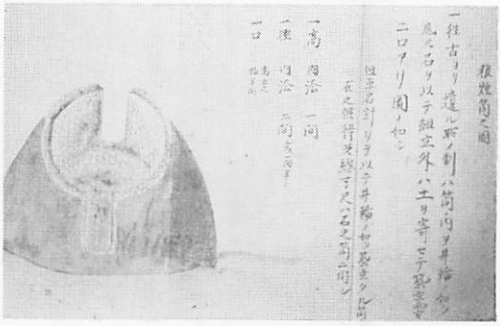

狼　煙　筒

的としたものであった。農民の移動の自由や土地の細分、売買の禁止、さらに日常生活において人間としての最低生活に甘んずるようあらゆる面に干渉が加えられたのもそのためであった。

米を作りそれを年貢として納めながら麦や雑穀を主食にするよう強制され、衣服も木綿に制限され、絹物その他はぜいたく品として禁じられた。酒や煙草はもちろん履物・雨傘に至るまで制限が加えられた。しかもそれは慶安二年（一六四九）に整理された幕府の御触書を基礎に、各藩で細かい規定を定めたものであった。

わが高松藩でも、農民統制についてのさまざまな禁令が相ついで出され、また繰り返されて、大検見のとき郡奉行から申し聞かされたり、大庄屋・庄屋を通じて示達されたりした。

以下、水主大山家、松尾村田中家などの庄屋の「御用留」からその具体的な事例を抜抄してみよう。

〈武士に対する作法〉

・百姓は家中の者に会えば冠物をとり、道をよけ、会釈をせよ。（寛延元）

〈衣類の制限〉

・衣服は藍染、または手織縞に限ること。近頃染物好みの様子が見えるのは不都合である。（寛政元）
・絹布停止は前々のとおりである。（文化元）
・村役人・長百姓のほかは「かみしも」を着用してはならない。（文化元）
・村役人・長百姓の妻以外は帽子をかぶってはならない。（文化元）
・伊達羽織、長羽織等を着用してはならない。（文化元）
・七十才以上、七才以下の者は絹・紬まで許す。（文化元）

〈身の回り品の制限〉

。髪飾りは木櫛、角（つの）こうがい、紙尺長（髪を結うもの）に限ること。（文化元）
。村役人、長百姓以外は蛇の目傘を用いてはならず、問屋張りに限ること。（文化元）
。村役人、長百姓以外は塗下駄、皮緒、塗鼻緒、絹緒付南部草履や「せった」をはくこと不可。（文化元）
。間人（もうと＝小作人）・奉公人は渋張りでも手傘を用いてはならない。（文化元）
。銀金具つきの紙入れ、煙草入れ、きせるを用いてはならない。（文化元）

〈食物の制限〉

。料理は婚礼その他大切なる場合でも一汁三菜以内に限ること。（文化元）

〈娯楽・遊興の制限〉

。芝居、または同様催し物に、衣裳道具を拵え見物人を集め金銭を貪ること不可。（寛政四）
。役者は村へ立入るな。（寛政四）
。自今以後遊芸・歌舞伎・浄瑠璃・踊り等を催し、人集めすること不可。（寛政四）
。神社仏閣に参拝することはよいが、野外で弁当を食べ遊興がましきことをしてはならない。（寛政四）
。娘・子どもの稽古三味線はよいが、三味線賑わいはいけない。（元治元）
。盆踊りは十三日から十六日までに限る。（文化元）
。ばくち・かけごとは重き法度である。五人組合でよく気をつけよ。（文化二）

〈婚礼の制限〉（天明八年）

。手道具一切、器物持参は無用である。
。夜具は紬、または木綿に限ること。
。贈答は軽く、また互いに脇差のやりとりをしてはならない。
。婚礼の式は祝儀程度にすること。
。婆子の衣類は綿服で下着もよいものをつけないこと。
。家作りの物好みや華美は不可、道具も同じ。

・親類縁者は互いに親しみ合い、助け合うこと。

〈その他〉

・百姓の武芸稽古はまかりならぬ。（寛政元）
・小百姓・間人は脇差をしてはならない。（文化元）
・小間物・呉服物の荷売り、村立入りは不可。（文化元）
・旅人を無断で泊めるな。五人組合でよく気をつけよ。（文化二）

これと同様な趣旨、内容のものが、藩政後期この年以外に文化七・八・九年、安政五年、天保二・七・十一・十四年、嘉永元・七年、安政二年、文久元・三年、元治二年にも出されている。しかし、示達があることは守られていない証拠で、その事例もまた多い。

二　生活の種々相

住　居

藩政時代には衣・食のほかに住居にも幕府や藩の制限があり、一般の農家は二間梁以内の草葺きとされていた。二間梁に桁行三間として作業場の庭をとると、あとは広間一つしかとれない。そのため梁の両側に下げをおろして寝間や物置を造ったり、片隅に便所をつけたりした。

元禄ごろになってこの禁制がゆるみ、二間半梁に桁行五間という農家もみられ、田の字型という基本的な四間取りがとられるようになり、大きな高持百姓ではさらに進んで中の間つきの六つ目間取りもとるようになった。しかし藩政時代を通じて土間のあと一間しかとれない家も多かったようである。寛政四年九月の暴風雨で倒壊した農

家（次章第五節災害参照）の規模別を「御用留」でみると、居宅、納屋を問わず梁行二間、桁行三間がほとんどであり、二間半梁以上はごくまれである。むしろ一間半梁というのも相当あった。これは小さい家だから倒壊したともいえるが、概してそういう構造の家が多かったのであろう。

屋根は小麦わら・かや・稲わらなどで葺き、庇（ひさし）のない「つくだれ」が多かった。柱は掘っ立てが大部分で石居（いしずえ）は少なかった。もっとも、掘っ立てといっても、初めはほんとうの掘っ立てであったが、のちには長石でなく「だるま石」を敷いた家も掘っ立てと称した。周囲に土塀をめぐらし、長屋門や玄関のついた家は庄屋など家格の高い家に限られていた。畳は、ふだんは「たたんでおく」ということばから出たというが、普通の農家では盆・正月などにしか敷かず、ふだんはたたんでおき、むしろを敷いていたようである。

生類おどしの鉄砲　藩政時代には野山にシカ・イノシシが多く、夜田畑に出て作物を荒らすことが多かったので、百姓は鉄砲（俗に種子が島）でおどしたものである。しかし、百姓の鉄砲所持は禁ぜられていたので藩から借りていた。この鉄砲の取り扱いは厳重で、第三者に又貸しすることはもちろん、親子といえども貸借は禁ぜられ、夜間のおどしにも空砲を用い、実際に弾込めすることはめったになく、昼間は庄屋に預けたもので、悪事に利用されることを極力防止した。次に鉄砲拝借について一札の例を掲げる（『大山家文書』）。

指上申一札之事

一　鉄砲三挺

右は水主村在所山続にて鹿猪多出作物荒し申に付御断申上　玉目三匁五分鉄砲水主村へ三挺丑（延享二年）二月より八月中御貸し被下請取申候　夜中は鉄砲当番の者請取玉込不申生類威　昼者政所方へ無相違相渡置可申候　然上は畜類防

に事寄悪事殺生等仕間敷候　右鉄砲他人には不及申上親子兄弟にても廻り番の外余人へ貸申間敷候　万一右鉄砲を以御法度相背候はば当人は不及申上政所与頭共曲事可被仰付候

一　鉄砲御貸被遊候内随分大事に仕少しも損じ不申様に可仕候　若又損じ候へば繕入目相弁其上損させ申者は不及申上政所与頭急度可被仰付旨奉得其意候　為後日村中惣百姓連判を以一札如斯御座候　仍而如件

延享三年二月

大内郡水主政所　国方長左衛門

以下組頭四人及び百姓三十一名連判

ばくち

いつの時代にも跡を絶たないのはばくちである。藩政時代にもこのことは半ば公然と行われていたので藩からもたびたび禁令が出た。次にその一例として、享保三年八月寺社奉行より虚空蔵院あての示達を示す。

最近またまた寺院の市立・祭礼など人寄りの節、境内や門前でご法度の「ちょぼ一」「おくじ四割富」などというばくちを企てる者があるが、これは畢竟寺院の取締りが不十分であるからで、今後油断なく取締るよう各寺院へ伝達せよ。

とあり、虚空蔵院からは円光寺・弘海寺・大水寺ほか大内・寒川両郡内の同寺末寺で市立を行う寺院へ伝達している。

ばくちはまた寺社の市立や祭典のときだけでなく、民家や、ときには横穴式古墳などでも行われた。ばくちが発覚すると「所蔵入り」の罰を受け、たび重なると所払いにも処せられた。

農具市立

寺社で農具市立を行うときは庄屋から代官へ許可願を出し、終わればまた目録を添えて終了届を出したものである。市立の日が藩主の法事などのときは延期させられた。

文化六年三月九日大水寺市立の目録によると、散米八升、散銭八匁、農具店三か所、煎売店三か所、人数八〇〇人ばかりとなっているから、これで市立の様子も想像できる（『大山家文書』）。

第六節　水主の風呂

水主には新宮・本宮・那智という三つの石風呂があり、長尾町の塚原の風呂と並んで、江戸時代に武士や庶民に親しまれた療養の施設であった。三つとも弘法大師が一夜のうちに造ったという伝説があり、また、増叶僧正が熊野三社を勧請したとき造ったとも伝えられているが、後者の方に関連性が強いと思われる。三つとも築造したもので、横穴式古墳の石室を利用したものではない。

一　新宮風呂

三つの風呂のうち、風呂谷にある新宮風呂が最も有名で、当時、周囲には多くの宿屋が立ち並び、風呂の規模も大きく環境もよく整備され、風呂の中には殿様休息用という部屋も造られ、藩主やその一族、家中の武士、庶民の保養に充てられたもので、塚原の風呂とともに扶持米一五石を与えられていた。扶持米は年貢のうちで残米とし、入室者の求めに応じて売り渡したものである。風呂の管理は大山太郎左衛門（代々襲名）が当たっていた。

この風呂は江戸時代になって元和三年（一六一七）生駒正俊の命で修造を加え、大山太郎左衛門に管理させたのである。その後寛永二十年（一六四三）松平頼重が封内を巡視したとき、この風呂の狭隘なのを残念に思い、規模を

拡張し、建物に大修造を加え、環境を整え、面目を一新した。すなわち、草屋根を瓦葺きに改め、供人休憩のため幕外一間半を拡張し、また、敷地の年貢・請役を免じ、薪材の自由伐採を許し、谷川左右の石垣や土橋等を築かせ、藩士や民衆の保養地に指定し、特別の保護も加えたのである。その後宝永四年（一七〇七）、寛延二年（一七四九）、天明三年（一七八三）にも藩主から改築や大修理が命ぜられた。

風呂は環境保全、風儀、衛生などがよく配慮され、風呂の入り口には次のような制札があった。

一水主中において鉄砲を打候儀並に諸鳥を殺生仕事　堅令停止者也

己（寛延二年）四月

また、風呂谷の者へとして、毎年暮れに次のような箇条の注意事項が、藩から達せられた。

一御法度向は堅く守ること。

一ばくち、かけごとなどの勝負事は慎み、たとえ養生人であっても用捨なく見改めること。

一家中の方々入室のときは無礼がないようにすること。

一風呂鞘（風呂を覆った建物）は平常よく見守り、少々の痛みは宿屋の者が修繕すること。

一制札場は大切に見守り、またその場所を汚さないようつねに掃除をしておくこと。なおその除地（免租地）へ建家などしないこと。

一風呂・谷川筋石垣・橋などは藩で行う普請である故平常

新宮風呂跡

よく見守り、谷川筋へごみなど捨てないよう、またよく掃除をしておくこと。なお、馬場筋までも取り汚すことがないよう気をつけること。

一宿屋同士は互いに不義理な客は泊めないよう気をつけること。

一養生人のほか、旅人の宿はしないこと。

一風呂は朝・夕ともたき、不作法並びに口論がましいことがないよう順に入れさせること。

一馬場筋には桜を植えてあって桜の馬場と呼んでいるが、宿屋の者でよく補植し、あとを絶やさないようにすること。

以上は大山家の記録によったものであるが、江戸時代初期から同様の趣旨の通達が出されていたようである。

風呂谷の宿屋は農事はせず、宿屋を専業としていた。したがって旅客の多少はその生活に影響を与えたので、新規の風呂が出現することは生活の脅威であった。寛延二年に風呂谷宿屋一同から庄屋を通じて藩へ願い出た口上書によると、

当所風呂は古来から御取立所（指定の箇所）で、正月から十二月二十日まで旅客の多少にかかわらず、朝・夕両度にたき続け、それによって先祖代々口過ぎしているのであり、十五年以前（元文三年）この谷一帯火災で焼失したときも、藩の御貸銀を受けて小屋掛程度に再興もされ、恩恵を感じているのであるが、最近各地に塩屋釜とか、塚穴を利用した風呂ができ、客筋をそちらへとられるので自分たちの生活が困窮している。なにとぞ新規の風呂をたくことを禁示して欲しい（『大山家文書』）。

とあり、この願いは聞き届けられ白鳥松原、及び長尾塚原の風呂は営業中止となった。しかし間もなくまたたき始めたので、明和七年（一七七〇）に再度同様な願いを差し出している。これから考えると、水主風呂の隆盛期は元禄ごろであり、それから追い追い競争時代に入って厳しさが増したものと思われる。

風呂入り衆に販売する酒は、生駒藩時代に杖の鼻の酒屋津田屋に許されていた。すなわち、

大内郡於水主酒を造り売可申候由にて□□□在郷にては法度に有之候得共風呂入衆へ売可申之由に候間其方共へ免許候也

寛永六年六月十三日

三野四郎左衛門〇
西　島　八兵衛〇
浅　田　右　京〇

津田屋治兵衛殿

とあって、風呂で販売するというので酒造を特別に許可されたのである。津田屋はこれ以後三代続いて営業したというが、のちのことは不明である。津田屋は三本松の岩島家である（『大山家文書』）。

藩主及び一族、あるいは高松藩の重臣で入室したものには元禄年間の松平頼母、天保期以後は松平左近・弟の松平主膳・松平一学・松平頼聡などで、そのうち松平主膳は二四回入室したことが記録に残されている。これらの人々が入室するについての警備は大庄屋・庄屋らが交替で当たっていたのはいうまでもない。また、藩主らが入室のときは「上段の間」が使われ、宿舎には近くの弘海寺が充てられた。

風呂の総括管理は大山家が当たっていたが、直接鍵を預かっていたのは岩瀬家で鍵屋といい、その職務を代々世襲した。また、宿屋の中に風呂組頭をつくり、自治組織を持っていた。前記宿屋の屋号はいまでもその名残をとどめている。風呂の名物としてしだ箸、せんべいなどがあり、浴客に珍重がられていた。

蒸風呂の要領は、室内でもろだの生木を焼き、灰炭を除いて海水を注ぎ、その上にむしろを敷き、そこへ坐臥す

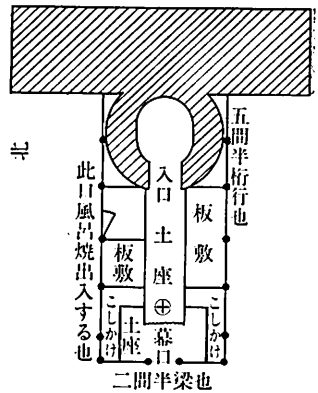

石風呂構造図
（「水主石風呂記」より）

るので、炎気で堪えられなくなると外へ出、毎日三、四回これを繰り返すもので、たいていの難病も二、三週間で治ったといわれている。

明治になって藩主の保護もなくなり、宿屋・湯屋取締規則が公布され、男女混浴が禁止されると次第に衰運に赴き、明治二十四・五年ごろ時の村長高島運が、東京の松平家へ願い出て再興を図ったが果たせず、わずかに宿屋は「ふじや」一軒で営業を続けていたが、大正四年廃絶し、廃屋も昭和二十三年には取りつぶされて、いまはわずかに石垣の一部が在りし日の面影をしのばせている。

水主石風呂　葛西　清（号省斎高松藩侍医　明治十七年歿）
誰設二奇方一医二百癈一　蒸窩築在二碧山河一
生平我抱烟霞癖　来比果能愈得麼

谷本　蕉（高松藩侍医寛政四年奥医師　文化十四年歿）
六居知レ雨知二何日一　石室蔵書又幾年
誰料星霜稍一変　衆癈蒸作一焚烟

後藤芝山著の水主石風呂記　後藤芝山は高松の人、柴野栗山の師で有名な漢学者であり、多くの著書があるが、その中に全文約七〇〇〇字の「水主石風呂記」がある。これは寛保三年（一七四三）阿州の下淵玄仙が書いた

ものを底本とし、天明元年（一七八一芝山病死の前年）芝山が水主村の客舎で書き改めたものである。

この内容は水主風呂の由来、風呂の効用、構造、入室の心得、事後の養生、宿屋、風呂の掟書など全般にわたり、しかも詳細に述べている。

二　本宮風呂

本宮風呂は水主字貞任にあり、当初未完成のままで壊れていたのを、のちに里人が築造し直して使用したと伝えられているが、その詳細は不明であり、いつごろ廃絶したのかも分からない。現在は貞任道の西沿いに古びた残石や、室町時代から江戸時代にかけての五輪や石塔、墓石などが混在している。

本宮風呂跡

三　那智風呂

水主字国安地区にあり、三つの風呂のうち現存しているのはここだけである。風呂は薬師庵の堂内に築造されている。初めに風呂が築造され、のちに薬師堂が建立されたものと思われる。

江戸時代から地区の共同経営で、現在同地区の近藤義勝がその管理に当たっている。高さ二メートル、奥行三メートル、間口二メートルで半球型をしている。たき始

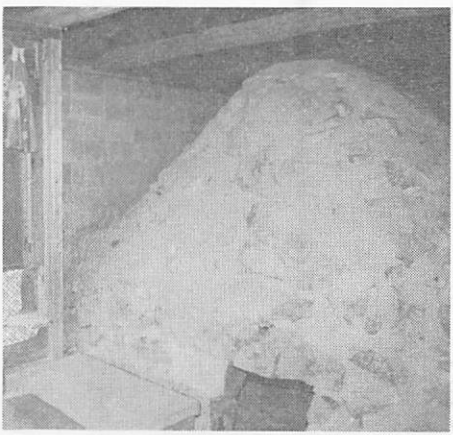

那智風呂

めるときは粘土を塩水でねり、石の間を充塡するのであるが、たき方や入室のしかたは新宮風呂と同様である。

国好家には弘化五年以後の「石風呂算用帳」があり、出働者の歩銀や燃料費・維持費と入室料の月計などが記録されている。これによると、入室料は必ずしも定額でなく、客により高低があるが、普通一回り（一週間）が銀二匁で、入室期間は一回り半から四回りぐらいまでで、入室客の範囲はやはり地元が多く、その他としては丹生・田面・富田の者がこれに次ぎ、中には遠く高松からも来ている。百姓・町人ばかりで武士はいない。新宮風呂は貴人用、那智風呂は庶民用といわれた所以である。この収益から雑用（油代・塩代・帳紙代など）を差し引き、残りを風呂たきに従事した人々に日数に応じて配分し、さらにその剰余金を蓄えて笠松八幡の入目に充てたり、地区の人たちに貸与したりしていた。

第三章　産　業

第一節　概　説

農業の転換期　当地区には、「五反百姓では飯が食えぬ」という百姓の嘆きがあった。人口増加のために土地からの収益だけでは生計が困難になってきたのである。米麦作単作型の農業が経済の基本であっただけに「五反百姓（約五〇アール耕作農家）では飯が食え」なくなったのである。経済地理学的な問題で農業の転換が始まるのである。

経済地理学は、次のようなことを教えている。

一平方キロメートル当りの人口扶養力

狩猟や漁撈だけで生活しようとするならば一平方キロメートルの面積には　一―三人

そして仮に家畜を放牧状態で飼養すれば　二―一〇人

初期的な耕作農業の下では　八―二〇人

さらに今日世界で広く行われる普通の農業技術による耕作は　二〇―一〇〇人

一平方キロメートル一〇〇人以上の人口密度となると農業だけでは支持することが困難となって土地の緊拘から離れる産

業、即ち工業や商業が営まれなければならない。

（除野信道著『改訂新経済地理学』二四ページより）

右が教えているように初期的な農業では、一平方キロメートル当たり二〇人までの生活が可能であり、今日的な農業技術による生産で一〇〇人までの生活が可能であるという。それ以上に人口が増加してくると、農業に商工業が加わってこなければ生計が保てなくなる。農業から商工業への発展が始まるのである。讃岐農民が「五反百姓では飯が食えぬ」という嘆きと共に、農から商工への模索を開始したのはいつごろからだろうか。生計を補塡するための試行錯誤を始めたのはいつごろだろうか。

明和五年（一七六八）戊子春二月楷園増田休意著『三代物語』には、三本松浦を次のように記している。

三本松浦　丸山池上有二松一、大木三株一因テ得レ名ヲ焉謂二之ヲ夷松一也　一都会富人大賈居レ之ニ有二大船八十艘小船魚舟七十余艘一（原六十四艘較レ数三千九百六十四石今増多）

この叙述は、港町に発展している様子である。いつごろ人口密度が一〇〇人を突破したのであろうか。入手出来た最も古い三本松村の人口は、延享二年（一七四五）の『津本家文書』の「村明細」にある一〇九七人である。三本松村の面積は一・三一平方キロメートル（昭和十年版『香川県統計書』）である。人口密度は、八三七・四〇人と算出される。

延享（一七四四～四七）の昔既に三本松村は、富人・大賈が集住する港町に発達していたようである。大内町の他の村々別の古い人口が不明であるので、享保六年（一七二一）に松崎渋右衛門が調査報告した「讃岐国高松領田畑町歩人数書上帳」によって大内郡の人口をみると一万六五四三人である（村別がない）。これを昭和十年版の『香

川県統計書』により旧大内郡域の面積（一三五・三三平方キロメートル）を求めて、人口密度を計算すると一二二・二四人強となる。これによると享保六年（一七二一）に大内郡全域的に農業生産（米麦作単作型農業経営）では、生計困難という限界点を早くに突破していたのである。こういう中での農民の繰言が「五反百姓では飯が食えぬ」となったのである。

こうした苦境を打開する途（みち）は、

第1表　大内郡の享保6年の人口密度

大内郡の人口・面積

昭和10年町村名	面　積（㎢）	享保6年の人口
相　生　村	29.46	村別不明
小　海　村	11.57	
引　田　町	6.66	
白鳥本町	7.83	
福　栄　村	37.82	
白　鳥　村	7.71	
三本松町	1.31	
誉　水　村	19.66	
丹　生　村	13.31	
計	135.33	16,543人

大内郡の人口密度
16,543(人)÷135.33(㎢)≒122.24(人)

（人口は、「讃岐国高松領田畑町歩人数書上帳」の「人数」当才以上により、面積は昭和10年版『香川県統計書』による）

① 農業技術を改良すること。
② 他の耕作との複合経営をすること。
③ 新産業（商工業）に遷移していくこと。

と三つある。①は、収穫のための技術革新であり、②は、他の特用作物（畑作）への農業多様化であり、③は、商工業化という産業近代化である。

この三つの課題追究が大内町の近世産業史である。大内町は、①多収穫か、②畑作への農業多様化か、③農から商工への産業近代化か、いずれが顕著に出現したか。

いずれにせよ、こういう現状打破の模索が人口

密度一〇〇人を突破した時点から徐々に始まり、時とともに熾烈になったのである。

土地の人口収容力を超える人口増加によって、右のような農業転換期が到来するわけである。それを人口密度から推計することはできないが、全国的にはおそらく元禄・享保期（一六八八～一七三五年）ごろからであろう。そしてその成果は、全国的には四木三草（桑・茶・楮・漆と藍・紅花・麻）という特用作物（畑作物）であった。

讃岐三白　全国的には、畑作（特用作用）で途を拓いたのであるが、畑地に恵まれない讃岐、特に条件の悪い当地方は、全国的に開発されてくる技法の借用も出来ず、独自の途を開拓しなければならなかった。そうした努力によって「讃岐三白（塩・砂糖・綿）」を作り上げたのである。その三白のうちの塩（特に近世塩業としての）と砂糖は、大内郡に発祥したものである。この二白は畑作その物ではない。東讃人による創造の賜物である。

大内町は、砂糖の主産地であり、三本松浦は、「三本松巻」と大坂市場の定評を博した砂糖の積み出し港として栄えたのであった。

この「讃岐三白」を生んだ原動力は、土地の人口収容力を超える人口増による人口圧である。この人口圧が人間の創造力を駆動して作り上げたものである。

そして讃岐独自の「御国産」として「砂糖」を作り上げた条件は、

① 耕地が狭少であった。

② 山地が急傾斜（洪積台地がまれである）で、階段耕作（開畑）の余地がない。

③ 河川が短小急傾斜で、天井川があり、水流が少ない。降れば洪水、照れば旱魃となり易い（常習凶作田）。

④　土壌は砂質壌土で米作にはきわめて良好であるが、水もちがよくない。

右のような地理的、気象的条件が、人間の志向を糖業発祥の方向へいざなったのである。

大内町は、三白の一つである塩（近世塩業としての）には関係がなかったので、砂糖（蔗作製糖）と米麦作との複合経営が農家の典型となり、経済の基軸となったのである。

讃岐の農業が地勢もさることながら、気象にどれほど左右されたかは、第二表を通覧すればうなずけるであろう。

しかし、讃岐は古来良質米の産地であった。人口増で貢租皆済後の余剰部分だけでは、次第に商品貨幣経済（交換経済）化していく中で生計保持が困難になり、産米の生計支持率が低下したのである。貢租として徴収されて蔵物（大小名が販売する貢租物品等）として大坂市場に出回った米は、「讃岐米」という定評を受けた良質米であった。

「納屋物」（百姓が売り出す物品）としての米穀では、次第に自給自足が困難になり、生計を支えていく力を失いつつあったのである。そして砂糖がそれを補って、なお讃岐を「南海の宝庫」という富饒（ふじょう）の地にしたのである。

港町三本松

さきにもみたように延享二年（一七四五）に人口密度が八三四・四〇人を示し、確かに港町形成が始まっていたようである。その理由は、次のように考えられる。

①　商品貨幣経済時代になり、領国を越えて物流するようになったとき、大型船の出入りに適した良港であった。

②　この地の人口収容力を超える部分の労働力が、商工業や海運業に生業の途を求めなければならなかった。

③　砂糖という高額商品の積み出し港として、消費地である京畿に近かった。

第二表　享保期以降の災害

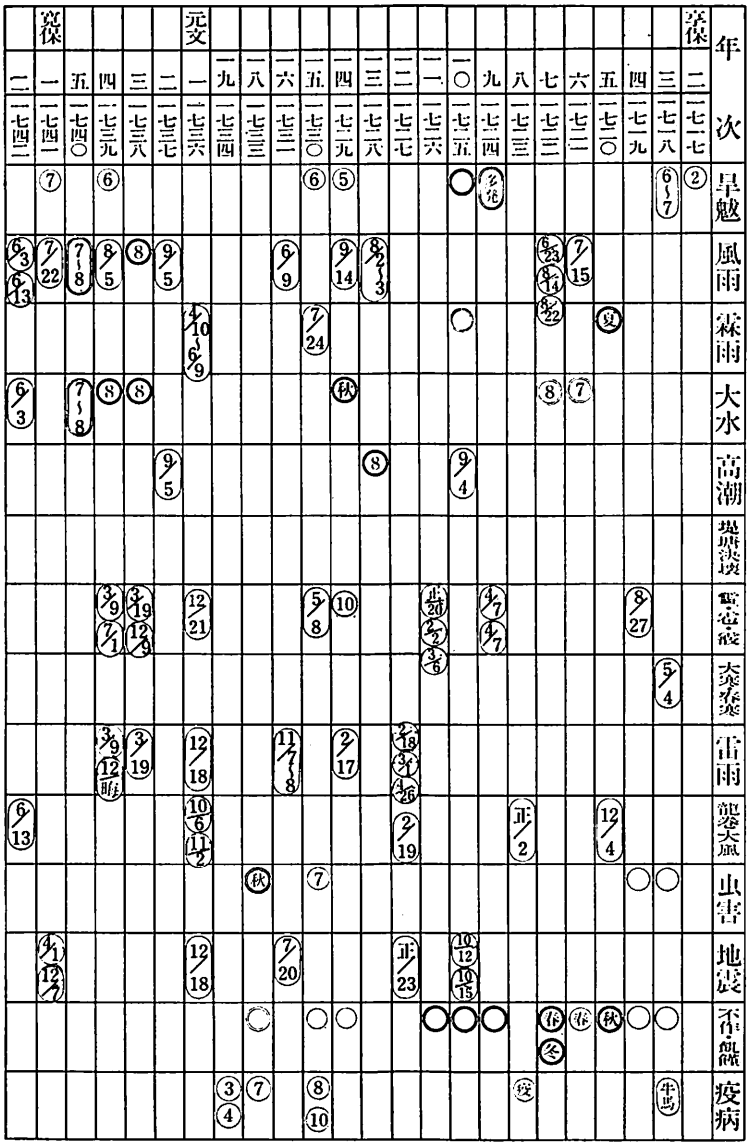

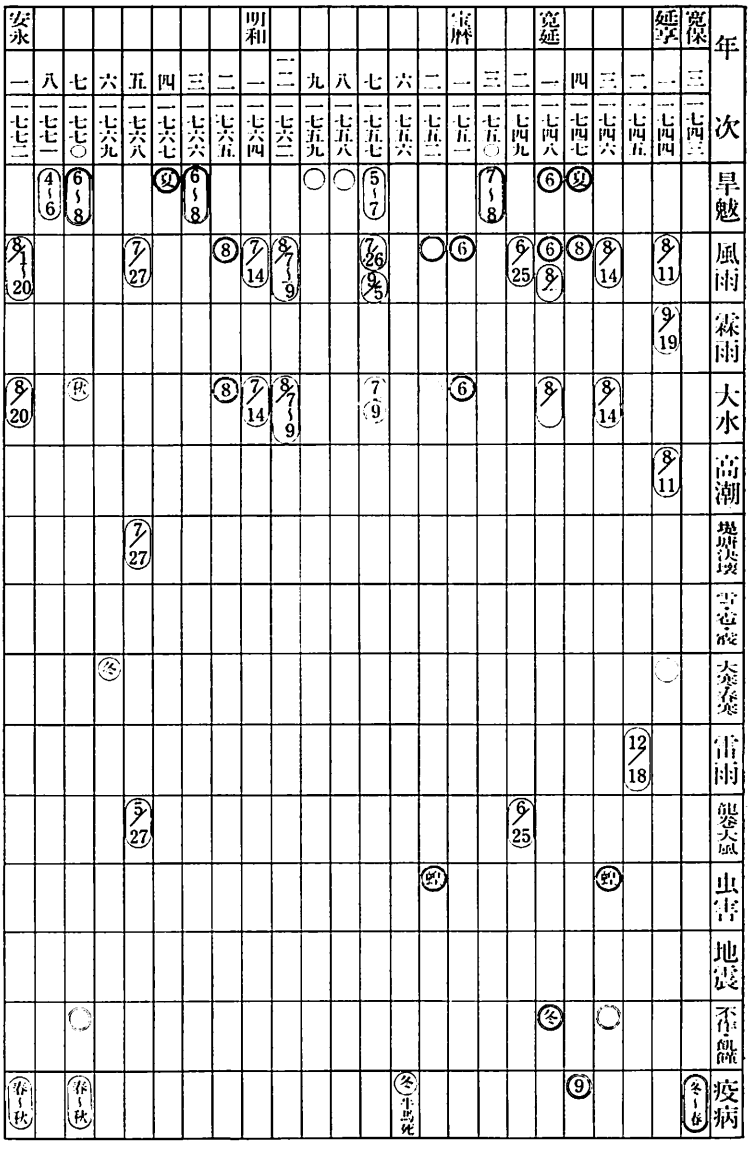
年次
旱魃
風雨
霖雨
大水
高潮
堤防決壊
雪害・霰
大雪春寒
雷雨
颶風大風
虫害
地震
不作饑饉
疫病
寛保 三 一七四三
延享 一 一七四四
二 一七四五
三 一七四六
四 一七四七
寛延 一 一七四八
二 一七四九
三 一七五〇
宝暦 一 一七五一
二 一七五二
六 一七五六
七 一七五七
八 一七五八
九 一七五九
一二 一七六二
明和 一 一七六四
二 一七六五
三 一七六六
四 一七六七
五 一七六八
六 一七六九
七 一七七〇
八 一七七一
安永 一 一七七二
夏
冬～春
春～秋
冬 牛馬死

年次	旱魃	風雨	霖雨	大水	高潮	堤防決壊	寺社破	大寒寒	雷雨	竜巻大風	虫害	地震	不作饑饉	疫病
安永 二 一七七三														
三 一七七四	○				⑨									疫
五 一七七六		⑧		⑧				㊄						疫
天明 一 一七八一		⑤		⑤										
二 一七八二											②			
六 一七八六					⑨									
七 一七八七	○												○	
八 一七八八	○													
寛政 一 一七八九	夏													
二 一七九〇	夏										秋		○	
三 一七九一	夏	8/20		⑧/20										
四 一七九二	夏	7/27												
五 一七九三	夏													
六 一七九四	夏													
七 一七九五	年													
八 一七九六	夏													
九 一七九七	年													
一一 一七九九	秋	8/19		⑧/19	⑧/19						秋			
享和 一 一八〇一													○	
二 一八〇二													○	
三 一八〇三													○	疫
文化 一 一八〇四		9/2												
三 一八〇六	6〜7年													
四 一八〇七		7/21												

年次	旱魃	風雨	霖雨	大水	高潮	堤防決壊	雪害・霜害	冬季寒冷	雷雨	暴風雨・大風	虫害	地震	不作飢饉	疫病
文化五 一八〇八		(6/29)								(6/29)				
六 一八〇九	(年)												○	
九 一八一二	(7)													
一〇 一八一三									(6/8)					
一一 一八一四	(5~7)													
一三 一八一六		(8/6)												
一四 一八一七	(6~7)	(9/9)		(9/9)									○	
文政 一 一八一八													○	
四 一八二一	(年)													
六 一八二三	(4~7)	(7/23)												
七 一八二四							(12/15)							
八 一八二五							(正/1)							
一〇 一八二七									(6/8)					
一一 一八二八				(又)							○			
一二 一八二九		(5/24)		(7)										
天保 三 一八三二	(6/6~8/3)	(8/3)						(冬四回)	(8/3)					
四 一八三三								(正月二回)						
五 一八三四		(8/6)											○	
六 一八三五		(7/6 7/22 8/22)					(2/13 12/23)			(4/20)			○	
七 一八三六	(春夏)	(4)					(冬)							

「続続讃岐国大日記」及び「高松藩記年表」によって作成する。
○は「続続讃岐国大日記」記載のもの。◎は「高松藩記年表」記載のもの。中の字は期日及び略説である。

こうした港町三本松を、糖業の盛行がさらに繁栄させた。港町三本松を結接点として近在の砂糖（商品）が貨幣に交換された。近在の砂糖は、ここから領外専売という制度に乗せられて大消費地へ送られていき、ここで代銀を受け取った。近在の財貨（経済）の結接点であった。

このような経済上の要地（財貨の交流の要点）であったから、砂糖会所（藩の糖政機関）以下の糖業関係者が出入りし、あるいは定住した。特に富農（経済実力者）が出店を置いたことが、一層貨幣経済を上昇させた。

大内町の近世の産業経済は、港町三本松を結接点として、ひたすらに商品貨幣経済化（商業農業化）の途をたどったのであった。そして「南海の宝庫」の一角（あるいは中心）として繁栄したのであった。

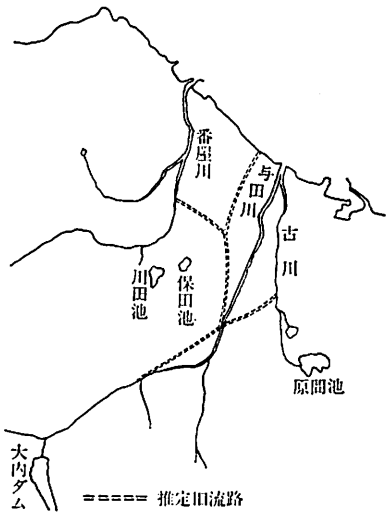

第1図　与田川・番屋川流路推定図
（沓水村誌編集委員会編『沓水村史』114ページにより作成する）

第二節　近世の農業

一　米作の基盤

与田川の付け替え　大内町の沖積平野に二毛作が開始されたころに、第一図のように与田川の付け替えが行われたのであろう。与田川や番屋川の氾濫原の流路を整理しての長大な堤防の築造が一気呵成に行われたとは考えられない。その時期は定かでないらしいが、この流路の付け替えで、氾濫が防止され、次

のような恩恵をもたらした。

① 農耕が氾濫から守られて、収穫が安定してくる。

② 二毛作が可能になる。

③ 人間の平地定住が可能になる。

第1表　町内地区別の高辻の推移

		寛永17年(1640)	天保5年(1834)	明治元年(1868)
		石　合	石　合	石　合
三本松地区		471.755	475.236	484.632
替水地区	中筋	263.690	282.284	272.810
	東川	523.740	707.192	676.116
	西村	879.318	882.540	924.211
	横内	521.492	505.983	442.559
	水主	726.714	767.251	871.961
	計	2,914.954	3,145.250	3,187.657
丹生地区	馬篠	186.130	273.295	270.502
	小砂	133.285	142.281	183.907
	土居	206.654	296.474	292.486
	中山	182.292	188.886	183.019
	三殿	134.758	190.512	179.440
	町田	481.780	409.340	387.840
	松崎	183.010	160.878	158.238
	落合		370.087	366.698
	大谷		334.632	323.408
	小磯		272.459	270.463
	計	1,507.909	2,638.844	2,616.001
合　計		4,894.618	6,259.330	6,288.290

寛永17年の数字は香川県編『香川叢書』第2巻所収「生駒高俊公御領分讃州郡村村並惣高覚帳」
天保5年は「天保郷帳」、明治元年は「旧高旧領取調帳」による

これによって、山麓の水便の地に居住して小規模な耕作(栽培)と山野からの採取の両途(みち)で生計を立てていた生活から、純然たる農耕生活に変わっていったわけである。

大内町の開田　平地定住を安定させるものは、耕地の確保である。特に水田の獲得が望まれたわけである。

讃岐では、寛永年間に西

島八兵衛（伊勢の人・生駒藩が招聘）や高松藩の普請奉行矢延平六らによってため池が造られ新田開発がなされている。その讃岐の水田造成期と古川の付け替えの直接的なかかわりは不明である。当町の水田開発の最盛期がいつであったかは不詳であるが、第一表でみる限り、かなり古くに水田開発の最盛期があったようである。

「高辻」は、耕作面積と生産技術との相乗であるので、高辻の増加が即開田の盛行とはならないが、一応は関係

第2表　寛永17年を基準にした高辻の推移

年代		寛永17年(1640)	天保5年(1834)	明治元年(1868)
三本松地区		100.	100.74	102.73
替水地区	中筋	100.	107.05	103.46
	川東	100.	135.03	129.09
	西村	100.	100.37	105.11
	横内	100.	97.03	84.86
	水主	100.	105.58	119.99
	計	100.	107.90	109.36
丹生地区	馬篠	100.	146.83	145.33
	小砂	100.	106.75	137.98
	土居	100.	143.46	141.53
	中山	100.	103.62	100.40
	三殿	100.	141.37	133.16
	町田	100.	84.96	80.50
	松崎	100.	87.91	86.46
	落合			
	大谷			
	小磯			
	計	100.	110.20	109.78
合計		100.	107.92	108.85

（丹生地区の計及び合計の欄の比は丹生地区の落合・大谷・小磯を除いた合計数をもって算出した）

第3表　全国の石高の推移

年代	石高(万石)	増加量(万石)	連年比
慶長3年　1598	1,850		100.
元禄年間1688—1703	2,578	728	139.35
天保13年　1842	3,056	478	165.19

（『新日本史大系』第4巻「近世社会」216ページ]の表示により作成する）

しあうものと考えられる。そこで第一表の高辻を寛永十七年を基準にしてその連年比を計算してみると、第二表のとおりである。

これをみると寛永十七年以来の連年比に数字の大異動がない。すなわち与田川の付け替えのような水田の大量増加がなかった、ということである。

第4表　安政5年の川東村野山新開

地目	地積	運上銀	届出人
	反畝歩	匁分厘	
下林	1.18	1.9	弥平次
〃	3.18	4.3	滝蔵
〃	3.27	4.7	富田拓授
中林	12	6	槇助
〃	24	1.1	山崎浅左衛門
〃	3.00	4.2	〃
〃	18	8	庄右衛門
〃	1.15	2.1	槇助
〃	2.00	2.8	庄左衛門
〃	9	4	槇助
〃	15	7	忠七
〃	1.24	2.5	山崎浅左衛門
〃	24	11	忠七
〃	9	4	庄左衛門
下林	3.8.15	4.6.6	伊勢蔵
〃	1.00	1.2	権三郎
〃	8.18	1.00	村左衛門
〃	7.18	1.90	〃
〃	3.3.06	3.9.8	〃
〃	1.1.15	1.3.8	谷蔵
〃	2.00	2.4	惣十郎
中林	6	3	惣八
〃	2.2.27	3.2.1	谷造
〃	27	1.3	山崎浅左衛門
計	1.4.7.15	18.4.4	延24名（実13名）
内訳 中林	3.6.00	5.0.4	
内訳 下林	1.1.1.15	13.3.7	

（山崎家「御用留」＜安政2年＞の「安政六未年二月　大内郡川東村野山新御拓地書出帳」により作成する）

第5表　安政5年川東村永引興返り新開地

永引興返り						
免名	歩　取	田畑位	有　畝	高	取米	届出人
			反畝歩	斗升合	斗升合	
下所免	4ツ1歩	中　田	12	4.4	1.8	勘　蔵
上所免	3ツ6歩	上　畑	3	2.2.0	7.9	伊　作
〃	〃	上　畑	2.03			浜垣清之助
〃	〃	下　畑	24	4.8	1.7	〃
〃	〃	下々畑	12	3.2	4	富田拓授
〃	2ツ5歩	下々畑	1.09	1.9	1.0	浜垣清之助
計			5.03	3.6.3	1.2.8	
新　拓　地						
		下々畑	6			滝　蔵
		〃	12			〃
		〃	3			〃
		〃	9			〃
		〃	12			〃
		〃	9			弥平次
		〃	15			庄左衛門
計			2.06	6.6	1.7	
総計			7.09	4.2.9	1.4.5	
				口　米	4	
				四歩米	1.7	
				計	1.6.6	

（山崎家「御用留」＜安政2年＞「大内郡川東村永引興返り新御拓地見取米畝高書出帳」により作成する）

第三表の全国的な石高の推移と第二表を比較してみると、第三表では慶長三年、元禄年間、天保十三年と等差級数的に増加しているが、第二表（大内町）の場合は、全般的に大変化がない。おそらく寛永十七年（一六四〇）以前に水田の大拡張があったのであろう。

しかし、農民の土地への執着は根強いもので、第四表のように、安政五年（一八五八）に「野山新開」をして、運上銀が定められている。また第五表のように一たん廃田化していた土地の再開発をして水田を獲得する努力をしている。

百姓の飽くない土地への執念で、このように切添開田や永引興返しをしているが、大勢にかかわるものではない。この第三表・第四表の実数からみて、大内町にはすでに可耕地は余り残されていなかったということになろう。

第6表　大川郡と大内町の大きいため池

	ため池名	所在地	満水面積（㎡）	有効貯水量（㎥）	敷地面積（㎡）	かんがい面積(ha)
全県100位までの大川郡の池	野間池	長尾町造田	164,241	387,080	170,577	143.0
	宮池	長尾町長尾	154,238	537,500	168,652	182.0
	中池	寒川町石田	116,410	312,290	121,709	175.0
	門入池	寒川町石田	98,000	780,000	105,120	237.0
	東王田池	寒川町石田	89,309	287,720	95,314	120.0
	石神池	長尾町長尾	53,000	186,820	56,530	75.0
大内町の池	川田池	大内町西村	8,300	248,800	8,990	100.0
	保田池	〃　西村	2,250	63,400	2,730	100.0
	なめくり谷池	〃　落合	140	2,800	170	100.0
	正光寺池	〃　西村	100	2,400	160	100.0
	正光寺下池	〃　西村	20	200	30	100.0
	中山大池	〃　中山	2,500	133,400	3,160	30.0
	松崎新池	〃　松崎	3,000	84,000	3,410	18.0
	新池	〃　小磯	250	4,000	290	16.9

（大川郡の池は、『香川県統計年鑑』昭和58年版により、大内町の池は、『大内町ため池調査表』により作成する）

第7表　地区別・規模別ため池数

		かんがい面積	1 ha以下	1～4 ha	5～10	11～15	16～20	21～30	31～90	91～100	計
三本松			7	1	—	—	—	—	—	—	8
替水	中筋		1	—	—	—	—	—	—	—	1
	東川		6	8	—	—	—	—	—	—	14
	西村		—	—	—	—	—	—	—	4	4
	横内		—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水主		91	21	3	3	—	—	—	—	118
	計		98	29	3	3	—	—	—	4	137
丹生	馬篠		31	16	—	—	—	—	—	—	47
	小砂		11	3	2	—	—	—	—	—	16
	土居		5	3	—	—	—	—	—	—	8
	中山		26	5	—	—	—	1	—	—	32
	三殿		18	8	1	—	—	—	—	—	27
	町田		7	5	4	—	—	—	—	—	16
	松崎		12	—	1	—	1	—	—	—	14
	落合		1	—	—	—	—	—	—	1	2
	大谷		6	2	4	—	—	—	—	—	12
	小磯		31	1	—	1	1	—	—	—	34
	計		148	43	12	1	2	1	—	1	208
合計			253	73	15	4	2	1	—	5	353

（『大内町ため池調査表』（昭和59年度調）によって作成する）

灌漑用水の確保

利水の確保も、耕地確保と共に大切なことである。山麓帯での耕地不足から平地に広大な耕地を確保しようとして与田川の付け替え事業がなされたのであった。その獲得した耕地への安定した利水の確保が平地農業を左右するわけである。

米作農民は、耕地の確保と水の安定的な確保を軸にして生活している。水に恵まれない讃岐は、ため池を造って水の安定的な確保を期そうとした。大内町もそうであって三五三のため池が造られている。その多くは小規模である。川田池・保田池（共に寛永期の築造とされている）が大きい方であるが、県下のため池の第一〇〇位から外である。第六表は、大川郡に所在する県内第一〇〇位までのため池と大内町の八大ため池を表示したものである。当町のため池が一般に小型であるといえる。

第七表は、昭和五十九年度大内町調べの『大内町ため池調査表』によって作成したものである。これによると灌漑面積が一ヘクタール以下のため池が二五三（全体比七一・六七パーセント）で、五ヘクタール未満のため池が三二六（全体比九二・三五パーセント）である。このため池は山麓帯に分布している。地区別の分布は、第七表の「計」の数字のとおりである。丹生地区が二〇八（五八・九二パーセント）で第一位、これに続いて誉水地区（一三七の三八・八一パーセント）で第二位である。三本松は商工地帯なので八（二・二七パーセント）と少ない。ため池が最も多く分布しているのは、水主で、一一八（全体比三三・四三パーセント）である。これらは山麓に所在していて谷あい、山沿いの米作用のものである。平地米作用のため池は、比較的大型で保田池や川田池がその代表である。そのような広域灌漑用の大型の平地ため池が、なぜ多く築造されなかったのだろうか。

①　大型ため池を築造しても水がたまらない。

② 導水源もなく、また三方が山で包囲されていて導水路の開さくが困難である。

③ 下流の水利権者が水利を慮って、上流に大型ため池の築造を認めなかった。

このようなことが、大型ため池が造られなかった条件であろう。このようにため池の拡大が困難であった上に、全国的な寡雨地帯であるので、ため池の管理を大切にした。池の安全管理と用水期に備えての貯水は大切にされた。次のように「五人組之事」という法度の中にも、早い順に記されている。

一池々水取溝之儀　村所ニ〆浪指は田地所持之者共指障溜　申迠も無之候得共　入念可申候　尤水廻り速候而者実哉違ニメ不足ニ相成間々旱損も相聞候ニ付去ル亥年相改申渡候　相成候間水配之節無油断気を付可申候事

通向後心得違申間敷候　都而用水之義は至而大切成事故

（大山家「御用留」「天明三年―寛政三年」より）

第8表　享和3年正月のため水調査

村名	池名	水量
三殿村	飯山池	4合
	同上池	御普請ニ付無水
	遠田池	右同　無水
	長谷新池	5合
	小池小池	無水〆四合迠
中筋村	馬之子谷池	4合
水主村	池之内池	2合
	城之内池	5合
	あじろ池	6合
	宮内池	4合
	国安池	1合
	小池小池	弐合〆七合迠
町田村	新池	2合
	天神池	1合
	才池	無水
	東谷池	4合
	大原池	2合
	小池小池	無水〆三合迠

（大山家「御用留」＜享和年代＞により作成する）

毎年恒例的に正月にため池の貯水や管理状況が調査されている。第八表は、その報告によって作成したものである。

ため池とともに河川の流水（灌漑用水）は、水田耕作の生命線であったので、その水利慣行は行政にも優先するものであった。その例を「中筋三ノ井水ノ事」でみよう。

中筋三ノ井水ノ事

奉願上口上

一　当村三ノ井出水之義者全当村之用水ニ而已前者西村横内村与田市免之内川田池保田池両池掛リ之場所江加江水ニ少々宛別遣申候拠又当村三ノ井掛リ之場所江者川田池水取越候而加江水ニ仕来リ候所其後双方相談之上水取遣立用ニ仕候得共当村者出水之義ニ付其已来茂西村両池仕廻候節ハ村方百姓共出合見斗ニ而少々宛水別遣候所当夏照続ニ付西村横内ゟ申出候ハ最早西村両池水も相仕廻候間三ノ井水少々宛流呉候様ニ申参候ニ付古来之通横内西村江弐歩程之積リ流遣申候所其後又々右両村ゟ三ノ井水掛高何程有之候哉高割合ヲ以水流呉候様申参候ニ付水掛高相調候所百七拾石之内八拾石中筋村四拾五石西村四拾五石横内村江割合ニ付凡五歩程之積右両村江双方立合別遣申候乍併三ノ井水与申候而も庭ニ聊之義ニ而当村三ノ井掛田地ハ何連も井手筋ゟ土地高御座候而関溜不申候而者水戚不申場所ニ御座候間西村横内江五歩水落候而者当村田地江者水入不申難義仕候西村横内江者井手低落水之義ニ御座候間何卒已前之通弐歩程之別水ニ被仰付可被下候無左候而者私共如何程取水出精仕候迚も其詮も無御座立毛追々痛相増難義仕候

一　前文ニ申上候通横内村へも本村与田市両所高四拾五石之割合ヲ以水遣シ御座候然ル所三ノ井水横内本村江取越井手之内中筋村分ニ而出水多キ場所御座候ニ付近年ハ右場所横内村ゟ人夫大勢掛候而深ク掘上ケ水沢山ニ御座候ニ付三ノ井水本村へ者用イ不申四拾五石之割合水不残与田市免斗江取越居申候与田市免聊之場所江本村分水共相束余分ニ取越居申義不得其意義ニ奉存候ケ程照続難渋之砌ニ御座候間右本村分水之分三ケ村惣掛リ高江御割付被下三ノ井掛平等ニ相当リ候様被仰付可被下候左候へ者聊とハ乍申も此節之義大ニ一統助ニ相成難有奉存候尤右之段横内村政所様江当村組頭ゟ掛合も被下候得共御承知無御座候ニ付無拠此段御願申上候

一　当村天満井手之義者前文ニも申上候通先年川田池水中筋横内江取越候井手ニ而御座候所前方も西村ゟ入割申掛其節之大政所大山太郎左衛門様日下佐左衛門様宮崎彦右衛門殿御出合御見分之上古来仕来之通別水ニ仕西村へ者通来リ

之与田市井手筋ゟ外江通間敷由被仰付相済申候所其後又々
西村より大勢罷越天満井手堀浚候ニ付村方ゟ指留申候得共
大勢之義無法ニ堀下ケ申ニ付其段大山太郎左衛門様へ御願
申上候へ者西村政所孫左衛門殿御呼寄被仰付候者先遠而出
合見分之上ニ而三ノ井別水天満井手江通し申間敷旨申付相
済居申義如何ニ而井手堀下ケ水通候哉与御詮義之上ニ而堀
上候分前々ゟ有来リ之通可仕由被仰付村方水掛リ之者共堀
上土不残天満井手江入申候然候所又々当年西村百姓大勢打
揃勝手之筋与申天満井手へ水通可申申参候得共御承知不致
段申聞候得者此義者大政所様江御願申上相済御指図之由ニ
而天満井手之内古来ゟ御座候当村取井坪之土俵等ヲ取除無
法ニ樋ヲ渡シ候得共未タ当村へ者大政所様ゟ何之被仰付も
無御座義故其段申聞候殊ニ右様取井坪之上江樋掛被渡候而
ハ井坪之取水も出来不申甚迷惑仕候其上当村水掛場所ハ不
残土地高ク候故右様井手上ニ而西村ゟ天満井手江堀下ケ水
引落候而者当村田地へ者一向水入不申村中井坪等迄も無水
ニ相成至極難渋仕候間古来之通与田市井手江水通候様ニ被
仰付可被下候
右之段宜様ニ被仰上可被下候奉願上候以上

大内郡中筋村三ノ井水掛百姓

文化六年
己七月

新兵衛　判
次　作　判
本　蔵　判
吉兵衛　判
伴　蔵　判
忠　七　判
忠　蔵　判
長　蔵　判
永次郎　判
和五郎　判
伝　蔵　判
政五郎　判
徳兵衛　判

横内村
組　頭
周　助
周　助

（『大山家文書』「御用留」〈文化六年以降〉より）

第9表　大内町の河川

水系名	指定総延長	河川名		指定延長
	m			m
古川	2,212	本川	古川	2,212
与田川	10,990	本川	与田川	5,694
		1次支川	笠松川	930
		〃	様松川	1,280
		〃	宮内川	670
		〃	吐川	1,263
		〃	額川	353
		〃	別所川	800
番屋川	13,760	本川	番屋川	4,567
		1次支川	北川	4,000
		2次支川	玉の泡川	1,230
		1次支川	楠谷川	2,540
		〃	西村川	460
		〃	石風呂川	963
田尻川	614	本川	田尻川	614

（『香川県統計年鑑』（昭和58年刊行）の「7河川」により作成する）

大内町の耕地を潤す河川は、第九表のとおりである。これらの河川は、第九表の「指定延長」欄のとおり短小である。その上水無し川（天井川）であるので、潤沢に用水が得られようはずがない。前の「中筋三ノ井ノ事」のように「水掛（みずがかり）の百姓」が一体になって水を大切に活用することが肝要である。

近世当初にすでに極限まで水田開発が進められているという土地条件に加えて、用水確保の条件も右にみたとおりである。もって水田農業の前途が思いやられる次第である。

二　高松藩の殖産興業

高松藩の財政窮乏

徳川幕府の治政が宜しきを得て泰平の世が続いた。経済（生産）の遅滞とは逆に、この泰平の中で消費が急上昇し人口が増加した。幕府からも、高松藩からも度々倹約令の「御触（おふれ）」が出た。こうし

た生産と消費のアンバランスの中で、幕府も高松藩も蓄財を失って財政窮迫期を迎えた。

将軍吉宗は、享保七年（一七二二）大名に高一万石に付いて一〇〇石の「上げ米」を命じた。その代償として祖法である参覲交代の参覲の期間を半年短縮した（享保十五年上げ米を廃し参覲制を旧に復した）。また享保十年貢納の割を従来の四公六民から六公四民に切り上げた（享保十三年五公五民に緩和する）。重税に苦しめられたので、「上のおすきな物　御鷹野と下の難儀」と落首されたほどの世相になっていた。

高松藩の財政も次のような窮状であった。

> 穆公（頼恭）事蹟に曰、宝暦八年戊寅（穆公治政第二十五年目）七月朔日、西尾縫殿へ、御勝手方御用向引受被仰付候、去今年臨時の御入用方指湊、其上品々御手違いの義も有之、自他御借銀弥増、今年冬に至候ては、必至の御迫と相成、例年秋御収納米の内、六千石万一の節の御用意として除け置、御家老連印の封仕置候義、往古よりの仕方に御座候、右の御除け米仕候ては、来春の御指配り不相成候に付、御家老共外御用多に取紛れ、右封印付せ候義、失念の振にて、此年計右御除け米不仕候由、今年迄に江戸上方御国にての御借り金銀、合せて金五十万両余に相成、年々利金銀御払方計も、数万両に及候義に御座候
>
> （『増補高松藩記』二〇四ページより）

高松藩は、この窮迫を解消するために山林や田畑も売却しているが遂に功を奏せず天保三年（一八三二）には、次のように三か年のモラトリアム（支払い猶予令）を実施している。

> 又曰天保三年壬辰冬、御勝手向必至と御指支に付、江戸上方其余とも、御借り金銀元利御返納方来々甲午年迄、三ケ年之間総じて御断りに相成申候、右は御先代以来之御借り金高五拾万両余に有之候間、年々元利相応之御払方相成可申様も無之、誠に聊宛配当致見送り居候得共、それとても莫大之金高に相成、御勝手御配り方立不申、此体に

てはいつ迄も御勝手御取直し之期無之候間、甚御本意ならざる義に候得ども一応年限を以暫之間、元利御払方御断りに致、其間に何と歟趣法相立、年満之上は相応御返弁方規定相立可然と之義は、先年より度々御役人共評議も有之候得共暫時たり共元利御払方悉皆相断り候義は、金主共へ被対御義理相立不申、尤頓く承諾可致様も無之、其上右御断り年限中に、御領中凶作、或は御公務、其外とも臨時不意之御入用有之、御繰廻し指支候節金主共へ相談之致方も無之、行当り可申候に付見合居候処、追々弥御不繰合に相成、最早右之取行致候外無之候に付、前以種々御手当致、今冬に至右之通一切御断に相成候（以下略）

（『増補高松藩記』三七二ページより）

財政建て直し策　財政建て直し策として、倹約令や貨幣の改鋳や財産の売却や税の増徴等を幕府も高松藩も、それぞれの立場で実施したが、いずれも根本的な解決策とはならなかった。

幕藩体制下の経済の基軸は農業である。幕藩両者の財政建て直しは、この農業生産の増強が決め手である。その農業生産の筆頭は、米作である。その米作にはすでにみてきたように水田開発、用水確保と努力してきている。その讃岐の努力は、次のとおりである。

① 寛永十九年（一六四二）　松平頼重が高松藩に封ぜられたとき　一二万石を拝領した。

② 天保五年（一八三四）　高松藩領高辻の調査では　一九万六五〇〇石二斗一升八合となる。

③ 右の一九三か年間の増加率　一・六三倍強である。

（全国的な増加率は、前掲の第三表によって計算できる。慶長三年（一五九八）から天保十三年（一八四二）までの二四五年間に一・六五倍強になっている。）

地理的にも気象的にも条件の悪い讃岐が、全国と似通った倍率をあげているのは、讃岐の努力（藩の施策と農民

の努力）である。

このような努力で、なおかつ経済状況は悪化の一途をたどったのである。米麦単作型の農業生産だけでは、時代の経済を担いきれなくなったのである。米作中心の自給自足の自然経済では時代の経済を担いきれなくなったのである。米麦作のほかに特産物を開拓する模索が始められたのである。これを「殖産興業」といった。

将軍吉宗が、この殖産興業で成果をあげて中興の英主とされたのは、時代が次のように動いていたからである。

① 水田の裏作が盛行していった（多毛作技術の発達）。

表作（米作）は貢租対象であったが、裏作（麦等）は主として作主の得分になった。

② 三都（京・大坂・江戸）をはじめ諸国の城下町、在町が発達して、その需要に充てる蔬菜栽培が近郊を中心に自然発生的に始まった。このような生活資料だけでなく、集住している職人の原材料の需要が農村に向けられてき、それが急増し始めた。

③ このように農村は、商業農業を動機付けられてき、本田（米作）以外での農業多様化が進転しつつあった。

都市需要を畑作による多様化でこたえようと、動いていた。

将軍吉宗の殖産興業策は、次のとおりであった。

殖産興業策	年	事　項
○櫨の栽培	享保三年	薩摩の町人丸屋治兵衛に吹上・御殿山に試植させ、後これを諸国に広めた。
○唐胡麻の普及	享保十三年	江戸の町人喜兵衛等の上申をいれて、関八州に栽培させ、ろうそく及び灯油の油製造の原料とした。

○甘藷の栽培	享保十二年	薩摩の落合孫左衛門をして、甘藷の栽培を吹上で試みさせる。
	享保二十年	深見有隣に製糖法を調査させて、砂糖の製造を起こす。
		青木昆陽の建議をいれ、蕃藷（さつま芋）を吹上に試植し、後各地に広めた。
		林信龍に薩摩芋の功能書を書いて刊行させる。
○薬草栽培	享保二十年	丹羽正伯等に命じて諸国に薬草を採取させ、下総小金に三十万坪の地を給して栽培させる。
	元文三年	対馬の宗氏から譲受けて栽培してきた朝鮮人参の栽培に成功して「和人蔘」として売出さす。
○染法の普及	享保十四年	吹上に染殿を設け、呉服師後藤縫殿助に命じて『延喜式』に見える古代の染法を研究させ、式内染鎌を作り、染色業を普及させる。

（栗田元治著『新修綜合日本史概説』下巻六三三ページより）

種類	頻度	寛政七年	享和三年	文化六年	文政十年	文政十一年	天保四年
楮に関するもの	六	一	四	一			
紙漉に関するもの	一		一		一		
絞油に関するもの	二		一				
植樹に関するもの	三		二	一			一
菜麺に関するもの	一		一				
蘭草に関するもの	一		一				
蕎麦に関するもの	二		二				
綿に関するもの	二		二				
茶に関するもの	一		一				
菜種子に関するもの	四				二	二	
線香に関するもの	一				一		
計	二四	一	一五	二	三	二	一

（但し砂糖・甘蔗に関するものは除外した）

こうした吉宗の殖産興業で全国的に育てあげられたのが、四木三草（桑・楮・漆・茶と麻・藍・紅花）であった。

高松藩の畑作奨励　吉宗の指導も全国的な気運に乗って畑作（特用作物）の奨励をしている。それを「御用留」から拾

ってみると、次のとおりである（糖業関係のものは除いた）。

度数の最も多いのは、年次では享和三年（一八〇三）の一五である。高松藩は、八代藩主頼儀（よりのり）の享和元年に老中玉井三郎右衛門の建策を採用して、「享和の新政」という殖産興業策を実施した。『高松平氏歴世年譜』の『旧高松藩松平氏累世年譜巻之八』（松平公益会蔵）に、次のように記している。

今年貯金弐拾五万両ヲ本丸ニ納ム　又藩士ニ借銀ノ請ヲ允シ玉井三郎右衛門ノ議ヲ用キ　国産増殖ノ法ヲ設ケ　資金貸付ノ令アリ　時ニ之ヲ享和ノ新政ト曰フ

「享和ノ新政」の内容は、次のとおりである。

享和元年辛酉玉井三郎右衛門建議する所、富国之御主意に而御国産之品々増殖方厚く御手当被ㇾ下候、先御城下東浜之海中に新地を御築せ湊町と号、問屋数多移住して他国之荷船を招き、又御手廻船と申候て六百石積之荷船を数艘御造立、米綿雑穀塩砂糖其余御国産之品々を御買上げに致、江戸大阪竝諸国之湊々へ積送り売捌せ、又是迄当国に産製無之品々、船を造り鍋釜を鋳、陶器、紙筆墨を製し、縮緬織物絹類奥縞機留縞麻之類を織絞り木綿竝糸類を製し、牧馬を飼立、薬種茶を植てこれを製し、箪笥長持其余指物傘類提燈箒杉箸楊枝笄簪を造り、矢を矧馬具其外革細工仕立、漆之木を植て漆を取櫨の木を植て蠟を取、石灰を製し畳表を織、梔椿を植て油を取、桐梨桑楮菅菌を植、から紙さらさ紙を製す、凡是等之類夫引受之者へ元手銀御貸被ㇾ下、或は入用之内御償被ㇾ下、右之外瑣細之品にても新に産製致し、又は今迄製し来候品にても一同よりは価安く売出し可ㇾ申由申立候者へは、吟味之上相応に元手銀御貸被ㇾ下候、右は只今迄上方他国之産製を仰ぎ候品々、自今これを止め御国産にて用弁し候様相成候はば、御領中之金銀他へ出候義相減じ、且又札会所に御貯置之銀札を以、元手銀御貸付に相成候得ば、下々大に融通に……

（『増補高松藩記』巻五の三一六ページより）

この享和の新政の実質面が強く出現されたのが、前表の享和三年の度数であろう。この享和の新政は、期待の成果をあげ得ずして、文化四年（一八〇七）に廃止されている。享和の新政という藩営金融は、わずか七か年で廃絶したが、後年糖業奨励策に蘇生して大成果をあげたのであった。また特用作物（畑作）の奨励からは、綿業や糖業が著しく特化して、ついに「讃岐三白」という特産品になって、高松藩の財政建て直しを助け、讃岐を豊かに導いたのであった。

三　商業・農業への遷移

米の流通　百姓は、年貢皆済後といえども米を食うことがなかった。それは自分の手元で自給しかねる物資を物々交換する資（もと）であった。自給自足の自然経済から商品貨幣経済の時代に移ってくると、この米の販売代金で不足する生活資料を購入しなければならなかった。ために百姓は米を食うことが出来なかった。その上近世中期にもなると、三都をはじめ諸国の城下町・在町が発達してきて、大豆の食粗米が流通し始めて、百姓の手元から米は都会に流れていった。

当時の流通米は、城米（幕府の売捌米（うりさばきまい））と蔵米（くらまい）（大名の売捌米）と納屋（なや）米（民間流通米）の三種類であった。城米と蔵米は、貢租米の売りさばきである。納屋米は農民の作徳米の売捌米である。近世の都市の発達による食粗米の大量需要は、貧農の窮迫販売をもあおぎたてて急増していき、全国的に米が流通した。

文化文政期になると、東讃地方には糖業が根を下ろしてきて、常習旱魃田（かんばつでん）での危険な米作を避けて、より有利で安全な甘蔗栽培に転換していった。当時名目がつけば甘蔗を栽培した方が米作より有利であった。そのためか天保五

年（一八三四）に、引田村に米が不足してきて、庄屋の日下佐左衛門から御蔵米の払い下げを願い出ている。その許可はなかったが、近在や城下からの買い入れが許可された。その結果西讃地方まで米価が騰貴してきた（山崎家「御用留」〈天保五年〉より）。そして米騒動が起こった。

このように百姓が米より有利な製糖業をやるというように、商業農業色が濃くなってきたためか、これほどの米不足でありながら、「当郡村々より阿州表へ抜米」をしている（大山家「御用留」〈天保五年〉より）。そして安政四年にもなると、米を「白麦」と偽称して他所米が多量に抜き揚げされ、売りさばかれ、阿波へも抜き越ししている。そのことが半ば黙認されたかたちであったことで、役人共が次のように貰められている。

安政四巳八月　　屋役被下高共召放呵戸〆指置候

八月廿七日

大内郡大庄屋　　大内郡三本松村

木村太一郎　　窄人大庄屋格庄屋

渡瀬平次兵衛　　高畑作兵衛

右去秋津留中其郡浦々之内ニ而他所米数多抜揚　又者白麦と名付致水揚　所々江売捌阿州へも多数致抜越候　且又兼て其外村々之内百姓共之内ニて御年貢相納候節　甚如何成次第も在之候由　尤白麦名目之義ハ浦方仕成ニ付其儘致置候段申出之趣　大庄屋役も相勤候義候得者　頓而取扱も可在之処其義無之　大数之他所米抜揚抜越等閑致置候故　右様甚如何成義茂出来候義　役義之詮も無之不届之至ニ付大庄

右者村中ニ而去秋津留中　他所米白麦と名付多数致水揚其上百姓共之内御年貢相納候節甚だ如何成次第在之　尤白麦水揚者前々ゟ仕振之義も在之　郡中領米融通ニ付諸人□と相心得取扱候由申出之趣ニ候得共底意不審敷不届之至ニ付庄屋役格式被下高砂糖会所引請共被召放呵戸〆指置候

八月廿七日　　（瀬戸内海歴史民俗資料館蔵）

他所米を白麦と偽称しての流通を、幕藩権力の末端代行者である庄屋共が、次のような感覚をもつまでに、商品貨幣経済の社会に世相が変わったようである。

前略…御津留中他所米水揚者私共支配浦江水揚品御逕上ニ訳も無御座不□□至極奉恐入候　此段宜被仰上可被下候
抱リ候義者都而三本松村役人ゟ指配仕切手指出シ水揚仕候　　巳上
義ニ而御津留中他所米ハ白麦与申名目ニ而取扱仕候義ニ御　安政四巳年　大内郡小磯村庄屋　有馬十右衛門
座候尤右白麦与申義ハ一向御規定も無御座義之由承り奉恐　二月　〃　郡馬篠村庄屋　坂東喜三郎
入候　尚又御大切之御年貢他所米ヲ以御蔵詰居申候義　私　（坂東家「壁書」〈嘉永五年〉より）
共一向不奉存次第　毛頭覚悟方不行届之義与奉存　一言之申

木村才助の建策　米が当時の商品貨幣経済下で主力商品であって、半ば自由な流通が社会的に認められかけていたとは、前にみたところでもうなずけるところである。それを一層肯定するものは、次の大内郡三殿村の庄屋木村才助が文政十一年（一八二八）に高松藩へ建策した内容である。それは、次のように米による「大名商法」の建策であった。それを四国新聞社編『讃岐人物風景　7』「花開く東讃文化」の「松平頼恕」の中に阪内駿司氏が、次のように述べている。

そんな折、大内郡三殿村（現在の大内町丹生）の庄屋木村才助から郡奉行荒川茂兵衛に、当時としては意表をつく財政再建策が上申された。その策とは、藩自ら米の売買を行い、その収益で財政の赤字を埋めてはどうかというのである。いってみれば〃殿さまが米の商いでひともうけしてはいかが…〃と持ちかけた話である。重臣たちは当然、高松藩の名にもかかわると反対の声があがったが、頼恕は反対を抑えてこれを許したのである。文政十一、二年（一八

二八年―二九年）のころのことだ。

異例の藩米放出にはじまり、他国から安い価格で買い入れた米に、領内の商人たちは先を争ってその払下げの入札に応じる。こうしたことがあって、結局藩は四〇万両余りの収入をあげ、先代頼儀以来、積もり積もった膨大な借金返済の貴重な財源となったのである。

このことは、『高松平氏歴世年譜』（松平公益会蔵）の「巻十　懿公」の中に、次のように記されている。

今年秋冬ノ間　米四千三百石ヲ市郡ノ民ニ販グ（備一）（備考一）是ノ時藩債山積シ　江戸京大阪大津奈良等ノ処ヨリ借ルモノ金五十余万両ニ及ブ　子母相殖シ有司大イニ措弁ニ窘ム　公家眷属本枝繁茂シ　収少ナク出多ク　殆ンド支ヘザルニ至ル　藩鈔値日ニ賤シク物価日ニ騰昂シ庶民亦生ヲ聊セス　大内郡三殿村（今大川郡丹生村）ノ木村才助郡奉行荒川茂兵衛ニ因リテ藩倉ノ貯粟ヲ出タシ　貸糴賤糴ノ法ヲ設ケ　其ノ奇嬴ヲ以テ藩鈔ノ回収ヲ図ラムト請フ　老臣案ヲ具シ裁可ヲ請フ　公其ノ患ヲ貽サムコトヲ　慮リ許ササラムト欲スレドモ上下困窮啾訴已マズ　而シテ他策ノ之ヲ救フベキナキヲ以テ仍チ始メテ之ヲ許ス　令出テ倉ヲ発ク　豪農鉅商争ウテ糴ヲ請フ　因リテ四十万金ヲ獲タリ宿債ヲ減却シ負担ヲ弛フ既ニシテ又令ヲ出シ粟ヲ糴ス亦争ウテ糴ヲ請ヒ　唯ダ其ノ後ルルヲ恐ル　是ニ於テ用度措弁シ　上下ノ愁眉始メテ開ク　蓋シ下ヲ捐シ上ニ益スコトハ古ヨリ誠ムル所ナレドモ　公之ヲ行ナヒ　此ノ好結果ヲ見タルハ識者以テ公平生勤倹愛撫盛徳国人ニ貫孚ノ致シシ所トナス

（『高松平氏歴世年譜　巻十　懿公』）

これをもってみれば、米の最大の意義は貢租であったが、今や商品という意義を確立したのである。

米の統制

幕藩側は、米の貢租米としての意義よりも商品としての意義が浮上してきて、果てなく自由化されていく米の流通を黙認したのではなかった。次のように建前として統制を行っている。

町　奉　行　　程売ニ相当候得共　都而上白米之処中白米ニ致セ九合
郡　奉　行　　以上売ニ致セ可申候

米相庭高直ニ付相互ニ救合之儀　公儀被仰出之趣も在之候　右之趣不洩様可申渡候　若猥成儀も候得者御糺之上屹度可
処尚又追々高立小間者とも難渋之次第ニ付町郷中囲持米並　申付候間　其旨能々相心得セ置可被申候
ニ買持米とも　都而壱石ニ付百拾五匁以下ニ売買致セ可申
候　　二月　　（山崎家「御用留」〈天保五年〉より）

但し右之趣ニ付而者搗米屋共売捌銀札壱匁ニ八合七勺

米価の統制は、絶対権力下にあったが、それが緩和されて次のように関係者の決定に委ねられるようになり、需要供給による経済原理が牛耳ることになり始めている。

遠在ニ而出来少ク店々小売指支候分者　買付罷出候様可致　候尤可成尺利分者省略致被仰之通売捌候様可仕候
候左候時者　駄賃も相掛候義ニ付　中白米ニ而も九合以上　（山崎家「御用留」〈天保五年〉より）
売方者出来間敷哉ニ候間　村役人とも見計売方相究メ可申

当地関係者は、次のように地区別価格を決定している。商品貨幣経済は、ここまで進展してきているのである。

一　百拾五匁ニ而売米無之候ニ付　三本松ニ而致寄合別紙之通申出致候

町田村　百拾八匁　　馬篠　小砂　土居
　内五匁だちん　外ニ　　中山　町田　松崎
一　八合七勺壱才　弐匁五歩搗屋口銭　　落合　大谷
　〆百廿匁五歩

三本松付　百拾九匁
一　八合六勺四才　内六匁だちん　外ニ
弐匁五歩掲屋口銭
〆百廿壱匁五歩

松原村付　百廿匁
一　八合五勺七才　内七匁　だちん
外ニ弐匁五歩掲屋口銭
〆百廿二匁五歩

与田山付　百廿二匁
一　八合五勺　内八匁　だちん　外ニ
弐匁五歩掲屋口銭
〆百廿四匁五歩

西村　小磯　横内
中筋　水主　川東
三本松　湊

松原　白鳥
伊座　帰来

西山　与田山
入ノ山　東山

右之通申出致候

藩庁のこのような施策にもかかわらず、経済原理に乗せられて変動する米価情勢が引き金となって米騒動が起こった。それに対しては、次のように絶対主義をもって押し付けている。

小間者共別而心得違無之様致候事者勿論　第一麁飯ヲ喰　故相庭下歩大之義被仰付候事ニハ無之候間　弥以心得違無
家業出情致　御仁恵之程難在可奉存旨可申渡候　此度西郡　之様致セ可申候
ニ而百姓共騒立候儀も在之　甚タ不届之至候　右様騒立候

二月十九日

（山崎家「御用留」〈天保五年〉より）

①心得違いを起こすな、②「麁飯（粗末なめし）ヲ喰、家業出精（精を出し）致、御仁恵之程難在」思え、③西部の騒動は不届である、④騒立てても米相庭は下げないとの厳しいものである。

商業農業　大内郡小砂村の糖業民が、常習旱魃田に米作するよりも甘蔗作をした方が有利であるので、危険な米作を避けて、年貢は他所米を購入して完納していた。安政三年（一八五六）他所米の貢納者が発覚して、庄屋が責められている。そのような近代感覚をもった百姓が次のように出現してきている。

安政三辰秋八歩御年貢他所米買納人別　　一同壱俵　五郎吉

一米三俵　久　蔵　　一同六俵　安兵衛　　〆弐拾五俵ト（ママ）　弐斗四升　小砂村

一同四升　喜代次　　一同三俵　庄之助　　右人別口書出ス　林左衛門

一同弐斗　嘉兵衛　　一同壱俵　岩　吉　　太　市

一同弐俵　新太郎　　一同壱俵　徳次郎

一同四俵　忠兵衛　　一同三俵　小太郎　（坂東家「壁書」〈嘉永五年〉より）

米は、「上年貢」が第一の意義であったが、今や完全に商業農業の商品である。農民は鋭い功利感覚を養ってきている。農民は商業主義になってきたのである。

商業主義になった農民は、小商品生産になってしまって禁制の本田畑に、タバコを作り、木綿を作り、絞油用の菜種を栽培した。その農民の商業農業への転換を抑止しようと、次のように「作付制限令」を出している。

作付制限令

(1) 農民に対する田畑永代売買を禁止した条令が含まれている寛永二十年三月の「在々御仕置之儀ニ付御書付」（いわゆる「土民仕置覚」）の中の第一〇条。五穀之費ニ成候間、たはこ之儀、当年より本田畑、新田畠共一切つくる間敷事

(2) 同年八月の「郷村御触」のなかの第一一条。従二来年一、御料、私料共ニ、本田畑にたはこ作申間敷旨、被二仰出一候、若作候ものハ、自今以後新地を開き可レ作事。

(3) 同第一八条。田方ニ木綿作り申間敷事。

(4) 同第一九条。田畑共ニ油の用として菜種作申間敷事。

いずれも米穀年貢を確保する狙いから、本田畑に煙草・木綿・菜種・桑・薬草などの作付けを禁止または制限しようとしたものである。

（大石慎三郎編『日本史小百科・農村』三一ページより）

田畑永代売買禁止令　商業主義化してきた農民は、生産材である田畑までを商品化してきた。商品貨幣経済の進展は、零細農民の田畑を窮迫販売させたり、質入れさせたりした。こうなると、本田畑の名請人（検地帳に登録された者で、直接課税を負担する義務をもつ者）が常に変動して、徴税（年貢収納）に支障を来たすことになるので、寛永二十年（一六四三）次のように田畑の売買を禁止して、これに対処した。

「堤川除普請其外在方取扱之儀ニ付御書付」の第三条

一、身上能百姓ハ田地を買取、弥々宜成、身躰不成者は田畑令二沽却一、猶々身上不レ可レ成之間、向後田畑売買可レ為二停止一事。

「在々御仕置之儀ニ付御書付」の第一三条

一　田畑永代売買仕間敷事。

（大石慎三郎編『日本史小百科・農村』二八ページより）

田畑の移動を抑止しようとする幕府と、田畑にまで商業主義を拡大していく農民との間に確執が展開された。上

下の近代化の食い違いが表面化してきたのである。その食い違いは次の「田畑永代売買禁止令に関する年表」のように、時態を造りあげていったのであった。

田畑永代売買禁止令に関する年表

年月日	紀元	事項
寛永20・3	一六四三	○「堤川除普請其外在方取扱之儀ニ付御書付」（全七条）の第三条で「向後田畑売買可レ為ニ停止一事」と禁止する。 ○「在々御仕置之儀ニ付御書付」（全一七条）の第一三条で「一、田畑永代売買仕間敷事」と禁止する。
慶安―寛文	一六四八―七二	○「田畑永代売御仕置」（全四条）に罰則を掲げて禁止する。 ○農業技術の進歩により年貢皆済後に剰余労働部分が残るようになり、質取主のメリットがつくようになったので、質入質取行為が増加する。反面紛争が多発してきた。
寛文6	一六六六	○「勘定所下知状」（全二九条）の第九条で、田畑永代売を禁止し、質入れには名主、五人組の加判を義務付けた。
元禄8	一六九五	○関東地方の総地検のために「質地取扱に関する一二ケ条の覚」で、①田畑永代売買禁止の諸法則よりも、庶民が取り交わした相対証文を拠りどころとする。②質流れを盛り込んだ証文によるもので、その条件が満たされておれば、名請人は質取人とした。③請返し文言の入っているものは、名請人を質入れ人とした。

年月日	紀元	事項
享保3	一七一八	○質入地の請返し請求権の有効期限を拾年以内に制限する。
享保6・2	一七二一	○地主死後の質地受返は、地主の子か孫に限り、親類の受返しを無効とし流地を認めた。
享保7・4	一七二二	○「流地禁止令」で①今後田畑の質流れを認めない。②質年季が明けて手形書き替えのときの利息の元本書入れを一五パーセントを限度として、他を損金とした。③田畑を質入れしての借金額を田畑値段の二割引きに制限した。
享保8・8・28	一七二三	○「この法令でかえって迷惑する者も多く、また金融も逼迫するので」ということで、「流地禁止令」を撤廃する。
明治5・2・12	一八七二	○「地所永代売買ノ儀、従来禁制ノ処、自今四民共、売買致所持候儀、被ニ差許一候事」という太政官布告によって形式上からも撤回される。

（大石慎三郎編『日本史小百科・農村』を中心にして作成する）

幕藩側が、権力でもって禁止圧制しようとしても、進展していく商品貨幣経済と共に次第に実利主義化していく農民を完全に律することが出来なくなってきた。禁圧を潜り抜けて生きていく知恵をつくり出していた。

当時の売買という概念は、①永代売りと、②年季売りと、③本物（銭）返売りとの三つから成っていた。①は永代売買で後世の「売り」である。②は一定期限付きの「売り」である。③は受け取っている物又は銭を支払えば物件が返済されるものである。この②と③は後の質である。永代売りが禁止されても年季売りを繰り返せばまったく金融には支障を来たさないわけである。

第10表　百姓一揆の形態別・時期別件数一覧

時期＼形態	蜂起	強訴	打ちこわし	越訴	愁訴	逃散	不穏	計	年平均
慶長～寛永期（天正18～寛永18年）	25	12	0	39	57	58	7	198	3.9
慶安～延宝期（寛永19～延宝7年）	0	25	0	57	49	45	8	184	4.6
元禄・正徳期（延宝8～享保4年）	3	54	3	77	70	24	15	246	6.2
享保・宝暦期（享保5～明和6年）	11	163	50	122	95	47	44	532	10.6
天明～文政期（明和7～文政12年）	14	260	130	131	108	36	134	813	13.6
天保～維新期（天保1～明治4年）	25	269	225	126	155	20	208	1,028	25.0
合　　計	78	783	408	552	534	230	416	3,001	11.1

（横山十四男著『百姓一揆と義民伝承』50—51ページ所掲の「百姓一揆の形態別・時期別件数一覧」により作成する）

四　百姓一揆

六公四民

幕藩側の財政窮乏を租率の引き上げで処置しようとして、享保十年（一七二五）従来の租率四公六民を一挙に六公四民に引き上げた。この苛斂誅求（権力支配）に耐えかねた百姓から苦情が百出した。享保十三年五公五民に緩和した。

商業農業の経営を通して、頭脳を練磨し自我意識を涵養してきた農民が、苛斂誅求をはねのけたのである。無知蒙昧とされてきた百姓が、商業農業の経営（商品貨幣経済の社会）の中で、近代的な資性を啓培してきたのである。その資性は、不合理な権力には盲従出来なかった。第一〇表のように百姓一揆は、時代とともに頻発し、時代とともに激化してきている（百姓一揆の形態を、ここで説明する余裕がないが、第一〇表形態欄の不穏から蜂起に向かって激化するものとされている）。

第一〇表で、発生件数の漸増が激増に切り替わるの

は、享保・宝暦期からである。米麦単作型農業経営で行き詰まり、畑作に農業を多様化（特用作物の栽培の兼営）して、一層商業農業を拡大したころから激増しているようである。そして、天明～文化期、天保～維新期となると糖業が盛行してきて、一層商業農業が本格化したために、百姓一揆の発生件数が一層増加し、形態も激烈なものが多発してきている。

享保・宝暦期から百姓一揆の多発が始まるのは、人口の増加が関係していると、横山十四男著『百姓一揆と義民伝承』が、次のように説明している。

> 享保年間以降幕末までの日本の人口は、当時の集計数字によってみると、二五〇〇万～二七〇〇万人の間を上下していて、大きな増減はない。また石高も二八〇〇万～三〇〇〇万石の間で漸増をみせているが、大きな変化はみられない。ということは、江戸時代の後半およそ一五〇年間は、人口と石高についてみるかぎり、いわばゼロ成長に近い状態であって、国民一人当り一・一石の食糧生産（石高）で生活していたという計算になるのである。したがって、自給体制をとるとすれば、一〇〇〇石当り人口は九〇〇人を越えては、食ってゆけなくなるはずである。

地域の生産量が一〇〇〇石であれば、人口が九〇〇人以上に増加すると、土地生産性に依存する生活は困難になる。そういう状態でも、①商業運輸等第二次産業従事者が多かったり、②米穀生産以外の商品作物栽培に傾斜する度合いが大きかったり、③農村手工業従事者が多ければ、百姓一揆は多発しない。人口が増加してもこの三つの条件が備わっていれば百姓一揆は多発していないと、同書は仮定して、なおその考察を続けている。

してみると百姓一揆は、①人口増と産業化と②苛斂誅求（かれんちゅうきゅう）と住民の資質にかかわるものと考えられる。

「池田義民さんの歌」を舞う
池田神社250年祭（昭和58年９月25日）

義民池田彦七

当町においても百姓一揆は起こっている。その第一号は、享保十七年（一七三二）落合村松崎村の庄屋池田彦七が減租を越訴して処刑されたものである。

落合村は、その地名が表徴しているように低湿地域で降雨時には周囲からの出水で常習的に冠水による水損を起こす土地であった。享保十六年には、大風雨、地震があり、十七年には五月末から閏五月末まで雨が続き、六月異常低温となり、六月中旬から酷暑となりウンカの大発生となった。この二か年凶作が続いた。蓄積のない貧農は困窮した。池田彦七は、意を決してひそかに妻子を義絶して藩庁に減租を越訴（直訴）した。彦七は投獄されて一年余で獄死した。この彦七の決死の越訴のおかげで、彦七の死後に減租があったという。

彦七への地域の感謝は、義民伝承となり、神としての奉祀となって今日に至っている。今や合祀した鎮守の春日神社が池田神社と通称される状態である。大正六年九月社殿を改築し、顕彰碑（義民之碑）を建立した。以来丁重な例祭を毎年九月二十五日に執行し続けている。

その「義民之碑」文は、当時大川中学校（現三本松高等学校の前身）に在勤した香川新十郎教諭の作で、次のとおりである。

義民之碑

旧高松藩伯爵松平頼寿篆額

行事卓異而世没其跡如我池田翁者亦少矣翁名彦七為大内郡落合松崎二村里正数世相承許姓氏佩刀地厩高松侯水害頻年里民困弊翁数請減租吏不聴百方無験翁乃戒里民維家無席瓦釜稽糠維藁約髪褸衣弊嘗困苦自率数年奔忙而通負益多翁乃決意訣別親戚妻子以身為犠牲直訴藩焉当時厳禁直訴吏乃執投獄除其籍翁在獄謹慎歳余終歿於獄中実享保十八年九月二十六日矣無幾藩議減二村之半租定為永制里民頼以蘇息焉安政二年後里正赤沢氏感夢与里民祀翁初籍除也妻子離散不知攸之里民求之不得撫養人池田橘次伊藤倉次並翁裔也亦討其旧地久倉次一日詣琴平途与昏水人児島某相伴話次及翁某曰是我隣邑也仍得互相識後数年里民与遺族相議改築社殿理其墓勒諸碑余乃叙梗概銘曰

殺身成仁　偉矣義民　遺徳攸薫　風厚情醇
乃議追遠　茲樹直珉　歳時致全　永賽厥神

大正六年九月　　東奥　香川新撰并書

池田神社の氏子が所持する碑文の解読文は、次のとおりである。

神社所蔵の解読文

行くこと早くおわって世に其あとを没すること我が池田翁の如きはまた少い。翁の名は彦七。大内郡落合・松崎の里正である。数代姓氏佩刀を許さる。土地は高松侯の領地に属す。水害しばしばあり里民困苦疲弊す。翁たびたび減租を請願するも吏これを聞かず、翁すなわち里民のため自家を顧みず食ものも食わず破衣奔走困苦数年に及ぶも多くは効果を得る事が出来なかった。これではどうにもならないと決意した。翁は親戚妻子と訣別し一身を犠牲にして藩に直訴す。当時直訴は厳禁されていた。藩は直に翁を捕えて投獄し其の籍を除いた。翁は獄にあって謹慎していたが一年余で獄死した。享保十八年（一七三三）七月二十六日である。幾ばくもなく藩は二村の租税半減をきめ永く村民の信頼と産業復興のためをはかって安政二年後の里正赤沢氏夢を感じ村民と共に翁を祀る。はじめ籍を除いた妻子は離散して行方は知れず村人も探し求めたがついに判らなかった。池田橘次・伊藤倉次は翁の子孫である。其の地を倉次が尋ね一日琴平に詣す。途中昏水の人児島某と一緒になり

話が翁のことに及ぶと某曰くわが隣村なりと。よって相知　　を整え碑を建てることになった。予　翁のことを叙し銘をり、後数年にして村民遺族と相謀り社殿を改築し翁の墓域　　記す。

なお、大正六年香川新十郎教諭が作詞・作曲した「池田義民さんの歌」は、今も愛唱され、振り付けがなされて、例祭には、大正琴の婦人グループの伴奏で踊りが奉納されている。

その歌詞は、次のとおりである。

池田義民さんの歌

一、高くすぐれし perhaps しも
世に伝わらぬ事多し
昔池田の義民さん
名は彦七と呼ばれつゝ
我が村方の名主にて

二、数代伝わる家なりき
時しも村は水害に
年々田畑稔りなく
重き貢に堪えかねて
人民甚だ苦しめり

三、君はこれをば救わんと
種々様々に願えども
虎の威をかる人々は
露いささかも取り上げず
これより君は村人を

四、戒め悟し共々に
畳も敗かず米喰わず
薬にて髪結いぼろを着つ
妻子は病めど薬せず
家は洩れども手を入れず

五、かくて自ら先にたち
艱難辛苦を重ねつゝ
尚様々につくせども
厳しき取り立て尚やまず
今は取りつく島もなく

六、百計此処につき果てぬ
かくては果てじと意を決し
親戚妻子に決別し
最後の心を昔の
佐倉の道へと進めけり

七、虎口を犯し身をすてて
幕の庁へぞ直訴せり
時の掟の厳しくて
身は戒めの縄をうけ
獄舎の内につながれて

八、家も屋敷も闕所さる
兄弟妻子は離散して
ただ秋風ぞ吹きすさぶ

かねて期したる事ながら
かくなり果てしぞ哀れなる

九、かくて享保十八年
九月二十六日に
君は獄舎に苦しみつ
遂にむなしくなりにけり
ほどなく貢は減ぜられ

十、苛税誅求跡をたち
里人ここに蘇生して
安堵の胸をぞなでにける
これこそ君の現霊の
死して救いししるしなれ

十一、ああ身を殺して仁をなす
その歟しぞ有難き
これより一百八十の
年をけみして大正の
六年の秋の中ばごろ

十二、里人遺族と相計り
社を修め碑を建て
真心こめしみまつりに
幾久しくこそ祈るなれ
幾久しくこそ祈るなれ

昭和五十八年の例祭次第は、次のとおりであった。

池田義民二百五十年祭

日　時　昭和五十八年九月二十五日午前九時
場　所　池田神社

祭典次第

一、獅子奉納　落合芸能保存会
二、祭司挨拶　自治会長
三、神　事　神主久住宮司
四、玉串奉典　来賓・遺族・地区代表
五、祭詞奉読　伊藤家五代伊藤一男
六、遺族代表挨拶　伊藤一男
七、池田義民さんの歌　伴奏　エレクトーン　高原由鹿
　斉唱　地元住民子供会一同
八、奉納余興
　1　舞　踊　池田義民さん　落合舞踊会
　2　大正琴　川は流れる　大正琴の会
　3　舞　踊　チャンチキおけさ　子供会
　4　舞　踊　チャグチャグ馬ッ子　子供会

5　舞踊　荒城の月　　子供会

九、獅子奉納　　落合芸能保存会

以上

例祭には、落合・松崎両地区民に、遺族（彦七が義絶した妻子は阿波撫養に移り住み、その後裔が今も鳴門市に在住している。伊藤一男氏もその一人である）が参集している。昭和五十八年九月二十五日は二百五十年祭で、特に盛大に執行され、遺族の手によって「義民池田彦七翁二百五十年記念」の碑が建立された。

その後の百姓一揆　大内町の百姓一揆は、池田彦七の享保十七年の越訴を第一号として、その後にも続発している。その後のものは、次のように直接行動に出る激化したものである。

〈その一〉　明和八年（一七七一）に、大内寒川山田三郡外の農民三五〇〇人が減租で騒動を起こしている。これには、おそらく当町の住民も加担したのであろう。詳述する資料が得られなかった。次は松平公益会蔵の『高松平氏歴世年譜』の記録である。これは蜂起といわれるもので最も直接的で過激な百姓一揆の形態である。

六月二十日三木山田寒川三郡ノ農民二千人城下ニ至テ減租　十三日大内寒川山田三郡並ニ南北阿野郡ノ農民三千五百人ヲ請フ　有司諭シテ之ヲ郤ク　二十二日東西香川郡ノ農千　亦復タ来リテ減租ヲ請フ有司諭シテ之ヲ郤ク（備一）
三百人亦城下ニ来リテ減租ヲ請フ有司諭シテ之ヲ郤ク　二　（『高松平氏歴世年譜』巻六〈明和八年〉より）

〈その二〉　文政三年（一八二〇）十月に大内郡の農民二四〇〇人が「砂糖ノ税」（運上銀）の免除を訴願している。これも蜂起といわれる過激な一揆である。これは功を奏している（事情ノ已ムヲ得ザル者アリテ之ヲ允ス）。この蜂起には、大内町の糖業民が参加したに違いないが、その資料が入手できなかった。『高松平氏歴世年譜』が、次のように記録している。

十月ノ初ニ及ンテ大内郡ノ農民二千四百人城下ニ至リ　本　　テ之ヲ允ス
年ノ砂糖ノ税ヲ免セムト請フ　事情ノ已ムヲ得サル者アリ　（高松平氏歴世年譜』巻九「文政三年」より）

〈その三〉　天保七年（一八三六）十二月十一日に起こった「大内郡騒動」である。これは蜂起という過激なものであった。与田川に十二月十一日朝五ッ時（午前八時）に集結しているので、当町住民が参加していると考えられる。「人数凡六百人」が、寒川郡田面村へ侵入している。その模様は、大川郡寒川町石田の田中浩一氏蔵の『文政十三寅歳之記録』の中に「此度大内郡騒動」として記録されている。その記録は、次のとおりである。

天保七申年
此度大内郡騒動
十二月十一日朝五ツ時与田川揃所
是ゟ左通り

国方九郎右衛門
綾野　直蔵
庄屋　千之助

騒動申も御現米百五拾壱匁ニ付御直場下ケ可被致候事永ク
ニ望候事　此拾七年あとニわ砂糖一件ニ付　年キニ当ル
天保七申十二月十一日夜八ツ時

当村船原峠出ばり　人夫拾五人
〃相地出ばり　与頭　与五郎　人夫拾三人

一大内郡百姓騒動左之通
一凡人数六百人之程
一当郡田面村境へ出はり役人　有馬辰三郎
　国方与右衛門
　田面庄屋八右衛門
一同鶴羽境出ばり役人　長町代役丈右衛門

右之騒動田面峠出ばり屋ぶり候而田面百姓加兵衛方宅ニ支度被致候　人数凡六百人ニて御座候　主は□中屋留吉角屋ニて右出ばり致候得共　泊り不申候　当村坂ノ下川ニ而凡人数三百四十人斗泊り候　支度之義者庄蔵勘五郎与三右衛門伝左衛門　右四間（ママ）ニ而飯シ出　川ニて焚火大束四十束斗松葉拾三束斗焚火致候　残り三百人者中村並松ノ川ニ而泊

り候而利害申渡候処　大内郡百姓申出候者近年米銀立高并　一米壱石四斗壱合　人数凡弐百七十八人
砂糖御運上飢人扶持米ハ居宅調之用ニ相見候　且右ニ付候（ママ）　但壱人ニ付六合ツツ当テニ而
而郡内ニて弐ケ所質屋ヲ御立可被下候　一銀弐拾壱匁四分　蠟燭并割木諸入目銀
御上様ゟ貸渡可被下候様大内百姓共ゟ願出候　此米ハ壱斗四升八合
右此入目酉六月郡入目割ニ而指出し申候
当村飯入目左之通り　永々心得之事

米が、年貢皆済という封建的な役割だけでなく、新しい商品貨幣経済の主力商品化してき、特に東讃地方では、米以上に有力商品である砂糖が量産されるようになった。自給自足（自然経済）の米麦単作型の農業から、商品作物を生産する商業農業（商品貨幣経済）に転換した。その転換の中で農民は資質を練磨してきた。百姓一揆も百姓が自我意識を涵養（かんよう）してきた反映である。その一揆も享保では越訴（おっそ）であったのが、糖業が盛行してくると蜂起になり、天保七年には、大内郡単独の蜂起となっている。この一揆の形態の変化は、住民意識の伸長によるものである。この封建体制への積極的な反抗は、世直し運動の先駆けでもあった。

第三節　糖　　業

一　讃岐糖業の起源

糖業発祥の背景　前節の「近世の農業」でみたように、農業経済の転換期がきていた。

①　米麦作単作型の農業経済が行き詰まってきて、農業多様化をせねばならぬ転換期がきていた。

② 幕府も高松藩も共に財政が窮迫してきて、財政の建て直しが必要であった。

こういうことから新産業の開発と新体制の確立が待たれた。そこで打ち出された施策が、幕府段階では八代将軍吉宗の「享保の治」であり、高松藩では五代藩主頼恭の殖産興業策であった。そして全国的には畑作への農業経営の拡大となり、各地に特産物が生まれてきた。そして全国的には「四木三草」が、出現した。

ところが、讃岐特に東讃地方には、地勢上開畑可能地がなかった。水田開発が極限に達していて、常習旱魃田を多く抱えていた。畑作への農業多様化は自ら限度があって、「四木三草」での成功は不可能であった。東讃地方では、常習旱魃田への適作の開発がなされなければならなかった。それが東讃民の生きるための課題であった。

糖業の研究　高松藩五代藩主松平頼恭が、糖業を「御国産」に位置付けようと決心して、延享三年（一七四六）九月高松石清尾塔山の南麓の御薬園の頭取に、藩医池田玄丈を起用して蔗作製糖の技術開発を命じた。翌四年には、平賀源内を志度の御蔵番から召し出してこれに参画させた。源内は学究の徒で、仕官より自己研鑽に魅力があったのか、宝暦四年（一七五四）七月早くも退職して遊学を始めた。後宝暦九年再び高松藩に召し出されて、「採薬」（薬草採集等で安原方面へ数日がかりで行く事業）頭取を務めて、薬園事業に携わった（「増補穆公遺事」『新編香川叢書　史料編』所収）が、またまた宝暦十一年二月退任して讃岐を去った。

平賀源内の退任で、御薬園での糖業研究は池田玄丈一人の肩にかけられた。

江戸糖業との関係　江戸糖業と讃岐での池田玄丈の研究との関係は、次のように二回ある。

〈その一〉　平賀源内の研究に関することである。源内は高松藩を退任して間もない宝暦十三年七月に、蔗作製糖法を発表している『物類品隲』を刊行した。この『物類品隲』に書かれた製糖法（泥土漂白法）

は、讃岐に伝播して成熟した様子はない。『讃糖便覧』（安原枝澄著）は、これをもってか「当国砂糖ハ崎山氏祖なるよしにいえるは違えり、源内元祖なり」といっているが、源内が『物類品隲』に発表した製糖術は、讃岐では成熟していない。ただ源内が、古高松村の知人医師久保得水を通じて向山周慶に甘蔗苗を送ったということがある（樋口弘著『本邦糖業史』一〇〇ページ。この甘蔗苗は、江戸糖業の実際家池上太郎左衛門が栽培したものであろう）。あるいは、この甘蔗苗は、讃岐の甘蔗の品種改良に役立ったかもしれない。

〈その二〉　江戸糖業の実際家である池上太郎左衛門幸豊が、明和五年（一七六八）四月高松藩の近習吉原半蔵に製糖法を伝授したことである。その伝授した明和五年四月は「公（藩主頼恭）東覲」中である（『増補高松藩記』）。してみるとこの伝授は、江戸屋敷でのことで、高松藩の糖業研究所ともいうべき「薬園」での現地指導ではなく、まったくの講話で終わったと考えられる。この吉原半蔵元祖説は、神奈川県川崎市立中原図書館蔵の池上家の「和製砂糖一件御用相勤来候由緒書写」から出たのであろう。その関係する一条は、次のとおりである。

一　明和五子年四月中　和製砂糖伝法之義松平讃岐守様達　被成　其後為御挨拶与白銀三枚被下置候事
而御所望ニ而永く御出入ニ茂被仰付候間　右ニ付御近習吉　但し此壱ケ条者御用筋ニハ無之候得共四国辺江伝法最初
原半蔵殿江委細伝法仕候　右製法之砂糖追々手広ニ出来民　之儀ニ付一ト通相認メ申上置候儀ニ御座候
用ニ茂相成他領江も御差出し被成候節者御掛合之上差図ヲ
請御売捌可被成旨　御同役倉知弥次郎殿并御用人役矢野源
右衛門殿御加印之一札於御殿ニ堀多仲殿御立会ニ而御渡し

（『池上家文書』「和製砂糖一件御用相勤来候由緒書写」より）

吉原半蔵が直伝を受けたことは、次の「砂糖伝授方ニ付差出一札」という次の文書により確かである。

……其元儀従前々御入魂ニ致候ニ付砂糖製之儀承申度存候処伝法之儀者難言成由ニ而甘蔗取扱方之始末御物語承り其上合薬壱色申請忝存候然ル上者此已後自分工夫を以製法致覚白黒砂糖出来候共其元御物語を以工夫成就可致儀ニ付御伝授有之候同様に相心得可申候

一右御物語之次第一子之外他言致間鋪候但拙者手伝之者壱人御物語之趣為申聞置致候ニ付此者儀一子之外他言致間鋪旨之証文取之指遣可申候右之外決而他言致間鋪候尤唯今迄旦那領知之内ニ而砂糖製法致候者壱人も無之候間此已後他之伝法を以和製砂糖出来候抔与申儀領分ニおゐて八決而致せ申間鋪候

一右砂糖出来之上民用ニ茂相成り旦那領知之外江も指出候様ニ罷成候節者其元被掛合候而指図を請可申候御沙汰不申他領江決而指出申間鋪候

右之通少茂違乱致間鋪候為後証仍如件

明和五子年四月

証人　吉原　半蔵　印

倉知弥次郎　印

池上太郎左衛門御子息

池上太郎右衛門殿

右之通相違無之候以上

矢野源右衛門　印

（『池上家文書』「砂糖伝授方ニ付差出一札」より）

その後吉原半蔵によって讃岐糖業が、成熟したようにない。

池田玄丈の努力　平賀源内が『物類品隲』で発表した中国流の製糖法が讃岐に伝播したかどうかも分からず、折角池上太郎左衛門から直伝を受けた吉原半蔵の方も成熟せず、江戸糖業は、讃岐糖業の発祥を決定付けたものでなかった。だから池田玄丈が唯一人黙々と努力した。

そうして糖業研究に精力を傾注した池田玄丈の職歴は、次の玄丈の「由緒書」のとおりである。

由緒書　町医師　池田玄丈

一私儀延享三寅年九月岩清尾塔山之南麓ニ有之候御薬園御預　被成手入被仰付候而御中原壱人御借渡被下候　寛延元

源稲様御代

辰年頃より御薬園御林之内江引取候様被仰付度々引申候　張申ニ付西之御丸へ罷出候様御免被仰付候
宝暦三酉正月十一日数年御薬園御用出情相勤并ニ郷中ゟ　一明和四亥年正月十一日表御医師並ニ被仰付壱人扶持御増
出候薬物之儀も骨折取斗候ニ付三人扶持被下候　同十三未　被下四人扶持ニ被成被下候
年六月朔日御薬坊主并ニ被仰付候其砌西之御丸へも罷出御　（鎌田共済会郷土博物館蔵の写本より）
林両所相勤候様被仰付四年斗も相勤候処御林御薬園殊外手

この「由緒書」でみる玄丈の勤務略歴は、次のとおりで、製糖法発見の曙光も見ない苦労の連続であった。

① 延享三年（一七四六）　薬園の頭取に就任する。
② 寛延元年（一七四八）　薬園を栗林の御林へ移転する。
③ 宝暦三年（一七五三）　三人扶持に昇給する。
④ 宝暦十三年（一七六三）　「御薬坊主並ニ」昇進し、西の丸御殿医兼務となる。
⑤ 明和三年（一七六六）　薬園勤務が解かれ、西の丸御殿医専務となる（公務としての製糖研究が終わる）。
⑥ 明和四年（一七六七）　表御殿医並に昇進し、四人扶持に昇給する。

明和三年の薬園勤務が免除になった理由は、玄丈が老弱してきて「御林御薬園殊外手張申」すので、玄丈をかばってのことである。藩主頼恭が老臣玄丈をかばっての措置である。

その後、明和八年糖業開発事業を開始した藩主頼恭が没して、松平頼真が第六代を継いでいる。その後糖業研究の跡役は再任されなかったようである。玄丈は、安永八年（一七七九）病死した。主従の存命中にはらちのあかない難事業であった。薬園跡役は、次のように養子文泰がおおせつかっている。

一私義安永十丑年四月九日御召出亡玄丈数年無相異相勤候
ニ付私江三人扶持被下御林御薬園御用相勤様被仰付候

（池田文泰が文化四年に書いた「由緒書」鎌田共済会郷土博物館写本より）

安永十年（天明元年・一七八一）四月九日御林御薬園の跡役（あとやく）が任命されたのであるが、文泰が製糖法研究を公務として遂行したことを証する資料が見当たらない。藩営事業としての製糖法開発は、断念されたのであろう。

向山周慶への遺嘱

明和三年既に五六歳という高齢であった藩主頼恭は、池田玄丈の身を慮（おもんばか）って薬園勤務を解任した。その跡役の任命はなく、玄丈の死後に右の薬園の跡役任命があったのみであった。ところが主命を果たさずして、老弱のために解任された玄丈は、君恩に報ゆるべくひそかに私的な努力を続けたようである。死期を自覚した玄丈は、愛弟子である文泰を養子にして家を継がせ、周慶に製糖法研究を遺嘱した。遺嘱を受けた向山周慶が綴った「砂糖製作一件」は、次のとおりである。

砂糖製作一件

若年之義定テ後来四方ニ遊学可致候間　右製作一条終年相
其頃私儀十六七歳之砌ニ而医学執行可仕御城下へ罷出右玄　心掛居右術存居候者在之候ハバ如何様共致シ伝授請候テ製
丈門人ニ相成居申候処　玄丈ヨリ私へ申聞候者此度砂糖製　作成就シ　尊君ヨリノ御本懐ヲ可相達様申被聞
作一条奉蒙仰候得共不奉遂尊慮残念之至ニ候　我老年之儀
最早製作成就之程無覚束　其方儀至強情之者ニ相見候　未

（『本邦糖業史』一四七ページ所収「向山周慶砂糖製作一件」より）

玄丈が「尊慮ヲ遂ゲ奉ロウ」としての遺嘱である。周慶また師の遺嘱を畏（かしこ）んで、生涯の仕事として奔命したのであった。

讃岐砂糖の濫觴

『讃岐砂糖起原沿革盛衰記』は、京都に留学中の薩摩の医生某と、湊村で罹病した薩州人良助とから運よく伝授を受けることができて、「砂糖四十斤余ヲ製シ」たと讃岐砂糖の起原を次のように述べている。

『讃岐砂糖起原沿革盛衰記』は、明治十九年（一八八六）徳島で開催された「四国連合共進会」のために書かれたものか、その会の事務所用けい紙に毛筆書きした未完の稿本である。坂出市の鎌田共済会郷土博物館が蔵有している。「四国連合共進会」開催の前年に執筆されたものらしい。内容は、「起源」・「砂糖沿革」・「盛衰」となっている。「盛衰」が未完である。

其后笈ヲ負テ京都ニ遊学セシニ同門ニ薩摩ノ浪人医師某ハ頗ル砂糖製造法ニ通暁セリ　薩摩ノ領内ニハ糖業大ニ開ケ此浪人某モ薩摩ノ産ナレバ製造法ニハ精シカリシモノナル可シ　此ニ於テ周慶ハ此人ニ就テ必ス昔年ノ本懐ヲ遂ケンモノト水魚ノ交ヲ結ビ頻リニ製造法ヲ伝授セン事ヲ望メリ然ルニ某ハ製造ヲ他国人ニ洩スハ国ノ大禁ナレハ迚固ク謝絶シテ許ササリト云フ蓋シ当時薩摩ニテ糖産ヲ以テ一ノ宝源ト為シ深ク之カ伝播ヲ恐レ苟モ之ヲ他国ニ漏泄スル者アレハ則厳刑ニ処ス　封建ノ国情亦タ怪ムニ足ラサル所ナリ然レ氏周慶ハ陽気ノ発スル所金石亦透ル精神一到何事カ成ラサルアランヤト益奮ツテ寝モ撓マス　必ス某ニ依リテ製造法ヲ受クル非スンバ死トモ已マスト　已ニ帰国ノ後ト雖氏絶エス音信ヲ京師ニ通シ愈ヨ交情ヲ厚クセリ　然ルニ天明八年ニ至リテ京師ニ大火有リ某モ此難ニ罹リ書籍衣類蕩然灰燼トナリ客中殊ニ艱難ヲ極ム　周慶之ヲ伝ヘ聞クヤ衣書学資ヲ贈リ周救備サニ至リシニ某其友誼ノ厚キニ感シ他年来志願ノ一条相伝フ可シト申来レリ　此ニ於テ周慶天ニ欸ヒ地ニ蹈リ速ニ京師ニ上リ竟ニ多年ノ素願ヲ達スルコトヲ得タリ　其后帰国スルヤ始メテ砂糖製法ニ着手スレ氏意ノ如クナラス　四五年星霜ヲ経テ薩州ノ人良助ト云ヘルモノ四国順拝シ讃岐ニ来リ病ニ罹リ大ニ苦ム周慶診断終ニ愈ユ（ママ）　良助ハ素ト砂糖ヲ造リ製法ノ術ニ達ス茲ニ於テ周慶

ヲ助ケ同心勉励シテ始メテ砂糖四十斤余ヲ製シ之ヲ藩主ニ
上ル是レ寛政年中ニシテ実ニ讃岐砂糖ノ濫觴ナリ

（三讃岐砂糖起原沿革盛衰記』「起原」より）

天明八年（一七八八）一月の京都大火で罹災した友人の薩摩の医生某を救援して、その謝恩として製糖法の伝授を受けたことと、行路病者となって苦しんでいた関良助を救治して、これまた謝恩として薩摩糖法の現地指導を受けたということは、単なる伝説ではない。三本松の人白井尹益が明治十五年（一八八二）に執筆したと考えられる『讃地砂糖略史』も「薩摩ノ浪人某」の罹災を救援して報恩のため伝授を受けて、製糖に成功したと綴っている。

この製糖起原説を、実話であると証明するものがある。それは、池田玄丈の跡目を相続し、安永十年跡役をおおせつかって薬園頭取になった池田文泰が、「戌（いぬ）十月」に吟味人秋山次三郎に差し出した次の書状である。

私亡父玄丈門人大内郡三本松ニ罷有候医師周慶与申者砂糖
製法之義玄丈より伝授仕有之候得共篤与不仕候ニ付上方表
江罷越段々伝授仕罷帰り去冬少々試ニ製法仕候所相応ニ出
来仕候ニ付砂糖苗等も余程作付仕罷有候依之当冬より製法
も手弘く仕度存念ニ御座候是迄於御領分手弘く製法仕候者
も相聞不申候ニ付周敬（ママ）存念之趣先私より御内々御沙汰申上
度奉存候此段宜頼申上候

戌十月　　池田文泰

右之通ニ相認吟味人秋山次三郎迄指出ス

（鎌田共済会郷土博物館蔵三好鉄山氏写本より）

右の内容は、①上方表へ罷越（まかり）して段々伝授を受けて帰郷し、②去冬の試製が相応の出来であった（試験製造の成功）、③（試験製造の成功に力を得て）今年は砂糖苗も多く作付けて当冬から製法も手弘くしようと計画している。④周慶のこの計画を内々お報らせする、という文面である。

京都大火は、天明八年（一七八八）の一月である。その大火で薩摩の医生某が罹災したことを周慶が知り、特使

を仕立てて金品を送って救援した。友情に感泣した医生某が、その特使に一書を託して上京を促す。書面を見た周慶が京都に上って、伝授を受けて帰郷する。この周慶が伝授を受けての帰郷の時期は不明だが、地拵えして甘蔗を植え付ける適期は、清明（四月五日）から穀雨（四月二十日）の間である。このころに帰郷できたとしても、準備不十分で天明八年の作付けは、万全を期することが出来なかったであろう。伝授どおりに万全の植え付けが出来たと考えられるのは、次の年の寛政元年（一七八九）であろう。その年（去冬）の試製に成功した。その試製成功で力を得て、大量作付けをして当冬（戌の年の冬）から大掛かりに製造をしようということである。

右の「戌十月」の戌年は、庚戌の寛政二年（一八九〇）である。寛政二年が実用製造での成功年であり、試験製造の成功は、寛政元年であり、伝授を受けたのはその前年の天明八年である。

周慶と生涯を共にした関良助が、いつから現地で実技指導をしたり、協力したかを直接決定する資料が見当たらない。「向山家系図」（白鳥町湊渡瀬嘉夫氏蔵）の九代佐五右衛門政久（周慶の長兄）の記事の中に「天明年中薩州人了助来ル」とある。天明の何年に来たかはつまびらかでないが、少なくとも周慶が京都で伝授を受けて帰郷した天明八年以降は、共に居て技術的な伝授をしたと考えられる。

医生某の理論的な口伝と関良助の技術的な伝授の両々が相まって製出した「砂糖四五十斤余」は、黒糖であったはずである。

なお関良助は、鹿児島県大島郡の東間切清水村の当済の三男の当盛喜である。生家は大家で代々横目・与人の職についている。『奄美史』が次のように、当盛喜（関良助）が実在人物であることを証している。

当済には四男五女があって、長男と三男とは修業のため上　鹿し、文武両道に通じて共に名声を聶かした。中にも三男

の当盛喜は父に次ぐべき程の人であったから逸事も従って多い。彼は文化十四年（一八一七）讃岐に製糖法を初めて伝へたため（之より以前讃岐には既に甘蔗があった）藩庁の忌諱に触れ、鹿児島で牢死したといふ。然し讃岐では祠を建てて彼を神に祀ったと伝へられてゐる。

（『奄美史』三八九ページより）

『奄美史』では、関良助は鹿児島で牢死したことになっているが、実際は讃岐で天寿を全うしている。『大川郡砂糖史』と「向良神社再建資金募金趣意書」が、それを次のように伝えている。

周慶ハ文政二年高松ノ別邸ニ逝キタリシモ遺言ニ仍リ郷土湊村ニ引取リ邸南ノ一丘ニ葬ル　良助亦年ナラスシテ死シ翁文政二年九月廿六日ヲ以テ逝ク即チ邸南ノ一丘ニ葬ル　シ翁ガ墳塋ノ傍ニ葬ル　良助モ亦其年十一月廿一日ヲ以テ歿ス　俚人益感激ヲ深ナ

（『大川郡砂糖史』六ページより）

（「向良神社再建資金募金趣意書」より）

向山周慶への達書　讃岐の糖業開発は、最初（延享三年）は五代藩主松平頼恭の意図によって公的事業として開始されたが、明和三年池田玄丈の薬園頭取解任を機に公的事業としての研究は閉止された。以後は池田玄丈と向山周慶の師弟相伝の私的な研究努力であった。

寛政元年（一七八九）の冬向山周慶の手によって試製に成功した。これは薩摩の医生某の口伝と薩州人関良助の技術提供で成功したものである。城下から遠く離れた大内郡湊村の向山家の仕事場での成功である。藩庁とは無関係の立場での成功であった。

その成功を聞いた藩庁は、寛政二年二月（試験製法成功直後である）次の達書を送って、その技術を藩の統制下に置いた（序ながら、さきの吉原半蔵糖祖説は、この達書が否定している）。

寛政二年庚戌二月旧高松藩ヨリ向山周慶ヘノ達書

大内郡三本松村医師

周　慶

其方儀砂糖本製ノ伝授ヲ請ケ、依之右手間トシテ巧者ノモノ二人他所ヨリ召抱、当年初テ製方致シ候由、年来厚ク心掛罷在候段相聞エ、以来年々出来候ヘバ御国益ニモ可相成候。然ル処砂糖本製ノ義ハ、伝授相望ミ候モノ多ク可有之候。殊ニ其方未伝授残リモ有之由ニテ、他所ノモノハ勿論、仮令御領内ノ者タリトモ他人ヘ伝授仕候義ハ堅ク無用ニ候。此段屹度相心得、万一無拠子細モ有之節ハ入念遂吟味人別申出候上、差図ヲ請ケ可申候。追々製法宜ク年々出来増候テ、繁昌ニモ及ヒ候ヘバ、猶様子次第追々申渡候義モ可有之候。弥々無油断相励ミ製法出精可致候。且砂糖植付望ミ候者ヘハ、其方差図ヲ以テ作ラセ可申候。

（『明治前期財政経済史料集成』第十八巻「興業意見」巻五の一二〇ページより）

この達書によると、①年々増産すれば「御国益」になる産業である、②他人への伝授は、出願許可制とする、③増産段階に入ると追い追い指示する、というものである。藩庁は、この向山周慶の試製成功を機に他領への漏洩を恐れて、この達書をもって逸早く勝手な伝授を禁止したのである。

この製法完成が湊村でなされたということは、さきにあげた常習旱魃田の適作をここが最も求め続けていたからである。極度の水田開発と当地方の河川の特性から、常習旱魃田が湊川平野、与田川平野には案外多かった。その常習旱魃田への適作開発には、多くの努力が払われて種々の模索が試みられた。有利な蔗作製糖に力こぶをいれた者も周慶以外にもあったようである。

二　糖業技術の進歩

西村百姓磯五郎と白鳥村医師朔玄　常習旱魃田の多かった当町でも、早くから糖業開発の試みはあったらしい。その中で最も頭角を現していたのが、「西村百姓磯五郎」であったのであろう。寛政六年（周慶が製糖法を完成してわずか四年目）に磯五郎は、周慶と共に「製造元」と「御国砂糖製法取計一件」によって指定されている。

御国砂糖製法取計一件

御国砂糖製法取計一件之儀ハ大内郡三本松政所河野忠六壱人ニ限政所聞候ハヽニ製法人東郡数多有之内湊村医師周慶西村百姓磯五郎此両人ハ製法元ニ而其外之者は右両人ゟ伝授致候義ニ付左様相心得可申候　且製法人之外百姓間人等砂糖黍手作ニ仕度者共有之候へば製法人誰方ニ而砂糖ニ絞候様製法元へ届済之上作付致可申候　且村々植付有之砂糖黍抜捨候様之儀仕間敷

（『大山家文書』「御用留」〈天明三年―寛政三年〉より）

周慶と磯五郎は、頭角を現した存在であったので「製法元」と格付けして、製糖の届け先にしている。かなり早期から種々の努力が払われていたので「製法人東郡数多有之」と、製法技術保持者が多数輩出している。これは製法開発の努力が早くから始められていて、素地が出来ていたからであろう。

また「且製法人之外、百姓間人等砂糖黍手作ニ仕度者共有之候へば」と、藩庁が予想するように、常習旱魃田への甘蔗の作付け又は糖業兼営による経営改善の要求が高かった。ために技術も急速に普及したのである。

農業経営改善のねらいとして、少なくとも常習旱魃田の適作として蔗作製糖への傾斜は大きかった。このような

状態であったから、技術の普及だけでなく技術の革新も急速であった。寛政二年に実用的な製糖に成功してわずか四年後の寛政六年に讃岐黒砂糖が大坂に回漕され、十年には白砂糖が大坂に移出されている。この技術の普及と黒砂糖から白砂糖への技術革新の速さに驚くわけである。

その技術の進展は、次のように多くの農民が、製糖業の許可申請をした反映とみられる。

奉願口上

一　私義年来砂糖製法懇望仕居申候ニ付何卒御願申上作付　右之通願出申候願之通相済候様宜被仰上可被下候奉願候已仕度奉存候尚製法之儀者周慶江伝授請候様可仕候願相済候　上

得者諸事被仰付之趣堅相守可申候右之段相済候様宜敷奉願上候以上

大内郡中筋村百姓　　政所兼帯

三月　　大山太郎左衛門　㊞

寛政十二年　　政五郎判　　日下佐左衛門殿

申三月　　同伝四郎　　竹内宗助殿

同　市郎右衛門

（『大山家文書』「御用留」〈寛政十二年以降〉より）

これと同様の「奉願口上」が、同じ寛政十二年申閏四月に水主村の百姓伝蔵外一〇名連署で出ている。

このように糖業は、またたく間に普及して行った。その普及の原因は、農民の姿勢であるが、それを促進したのは、高い技術保持者の続出であった。

次は、白鳥村の医師朔玄が、白砂糖製法の伝授許可を得たときの記録である。

一筆申遣候然ハ此度白鳥村医師朔玄白砂糖製法伝授致度段　願出候所願之通伝授御免被仰付候間村々にて白砂糖ヲ受申

度候者も有之候ハバ右朔玄へ伝授ヲ受候様御申聞被成候

弐月四日　　竹　内　　日　下

（『大山家文書』「御用留」〈寛政十二年以降〉より）

医師朔玄に白砂糖製法伝授の許可があったことは、大内郡が白砂糖の量産地になったことの表れであろう。

三盆糖の製法完成　大内郡でも現在の相生地区は、和泉砂岩の扇状地で米作はもちろん農耕には条件の悪い土地であったやして案外早期に取り組んでいる。寛政十一年には田中八郎右衛門外三七名が願い出ている。というように多くの農民が期待をかけて取り組んだのであるが、地の利に恵まれないために甘蔗の栽培でさえ他の地区並みには栽培できなかったほどで、したがって製糖にも一苦労があった。相生地区では、次のような苦労（技術革新）がなされた。

享和二年　①黒羽村の才兵衛　・米水嚢により汚物を除去する
　　・油粕・糠による栽培で結晶を粗大化する

文化三年　②馬宿村の久米栄左衛門　・砂糖冷桶を木製から楽焼製のものに改良する

　　③向山周慶　・砂糖釜を荒釜と揚釜に区分して使い分けを始める
　　・馬毛の水嚢による汚渣除去を始める
　　・澄し桶を用いる
　　・畚に砂糖をいれて吊り下げて分蜜を効果的にする畚製法を開発する

文化五年　④南野村の新兵衛　・分蜜用の押船を開発する
　　・押船での分蜜を促進さすための「練り」の技術を始める（手水を加えて砂糖を練る）
　　・その「練り」と「押船」による分蜜を三・四度繰り返す技法によって三盆糖を製出する

文化六年　　・新兵衛の三盆糖の製法が四方に普及する
文政二年　⑤久米栄左衛門　・製糖車を木製から庵治石製に改める
・竈を改良し、豊島石を用いる
・押船を改良する
文政七年　⑥松村藤十郎　・汚濾押船を使用し始める
・汚濾の沸騰分離法を開発する
・「かい」を用いての「ねり」である「櫂練り」法を始める
天保十一年　⑦馬宿村の久米富士太郎　・「せっ櫂製法」を始める（櫂より幅広く短い板でねる）

このように多くの人々の努力（技術革新）によって、地理的悪条件を克服して三盆糖という最高級糖製造技術を完成したのであった。

三　糖業組織と製糖法

農民分解　糖業は、綿作と同じように米作より以上に多肥多労であった。刈敷等の自給肥料では事足らず、上質な購入肥料が必要であった。苗代金も必要であり、製糖には砂糖車をはじめ多くの施設設備を必要とした。ために資力と技術（知識）の度合いによって従業の形態が異なってくるものであった。まったくの貧農では、人夫として従業するだけであった。

糖業の特性である技術性（知的な技術が必要）と資本性（多くの資本が必要）とが、自ら農民の従業形態を区分した。①単に甘蔗栽培だけをする層と、②甘蔗栽培から白下糖の製造までを営む層（締小屋）と、③甘蔗栽培

と白下糖の製造と白砂糖の製造販売と、糖業の全域を営む層（搾屋）に農民を分解させていった。このように糖業は、米作よりも急速に農民分解を促進するものであった。

その農民分解に拍車をかけた一つは、文化期（一八〇四～一七年）になって白砂糖が「大坂ニ積ミ上リ一斤ヲ二分二朱（一両は四分・一分は四朱）ヅツニ売払」（『讃岐砂糖起原沿革盛衰記』・以下単に『盛衰記』とする）えたほど有利な産業となったことである。もう一つは、文政期になると「文政ノ初年ヨリ甘蔗ヲ作レバ必ズ大利ヲ得ルコト必セリ」（『盛衰記』）という花形産業として立地したことである。取り扱う商品が高額であればあるほど得失の差は大きくなって貧富の懸隔は大きくなり、「大利」を得られれば得られるほど、成功と不成功の差が大きくなる。このようにして糖業の発展とともに糖業の従業形態が分化されて、糖業農民は、甘蔗を栽培して生甘蔗で売却する農民と白下糖製造までを営む締小屋と糖業の全域を営む搾屋に分解されていった（ごく零細農民では、甘蔗栽培も資金の関係で困難であった）。

右のような次第で、文化文政と讃岐糖業が盛行するにつれて（商業農業が進展するにつれて）、東讃地方では貧富の差が大きくなっていったのである。

農民文化の向上　糖業の盛行とともに、門構えに練り塀を巡らせた豪邸が糖業農村の各所に出現した。糖業民の技術と資力の度合いによって従業形態が格付けられるものであるが、農民の技術的な努力（知力）と経営の精進によっては、蔗作農民から締小屋に、締小屋から搾屋に立身できた。こういうことで蔗作農が順次に立身して豪農になっていった。

努力精進すれば立身できる社会が到来した。一斤が二分二朱という高価商品であったから、農民の購買力は上昇

して、物的な生活文化は大きく向上した。その生活文化の向上を『盛衰記』は、次のように摘録している。

官民ハ当時ニ在リテ　前日ノ辛酸ヲ忘却　苦キヲ去テ甘キ　　賈キ　玩弄物ヲ買入　茶ヲ楽ムアリ　器物ヲ弄(もてあそ)アリ　実ニ就　大ニ奢侈ヲ極メ　薬苷火ノ用心悪シク且白壁ナクバ　　ニ言可カラサルノ快楽ヲ極メ　金貨ハ地上ニ溢レ　家屋永ク保チ難キ抔(など)ト称シ　競フテ家屋ヲ新築シ　土蔵ヲ建テ　婚姻上ニモ某娘ハ振袂幾組抔(など)ノ競争ヲナシ　又妾ヲ

（『讃岐砂糖起源沿革盛衰記』より）

『享和年間ヨリ漸次官民疲弊ヲ極メ　天保七八年マデノ間ハ内幕ノ愍(あわ)レサ語ルニ由ナシ』という生活からの生活文化の向上である。糖業という商業農業は、農民の生活文化を急速に向上させたのであった。

そして、もう一つ特筆しなければならないことは、農民の精神文化の向上である。知的な精進をすれば立身できるという意識をもってきたことである。自然経済の中で自足できれば「能事(のうじ)終われり」であった生活から、蓄財が生活の条件であることを知った人間への成長があった。知的人間への人格の拡充があったことである。知的な資質が必要な社会がつくり出された。

精神的にも物質的にも人間生活を向上させたのは、一斤二分二朱という高額商品であった砂糖である。小野武雄編著『江戸物価事典』の「米相場表」の文政十二年十一月一日の米一石は銀六六匁二分である。一斤二分二朱（銀三七匁五分）の白砂糖は、米五斗六升に相当した。これが農民の生活文化を急速に向上させたのである。

砂糖のこの高値が、①自然経済から商品貨幣経済への推進力であった。②人間を知的な労働者に仕立てていった。そして、③近世社会における新時代形成の基盤を成した。

甘蔗の栽培法　熱帯原産の甘蔗を日本に順化させるのに長い時間がかかった。徳川八代将軍が琉球の甘蔗苗を吹上御苑に試作したのは、享保十年（一七二五）である。吉宗は天下に糖業技術を求めた。そして本草学の田村元雄、医師の河野三秀（製法開拓者）、糖業実際家の池上太郎左衛門を擁して、一応江戸糖業を出現させた。讃岐は延享三年（一七四六）本格的に公的に糖業研究を始めた。以来池田玄丈・向上周慶の師弟二代四五年の努力で、甘蔗を讃岐に順化させ製法を確立した。時に寛政二年（一七九〇）である。吉宗が開始した享保十年からは六六年という歳月がかけられている。

このようにして甘蔗を讃岐に順化させ、そして讃岐の適作に仕上げたのである。その適作化した甘蔗の栽培法を、鎌田共済会郷土博物館蔵の『甘蔗栽附ヨリ砂糖製法仕上ゲ迄ノ伝習概略記』が要を得た記述をしているので、その地拵と施肥のところを見ておこう。この栽培法は、香川郡一ノ宮付近のもののようであるが、当地方と同一である。

甘蔗栽附ヨリ砂糖製法仕上ゲ迄ノ伝習概略記

第一章　地拵ノ事

① 春四月五日清明ノ頃ヨリ同廿日穀雨ノ頃マデニ、牛力ヲ以テ耕シ、畝ヲ作リ畝ノ真中ヲ深ク鍬ヲ以テ掘割リ、其筋ニ糠干鰯ヲ和シタル肥ヲ埋メ五六日ヲ経過シテ、苗ヲ栽ル、是掘込肥ト云フ

② 栽附方ニヤグラ植ト云フ仕方アリ　是レハ畝ノ真中ヲ前条ノ如ク掘割　其筋ヱ藁又ハ甘蔗ノ葉等ヲ埋メ　其上ヱ甘蔗苗ヲ栽ルヲヤクラ栽ト云フ　則チ芥ノ掘込肥ナリ

③ 近年栽附ヲ麦ノ中ヘ植ル事流行ナリ　此方法大ニ宜シ　然レ共多ク植附ル人ニハ手ノ行届キ兼ルナリ　此仕方ハ畝

ノ西ノ方（横峯ナレバ北ノ方）ヘ細ク緯筋ヲ附　麦ヲ蒔畝東ノ半分ヲ植附ノ節深ク耕シ甘藷植ルナリ　然ル時ハ麦一ト作得益スルナリ

第二章　倍養（ママ）肥方法ノ事

①　甘藷苗栽附テヨリ十日斗リヲ過レバ　芽ヲ出シ掛ル　其処ヘ人糞ヲ水ニ和シ横ノ方ヨリ流シ掛ルナリ　是ヲ壱番掛肥ト云フ　何時（いつ）ニテモ掛肥ヲ芽ノ上ヨリ掛ル時ハ真ニ生スルナリ　此駆除方頗ル困却セリ

②　甘藷三四寸位伸タル時ニ根本ノ土ヲ手ニテ除ル　是ヲ根サライト云フ　此根サライヲシテ　直（すぐ）グニ人糞ヲ水ニ和シ横ノ方ヨリ流シ掛ケ未ダ乾カザル処ヱ糠干鰯ヲ和シ施ス　是ヲツマミ肥ト云フ

③　夏至ノ頃甘藷一尺位イ伸タル時根本ヨリ五六寸斗リ外ノ方ヲ掘リ　人糞ヲ其穴ヱ流シ込ミ未ダ乾カザル処ヱ糠干鰯ヲ和シ施シテ埋メ畧　是ヲ掘込ミ肥ト云フ　留メ肥シナリ　此留メ肥済テヨリ甘藷ノ根本ヱ土ヲ寄セ掛ル　是ヲ寄セアイト云フ　此寄セアイ迄ニ草ノ生ルヲ見掛ケ浅ク耕耘スルコト数度ナリ

三　培養肥ノ事

①　甘藷培養ノ為メニ施ス肥ハ糠干鰯ヲ上等トス　油粕ハ培養ニ宜シキナレ𪜈油粕ヲ施シテ作リタル甘藷ハ白砂糖ニ仕立次ナリ　又鳥ノ糞ヲ施シテ作リタル甘藷ハ白下糖悪キナリ　種甘藷ヲ作ルハ何肥ニテモ差支ナキナリ

②　上等ノ百姓車持ノ作リ方ハ　干鰯三十〆目ニ糠五石位イ外ニ人糞ヲ施スコト五度以上九度以内ナリ

③　中等百姓ハ　干鰯十〆目糠弐石位施ス　上作ノ年ハ〆黍（しめび）ニ向ケ　悪作ノ年ハ苗甘藷ニ向ケルナリ

④　下等百姓ハ　山土ヲ入レ植附ルアリ　又其儘植附ル者モアリ　人糞ヲ幾度モ施シ　糠壱石位ヲ掘込作リ上ルナリ

此甘藷ハ小サクシテ種甘藷ニ用フ　却テ下モ肥ヲ多ク施シテ作リ立タル甘藷ヲ胄タレ黍ト云フ　種甘藷ニ宜キナリ

締小屋

締小屋は、甘蔗を砂糖車で絞めて糖汁を作る小屋であるが、「搾屋」（白砂糖製造までの糖業の全域を経営する者）に対して白下糖製造の段階を経営する糖業農を呼ぶ名称である。

締小屋には、砂糖車で生汁を絞りとる「絞場」と、その生汁を煮詰めて白下糖を造る「釜場」が必要である。「絞場」には、砂糖車が必要であり、「釜場」には、竈・釜が二つ又は三つ。澄桶・汚渣押船・冷瓶等沢山の道具が必要であって、富農でなければこの施設と道具を調達することが出来ない。資本が十分でない場合の「絞場」は、野掛けの藁または薦で葺いた急造小屋のものが多かったという。

甘蔗は、成熟して刈り取ると出来るだけ短時間のうちに搾汁しないと歩留りが悪くなる。こういうことで甘蔗の収穫と搾汁は直結している必要があって、資力的にはやや不十分の場合でも締小屋経営をする場合があったのである。なお「絞場」は、時期的な作業場であるので永久的な建物でない方が便利な場合があった（土地利用等の面で）。だから田畑や庭先に丸太を組み合わせ、蓆や薦で屋根を葺き壁を張った急造の「絞場」が、晩秋の糖業農村の景物となっていたという。

高松藩は、この砂糖車を株制にして冥加銀を課した。この課税にもかかわらず糖業が有利であったので、次のようにその数は増加している。

文政十二年ノ調査ニヨレバ高松領分内八郡ニテ三千四百車　ニ及ベリ
ノ多キニ至レリ天保六年ニハ藩ノ調査ニ四千三百六十二車　（『讃岐砂糖起原沿革盛衰記』より）

第一表は、久米栄左衛門が書き残した砂糖車の調査である。調査年が不明である。久米栄左衛門が文政七年（一八二四）に糖政改革と坂出墾田の建策をした「乍恐奉願上内存之損益心積之口上」の中に「御領分中砂糖車数千五

第一表　久米栄左衛門の砂糖車数調

大内郡

村名	車数挺
坂本	三九
南野又	五五
川黒羽	四一
三引吉田	二八
馬宿	一二
引田	九二
小海	三九
塩屋	二〇
計	三三九
五名	三
入野山	五
与田山	一一
西山	一二
東山	四〇
白鳥	六〇
伊座	二〇
松原	一六
湊	五二
計	二一九
川東	二四
三本松	二〇
横内	一七
中筋	一〇
水主	四三
西村	二四
町田	一七
松崎	七
落合	一七
大谷	二〇
土居	八
中山	七
三殿	一五
小磯	一四
小砂	七
馬篠	二六
計	二八四
大内郡計	八四二

寒川郡

村名	車数挺
田面	一三
富田中	二一
富田西	三四
南川	九
計	七七
石田東	二二
石田西	三四
神前	三九
計	九五
長尾東	一二
長尾西	一九
長尾名	八
長尾山	六
前間	八
野田	一一
宮西	八
是弘	六
乙井	六
計	九六
志度	三七
末	五
小田	一六
鴨部東山	三八
鴨部下庄	七四
鴨部中筋	五〇
計	二二〇
津田	五四
鶴羽	五四
計	一〇八
寒川郡計	五七六
大内寒川両郡計	一四一八
内休車	五七

その他の郡

郡名	車数挺
三木郡	三四三
山田〃	二五八
香川東〃	一一二
香川西〃	三六
阿野南〃	六二
阿野北〃	三五四
鵜足〃	四三
那珂〃	二三
高松領	
総計	二六四九

鎌田共済会郷土博物館蔵久米栄左衛門道品関係資料「砂糖車数調帳」により作成する。

大内郡合計、寒川郡合計、大内・寒川両郡合計があわないので訂正表示した。

百挺有トメ（して）」とあり、第一表の調査では二千六百四十九車であるから、文政七年以後文政十二年までの間の数であると考えられる。

その時点での大内町の砂糖車保有数は二八四車で、大内町の全域で製糖されている。「大内町の昔の糖業地帯は、現在の国道より以南の二毛作地帯であって、国道以北の低湿地は水田地帯であった」（三好久澄氏談）と大体合致した数が分布している。

この砂糖車は、最初は木製二輪車（平賀源内著『物類品隲（ひんしつ）』巻之六、所掲の「軋レ蔗ヲ取ル漿ヲ図」）であったが後石製三輪車となり、次第に硬度の高い石材を使い直径が増大している。文政二年（一八一九）に「木車ニ換ルニ山田郡庵治村ニ産スル花崗岩ヲ用フ」（『盛衰記』）と久米栄左衛門が石製車を開発したことが記されている。なお讃岐に鉄製車が普及しなかった理由は、明治十三年（一八八〇）の「砂糖集談会」での次の討議から窺（うかが）えよう。

（絞車に石製と鉄製とある得失）

土佐国吾川郡長浜村　葛目　脩

讃岐の絞車は皆石製なりと聞く　鉄製のあしきを実験して石にかへししか　抑〻未だ鉄製の利をしらざるか　特に讃岐の諸君に問ふ

宮武清三郎（讃岐国山田郡北村）　曰く土佐にてはタラヒにかけたるを用ひらるるや曰否（マヽ）曰く左すれば鉄と雖とも其用石に異ならず

定国茂三（大坂西道頓堀六丁目）曰く　讃岐にては久米栄左衛門（即ち久米氏の祖父）曽て鉄及石にて同時に製し試験せしに鉄の方は甘蔗の液凍りて用を為し難かりしより其後は鉄を用ひずと　久米（大内郡馬宿村）氏又葛目氏に向って曰く　土佐は多く鉄車を用ふるよし　鉄にては滑ることなきか　曰く此憂あり　曰く予は絞車の胴に横条を彫らば可ならんと

思う　曰く然り　尚其他鉄気の蔗汁に害を為すや否を思考ありたし　久米曰く　石は十一年位は其儘保つなり　鉄にても十年を過れば修理を要す　さればむしろ石を用ふるかた可ならん　宮武氏曰く　予はタラヒにかけ　されば石鉄とも其功異同無る可し　如何となれば目分量や職人の縄(すん)盛(もり)で定めたるは必ず凸凹あればなり　但之を製するの費用如何に関するのみ

久米曰　昨十二年石にて製せしに其価金四拾五円を要せり

葛目曰　鉄にて製すれば金六拾円を要す

讃岐国大内郡馬宿村　久米与平

村田（和泉国月根郡地蔵堂村・村田庄平）君に問ふ　過日君の説に絞車を鉄心に改めば可ならんと、願くば其詳かなることを聞かん

（絞車に鉄の心を用ひし経験）曰く　鉄の心二寸二分の直径を用ふ　但し他の車類の心の廃(すた)りものを買ひ二つに切り中央を角になし両傍の車を之にて貫き屹ときめるなり　費少なし若し新たに製するときは費多し　斯く両傍の車を鉄の心に改めなば牛力を減ずること多し　初め直径一寸五分の心を用ひしに暫くにして折れたり因て仮りに一側の車を木の心となして用ひしに牛力を要すること多かりし　是に於て始めて力を減ずるの多きを知れり

（『明治十三年砂糖集談会雑誌』第十二号より）

当町における「絞場」の作業順序は、次のようであった。

絞場の仕事

①「甘蔗かぎ」が完熟した甘蔗を鍬で根付きに掘り倒して、乾燥を防ぐために約五〇貫（一八七・五キログラム）くらいにまとめて盛り上げておく。

②「皮むき女」が、その甘蔗の根の「もと打ち」をして「皮むき」をして一五貫程にたばねておく、一人が七、八〇貫くらい「皮むき」する。

③「しめこ」が、午後おそく、その束を「絞場」近くの置場に搬送して、翌朝の仕事に備える。その量は約三〇〇貫（一〇絞分）である。この仕事を「かけ込み」という。

④「しめこ」は、早朝二時ごろに牛を追って「絞場」に出てくる。「しめこ」四人、牛二頭である。牛力で車を回転させ、「しめこ」は二人一組で製糖車をはさんで対

座して牛力で回転する製糖車へ表側の「しめこ」が甘蔗数本をとって「一番口」にさし入れる。向かい側の「しめこ」がこれを折り返して「二番口」にさし入れる。連続二往復四回製糖車にかます。

⑤　「しめこ」は一絞（約三〇貫）毎に交替し、牛は二絞で交替する。非番の「しめこ」は、「黍」を搬入したり、「絞粕」を搬出したり、搾汁を「釜場」の「溜桶」に運んだり、下手間仕事をする。「絞粕」の搬出は、大きな箱を用意し、「ねそ」（葉の穂の部分のみをなったものを、なった部分で結び合わせたもの）をすけておく。「しめこ」が絞め終わった絞粕を無造作に投げ入れるのを、この箱が整頓し、適量になれば、非番の「しめこ」が束ねて搬出する。

⑥　こうして一〇交替・一〇絞、計三〇〇貫を絞め終わると大体正午ごろになり、五つ釜分の搾汁が出来る。これで「絞場」の一日の仕事は終了する。

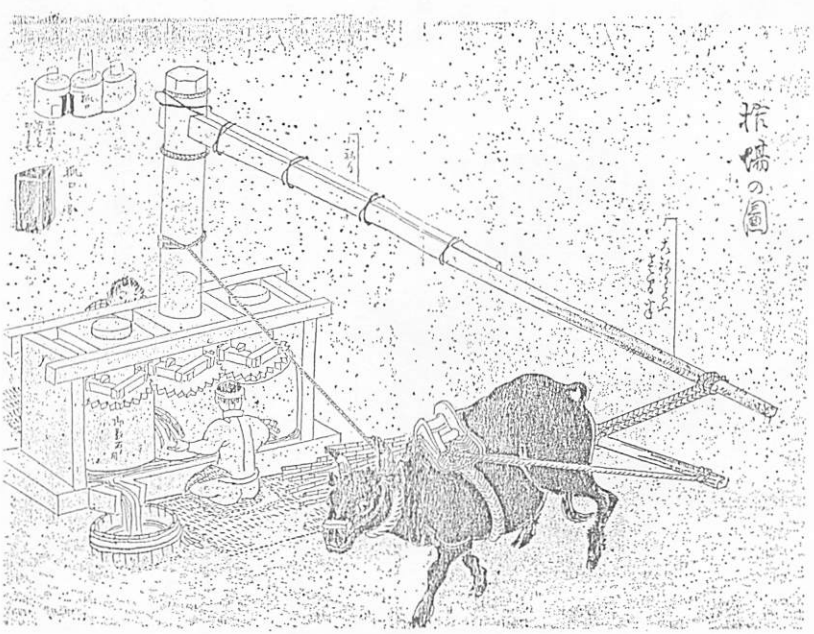

安原枝澄稿本『讃糖便覧』に枝澄が描いた図

⑦　後始末が済むと牛を連れて一旦帰り、休憩（昼寝）の後、翌日分の甘蔗の「かけ込み」をする。

このようにして搾汁した生汁は、「釜場」で次のような順序で白下糖に製造された。

釜場の仕事

①　「釜焚き」は、午前六時ごろ（「絞場」が四絞ぐらい終わって搾汁が「荒釜」に一ぱいと「揚釜」に半分くらい運び入れられたころ）焚き始める。釜の容量は約四斗（七二リットル）である。

②　消石を混入して焚いていると表面に「あわ」が湧いてくる。これを「けんど（篩）」ですくいとる。最初は金網の篩（水簸）ですくい、次は馬毛の水簸ですくう。これを「あくぬき」という。ここですくいとった泡渣は布に包んで「汚渣押船（あくこし）」にかけて搾る。その汁は釜にもどす。消石は一合くらい入れていた。

③　「あくぬき」が終わると、「澄桶」にくみ入れる。空になった荒釜へは、「揚釜」で温まっている半量と残り半量を「溜桶」からくみ足して、二釜目を焚き始める。

④　「澄桶」の底へ汚渣が沈澱するのを待って、「のみくち」の栓をとって、上澄液を「揚釜」に流し入れて、焚き詰めていく。焦付かさないよう背竹の棒で撹拌する。

⑤　適当に煮詰まった（「火がいった」）とき、製法人の指図で「釜焚き」は火を消し用意の水を揚釜の尻に打つ。「火がいった」という適期は、水を入れた茶碗に糖汁を

（大内町西村三好謙三氏〈八三歳〉にきく）

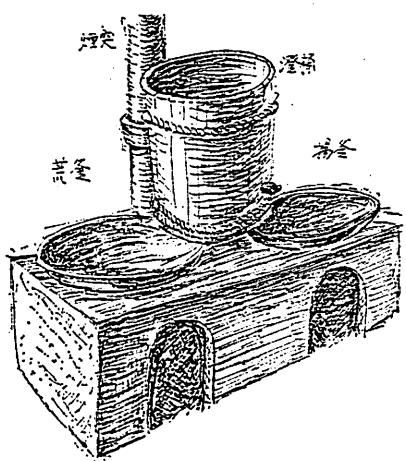

焚き釜

滴下してその凝固の状況で見分ける。それが製法人の力量とされた。

⑥ 消火後は、「かえ桶」で糖汁を「冷しかめ」四つ五つに等分にくみ入れる。釜場の手すきの者が断続的に背竹で攪拌する。「冷しかめ」は径四〇センチメートル、高さ六〇センチメートルほどであった。

⑦ 空になった「揚釜」へは、「荒釜」・「澄桶」を経過した糖汁が「のみくち」から流し入れられて、作業が続く。

⑧ 断続的に攪拌を繰り返す冷しかめの糖汁が、周囲から二寸（六センチメートル）ほど砂糖が板状に凝固し始めると樽に詰めかえる。

⑨ このようにして、一日に四釜から五釜ほどが焚き上げられて「冷しかめ」での冷却を経て順次樽詰めされる。一日に一樽（二七―八貫＝一〇一～一〇五キログラム）ほどの白下糖が製造された。

（大内町西村三好謙三氏〈八三歳〉・同町町田木村勝彦氏〈九二歳〉にきく）

「締小屋」といわれる糖業農は、白下糖製造までの糖業を経営する農家である。自家に所有する砂糖車に対して自家栽培の甘蔗が少ないような場合は、甘蔗栽培農家から購入して製造した。甘蔗の売買の相庭は、古くは年行司が決定していた。ところが津田町付近では、白下糖の製造は糖業農家相互の「手間交い」で順序が決められて製造したという（津田町津田の故山田庄三氏談）。

搾屋

「搾屋」は、白下糖を原料にして白砂糖を精製する糖業富農層である。一般に甘蔗栽培も、白下糖製造も、白砂糖の精製も糖業の全域を経営する富農で、製品販売もする富賈でもあった。高松藩はこれを領内一〇〇株と制限し、しかも屋敷年貢非課税という特別待遇をした。

白砂糖製造の専門施設を「押場」といった。「絞場」よりは長期間使用するので恒久的な建物が必要であり、相当数の道具が必要であって、小資本のよくするところではなかった。「押場」の作業は、白下糖に手水を加えて「研

ぐ」ことと、研ぎ終わった砂糖を粗蜜二種類の布に包んで「押船」に詰め、圧搾装置にかけて分蜜する。この「研ぎ」と「分蜜」（しぼり）を何回も繰り返す。それを繰り返すことによって砂糖が白くなっていく。これを自然脱色法という。この自然脱色法という砂糖精製法は、讃岐独特の技法である。この回数が多いほど高級糖になるわけである。

安政五年（一八五八）の日米和親通商条約（開国）に端を発した外糖の攻撃を正面から受けて、漸次態勢を変えていった。すなわち外糖と白砂糖で抗争することをやめて、折からの一般大衆の砂糖消費増加にねらいをつけて、専ら白下糖の製造販売へ重点を移したのであった。新興の息吹のうちに消費水準を高めた明治期であったが、一般大衆は漸く、蜜や白下糖を食料とし始める段階であった。白砂糖は、ごく一部の上流階級の消費であった。このような讃岐糖業界の経営転換が功を奏して、外糖攻勢の中ではあったが長く余命を持つことが出来たのであった。

というようなことで、今日八、九〇歳の高齢者にきいても白砂糖の製法を経験していない。「搾屋」で白砂糖を製造した家系ながら、その人々が物心づき家事手伝いを始めたころには、搾屋は経営転換を終えていたので、白糖の製造を経験しなかった、という。次は、現在もなお伝統的製法を守って「三盆糖」の製造を続けている引田町馬宿の三谷友義氏の製法である。

三盆糖精製法

① 荒掛（あらがけ）。白下糖一〇〇キログラムを「はんぼう」（桜材製）に入れ、適度の手水を加えて「櫂（かい）」を用いて練って軟らかくする。

。ほど良い加減に練れると、全量を八等分して布で包み、さらに粗目の布に包んで「押船」の中へ、「賀板」を挟んで積み込む。

。「押船」に蓋をし、「押棒」をセットし「押

棒」の先に二〇キログラムの重りをつけて、八時間押して分蜜する。ここでの分蜜は、醤油の味付け用に使用される。

② つぶり　。夕方に「押船」から「はんぼう」に砂糖を取り出して「樋練り」(後にはセッカイ練り)

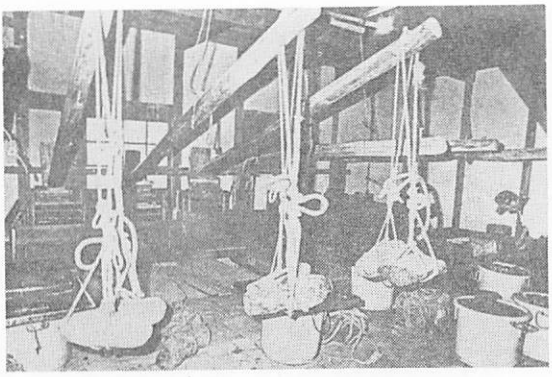

現在も伝統的な技法で精製する引田町南野の三谷友義氏の圧搾装置

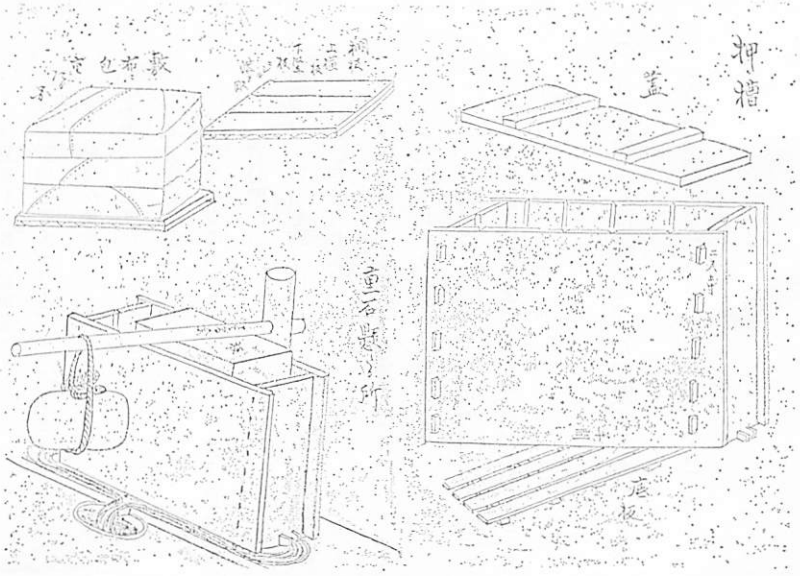

この押船図は安原枝澄がその稿本『讃岐便覧』に自ら描いたものである

をする。これを「研ぎ」といい、三人で一時間ほど研ぐ。

。再び細目の布と粗目の布に包んで、前回同様に「押船」に詰め込み、圧搾装置にかけ四〇キログラムで一二時間圧搾分蜜する。

この段階以下の分離は再製にかけるので、白下糖製造過程へまわす。

③　どぶとぎ　。三度目三人で約一時間研ぐ。

。押船に三度目詰める（工程の進行に伴って詰める砂糖の嵩が小さくなるので、次第に小型の押船を用いる）。

。圧搾装置にかける。一〇〇キログラムで一〇時間押す。

④　中とぎ　。四度目の研ぎをする。

。四度目押船に詰める。

。圧搾装置にかける。一〇〇キログラムで一〇時間分蜜する。

⑤　あげとぎ　。五度目の研ぎをする。

。五度目押船に詰める。

。圧搾装置にかける。一〇〇キログラムで一昼夜分蜜する。

⑥　仕上げ　。砂糖を取り出して、固まりを砕いて篩を通して選別する。

。三日間陰干しにして乾燥する。

。三〇キログラムの樽詰めにする。

（この製法は、大川郡引田町馬宿の黒茂印三谷製糖所三谷友義氏の製法である）

右の「押船」は、課税の対象ではなかったが、文政十一年（一八二八）の触に次のような制限を加えている。

一　車壱挺ニ付押船三艘指免候間、四艘所持致候ハバ壱艘ハ紋屋与相心得可申候

（山崎家「御用留」〈文政十一年〉「八月」より）

搾屋の経営

搾屋は、糖業の総合メーカーであり、販売もする産地問屋でもあった。東讃地区に今なお点在する練塀門構えの大家は、ほとんど昔の搾屋である。その搾屋が糖業資料をそろって失っていて、経営の模様を探ることが容易でない。その経営状況を白鳥町湊出身であった金沢大学教授の故鎌田久明（ひさはる）氏が、その著『日本近代産業の成立』に「湊村のA家」としてかなり詳細に伝えているので、それを見ておこう。

次に製糖マニュ経営についてみよう。幕末最盛期にあってはA家の邸内には三カ所の絞場（白下糖製造場で一般農民層のもった絞小屋にあたる。三カ所の絞場に二カ所の釜屋が付属した）とがあり、押場には五、六〇台の押船とそれに附属する器具が備えられていたという。製糖季節には動力用および運搬用として馬一頭と牛数頭が使われ、四、五〇人の労働人員が作業にしたがっていた。その作業工程にしたがい人員を推算すると上表の通りである。

収穫　収穫人夫　三人
　　剝皮女　一二
　　馬方　一
白下糖製造　絞場（三）　絞人　九　少年　三
　　釜屋（二）　製法人　三　少年　三
白砂糖製造　押場（三）　再製人　六
　　釜屋（一）　製法人　一　少年　一

（注）拙稿「讃岐の製糖業者搾屋について」（前掲）より。

収穫工程をのぞけば、絞場に一八人、押場に八人、計二六人が働いている。これらの人員のうち釜屋の製法人はもっとも熟練を要し、賃銀ももっとも高く、次に熟練を必要としたのは押場の再製人であった。そのつぎは絞場の絞り人であるが、彼らの多くは糖業のあまり盛んでない近村の農民で、自分の牛をつれ、食料・夜具までたずさえてA家に来た。製糖季節は彼らの農閑期にあたっていたのである。絞場・押場の少年は、賃銀をうけず食事があたえられ

ただけであった。そしてこれらの労働人員の大部分は、日雇いとして雇われる貧農とその家族であって、彼らの生活は全面的にA家に依存していたという。なおこのマニュの生産高については、慶応元年（一八六五）の次のような史料がある。

「砂糖しめ辻

九月二十一日より十一月二十六日迄

千八百五十三しめ」

すなわちこの年のA家では、九月二一日から六五日間にわたって絞場の作業がつづけられ、約三万七、〇〇〇貫の甘蔗の搾汁が行なわれたのである。同年の他の史料によれば、A家は一七七個の樽を購入しているが、白下糖の生産高は約一万七、〇〇〇斤ほどであったのではなかろうか。白砂糖の生産高については、史料を欠くので全くわからない。

（鎌田久明著『日本近代産業の成立』一三七―九ページより）

大内町の「搾屋」で「砂糖会所」等高松藩の糖政機関の末端をおおせつかったのは、網屋与惣兵衛（文政八年）・庄屋津本甚右衛門（天保元年）・高畑作兵衛（天保六年）・木村太一郎（元治元年）である。なお元治元年に三本松浦出会所引請人に興助が、小磯出会所引請人に有馬十右衛門が、馬篠浦出会所引請人に河野竹之助が任命されているが、その多くは資料を失っている。ここでは水主の大山家の「文久二歳戌暢月　日　砂糖推場帳」（暢月は旧十一月）によって、搾屋の様子をみよう。

この帳面は「砂糖推（押）場帳」であって、白下糖から白砂糖に精製して売りさばいた記録である。この記録によると大山家の押場は、文久二年（一八六二）の十月十一日から十一月二十七日までの間で十一月三日と十日は休んで、以外の四四日間精製加工している。白下糖を一日当たり二五貫（九三・七五キログラム）から二八貫（一〇五キログラム）を原料として一〇貫（三七・五キログラム）から一二貫（四五キログラム）の白砂糖を精製してい

第2表　文久2年　大山家の精製糖の製造売捌状況

	製造期間	白下糖使用量	白砂糖製出量
		貫	貫
製造	10月11日～29日	505. 2	230. 2
	11月1日～23日	561. 0	244. 6
	11月23日～26日	105. 2	—
	計	1,171. 2	474. 8

	種類	積込船及び売先	売出量	正貨勘定	落札勘定
			貫		貫 匁歩厘
販売	白砂糖	長栄丸	50. 6		572. 00
		三〇行	148. 0	両分朱厘	2,756. 65
		公丸行	47. 8	9. 3. 1. 9	
		小松屋行	34. 0	3. 2	300.
		三〇行	183. 3	30. 0. 3	610. 27
		有〇行	41. 9		664. 58
	白搗	亀蔵	9挺		32. 4
	二番白	金光丸行	33. 2		620. 47
	ギチ	〃	105. 0		
		小松屋行	104. 0		387. 80
	三番焚込	地売	99. 0		577. 68
	白砂糖		130. 5		1,493. 20
	ギチ	地売			575. 28
	計		9挺と977. 3	43. 2. 0. 9	8,590. 33
購入	白下糖買下		80. 6		725. 38

（大山家の『文久二年砂糖推場帳』により作成する）

第3表　大山家の原料甘蔗の使用状況の推移

年次	剝皮した甘蔗量			反当の収賃	賃剝の人夫数	貫当りの剝賃
	内剝	賃剝	総量			
	貫	貫	貫	貫	人	匁
慶応2年	402. 0	4,331. 0	4,773. 0	821. 04	2	0. 056
明治10年	157. 0	6,515. 0	6,672. 0	1,069. 34	4	0. 060
明治16年	0.	7,941. 0	7,941. 0	1,213. 39	2	0. 070
明治30年	1,067. 0	2,135. 0	3,203. 0	1,108. 68	2	0. 130

（大山家の『慶応2年砂糖黍貫目改并人夫日改帳』・『明治10年砂糖雑記録』・『明治16年甘蔗貫苗搾場日役算用帳』・『明治30年甘蔗植附地収穫貫附及搾場雇人日役算用帳』により作成する）

る。十一月二十四日以降の四日間だけ白砂糖の製出量が記録されていない。そして白砂糖九挺と九七七貫三〇〇匁（三六六四・八八キログラム）、正貨で四三両二分余と落札八貫五九〇匁余を得ている（第二表）。

第二表は、「文久二年砂糖推場帳」により作成したものである。

搾屋であった大山家は、当然白下糖の製造もしている。各年次の帳簿からその概況をつかむために第三表を作成した。明治期は砂糖の衰退期であるが、少なくとも明治十六年までは使用の甘蔗の総量や反当収量は増加していて、白下糖の需要増で讃岐糖業が延命したことを物語っている。白砂糖では外糖との競争に敗れたのであったが、国際商品の段階に達していなかった白下糖には外糖の攻撃がなかった。新興気運の中で漸次生活水準を高めてきた一般大衆が砂糖を消費するようになり、白下糖や糖蜜等の消費は漸増してきた。一般大衆の砂糖消費の特徴が、讃岐糖業の延命の一因となったのである。白砂糖は、ごく一部最上流層の生活資料でのみあった。その白砂糖の消費が漸次大衆化するようになって、輸入白糖に讃岐の白下糖までが攻め落とされてきて、第三表の明治三十年のように低落するのである。

第三表の明治三十年の低落には、他に次のような影響もあった。すなわち洋式製糖会社の勃興(ぼっこう)である。その製造する砂糖の攻撃を防衛し兼ねて、讃岐糖業がいよいよ衰微するわけである。

洋式糖業会社の勃興

年　月　日	事　　項
明治21・5・5	○札幌製糖会社（ドイツ製機械購入設置）を設立し、明治23年11月開業する（明治33年解散）
明治23	○鈴木製糖所（明治16年静岡に創業）が東京に移転する
明治28・12・7	○日本精製糖株式会社（本社東京）を設立する（鈴木製糖所の再組織）
明治28・12・22	○日本製糖株式会社（本社大阪）を設立する

年月日	事項
明治32	○横浜製糖株式会社を設立する
明治33・12・10	○台湾精糖株式会社（本社台湾台南県）を設立する
明治39・11・5	○日本精製糖株式会社（本社東京）が日本製糖株式会社（本社大阪）を合併し大日本製糖株式会社を新立する
明治39・12・29	○明治製糖株式会社（本社台湾台南市）を設立する

砂糖の品種　砂糖の品種は、種々あって、①製造過程によって名付けられたもの、②領外売りさばき上の品質明示のための名称、③製造銘柄等々があった。次はその一部である。

① 天保初年の砂糖の種類（『讃岐砂糖起原沿革盛衰記』記載のもの）

白下糖　初製糖ともいう
天光糖　初製糖を三度押船（分蜜用具）にかけて製造した砂糖
二半白　初製糖を四度押船にかけて製造した砂糖
三盆白　初製糖を五度押船にかけて製造した砂糖
二番込　右の各段階での分蜜を焚き直し、水分を三分許り蒸発させて桶に詰めたもの
二番白　二番込を圧搾して糖蜜を除いた砂糖
二番密　二番白製造過程での分蜜をいう

ギ　チ　杓子(しゃくしょい)ともいう。二番蜜をさらに煮詰めたもの

② 天保六年高松藩触出の位別（『渡辺家文書』「御触事留帳」〈天保六年〉のもの）

富士　白鶴　白鳥　花王　花見　天光　上光　白玉　上松印　松印

⑥ 文久二年の白下糖銘柄（『大山家文書』「文久二年砂糖推場帳」記載のもの、順位不同）

箱柱　登龍　東雲　相生　鶴印　松乃月　秋の月　薄紅葉　ふじ嵐　河嵐　松風

讃岐糖を外糖と対比してみると、次のようである。

内外糖品位の比較

五温	奇白	台湾
阿波無養三盆白砂糖	讃岐三本松白砂糖	薩摩黒砂糖
四温	菊花	
讃岐上三盆白砂糖	上初雪白砂糖	
三温	真粉	
阿波弐等白砂糖	上光白砂糖	

和三盆と五温とは代価相通ずれども其品質を論ずるときは予に於ても五温を取るべし、五温と上三盆と価同等なるときは上三盆の方上に位するなるべし（『明治十三年砂糖集談会雑誌』〈第九号〉大坂の水谷茂兵衛の発表より）

（『明治十三年砂糖集談会雑誌』〈第十巻〉讃岐の井上甚太郎の発表より）

そして、讃岐糖の最大の移出先である大阪市場では、讃岐糖でも産地別に次のように区分した。

三盆を除くの外　都(すべ)て讃岐産は、大坂に於ては引田巻・三本松巻・津田巻・高松巻・志度巻・大篠巻・坂出巻等の符号あり　是れ大坂の商売が見て他産と別(わか)つ所以なり

讃岐糖の中でも、三本松巻（湊川・与田川両流域平野産）は、次のような相場を保っていたのである。

。高松物価

。砂糖

三盆　廿八円　三本松巻　廿三四円　高松巻　拾九円　坂出巻　拾八円七十銭

白下　拾三円　焚込　六円二拾銭

○込　四円二拾銭

（『腰抜新聞』明治十四年十二月十七日〈第四八号〉の「物価」欄より）

大山家の製糖　当町水主の糖業富農である大山善次が明治十三年（一八八〇）二月十五日～四月五日大阪市東横堀で「綿糖共進会」が開催されたさい白下糖を出品した。そのときの提出書類の下書きが残されている。それをみると大山家の白下糖の製造法から経営の一端までが分かる。この大山家の製造法は、誉水村はもちろん当町方面の蔗作製糖法を代表するものと考えられる。砂糖出品に添える書類作成のために種々草稿を作ったのが残っているが、その中で、浄書直前の草稿と思われるものを次に掲載する。肥培管理や製造法以外の項目もあるが、やむを得ないことである。

出品名	砂糖白下地
産地	讃岐国大内郡水主村字下屋敷　自己耕作
地質	白鼠色ニテ砂交リ
前期ノ作物	麦作

苗ノ蓄方	期トシ折取耕地岸或ハ山林之端南面ヲ受ケ温気ノ強キ地ヲ撰深サ五六尺ニ掘リ右甘蔗目方三貫目ヲ極度トシ束ネ穂ヲ切横ニ埋メ土砂ヲ挟ミ五六重位ニ砥ミ埋メ上ニ十分ニ土砂ヲ盛ルナリ
施肥料	七円八十銭

水主村字梯松田畑ニ植附甘蔗毎年立冬ヲ

耕耘方法及其浅深

初鍬ハ浅ク耕シ中鍬ハ深ク耕シ末鍬ハ浅クシ亦二度カキ耕シ都合五度耕シ三尺畝ニ仕立ルナリ

灌水亦者排水ノ方法及其器機

甘蔗植付ヨリ四五十日ノ間ニ旱魃スレバ水ニ干鰯ヲヒタシ汁ヲ取リ水ニ入田桶ニテ荷ヒ杓ニ二日目毎ニ施シ入梅中降雨続ケハ水ヲ落シ其后大暑ニハ灌水ヲ施シ尚旱魃スレハ水車及釣瓶等ニテ畝ノ合溝ヘ三四日目毎ニ水ヲ施ス

植附ノ期方法

毎年清明前後ニ植付ルナリ地拵ハ三尺巾ノ畝ニ壱ト通之樋ヲ切リ其処ヘ水ヲ掛ケ高低ヲ押拵シ手ニテ能ク練リタル処ヘ甘蔗四五寸斗リニ切リタル二節三節込ヲ弐三寸明ケ壱ト通リニ植附ケ其上ゟ川中ゟ白細砂ヲ取掛ケ置クナリ

植附ヨリ壱週間已前ニ敗肥ト称シ其年施肥ノ十分ノ六位ヲ畝ネ真中五六寸斗掘油粕ヲ粉成シ施埋メ置壱週間経過シテ其上ヘ樋ヲ浅ク掘リ甘蔗苗ヲ植附照降之都合ニテ照ルキハ人糞ヲ施スコ数度ナリ初テ草ヲ浅クソリ追々ソルコ六七度ナリ亦留肥ト称シ入梅中ニ甘蔗根ノ草ヲ採リ油粕及ニシンノ類ヲ能ク成粉施肥高十分ノ四位ヲ甘蔗ノ根ヘ施シ鍬或ハ手ニテ根ヘ土ヲ寄其上ヘ雑肥ヲカケ夫ゟ溝ヲソリ程克土ヲ寄込ムナリ

手入及保護

成熟ノ期

大雪ヨリ冬至前后ニ熟ス

製造ノ法

甘蔗ヲ折取皮ヲ除ケ穂ヲ折一日絞リノ弐百〆目ヲ定法トス其絞リ器械ハ石車ヲ牛力ニテ廻シ甘蔗ヲ車ニカマシ汁ヲ取リ甘蔗四十〆目ノ汁ヲ一ト釜ニ入其中ヘ石灰五勺ヨリ一合迄ヲ入レ泡ノワキ立ヲ金水納ニテ引取リ亦ハ馬ノ尾ノ水納ニテ泡ヲ取リ能ク泡ノ切レタルキ澄桶ヘ入レ暫時澄シ置キ次ノ釜ヘ抜キ込焚クコ暫クシテ

	泡ノワキ上リタル(ママ)ヿ　細水納ニテ白泡ヲ取リ追々焚詰竹ノ棒ニテ交セ込ミ清水ヲ茶碗ニ入レ其中砂唐ヲ採テ落シ込火加減ヲ見ルナリ
原質買入ノ数及其価額	此項無之ニ付如何
製造ノ総額	書シテ可然哉朱ニテナシカ已下明瞭同断 白下製造高四千七百三十八斤

及費額	費用金三円十壱銭ニ費用金百三十六円八十四銭
使用農具	牛鍬馬鍬金鍬唐鍬輪カナ手カナ手鍬等ヲ用ヒテ耕耘ス
収穫ノ総高	白下地四百八十四斤六歩五十三円三十銭六厘

（瀬戸内海歴史民俗資料館委託の『大山家文書』より）

この蔗作製糖の技術は、明治十三年ということで当地方在来の技術とみて差し支えないものと考えられるものである。そのときの大山家の白下糖の製造高は四七三八斤で、その費用等の明細書も次のように残されている。

二月十一日進達ス

製造惣額

初製糖四千七百三拾八斤

此費用金百五拾七円五拾弐銭

此内訳

一金八円八拾銭　黍（剝賃）
一同弐拾八円六拾銭　絞（人夫賃）
一同六円六拾銭　製（法人夫賃）
一同三円五拾弐銭　右（同下手伝賃）
一同拾九円八拾銭　牛（力賃）
一同拾九円八拾銭　キ（器）（機損料）
一同五拾七円弐拾銭　薪（木代）
一同拾壱円五拾銭　タル（代）
一同弐円弐拾銭　石（灰油代）

自作甘蔗地　　一甘蔗壱反歩ニ付千五百十〆目余
一田反別　五反七畝歩　　但栽植地惣反別六反歩
一畑反別　三畝歩　　此総額九千〇六十三〆目
村等并ニ一村平均之地価　　出品原質甘蔗
一拾三等壱反歩平均地価　　一甘蔗壱反歩ニ付千五百貫
金　　但栽植地反別六畝歩九百貫
壱反歩収入スル甘蔗之惣貫数　　（注）括弧内類似文書により注す（『大山家文書』より）

この大山家の文書は、当地方の蔗作、製糖の古い姿を残すものとして貴重なものである。これによると一日の甘蔗の絞り量が二〇〇貫であって、今古老が語るところ（三〇〇貫）とは異なっている。この違いが、製造法という技術の時間的前後によるものか、製法流儀によるものかは、にわかに決しかねるが、いずれにせよ貴重な資料である。

糖業符丁と斤割り九九　長い歴史をもつ糖業には、珍しい商習慣があった。ひとつは故事来歴を語る「糖業符丁」であり、ひとつはめんどうな換算を簡便化してこなした糖業民の構え方を伝えるものである。

砂糖は、もと輸入品で長崎出島で輸入され、長崎物問屋（唐紅毛物問屋）のうちの唐薬問屋が取り扱ったものである。大昔は中々の貴重品でごく少量は貴族の嗜好品であったが、一般的には薬品であって薬種商が商ったのである。

出島を通しての輸入品であり、薬種商で商われたことをそのまま残したのが、その符丁である。水主の『大山家

糖業符丁

当地符丁	一	二	三	四	五	六	七	八	九
	一	二	三	×	ㄐ	ノ	亠	亖	文
大坂道修町薬種屋	タニ	リヤン	サンナ	スー	ウー	リユ	チェ	ウマ	キワ
	一	二	三	×	子	ノ	乂	乂	文
江戸薬種乾物	タニ	リヤーン	サンナ	スウ	ウウ	ロマ	チヘマ	ウマ	キワ
	一	二	三	×	ヨ	丅	干	三	文

白鳥町湊定国陸朗氏
大内町小磯大石許一氏の読み

児玉幸多編『古文書調査ハンドブック』の「付丁の解き方」より

ていた符丁を思い出してもらった。それと児玉幸多編『古文書調査ハンドブック』の「7　付丁の解き方」を表示すると、次のとおりである。大同小異であって出自はまったく同じであることが分かる。

さて、この表を頼りにして、大山家の文久二年の『砂糖推場帳』の「久行（かねきゅう）」のページをみると曲がりなりに次のように読めた。

ところが、記帳にどんな慣例があるのか、字は解読できても意味が分からない。上段の記録は、押場（おしば）で分蜜用の押船に入れた白下糖を練りにかけた貫数と銘柄と日付と推察するのであるが、その下段の〇・×が何か、その下二段の数字が何を表記するのか分からない。おそらく下二段は一つの押船で出来上がった白砂糖の量と分蜜量かと考えるが、前記の定国・大石両氏にも分からない。〇×は、出来上がった製品の良否に違いなかろうかと思えるが、下二段の数量が何の量か分からない。押場というのであるから白下糖をねっては分蜜用の押船にかける作業を繰り返し

文書』に多くの糖業関係帳簿がある。それのところどころにその符丁で書かれたところがある。その解読のために大内町小磯の大石許一氏と白鳥町湊の定国陸朗氏に昔使っ

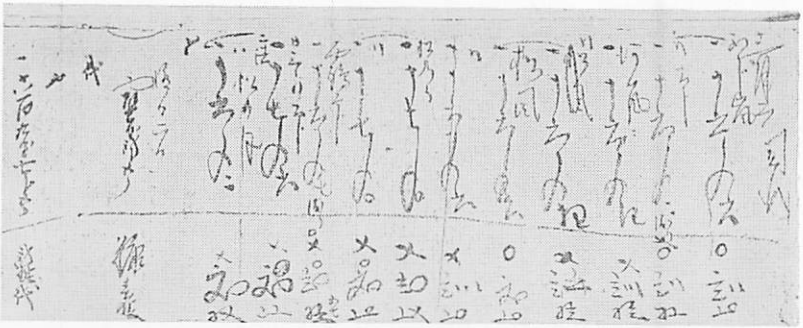

大山家糖業文書『文久二年砂糖推場帳』の久行の1ページ

久行				
十二月二日				
ふじ嵐	一十六〆六（かん）	○	82	60
同印	一十六〆二渡り	×○	82	56
河嵐	一十六〆四（おなじく）	×	83	58
〃	一十六〆四	×	89	58
松風	一十六〆六	○	90	60
〃	一十六〆六	×	83	60
松の月	一十七〆〇	×	80	64
〃	一十七〆〇	×○	90	60

鶴印				
	一十六〆七渡り	○×○	80	57
廿三日〃印	一十七〆六	×	90	66
二十四〃松乃月	一十六〆二		90	54
〃				

曙月二日
内賃分弐歩五厘　糠壱俵代
内
一六百九匁七歩五厘　弐挺代
弐月十七日
一金三拾両三朱ト　残金
弐歩七厘　持参
右之酉（ママ）相済候

（『大山家文書』「文久二年　砂糖推場帳」より）

斤割り九九	
(1) イチタイロクニンゴ	6.25
(2) ニイイチニンゴ	12.50
(3) サンイチハチヒチノゴ	18.75
(4) シイニンゴ	25.00
(5) ゴサンインニンゴ	31.25
(6) ロクサンヒチノゴ	37.50
(7) ヒチシサンヒチノゴ	43.75
(8) ハッサクノゴ	50.00
(9) クゴロクニノゴ	56.25

て白砂糖を精製するところであるから、その白砂糖と分蜜量だろうと考えるのであるが、確かでない。

砂糖は、製造過程は終始量目を貫数で表記している。ところが流通過程になると斤単位に変わるのである。自家で製造した砂糖（貫数）を斤単位に換算して、売却代金を想定したり、売却する。そのための換算を、面倒な算盤（そろばん）が用いられなくても、斤割り出しの九九さえ使えば、簡単に換算できる。そういう生活の知恵から生まれたのが、この斤割り九九である。貫数を斤数に換算する算盤技術をすべての糖業民が心得てはいなかったであろう。そこを補ったのが、この斤割り九九であった。定国・大石両氏に想起してもらって、整理したものが、上の「斤割り九九」である。この九九に使っている一斤は、一六〇匁斤である。この九九は二三〇匁斤時代につくられたものでないことが分かる。

四　高松藩の糖業政策

高松藩の姿勢　高松藩は、糖業を「御国産」と指定し保護統制して、財政建て直しをしようとした。そして済方（すましかた）という役所を特設してかかった。

このような姿勢であったから、本田畑への甘蔗作付け制限にも案外消積極的であった。本田畑への甘蔗植付停止

令(文政元年・天保五年)が出されたとき、高松藩は文政二年第一一代将軍家斉の第一六女文姫を八代藩主頼儀(よりのり)の孫貞五郎への降嫁を願い出、その引き出物として「領内十二万石ノ三分一ハ田畑ヘ砂糖栽培苦シカラザルノ旨ノ特許」(『盛衰記』)を得て、一難から逃(のが)れた。

高松藩は、薩摩藩の糖政のように完全な専売制にはしなかった。高松藩では、領外専売制というやり方で、流通過程を高松藩の糖政機関が完全に掌握した。そして流通する財(商品)と貨(砂糖代金)を支配した。この政策が成功して、高松藩は経済大藩に成長した。

高松藩は、流通する財(砂糖)から手数料(切手銭)や運上銀(税)を徴収しただけではなかった。流通する貨(砂糖代金)を砂糖会所(大阪砂糖会所と領内砂糖会所)という糖政機関の為替業務に乗せて、制度として正貨と藩札の引き替えを仕組んでいた。糖業制度が漸次に変化したが、この引き替え制度は何らかの形で長く存続させた。

糖政機関　次に、糖政機関のそれぞれをみよう。

高松藩の糖政機関

砂糖方　農務官署の中に設けられ、砂糖に関する諸般の貸下げ金を認可し、これを済方を通じて貸付け、保護奨励事務を総覧する役所である(文政五年設置、首班は引除人)。

済方(すましかた)　全藩の財務を管理する役所である勘定所に附属して、砂糖に関する金銭出納に任じ、砂糖方の照会により、その事務を整理する役所である。「済方」の義は、砂糖の利益によって藩債を皆済するというのから出ている(天保六年設置)。

砂糖取締役　砂糖係ともいい、甘蔗栽培と砂糖製造の有利なるを農民に諭告し、その業を勧奨させるにあった。

一郡の中の名主、または農民有志中の富農を選んで、これに充て功により帯刀を免じ、また士族に列する等の恩典を与えている。

砂糖会所　享和元年の享和の新政の折高松の東海岸を埋立て港を整備したとき初めてここに砂糖会所を設置した。文政二年には領内五か所(城下二人、松原村・津田村・志度村各一人、計五人の座本)に設置し、天保六年には砂糖問屋(天保八年砂糖会所)として領内九か所(引田・三本松・津田・志度・椀ノ浦・城下・香西・林田・坂出外に出会所九か所)を設置して「船中為替」の貸付けを始める。元治元年には九か所(馬宿・三殿・津田・志度〈明治三年止む〉・木太・百間町・丸亀・北林田・川原村〈出会所一六か所〉)となる。産糖地域の資産家を選び、予め身元保証のため田畑を済方に納め置き、諸般の貸下金を担任する。この貸下金は藩庁から低金利を以て砂糖会所に貸付けたものである。一定の規則があり、もし糖業者への貸付金の取立ての出来ない場合は、これを弁償して、決して藩に損害を及ぼさないことを誓ったのである。このように藩の金銭を取扱う場所であるから藩庁は、諸官衙に用いる記標を付した大小の提灯を造り与え、その大なるを門内に吊し、小なるのは奔走の際、警護の用に供することを許した。また会所の担当者はその功により帯刀を免じ、士族に列せられる特典があった。砂糖会所に限り邸地は免税とした。会所は肥料売却の手数料収入の外浦運上の積立金や切手銭中の手数料があった。

引替所　文政八年制定の「車元割当銀」(製糖車一輌に付き大内郡のみ二五両、他は二〇両の正貨を銀札に引き替え)を担当するところとして発足した。文政九年「車元割当銀」が廃止されて以後は、「歩安之為替貸」(半金為替貸)をした。

大坂水揚会所　文政十年長堀次郎兵衛町松葉屋三右衛門宅を水揚会所と指定し、ここに大坂積登砂糖を一手水揚げし、「問屋仲買等相寄」「荷主船頭等立合」「御屋敷より役人出張」して公正なる売捌きを実施した。天保六年になると大坂北堀へ砂糖会所を設け、ここに大坂積の砂糖を水揚げさせることになり、水揚会所が砂糖会所に合体した。

大阪砂糖会所　天保六年九月大阪蔵屋敷への「一手水揚ニ而売捌」くことを幕府に出願した後に設置し、大坂水揚

会所を吸収合体してここに一手水揚げをさせた。そして為替付砂糖の決済・売捌き代銀の一〇〇分の二の運上金の徴収・大阪売捌き関係事項の領内砂糖会所への報告等の事務を担当した。天保七年には、高松藩産糖が幕許を得て「蔵物売り」になり売捌きを完全に専売化した。後一手水揚制は、三分荷水揚会所売捌制（文政十年）・二分荷水揚制（弘化二年）・白糖二分荷水揚制（安政三年）と緩和されたが、明治四年（版籍奉還）まで高松藩産糖の大坂における支配機関として存在した。

砂糖仲買　甘蔗の売買から砂糖の売買まで一切の糖業取引の仲介者で、文政十一年株仲間が組織され、安政二年の応対商内の許可まで仲買人不在の取引を認めなかった。安政五年いったん株制を解くが、慶応二年に復活する。

砂糖引請人　天保元年領内五か所（引田・与田山・津田・志度・三本松）に砂糖引請人を置き、「積出切手」「送り手形」と「砂糖代前貸」の業務をなす。天保五年までに天保三年川東村の砂糖仲買の出願者は、次のとおりである。

砂糖仲買株願出人別左之通

川東村　金　三　郎

は領内二〇人になっていたが、一一人に減員した。

砂糖組船　高価商品輸送の安全のため五艘一組に編成した公認輸送組織である。組単位で一分が課税された。天保元年にはじまり、天保三年中止となったが、天保六年復活する。

年行司　天保六年浦々に設置され、不正砂糖の製造と抜売り等の取締りに当たり、領内から互選で二人宛の大坂砂糖会所詰めを弘化二年大坂砂糖会所に「砂糖売捌方取締役」（黒川屋用助）が置かれるまで続けている。任期は二年または三年であった。願い出によりふらちの糖業取引の訳付けをした。

組親　糖業統制の最末端に組親と称する者をおいた。糖農の長で二五戸に一人を置いた。農家でなければ選ばれない。民選であるが大きな権力をもっていた。

（樋口弘『本邦糖業史』一五六―七ページの記述を中心に作成した）

現　蔵

右人別之者共砂糖仲買株願出承認可申候間　早々人別之者

共へ御申渡置可在之　此段申達候　以上

十月朔日　　両大庄屋　　村々

（『山崎家』「御用留」〈天保三年〉より）

糖業融資　大きな資本が必要である糖業を振興させるためには、是非融資が必要であった。糖業融資は、糖業が収益性が高いだけに危険性の少ないものであった。次のように多種類の貸し付けを行っていた。

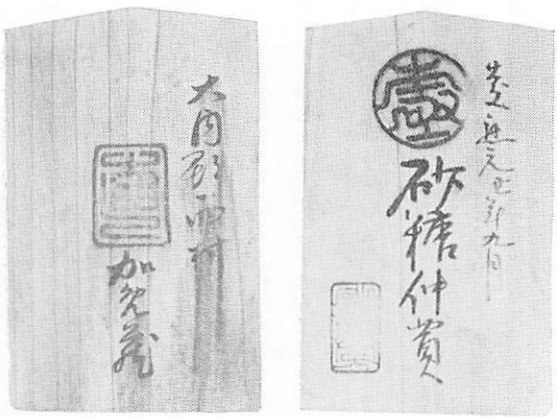

慶応元年9月発行の砂糖仲買鑑札（赤沢正寛氏蔵）

高松藩の糖業融資

享和之新政の貸付け　享和元年殖産興業政策の一環として、「農商之富有なる者」等に貸付けを始めた。が首尾を全うせず七年目の文化四年に廃絶した。

為替貸　文政九年大坂積には「歩安之為替貸」をはじめ、同時に他所積には「半金為替貸」を始める。半金為替貸は「小引替所共ゟ切手仕渡候分」に「半金為替貸渡、帰船之節金銀取納」める仕組みであった。翌文政十年荷為替の利子を引下げている。

砂糖代前貸　天保元年に開始した糖業融資である。「領内砂糖引請人」から貸付け、それを「送り手形」を作って大坂砂糖会所に通報し、売捌代銀で大坂会所が元利決済し、その差引きを証する「問屋指引書」（会所の見届判を受けた）を持ち帰って「砂糖引請人」に提出して結末を

付ける。その後天保三年に中絶する。会所貸付けの中絶を補うために問屋の荷為替貸付が盛行してきた。そこで天保四年これを禁止して、「砂糖代前貸」を復活する。

船中為替　既に自給農業から商業農業に移ってきた糖業民の生活には貨幣は必須化していた。製品化した砂糖は一日も早く換金の必要があった。加えて砂糖の出来秋は八歩御年貢の時期にも近くその要は倍加している。ところが糖業民が換金を急ぐ砂糖は、領内砂糖会所に搬入されると以後は、領外専売制といわれる販売システムによって藩庁支配下に移り、糖業民が代銀として藩札を受けるのは、砂糖組船の帰港のときである。

その不便を解消しようとして「為替貸(文政九年)」・「砂糖代前貸(天保元年)」が試みられ、天保六年に至って「船中為替」に発展したのである。

これは領内砂糖会所で貸付け、その砂糖が砂糖組船で大坂へ積登り大坂砂糖会所の支配下で売捌かれ、その代銀で貸付けの元利(利は月九朱)が決済され、その旨が領内砂糖会所に組船の帰船で伝達され、糖業民はそれで元利決済後の残額を藩札で受取るのである。利息中の二朱は取扱いの砂糖会所の手当となる。砂糖会所は藩金を取扱うので、田畑等の不動産を済方に抵当として出していた。

これは換金を急ぐ糖業民の要求に応えたのみではなく、元利決済の利潤取得と正貨銀札(藩札)引替え差益とによる藩庫建て直しの財源確保策でもあった。糖業民保護と藩庫の増収を兼ねたもので、同工異曲のものが多く実施されて金融の機能が向上していった。

奥印為替　これは嘉永三年に始まるもので、多肥作物である甘蔗栽培に必須な肥料購入資金等について一札をもって願い出で、庄屋または大庄屋の奥印を受けて砂糖会所に申し出るので、「奥印為替」といった。これは利子が月一分で期間は満一か年である。その貸借事務は砂糖会所が担当した。その代償として、肥料の輸入権が与えられていた。入津した船から肥料を購入して農民に販売して口銭(利潤)を得ていた。

別段為替　製造した砂糖が何らかの関係で売却できなかったときには、八歩御年貢の完納に差支えるので、十一月・十二月に貸付け翌年四月に返済する短期融資である。但し砂糖が売却できないときには猶予もされていた。

船中為替が主として荷主(大農商)・船頭に貸付けたのであったが、この「別段為替」は「締小屋」(初製糖業者)への場合が多かった。

春為替　製糖期に積出せなかった残糖を、春になって運送するとき、その間の融通をするものである。その方法は奥印為替と同様である。

振替為替　以上三種の為替の精算に当たり、砂糖業者から取立てのできなかった金額を、その会所への貸付けの分として落は精算を遂げさせるのであった。この貸付利子は九朱の割で三か月を以て期限とした。つまり会所の砂糖手持資金の貸付けで、これの運用により大坂市場の糖価下落の際は操作して、糖価の値上がりを待つことなども出来たわけである。

古為替　振替為替によって上掲三種類の為替の精算をするも、なお不時の天災又は非常時変に遭い(主として回船難破等の場合)その事情を救済すべきときはその精算をさせるため、砂糖会所に予てから貯蓄せる浦運上又は会所口銭を運用し貸付金を年賦償還させる。数年に渉らなければ精算勘定に至らないところから名付けたものである。而してこの為替金は無利子の特典があったが、一回の損失もなかったという。(樋口弘『本邦糖業史』一五九―六〇ページを中心にして作成する)

糖業課税

糖業課税については、明治十三年大阪開催の「綿糖共進会」に関連して開催された砂糖集談会に讃岐から参加した山田郡北村(ママ)の宮武清三郎、寒川郡志度村の三好彦平が発表しているところが、『明治十三年砂糖集談会雑誌第十号』にあるので、それを見よう。

砂糖に賦課せし税

一貢租	是は地位により異同ありて一ならず	一仲買税	一人に付　金一分
一砂糖栽畝田方	一反歩に付　銀三十目	一組船税	一艘に付　金二分
一絞車税	一輌に付　金一両	一積出砂糖運上金	売払代金の百分ノ二
		一張印料	一樽に付　銀五匁

一川口積出見改料　　同に付　　銀二匣

（『明治十三年砂糖集談会雑誌』〈第十号〉「讃岐国会員宮武清三郎同三好彦平の発言」より）

以下、右を少しく概説しよう。

高松藩の糖業課税

①甘蔗植畝冥加銀

・一反歩につき銀三十匁

・慶応元年、別段冥加金として慶応元年から三か年間「有畝壱畝ニ付銀三匁宛」指上げることになる

②砂糖運上銀

・寛政六年から享和二年まで徴収している　金額等不詳

③積出砂糖運上銀

・文政三年七月、他所積の砂糖に、次のように運上銀を課した

・白砂糖　五〇斤入一樽　六匁五分　　・白下糖　一〇〇斤入一桶　四匁一分六厘

・蜜　一〇〇斤入一桶　一匁三分　　・黒砂糖　八〇斤入一桶　四匁一分六厘

・天保六年、売払代銀の一〇〇分の二を、大坂積みは大坂砂糖会所へ、堺積み・端浦積みは領内砂糖会所へ納入することになる

④川口積出税

・文政三年七月、「焼印料切手銭として樽壱挺ニ付三分ヅツ」を領内砂糖会所座本へ納めることになる

・天保六年、「浦番所見改銭一樽ニ付弐厘、問屋切手銭一樽ニ付五厘」を船頭から徴収することになる

⑤搾屋への課税

。搾屋は、領内一〇〇軒と限定されて、特許されていて屋敷年貢が無税であった
。慶応元年、別段冥加銀として白砂糖一挺に付き銀五厘あてを向こう三か年間領内砂糖会所へ納めることになる

⑥ 絞車税
。文政八年「車元割当銀」に関連して製糖車の調査をし鑑札を交付した際、手数料銀一匁を冥加銀として徴収する
。文政十一年、製糖車一挺に付き「金弐拾匁ヅツ（十一月より翌三月迄五か月四匁ヅツ）月々小引替所へ」納付するよう時臨課税する
。慶応元年、砂糖車運上銀を従前の倍額の年壱両とし、新株の出願停止をする

⑦ 仲買税
。一人に付き銀一五匁を課税する
。安政五年、仲買株を廃止する（それまで一樽につき冥加銀は二朱であった）
。慶応元年、仲買株を再興（樽物五十以下、蔗千貫以下の取引は従前通りの応対商内も可）し、冥加銀は「倍増ニ而壱分宛年々指上」ることになる
。明治四年、仲買人鑑札冥加銀を株料と改め、株料を従前の半額の年二朱に減額する

⑧ 組船税
。天保元年に始まり、天保三年中止し、天保六年再組織する
。その時一艘に付き一匁を課税する
。慶応元年、別段冥加銀として船頭から五厘あて向こう三か年上納することになる

正貨藩　高松藩が糖業から財源を獲得しようとしてとった種々の施策のうちで最も注目すべきものが、この**札引き替え**　正貨藩（銀）札引替制である。その引き替えの差益をとるだけでなく、対外支払いに最も有利な正貨で歳入を満たそうとしたのである。大坂売払代銀の帰路の危険防止というか、安全保障もさることながら、売り

払い代銀の大坂指定店掛け込みは、実は正貨獲得と引き替え差益取得のためである。船中為替などの決済も大坂砂糖会所で行ったのも正貨獲得のためである。大坂砂糖会所で融資などの元利決済後の代銀は、高松藩指定の商人に掛け込み、書き付けを持ち帰って為替貸し付けを受けた砂糖会所で、時の相庭で藩札で受領した。この仕組みを強制して差益を取得したのである。

代銀掛け込みを一時中止したときには「車元割当銀」という正貨銀札強制引替制を実施している。これをみるとこの正貨銀札引替制は相当強力な財源となっていたのであろう。その概略は、次のとおりである。

① 文政二年（一八一九）九月は、砂糖売上代金を加嶋屋市兵衛（引請人）へ払い込ませ、この「預り書取」を受けて帰って、領内砂糖会所座本から時相場の銀札（藩札）を受け取る、ことを始めた。

② 文政四年五月には、売捌代金の七割掛け込みに緩和した。三割は肥代・薪代等に充てる必要から緩和した。

③ 文政七年十二月には、その七割掛け込み先が、天王寺屋五兵衛（大眉五兵衛）方に変わる。

④ 文政八年九月七割掛け込みが不評であったので任意制とした。その代わりに「車元割当銀」を課した。砂糖車一挺に付き大内郡は金二五両、その他の郡は二〇両ずつ正貨銀札引き替えを申し付けた（引替率は時相場）。

⑤ 文政九年十月、天王寺屋七歩掛け込みを復活する。このとき大坂以外の積み出しにも代金の七割を天王寺屋の高松の出店へ掛け込むことにした（車元割当銀は廃止した）。

この正貨銀札引き替え策は、砂糖の流通量が大きかっただけに、高松藩の大きな財源になった。

以上のような糖業行政が功を奏して、宝暦八年（一七五八）に既に五〇万両余の借財があり、天保三年（一八三二）仕方なく支払猶予令を実施した高松藩が、それから四十年後の明治四年（一八七一）の廃藩置県のときに大蔵省へ

の引継額が一〇〇万円を超えたという経済大藩になれたのであった。これは糖業を軸に進展した商品貨幣経済（産業経済の近代化）に巧みに便乗した高松藩の勝利といえよう。

五　近世の大内町の糖業

産出量

寛政六年に西村の百姓磯五郎が「製法元」に格付けされたほどであるから、当町の糖業は早くから盛行していて、量産地であったと考えられる。領内九か所と限定されていた砂糖会所が、天保六年から三本松に、元治元年から三殿村にと、終始置かれていたことは、ここが量産地であった証拠である。

その産量の推移などをみる資料が残念ながら見当たらない。次は明治元年の山崎家の「御用留」に「大内郡水主村去冬製作砂糖売捌仕出帳」とある水主村一村の慶応三年の産量である。

大内郡水主村去冬製作砂糖売捌仕出帳　　但当郡撰寄村々江売捌申候

一白下糖拾九万千八百八斤　　右之通ニ御座候　以上

右と同じ山崎家の「御用留」に別筆の「去冬製作砂糖」というのがある。水主村五四軒の糖業農の製造樽数を記録している。

去冬製作砂糖

一	九丁	太右衛門	上組分	一	四十丁	善六	笑八
一	三拾丁	喜平次		一	三十丁	新左衛門	
				一	十五丁	忠右衛門	〆百六拾四挺
				一	十五丁	助左衛門	善次郎
							此斤壱万五千七百四拾四斤

中組

一　四十丁　三左衛門　一　三十五丁　孫兵衛　一　三十六丁　金兵衛　一　四十丁　粂八
一　四十五丁　伝兵衛　一　三拾九丁　弥吉衛門　一　五十六丁　弥八郎　一　四十三丁　順蔵
一　四十六丁　金左衛門　一　五十丁　役次郎　一　四十五丁　十右衛門　一　三拾八丁　丈左衛門
一　三十八丁　助次郎　一　廿二丁　五郎兵衛　一　三十七丁　弥三郎　一　五十八丁　茂左衛門
一　廿五丁　伊八　一　三十七　阿わや　一　五十六丁　国次郎　一　三十八丁　惣右衛門
一　十丁　勘吉　一　三十弐　太兵衛　一　三十五丁　孫八　一　三拾三丁　折平
一　廿五丁　平八　一　廿六　金十郎　一　三十丁　春蔵　一　五十丁　善吉
一　拾九丁　伝蔵　一　四十五　森之助　一　三十丁　倉七　一　三十八　弁蔵
一　十八丁　松左衛門　一　十挺　彦四郎　一　四十丁　権兵衛　一　三十五丁　利助
一　十三丁　清蔵　一　四十二　利平　一　四十八　大山氏　一　四十丁　関次郎
中組分〆六百拾七挺　一　三十五丁　折蔵　一　三十八丁　次三郎
一　三十五丁　吉右衛門　一　四拾八丁　清八
此斤五万九千弐百三拾弐斤　一　五十丁　徳平　一　三拾六丁　嘉次郎事伊助

下組

下組分〆千弐百拾七丁

一　三十丁　惣内　一　三十八丁　伝吉

此斤拾壱万六千八百三拾弐斤

この数字から、次のようなことが逆算できる。①白下糖一樽が締小屋の一日分の製造量であるので、大体の操業日数が計算される。②また一絞（ひとしめ）という締小屋の一日分の甘蔗使用量は約三〇〇貫であり、甘蔗の反当収量は中田一反で約一二〇〇貫といわれるので、大体の作付け反別も逆算できるものである。

砂糖の取引状況

文化文政期に三本松村の庄屋を務め、天保元年十月に「砂糖引請人」をおおせつかった津本家の文書に「覚」と題した砂糖の売買記録がある。それを表示すると、第四表のようになる。

第四表　村別砂糖取引状況

村名	種類	数量	相庭	売主	買主	月日
川東村	白砂糖	挺六	匁歩七・二	勘蔵	三木や与助	一二・五月日
	白下糖	二〇	三・五	佐助	小判や仁兵衛	
	〃	八	三・七四	留八	近江や源助	一二・一二
	〃	八	四・〇	常蔵	作左衛門	
	〃	四	四・五	〃	春日屋善助	
	二番焚込	二〇	三・三	甚蔵	わかさや茂八	亥正月一五日
	計	六六		五人	六人	
水主村	白下糖	六	三・七	治助	高畑内記	
	〃	二	三・六七	孫兵衛	角屋甚左衛門	
	〃	三	四・一五	正七	はりまや与兵衛	
	〃	二	三・六七	〃	藤助	
	〃	一二	三・七	孫兵衛	佐左衛門	
	〃	二	三・六	辰蔵	〃	
	〃	一三六	三・七三	庄勝五郎	善与助	
	〃	一二	三・七二	庄辰蔵	〃	
	〃	一五	三・二	利吉	〃	
	計	八〇七	三・七四	七人	七人	

村名	種類	数量	相庭	売主	買主	月日
中筋村	白下糖	挺 一〇	匁歩 三・五五	勘蔵	高畑内記	月日
	〃	一〇	三・五五	〃	角屋甚左衛門	
	〃	九	三・五五	〃	小判や仁兵衛	
	〃	七	三・四五	〃	薬屋孫四郎	
	〃	四	三・七五	喜左衛門	三木や与助	
	〃	三	三・七五	弥兵衛	〃	一一・一四
	計	四三		三人	五人	〃
横内村	白下糖	五	三・五	徳蔵	高畑内記	
	〃	二	三・七五	〃	春日や善助	
	〃	六	四・〇	小左衛門	新見や治兵衛	
	〃	一	三・二	惣兵衛	はりまや与兵衛	
	〃	二	三・七二	徳蔵	小判や仁兵衛	
	〃	二	三・二二	〃	松屋太郎左衛門	一二月
	〃	九	三・九	徳平	角や甚左衛門	
	計	二七		四人	七人	
落合村	白下糖	二	三・七五	平七	塩や忠七	
	〃	二	三・七五	〃	小判や仁兵衛	
	〃	二	三・二三	五郎八	角や甚左衛門	一二月
	〃	二	三・二	林二郎	三本松屋嘉七郎	
	〃	五・三	五・二	熊八	三本松 春蔵 弥兵衛	
	〃	五	五・二	〃	〃	

村名	種類	数量	相庭	売主	買主	月日
落合	白下糖計	挺五二三・三	匁五・二歩	熊八四人	七人	月日
西村	白下糖	二	三・五五	金八	津田や利兵衛	一一・六
	〃	一	三・五五	〃弥兵衛	米田や武八	〃
	〃	二	三・六八	弥兵衛	津田や利兵衛	一一・一四
	〃	二	三・五	金八	三木や与助	〃・一六
	計	七		二人	三人	
三本松村	白砂糖	四	七・二	薬屋弥四郎	富田や善左衛門	
	〃	二	七・六	鷹蔵	〃	
	〃	五	七・二	近江や弥七	川東村武六	一二・一一
	〃	五	八・四	川口や駿吉	薬屋与助	〃二四
	〃	一七	八・三	三木や与助	わかさや茂八	〃二三
	〃	九	七・〇二	〃宇兵衛	志度万蔵	〃二三
	〃	四	一二・二五	大黒屋平七	三本松友助	正月
	〃	一	一〇・五	善蔵	与助	〃二八
	〃	五	一三・二	〃	〃	一二月
	〃	五	七・〇二	〃	平七	正月
	〃	五	一〇・五	佐左衛門	とみだや善左衛門	
	〃	六	九・〇	仁兵衛	〃	
	〃	一〇	九・六	はりまや与兵衛	志度万蔵	一二・二〇
	白下糖	二一	五・七			

村名	種類	数量	相庭	売主	買主	月日
三本松村	白下糖	一一挺	匁歩	東ノ勘助	三本松春蔵	一二・二八
	〃	一〇	五・三〇五	きくや与助		正月
	密	二四	三・七	周五郎	三木や与兵衛	
	計	一四四		一五人	一一二人	
中山村	白下糖	一七	四・七	初蔵	三木や与助	正月二一日
	計	一七		一人	一人	
松崎村	白下糖	六	三・二	文左衛門	角や甚左衛門	一二月
	計	六		一人	一人	
土居村	白下糖	三〇	四・二	万助	きくや与助	
	計	三〇		一人	一人	
大谷村	白下糖	二	三・七二	彦七郎	春日や善助	
	計	二		一人	一人	
白鳥村	白下糖	四	五・二	小助	三木や与助	一一・一六
	〃	一四	四・〇五	善蔵	薬や与助	一二・二〇
	〃	二	四・〇八	嘉吉	塩や忠七	一二・二一
	〃	一四	三・九二	忠六	三本松嘉二郎	一二月
	計	三四		四人	四人	
大内町計		四四五・三		四四人	二八人	
総合計		四七九・三		四八人	二八人	

（『津本家文書』「覚」により作成する）

第五表　大内郡川東村砂糖製造売捌状況

	売捌先	安政元年	安政二年	安政三年	安政四年	万延元年	計
砂糖	大坂	一九、三〇〇・九斤	一八、三五三・七斤	一一、八八一・八斤	一四、七五六斤	一二、一八九斤	七六、四八一・四斤
	紀州		五六五	二二一	一八〇	三四五	一、三一一・〇
	尾張		五三七	四九三			一、〇三〇・〇
	播州明石			二三七			
	〃高砂	二八〇	二、六五六・六	七〇九・五	五四一・三	一、二三三	五、六五七・四
	〃志加満						
白砂糖	備前	三〇七	一、三三〇	二、〇四四・四	二、〇八八	一、三九三	七、一六二・四
	尾道	二、三六六・四	三、三七九	一、〇四八・一	四、七二二	一、四九六	一、〇一一・五
	下ノ関	二、一六五・	七八二	一、二三八・一	二、七一〇	一、五〇九	八、四〇四・一
	兵庫	一、三六八・四			九三七・八		二、三〇六・二
	予州				一二八		一二八・〇
	越後		三六四	一、二二〇	一一〇	一、三九二	一、五〇二・〇
	御領分小計	二五、七八七・七	二七、九六七・三	一九、〇八二・九	二六、一七三・一	二、一〇〇	三、六八四・〇
						二一、六五七	一二〇、六七八・〇
白下糖	御領分	四九、七八八	五五、〇二七・三	七〇、四八六・九	八一、六七二	八三、二五九	三四〇、二三三・二
蜜	大坂	一三、六〇〇	七、八九四	八、一〇〇	六、〇七〇		三五、六六四・〇
	兵庫	二、九六〇					二、九六〇・〇
	尾張	一、〇〇八	五、一二五	三六三			六、四九六・〇
	播州		三、八七二	八九七	五四〇		五、三〇九・〇
	備前		一、六一〇	一、一八八・三			二、七九八・三

	売捌先	安政元年	安政二年	安政三年	安政四年	万延元年	計
紀州御領分		斤	斤	斤	斤	斤	斤
小計		一七、五六八	六、〇五〇	三、〇二〇			六、〇五〇・〇
二番焚込御領分			二四、五五一	一三、五六八・三	六、六一〇		三、〇二〇・〇
合計		九三、一四三・七	一〇七、五四五・六	一〇三、一四八・二	一一四、四五五・一	三七、六〇〇	六二、二九七・三
出典	内	安政二年卯九月	安政三辰年八月	辰年砂糖製作	安政五年午九月	覚	三七、六〇〇・〇
山崎家「御用諸事控」		大内郡川東村去	大内郡川東村卯	高売捌帳	大内郡川東村巳	右之通ニ御座	
八安政二年卯歳八月吉日ゟより	の	寅甘蔗植附畝数並ニ砂糖製作売捌指出帳	秋		秋甘蔗植付畝并製作高売捌帳	候　以上	三七、六〇〇・〇
	そ		砂糖製作高売捌帳			申八月	
	計						六二、二九七・三

この「覚」には年号が明記されていないが、川東村の売主甚蔵の欄に「亥正月十五日」とあることから、文政十丁亥年（一八二七）の実績であろう。

売りさばき先　大坂市場で「三本松巻」の呼称で重宝されたのであったが、詳細な資料は見当たらない。山崎家の「御用諸事控」（安政二年）に、川東村について安政元・二・三・四年と万延元年の記録があった。それを第五表に表示した。

川東村の第五表の全出荷量の二一パーセント強が白砂糖で、大部分（六〇パーセント）は白下糖（送り先は領内）であることが分かる。売りさばき先は大坂が断然第一位である。

糖業の港町三本松　嘉永六年刊行の『讃岐国名勝図会』に、三本松村を次のように書いている。

三本松村　高松より行程八里民家軒をならべ豪商富賈工　あり　近浦に秀て繁花の地なり　昔此所に大松樹三本
人漁家等数多あり　且この浦に千石以上の大船数十艘　ありし　ゆえにこの名あり

まったく糖業には触れていないが、「豪商富賈」が「数多あり」とある。この「豪商富賈」は、主として直接・間接を問わず糖業経済によるものである。この港町三本松に高松藩は、終始糖政機関を置いて湊川流域・与田川流域の産出糖を支配した。その産糖の集散が、右の繁栄を築いたのである。三本松浦が物資の流通が盛んになって（商品貨幣経済が発展して）、船が大型化してきたとき、近在唯一の良港であった。ためにここに地方糖政機関を常置したのであった。

次の「大内郡の糖業支配者」をみると、文化六年（一八〇九）から、三本松が糖業の中心地となり、以来元治元年（一八六四）砂糖会所が三殿村（木村太一郎）に移るまで続いている。湊村・白鳥村・松原村から中心地が漸次三本松に移動して、糖業の港町三本松が形成されたことが分かる。

大内郡の糖業支配者

① 寛政二年　湊村医師周慶に砂糖製法伝授の秘密制許可制を申し達す（寛政二年庚戌二月旧高松藩ヨリ向山周慶ヘノ達書―『明治前期財政経済史料集成』第一八巻一二〇ページより）

② 寛政二年湊村医師周慶に「初発より砂糖製法伝授役」を仰付ける（文化元年子四月十日達し前掲書一二〇ページより）

③ 寛政六年　湊村医師周慶と西村百姓磯五郎の両人を「製法元」と指定公表する（大山家「御用留」〈天明三年―寛政三年〉より）

④　寛政十二年　白鳥村医師朔玄が白砂糖製法伝授を願出て許される（大山家「御用留」〈寛政十二年以降〉より）

⑤　文政二年　松原村寺井屋□之助が砂糖会所座本を仰付けられる（丸岡家「御法度被仰出留」より）

⑥　文政六年　三本松村網屋与惣兵衛・引田村米屋久次郎・南野村百姓五郎兵衛が「車元割当銀」に関わる「引替所」を仰付けられる（木原溥幸『讃岐高松藩における砂糖の流通統制』より）

⑦　天保元年　与田山村大庄屋渡瀬七郎左衛門・引田村大庄屋日下佐左衛門・三本松村庄屋津本甚右衛門が「砂糖引請人」を仰付けられる（丸岡家「天保六年御触事留帳」より）

⑧　天保六年　引田浦小海村牢人嶋田弥右衛門・三本松浦三本松村庄屋高畑作兵衛が「砂糖問屋」を仰付けられる（同前）

⑨　元治元年　三殿村木村太一郎・引田浦浜垣宇一郎（安政二年新任）が「砂糖会所引請人」を仰付けられる（木原溥幸『讃岐高松藩における砂糖の流通統制』より）

右を図示すると、次のようになる。そして次のようなことがいえる。

大内郡の糖業中心地の推移

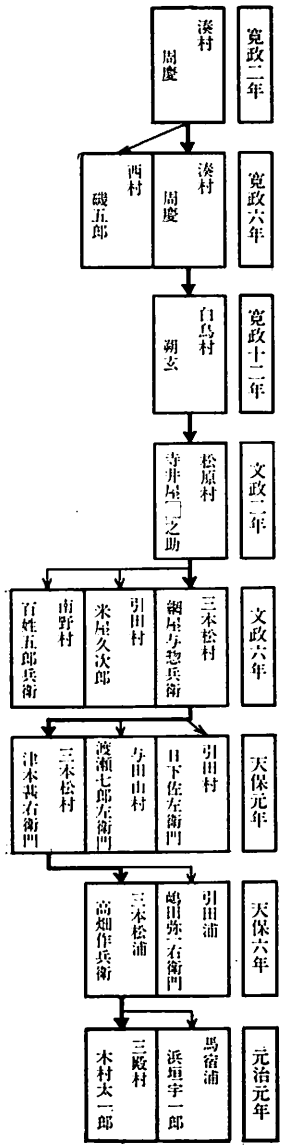

① 寛政期は、糖業の技術者が中心人物であって、湊村・西村・白鳥村という農村（生産地）が中心地である。

② 文政期になると、商人が中心人物になり取り引き場所が港町に移っていっている。松原村（寺井屋□之助の支配）から三本松村（網屋与惣兵衛の支配）に移っている。

③ 天保期になると、村役人層（庄屋・大庄屋という統治者）が中心人物となり、主として港町が中心地となっている。

三殿村砂糖会所　三本松村から三殿村に砂糖会所が移動したのは、元治元年（一八六四）の改革からである。これは、前項でみたように天保期になると、糖政執行の強行が必要になったのか村役人層を起用している。嘉永六年（一八五三）のペリー来航以来、開港・攘夷・尊皇・倒幕・佐幕と、国論が沸騰してきて、幕藩体制は揺り動かされ始めた。

他方繁栄を続けた糖業の中で、力を蓄積し商業実務にたけてきた糖業民は、相対取り引きを始めるようになってきた。このような時運に対応して、より強力な統制執行をねらって、権力体制強化のため、三殿村（木村太一郎引受人）に会所を移したのであろう（安政四年三本松会所が白麦事件で失脚したため。三四五ページ参照）。

第六表は、三殿村の外港である馬篠浦の物流状況である。馬篠浦には天保六年の糖政改革のとき「出会所」が置かれ、以来商港として発展したのである。元治元年以降は砂糖会所の所在地の外港として繁栄したと考えられる。

第六表の積み出し品は、一件の瓦以外は全部砂糖であり、搬入品は、甘蔗苗、肥料、かきがらなどの糖業用の原材料である。まったく加工貿易型の取り引きである。

移出先は、大坂・播州・尾道・備中の順である。

第六表　元治元年九月～二年八月迄の馬篠浦の商品の出入（坂東家「御用留」（元治元年）により作成する）

月日	船の石数	船頭	行き先	積出品	搬入品
九・二七	石				
二七	三〇	利三郎	備前	鍛冶屋灰	
二七	三〇	善右衛門	備前	かきがら	
一〇・一	三〇	〃	備前	かきがら	
一〇	九〇	平兵衛	大坂	砂糖	
一〇	三〇	利三郎	小豆島	糠	
一〇	四〇	善右衛門	備前	大束	
一〇	三〇	利三郎	小豆島	瓦	
一〇	九〇	平兵衛	大坂	砂糖	
一〇	三〇	清平	大坂	右弐艘居合申候	
一〇	三五	庄兵衛	播州		
一〇	三〇	〃	〃		
二・三	三〇	平兵衛	大坂	砂糖	
三	三五	清平	播州	砂糖	
九	三〇	清平	大坂	砂糖	
一四	三〇	安次郎	砂糖		
一五	四〇	平兵衛	大坂	砂糖	
一五	一〇〇	〃	大坂	砂糖	
二三	三〇	庄兵衛	播州	砂糖	
二六	二三〇	平兵衛	大坂	砂糖	
二六	三五	庄兵衛	播州	砂糖	

月日	船の石数	船頭	行き先	積出品	搬入品
八	石				
八	一〇〇	平兵衛	大坂		
八	一四〇	平兵衛	大坂砂糖		
四		利三郎（香西）			薦三、〇〇〇枚
四		〃（香西）			薦一、二〇〇枚
二〇	三〇	文蔵	（備前）	糠	三〇俵
二〇		利助	（播州）		鮒 四俵
二〇		文次郎	（小豆島）		油粕四俵
六	一四〇	平兵衛	大坂砂糖		
二・二	三〇	庄兵衛	播州砂糖		
三	一四〇	平兵衛	大坂砂糖		
一・一九	三五	清平	尾道砂糖		
二	三〇	庄兵衛	播州砂糖		
三	一三〇	平兵衛	大坂砂糖		
三	九〇	〃	大坂砂糖		油粕
三	三〇	善右衛門	備前		
三	三〇	為助	大坂砂糖		
三	三〇	平兵衛	播州砂糖		
三	三五	平兵衛（兵庫）			糠 一六〇俵
七	三五	〃（小豆島）			油粕 一〇七俵
二・七	三五	庄兵衛	播州砂糖		砂糖苗 三〇〇枚
		梅吉（松原浦）			

月日	船の石数	船頭	行き先	積出品	搬入品
八・一〇		為平（乃生浦）			砂糖苗 一、〇〇〇〆
〃		弥三郎（香西浦）			〃 一、〇〇〇〆
〃		藤兵衛（香西浦）			〃 二、三〇〇〆
一四	三〇	清平尾道砂糖			
一三		和次郎（鴨元）			砂糖苗 一、〇〇〇〆
一三		為平（乃生浦）			〃 三、〇〇〇〆
一三		庄助（鴨元浦）			〃 一、〇〇〇〆
一八	九〇	利太郎（香西浦）	平兵衛大坂		
二〇		利三郎（香西浦）			砂糖苗 一、六〇〇〆
二〇		青兵衛（松原浦）			〃 三〇〇〆
二五		孫三郎（香西浦）			〃 一、一〇〇〆
二五		重兵衛（東浜浦）			〃 一、〇五〇〆
二八		友八（香西浦）			〃 一、一〇〇〆
二八		利三郎（香西浦）			〃 五〇〇〆
二〇		善吾郎（香西浦）			〃 二、〇〇〇〆
二〇		弥三郎（香西浦）			〃 一、一〇〇〆
三三		浩蔵（香西浦）			〃 一、〇〇〇〆
三四		為助（乃生浦）			〃 八〇〇〆
三四		弥八（香西浦）			〃 一、〇〇〇〆
三四		弥吉（香西浦）			〃 一、〇〇〇〆
四		孫右衛門（備中）			油粕 八俵

月日	船の石数	船頭	行き先	積出品	搬入品
四・四		常蔵（津田浦）			油粕 四〇俵
四		梶五郎（備中）			〃 三二俵
五		七兵衛（撫養）			〃 五六俵
三		良平（備前）			〃 七二俵
一八	五〇	平兵衛大坂			油粕 二〇〇俵
四・一六		清八（備中）			鯡粕 一四俵
一六		嘉七（牟礼浦）			油粕 二〇俵
三		鎌右衛門（備中）			鯡粕 一八四俵
一六		為七（兵庫）			
一九	五〇	庄兵衛播州			
六・二〇	五〇	清平備中	砂糖		
七・四	五〇	庄兵衛播州	砂糖		
七・二七	五〇	清平備中	砂糖		
八・一	五〇	平兵衛大坂	砂糖		
四	五〇	庄兵衛播州	砂糖		

砂糖積出船の石数

積入品の種類と量

大阪	一、三五〇石	甘蔗苗	三六、三五〇貫
播州	八五〇	油粕	九三俵
尾道	三五	糠	三〇〃
備中	六〇	鯡	二四三〃
		糠	三〇石
		かじや灰	三〇石
		かきがら	六〇石

製造平均損益調

明治4～13年
高松商法会議所調査

8		9		10		11		12		13	
量	額	量	額	量	額	量	額	量	額	量	額
	円		円		円		円		円		円
同	6.48	同	5.40	同	8.04	同	8.52	同	9.36	同	12.00
105貫	1.869	105貫	1.837	103貫	1.421	97貫	2.303	104貫	2.641	106.33貫	2.513
同	12.65	同	12.10	同	11.55	同	13.56	同	13.197	同	16.23
7人	1.39	6人	.96	7人	1.12	7人	1.26	7人	1.40	8人	1.84
12人	2.04	11人	1.76	15人	2.40	14人	.252	15人	3.00	16人	3.68
14人	2.38	16人	2.56	16人	2.56	16人	2.88	16人	3.20	20人	4.60
4人	.68	4人	.64	4人	.64	4人	.72	4人	.80	4人	.92
11.6人	.522	10人	.45	11.6人	.58	13.3人	.732	12人	.628	11人	.66
	28.011		25.707		28.311		32.495		34.286		42.443
1,050貫	30.03	900貫	24.12	1,050貫	29.925	1,200貫	36.00	1,125貫	36.562	983.3貫	38.348
	2.019		△1.587		1.614		3.505		2.276		△4.095
1,050貫	30.03	900貫	24.12	1,050貫	29.925	1,200貫	36.00	1,125貫	36.562	983.3貫	38.348
5.15日	1.39	4.75日	1.33	4.65日	1.163	5.7日	1.71	5,313日	1,647	4,685日	1.405
20.6人	3.708	19人	3.23	18.6人	3.162	22.8人	4.56	21.25人	4.462	18.74人	4.682
10.3人	1.545	9.5人	1.425	9.3人	1.348	11.4人	1.824	10,625人	1.753	9.37人	3.748
5.15日	2.315	4.75日	2.137	4.65日	2.092	5.7日	2.907	5,313日	2.869	4,685日	2.811
345貫	4.209	332.51貫	4.223	306.9貫	3.867	409.26貫	6.012	379.3貫	5.594	326.9貫	5.23
5.15個	.824	4.75個	.855	4.65個	.79	5.7個	1.083	5,313個	1.70	4,685個	1.546
同	.412	同	.38	同	.372	同	.553	同	.505	同	.513
	44.433		37.70		42.719		54.649		55.092		58.283
515斤	38.007	475斤	31.112	465斤	35.575	570斤	54.435	531斤	55.89	468.5斤	53.193
	△6.426		△6.588		△7.144		△214		798		△5.09
	△4.407		△8.175		△5.53		3.291		3.074		△9.185

第7表　讃岐国甘蔗栽培・初製糖

区分	種目＼年次別の量及金額	明治4年 量	明治4年 額	5 量	5 額	6 量	6 額	7 量	7 額
			円		円		円		円
甘蔗の栽培	地代金	一反歩	6.36	同	3.84	同	7.02	同	9.00
	甘蔗苗	95貫	1.33	95貫	1.584	100貫	1.47	100貫	1.95
	肥料	鯡粕・油粕・糠	11.86	同	8.54	同	11.49	同	12.85
	地拵人夫	6人	.90	6人	.84	7人	1.12	7人	1.19
	栽培人夫	11.5人	1.72	11.5人	1.61	12人	1.92	12人	2.04
	灌漑人夫	14人	2.10	14人	2.24	14人	2.24	14人	2.38
	収穫人夫	3.5人	.525	3.5人	.49	4人	.64	4人	.68
	剝皮女	10.55人	.527	12.2人	.61	12.4人	.62	12.2人	.61
	小計		25.322		19.754		26.52		30.70
	甘蔗収穫高	950貫	21.85	1,100貫	24.20	1,100貫	28.05	1,100貫	28.05
	損益		△3.472		4.446		1.53		△2.65
初製糖の製造	甘蔗	950貫	21.85	1,100貫	24.20	1,100貫	28.05	1,100貫	28.05
	器械損料	4.52日	1.04	5日	1.20	5.4日	1.35	5.28日	1.373
	繰子人夫	18.08人	2.712	20人	2.80	21.6人	3.24	21.1人	3.798
	製煉人夫	9.04人	1.22	10人	1.25	18.8人	1.35	10.55人	1.582
	絞牛	4.52日	1.763	5日	1.95	5.4日	2.268	5.28日	2.376
	薪	316.4貫	3.48	375貫	4.312	405貫	4.86	369.6貫	4.434
	樽	4.52個	.768	5個	1.30	5.4個	1.246	5.28個	1.214
	雑費	石灰、油その他	.362	同	.45	同	.486	同	.475
	小計		33.195		37.462		42.85		43.302
	初製糖	452斤	28.612	500斤	33.375	540斤	43.74	528斤	44.14
	損益		△4.583		△4.087		.89		.838
差引損益			△8.055		.359		.242		△1.812

（『農務顚末』所載のものを一表にまとめた）

六　明治期の糖業

明治初期の糖業　明治期は、糖業の衰退期となった。糖業衰退の理由は、端的に外糖（産業革命を経ている）との競争に敗れたこととされているが、次のような種々の条件が重なっていた。

① 廃藩置県（明治四年）を境に、国家的な保護と融資が廃絶した。

従前は、砂糖会所を通してすでにみたような融資があり、半強制的であるが領外専売方式によって（糖業農の手を離れて）売りさばかれていた。その一切が止まった。売りさばきもさることながら、苗代・肥料代・樽代等の融資がなくなったことが大きく影響した。

② 明治初期農政が、旧体制の打破と洋式農法の輸入に汲々（きゅうきゅう）としていて、廃藩置県によって受けた糖業の痛手を救済しなかった。

その後明治農政も三転して、老農を中心に伝統的技法を重視して、糖業についても「綿糖共進会」（明治十三年大阪で開催）を機会に「砂糖集談会」（連年開催）を始めた。だが讃岐糖業民が求めたものは、全国各地の技術ではなくて、廃藩置県で失ったものの回復であった。

③ 産業革命を経てきた外糖に、讃岐糖業の主力商品であった白砂糖の市場を奪われた（技術革新がなかった）。

廃藩置県後の讃岐糖業の実情を、高松商法会議所が明治十五年の「答申書」に添えた明治四年から十三年までの年次別の「初製糖平均損益比較表」を一表にまとめてみると、第七表のとおりである。

高松商法会議所の答申　高松商法会議所は、盛衰原因として次をあげている。

国産砂糖ノ明治四年ヨリ同十三年ニ至ル十年間ニ産額ノ盛衰セシ原因ヲ叙列セハ左ノ数因ニ帰ス

第一条　外糖輸入　附属　外糖価格昂低

第二条　米価昂低

第三条　為換・別段為換・肥料貸附等ノ制廃止

第四条　紙幣　附属　肥料価格昂低

第五条　旱魃

第六条　西南ノ紊乱

第七条　国立銀行ノ設立

以上七因ノ中第一第二ノ二因ハ原因ノ大部ヲ占ムルモノニシテ砂糖産額ヲシテ永年間盛衰浮沈セシムル活機ヲ運転スル全権ヲ専有スルモノヽ如ク然リ而第三ヨリ第七ニ至ル諸因ハ盛衰原因ノ一小部ヲ占ムルモノニシテ全ク十年間時々第一第二ノ二因ヲ助ケ盛衰浮沈ノ活機ヲ運転セシモノヽ如シ

（『農務顚末』第二巻・七〇四ページより）

高松商法会議所が盛衰原因の第一条にあげている外糖輸入の実数は、第八表のとおりである。この外糖攻撃が和製糖をどう圧縮したかを『讃岐糖業改良に関する意見』（白鳥町湊鎌田萬氏蔵毛筆稿本、著者不明）は、次のようにいっている。

本邦製糖高は、漸次に減縮して三十三年に於て内国糖及外糖を合して四億千三拾壱万七千四百三十一斤　其比例を挙くれば、内糖は砂糖消費高千分中外糖の九百八十六に対する只其十四を占むるのみ。

後に述べるが讃岐の糖業民が無防備で、時勢に任せたのではなかった。糖業防衛には、多くの人々の種々の努力が払われた。けれども高松商法会議所が、盛衰原因の第二条にあげているように、米価が騰貴してきて、明治三十年代には、完全に米作が有利になってきた。

第九表がそれを物語っている。

第8表　外糖輸入の推移

	精糖		砂糖		合計	
	数量(担)	価額(円)	数量(担)	価額(円)	数　量(担)	価　額(円)
明治元年	56,501	356,836	170,612	529,313	227,112	583,949
2	69,879	531,340	235,361	1,090,894	305,240	1,622,234
3	90,284	729,832	527,271	2,317,921	617,555	3,047,753
4	108,299	845,777	521,938	2,188,314	630,237	3,034,091
5	83,885	533,508	333,014	1,156,697	416,899	1,690,205
6	84,018	576,012	372,968	1,559,960	456,986	2,175,972
7	92,609	706,180	470,199	1,888,935	562,809	2,595,115
8	116,440	842,574	623,266	2,582,890	739,706	3,425,464
9	85,562	595,388	582,675	2,185,982	668,238	2,781,370
10	85,866	686,653	455,524	2,105,026	541,390	2,794,177
11	78,362	666,631	415,862	2,222,975	494,224	2,889,606
12	110,580	974,168	491,739	2,375,757	602,319	3,349,925
13	121,824	1,055,067	559,078	2,480,580	680,902	3,535,647
14	174,242	1,444,434	487,283	2,287,158	661,525	3,731,592
15	190,334	1,557,908	601,290	2,887,888	791,624	4,445,796
16	232,052	1,810,707	603,795	2,581,639	835,847	4,392,346
17	352,256	2,452,516	824,929	2,917,032	1,178,185	5,369,548
18	416,803	2,527,168	611,572	2,144,261	1,028,375	4,671,459
19	567,988	3,641,226	506,171	1,928,698	1,074,159	5,569,924
20	569,670	3,318,503	753,599	2,418,899	1,323,269	5,737,402
21	725,463	4,451,681	731,574	2,428,608	1,457,037	6,880,289
22	593,002	4,151,356	616,580	2,078,139	1,209,582	6,229,495
23	827,091	5,436,068	835,278	2,974,074	1,662,369	8,410,142
24	896,077	5,289,387	721,803	2,461,625	1,617,880	7,751,012
25	1,084,911	6,724,254	816,670	2,810,331	1,901,581	9,534,585
26	1,093,741	7,957,211	959,672	3,514,720	2,055,413	11,471,931
27	1,095,042	8,707,392	1,138,067	4,551,848	2,233,109	13,259,240
82	1,297,955	7,673,018	1,118,770	4,074,341	2,416,725	11,747,359
29	1,343,856	10,263,358	918,088	3,480,588	2,261,944	13,743,946
30	1,965,324	15,013,320	1,242,626	4,809,455	3,207,950	19,822,775
31	2,749,156	21,105,593	1,619,890	7,333,700	4,369,046	28,439,293
32	1,129,633	9,156,303	1,650,184	8,559,736	2,779,817	17,516,039
33	1,953,999	15,598,894	2,091,786	11,007,634	4,245,785	26,606,528

（『讃岐糖業改良に関する意見』所載の「自明治元年至明治33年外糖輸入斤量及価額」により作成する。　㊟　担＝100斤）

第九表　明治十年代後半と三十年代前半の蔗作米作の比較

『讃岐前途之経済』所載の分（明治十五―十九年五か年平均）

収穫	種目	数量	単価	金額 自作	金額 小作
	甘蔗	一、三〇〇貫		円	円
	白下糖	四八〇斤	（一斤七・五銭）	三六・〇〇・〇	三六・〇〇・〇

製糖経費	種目	数量	単価	金額 自作	金額 小作
必要	公租・地方税・協議費・凶荒準備金	一石五斗（石当り五円）		円・銭・厘 四・七五・〇	円・銭・厘 七・五〇・〇
	小作料	一〇〇貫（一貫ニ付一銭五厘）		一・五〇・〇	一・五〇・〇
	種蔗代	四〇貫（一〇貫ニ付一円七〇銭）		六・八〇・〇	六・八〇・〇
	鯡粕代	五石（一石ニ付九〇銭）		四・五〇・〇	四・五〇・〇
	糠代―米麦作より余分にいる費用			四・〇〇・〇	四・〇〇・〇
	計			二・五〇・〇	二・五〇・〇
差引				一四・四五・〇	一一・七〇・〇

『讃岐糖業改良に関する意見』所載の分（明治二十九―三十三年五か年平均）

穫	種目	数量	単価	金額（自作）
	甘蔗	一、三〇〇貫	三銭二厘	円・銭・厘 四一・六〇・〇
	シブ		四〇・〇	一五・〇
	穂	三五〇貫	五厘	一・五〇・〇
	計			四三・一五・〇

製糖経費	種目	数量	単価	金額（自作）
	地租其他公課			円・銭・厘 五五・五〇・〇
	肥料	牛耕 一四人		一五・六〇・〇
	整地及除草	男一四人	一・五〇	四二・〇〇・〇
	植付	男四人	三・〇〇	九二・〇〇
	施肥	男三人	三・〇〇	六九・〇〇
	灌漑及収納	男四人	三・〇〇	二・二四・〇〇
	計	女一一人	三・〇〇	三三・二〇・〇
差引				一〇・九五・〇

備考　小作地ナルトキハ地租其ノ他ノ公課金五円五〇銭ヲ除キ小作米代一六円五〇銭（一・五石、石一一円）ヲ要シ差引金一一円ノ支出ヲ加エ僅カニ五銭ノ過金ヲ見ル

『讃岐前途之経済』所載の分（明治十五―十九年五か年平均）

作	穫	種目	数量	単価	金額 自作	金額 小作
	収	麦	一石四斗（石当り三円五〇銭）		四・九〇・〇	四・九〇・〇
		米	二石二斗（石当り五円）		一一・〇〇・〇	一一・〇〇・〇
		大豆	六斤（石当り三円五〇銭）		二・一〇	二・一〇
		計			一六・一一・〇	一六・一一・〇
	必要経費	公租・地方税・協議費・凶荒準備金			四・六四・〇	
		小作料	一石三斗五升（石当り五円）			六・二五・〇
		籾種	六升（石当り二円五〇銭）		一六・五	一六・五
		麦種	二升五合（石当り四円）		一〇・〇	一〇・〇
		糠代	一石		九〇・〇	九〇・〇
		水入目			五〇・〇	五〇・〇
		牛借用賃			四八・〇	四八・〇
		計			六八・六五	八・九五
	差引				九・三・五五	七・七一・五五

『讃岐糖業改良に関する意見』所載の分（明治二十九―三十三年五か年平均）

種目	数量	単価	金額（自作）
収穫米	二石三斗五升	円銭厘 一一・三・六	二五・〇三・二
菜	一五貫	二・〇	三・〇〇・〇
大豆	二升	八・〇	二四・〇
計			二八・二七・二
公課及水利費			五・二〇・〇
籾種	三升	六・〇	一八・〇
整理人夫	五人	二五・〇	一・二五・〇
灌漑及除草	五人	二五・〇	一・二五・〇
植付人夫	三人	二五・〇	七五・〇
収穫人夫	六人	二五・〇	一・五〇・〇
堆積肥料	一五貫	一〇・〇	一・五〇・〇
計			一六・四四・二

備考　小作地ナルトキハ小作米代一六円五〇銭ヲ要シ益金六円四〇銭二厘トナル

米作と蔗作の比較	自作	蔗作が五円三銭五厘有利	
	小作	蔗作が三円九六銭五厘有利	
米作と蔗作の比較	自作	米作が五円六九銭二厘	有利
	小作	米作が六円〇九銭二厘	有利

（『讃岐前途之経済』及び『讃岐糖業改良に関する意見』により作成する。いずれも五か年平均値である）

七　糖業再興の努力

以上でみてきたようなことが原因で、糖業は衰滅していくのであるが、その発端は明治四年の廃藩置県による高松藩の融資と保護統制の廃絶であった。それをまず補わねばならなかった。ところが先にみたように明治政府は、そういう施策には積極的でなかった。民間ベースでなされねばならなかった。以下、民間で取り組んだ糖業再興の努力をみていこう。

松枝舎

旧藩主が東京に集住するようになったので、旧高松藩主松平家は、県内所有の財産管理のほか、郷土諸産業の育成、旧士族との連絡強化・公益事業のために明治四年九月高松五番町に仮事務所（後に高松城内に移転する）を設けて「松枝舎」を創業した。

松枝舎は、次のような事業をした。

松枝舎の事業

一、築地町砂糖質取営業　明治五年一一月　築地町小河宅にて砂糖荷為換貸付金業を開始、同六年穀物質取を兼業し、大正二年廃業す

一、田町綿雑穀質取営業　明治六年一月　田町三河屋真鍋八平と共業して綿雑穀質取営業を開始し、明治三〇年廃業す

一、宇多津雑穀質取営業　明治六年一一月　宇多津村久住藤平と雑穀質取商を共同経営す

一、坂出雑穀質取営業　明治六年一一月　坂出村綾井忠吉と雑穀質取商を共業す

一、木沢浜塩問屋営業　明治一五年五月　塩問屋遠藤茂一郎と、その後樋口柳平と塩問屋を共業す

一、生島浜塩問屋営業　　明治一二年九月　　生島塩田の塩問屋を経営す

一、航　海　業　　明治六年五月　　高松藩より、さきに政府に差出した蒸汽船金毘羅丸を、大蔵省より二万円で購入し、渡航を経営す

（『百十四銀行八十年史』三九ページより）

高松の築地町で砂糖質取営業を、明治五年十一月に開始した。この築地町の砂糖質取営業だけで全県の糖業を救済することが出来なかった。

旧藩砂糖貸下金の始末　廃藩置県で融資が廃絶しただけではなかった。貸し越しになっていた砂糖為替貸下金の返済があって、零細糖業民は困難が倍加した。旧砂糖会所がその取り立てに携わった。

廃藩置県後県庁は、砂糖為替貸下金について次のように措置し、旧砂糖問屋がその取り立てに当たった。

① 明治五年二月　拝借金の証書の書換を県庁が旧砂糖問屋へ申付ける。

② 明治五年四月　旧砂糖問屋九名より県庁へ拝借金の年賦償還を願い出る（五月聞き届けられる）。

③ 明治五年十一月　拝借金の年賦償還の許可を取消し、大蔵省の沙汰があるまで旧法により上納すべきを命ずる。

④ 明治五年十二月　旧砂糖問屋共の努力により三万五千円余を返納する。

ところが、明治六年三月三日太政官布告第八一号で「貸付金穀取立法則」が公布された。その要点は次のとおりである。

貸附金穀取立法則

第一条　凡旧藩藩ヨリ貸出シタル一切ノ貸附金穀ハ向后都テ無利息ト定メ各其種類ニヨリ年賦ヲ以テ可取立事　但明治六年ヲ以テ取立初年ト定ム

第二条　天保十四年癸卯年以前各種ノ貸付ハ一切棄捐弘化元甲辰年ヨリ慶応三丁卯年迄二十四ケ年間ノ部ハ全数

ノ三分一棄捐明治元戊辰年ヨリ廃藩迄ノ部ハ全額可取立事

第四条　各種ノ貸附高現在返弁残ノ内元利組込在之分ハ利子ハ除去元金ノミ可取立事

第五条　産物起立ノ為メ戊辰ノ年藩々石高ニ応シ拝借有之楮幣ヲ以テ貸付有之分ハ其節定則ノ通可取立候事

但藩費ニ遣払候分ハ此限ニアラス

第十二条　産資ノ為メ金穀及ヒ物品貸附ノ分ハ八ケ年賦可取立事

右之通リ相定候条毎歳十一月中割賦通取立十二月二十日限リ管轄庁ヨリ大蔵省へ可相納候尤モ追テ従前ノ証書ヘ調査ノ印ヲ捺シ各管轄庁ヘ可下渡候条諸取方并ニ上納手続等同省ヘ可伺出事

（津田町上野家「有志者上伸書類末書」より）

この第二条の解釈をめぐって、新旧勢力の訌争が長く続くのであった。以下その経緯をみることにしよう。

①明治五年五月　旧砂糖問屋が「讃岐砂糖取扱所」を設立して、事態収拾に構える。

②〃　六年十二月　県庁が旧砂糖問屋を招集して、資金二〇万円を借用して「旧藩中ノ法方再立」を促す。

③〃　九年　県庁は拝借金（砂糖為替貸下金）は棄捐になったので、これを資本にしての会社設立を指導する。

④〃　十年六月　県庁が資金二〇万円を借用しての「立産舎」設立を呼びかける。

⑤〃　十一年　旧砂糖問屋は「讃岐砂糖取扱所」を改組して、「高松砂糖会社」を新立する。

⑥〃　十一年一月　三本松村に大内寒川三木郡長泉川健（三本松村の人）を中心に自由民権団体「興民社」が設立され、新興糖業勢力分子をその勧業部に糾合する。

⑦〃　十一年一月　高松砂糖会社社長笠井深八が県庁の添書持参で内務省勧農局に新会社設立を願出る。棄捐金の資本繰入れも資金二〇万円借用も認められず会社設立は不可能となる。

⑧〃　十五年七月　明治十二年一月二十二日付で砂糖為替貸下金棄捐の通達を取消す。

⑨明治十六年三月　高松砂糖会社社長笠井深八が農商務省へ請願に出頭したとき、泉川健以下が先回りして農商務省にはたらきかけていて、対立し、農商務省の調停で両者が受書を出し、解決を約束する。

帰県後の細目取決めで再び訌争が表面化する。

⑩〃　十六年　農商務省一等属半井栄が松山に出張し調停の労をとったが、解決をみず帰京する。

三殿村砂糖問屋であった木村網太郎は、棄捐金に対する措置を不服として、大阪控訴裁判所に訴え、十七年敗訴となる。

津田浦砂糖問屋であった上野家は、砂糖為替貸付金の残金上納にからんで愛媛県知事関新平（もちろん郡長泉川健も）と対立した。関新平が急死し、泉川健が更迭された後の明治二十年ごろまで、官憲の強圧に耐えて対立し続けたが、新知事藤村紫朗にかわって和解する。

右のように糖業界は、旧砂糖問屋系勢力（讃岐国産砂糖取扱所→高松砂糖会社）と、新興勢力である興民社との対立訌争が延々と続けられたのである（『津田町上野家文書』「有志者上伸書顕末書」による）。

この対立した新（興民社）旧（高松砂糖会社）両勢力を統合したのが、「讃岐糖業大会社」であった。ところがその讃岐糖業大会社には、糖業勢力以外に純民社（明治十年一月、高松市に結成された自由民権団体で、糖業以外の経済活動も強く企図する）がいて、ついに内部対立が起こり、分裂して東讃地方の糖業民は大内郡糖業組合・寒川三木郡糖業組合をつくり、純民社系は会社規模を縮小して讃岐糖業会社をつくった。

右の糖業勢力の確執は、次のように移り変わっていった。

糖業勢力の移り変わり

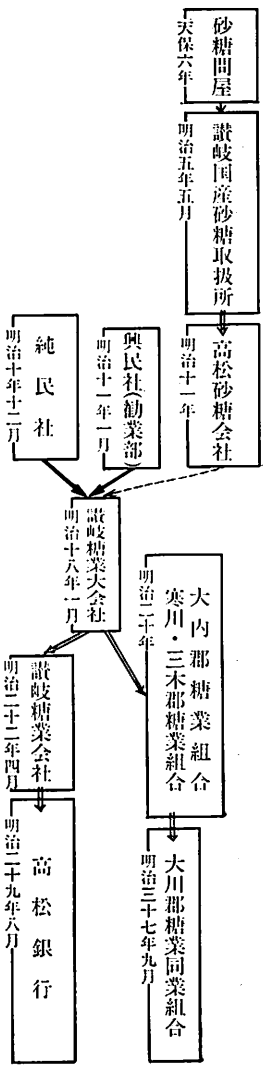

志度村製糖場　明治五年五月旧砂糖問屋が結成した「讃岐国産砂糖取扱所」は、糖業再興をねらって明治七年英国製の製糖機を購入して寒川郡志度村に設置した。この洋式工場を「志度村製糖場」といった。時流の洋風技術の輸入であった。大阪中ノ島に一台と全国二か所の洋式製糖工場であった。勧農局もここを「本邦製糖法改良試験場」として成果に期待した。ところが結果は意に反して不業績となった。明治十年農務局雇の岸三郎の現地指導となった。その「復命書」には、次のようなことが書かれていた。

方今該会社ノ施行スルノ目的ヲ聞クニ　会社員ハ会社資本　ヲ先ヅ肥料貸付・砂糖製造ハ差置キ　資本金増殖ノ目的ヲ金トシテ各員抵当物ヲ出シ拝借シタルモノナレバ　仮令製　立テ　先砂糖質取ノミヲ会社ノ務メトセル姿ナリ
糖盛大ニスルヲ今日ノ急務タリト雖ドモ是迄ノ如ク年々損　（『農務顚末』より）
失ヲ生ズル様ニテハ　資本金ニ欠ヲ生ズルニ至ラン　然レ

洋式技術による製糖法改良試験場どころではなかった。「先砂糖質取ノミヲ会社ノ務メ」とする運営であった。

ために功を奏せず、明治十四年には、木田村の宮武清三郎個人が機械を借用することになり、洋式模範工場は名実共に崩壊した。技術革新による糖業再興ではなく、質取利潤を追求する商事会社にすぎなかった。

興民社勧業部　興民社は、泉川健を主領とする自由民権団体で、明治十一年一月三本松村六一五番地（明寿橋付近）に本部を置いて結成した。糖業界の新勢力分子を糾合して勧業部とし、ほかに興民社教育部を組織して興民義塾を開設して会員の資質向上をねらった。

興民社勧業部は、次のような意図をもって結成されていた。

我興民社員有志ノ者協謀シ株金ヲ募集シ勧業部ト称シ育　時ニ回復シ国力ヲ裨補シ共ニ幸栄福祉ヲ悠久ニ保全セント
蔗製糖販売資金等ノ方法ヲ編纂施行シ其資金ノ増額スルニ　ス誦フ志ヲ経済上ニ同クスル各位結盟有ランコトヲ
随ヒ漸々米塩綿三品ノ勧奨ニ及ホシ再ビ民力ヲ旧藩隆盛ノ　（「興民社勧業部規則」「例言」より）

その「興民社勧業部規則」によると、「勧業支部」を三本松村・志度村・高松・坂出村・多度津・東京・大阪に設置して、全国的な仕事を企図している。資本金は一五万円（一株一〇〇円の一五〇〇株）である。

大内・寒川・三木郡長にもなった泉川健が率いる団体であった。津田町の旧砂糖問屋であった上野家の「有志者上伸書頭末書」によると、高松砂糖会社（旧砂糖問屋側で旧勢力層）を徹底的に掣肘（せいちゅう）している。泉川健が郡長であったためか、この団体が官制団体として横暴でありすぎた感もあるほどである（泉川健は「申合員惣代」という肩書を使っている）。

この団体にどんな人物が加盟し活躍したかを、明らかにする資料がないが、勧業部長が渡瀬広太郎（与田山村）で副部長が鎌田長五郎（湊村）という豪農のほか、次の資料にみる人物が活躍したようである。

借　証

一金百円也

右者興民社費用金ノ為一時御操替落掌仕候段実正明白也追テ本証ト引更可申上候也

明治十六年六月七日　社員総代　白井尹益㊞

加判人　保寿弥平

興民社勧業部副部長

鎌田長五郎殿

証

一金七円也

興民社教育部興民義塾　学資金寄付

明治十五年第一月

興民社教育部

赤沢正蔵殿

（なお、明治十四年七月一日付の向山亀吉あての五拾円の出資証書に、監督として保井弥七郎・鎌田耕作、出納掛として平沢平吉・鎌田長五郎が署名捺印している）

右にみえている人々は、旧体制派ではない。ただ渡瀬広太郎は代々大庄屋も務めてきた家系であるが、糖業衰農でなかったために、他の庄屋・大庄屋とは袂を分かってここに加担したのか。鎌田長五郎は、これは歴とした新興糖業衰農であって当然ここに加担するところであった。

讃岐糖業大会社　以上みてきたように高松砂糖会社（旧勢力）派も興民社勧業部（新勢力派）も旧砂糖為替貸下金の返戻金の割前の争奪を演じたことと、質取り貸し付けと市場拡大とのほかにはなにもやらなかった。糖業技術の革新などは両者いずれも行わず、勢力訌争に終始したのであった。

明治十六年農商務大輔子爵品川弥二郎の和解斡旋によって、高松の「純民社」を含めて新旧勢力が大同団結した。それが、「讃岐糖業大会社」である。

……此ニ於テ偶有志ノ之ヲ憂フル者晢テ頽波ヲ挽回シ進ンデ振起ヲ企図セントスルモ其力微弱ニシテ之ヲ施スノ術無之只慨嘆ニ不堪候況ンヤ糖業者中葛藤結テ解ケス徒ラニ睥睨ヲ事トシ、又矯止ヲ図ルニ遑アラサリシ事、茲ニ十数年ナリシカ、恰カモ糖業再興ノ時運際会セシニヤ、昨明治十六年品川大輔公ヨリ従来一般ノ葛藤ヲ解キ怨恨ノ妄想ヲ洗破シ協和混同可致トノ懇切ナル御説諭脳裏ニ浸染シ愈ヨ全部団結一致ノ好芽萌トナリ遂ニ奮進メ旧来之汚習ヲ一掃シ物産繁殖ヲ目的トシ糖業ノ一会社ヲ起シ内ハ以テ国家経済ノ幾分ヲ裨補シ（以下略）

（「讃岐糖業大会社開設願」本文より）

この「讃岐糖業大会社」の設立に当たった発起人二四名中、一四名が大内郡在住者である（大内町在住者は五名）。その二四名の発起人は、次の諸士である。

大内郡馬宿村	久保　武吉	同　郡同　村	久保鎮太郎	同　郡湊　村	向山　亀吉
同　郡湊　村	鎌田長五郎	同　郡三本松村	鎌田　耕作	同郡　同村	白井　尹益
同　郡三本松村	筧　康志	同　郡与田山村	渡瀬広太郎	同　郡横内村	浜垣　新
同　郡丹生村	坂東　宗象	寒川郡津田村	岡部　良平	同　郡同　村	粟生喜之助
同　郡志度村	林　　喬	同　郡同　村	辻　政次郎	香川郡四番丁	笠井　深八
香川郡南新町	細渓宗次郎	同　郡田町	岩佐　幸蔵	同　郡内町	向山　好哉
三木郡上高岡村	安西　保次	阿野郡新名村	岡田　禎二	同　郡坂出村	鎌田　逸造
同　郡坂出村	阿賀　勝次	那珂郡吉野上村	今田力太郎	同　郡同　村	新名　米八

右の諸士が諸準備をして、明治十七年十二月二十四日の株主総会で次の役員を選出し、十八年一月五日会社を創立した。

副社長　筧　康志　取締役高松支店詰　細渓宗次郎　同　支配人　塩田忠次郎
取締役三本松支社詰　坂東　宗象　同　支配人　鎌田　瀑三　取締役坂出支社詰　渡辺作太郎
同　支配人　都崎秀太郎　取締役予備員　白井　尹益　同　笠井　深八

この役員表には、設立準備期間中代表委員の一、二位を務め、株式引受高でも一、二位である渡瀬広太郎と鎌田長五郎が除かれている。しかも社長未選出という異常さである。

第10表　讃岐糖業大会社の大内町の株主

株数	住所	株主氏名	株数	住所	株主氏名
119	三本松	白井　尹益	3	丹生	古川　仙蔵
50	丹生	赤沢　宗平	3	三本松	角　儀八
50	〃	坂東　宗象	3	〃	六車　藤八
40	三本松	鎌田　瀑三	2	〃	鎌田ナカエ
39	丹生	赤沢　精一	2	西村	田村　良碵
30	三本松	鎌田　宇平	2	丹生	渡辺　藤造
30	〃	筧　康志	2	三本松	斉藤　要助
20	〃	泉川喜二郎	2	丹生	有馬米次郎
20	川東	山崎忠三郎	2	〃	大塚　浅吉
20	丹生	鎌田　与平	1	中筋	西尾平五郎
20	〃	六車　三郎	1	三本松	奥沢　信行
20	〃	柴田喜十次	1	丹生	保寿　トリク
15	〃	保寿　弥平	1	〃	赤沢　キク
13	三本松	堤　早太郎	1	三本松	中野　広吉
10	丹生	柴田勝太郎	1	〃	鎌田政次郎
10	〃	赤沢　淳蔵	1	丹生	保寿　文八
10	〃	坂東　準一	1	西村	大住　弥兵
6	三本松	赤沢　喜平	1	三本松	橋本　茂八
5	丹生	渡辺　金平	1	〃	鎌田　耕作
5	〃	奥村　稔	1	丹生	坂東　トキ
5	〃	箕野　舜次	1	三本松	小倉　弥七
4	〃	吉村　豊吉	計	574株	43　人

（讃岐糖業大会社の「第五回考課状」の「株式所有人名表」により作成する
明治20年8月31日現在会員数373人、総株数3,702株）

大内町民で発起人として活躍したのは、白井尹益・鎌田耕作・筧康志・浜垣新・板東宗象・鎌田瀑三・保寿弥平の七氏であるが、加盟出資したのは、第一〇表の四三名であった（一株五〇円）。

序ながら正副社長・取締役・支配人の選挙資格は株式三〇株所有

以上、被選挙資格は五〇株所有以上であった。その五〇株以上所有者は一七名で、うち六名が大川郡在住者である（第一一表のとおり）。

第一〇表・第一一表は、明治二十年八月三十一日現在（「第五回考課状」）のものである。最初筆頭株主であった渡瀬広太郎が、明治二十年三月から同八月までに一五〇株を香川郡野方町の池田宇次郎に売却している。その結果が第一一表である（池田宇次郎は、その一五〇株を分売している）。会社設立段階では、筆頭者として活躍した渡瀬広太郎が会社設立後僅か二か年余で二五〇株の持ち株を一〇〇株に減じたことは、注意すべきことである。

第11表　50株以上所有の株主

株数	住　　所	株主氏名
200	大内郡溟村	鎌田長五郎
140	香川郡丸亀町	塩田忠五郎
119	大内町三本松町	白井尹益
103	香川郡東浜町	泉又平
100	大内町与田山村	渡瀬広太郎
80	香川郡南新町	細渓宗次郎
68	阿野郡背海村	渡辺作太郎
53	香川郡南新町	芳谷弥平
52	香川郡東浜村	竹田弥七吉
50	香川郡紺屋町	田中貞吉
50	香川郡紺屋町	田中仁八郎
50	香川郡南新町	三谷栄次郎
50	香川郡通町	中村寛三郎
50	寒川郡津田村	栗生喜之助
50	大内郡丹生村	赤沢宗平
50	大内郡丹生村	坂東宗象三
50	香川郡南新町	細川光

（讃岐糖業大会社「第五回考課状」の「株式所有人名表」により作成する。明治20年8月31日現在）

純民社系の勢力は、県物産の一切を営業対象に拡大しようとするのに対し、糖業勢力側は糖業重点主義であったので、自然に反目対立するようになった。そして明治二十二年四月八日分裂となり、東讃の糖業勢力は一斉に離脱した。純民社系は、資本金を七万円減じて一三万円とし、社名から「大」の字を除いて「讃岐糖業会社」として継続した。東讃の離脱組は、明治二十年に大内郡糖業組合・寒川三木郡糖業組合という受け皿を用意していた。

このころ政府は、国会開催準備中で官金整理をしていた。同社への下付金も返済することになり、八〇か年年賦

償還であったのを一割引きの特典で一度に返納した。ここでこの会社は純然たる民間会社になったのである。このときの返納金（元は砂糖為替貸下金の返戻金）は、勧業資金として県庁が長く保管したのであるが、明治二十九年県会の決議によって栗林公園内に物産陳列所（後の商工奨励館）を建築し、三十三年三月開館した。

糖業界の新旧勢力の訌争も、讃岐糖業大会社の結成と離退をとおしての新旧の一体化と貸下金の消費によって、一切が消滅し終焉となったわけである。糖業再興の努力は、皮肉にも新旧勢力の訌争に終始して、再興の決定的条件であった産業革命を経てきた外糖に勝る品質向上の努力は、みられなかった。

八　糖業の衰滅

大川郡糖業同業組合　新旧合体して巨視的見地に立って全県協力体制として結成した讃岐糖業大会社であったが、そこでは糖業勢力側が期待するような糖業再興策が実施できなかった。そのことを配慮してか、会社設立二年後の明治二十年には、大内郡糖業組合・寒川三木郡糖業組合を結成していた。期待をかけた大組織であったが、糖業再興の一点に賭ける糖業者側には、大は小を兼ねることが出来なかった。そして離脱した。そしてかねて用意の郡別糖業組合に帰還した。ここでも期待する成果は得られなかった。

このように紆余曲折はしたが、讃岐糖業大会社設立から始まる糖業民の自決的な意識はその曲折の度に強化されてきて、ついに大川糖業民独自の組織である「大川郡糖業同業組合」を明治三十七年九月結成した。

その結成に当たって、各村から「砂糖惣代人」を選出することになった。昔水村議会は、明治三十五年十一月四日不用として設定を見送った。後税務署等の呼び掛けもあって、昔水村役場は、次のような通知を送って糖業者を

招集して「砂糖惣代人」を選出した。

発第二六五号

砂糖惣代人設定ノ義ニ付本月四日当役場ニ於テ及御協議候処其結果右設定セザルコトニ相成候ニ付テハ其旨其筋ヘ報告致置候所斯クテハ製糖業者ニ於テ不便ヲ感ズル向キ不尠ニヨリ是非設定ノ必要有之趣キ申来リ候就テハ明十五日税務署員出張セラレ本件ニ関シ親シク御協議致度旨照会有之候条同日午前十一時迄ニ必ズ本村学校ヘ御出浮相成度此段及御通知候也

明治三十五年十一月十四日

大川郡沓水村役場

砂糖製造者御中

（『大山家文書』より）

郡内各所に「糖業談話会」等を開催して啓蒙に努めた。沓水村のその案内文は次のとおりである。

受第三四六九号

本郡主要物産タル製糖業ノ前途ニ付テハ最モ精密ナル調査研究ヲ要シ目下夫々取調中ノ処今般徳島県中川虎之助氏ヲ聘シ左記日時ノ通糖業談話会相開キ候条糖業者ハ勿論ナリ有志者多数参会候様其筋ヨリ申越候条参会相成度此段及御通知候也

明治参拾六年拾弐月十日

大川郡沓水村役場

大　山　善　次　殿

十二月十六日正午　　三本松勝覚寺

（『大山家文書』より）

郡内の「砂糖惣代人」は、明治三十七年二月五日松尾村役場に招集され、「大川郡糖業同業組合」を結成することを決議した。その「協定書」は、次のとおりである。

協　定　書

本郡内糖業ノ改良発起ヲ期シ糖業者共同ノ利益ヲ図ルノ目的ヲ以テ下名等ハ各其居住町村内ノ甘蔗栽培者及ヒ初製再製糖業者ヲ代表シ左ノ各項ヲ協定セリ

一　明治三十三年法律第三拾五号重要物産同業組合法ニ基キ大川郡糖業同業組合ヲ組織スヘキコト

二　各代表者中六名ヲ選定シ重要物産同業組合法執行規則第三条ニ依リ発起人トシテ地方長官ノ認可ヲ申請スヘキコト

三　各代表者ハ其町村内ニ於ケル糖業者ヲ組合ニ加入セシメ必ラス其成立ヲ期スヘキコト

四　組合成立ニ至ルマテ各代表者互選ヲ以テ惣代壱名理事弐名ヲ置キ諸般ノ事務ヲ処理シ且ツ糖業保護上ニ付意見ヲ官庁ニ上申又ハ請願シ郡内糖業者全体ヲ代表シ官庁ニ糖業奨励補助金ノ交付ヲ請求スルコト

五　同業組合成立ニ至ル迄ノ諸費ハ組合成立ト共ニ創業費ニ組入ルヽモノトス

前書正確ヲ証スル為メ各員署名捺印ス

鎌田虎太郎	鎌田　濛三	石井　権平
三谷　平八	遠藤　伝太	三谷浅次郎
丸山勝次郎	庵原兼太郎	多田兵三郎
国方金四郎	福山　清平	真子　胤吉
藤田　次郎	三好次郎吉	頼富宇次郎
赤松　万吉	岩沢　吾平	野崎　佐平
小川　太平	多田喜三郎	鈴木　良造
田中　幸助	佐藤　才蔵	秋友秀次郎
岸本金五郎	杉本長五郎	岡田　伝蔵
谷口　市平	佐藤　才次	竹内乙五郎
木虎猪太郎	田中　清八	長町繁太郎
六車松太郎	佐々木伝五郎	長町　新蔵
広瀬定次郎	大山　善次	木村　善吉
山下　庵		

この協定によって「砂糖惣代人」は、「代表者」となり、その居住村の糖業の加入斡旋を担当することになった。その代表者の互選で「惣代」一名と「理事」二名を置き設立事務を進めることにした。なお発起人六名の人選もした。三月一日この発起人によって「糖業同業組合発起認可申請書」を提出した。その申請書・認可書は、次のとおりである。

糖業同業組合発起認可申請

今般重要物産同業組合法ニ依リ本郡内ヲ組合ノ地区ト為シ甘蔗栽培者並ニ初製再製糖業者ヲ以テ大川郡糖業同業組合設置之義発起致度候間御認可相成度此段申請仕候也

明治三十七年三月一日　　発起人　三谷浅次郎
庵原兼太郎
山下　庵
木村　善吉
長町繁太郎
鎌田虎太郎

香川県知事小野田元熙殿

収内四第六五五号

本年三月一日付申請大川郡糖業同業組合発起ノ件認可ス

明治三十七年七月八日

香川県知事小野田元熙

大川郡白鳥村
鎌田虎太郎
外　五　名

明治三十七年九月鎌田虎太郎を「組長」として結成した。組長鎌田虎太郎が、大内銀行（明治三十年十二月三本松町三〇五番地に開行）の頭取であったためか、三本松町に出張事務所を開設している（定款第三条）。松尾村田面に事務所、三本松町に出張事務所ということは、大正三年五月に鎌田虎太郎（明治四十四年から再び県会議員）が組合長を辞任して、長尾村の間島馬二が就任するまで続いた。そのとき定款第三条を「本組合事務所ハ香川県大川郡長尾村大字長尾四百弐拾五番戸ニ設置ス」と変更したのであった。

この糖業同業組合の成果は不明であるが、組合長を三期九か年務めた鎌田虎太郎が、『讃岐糖業改良に関する意見』書（毛筆稿本、著者不明、鎌田萬氏蔵）を愛蔵していたこと、またその裏表紙に鉛筆書きで「香川県大川郡糖

業同業組合印刷」・「(非売品)」と二行に書き、その両方を大きなバツで消している。これは、これを印刷して会員にテキストとして配布を計画したのであろう。その内容は、糖業概論・糖業恢興論・製造法の改善(溷機付圧搾器等種々)・生産費の節約等々で、栽培実験は県農事試験場のものを掲載している。こういうことからの類推であるが、近代的な建て直し策が進められたのであろう。

この糖業同業組合は、間島馬二組合長に運営されて大正十一年末までは存続していることが確かである。このように、外糖に圧迫されながらも讃岐糖業が、生き残れたのは勝ちめのない白砂糖での競争を捨てて、外糖に脅かされない、しかも内需専用の白下糖の製造に拠ったからである。

大川郡糖業同業組合がいつ解散したか不明であるが、その解散のころが讃岐糖業の産業としての終期になったのであろう。

丸一砂糖合資会社　明治四十三年三本松町に「丸一砂糖合資会社」が創立された。この合資会社は、白鳥村湊の鎌田長五郎(有限責任五〇〇〇円)と同所の鎌田喜太郎(有限責任五〇〇〇円)と同所の谷口市平(無限責任五〇〇〇円)が三本松町三四八番地第三に設立した会社で、「砂糖製造販売及砂糖米穀販売業ヲ営ム」(定款第一条)ものであった。

大内銀行やこの丸一砂糖合資会社が端的に表明しているように、三本松は経済活動の要地であって、隣接地区の資本が、ここで大成を期して旗揚げをする。それは幕藩期の糖業発展期からそうであった。近在の俊英がここで自己実現を果たそうと参集したのであった。それは、こと三本松が商都大阪に通ずる門戸(みなと)であったから、豪農・富賈・実業家の町宅が出来、事業所が造られたのである。

丸一砂糖合資会社の成果は、まったく不明である。ただ、『香川県統計書』の「会社一覧」には、大正二年から十年まで登載されているのみである。十一年には解散したのか社名が登記されていない。さきの大川郡糖業同業組合の消滅期等と考えあわせるに、このころが、讃岐糖業の産業としての終期であったのであろう。

三土忠造の尽力　いよいよ糖業界が窮地に陥ったころ、政府は台湾糖業に特別助成を実施した。そのとき引田町南野の桑島五百吉らが、三土忠造（大内町水主に出生、明治四十一年来十一回衆議院議員当選）に請願をしたのであろう。その政友会代議士三土忠造から桑島五百吉あての書簡がある。その書簡は次のとおりである。

拝啓

砂糖問題ノ儀ニ付御返事失念致候　御承知ノ通リ同問題ハ昨年ノ議会ニ於テ台湾ノ赤糖ト衝突致候為両成敗ノ姿ト相成当時政友会総務原敬氏ニ小生ヨリ昨年ハ手ヲ引ク故来年ハ是非政友会ノカヲ以テ改正出来候様突込置候ニ付本年ハ行掛上是非改正法律案提出ノ考ニ御座候　何レ鹿児島政友出京ノ上篤ト相談致度ト存シ候直接利害ノ関係深キ我県ヨリ此際御協議ノ上議会開会劈頭ニ請願書御差出被成候事緊要ト存候間左様相運候様御尽力可被成候　草々

十一月廿二日

三　土　忠　造

桑島五百吉殿

（『大山家文書』より）

三土代議士は、郷土のためにという考えから、国会や中央政庁へ請願運動をするようにと教示し、次のような請願書の雛形（ひながた）まで送りつけている。

又台湾ニ対シテハ甘蔗種子肥料及器械等ニ莫大ノ補助ヲ与ヘ又二十五議会ニ於テハ再製ノ原料トシテ台湾ヨリ移出シタル砂糖ニ対スル外国輸入原料糖ニ対スル戻税ノ等シク百斤ニ付キ一円九十五銭ヲ台湾移出主ニ返附セラレ其他各種ノ恩典ヲ与フルノ設定アリタルニ拘ハラズ内地ノ糖業者ニハ何等ノ保護奨励ヲ与ヘルコト更ラニ之レナク殆ンド之ヲ

継児ノ迫害サル、ガ如キ観アルハ最モ不公平ノ甚シキモノト実ニ心慨ニ堪ヘサル義ニ御座候同シ領土内ノ糖業者ニ対シ一方ヲ重視シ一方ヲ軽視スルガ如キ不公平極マル政策ハ我帝国政府トシテ元ヨリアルヘカラサル筈ナルニ現ニ如上ノ救策ニ出テタル以上、宜シク之ヲ改善スルノ必要可有之コトト存シ候依ツテ一視同仁以テ内地糖業者ニ対シテモ相当ノ保護奨励法ノ制定ヲ仰キ度若シ夫レ内地糖業者ニ対シ絶対ニ保護ヲ与フル能ハザル理由有之モノトスレバ斯ノ如キ偏頗ノ所置ナク台湾糖ニ対スル保護奨励法モ全然御撤廃アランコトヲ偏ニ希望致候以上ノ次第ナルヲ以テ何卒然ルベク御詮議被下度此段奉歎願候

明治四十三年一月

県郡村　　番地族称

砂糖業　　何　　某

何　　歳

以上連名

（『大山家文書』より）

この結果がどうなったか不明である。格別な糖業対策もないままに糖業は大正末期に衰滅したのであろう。

その後、第二次大戦中及び戦後極度に物資が不足してきたとき、白下糖製造技術をもっていた農民

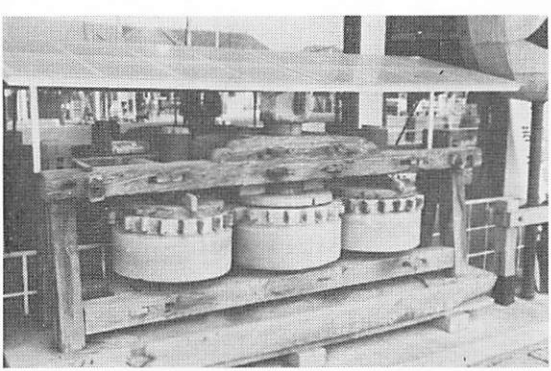

池田巴堂の店頭を飾る砂糖車

は、甘蔗を栽培して、写真の砂糖車を使って搾汁し、昔ながらの製法で白下糖を製造した。その白下糖が物資欠乏期であったので、非常に重宝がられたのである。写真の砂糖車もその大戦期には、二度の御用をつとめたのであろうが、今はただ珍貴なものとして残されているのである。

この製糖車が製出する砂糖は、せいぜい大正までの商品であって、今日の消費文化にはまったく通用しなくなっている。五〇〇〇余もあった砂糖車のほんの一部が文化財として、愛好者によって保存されているだけである。ほとんどは壊されて石臼だけが、庭園等の装飾用に利用されている状態である。

第四節　近世の漁業

戦国末期から近世初期にかけて、日本の漁業は、急速に発達した。この期における漁業の画期的な発展は、城下町を主とする近世都市の誕生と農業生産の発展によって生じた漁獲物（食料魚、魚肥）の需要の増大によるものである。

瀬戸内海のうち、大阪湾岸の摂津・和泉・紀伊などの漁業は、古代以来奈良・京都などの都市を控えていた関係で、最も早く発達し、戦国末から近世初頭にかけて、すでに各種の漁業が出そろっていたといわれる。

大内町の漁業にも当然その影響があったものと考えられる。鎌田共済会郷土博物館所蔵の町関係の古文書に次のものがある。

水之御菜は、先年相定めし如く　　寛永五年　　三野四郎左衛門
米五斗上申す可く候　　八月五日　　栄政（花押）
大内郡之内、馬篠郷上沖円神、三本松五郎太夫網代（あじろ）、小磯　　浅田右京
四郎太夫永代に買い申し候。右は、鰭網、鯛高網（たいたかまで）の　　直信（花押）
売買にて候へ共、四郎太夫加子老人出し申し候に付ては、　　疋田右近
五郎太夫網代までにて秋網より三本松と入相に引き申す可　　□（花押）
く候。五郎太夫網代の外にて四郎太夫より秋網引く事かた　　小磯
く無用に候。其の為斯くの如くに御座候。　　四郎大夫

署名の三野四郎左衛門は、藩主生駒高俊の奉行で、ほかの二人も藩の重役である。三本松の五郎太夫から丸亀島のサバ網と鯛高網（チヌ漁）の漁業権を、小磯の四郎太夫が買い取った認証書である。後年丸亀建と呼ばれた網代と考えられる。頭書の水のお菜（網代の海石）が、米五斗となっているが、これも松平頼重が、生駒家騒動の後、高松へ入封した寛永十九年の高松領小物成帳（次表）の、「米四斗八升　お菜代　大谷小磯」、と同じものであろう。

小物成帳から海猟に関した郡内関係のものだけを記すと次のとおりで、当時の浦々の大きさが分かる。

讃岐国小物成帳

一米　四斗八升	御菜	大谷小磯	一米　十四石七斗八升四合	御菜	引田
一米　参石八斗四升	御菜	三本松村	一米　一石九斗二升	御菜	鶴羽村
一煎海鼠（いりこ）　千桁		馬宿村	一米　五石七斗六升	御菜	津田村

一海鼠腸（このわた）　六斗　　同　村　　一米　二石四斗　　御菜　志度村

また、文中の、鯖網、たいたか、秋網は、明治十年の「丹生村網代場明細帳」にあるものと同一と考えられる。「加子一人……」は、藩主が参覲（さんきん）交代あるいは軍務の輸送などに際し、各浦に命じて猟父の労働力を徴発したときの本水夫数と一致する。ちなみに、高松藩の本水夫、賃水夫の割り当ては次表のとおりである。各浦の規模を知る手がかりの一つである。

	本水夫	賃水夫
宿	11人	0人
田	48	0
戸	0	5
原	0	2
松	23	35
内	0	3
磯	1	4
篠	0	2
羽	8	28
田	35	45
田	2	8
方	0	3
度	45	34
原	0	5
礼	0	3
治	35	35
町	0	8
浜	35	26
屋	0	10
町	6	35
町	5	0
浜	8	0
浜	8	15
西	28	31
出	46	82
津	20	5
他	5	34
多の	0	31
計	369	489

（高松藩の「東西水夫覚」より）

猟場の争い　寛永十九年の小物成で考えると、小磯（小磯の内、海岸聚落は、江戸時代後期三本松浦番所の出先番小屋があったことから、番屋と俗称するという）の米四斗八升（これは丸亀島の網代）を除けば、馬篠から犬戻り（白鳥・引田町境）までの地先海面は、三本松浦の支配地であったとみることができる。

三本松の庄屋『津本家文書』に、浦境の歴史的経緯が次のように記されている。

1　寛永二十年（一六四三）四月十五日に、船大将渡辺伊賀の与力、庄野四郎兵衛が浦廻りをしたとき、浦境を吟味され、引田との境は、犬戻りで、西は絹島から大内・寒川境までだと仰せられた。

2　元禄六年（一六九三）に、香西浦の作右衛門が、馬篠浦で猟をしたとき、三本松の七右衛門が商いに来ていて、分一、徴収のことで馬篠の庄屋と口論になり、お船蔵へ呼出され対決し、先規の通り三本松が分一を徴収した。

3　元禄八年に、備後の炭船が、沖合で荷物を捨て、絹島へ避難したとき、馬篠の庄屋は、海は三本松の支配地だからとて、三本松から役所へ連絡し、浦手形も、三本松から発給した。

4　元禄九年十月、与力内田六右衛門に、庄屋と猟師が呼ばれ、猟場境を吟味された折に、引田境は犬戻りで、五里七里で、西は、絹島より坂手までの七里のうち、三四里さぬき領で、この間で猟すると申上げた。

とある。

また、明治時代の漁業法規で、許可された漁業権のうち①馬篠浦・小磯浦・湊浦・松原浦（二か所）のボラ等の寄魚漁業、②各浦にあるスズキ・タイ・チヌ・コノシロの三本松の桝網の漁業権、③湊浦のボラの地曳網と、松原浦の台ケ鼻のイワシ漁業権は、徳川時代に、三本松浦がこれらの地先海面を支配していた姿を示すものである。

これらのことから三本松浦が、本浦的存在であり松原・湊・誉田・小磯・馬篠の各浦々は、端浦のような関係にあったものと考える。時代の変遷と共に、端浦も権利を主張しだした表れが、小磯浦をめぐる猟場争いである。関係資料が少なく、詳しいいきさつは分からないが、文政五年五月に、三本松浦年寄の平六ら四六人（おそらく浦猟父全戸であろう）が、「小磯浦は、附魚第一の網代で、これを失うと生活できなくなる。」、と小磯浦の地先分割に反対する嘆願をしている。

奉願上口上

一当浦猟場之内小磯浦之所同所猟場ニ仕度段御願申上候由
にて其段達ゝ仰聞され承知仕候然る所小磯猟場と申者御存
知遊ばせられ候通古来より円神嶋東手網代之外一向御座無
候前々よりも度々猟場入割申出御上様之御苦労掛奉恐入奉
候其時々御詮議之上御裁許仰付られ御座候義に付ては御役
所表にて能相別候義と恐乍ら存奉候然る所又々此度右様之
願申出候段扨々驚入奉候義に御座候

小磯浦之所は当浦猟場之内にても附魚第一之網代にて御座
候所近年は不猟相続私共渡世困窮仕居申義に御座候此上猟
場など相減候ては多人数家内養育も相成難外に渡世之手段
も御座無候得ば自然と漁父共渇命に及候様成行申可と甚以
嘆か敗義に御座候間何分にも只今の通り相替ず猟業相成候
様偏に冝敗仰上られ下さる可候願上奉候已上

大内郡三本松浦　　平　六
　　弥七郎
　　惣兵衛

文政五午年
五月

河野忠六殿
弥三右衛門殿
武　助殿
徳右衛門殿

（以下略）

また、大庄屋『日下家文書』（留記文化二年六月～文政十一年）に、文政八年六月、「小磯、三本松両浦境一件につき、三本松浦役人を通じて、猟師共を説得したが、享和元年（一八〇一）に、お船手で解決ずみのことで、小磯猟場がなくなると漁場が狭くなり、生活できないと猟師共が言う。浦役人も同意見で、内々の解決は困難です」という上司への報告が記録されている。

さらに三年後、三本松の庄屋、浦年寄が「三本松猟場、小磯川裾に、イナ、セイの魚がついたときの猟は、文政九年（一八二六）小磯四分三本松六分の歩分け裁決があり、……。」と中高網所持者による入札仕卸しの願書に

裁決という文言がある。これを見ると、文政八年に大庄屋がお船役所へ出した報告にもかかわらず、翌九年には、歩分け裁決されている。

小磯浦が、戸数増加につれ、古来からの丸亀島網代だけでは、生活できず地先海面の占有化を企てたとみることができる。

徳川時代には、「磯猟は、地附根附次第なり、沖は入会」なる根本原則があり、これに基づいて、小磯浦は、享和元年から、陳情を繰り返し、二十五年目にして小浦の冬猟に四分の権利を得たことになる。

浦々の漁業　徳川初期の漁猟については、先の「水の御菜は……」の文書にある、サバ網・鯛高網・秋網以外は分からない。

中期の元禄・宝永ころから、全国的に各種の漁業が盛んになった。小磯浦に魚網（ボラ・ハマチ）・ボラ追立網・ごち網（鯛）が出来たのもこのころである。

三本松浦では、天明七年（一七八七）に、総網数五一帖、猟師人口二一〇人と出ている。このとき村の一戸平均は三・五人なので戸数にして五〇戸余である。「卯暮（文政二年か）諸網御運上」に記された猟父二三人、「生海鼠（なまこ）猟師書上」には一八人、文政四年「申渡之義猟師へ申聞人別判取」にある三三人、同五年の小磯浦猟場分離反対の「奉願上口上」の四六人、などから推定して五〇戸内外になる。それぞれの漁を持ち船の有無と共にみると、次のとおりである。

地引網
餘引網　一人
チヌ網
ナマコ

地引網
餘引網　船持三人
立　網

地引網
餘引網　船持一人
餘流網

チ　ヌ　網　船持二人
沖てぐり網

立　網
コノシロ網　船持一人
沖てぐり網

ごち網　船持一人
コノシロ網　船なし一人
ナ　マ　コ

チ　ヌ　網　船持一人　船なし一人
コノシロ網

船持四人
コノシロ網―船なし二人

ハモ縄　船持一人
立　網　船持一人
ナマコ　船持一人
コノシロ網　船持一人
ナマコ　船持一人
ナ　マ　コ　船持一人
ナマコ―船なし十一人

天明七年の調べでは、このほか中高網一、たなご網三、があり、文政十一年には飯だこ縄許可願を六人が出している。

三本松浦以外の各浦の江戸後期の漁猟は、次のとおりである。

苔田浦　餌網二帖、沖手ぐり網七帖

小磯浦　寛永五年の丸亀島網代のほか、餌網・アジ網・雑魚網・ボラ追立網の所持者　一人
餌網・ごち網・沖手操網一人、餌網・ごち網一人、ごち網・沖手操網二人、沖手操一四人、計二九人

馬篠浦　餌網・沖手操網一人、沖手操網・ごち網二人、沖手操網・流し網一人、小立網・ごち網一人、沖手操網四人、小立網三人、流し網一人、ごち網一人　計一四人（『坂東家文書』）

となっている。このほか、釣り・鉾突の猟父もいたと思うがまったく不明である。

第五節　災　害

昔から「讃岐日照りに米買うな」といわれているのは、讃岐の国が日照りで干害を受けるような年には東北・北陸地方その他の米作地帯は水と日照に恵まれて豊作となるから、米を買い入れても値下がりして損をするから米を買い入れるなという警告の言い習わしである。

瀬戸内海式気候の讃岐の年間降水量は、一二〇〇ミリ程度で、全国平均降水量一八〇〇ミリに比して非常に少なく、しかも年による変動が大きい。多度津測候所での年降水量が最小六六二ミリ（明治二十七年）、最大一七一四ミリ（大正十二年）の記録がある。その上、日照時間は年二二三〇時間前後で全国一五位である。また、八月の日最高気温の平均は、平野部で三二度前後にも達する。

このため讃岐の水不足は宿命的なものとなり、干害常襲地域であった。そしてこれを救うために造られたため池の数は一万八六二〇個で、兵庫県の約五万個に次いで全国第二位である。弘法大師の満濃池修築、国司菅原道真の城山での降雨祈願など数多くの水不足に由来する記録があるが、我が町でも古来水主神社が水を求める人々の崇敬の中心であったし、丹生地区馬篠の夫婦池の中の馬の墓も古代の雨乞い祈願の跡とも考えられるし、同地区の岡田元一氏宅の裏には、讃岐の出身とされる陰陽博士安部晴明の打抜き井戸と伝えられる井戸も存在していた。

水不足の讃岐の降水量の大半は、梅雨と台風や秋雨のもたらすものであり、これらの降雨は「両刃の剣」であ

り、山から海までの距離の短い讃岐、特に山が海に迫る東讃地方には、恵みの雨をもたらすと共に、鉄砲水が真砂土を巻き込んで土石流となり、大きい災害を引き起こすことになる。東讃地方は台風の直撃コースに接近しているので、被害はさらに大きくなるのである。

近世に入ってからの災害はどのようであったか。農民が作った米の半ば以上を貢納させることを基盤とする、実物経済と商品貨幣経済との二重構造の上に成り立つ幕藩体制の下で、農民は自分の作った米をろくろく食うこともできずに生きなければならない、ということ自体が最大の人工災害であったのだが、それは別として、ここでは自然災害とそれによって起こった飢饉について述べることにする。

災害発生数　慶長元年（一五九六）から慶応四年（一八六八）まで二七二年間に讃岐で発生した災害数を種別ごとに調べると次のとおりである（日下部正雄編『香川県気象史料』より）。

災害種別	回数
暴風雨	134
旱魃	63
大雨	30
長雨	13
雹（ひょう）	13
竜巻	2
強風	12
雷	26
地震	30
高潮	7
津浪	3
山津浪	1
山崩れ	1
異常高温	1
異常低温	1
厳冬	1
大雪	1

虫害　これらの自然現象による災害のほかに、慢性的被害を与えるウンカ・イナゴのような虫や野ネズミやモグラのような動物がある。稲虫は、近世古文書の中では「蝗」、時としては「蝿」の字を使用しているが、これは「浮塵子」のことである。享保十七年（一七三二）享保の大飢饉として西日本に大災害をもたらしたのも、また宝暦六年（一七五六）に四国を飢えさせたのもウンカであった。

飢　饉

飢饉とは自然的災害や戦争などによって、農作物が不作となり、食糧が絶対的に不足して、人や家畜が飢え苦しむ飢餓の状況をいうのである。近世の三大飢饉は享保・天明・天保の飢饉であり、近世の六大飢饉としては、これに寛永・元禄・宝暦の飢饉を加えるが、西日本に大被害を与えたものは、寛永・享保の飢饉であり、多数の餓死者を出している。

『讃岐国大日記』や『増補高松藩記』によると次のとおりである。

寛永三年（一六二六）閏四月七日、大暴風雨、以後九五日間日照りが続き、秋七月十五日まで降雨なく、餓死者多し。
同二十年（一六四三）四月下旬から六月下旬まで降雨なく、五穀実らず、秋より冬に至り餓死者街に満つ。
享保三年（一七一八）五月四日、霜降り、寒気甚しく、牛馬二二〇〇余り死す。七月二十四日より八日間祈雨。秋蝗（いなご）発生、五穀登らず大飢饉。
同　四年（一七一九）秋蝗害、大飢饉。藩士禄一〇分の五を収める。
同　七年（一七二二）六月二十三日大風雨。八月十四日大風雨、溺死一〇〇余人。大飢饉。
同　八年（一七二三）正月大風。三月痘瘡流行、死者数千人。
同　九年（一七二四）閏四月より七月に至る大旱。
同　十年（一七二五）六・七・八月大旱、蝗害。
同十四年（一七二九）春より五月まで旱天。五月雪。九月洪水。
同十五年（一七三〇）七月長雨、大風、洪水、疫病流行、蝗害。
同十七年（一七三二）秋、蝗害、大飢饉。
同十八年（一七三三）七月大疫、死者多し。八月地震、秋蝗害、大飢饉。

同十九年（一七三四）三月・四月大疫、死者多数。
元文元年（享保二十年）（一七三五）四月十日から六月九日まで六十日間長雨。秋も長雨洪水。十月・十一月大風。十二月地震・雷・大風。

飢饉対策

享保年間は災害の連続であり、高松藩も凶作・飢饉対策を行ったが、焼け石に水で飢えに苦しむ人人は松皮餅や藁餅を食うに至った。

飢饉対策は、年貢の減免・夫食・種籾・農具代の貸し付け・救小屋の設置・代用食の栽培などであり、夫食（食糧）貸しは、個人に対してではなく村に対して、現物ではなく貨幣で貸し付けられ、返納は無利息で五か年であったが、相次ぐ凶作で返納期限の延長、また再夫食・再々夫食まで必要になった。種籾・農具代貸し付けは利息を必要とした。

このほかに、高松藩は御貸米として現物貸与も行っていたことは、天明七年（一七八七）十二月の三本松村「村明細」（『津本家文書』）の中に「廿年済御借米」と記載されているとおりであり、これは、明和七年（一七七〇）の四か月連続の日照りによる干ばつ、明和九年（一七七二）八月の大暴風雨洪水、天明二年（一七八二）から同六年（一七八六）までの相次ぐ洪水などの救済米であることは明らかである。

天明の大飢饉はその前年から始まった異常気象に続いて、天明三年の浅間山の大噴火による火山灰が成層圏に達して太陽光線を遮り、冷害を起こしたため東日本に大被害を与えたといわれるが、冷害に強い西日本にも大雨・洪水の被害を与えたのであった。

虫害対策

ウンカなどの蝗虫による虫害は、古代・中世以来一種の天災と考えて、お祈りか、虫送りの行事に頼ってきた。享保十七年（一七三二）の大飢饉のとき、西国の一百姓が灯明油の中で死んだ虫を見

て、油の中へ虫を落として殺すことを発見した。油は魚油・菜種油などを使用したが近世後期には捕鯨が盛んとなり鯨油が入手しやすくなった。

天明の飢饉のときから鯨油が大いに使用されるようになり、有能な村庄屋は虫害発生のときは、鯨油を確保することを第一とした。抜け目のない大坂商人は、鯨油相場と鯨油買い入れ先をみて虫害の発生程度や発生地方を知り、米価予想をしたとのことである。

虫退治の方法は、竹筒に入れた鯨油を水田の中へ流して、その油の上にウンカを払い落として窒息死させるのである。鯨油は夏の土用前は一段歩に三合(五四〇ミリリットル)、土用後は五合とされた。

また、誘蛾灯の利用や、硫黄・除虫菊・煙草などによる病害虫対策も登場したが、あまり効果は上がらなかった。

津留・買い占め　凶作を深刻化し、飢饉の惨状を拡大したのが津留(穀留)である。諸藩は凶作のとき、自領の米穀を領外へ持ち出すことを厳禁した。これが津留である。自分の藩の藩士とそれを養う農民たちを飢えさせないための津留という手段が、天災に苦しむ他国への食糧供給を断ち切り、自国の存続を図ろうとしたのである。

このような封建制度の基盤としての地域的利己主義が、凶作の被害を倍増したのである。さらに、代官・手代などの役人たちの中には、不正によって私腹を肥やしたりする者、また商人たちの中にも、凶作のときに米穀を投機的に買い占めて、物価を上げて利益を収めようとする者も出るようになった。

このようなことによって、飢饉は天災ではなく人災であるということもできるのである。

暴風雨災害の事例　慶長年間から幕末期まで二百七十年余りの間に、ほぼ二年に一回の割合で襲来した暴風雨（台風）の被害のために、毎年のように池・川の修復工事に多くの夫役と金銀を注ぎ込んだ。土木技術が進歩していなかったため与田川・古川・大川（番屋川）の堤防はそのたびごとに決壊し、田畑をはじめ、基礎の弱い当時の家屋は簡単に倒されたり、流失したのである。

ここに、暴風雨被害の一例を落合村・松崎村を兼帯していた水主村庄屋大山家の「御用留」によって示しておく。

寛政四年（一七九二）九月八日の大風雨の被害

落合村

一、転家一八軒。内二軒石居（いしずえ）、八軒掘立、牛屋六軒、納屋二軒

松崎村

一、転家一一軒。内居宅四軒（二軒石居、二軒掘立）、牛屋七軒

水主村

一、転木二九本（御能谷御林）　一、折木九本（同所御林）　一、転木三本（風呂御林境松）

一、転家五七軒。

この暴風雨で大川（番屋川の南川）の堤が切れ、落合・松崎・町田村の稲田は波押し・水押しで大被害を受け、年貢完納が困難となり、百姓たちは庄屋を通じて、藩庁に貸し米を願い出たり、藩から借りていた御貸し銀の返済延期を願い出ている。

第四章　交　　通

第一節　陸上交通

主要街道　高松藩は、高松城大手門前の常盤橋の前畔に道路元標を置いていた。この元標から領内に次のように主要街道が通じていた。

- 東讃浜街道（常盤橋―町田―馬宿）
- 仏生山街道（常盤橋―御林―仏生山）
- 丸亀街道（常盤橋―国分―丸亀）
- 長尾街道（常盤橋―長尾―町田）
- 金毘羅街道（常盤橋―滝宮―金毘羅）
- 伊予街道（常盤橋―国分―金蔵寺〈あと丸亀藩伊予街道に続く、金蔵寺―鳥坂―観音寺―箕浦〉）

右の六街道中東讃地方に至るのは、東讃浜街道と長尾街道の二路線である。その二路線の順路は、次のとおりである。

- 東讃浜街道
  常盤橋―松島―春日川―牟礼―志度―津田―鶴羽―町田―三本松―白鳥―引田―馬宿
- 長尾街道
  常盤橋―御坊川―池戸―平木―長尾―石田―富田―田面―町田（浜街道に合する）

（福家惣衛著『香川県通史』より）

右の東讃浜街道の馬宿へ阿波国から大坂越えをして来て、引田―白鳥―三本松―町田と東讃浜街道を進み、町田から長尾街道の方向に行くのが、四国勅使道と昔呼ばれた官道である。その官道の道順は、福家惣衛著『香川県通史』には、「大坂越をして引田・松木・三谿・甲知・塩井・柞田の各駅を経て伊予に入る」とあり、『香川県土木史』も次のように述べている。

南海道

讃岐最古の公共路は所謂南海道であり、阿波国郡頭駅から大坂越しに引田に入り、西は柞田駅から余木崎を通って伊予国大岡駅に至る駅路であって、三〇里毎に一駅を置く（当時は一里六町）ことになっていたので、讃岐における駅は次のとおりである。

刈田駅	大川郡引田町馬宿
松本駅	大川郡大川町田面
三谿駅	高松市三谷町または平石附近
河内駅	坂出市府中町石井
塩井駅	善通寺市弘田町永井
柞田駅	観音寺市柞田町

主街道は、綏靖天皇三十三年（紀元一一二）に初めて開かれた山陽道に続いて、東海・南海・西海・北陸・山陰・東山の諸道が開設されている。中央集権国家の成立に重要な役割をもって開設された官道である。都への日数は、上り一二日、下り六日で勅使が往来し、貢納使が上り下りした。『南海通記』は、この道路が官道であったことを次のように手短に記している。

四国勅使道ト云フハ、官人阿波ノ勝浦ニ着テ大坂越ヲシテ、讃岐ノ引田ニ到ル其ノ坂本ニ駅宅ト云フ所アリ、是レ古ノ名ナルヘシ、郡司庄司吏務ノ輩コヽニ集ツテ其ノ用ヲナシ、夫ヨリ西ノ方二日半ニシテ予岐ノ境ニ到ル

その官道の当町貫通の状況は、次の第一図のとおりである。

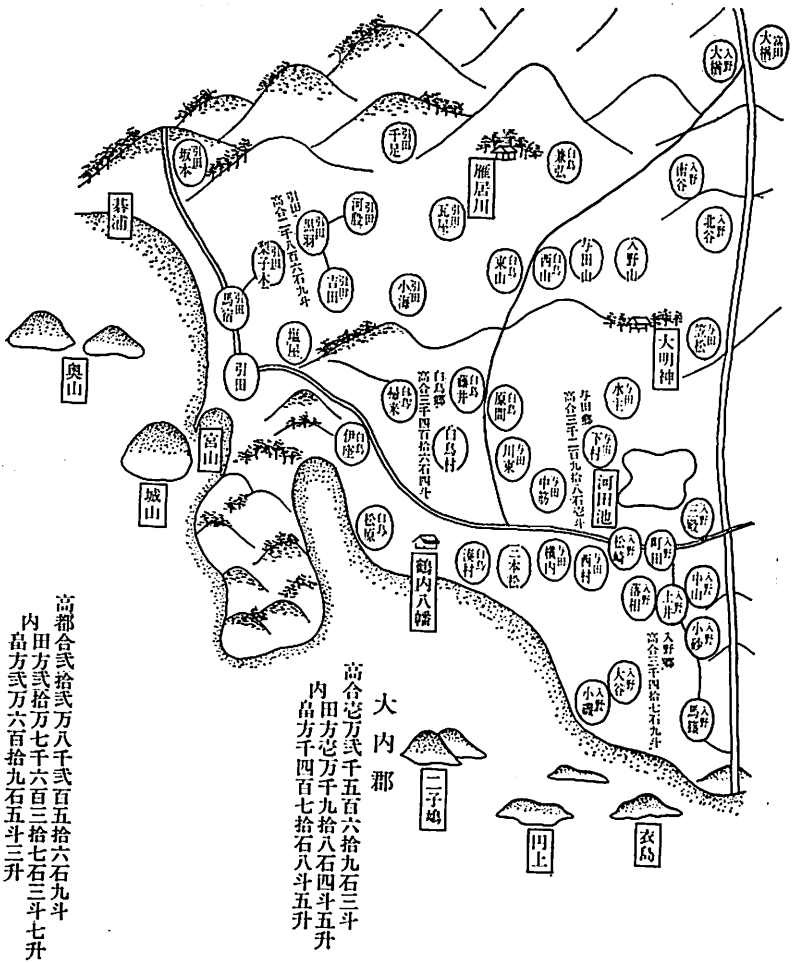

第1図　讃岐国大絵図の大内郡図（寛永10年）

（昭和13年7月　鎌田共済会調査部が複写蔵有するものより大内郡を写す）

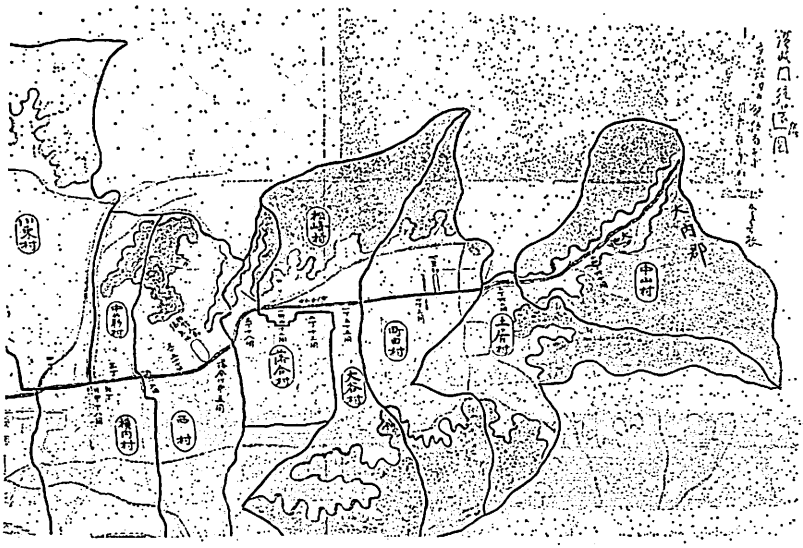

大内郡絵図
するもので、明治初年のもの

以上みた南海道並びに東讃浜街道・長尾街道のほかに、当地方にとって重要な道路がある。第一図にある三本松から白鳥村・白鳥藤井・白鳥東山・白鳥西山・与田山・入野山・入野南谷・入野大楢・富田大楢を経て阿波国に通ずる道である。これは阿讃を結ぶ重要な道路である。昔、白鳥郷湊に「津」（津守を設置した讃岐十港の一つ）が設けられたころから、後背地からの物資の流通路として、なりわいの道として自然発生的に開かれたのでなかろうか。

流通する物資が増加し、船が大型化して湊川の川港であった白鳥郷の湊の津が、白鳥郷三本松浦に移って、海上交通時代になると、官道の南海道は領内統治の道になって、物資流通の道でなくなっていく。そういう海上交通の時代がきても、この阿讃連絡路は、奥地や阿波へ塩や魚介を届け、奥地や阿波から藍玉や木地や山の幸が届く道で、なりわいの道・歩荷の道として、三本松浦への動脈の役割を果たした道である。

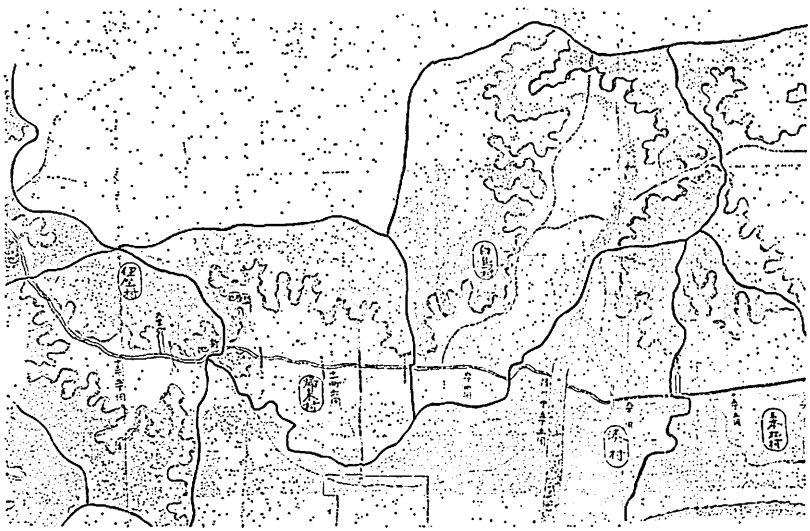

第2図　讃岐国往還絵図の
昭和13年3月　鎌田共済会調査部が複写蔵有

もちろん砂糖を運んだ産業道路である。

馬　　次

第二図の南海道を西から東へ進むと町田村に「七里印」があり、西村に行くと「相対人馬継立所」があり、三本松村と湊村の境へ行くと「八里印」があり、さらに東進して伊座村の新池を過ぎると「九里印」というのがある。この「何里印」というのは、「一里塚」か、それに相当するものであろうし、西村の「相対人馬継立所」は、刈田駅と松本駅の中間に自然的に発生した「間の宿」であろう。その場所を今も馬次といっている。

「間の宿」については、『体系日本史叢書24交通史』が次のように解説している。

伝馬宿が小宿で規定の人馬が常備困難な時や、宿駅間の距離が遠くて人馬の疲労激しい場合、両宿間の『間の宿』などに宿人馬の若干分を負担させ、これを加宿とよんだ。

一里塚については、『新日本史大系第四巻近世社会』

が、次のように解説している。

街道及び一里塚について『当代記』には慶長九年八月に二代将軍秀忠の命によって広さ五間の街道と五間四方の一里塚とが築かれたと記し、「慶長見聞集」には日本橋を一里塚のもととし、三十六町を一里と定めて五畿七道に亘って一里塚を築き、曲った道を真直にし、狭い所をひろげ、石をのぞき、松・杉を植え、橋を架けた。

高松藩も街道の管理には力を注いで、一里塚を造り並木を植えて交通の便を図ったのであろう。天保五年（一八三四）に「道松土手松壱里松名目松本数書出帳」を提出するように領内に触を出して一斉調査をしている（『山崎家文書』「天保五年御用留」）（その報告は見当たらない）。

なお、この道松土手松壱里松名目松等は、異常が起こると、その都度報告するように、庄屋に義務付けていたようである。安政二年（一八五五）七月一日の大風雨で道松二本の枝折れがあったのを、次のように報告しているのが、それを証しているようである。

一筆啓上仕候　然ハ昨朔日大風雨に付往還筋道松枝折捐左之通

一　一道松折枝　弐本

内

一同壱本　　折口四尺廻り斗

一同壱本　　折口三尺廻り斗

但横内村田地之中へ落込申候

右夫々御注進申上度奉存候　尚又枝葉相繁り田地日隠并人家等多在之候ニ付　御見分之上御枝打被下候奉願上候以上

七月二日　　大内郡川東村庄屋　山崎浅右衛門

森島　三郎様

近藤平次郎様

（山崎家「安政二年御用諸事控」より）

幕藩体制は、右のように一里塚を造り、並木を植えて交通の便益を図り、これの保全に力を注いだが、原則的に住民の自由な旅行を認めなかった。住民支配の原則であった「五人組帳前書」の「条々」の中に、次のように住民の旅行を抑制した箇条がある。

一　他所へ罷出二夜三夜も泊り候儀は、庄屋年寄へ断り　へ罷出候とも、其子細庄屋年寄へ可二相届一事

可二罷出一、若又他国へ奉公に罷出候歟、又は用事有」之他国　（『日本史料選書地方凡例録下巻』）

以上のような状態であったので、次のように長期の出稼ぎにも許可を受けて、手形を持参せねばならなかった。

日雇働往来手形之事　　所相違無御座候者ニ御座候間依之日雇働往来手形仍而如件

寒川郡富田東村百姓　　寒川郡富田東村庄屋

与三平倅　　千之助

八蔵へ渡　　天保十三年　寅七日　廿五日認メ

一男壱人　　右之通り甚六倅

〃　　鶴屋へも

大内郡馬宿村　　御村役衆中　当テ　送り渡候

右之者倅八蔵此節野合手すきニ而大内郡馬宿村浜御普請出来候ニ付　日雇働ニ罷出申度段願出申候ニ付願出之通り名

（寒川町田中浩一氏蔵「文政十三寅歳之記録」）

当地方には関所はなかった。が長旅には往来手形が身を保障する時代であった。中世の関所は、軍事上の意義よりも、関銭徴収という財政的な意義が強まっていたけれども、遠い旅行には往来手形の携行が慣例化されていた。

信仰の道

さきにみた三本松から白鳥村を経て阿波に通ずる道は、あるいは早い時期の熊野信仰の道ではなかろうか。富田大楢に十二社大権現を祭り、阿波領の大影村境目に熊野権現が祭られている。この奥

地の熊野信仰が、中世に始まったものかどうかは分からないが、伊勢信仰より一歩早い時期に始まったと考えられる。その熊野信仰のために熊野社の先達がこの地に来、この地の信者が先達の道案内でこの道を歩いて三本松浦か湊の津かに出て、参詣したのではなかろうか。

この道が、信仰の道として確かな役目を果たしていたのは、四国霊場順拝の巡礼が第八十八番札所医王山遍照光院大窪寺での結願を済ませて、この道をたどって白鳥宮を参拝して帰国の途についていた。岩村武勇編『四国遍路の古地図』に集録された二四枚の遍路地図中第二四番目の「四国徧(ママ)礼略図」以外の二三枚には、白鳥宮（白鳥大神宮・白鳥大明神）が図示されている。図示されていることは、四国霊場順拝にすでに組み込まれていたということである。

第三図は、その『四国遍路の古地図』中の「三、象頭山参詣道四国寺社名勝八十八番」という地図の一部である。この地図の題名もそうであり、地図そのものも四国総合名勝案内図というかたちである。昔の信仰の旅が御師や先達が懸命(けんめい)になっているような社寺の崇拝だけでなく、旅の楽しみを味わうという意義が濃厚になりつつあったことが現れている。

四国霊場順拝のほかに、当時盛んであったのはこの白鳥信仰と金毘羅信仰である。金毘羅信仰は『金毘羅参詣名所図会』が弘化四年（一八四七）に江戸・京都・大坂の八つの書林から刊行されたほど全国的であった。金毘羅信仰が全国的な次元のものであることは、これでうなずけるところである。この書物の大部分は、まったく讃岐の名所案内である。

このように、昔の信仰の旅は、庶民（近世に興隆した庶民階層）のレクリエーションの意義があることが明瞭で

第3図　象頭山参詣道四国寺社名勝八十八番

岩村武勇編『四国遍路の古地図』より

ある。四国霊場順拝の遍路が、八十八か寺だけを順拝したのではなかった。白鳥宮にも参り金毘羅宮にも参ったのである。

当町からの白鳥宮参拝や金毘羅宮参拝には、必要としなかったが、四国霊場順拝や西国三十三か寺参りや秩父霊場参りには、次のような手形が必要であった。

往来寺請手形之事

讃州大内郡水主村　　讃州大内郡水主村政所

一男壱人　百姓茂吉　　享和三年亥之正月八　大山太郎左衛門　判

一女壱人　同人娘　　同国同郡同村真言宗　弘海寺　判

右之者今度宿願御座候ニ付四国西国秩父坂東霊場拝礼ニ罷出申候宗旨之儀ハ代々真言宗ニ而拙寺旦那ニ紛無御座候所々無御難御通シ行暮申候節ハ宿等被仰付可被下候　若病死仕候へハ此方へ及御付届不申候　以御慈悲之上於其御地御取捨□□可被下候　為後日往来寺受手形如件

所々　御庄屋衆中様

所々　御番所衆中様

（大山家「御用留」〈享和年代〉より）

この四国・西国・秩父霊場参拝や伊勢参りなど遠隔参詣は、明らかに商品貨幣経済の発展で民衆が豊かになったからである。交通の施設機関が整ってきたということも一つの条件ではあろうが、元来信仰の旅は難行苦行が有り難いのである。嶮岨（けんそ）の道を歩き続けさせるものは、遍路自身の内なる難行道に立ち向かう意志と、広域から情報をつかもうとする知識欲からであろう。このような内外からの庶民階層の興隆が信仰の旅を発生させたのである。

十尺辻堂の道標　この道標は、元禄十四年（一七〇一）建立のもので郡内では最も古いものである。金毘羅道と風呂への道の分岐を教える道標である。ここで分岐して南へ三五丁行けば、風呂がある、と教えるものである。

風呂の近くには、大水主神社・大水寺・弘海寺・新宮等々の寺社がある。また途中には虚空蔵院神宮寺（与田寺）があり、古くから信仰の霊地であった。

そして、風呂はもと弘法大師が建造した寺院の施療所であったのであるが、元禄十四年には、この霊場への信仰よりも、湯治というか石風呂情緒が表面化してきたというのであろう。この霊地への信仰の道が、庶民の興隆とともに観光の道に変わっていったというのであろう。

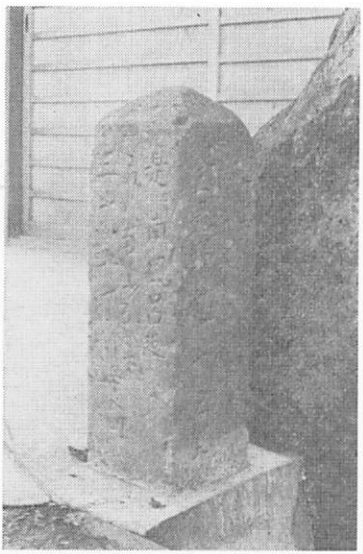

十尺地蔵堂の道標

北面　是ヨリ西　金毘羅道　十三里
東面　是ヨリ南　風呂迄　三十五丁
西面　元禄十四年

『讃岐国名勝図会』は、この「風呂」を次のように解説している。

温室　同所にあり　土人石風呂といふ　昔弘法大師石室三所を造り今に伝へ来れり　余弐ケ所はたえたり　土人客を留めて業とす　其温泉は石を畳みて洞のごとくし　柴薪を此石室のうちに焼て　灰炭を除き潮をそそぎ　病者其うえに座せしむ炎気堪がたくなれば室外に出て冷す　かくの如く　一日に三四度して二七日　三七日も療治すれば沈痾の病たりとも　十に七八は治す　俗に石風呂といふ　元和三年　生駒正俊朝臣石室を修理す

（『讃岐国名勝図会大内郡一』一～三十四より）

この石風呂は、もと三つあったという。生駒家・松平家が修築したり、入湯したほどで、湯治場として発展し、宿屋が一三軒も出来、土産物が商われて全く観光地化していったようである。

風呂の宿屋

- 枡屋（松本高雄氏の祖）
- 丸屋（矢原勇氏の祖）
- 松屋（小島清太氏の宅）
- たる屋（間島政義氏の祖）
- 三原屋
- 大和屋（岩瀬久吉氏の祖）
- 阿波屋（真田新三氏の祖）
- かぎ屋（赤坂悦次氏の宅）
- 田中屋（宮脇茂登尉氏宅の東側）
- 喜多屋（吉川和助氏の祖）
- かしわ屋（間島光次氏の宅）
- かせ屋（寺沢伊太郎氏の本家）
- 橋本屋

（長町徴稿本『谷水の史話民話その四』より）

その土産物を『讃岐名勝図会』は、次のように解説している。

歯朶箸　菅殿　煎餅　此所の名産なり　煎餅は往古より　といふもの右の器を所持して製を伝へたり　其後公命によって製し奉れり　色白く　風味他に異なり　ゆえに価も貴く　製の基やすからず且器に御紋を彫付たれば　他に売る三右衛門という者に賜ひ　はじめて製せり　其のちかの子孫おとろへ製の基なくて中絶せり　今三右衛門の子孫周作　ことをゆるさず　故にしる人すくなし

英公（第一代藩主松平頼重）ゆかりの紅葉煎餅が商われ、また歴代藩主が湯治場としたので、藩庁公認の湯治場のようなもので、第一一代藩主松平頼聡の慶応三年の湯治を『増補高松藩記』に、次のように書き残されるほどであった。

十月公以二疾未一レ廖　請至二大内郡水主村一　就二温室一療焉

観光地化していたのか、次のような御法度が藩から出されていた。信仰の聖地から歓楽地に変わっていたようである。その観光地取り締まりの御法度の中に、次のような条文がある。

一御法度向は堅く守ること　　一家中の方々入室のときは無礼がないようにすること
一ばくち、かけごとなどの勝負事は慎み、たとえ養生人で　　（外の箇条を略す）
あっても用捨なく見改めること

（『与水村史』二一九ページより）

港町三本松も、商品貨幣経済の進展とともに財貨の動きが盛んになり街が発展して、豪商や船頭・水夫をもてなす遊興歓楽の施設が繁盛したであろう。商品貨幣経済の進展とともに（庶民の興隆とともに）、この十尺の地蔵堂の道標が指示する「風呂迄三十五丁」の道は、ますます観光の道に変わっていったのであろう。

金毘羅参拝の道標　当町の官道筋には、金毘羅参拝の道標が三か所ある。その一つはさきの十尺地蔵堂のものである。その十尺の辻堂からさらに西進すると松崎の庚申堂の灯籠の柱に「右こんひら」と刻んであって、

松崎庚申社の灯籠

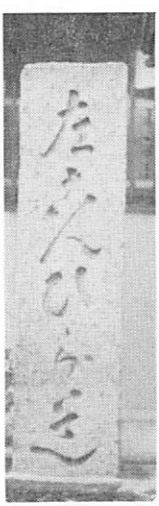

町田西の地蔵堂の道標

文久二年
右ゝんぴら
戌七月　日

南面　左こんぴら道　　十二り
西面　世話人　虎　二　池田政右衛門　木村辨吉
北面　嘉永二酉四月
東面　右やく里　屋志満
たづらへ一り半　長尾へ三里　高松へ七り

町田西の地蔵堂内の地蔵

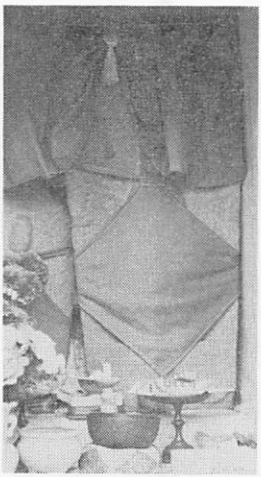

中山大師堂の灯籠

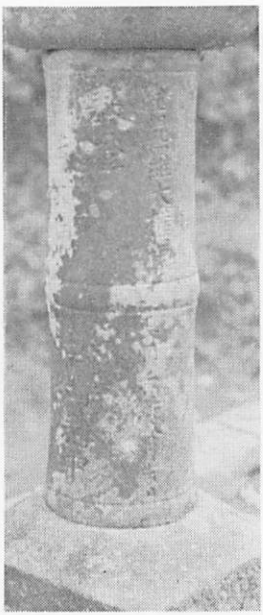

金毘羅大権現
奉　燈　　天明六年八月吉日
弘法大師　　中　山　講　中

台石正面　延享五辰歳
正月　　日

里道との分岐を指示している。そこで「右こんぴら」に従って西進して町田の街村を行くと、東讃浜街道と長尾街道の分岐点に出る。ここに町田西の地蔵堂の道標がある。これは嘉永二年（一八四九）建立のものである。左がこんぴら道で、右がやくり、やしま道の東讃浜街道である。

ここの辻堂の内部に古い地蔵が二体安置されている。その大きい方に「右やくりや志ま道」、「左こんぴら道」と刻まれている。この地蔵の台石は、堂の外に固定している。その正面に「延享五辰歳正月　日」（一七四八年）と刻まれている。ここを左にとって長尾街道をさらに西進すると、中山池のところに大師堂がある。緑陰に旅人が休息するにふさわしい広さをもった境内である。一里塚を連想するものである。この灯籠に写真のように、「奉燈」・「金毘羅大権現」・「弘法大師」と刻まれている。天明六年（一七八六）の建造である。当町を東から西へ、十尺（元禄十四年＝一七〇一）、松崎（文久二年＝一八六二）、町田西（延享五年＝一七四八と嘉永二年＝一八四九）、中山（天明六年＝一七八六）と金毘羅街道を教えている。中山以西の金毘羅街道は、第三図でたどってほしい。

領内巡視の道　これらの道路は、遠隔参詣者や重量貨物が海路を選ぶような水上交通時代がくると、軍事的政治的な意義が、全国的な次元から領国的な次元にせばめられてきた。三本松の御蔵への貢納品も三本松浦から高松へなり、大坂蔵屋敷へなり回漕して、街道を陸送することがなくなったのであるが、これらの道路は領内統治上は、重量幹線であった。藩主の代替わりの領内初巡見や折々の鷹野・鹿狩り・白鳥宮参拝・水主風呂入湯には、要所要所に大庄屋・庄屋をはじめ村役衆を招集して、奉仕させると共に、忠誠の意識を強化させたものである。その途次において孝子・節婦を表彰したりして撫民にも意を払い、あるいは、農業・漁業等々のなりわいを視閲して殖産奨励にも努めたのであった。

第八代藩主松平頼儀（よりのり）が、寛政八年（一七九六）十一月就封初の領内巡見のときの巡路の一部は、次のとおりである。

寛政八年十一月六日　三木郡奥山村津柳処士筒井氏宅を発　し

槙水――大窪寺――松永宅（五名村長野）――八丁坂――長福寺――与田山処士渡瀬宅泊

七日渡瀬宅発――西山村（瓦焼をみる）――大石神社――東山村――小海村嶋田宅――塩屋村――安戸浦――引田浦――城山――郷蔵――馬宿村――南野村――坂下村――里正坂東宅泊

八日坂東宅発――大坂峠――清水村――川股村――黒羽吉田村――引田村大保正日下宅泊

第九代藩主松平頼恕の天保四年（一八三三）の白鳥宮参詣、与治山鷹狩りは、総勢二〇〇名という大名行列であったが、二月二十四日午前四時高松城を発して、八里三五丁隔たった松原村に来てその夜は竹内正之助方に泊まる。二十一日白鳥宮に参詣して与治山で狩猟をして大庄屋日下佐左衛門方に泊まる（松原村・引田村間は一里二五丁）。二十二日は引田村を発して川股村・小海村を経、与田山村の大庄屋渡瀬平次兵衛方まで五里一八丁を行って泊まる。二十三日は与田山を発して五名村を経、奥山村に帰っている（この間四里三八丁）。松平頼儀の初巡見と全く逆順の道順をとっている。道々の村役衆を招集動員して奉仕させることは、全く同様である。

歩荷の道

第一図でみた三本松から白鳥村・白鳥藤井・東山・西山・与田山・入野山・入野南谷・入野大楢・富田大楢を経て阿波に通じる道と、鶴羽・津田から相地峠を越えて田面・日下・鈴竹・富田大楢を経て阿波に通ずる道は、阿讃の物資流通の歩荷の道であった。讃岐の内陸部はもちろん阿波へ讃岐側からは塩や魚介類が、人の背や肩で運ばれた。また、薪炭や木地や藍玉が山から阿波から運ばれてきた。

九日日下宅発――漁撈をみ――塩谷村――伊座村――帰来村――白鳥村――白鳥宮――栄国寺――湊村――三本松村――郷蔵――正覚寺――製糖を見――川東村――水主村――里正大山宅――風呂――西村――落合村――松崎村――町田村――木村宅――土居村――小砂村――馬篠村――鶴羽村より寒川郡に入る

（『増補高松藩記』三〇二～五ページより）

そうした歩荷の道を、近世中期になると高価商品である砂糖が港町三本松へ向かって流れるようになった。砂糖の流れと逆に、貨幣とぜいたくが内陸部へ帰ってくるようになった。商品と貨幣が交流する道になっていった。近世の道が貨幣を内陸部へ送らせたのは、砂糖であった。砂糖が増産されるほどにこの歩荷の道を伝わって貨幣が流れ登っていった。そして田舎に門構えの白壁の豪邸が建ち始め、農村が豊かになっていった。

時とともに、歩荷の道が変わっていった。財（商品）貨（貨幣）が交流する道に変わっていった。そしてついには、禁制の物資が運ばれる道に変わってきた。領内産品を三本松浦に運び届ける道から、さらに発展して禁制の物資を阿讃両国で交流する道に変わっていった。「白麦」と偽称して、米が不足している讃岐から、もっと米の不足している阿波藩領内に流れていった。この道による商品貨幣経済は、沿道に商業主義を育てた。

次は、山崎家の文政十一年の「御用留」にある記録である。阿波藩への抜越米の禁令である。

一筆申達候　然者阿州表へ抜米多有之候ニ付　屹度指留候　心得候様申来候間　左様御心得御申渡可有候
様役所ゟ申来候ニ付　其段兼而申達候所　先是迄之通与相　（山崎家「文政十一年御用留」より）

この「白麦」と偽称しながらの抜米の搬送は、駄荷（だに）ではぎょうぎょうしいのでひそかに歩荷で陸越えしていったのであろう。商品貨幣経済は、ここまで普及発達してきたのであるが、禁制品を商うためには、歩荷によらねばならなかったのであろう。その商品貨幣経済の進展は、厳しい取り締まりにもかかわらず跡を絶たず、高松藩は次のような実に厳しい措置に出ている。担当の藩吏が庄屋等の現地査察をするというほどの強硬策に出たのである。

以飛脚廻文申入候　然者此砌当郡村々ゟ　阿州表へ抜米有　――　中　略　――
之由相聞甚不届之至ニ候兼而当郡出米等之義ニ付而ハ色々　拙者共此度右為元〆方入込候間　左様御心得　屹度村内〆

リ方可仕候　尤先達而米麦之外雑穀積出御免候所　村所々　其節不似合之義無之様　兼而御心得可在候
ゟ麦抔も抜越候而不苦様心得違之者も在之哉ニ相聞候間
左様之所も屹度申付心得違無之様端々迄行届候様　急々御
申触可在候　尚近々之内　入込御対談可申類も在之候間

四月十六日　　中山与兵衛
　　岸上正之助

（山崎家「天保五年御用留」より）

生産物である砂糖ならいざしらず、当地方で不足する米穀を他領から仕入れて阿波へ売り込んでいるのである。この商業主義――ここまできた商品貨幣経済の成りゆきは、止めようにも止め方がなかったのであろう。三本松浦における中世後半期の米の動きの背景には、これもあったのであろう。

この商業主義への禁圧が除かれる時代の到来と共に、この道は幅員が広げられ橋が架けられて、歩荷から駄荷へ、駄荷から車両運搬へと流通形態を変えて今日に至っているのである。

三本松の、いや東讃地方の経済発展のために、このルートを今改めて見なおさなければならない。地方発展のためには後背地がなければならない。生産性のきわめて低かった三本松浦が繁栄していたのは、後背地からの物資、特に砂糖のおかげであった。今、東讃地方の大発展を期そうとするならば、この道を後背地への大動脈にもりたてる政策がなされねばならない。

第二節　海上交通

一　海　運

近世海運の始まり　天正十八年（一五九〇）徳川家康が江戸城に入ったころの江戸は、武蔵野の中の一寒村であり、太田道灌の築城後百四十年も経て城も荒れはてていたが、慶長八年（一六〇三）幕府が開かれて諸大名は、慶長二十年（一六一五）の武家諸法度の制定と寛永十二年（一六三五）の改定とによって、参勤交代を強制され、江戸藩邸を造り多数の武士が住居して人口が急増し、ロンドン・パリなどをしのぐ世界最大の人口を有する巨大消費都市となった。

江戸の人口推移

年　代	町　人	武　士	計
寛永10年（1633）	148,719	町人と同数	約　28万人
明暦3年（1657）	285,814	〃	〃　57万人
元禄6年（1693）	353,588	〃	〃　70万人
近世中期（18世紀）	約 500,000	〃	〃　100万人

このような幕藩体制は豊臣秀吉の刀狩りと大閤検地とに支えられた封建制と中央集権の結合によって確立されたのであり、武士は城下町に居住を強制され、庶民は士農工商の身分制で束縛され、検地と石高制により百姓を全国的に把握した。経済的には完全な消費者である武士が農民を自給自足の実物経済に縛りつけて、農民のつくりだす余剰を年貢という形で収奪し、士工商などすべての人々の生活を維持したのである。

武士たちは、物納の年貢米を貨幣と交換し、その貨幣で日常生活に必要な物品を購入しなければならなかったので、年貢米物納という実物経済を基盤とし

ながら商品・貨幣経済に頼らなければならなかった。そして近世後期（十九世紀）の貨幣経済の発展が幕藩体制そのものを崩壊させる原因となるのである。幕藩体制の確立された近世初期には、各藩は自国の領内だけでは年貢米を換金することは不可能であるので大坂・江戸の中央市場へ米を送り貨幣を手に入れなければ藩の経営は成り立たないので、海運というものが各藩にとって重要なものとなったのである。

各藩の年貢米は「御蔵米」と称し、それを輸送することを「御廻米積」と呼び、各藩それぞれに海運に力を入れていたが、それにもまして、幕府は、その直轄の領地「天領」が全国各地に散在し、幕府領の年貢米「御城米」の輸送は切実な問題であった。天領は米どころである東北・北陸にも散在していたので、幕府にとっても回米航路の開発ということがなによりも重要な経済政策の課題となった。

回米航路の開発　寛永年間から、東北・北陸諸藩の江戸回米は商人請負方式によって行われていたが、幕府もこの方式にならい、寛文四年（一六六四）に、米沢藩の伊達・信夫両郡を削封して天領とし、翌五年からその年貢米を江戸の商人に請け負わせて、阿武隈川を下り、荒浜・銚子を経て、利根川を上って江戸に回送させた。

さらに寛文七年には「御城米廻船規則」をつくり、寛文十年（一六七〇）に、幕府は江戸商人河村瑞賢に、陸奥国阿武隈川上流の天領の年貢米を江戸へ回送することを命じ、河村瑞賢は、寛文十一年（一六七一）に陸奥の平潟、常陸の那珂湊、下総の銚子、安房の小湊、相模の三崎又は伊豆の下田を結ぶ航路を開発して、信夫郡の御城米を阿武隈川口の荒浜湊から江戸までの東回りの一貫航路によって江戸に回送した。

さらに翌十二年には、出羽国最上郡の御城米を酒田から江戸へ回送するために、寄港地として佐渡の小木、能登

の福浦、但馬の柴山、石見の温泉津、長門の下関、摂津の大坂、紀伊の大島、伊勢の方座、志摩の安乗、伊豆下田を指定して、西回り航路を完成させた。

御城米船は「官職」として「朱の丸」（日の丸）の幟を立てさせ、寄港地の入港税を免除し、岩礁の危険の多い下関港には水先案内船を備え、鳥羽港口の菅島には毎夜烽火をあげて通行船への目標として海難防止・航海安全の対策としたので御城米船だけでなく、一般の物資を運ぶ回船の活動も活発となった。

この東回り・西回り航路の完結によって、近世海運はさらに発展し、商品流通量は急増し、天下の台所としての大坂、巨大消費都市である江戸、さらに諸藩の外港としての港町の発展と各地の風待ち・潮待ち港の発達はめざましいものであった。このような海上輸送ルートによって、江戸・大坂の経済も、幕藩体制の流通経済も成り立ったのであり、特に大坂は北国・中国・四国・九州とを直接海運によって結ぶ中心となり、全国的米穀市場の中心として、また諸藩の特産物やあらゆる日常物資の集散市場として発展していった。全国各地から上って来た日常物資の多くは、大坂問屋商人の手を経て江戸へも回送されたのである。

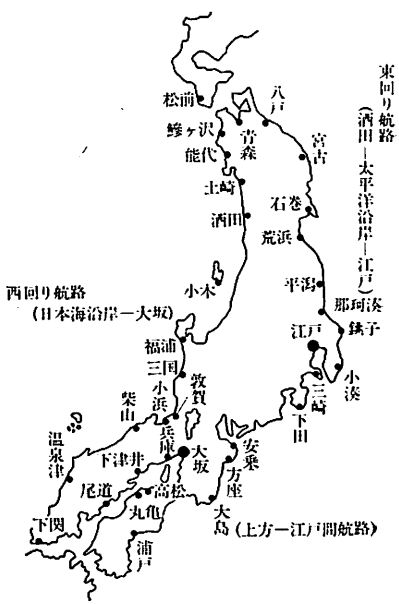

東回り・西回り航路図

小回し回船の進出　幕藩領主経済のもとに発展した年貢米輸送体系も、各地方特産物の発達と、それに結びついた商品流通の発展によって、沿岸の津々浦々で小回し船が活躍するようになった。やがてそれらが力をつけて各地に回船所有者が多数生じ、これら港町商人の回船は遠距離回船に進出したのである。

幕府も塩飽船による直送体制が、元禄期になると船の老朽化と、回米請負人が多くなり、回船の検査・監督が不十分となったために破船が続出した。

また米価が下落しているにもかかわらず運賃が安くならないので、幕府は塩飽船のような御用船徴用方式を改めて、商人の荷物を運送する回船（町船）や商人所有の回船を調達する「回船請負人雇船方式」を採用し、運賃入札によって広く町船を回米船とすることにしたのである。享保五年（一七二〇）九月、北国・出羽・奥州の幕領米の東回りによる江戸回米の差配を、江戸回船問屋筑前屋作右衛門に命じ、筑前屋の差配によって御城米船を調達した。また翌六年九月には越前の幕領米を西回りによる大坂回米も同人に差配させて回船を調達したのである。

このような背景のもとに中世の筵帆の時代から兵庫・大坂と結びついていた瀬戸内海東部の讃岐国三本松船の活躍が、近世中期以降に始まるのであるが、資料としては昭和五十七年、瀬戸内海歴史民俗資料館に収蔵された『讃岐国大内郡三本松村津本家文書』と、昭和五十八年七月、同館に寄託された『讃岐国大内郡馬篠村坂東家文書』とが、ともに浦庄屋の記録であるので、大内町の海運史に関する資料として非常に貴重なものである。

（以下引用箇所には『津本家文書』・『坂東家文書』と記す。）

現在三本松港の北岸壁の魚市場の西隣にある毘沙門堂は、三本松港改修前には現在地より一〇〇メートルほど南東の毘沙門川の河口北側にあり、三本松の鬼門を守護する毘沙門天（多門天）を安置している。この建物は最初は

享保六年（一七二一）に、後述の津本新兵衛が施主となり建立されたが、後に大波のため大破したので、元文二年（一七三七）に、その子新兵衛正之が、備前国の大工内田権兵衛の手でみごとなバランス美を誇る総欅造りの建築物として再建させたのである。

『津本家文書』（二一三）の「潮枕多門天縁起」によると、寛永年間に伊勢国津から三本松に移って来て、代々酒造業を営んだ津新兵衛尉宗慶の曾孫津本新兵衛正伸は「所持の廻船造リ替エニ付キ、元禄十六癸未（一七〇三）暦仲春難波大坂エ乗上ル、日ヲ経テ新船出来テ、仲夏上旬難波ヲウケ、淡路国江井浦ニ汐掛リシ云々」と記されていることから、近世前期の終わりごろには新造船は技術の優れた大坂で造るほどの資力を蓄え、延享・宝暦期には上方回船ばかりでなく、北国・江戸への回船の基地として発展していく港町三本松の活力を推察することができるのである。

延享・宝暦期の三本松船　正徳二年（一七一二）八月の「御城米廻船船足并船頭水主人数等改方之儀ニ付御書付」にあるように、商人荷物を運送する回船（町船）は「新造之丈夫成ヲ第一ニ致シ」船頭・水主も俊秀で、過積みをしないで船足（吃水線）も厳重で、従来の御城米船より航海技術も船乗りの質も優れていたが、さらに重要なことは、鎖国によって進歩が止まった和船のうちで十七世紀後半に瀬戸内海中心に発達した「弁才船」の登場である。それまでの千石船級の大型回船は北国船などの鈍重で、しかも乗組員数も二〇～二五人も必要な船であり、風向きの悪いときは櫓漕に頼らなければならなかったが、近世中期以後は、帆走専用の弁才船は千石船でも一〇～一五人ほどの乗組員で運航できるようになり、近世後期には、追風（順風）を受けて走る「真艫走り」だけでなく、横風を受けて走る「開き走り」や、逆風に対して風上へジグザグに走る「間切り走り」をすることができるように帆走技術も上達し、航海速力も向上した弁才船が商船として全国沿岸へ進出・普及し、船型も大型化して一〇〇

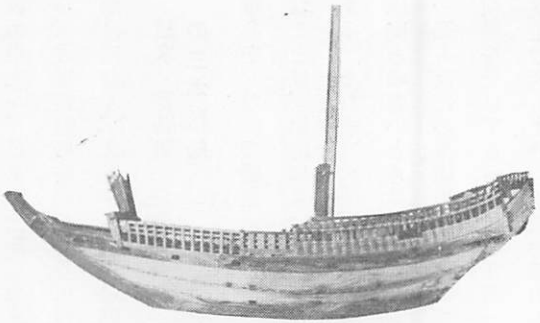

江戸中期の弁才船模型（香川県有形民俗文化財）
近世中期の明和年間下らない弁才船の10分の1奉納模型で、約20反帆、550石積み。津田町実相寺蔵

早くから大坂との結びつきが強かった三本松浦が弁才船を採用していたことは、前記の『津本家文書』の「大坂での廻船造り替え」のことからも、また、上掲の図の弁才船模型からも、全国的に普及していった一〇〇石から三〇〇石積みくらいまでの小型弁才船を小回し回船として、上方との近距離輸送用にいちはやく採り入れたことは明白であり、ほとんどが二〇〇石積み以下であった。

この小回し回船用の小型弁才船は上方だけでなく、北国・江戸方面への運航にも十分耐えることができるもので

積石数と帆の反数・乗組人数

積石数	帆反数	乗組人数
100石	10　反	3　人
200	14	4
300	16	5
400	18	6～ 7
500	19	8～ 9
600	21	10
700	22	11
800	23	12
900	24	13～14
1,000	25	14～15
1,200	27	17
1,500	29	18

（注）　100石以下は1反＝10石見当

・綱など船具一式三五〇両で計一〇〇〇両とされ、一航海によって、往復ともに条件のよい買積運航をすれば、船頭・水主などの賃銀・食糧・諸雑費などを差し引き、粗利益が一〇〇〇両にも達したといわれている。

一〇〇石から二〇〇〇石積みの弁才船も出現した。

一般に一〇〇〇石（一五〇トン）積みの弁才船の一隻の建造費は、船体六五〇両、帆・碇

あった。さらに、五〇石積み前後の小型船も九州をはじめ西国筋の各方面へ商船（あきないぶね）として出かけていた。三反帆三人乗りの三〇石から五〇石積みの小船でも現在のトラック並みに五～八トンほどの荷を積んで長距離航行をしていたのである。

三本松船については、安永七年（一七七八）に次のような船往来手形が記録されている（『津本家文書』五八）。

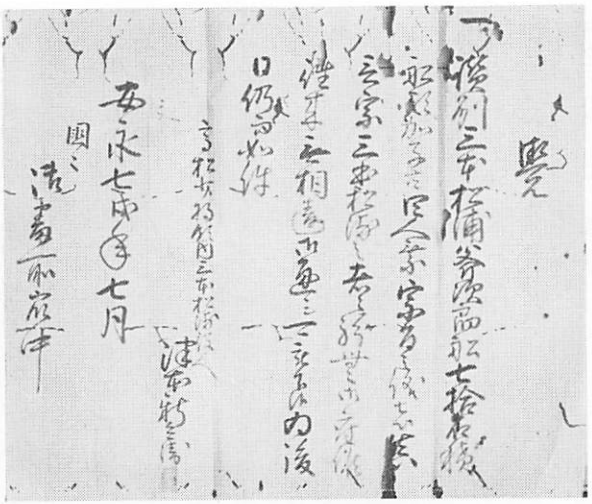

船往来手形

覚

一讃州三本松浦斧次郎商船七拾石積船頭加子共四人乗宗旨之儀者真言宗三本松浦之者ニ紛無御座候　往来無相違御通シ可被下候為後日仍而如件

高松少将領内三本松浦役人

津本新兵衛　印

安永七戌年七月

国々　御番所衆中

次に、延享・宝暦期以後近世中期の北国・江戸方面への回船としての三本松船の活動状況を、『津本家文書』及び石州浜田外ノ浦港の「清水屋客船帳」などによって述べてみることにする。

北国回りの三本松船　前記「清水屋客船帳」に記載されている諸国の客船数は、延享元年（一七四四）から明治三十四年（一九〇一）まで百五十八年間に八九〇六隻で、そのうち延享・宝暦期には大坂回船についで、四国船が三〇パーセントほどを占め、そのほとんどは讃岐船であるが、三本松船として記載されているものを抜抄してみると、次のようになっている（柚木学編『諸国御客船帳』）。

（注）記載事項は、上から船印（船主の屋号を示す紋章や文字を舳の上部につける）・帆印・船主名・船頭名を記し、左に入津年月日・出帆日・売買品目などを添書している。なお、資料は享和以後の近世後期・明治初年分を含む。下段は注記。

㊂ 冂福　宝　丸　うをや　弥次兵衛様

延享二丑四月十六日入津、廿三日出帆被成、

㊂ 冂松　尾　丸　同　孫左衛門様　入津2回

延享三寅六月三日入津、又八月二日入津、

㊂ 冂宮　市　丸　川口屋　伊　兵　衛様

延享二丑四月十六日入津、廿三日出帆被成、

㊂ 冂晴　松　丸　同　吉右衛門様

寛延元辰八月廿八日入津、九月四日出帆、

㊂ 冂寿　徳　丸　はりまや　茂次郎様

宝暦七丑七月廿日入津、廿八日出帆被成候、

㊂ 冂徳　好　丸　同　兵　蔵様　入津2回

宝暦八寅三月十九日入津、又五月二日登入津、

㊂ 冂大　平　丸　はりまや　源次郎様

宝暦五亥三月廿八日入津、四月三日出帆、

登りとは京大坂など上方へ向かうことで、下りとは上方から地方へ向かうことで、江戸へ向かうことも下りという。

扇 □嵐　吉　丸　同　多七郎様　越後よりの入津

宝暦七丑七月十九日越後登入津被成候、

扇 □天　社　丸　同　源　七様　越後よりの入津

宝暦七丑七月十九日越後登入津被成候、

扇 □弁　天　丸　網屋　平五郎様

宝暦八寅三月廿五日入津、廿七日出帆被成、

扇 □来　福　丸　同　孫左衛門様

宝暦九卯三月廿四日入津、廿八日出帆被成、

二 □久　福　丸　網屋　平　七様

宝暦九卯三月廿四日入津、廿八日出帆被成、

二 □長　生　丸　同　七　蔵様　入津2回

宝暦十一巳三月十六日入津、又五月二日入津、

二 □正　徳　丸　同　千　助様　入津2回

明和二酉四月八日入津、又五月廿八日入津、

御 □灘　吉　丸　今津屋三平様　三左衛門様

明和四亥六月廿六日下入津、七月朔日出帆、

御 □栄　寿　丸　同　新　蔵様

明和六丑三月十四日下入津、大白砂糖御売、

II □金　銀　丸　いよや　千次郎様

「大白砂糖」はオランダ・中国から長崎へ輸入の白砂糖のうち下級品であり、ほとんどが大坂道修町の薬種問屋を通して取り引きされていた。

明和八卯三月廿六日下入津、大俵塩・大白砂糖御売、干鰯・鉄御買、四月十一日登出帆、

□宝　寿　丸　福嶋屋　清右衛門様

安永元辰五月十六日下入津、塩御売被成、

秋 □福　喜　丸　秋田屋　好兵衛様　入津2回　焚込(クキコミ)白下糖

安永四未二月廿五日下入津、大白御売、又五月廿九日入津、大白・焚込御売被成候、（このころは輸入品）

HOSA □寿　宝　丸　松屋　松　蔵様　入津2回

宝暦三酉三月廿八日入津、又明和五子四月十六日入津、

HOSA □明　神　丸　同　太　兵　衛様　入津2回

宝暦六丑四月三日入津、同八卯八月二日入津、

㊂ 〇喜　福　丸　川口屋　元右衛門様　入津2回
宝暦三酉三月廿八日入津、安永元辰三月廿四日入津、撫子御買、廿七日出帆、

㊂ 〇永　宝　丸　同　利　兵　衛　様
宝暦四戌三月十四日入津、撫子御買被成、

㊂ 〇永　福　丸　同　弥　八　郎　様
宝暦四戌五月廿一日入津、綿・大白御売、

㊂ 〇福　神　丸　同　伊　　助　様
宝暦六子八月廿一日入津、廿八日出帆被成、

㊂ 〇喜　長　丸　同　利　兵　衛　様
明和元申七月廿二日入津、市木茸御買、

㊂ 〇永　幸　丸　同　宗　　助　様
明和三戌四月二日入津、塩・大白御売被成候、

◈ 〇地　福　丸　木村熊八様　五〇〇石積の船と推定、2回とも秋田より入津
安永三午七月廿五日秋田登入津、其節九人乗、八月朔日出帆、同七戌五月廿七日秋田登入津、六月四日出帆、

◈ 〇地　徳　丸　同　太兵衛　甚右衛門様　入津2回
天明五巳七月廿八日入津、同六午七月二日入津、

涌 〇明　栄　丸　酒　徳右衛門様　庄内よりの入津1回
寛政二戌二月十七日下入津、廿三日出帆、又同六寅八月廿一日秋田登入津、　治郎助様　秋田よりの入津1回
文政二卯年正月廿九日秋田登入津、同年三月廿日出帆、同年十月廿日秋田登入津、同十一月朔日出帆、　善三郎様　秋田行きの入津1回

涌 〇神　宮　丸　忠左衛門様　入津2回
宝暦八寅二月十四日入津、同九卯四月二日秋田下入津、

涌 〇宝　永　丸　千　　助　様
明和二酉二月廿八日入津、三月四日出帆被成、

涌 〇福　栄　丸　作次郎様　入津2回、うち秋田よりの入津1回
寛政二戌二月十七日下入津、廿三日出帆、又同六寅八月廿一日秋田登入津、

涌 〇住　栄　丸　徳右衛門様船　善兵衛様　甚五郎様　五〇〇石積船、入津2回
寛政十午五月五日下入津、代々真三宗、八人乗、能代港よりの入津
享和三亥七月廿一日ノシロ登入津、

涌 〇清　栄　丸　兵　　吉　様　秋田よりの入津
享和元酉八月廿五日秋田登入津被成、

涌 ㄇ幸　栄　丸　六　次　郎様　平七様
享和二戌九月二日秋田登入津、文化四卯三月廿二日秋田下り入津、廿四日出帆被成候、
秋田よりの入津1回
秋田行き入津1回

㊅ㄇ喜　徳　丸　浜田屋　喜左衛門様
安永元辰三月廿八日下入津、大白御売被成、半紙御買、同二巳三月十四日入津、大白売、
入津2回

㊎ㄇ晴　悦　丸　明石屋　彦　六　様
明和二酉三月廿六日入津、代々浄土宗、六人乗、同四亥六月三日秋田登入津、七日出帆、
五〇〇石積船
入津2回うち1回秋田より

㊎ㄇ清　安　丸　同　久　七　様
安永三午八月八日秋田登入津、代々浄土宗、六人乗、三本松浦役入津本荘右御門と御座候、
四〇〇石積船
秋田より入津

㊎ㄇ清　長　丸　同　久　七　様　秋田より
安永八亥八月六日秋田登入津被成候、
船往来手形発行者

㊎ㄇ宝　吉　丸　同　彦　六　様　勘七様　秋田行
天明三卯三月八日秋田下入津、又同五巳四月廿四日入津、半紙御買被成候、

㊎ㄇ清　久　丸　同　長右衛門様　八様
寛政七卯六月八日秋田下入津、縞いろ〳〵売買、
入津2回とも秋田行

十午五月五日秋田下入津、

㊎ㄇ清　力　丸　同　甚　五　郎様　治様
寛政七卯六月八日秋田下入津、大白売、半紙御買、
入津2回
秋田行と秋田より

被成候、同十二申閏四月廿一日秋田登入津、

桐ㄇ冨　悦　丸　桐屋　文左衛門様
享和二戌六月廿九日秋田登入津、往来八人乗、
五〇〇石積船
秋田・能代より入津2回

真言宗、七月五日出帆、同三亥七月廿一日ノシロ登入津、

㊏ㄇ重　栄　丸　八幡屋　喜兵　衛様
安政六未九月十五日登入津、三保ヶ関ニ而破船被成、買船ニ而道具積登被候、残荷御買、十八日出帆、
北国よりの帰路三保ヶ関にて破船、代船買入れて破船より回収した船具を積み帰国、

㊏ㄇ金　徳　丸　池田屋重五郎様　柳　蔵　様
万延元申閏三月六日下ノ関ニ而御約束、四月三日下ノ関はなノ町ニ而屋号様船ニ而御下り被成、焚込・たばこ・塩売・残荷御買被成候、
御約束とは外の浦入津以前に「入港のときは清水屋の客船となること」「他所で予約すること、焚込（タキコミ）＝自下積

ㄇ金　光　丸　同　惣右衛門様　柳　蔵　様
万延元申八月十三日下入津、塩御売、十七日出帆被成候、

ㄇ幸　栄　丸　河内屋　伝　吉　様
文久元酉三月廿四日下入津、又七月廿八日下入津、大白御売、廿九日出帆行山帆被成、
○東吉丸　同二戌八月廿七日登入津、
河内屋伝吉は能代伝吉
帆印は「リ〻ウテンヒン」
入津2回とも北国行うち出雲行1回
この「大白」は讃岐産白砂糖

ㄇ幸　栄　丸　加登屋　甚左衛門　利兵衛様
文久元酉三月廿四日御約速仕候、

〇大　黒　丸　竹野屋
松右衛門様

文久三亥正月廿日下の関ニ而御約速仕候、

〓〇徳　久　丸　三木屋与助様
冨　蔵　様

文久四子四月廿三日豊浦ニ合ニ而御約速仕、翌廿四日入津、五月二日出帆、

〓〇三　社　丸　同　与　兵　衛　様

「御直筆」とは、清水屋の客船となる約束を船頭直筆の確約書によって行うこと。

元治二丑二月六日下入津、手帳ニ御直筆有之、十一日出帆、慶応三卯三月十五日再帆登入津、米御売、煎子・扱苧御買、2回入津、

㊄〇青　龍　丸　阿波屋
久　松　様

明治三午四月十四日大白積下り入津、急ぎ御廻船ニ候節者伯島境宿泊屋頭歳殿方江書状差出呉候様、御願置被成候、

〇住　福　丸　浅　治　郎　様

明治十一寅四月三日御約速仕候、

なお、浜田外ノ浦の南五キロメートルの長浜浦の中村家の「諸国御客船入津帳」にも、次のように三本松船が記載されている。

右の『清水屋客船帳』によると、三本松船の動きは次の表のとおりである。

浜田外ノ浦港入津船数

年　　代	延船数	目　的　地
延享一宝暦 1744　1763	26	越後・庄内 秋田
明和一安永 1764　1780	22	秋　　田
天明一寛政 1781　1800	13	秋　　田
享和一安政 1801　1859	7	秋田・能代
万延一明治 1860　1873	12	出雲・因幡
計	80	

売渡品目
「塩・砂糖・米・縞木綿」
買入品目
「干鰯・煎子・扱苧・半紙・鉄」

浜田長浜浦入津客船

入津年月日	浦名	船主	船印・帆印	乗組	船名
天明八・四・二三 文化二・四・一〇	三本松	網屋五郎兵衛 網屋六治郎	㊂		幸福丸
天明八・四・二八	三本松	宮市屋吉郎右衛門	㊇		宮市丸
八・四・二八	三本松	秋田屋惣右衛門	㊆		福貴丸
文化八・五・一二	三本松	扇屋清左衛門	㊐		権力丸
八・三・一八	三本松	岩国屋助四郎	㊄		大日丸
三・四・八	三本松	久米屋儀右衛門	丸		大神丸
安永八・三・八	三本松	幡磨屋与市兵衛	㊋		米宝丸
天明四・四・五	三本松	幡磨屋政吉	同右		住吉丸
寛政元・四・三	三本松	大和屋弥兵衛	㊍		住吉丸
天明三・五・三〇	三本松	松屋藤八	松		観音丸
一・四・二七 文化二・六・一三	三本松	酒屋兵吉	酒		繁栄丸

客船帳には、積み荷・目的地など記入されないものが多いが、延享から安永年間には大坂回船についで、四国船が多いことはさきにも述べたが、三本松船も鈍重な北国船をしのいで北国航路へ進出していることがうかがえる。

入津年月日	浦名	船主	船印・帆印	乗組	船名
寛政二・三・一七	三本松	酒屋市造 庄兵衛	同右		妙栄丸
七・四・一八	三本松	酒屋六治郎	同右		幸栄丸
天明八・四・三	三本松	酒屋平作 伊九郎	同右		栄力丸
二・七・一二	三本松	酒屋甚五郎	同右		住栄丸
寛政七・三・九	三本松	酒屋安右衛門	同右		宝栄丸
六・四・一〇	三本松	酒屋政吉	同右		清栄丸
		酒屋兵吉			清昌丸
		明石屋甚八	㊎		ら六隻
	三本松	佐野屋	㊌		幸好丸 幸宝丸
	三本松	池田屋	井		金光丸 金徳丸
	三本松	桐屋	㊏		富福丸
	三本松	定国	㊎		富祝丸 宝生丸

（㊂香川史学』第11号・徳山久夫「石見国客船帳にみる讃岐の船」より）

しかしながら、天明年間から近世後期には、北国船も弁才船型を採り入れて改良されて日本海側の山陰・北陸のいわゆる「北前船」に押されて激減している。ところが再び幕末ころからは、東讃地方特産の砂糖を積み出す砂糖回船が進出するようになるのである。

ここで、客船帳では推測するにすぎない航路・積み荷などを『津本家文書』によって確認してみることにする。この史料は三本松浦庄屋の記録であり、海運関係のものは、海難その他の事故に関する報告であるが、讃岐の引田・津田などに比べても、多く記録されており、三本松船のすさまじい活躍ぶりを示すものである。

船籍地を三本松浦とする船の事故は、事故発生地の浦庄屋、浦役人などが調査して、その結果を、「浦手形」（浦証文ともいう）に記載し、船頭・水主など関係者の「口上書」を添えて三本松浦庄屋へ届けることになっている。これらの浦手形・口上書などで、延享・宝暦期の三本松船の北国航路での活動状況は詳細・確実に知ることができる（引用事例は原文をなるべく残して、読み下し形式とする）。

(1)　讃州三本松船沖船頭善助、能州赤崎村にて破船　宝暦三年六月二十七日（『津本家文書』）

口書之覚

一私舟、船頭水主共拾人乗、自分商売の為、羽州庄内酒の塩ならびに繰綿、讃州三本松にて私舟に積み受け、当六月十五日出船仕り、段々罷り下り候所、二十七日昼八ツ時分より雨大下り、風に罷り成り、浪風強く、夜も閊り、山一円相見え申さず、同夜八ツ時分、舟岩に当り申候に付き、驚き候得ども、相働き申し候間もこれ無く、当浦にて破船仕り候、私ならびに水主共、異儀無く介り揚り候処、各人足大勢召し連れ御出で、流れ寄り候舟粕・諸道具ならびに綿、陸へ御取揚げ、縮方御申し付け置き、十村（大庄屋）相神村上嶋弥五郎殿へ御案内これ有る由にて、猶以って御縮方

厳重に仰せ付け下され候御事

一六月二十七日、私舟破船仕り候其以前、播州赤穂船頭庄兵衛船、同所に破船仕り候、然る所、七月二日より汐海に罷り成り候に付き、海中沈綱碇等、捕り揚げ申したき旨相願い候所、手船・人足多く御出で、私ならびに水主共、且つ又、右庄兵衛船水主共、手船に乗り組み、指図仕り、綱・碇等御取揚下され候節切れ荷袋壱ツ揚り候処、庄兵衛取持の荷袋の由にて、庄兵衛水主共請取り申し候、夫れに就き私所持の金子さいふへ入れ、戸棚に入れ置候所、破船の刻、取り出し申す間もこれ無く、海中へ捨り申し候に付き、其の段、最前各へ相達し申し候、これに依り水入の者仰せ付けられ候所、金子百六拾六両取り揚げ申し候、猶又、心元無き処これ有り候者、指図仕る可き旨仰せ聞かされ候得ども、数日御尋ね下され候得ば、心元無き場所かって御座無く候間、手形御指出下さる可き旨申し上げ候、然る所、庄兵衛破船の刻海中に相果て申し候に付き、支配の為赤穂より清次郎・長左衛門と申す者両人、当浦へ罷り越し申し候に付き、立ち合い相談の上、右金子の内五両程を請取り申し候御事

一櫓・桁・楫・綱・碇の儀は福浦へ相廻し、便船に積み登らせ申し候、相残り候船粕せり売仕る段、且又御取揚げ下され候綿入札払いと仕りたき旨相願い候所、願の通り仰せ付け下され候、すなわち委細左に相記し申し候

一千俵　塩積高　但し残らず海中に捨り申し候

一八十本　繰綿

内拾弐本　海中より御取揚させ下され候繰綿

此内拾壱本四歩　右拾弐本の内私請取入札八通

各々相見にて披き高値段、壱本に付き弐拾八匁六分壱里

代銀三百弐拾六匁壱分六厘

右拾弐本の取揚賃弐拾歩一として

六歩（注）　取揚げ人に相渡申し候

〃拾弐本

残而六拾八本　海中捨り

一九百壱匁五分　舟粕代銀私請取り申し候

〃

右前段訳書の通り少しも相違御座無く候、重々御綿方厳重に仰せ付け下され候故、舟粕・諸道具等に至る迄、紛失仕らず候、尤も塩の儀は破船の刻残らず海中に捨り申し候、綿ならびに金子不足の分も引汐に沖へ引出し又は海底にて砂に埋まり捨り申し候所、紛れ無く御座候、然る上は何に寄らず当村の儀は勿論、何方へ対し心元無く疑わしき所毛頭御座無く候、当浦相仕廻、本国へ罷り登り申したく候間、右の趣讃州三本松庄屋津本甚右衛門方へ浦手形遣わされ下さる可く候、其の為口上書面印形仕り候以上

讃州三本松治兵衛沖船頭　　善　助

宝暦三年八月二十二日

能州赤崎村肝煎　平左衛門殿

同村組頭　源十郎殿

同　断　喜兵衛殿

（注）「繰綿十二本取揚賃として、その二十分の一の現物を渡したのは、積荷のうち浮荷物に対しては二十分の一、沈荷物に対しては十分の一の救助報酬を支払うことが御定法であった。（寛永十三年八月法令第二条）

(2)　三本松浦直乗船頭与一兵衛船、伯州塩津村にて破船　宝暦十二年午八月九日　（『津本家文書』一七二）

(イ)　「船頭口上之覚」（与一兵衛より塩津村庄屋宛）　省略

(ロ)「浦手形」　（左に記載）
(イ)「口上」　（与一兵衛、水主共から三本松浦庄屋あて）　終末部のみ後記
(ニ)「口上」　（水死者六名の遺族から三本松浦庄屋あて）　一通を後記

海難証明書として発行される浦証文には、いくつかの形式があるが、この与一兵衛船の場合は右の四種類の様式で構成されているが、そのうち、(ロ)の全文及び(ニ)のうち一通を記載する。

なお、浦手形には記載されていないが、(イ)の口上によると「四月十一日当浦(三本松)出船仕り、御城(高松)下にて繰綿百本積み込み、芸州竹原にて塩千五百俵買積仕り、同十八日彼地出船」とあるので付記しておく。

(ロ)　浦手形

一讃州大内郡三本松浦与一兵衛殿船、六百弐拾石積、拾六反帆、直船水主共拾壱人乗、四月中旬国元出船致され、閏四月三日に羽州秋田へ着岸、自分買米三斗三升入千八百七拾八俵積み込まれ、五月二十七日長州下ノ関へ入津致され米売り払い申され、六月四日に同所出船、同十八日又秋田へ着岸致され、自分買米三斗三升入千八百七拾八俵積み込み、七月十九日彼地出船、同二十七日佐州小木浦へ入津致され、八月二日同所出船、同七日能州輪嶋へ入津、同八日順風にて罷り流され候所、同日昼時分より北風に罷り成り、風雨強く諸方見え申さず、沖間にて色々相働かれ候得ども、次第に風雨強く大波に罷り成り、翌九日暮六ツ時当浦灘にて破船致され、乗組の内六人は相果て、五人は半死半生にて舟滓(ともかす)に取り付き揚がられ候に付き、村の者共大勢召し連れ罷り出、助け揚げ、それより米子御船手上村覚兵衛様・御改役安田多源治様・大庄屋国谷万四郎殿・宗旨庄屋真嶋藤蔵殿へ、早速御注進申し上げ候得ば、安田多源治様・国谷万四郎殿・真嶋藤蔵殿早々御越し、近村より人夫大勢御差し出し、打ち寄せ候舟道具・舟滓等御取揚下され候、上村覚兵衛様御下番衆御下奉行衆召し連れられ、夜通し御出浮成され候得ども、大荒洪水にて道筋川々往来止まり候に付き、十二日夕九ツ時御着き遊ばされ、

破損の次第一々御吟味遊ばされ、荷物・船往来の事御尋ね遊ばされ候所、往来は海中に捨り、荷物は自分物の由申し上げられ候、揚がられ候水主衆の内病人御座候に付き、早速医師衆御付け遊ばされ、万事手当て念を入れ致す様に仰せ附けられ、則刻浦々へ御廻状御出し、死骸其のほか少しの物にても流れ寄り候はば早速注進仕り候様に御触られ、毎日人夫大勢御指出し、船道具・舟滓御取り集め、それより因州鳥取御船手惣御頭梶川官右衛門様へ御注進ばされ候へば、林佐左衛門様御下奉行衆召し連れられ御越し、重々何かと御念を入れられ御心を添えられ候、同十二日より波和ぎ候に付き、懸け船数拾艘仰せ付けられ破船の水主衆乗り組まれ、数日海底段々懸けさせられ、沖間に御座候網碇等は取り揚げ候得ども、積荷は懸け当り申さず候に付き、与一兵衛殿の存じ寄りも御座候はば遠慮無く申し上げられ候様に仰せ渡され、則、与一兵衛殿懸け船に乗り組み出られ、色々相尋ねられ候得ども、死骸・中荷も得懸け当り申されず候、当浦荒磯石瀬汐行早き所故、流れ散り候と相見え候条、最早揚がり申すまじく候間、懸け船御止め遣わされ候様に船頭殿相願われ候得ども大分の荷物少しも揚がり申さず段御不審に思し召し候間、船頭殿存じ寄り候事御座候はば日数懸かり候儀は苦しからず候条、少しも遠慮致されず相願われ候様に重々仰せ渡され候得ども、此の上与一兵衛殿船方衆存じ寄り候儀少しも御座無く候間、懸け船御差止め遣わされ候様に達って御願申し上げられ候に付き、其の通りに仰せ付けられ候、尤も同日当浦にて摂州大坂横堀内平野町、船橋屋九兵衛船千三百石積破損仕り、舟滓入り組み候に付き、それぞれに取り分け候様に仰せ付けられ、人夫御差出し成され、御役人中様両方破損の船方衆立ち合い、それぞれに取り訳候得ば紛らわしき事御座無く候、ならびに近村々へ流れ寄り候舟滓これ又一所に取り集め、番人稠しく、夜篝火等仰せ付けられ、破舟の水主衆始終相番致され候、右揚がり候舟道具左の通り国本へ取り帰り申したき旨、願い通り仰せ付け、残る舟滓の分は当所にて売り払い申されたき旨、相願われ候得ば、浦々へ御触遊ばされ入札人大勢御呼び寄せ、入札仰せ付けられ、御役人中様与一兵衛殿も御立合の上にて入札御開き、高札に御落し、代銀左の通り相渡し申し候、滞留の内扶持方・碇類・路銀等其の外何に

寄らず手支なる儀御座候はば、遠慮無く申し上げられ候様仰せ渡され候へども、舟滓払い代銀等御座候由にて御請申されず候、ならびに乗組の内大勢水死人御座候間、少々心指しの法事仕りたき旨相願候に付き、八橋郡退休寺僧衆当村へ呼び請け遣わされ候得ば一七日の法事執行致され候、国本へ取帰り候品々左の通り

一柱　壱本
代銀壱貫百目
内五拾五匁、御定めの弐拾歩一

一桁　壱本
代銀五拾目
内弐匁五分、御定めの弐拾歩一

一椙　壱羽
代銀百目
内五匁、御定めの弐拾歩一

一舟張　七本
代銀八拾四匁
内四匁弐分、御定めの弐拾歩一

一椙柄　壱本
代銀五匁
内弐分五厘、御定めの弐拾歩一

一柿皮網　小切四ツ
代銀拾五匁
内七分五厘、御定めの弐拾歩一

一桧網　壱房
代銀五匁
内弐分五厘、御定めの弐拾歩一

一碇　七頭
代銀五百目
内五拾目、御定めの拾歩一

一加賀苧網拾四切
代銀弐百五拾目
内弐拾五匁、御定めの拾歩一

一苧物　小道具品々
代銀三拾目
内三匁、御定めの拾歩一

此分国元へ取り帰られ候品々

一舟滓　残らず
代銀五百七匁壱分五厘　高札の由
内弐拾五匁三分六厘、御定めの弐拾歩一所へ渡シ

残而四百八拾壱匁七分九厘　相渡ス
代銀合弐貫六百四拾六匁壱分五厘
内百七拾壱匁三分壱厘、御定めの歩一請取

右目録の通り相違無く相渡し御定めの歩一等所へ請け取り、万事差引無く相済み申し候、沖間の事は存じず候得ども、八月九日夕、当村灘にて破船致され候以後の儀は、船頭殿口上の通り相違御座無く候間、浦手形相認(したた)め候条、御奥書遣わさる可く候以上

宝暦拾弐年　　伯州汗入郡塩津村年寄　紋右衛門
午ノ九月　　同村庄屋　久左衛門

国谷万四郎殿
真嶋　藤蔵殿

前書の通り逐一吟味仕り相違御座無く候間、御奥書遣わさる可く候以上

同州同郡宗旨庄屋
同州同郡大庄屋　真嶋　藤蔵
国谷万四郎

前書の通り存じ届け候以上

松平相模守内
午ノ九月　　上村覚兵衛　花押
林佐左衛門　花押

(ハ)の船頭口上の終末部に帰国の状況を述べている部分を記しておく。

「船道具・柱・楫・碇の類は国元へ取り帰り申したき由御願申し上げ候て、彼地に預け置き、船滓の分入札に仕り売り払

い、代銀請け取り御定めの歩一等払い済ませ、其の外、役人衆礼物・諸入用残る所無く払い済ませ、当月八日彼地発足仕り、同十二日備前岡山へ着き小船を借り、昨日当浦へ着き仕り候、委細の儀は浦手形に書き載せ御座候間御寛下さる可く候、右の趣宜しく仰せ上げられ下さる可く候以上

午ノ十月十四日　三本松浦直乗船頭与一兵衛・加子三次郎・与吉郎・五郎助・七蔵

津本甚右衛門殿（庄屋）　浦年寄作右衛門・吉右衛門・新六殿

(二) 六名の水死者遺族の「口上」のうち一通

口　上

一私弟伝次郎儀去る四月播磨屋与一兵衛船加子（水主）に雇われ北国へ参り候処、八月九日伯州塩津村灘にて破船仕り橋船にて上り候所、大波に打ち返えされ終に助け上り申さざる由、乗組の衆罷り戻り委細承り候所、紛らわしき儀かって御座無く候、段々由話致され、死骸等相尋ね候得ども終に相見え申さず候、仕る可き様御座無く候、右の儀に付き以後何の申し分も御座無く候間、宜しく仰せ上げられ下さる可く候以上

午十月　三本松浦伝次郎姉　きち

右申し出の通り詮儀仕り候処少しも相違御座無く候、宜しく仰せ上げられ下さる可く候以上

午ノ十月　浦年寄　新六
同　吉右衛門
同　作右衛門
津本甚右衛門

以上二件の北国航路の船と、さきに述べた「清水屋客船帳」の三本松船のうち近世中期分を見てみると、これらの船は瀬戸内沿岸の塩及び繰綿・縞木綿などを積み、山陰・北陸、東北は秋田・能代に至る運航をして、棉作りの肥料

である干鰯などを仕入れている。注目すべきことは庄内・秋田・能代などで積載能力ギリギリの米を仕入れて下関で売却し、しかも北国・下関間を年間二回ずつ繰り返していることである。

さらに仕入れは船頭の判断による「買積」であって、運賃利益だけの「賃積」方式ではないことからみても、下関港が、単なる西回り航路の寄港地の一つであっただけでなく、瀬戸内海西端での商取引地として発展していたことを示している。

また、主としてオランダ船によって長崎へ輸入されていた砂糖は、寛永～正徳まで八十年間は年間三五〇万斤（五六万貫）で、その大半は白砂糖であり、宝暦ごろには年間輸入制限量は四三〇万斤（六八・八万貫＝二五八〇トン）に増加していたが、三本松船がこれを「買積」していたことは注目に値することである。

江戸回りの三本松船　近世前期に幕府御城米輸送を独占していた塩飽船に代わって、近世中期には町船が進出してきたことはさきに述べたとおりであるが、町船による回米も、経済の発展とそれに伴う商品流通の拡大によって、回船自身の判断と責任において取り引きをする「買積船」として活動することが、より大きい利益をあげることができるので、一定の運賃収入しか得られない「賃積船」として運航することを好まなくなったのである。

このことを示すものとして、延享五年七月の三本松浦船持共の高松藩御蔵米の江戸回し運賃についての覚書及び宝暦七年三月の伊勢・三河の御城米輸送お断りの「奉願口上」がある（『津本家文書』「延享・宝暦御用留」）。

覚

一江戸廻り御米百石に付き運賃銀壱貫百目　（注　金一八両一歩と五匁）

右は御城下御川口船場にて請け取り、船積仕り次第早速運賃残らず御渡し遊ばされ下さる可く候、江戸にては小石川御屋

敗船場にて水上仕り申し候、もし江戸にて米御請取隙取り申し候はば、運賃銀御増し願い上げ奉り候、海上の儀は御請合は得仕らず候　以上

辰七月

三本松浦
船持共

奉願口上

一勢州桑名御蔵所美濃国御城米ならびに三河御城米江戸御廻米の節、先年より近国の廻船に御積ませ成され候処、近年は諸国より商いに参り込み候廻船御指留め、賃船にて御積ませ成され候故、殊の外難儀仕り候に付き御断り申し上げ候処、御聞き届けこれ無く稠しく仰せ付けられ候、去春当浦武平船、江戸より商荷物積み戻り、三河内へ船繋り仕り候処、右御城米賃船に仰せ付けられ候に付き、登り荷物積み込み居り申し候由段々御断り申し上げ候へども、御承引これ無く、日の丸の御印船内へ御入れ成され候に付き、拠無く積荷物上げ置き、御城米積み参り候、尤も賃銀は御米百石につき七両弐歩と御究め下され候得ども、御米積場にて諸雑用莫太に掛り申し候故、江戸往来の諸遣不足致し難儀仕り候、もし日数掛り候か、または御米見等立ち候得ば江戸にて船売り候より外仕方御座無く候、御国内廻船の儀は先年より御上御威光にて、かようの御城米御用等にも御断り申し上げ候得ば、押して仰せ付けられ候儀御座無く候処、五七年以前江戸において荒浜御城米賃船に御指留め遊ばされ候所、尾張様・紀州様御領分の廻船は、御城米御用等に御指留の儀かつてこれ無き由承り申し候にき、其の節問屋松本作兵衛方より船頭ども難儀仕り候由、御屋敷へ申し上げ候処、御取遊ばれ下され候上にて相済み、それ以後は荒浜御城米仰せ付けられず、有り難く存じ奉り候、然る所、伊勢内の商場所は鳥羽より拾八里奥入の浦の四日市ならびに一宮と申す所、塩商い第一の売場にて御座候得ども、荷物売り仕廻候得ば早速御城米仰せ付けられ候難渋これ有り候に付き、荷物三ツ二分程は売り、一分程は売り残し置き、御留船の節未だ荷物積み居り申し候由御断り申し置き、湊を抜け出で候様に仕り、直にて下値に売り払い戻り候儀、当浦の船々度々御座候故、商い向き不勝手に成り難儀仕り

候、其の上一両年以来は御城米積場所は拾八里の入海にて御座候処、鳥羽ならびに安乗浦へ御蔵所下役人中様出張を成され、入船を御指留め積荷物これ在り候得ば上げさせ御城米賃積仰せ付けられ候故、別して迷惑仕り候、これにより当月六日与市兵衛船、江戸より罷り登り鳥羽へ船繋り仕り候処、右出張の御役人様御城米賃積み御用仰せ付けられ候に付き、段々御断申し上げ候得ども、何分御承引これ無き内、其の後拾八里奥桑名の積場所へ船乗り込み候由外、便船に舟宿より申し越し候、船中大勢乗組の者ども宿々親・妻子小身の者ども故、長々戻り申さず候ては、大勢必至と難儀仕り候、御存じ遊ばされ候通り、当浦の廻船は年中江戸ならびに伊勢第一の商場所にて御座候故、至極迷惑仕り候間何とぞ御慈悲の上、伊勢内ならびに三河御城米の儀も荒浜同前に御免仰せ付け下され候様に、仰せ立てられ下され候得ば有り難く存じ奉り候、此段宜しく仰せ上げられ下さる可く候

丑三月　　津本甚右衛門殿
　　治兵衛殿
　　作右衛門殿
　　与九郎殿

船持連名

右の通り願出申し候間、願の通り相済み候様に宜しく仰せ上げられ下さる可く候以上

丑三月

浦年寄　与九郎
同　作右衛門
同　治兵衛
津本甚右衛門

真部権八殿

江戸の人口（半数は武士たち）はますます増加し、幕府御城米の江戸輸送はさらに重要なものとなったが、頼みとする町船は買積運航を主とし、賃積運航は片手間仕事と思うようになっていたので、御城米回船を思うように確保することができないことに焦っている様子を示しているのがこの文書である。

高松藩の御蔵米を江戸へ送る運賃、米一〇〇石につき一八両強、また三河の幕領御城米江戸回し運賃七両二歩は、享保六年（一七二一）に越前幕領米を西回り航路で江戸へ送ったときの運賃（冬季一九両、春季一八両）、同じく大坂回米運賃の一二両一歩と比較すると、米価変動を加味しても、かなり好条件であるといえる。これは町船回船の経済的地位の向上である。

また、前記「奉願口上」に記載されているような強硬手段によって回米船を確保しようとした幕府出先の権力に対して、三本松回船側も、尾張・紀州の回船が徳川御三家の威光によって仙台荒浜での御城米賃積みを免れさせた例にならい、水戸徳川家とのつながりをもち、瀬戸内・西国探題の役を担う讃州高松松平家の力によって、買積回船の妨げとなる御城米積みをなんとかして断ってもらいたいと願い出たのであった。これも三本松回船の船主たちの経済力の向上と勢力の増大ぶりを示すものである。

次に掲げる一覧表は、延享・宝暦年間の「津本家御用留」に記録されている回船のうち、江戸及び伊勢回りの船に関するものであるが、御用留であるから各船とも海難その他の事故が発生した船である。したがって、事故の発生率についての統計は存在しないが、他の浦に比して圧倒的に海難事故が多いということは、その反面、それだけ回船の活動が激しかったことを示すものである。

これによると、江戸・伊勢内（主として伊勢湾西岸地方）方面への下り荷物のほとんどは塩であり、三本松浦を出船して、安芸・備後・備中・播磨・伊予などの瀬戸内沿岸の製塩地で買積をして、再び三本松浦へ帰港してから江戸方面へ出航している。江戸方面からの登り荷物としては大豆・干鰯（棉作りの肥料）などを買積している。また、宝暦七年の網屋治兵衛船のように、高松から御蔵米を買積して神奈川へ下っているものもある。

江戸・伊勢内回り三本松回船(延享―宝暦)

番号	年代	船主(船頭)	積石数 乗組人数	出船日 目的地	積荷	帰航出航日	積荷	備考
1	延享3(1746)	綱屋平五郎(利左衛門)	?	7.25 江戸	尾道塩	8.27	空船出船 鳥羽ニテ米341俵	10.3 紀州田辺ニテ難船 仮修理シ帰国
2	〃	綱屋治兵衛(仙蔵)	?	8.20 江戸	赤穂塩	11.10	大豆200俵 干鰯400 茶225 小豆30	12.23 遠州藤塚村ニテ破船
3	〃	伝兵衛(兵左衛門)	?	10.5 江戸	瀬戸田塩	11.15	大豆150俵 たばこ50個	12.23 遠州合戸村ニテ破船
4	〃	塚屋儀兵衛(平八)	(500石) 9人	10.5 江戸	松永塩 3,200俵	11.22	大豆137俵	12.23 伊勢伊良湖沖ヨリ漂流 1,3八丈島ニテ破船,3人水死
5	〃	薩摩屋与惣兵衛(市平)	450石 7人	11.13 江戸	黒崎塩(四日市へ) 米(桑名ニテ買積)	12.29	干鰯(白子へ買積)	1.19 三河越戸村ニテ破船 3人水死
6	延享4(1747)	新五右衛門(庄兵衛)	(450石) 7人	10.22 尾張	黒崎塩(尾張浦ノ浦へ)	12.18	干鰯(紀州塩津へ)	1.12 再ビ伊勢へ向フ途中熊野沖ヨリ漂流 2.4 八丈島着(大破ニツキ解船)
7	延享5(1748)	新五右衛門(利平)	(500石) 9人	6.6 (江戸)	松永塩			6.16 浦賀沖ニテ水船、積荷売払イ、船修理シ帰国
8	寛延2(1749)	川口屋金五郎直乗	(400石) 6人	3月 尾張	斉田塩(尾張浦ノ浦へ)			類船5隻ノ頭船トシテ出船 3.28 志州答志村ニテ善吉船破船、全員(6人)水死
9	寛延3(1750)	はりま屋与九郎(源七)	(600石) 10人	12.2 江戸	竹原塩	1.15		1.16 神奈川湊ニテ水主1人病死
10	寛延4(1751)	明石屋与吉直乗	(500石) 8人	4.18 江戸	斉田塩	5.14		5.17 浦賀ニテ水主1人病死
11	〃	今津屋伝五郎(七兵衛)	(450石) 7人	4.5 江戸	斉田塩	5.13		5.29 紀州由良ニテ船頭欠落
12	〃	川口屋金右衛門(利兵衛)	(500石) 17反帆8	4.29 江戸	安戸塩	6.12		閏6.1 紀州間参見ニテ水主1人病死
13	宝暦1(1751)	綱屋平七直乗	(500石) 8人	11.18 (伊勢)	松永塩			12.11 尾州鍔崎沖ニテ水主1人海中へ転落死
14	宝暦2(1752)	浜田屋喜左衛門(平三郎)	(450石) 7人	3.22 江戸	安戸塩	4.25	藩邸荷物 病人3人	5.7 病人1人船中ニテ病死 ニツキ安乗浦入津
15	〃	文助(平助)	(500石) 8人	7.19 (江戸)	赤穂塩			9.9 西浦賀ニテ水船
16	宝暦7(1757)	綱屋治兵衛(善六)	(800石) 13人	10.16 神奈川	御廻米買積	11.5	空船	11.8 安乗浦ニテ破船
17	宝暦8(1758)	播磨屋与一兵衛直乗	(700石) 11人	4.12 江戸	竹原塩	5.24	藩邸荷物 便船人14人	6.2 紀州二木浦ニテ便船人1人病死
18	宝暦12(1762)	利左衛門直乗	(500石) 15反帆9	2.6 江戸	赤穂塩	3.5 …… 閏4.3	空船ニテ伊勢白子へ 米買積(白子―江戸) 藩邸荷物 便船人3人	閏4.8 太地浦沖ニテ水主1人海中転落死

(注) ○積石数の( )内の数は乗組人数より推定
○目的地名( )付きは到達しないことを示す。
○積荷の買積以外はすべて買積である。

(『津本家文書』抜抄)

江戸・伊勢内方面から帰航途中で、干鰯・米などを賃積・買積などして、その荷物次第で反転運航をしている船も数隻記録されているが、三本松・江戸直航の場合の所要日数は、最短一〇日、最長二九日で、江戸着の一一隻の平均所要日数は一七・八日である。これは、近世前期の終わりごろ磁石が普及せず、昼間だけ順風を利用して陸岸近くを航海する「地乗り」航法によっていた時代の大坂・江戸間の菱垣回船の平均所要日数三四・五日に比べると格段の進歩である。これは近世中期には、磁石が普及し、夜間も星を見て、順風だけでなく横風・逆風でも陸岸を離れて、はるか沖合を航行する「沖乗り」航行を採り入れていたことを示すものである。

なお、航法・海難などについては別項を設けて後記する。

延享三年に網屋平五郎船の沖船頭として江戸へ下った利左衛門が、十六年後の宝暦十二年には五〇〇石船の船持となり、直乗船頭として江戸へ向かっていることも、近世中期の三本松回船の発展ぶりを示すものと考えられるが、江戸方面の回船と前記の北国方面の回船の年間の活動時期を比較すると、北国航路は三月から八月の間に集中している。これは日本海沿岸の風波の激しい秋から冬の季節を避けていたことを示している。これに対して、江戸・伊勢方面へは年間を通じて運航し、むしろ北国航路とは逆に秋から冬にかけての運航が目立っている。

このことは、東海道・南海道沖の太平洋の風波が、日本海よりも航海しやすかったためであるが、江戸という巨大消費都市の塩に対する需要がそれほど大きかったことを示すものでもある。天下の台所といわれた大坂から江戸へ回された塩の量は、享保十一年には、わずかに二四八俵で、享保年間では享保九年六七八〇俵、同十五年二四〇〇俵程度であったのに対して、延享三年(一七四六)、大坂問屋から離れて江戸と直結していた三本松哥津屋儀兵衛船は五〇〇石積みの船一隻で三二〇〇俵をわずか一五日で江戸へ届けており、享保十一年に諸国から大坂問屋を経

ないで江戸へ入津した直送塩回船は七四二四隻であり、塩は一六七万俵にも達していた（『吹塵録』より）。

上方回り回船　北国・江戸回りに比べて、内海・短距離の回船であるため、一〇〇石～二〇〇石積みの小回し回船が主体であったが、さらにそれ以下の三〇石船・五〇石船も、大坂・兵庫方面へ運航していたことは当然であり、このほか、瀬戸内独自の貨客両用の渡海船も動いていた。

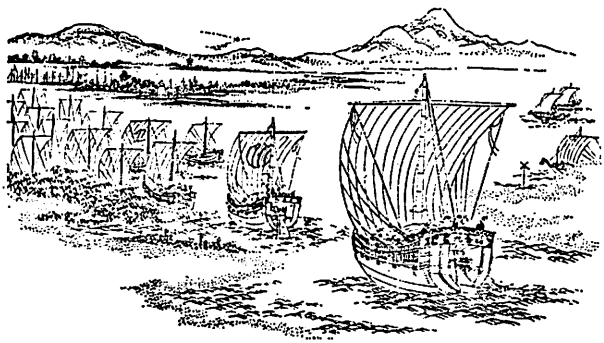

大坂へ向かう回船（寛政10年「摂津名所図会」）

三本松船及び高松東浜船の海難事例を『津本家文書』によって要録してみよう。

(1)　三本松浦船頭丈右衛門船、十五反帆八人乗り、（推定六〇〇石積み）宝暦十一年十月二十三日、三本松出船、下関経由十一月十一日筑後久留米着、大坂送りの米一八四〇俵運賃積、十二月六日久留米出帆、同十七日筑前大鳴沖にて沈船、濡米五七八俵引き揚げ、歩一報酬現物にて渡し、残米入札し代銀は荷主へ渡し、船滓代銀は船頭受け取り、なお、海底に見える沈船を猟船により引き揚げようと試みたが力及ばず、長逗留の費用は下関の問屋より借り受けて払い済まし、三月九日便船にて下関着、また便船にて同二十日芝州御手洗着、ここより便船なく、借り船にて四月六日丸亀着にて帰国。（『津本家文書』）

(2)　高松東浜仙台屋勘助船、一一〇石積み沖船頭吉兵衛・水主共四人乗り（一七八四）天明四年四月十六日塩・紙類積み東浜出船、同十九日大坂着、積み荷売り払い、諸方注文の品々買積、便船人新町増田屋又兵衛・同下男一人、同

若狭物[注]二個、京都から高松増田屋忠兵衛・大黒屋惣兵衛・川崎屋宇兵衛方送りの若狭物五個、大坂蔵屋敷からの御用荷・添え状など積み入れ、五月一日東風に出船、淡路江井浦沖から夜に入り、南風・大雨になり、同二日暁方風吹きつのり、高波に打ち上げられ三本松浦にて破船、六人とも波間に揚がり助命、積み荷・船具・船滓など御役人様人歩にて取り揚げさせられ、御改を請け、汐を抜き乾かし、一々値段見積り、御定法の分一[注]浦人へ差し出し、船滓売り払い、船具は船頭に渡す。（『津本家文書』）

（注）積み荷のうち、預かり荷物の若狭物は、若狭産の縮緬反物・縮緬帯・羽織などの高級絹織物及び麻裃・羽織などがほとんどを占めており、そのほか注文品は椀・鍋・きせる・砥石・瀬戸物・鋸・下駄など種々の雑貨であり、荷主が引き取り、引き揚げ品の見積り総額銀四貫百六匁五分であり、引揚報酬の分一は、浮荷であるから見積額の二〇分の一、銀二〇五匁三分二厘が三本松浦の者に渡された。

(1)の丈右衛門船は直乗船頭として運賃積みによって堅実な利益を求めて、従来の取り引き先の下関の問屋の紹介で、久留米の米問屋から筑後米を大坂へ回すために、米の出回り時期にはるばる九州へ下ったのである。積み入れた米一八四〇俵というのは、一俵が三斗三升入りであるから六〇〇石積みの船に満載していたことになり、十二月十七日夜、筑前大島を出船直後、瀬に乗り上げ沈没したのである。下関まで五〇キロメートルの所であった。

(2)の仙台屋勘助船の帰航の積み荷は、高松の七〇人余りの注文者から各種雑貨の注文を受けて大坂で買い入れたものと、運送を委託された高級絹織物が主体であった。注目すべきことは、天明四年は奥羽地方の大飢饉の年であり、その前年、天明三年も全国的不作で、七月四日には浅間山の大噴火で大被害をもたらし、数年にわたり四国地方は凶作であったが、城下町高松では七代藩主松平頼起の就封二年目の天明元年五月の台風によって大被害を受けている。

また、米価は、天明元年に米一升一〇〇文ほどであったものが、天明四年三月三日には米一升一八〇文にも暴騰している。このようなとき、高松へ、高級絹織物のうち引き揚げられたものだけで、縮緬反物一七反、絹染地二四反、同羽織地一九反、同帯一一六本、麻反物八五反、同衣類一一八点、他は綿製品であり、需要者は上級武士、富裕商人たちであったと思われるが、城下町高松の繁栄を示すものであろう（『津本家文書』）。

なお、近世中期に讃岐回船によって大坂へ運ばれた商品は、米・塩・綿・魚類・大豆・小麦・菜種・材木・炭・紙類・煙草・古手などであった。

近世中ごろの三本松村　天明七年（一七八七）の三本松村の「村明細」及び文政四年（一八二一）から文政十年までの三本松浦「船数石目指出帳」によって、近世中ごろの三本松浦の様子をみてみよう（『津本家文書』）。

(一)　天明七年三本松村「村明細」（要録）

高　四八一石一斗四升一合
取米　二三〇石六斗九升四合
一人数　一、五三九人　内七八七人男、七五二人女
わけ

本百姓	六二一人	賃水夫	二二三人	出家・医者	大工　七人
名子	五六人	猟師	二一〇人	道心・尼　三七人	浦番所　六人
下女下人	一〇人	間人	一六一人	座頭	猶人　五人
本水夫	一五三人	酒屋	一九人	一寺　一向宗　一ケ所	
紺屋	一九人	御林守	一二人	一社数　三ケ所	
				一堂数　四ケ所	
				一松御林　二ケ所	
				一池数　七ツ	
				一船数　八〇艘	

一酒屋　四軒　　内一九一軒石居、二三八軒掘立
一浦番所　二ケ所　　一地引網　七帖　一鰹縄　一六艘
御番所一ケ所、添番所一ケ所　　一中高網　一帖　一たなご網　三帖
一狼煙　二ツ　　一鯛高網　一五帖　一てぐり　二帖
一牛数　四〇疋　　一海鼠網　二帖　一こち網　五帖
一家数　四二九軒　　一立　網　二六〇把

(二) 三本松浦船数石目指出帳（原本から一覧表作成。文政四・六・七・十年調べ）。

(艘：単位)

積石数	文政4	〃6	〃7	〃10	備　考
800石	1	1	1	1	申候北国其外諸国商ニ罷越江戸表并・清水・伊勢
720	1	1			
650	2	1	1		
600	1	1	1	2	
450				1	
400				2	
270			1		
100	2	1	1	1	
70	1	1	1	2	
60	2	2	2	2	
50	4	2	1		
45	1				
40		2		1	
35	1	1		3	
30	1	1		2	
20	1	1			
15	1		2		
10～2	53	60	64	62	
計	72	75	75	79	
総石目	4,314	3,435	3,587	4,089	

港町三本松の人口のうち本水夫・賃水夫の数が計三七六人ということは、総人口の二四・四三パーセントにも達する高率であり、船数・積石数などとともに回船業の繁栄ぶりを示しているものである。また、家数四二九軒のうち地形石を敷きつめた石居という本格的基礎工事をした建物が一九一軒あり、四四・五パーセントをも占めている。一般の農・山・漁村では、掘っ立てとして報告され

る家がほとんどであり、石居は一〇パーセント前後が普通であるのと比較すると五倍近くにも達している。

この天明七年の「村明細」に記録されている総戸数四二九軒は、それから七三年後の安政七年には五七七軒に増加している。参考までに、安政七年の大内町内の旧村々の戸数と、現在の大内町内の各地区の世帯数を対比しておく（『坂東家文書』）。

各村家数調

（単位：軒）

旧村名	安政7年（1860）		昭和59年（1984）	
	家数	計	世帯数	計
三本松	577	577	2,008	2,008
川東	128		378	
横内	73		451	
西村	90		322	
中筋	54		307	
水主	240	585	366	1,824
馬篠	100		204	
小砂	60		77	
土居	38		121	
中山	53		95	
三殿	64		78	
町田	95		307	
松崎	38		236	
落合	45		98	
大谷	60		194	
小磯	90	643	174	1,588
合計	—	1,805	—	5,420

砂糖回船　大内・寒川郡を主産地とする讃岐産の黒砂糖が初めて大坂へ回送されたのは寛政六年（一七九四）であり、同じく讃岐産白砂糖は寛政十年（一七九八）に大坂へ回送された。また文化五年（一八〇八）に最高級白砂糖「三盆白（さんぼんじろ）」が創製され、上方・江戸の高級武士・上流町人階級に好まれて、高級糖といえば三盆というのが、その積み出し港の三本松という地名と混同されるほどに天下に知られるようになったのである。

高松藩も享和元年（一八〇一）「享和の新法」によって、高松東浜の海に埋立新地を造成し、御用回船として六〇〇石船数隻を新造し、讃岐三白などの特産品を買い上げて江戸・大坂をはじめ諸国に売りさばく藩直営事業を行い、また讃岐で生産されない品は融資

して生産奨励をしようとした。これは、当時としては画期的な政策であったが、わずか六年ほどで文化四年（一八〇七）廃止された（『増補高松藩記』）。しかしこの理念は、その後三十年ほどたって天保七年（一八三六）には実を結び、年間五〇〇万斤の砂糖を蔵物として大坂屋敷へ一手水揚げすることが実現したのである。

砂糖回船の活動は、別項製糖業の項に詳細に述べられている砂糖生産量の飛躍的増大に比例して活発になるのであるが、その間に高松藩自身のたびたびの政策変更があり、幕藩体制の基盤である実物経済を固守しようとする幕府は、砂糖取り引きという商品貨幣経済の進展を阻止しようとして、田畑への甘蔗植付禁止令、和糖の大坂廻着高制限令を再三再四にわたり発している。

しかし高松藩は巧妙にこれを防ぎ、文政九年には「領内十二万石ノ三分一ハ田畑へ砂糖栽培苦シカラザル旨ノ特許」を得たり、天保六年には砂糖年産制限量の四倍近くの五〇〇万斤の特免を認められている。また、天保七年には領内産の砂糖を蔵物に引き直し、大坂町奉行の取り締まりの管轄外とする許可を得ている。

このような権力者側の規制のほかに、経済上の支配者の力関係、すなわち、大坂問屋の商業資本の勢力が地元高松藩側の権力、製糖業者・回船業者の勢力が三ツ巴の覇権争いを糖業・海運の場で展開したのであるが、幕末期にかけて、幕藩体制のゆるみに乗じて糖業家は回船業者に委託して、大坂の砂糖問屋と相対売買を行うほどの勢力をもつようになり、さらに、中世以来回船業者が開拓してきた塩回船ルートをそのまま砂糖販売ルートとして、全国的に拡大していったのである。これは大坂問屋の最も恐れていた「余国積」であり、大坂・堺以外の港への積み出し、すなわち端浦積みが開始されたということである。下筋（瀬戸内沿岸各港）、伊勢湾沿岸の三尾勢（三河・尾張・伊勢）から江戸方面、さらに、すでに瀬戸内へ入り込んでいた北前船の本拠の東北・北陸・山陰の津々浦々へも砂糖回船

が進出していったのである（本編第三章第三節糖業の売りさばき先の項参照）。

端浦積みは文政二年（一八一九）の流通規制以来大坂積み出しに集中されていたが、問屋勢力の強化とともに隠し売りや安値買い付けが行われるようになり、これに対抗するために高松藩も文政十年（一八二七）に大坂水揚会所を設けたころには端浦積みをひそかに奨励したほどである（村上稔著『東讃産業史』）。

文化・文政期の砂糖回船の状況は、次に示される文政十一年（一八二八）の三本松船頭共の「奉願上口上」によって明示されている（『津本家文書』）。

奉願上口上

一、私廿年来御陰ニ而砂糖運賃積渡世仕、大坂表江罷越、商仕罷有候所、去秋製作人御救申上、格別之御慈悲ヲ以、右同所へ積登荷物之内三歩通御会所ニ而売捌、残リ七歩通者道売、又者彼地ニ而取扱人御究被仰付拾五人之者方江水揚仕売捌、尚又取扱人追々御増シ被下候旨、去冬被仰付一統奉畏罷在候、右ニ付而者同所道頓堀綿屋伊兵衛与申者、年来砂糖売捌並ニ船宿仕、是迄実体ニ荷物取捌仕罷有候所、昨年ゟ御指留メニ相成、荷主初メ私共迄迷惑仕罷在候、何卒御慈悲之上、右綿屋伊兵衛、且又、丸屋宗兵衛、亀屋宇兵衛、讃岐屋利助御指加へ被下、四人之者共へ是迄通、売捌御免被仰付被為下候得者、荷主初私共一統勝手宜者ニ而重々難有仕合ニ奉存候、何卒此度御免被為仰付被下候様奉願上候、右之段相済候様宜被仰上可被下候、奉願上候　已上

大内郡三本松　船頭　甚左衛門
善　助
紋　助

文政十一年
子六月

津本甚右衛門殿

武八
歳助
与助
本蔵

これによると、願い出た七名の船頭たちは逆算すると文化六年（一八〇九）から二十年来、大坂への砂糖賃積み渡世を続けており、文政十年（一八二七）に砂糖製造業者の願いによって、積み荷の三割は大坂砂糖会所へ水揚げし、残り七割は道売り又は藩指定の一五人の取扱問屋へ水揚げする旨の許可を得たことはありがたいことではあるが、船頭たちが永年取り引きしてきた船宿（回船の求めに応じて船具・食糧などを補給するほかに、船頭と問屋の間にあって積み荷売買の周旋をしたり、切手改め、訴訟・海難のときの世話をする）の綿屋伊兵衛など一七人の砂糖問屋が、文政十年に高松藩が公正な砂糖取り引きのために、大坂長堀に『水揚会所』を設置したことに対して不平をいったので、高松藩との取り引きを停止されたのを従前のとおり砂糖取り引きをさせてもらいたい旨の嘆願書を出したのである。

この文政年間の三割水揚げの慣習法は弘化元年（一八四四）十一月の「二分荷法」（大坂回着の砂糖各品種の二割を大坂砂糖会所に水揚げ、入札し、その値段を「御定価」とし、残り八割は藩指定問屋に水揚げし、「御定価」を標準値段とした値組又は入札による売りさばき方式）が定められ、さらに安政三年（一八五六）には、これが緩和され「白糖二分荷法」となり、白砂糖の二割だけが対象となり、それ以外は荷主・船頭随意となり問屋との直取

り引き・端浦積みはますます増加していったのである。

砂糖端浦売りが公然と許可になったのは弘化年間（一八四四～一八四七）のことであったと推定されているが、それは「加太浦諸国廻船諸荷物揚置き御場所」に関する史料（『東讃産業史』）によって明らかにされている。この史料は嘉永元年（一八四八）に作成されたもので、弘化二年に諸荷物揚置き場所が許容され、「先年初讃州高松産物砂糖、彼国端浦売御免ニ相成罷在候分、加太浦へ積ミ送ラセ、江戸積仕ラセ度候事」と記されている。

紀州加太浦が江戸積み、京都・大坂・堺方面への積み出し基地となったのであるが、高松藩の砂糖の大半を生産していた東讃地方の砂糖回船の積み荷が、この加太浦の揚げ置き場の荷物のほとんどすべてであったことは明白であり、さらに、その大半は三本松回船によるものであろうが、積み出された砂糖その他の品目・数量及び砂糖生産の肥料などの諸資材の数量も非常に大量である（次に表示しておく）。

出　方

白砂糖	18万樽	
蜜	5万挺	
焚込ミ二番塩	4万挺	
麦	200万俵	
綿	5万石	
藍	2万石	
手	2万本	
小実	3万貫	
葉古	3万両	

入　用　高

糠	20万石	
餲	10万両	
木	3万両	
灰	4万両	
薪	5万俵	
干材		
石		

（注）　出方は讃岐よりの移出品であり、古手は古衣服である。
入用高のうち、糠・干餲は甘蔗栽培用の肥料用、石灰は製糖用と肥料用であり、薪は製糖・製塩用燃料である。

このような大規模の物資流通センターが紀州加太浦に出現したことは、商品貨幣経済の進展を示すものであり、讃岐の糖業が急速に商品貨幣経済に移行して、商業資本が蓄積されると大坂市場さえ狭小となり、新しい市場開拓

讃岐産白下糖と白砂糖・塩・米価格

年次	讃岐産白下糖		白砂糖	塩	白米
	生産量	斤単価	(大坂相場)	(江戸・春)	(江戸・春)
寛政 2 (1790)	50斤	銀匁	匁	匁	匁
文政 12 (1829)	5,000			15.2	93.5
天保 5 (1834)	8,217,300	2.11	4.0匁	16.0	148.3
〃 7 (1836)			(注)	17.4	115.1
弘化 1 (1844)				27.2	90.8
嘉永 1 (1848)	12,261,900	2.09		30.0	88.5
安政 3 (1856)			5.0	34.0	101.0
〃 5 (1858)	22,290,000	2.23	8.0	36.5	135.0
慶応 1 (1865)			11.5	95.0	258.0

(注)　白砂糖（大坂・12月1日相場）は享和年間から嘉永年間まで50年間、散発的な値動きはあったが4匁前後で推移した。

（『本邦糖業史』150ページ、『江戸物価事典』より）

を求めることとなり、江戸・三尾勢との中継基地としては紀州加太浦が、位置上も、また現地紀州の産業との関係からしても最適地であったのである。

また、大坂・堺へ進出していた北前船も加太浦基地を利用していたことは明らかである。

砂糖回船は、さらに幕末時代から明治中期まで、砂糖生産量の増大につれて活発に活動を続けるのであるが、回船の動きと密接な関係をもつ砂糖生産量と価格の動向には非常に興味深いものがある。また、多くの砂糖富限者を生み出し、港町三本松の繁栄をもたらした鍵も見つけることができる。

一般に生産量（市場への供給量）と価格は正反対の動きをするというのが経済原則であるが、砂糖は南蛮渡来の高級嗜好品として薬品扱いをされて薬種問屋から売り出されていたが、いったん味を覚えるとやめられず、消費人口は商品貨幣経済の進展につれて増大して、ついに塩に準ずる生活必需品の地位を占めるようになったのである。

上表は讃岐白下糖の生産量・単価と白砂糖価格（大坂相場

十二月一日）及び塩・白米価格（江戸春小売価格）とを比較したものである。

これによると、供給量の比較的安定している塩の価格上昇率に比して、砂糖価格の上昇率は鈍いようであるが、価格引き下げの原因となる供給量の上昇率を考慮すれば、まことに驚くべき高騰率であるといえる。また白砂糖価格に比して白下糖の価格がほとんど動いていないことは、白砂糖（讃岐三盆白）加工による付加価格の大きさを示すものである。

馬篠浦と糖業　馬篠浦は海に迫る山々に囲まれて畑地が多く、半農半漁の村であり、地理的には小豆島・播州・備前などとの往来に利点をもつ小回し回船の基地となっていた。

砂糖栽培が始まると、馬篠村の土質・気候がこれに好適であり、同様の地勢をもつ隣接の小砂・土居・中山・三殿・町田などの各村にも盛んに砂糖栽培が始められ、馬篠浦がその積み出し港となった。天保六年（一八三五）には、三本松浦砂糖会所が設置されるとともに、馬篠浦・小磯浦に**出会所**が置かれ、砂糖の積み出しが本格的に進められるようになり、回船不足分を補足するために、砂糖苗、鯡・油粕など肥料類を回送する他所船の入港も増加していったことが、『坂東家文書』「御用留」の回船の記録によって察知することができる。

他所船の入津数増加に対して馬篠浦庄屋坂東喜三郎が、安政二年（一八五五）正月に他所船の便宜を図り、浦方の取り締まりにも役立てる「船宿」を設置したい旨を次のように申請している（『坂東家文書』）。

奉願上口上

一、当浦方近年砂糖作多ク、入用の薪・糠・干鰯、他所船積ミ参リ候節、是迄ハ模寄ニテ相頼ミ、宿致シ貰イ候所、毎度指支ニ及ビ候次第モ御座候由相聞候間、何卒船宿一軒相立テ置キ候エバ、浦方締方モ宜シク御座候ニ付、御聞届下サセラ

レ候様願上奉リ候、右願ノ通リ仰セ付ケ下サレ候エバ当浦弥太郎ト申ス者、人柄宜シキ者ニ付、船宿ニ申シ付ケ度存ジ奉リ候、此段相済ミ候様宜シク仰セ上ゲラレ下サルベク候　以上

安政二卯年
正　月

馬篠浦庄屋
喜三郎

砂糖栽培が盛んになるにつれて、米を作る田に砂糖を栽培するようになり、年貢米の貢納さらに飯米に不足する農民が出はじめたことは当然の結果である。このことについては第三章第二節農業の項で、文政年間以来の三本松浦の他所米入津状況とともに述べられているが、馬篠浦及び小磯浦についても同じことが発生している。

安政年間ともなると幕藩体制の激しい取り締まりにも緩(ゆる)みが出て、年貢米として他所米を買い納めたり、「白麦」と称して米を売買することが港町を利用して行われるようになった。馬篠・小磯村庄屋が安政四年（一八五七）二月に提出した「口上書」は、安政三年秋の八歩御年貢のうち他所米を買い納めた人別調べと、両庄屋の弁解の詫び状である（『坂東家文書』「壁書」）。

これによると、馬篠村・小磯村での他所米を年貢米として蔵詰めした者は一一名で二五俵二斗四升であった。また、その詫び状の文言の内容は、

「年末に三本松で、他所米蔵詰及び他所米を浦役人の改めを受け、切手・運上銀を納めないで水揚げすること（抜揚げ）は禁止されているが、取り調べて報告するように申し渡されたので、厳重に取り調べたところ、該当者があったことは申し訳ないことである。それについて調査してみると、近年砂糖作が増加し、特に昨年は虫害のため稲作不良で、破免（年貢免除）を申し出る者もあったが、土免（平年作年貢）を押し付けておいた。そのため収穫米も年貢米としては不良米であり、手持ちの飯米を納めてもなお不足の者が、困りきって飯米用に買っておいた

他所米のうち良質な米を選び出して年貢として納めたものであり、本人はもとより親族も前非を悔い嘆き悲しんでおりますが、罪は軽くないので、どのような処分も覚悟して正直に申し出たのであるから、寛大な処分をお願いする次第である。

他所米水揚げは、馬篠・小磯浦の品目・運上銀などはすべて三本松浦役人の支配によって「入津切手」を発行し水揚げするのであり、他所米は「白麦」という名目で取り扱い、白麦は何の規定もないとのことであるが、われわれ庄屋としては、年貢米として他所米蔵詰めの件は、知らぬことではあるが自分たちの不行き届きのことであり、一言の申し訳もありません」

と述べられているが、この両庄屋は「口上」を出した直後に「御内々奉願上口上」として、

「馬篠浦・小磯浦に水揚げする穀物・材木類はすべて三本松へ申し出て、「改め」を受けて、切手・運上銀を納めてきたが、三本松は手遠いので、こちらの村方の者は非常に迷惑しているから、馬篠・小磯浦に穀物問屋・材木問屋を置いて切手・運上銀を取り立てるようにして下されるならば好都合であり、取り締まりも十分にできるようになり、藩の利益も増大すると思い、内々にお願い申しあげます」

と巧妙な提案をしていることは興味深いことである。

馬篠浦の回船　馬篠浦の回船の活動状況は、第三節糖業の項の第六表に示されているように元治元年（一八六四）の船数は一一隻で、二一〇石積船、一二〇石積船、五〇石積船各一隻、三〇石積船二隻、五石積以下の船六隻であるが、小回し回船の特徴として、瀬戸内の近距離を頻繁に往来し、しかも砂糖積み出し・砂糖苗・肥料の搬入のために年間休むことなく運航していることが分かる。

また、入津の甘蔗苗は年間、計三万二〇〇貫であり、これは約三〇町歩余りの作付けを行うことができる量であり、馬篠村だけの需要量でなく、隣接村の作付けをも賄うものである。そして三〇町歩の植え付けによって製造される白下糖は三万～三万六〇〇〇貫であるが、馬篠浦から積み出された砂糖は年間、計一〇万四八〇〇貫にも達している。これは白下糖と見なした場合の量であるが、白砂糖が含まれているとすれば白下糖からの再製率が五〇～七〇パーセントであるから、白下糖の産出量及び植え付け面積はさらに増加して計算しなければならない。

この甘蔗苗の入津量から推定する白下糖生産量と砂糖積出量との差は、元治元年砂糖会所が三本松浦から三殿村へ移されたことにもよるものであろうが、馬篠浦の積出量を白下糖一〇万四八〇〇貫とすれば後背地での砂糖栽培面積が一〇〇町歩にも達していたことを示し、これは三十三年前の天保二年の津田浦砂糖会所（津田・鶴羽・富田東・富田中・富田西・石田東・石田西・神前・南川村を産地とする）の年間砂糖積出量（白下糖換算）一〇万五二八六貫に近い数量であり、三十三年間の糖業の発展を示す史料である。

小磯浦も馬篠浦と同じく砂糖会所の出会所が置かれ、小磯村庄屋有馬十右衛門支配のもとに小磯・落合・大谷・松崎・横内・西村など砂糖栽培地帯を後背地として、明治中期まで回船基地として栄えていたのである。

二　海　難

海難の原因

海難というのは、航海又は碇泊中に、船・積み荷及び乗組員・乗客が受ける海上危険のことであるが、江戸時代には、自然風波による破船・難船・膠船（座礁）・水船・沈船（沈没）・当逢（あたりあい）（衝突）・打揚り・行方不明などの用語で表現され、狭義の海難を意味していた。

『津本家文書』によると、三本松船の延享年間から文政年間までの海難状況は次のとおりである。これによると、海難の種類は、破船が六〇パーセントにも達し、水船五隻のうち一隻と、難船一隻の計二隻が、船底の損傷を修理して帰国しているだけである。

三本松浦船の海難状況

海難種類	破船	水船	難船	計
	10	5	1	16
発生海洋	熊野灘	遠州灘	能登沖	玄海灘	瀬戸内
	4	8	2	1	1
年代	延享	寛延	宝暦	天明	文政
	7	1	5	1	2

海難発生海洋　遠州灘が半数を占めている。これは、鳥羽～下田間七五里（三〇〇キロメートル）のコースは、途中に風待ちに適する良港がないので日和を見定めて、順風を受け一日で一気に乗りきらなければならないコースで「諸国第一の難所」であった。出帆しても途中で風向きが変わったり、天候の急変があると「出戻り」することを繰り返したものである。

後述の八丈島で破船した哥津屋儀兵衛船は遠州灘から、また同じく八丈島へ漂着の川口屋新五右衛門船は熊野灘から苦しい海との闘いが始まったのである。

発生年代　延享三年（一七四六）から宝暦十二年（一七六二）の十六年間に一三件の海難が集中して発生している。これは、順風と昼間航海を原則とする**地乗り航海**を行った近世前期の回船も、近世中期以後は商品流通が増大し、航海の迅速化が要求され、航海のスピードアップのため少々の悪天候や、横風・逆風にも出帆し、遠州灘のような長距離を、陸地を遠く離れて**沖乗り**をしたり、さらに夜間航海をさえ行うようになり、目的地までの航海日数を短縮したことも海難の原因となったと考えられる。

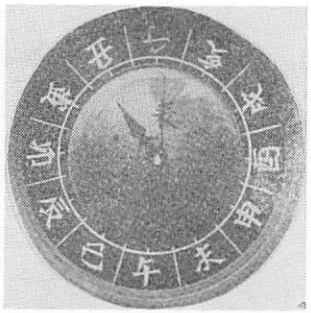

逆針型の船磁石

和磁石

沖乗り航海によって迂回コースは減少し、夜間航海によって昼夜連続航海が行われ、横風に対して**開き走り**をし、逆風に対してはジグザグに**間切り走り**をすることができるようになったのは、磁石の普及と帆走技術の向上とによるものであるが、近世中期以後一般回船が使うようになった和磁石は、十二支を逆回り（左回り）の目盛りで示し、指針の示す方角が船の進行方向を示す逆針型のもの（上図）と、地山の方角を知るための正針型（時計回り目盛り）のものと二種類があった。

この逆針は、日本人らしい着想から生まれた発明であり、島山の見えない沖乗りコースや夜間航海の必携品となったが、羅針盤とは異なり、乾式であったので、船の揺れが大きいときは針が振れ動き、使いにくいという欠点があった。

文化七年刊行の『廻船安乗録』に「洋へ乗り出しては、磁針の遣方専一なり。風候・潮候を考え、跡山・先山をきわめ、針を居べし。走るときは針筋に随い乗ることなり」と沖乗りの心得を教え、夜間航海については「夜走りは大概**刻限**を以って**道法**を見はからい、針筋を定め乗るべし」と記されている。三本松浦河内屋伝吉（能代伝吉）が所有の回船乗吉丸の船頭多吉に持たせていた航海手引きの中にも次のように示されている。――前略――

一、ひいみさきよりいなみへ
　　うたつにあたる
一、ひいみさきよりたなべさかい

たつにあたり切めさきへも
をなじ針すじなり
——後略——

磁石の針筋によって進路を決定しても、地山や太陽・月・星によって現在地を測定することができないときは、磁石も役に立たない。しかし右の『廻船安乗録』引用文中の「刻限を以って道法を」知るために、船中の時刻を知る手段として回船には次のような**香箱**（香時計）を備えて磁石の欠点を補い、船の現在位置をおぼろげながらも知ろうとしたのである。

香箱内の香の燃焼によって、おおよその時刻を知り、船の速度・潮流・風向などを考えて船の現在位置を推測しようとしたのであるから、天文航海術に比較すると幼稚なものであったが、経験に頼る船乗りにとっては「有力な器具」と思われていた。そして万策つきると「おみくじ」によって針路を決めようとしたのである。

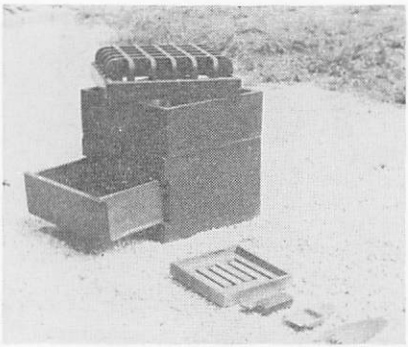

香箱　瀬戸内海歴史民俗資料館蔵

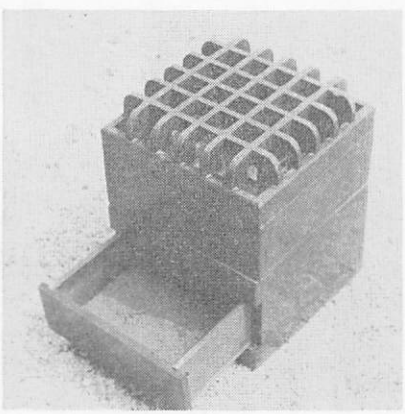

鎖国下においても天文航海術に関する書物が著されたが、経験を

第一とする船乗りたちには受け入れられず、依然として海難は多発したのである。以上述べたことも海難誘発の原因と考えられるが、根本原因は、和船そのものの弱点・欠点であろう。

和船の弱点　和船の弱点の第一は、船体に**水密甲板**が無いことである。弁才船の普及とともに、帆走性と安全性を大きくするために改良が加えられたが、構造上の致命的欠点は、洋型船のように甲板のすべてを**甲板張り**としないで、積み荷優先主義のために、水密甲板を造らなかったことである。積み荷を船倉から積み上げ、さらに胴の間の甲板上にも上荷を積み上げ、苫で覆いをして、船側の垣立に蛇腹垣をつけ雨や波の打ち込みを防ごうとした。しかし水密甲板がないため船内に波が入るのを防ぐことができなかった。

さらに悪いことは、胴の間が踏立板が**揚板式**であったことである。揚板式の胴の間は、積載量が大きく、取りはずせるから荷役に便利であったが、荒天でなくても、横風を受けて**開き走り**をしたり、逆風に対して**間切り走り**をするとき、ちょっとした横波を受けると舷側から波が打ち込み、危険を招くことになるのである。しかも、入ってきて船底にたまる海水は、スッポン（水鉄砲式排水ポンプ）でくみ出す程度で、効果は無かった。

また、船体の割合に比較して、舵が大きく引き上げ式になっていたので、荒波にもまれるとばたついて、船尾を破損し、浸水することになる。まさに和船は「板子一枚、下は地獄」であったのである。

海難と慣習　数多くの三本松船の海難記録のうち数例は既に述べたが、ここでは延享三年（一七四六）の年末から翌四年正月にわたって、遠州灘で難船、漂流の後、八丈島で破船し、船頭以下三人水死した三本松の哥津屋儀兵衛船の海難記録を見ながら、難船時の慣習について述べてみよう。

〈哥津屋儀兵衛船（沖船頭平八）〉この船の八丈島に漂着・難船の記録は「八丈島浦手形」という写本が『海事資料叢書』第十五巻に収容され、近世海運史上の貴重な史料とされている。『津本家文書』のうち「延享・寛延御用留」にもこの記録と同じ「浦手形」が写しとられており、幕藩体制下の行政が末端まで厳重な支配のもとに浸透していたことを示しているが、ここでは現地八丈島浦役人作成の浦手形によらないで、生き残った乗組員たちが三本松浦へ帰着して、三本松浦庄屋へ差し出した報告の「一札」によって、乗組員九人中、船頭以下三名水死のこの海難を調べてみよう（原文を読み下し文に書き改め、文中の太字部の解説を末尾に述べる）（『津本家文書』）。

一札之事

一、私ども儀、**去る寅**十月五日当浦出仕り、同十日備後松永へ着船、塩三千二百俵買積仕り、同十八日同所出船仕り、同十九日当浦へ帰着、同廿二日当浦出船、十一月七日江戸へ入津仕り、同荷物売払い、大豆百三拾七俵買積仕り、十一月廿二日江戸出船、同廿三日浦賀へ着船御改を請け、同廿六日浦賀出船、同廿八日下田湊へ入津仕り日和見合せ、十二月廿二日順風に相見え候間、下田出船仕り候処、同廿三日四ツ時より戌亥風に変り、伊勢いらこ沖より吹出され浪風強く、楫ねらし、艫打破られ、船危く御座候へども夜中の儀故、**楢伐り**候儀も罷り成らず、是非なく夜中持ちこらえ候。

翌廿四の朝、楢伐り捨て、船中**髪を払い**、諸神へ立願仕り、何国ともなく流れ申し候処、同廿七日の朝五ツ時分、何国とも存じず島山見かけ候えども、汐風悪しく、船向け候儀罷り成らず、沖合ニ流れ罷りあり候。同廿九日四ツ時、出し風に変り沖へと流れ申し候処、当正月三日なぎに罷り成り、八丈島とも存じず島山見かけ申し候故、船中力付き、桁を楢に仕かけ、帆をかけ、楫柄に板をからみ付け、島へと心がけ走り申し候処、辰巳風強く吹出し、右の楫打ち折られ、暮六ツ時分より弥風強く罷り成り、是非なく**綱三房面にひかせ**、舳流れに風にまかせ**為突**候えば、段々浪風強く島山を見失い候処、同夜七ツ時本船岸に打ちつけ、浪に打揚げられ申し候故、乗組九人の者欄干より陸へ飛び申し候処、

私ども六人は漸く命相助かり陸へ揚がり、夜中故声を立てあい一所に相集まり夜を明かし申し候。船頭平八・吉右衛門・喜右衛門三人とも終に相見え申さず候。浜際に階子懸り罷りあり候につき、人里これありやと存じ、人跡をしるべに尋ね登り、漸く人に逢い候故相尋ね候えば八丈島の由申し候、それより名主治兵衛方へ参り、右の次第申し候えば段々御介抱下され候。

同五日浪風静に成り候につき、三人の死骸相尋ねたく、所の衆同道にて破船場へ参り段々相尋ね候処、五六町脇の浜へ死骸打上り御座候、殊のほか死骸も痛み、誰と申す儀も分り兼ね申し候、先だって役人中へ物語仕り候は、江戸にて塩売払い候代金、大豆相調え候残金八拾両ばかり、船頭肌に付け居り申し候由申し候故死骸よくよく御吟味なされ候えども相見え申さず候、右死骸の有様にて御座候故、海中にて捨り候様相見え申し候、私どもも段々御吟味御座候其の上、近辺百姓中をも催敗御詮儀にて御座候へども、拾い候者もかつて御座なく候、死骸の儀御役人中へ御願申し、宗福寺・長楽寺二ケ寺より御出家御出成され御取置下され候、同日中之郷百姓庄七と申す者銀子拾い候由にて、組頭金十郎殿より私ども呼びに参り候に付き、参り候えば今日百姓庄七と申す者浜際にて破れ候財布拾いあげ候処、余程重くこれありにつき、組頭金十郎殿へ持参致し、金十郎殿破れ目より引出し候えば、丁銀数拾これあり候由、是は如何様の銀子の由相尋ねられ、請取候様にと申され候、是は親仁伊八郎より乗組八人のほまち塩代にて金拾壱両分、江戸にて銀子に替え六百九拾六匁三分、弐包にて御座候、船危く御座候節、右の銀少々ずつわけ、肌に付け申す可きやと相談仕り候えども、少しにても身重に罷り成り候ては命助り候邪魔に成る可しと申し候て、押込の内へその儘入れ置き候由申し候、右の銀子相改め候所、四百五十匁これあり候、相残る弐百四拾六匁三分は財布荒磯に当たり破れ候節、捨り候ものと相見え申し候、右四百五十匁の銀子名主治兵衛殿へ持参仕り預け申し候、その外、破船具・綱・錨等段々揚り候に付き、島先格の直段に致され、米に引替え請取り、島逗留の飯米に仕り候。

六人の者壱処に居り申したき由願い申し候て、名主治兵衛殿座敷に六人とも居り申し候、その後は薪などを拾いに罷

り出申し候、着類の儀五人は陸へ揚り候節、着仕り候着物汐に濡れ候を干し上げ着仕り候、壱人は裸になり、揚り候処、名主方にて古着を貰らい着仕り候、右の儀にては肌薄に御座候故、帆の切れ揚り候に付き褞袍に仕立て着仕り候て、漸く余寒凌ぎ申し候、それより夏に至り八丈島御舟に便船仕り江戸まで参る筈に相成り候えども何分日和御座なく相延び、漸く七月九日御舟八丈島出船仕り、十二日伊豆小浦へ着き、同十八日浦賀御改を請け、十九日江戸へ着船仕り候えども御舟御荷物上り申さず内は、何方へも出申す儀成り難く、廿二日御荷物取遣相済み、廿三日御役人私ども御召連れ八丈御屋敷へ参られ候えば、御国本御屋敷よりも御役人御出成され、八丈島浦証文逐一私どもへ御読み聞かせ成され、是に相違の儀も御座候や、又は何にても願の儀も御座候わば唯今申し出で候様にと仰せられ候えども、浦証文に相違の儀も御座なく、その外願の筋も御座なく候と申し上げ候、それより塩問屋松本作兵衛御呼寄せ、私ども御渡し成され候

御国本御屋敷へも参り候て段々御尋ね成され候、尤も八丈島逗留の中、飯米足り申さず候に付き　七両ト銀八匁五分六厘の分、八丈島にて借り申し候、右の金御国本御屋敷にて拝借仕り、払い済ませ申し候。

折節、当浦市郎右衛門船居り申し候間、便船仕り、八月四日江戸出船、同五日浦賀へ着き御改めを（以下散逸）

去る寅は延享三年（一七四六）である。

漂流中の慣習

(1) 刎荷（荷打ち・捨荷）＝船の安全のために積み荷を捨てること。

(2) 檣（帆柱）を切る＝強風の影響を減らし、重心を低くして、傾斜・横転を防止するため帆柱を切り捨てる。

(3) 為突走り＝強風に対して、適当に帆を下げて追風・追波をうけて舳流れに徐行することをつかせ走りという。

(4) 碇・綱をひかせる＝為突走りをしても風向が悪いとき、水中に綱をたらし方向を調整し減速をはかる。碇をつけると効果が大きくなる。

(5) 髪を払う＝頭髪のまげを切り、サンバラ髪となり、神仏に祈願すること。御城米回船の難船のとき、髪を払っていないと厳しく処分された。

(6)　おみくじ＝最後の手段として一升枡に米八合入れ、一寸角の紙に知りたいことを書き、まるめて米の上に置き、船頭が金毘羅宮などの御幣を枡の上で振ると飛びあがってくる紙玉で、進路・現在地・距離・助かる日時などを知り、乗組員の統率をはかった。
親仁（おやじ）＝船内取り締まりと船務の総監督・総指揮をする熟練水夫
ほまち（帆待）＝船主が沖船頭・水主に対して公認または黙認によって、本荷物以外に余得として積み込んだ荷物を帆待荷物といい、その代金は水夫たちの固定給以外の給与とされる慣習であり、船の積石数の一割五分が運上金を免除されていた。
この船は本荷物の塩三二〇〇俵のほかに、同じ塩一一両分を「ほまち荷物」として積み込んでいたのである。
宗福寺・長楽寺の引導証文は浦証文に添え三本松へ持帰る（本件末尾に原文記載）。
金一両＝銀六十三匁三分替
島先格＝八丈島の「従前からのしきたり」
八丈御屋敷＝八丈島支配代官江戸屋敷
御国本御屋敷＝高松藩江戸屋敷（小石川）
八丈島にて借受飯米
一、穀物（米）壱石弐斗　両に四斗二升替
一、荒麦　三石六斗　両に八斗四升替

散逸部分は他の海難記録の「口上」の末尾の書式から類推すると、八月末か九月初めに三本松浦へ帰着し、水主たちから三本松浦庄屋津本新兵衛及び浦年寄あてに口上書を差し出していることになっている。なお、次の「引導（いんどう）證文」も添えている。

引導証文之事（原文）

一、讃岐国大内郡三本松哥津屋儀兵衛船九人乗、当卯正月三日之夜当嶋中之郷小筒ヶ浦へ漂着、乗船共ニ波打揚致破、九人之内船頭平八水主吉右衛門喜右衛門合三人者波ニ被引出致水死、同五日死骸三人共ニ波打揚候ニ付、嶋役人中へ水主中被相願拙寺共ニ被致指図候間、水主中ヨリ証文取之土葬ニ取置、相弔、過去帳ニ記シ置、法名指添候而引導証文仍如件

延享四年卯三月

讃岐国大内郡三本松　津本新兵衛殿
同国同所船主　哥津屋儀兵衛殿

豆州下田海善寺末
八丈嶋　宗福寺
長楽寺

海難関係史料は、巻末付録八二五ページ以下に史料3津本家文書「御用留」の海難記録より抜抄したもの、及び本文五二六ページ以下に記載されている哥津屋儀兵衛船乗組員の八丈嶋での見聞記を集録しているので参照されたい。

第五章　文　化

第一節　俳　諧

室町末期に山崎宗鑑・荒木田守武らが始めた俳諧の連歌は卑近・洒落・滑稽を旨とするものであったが、江戸時代に入って連歌の初句である発句（ほっく）が独立し、松尾芭蕉以後は発句だけで行われるようになった。

発句（俳句）は元禄期に芭蕉によって天地自然を主観的に吟詠し、幽玄閑雅な作風によって春のように温和で、しかも高い文芸性が与えられたが、天明期には谷口蕪村・久村暁台・望月宋屋らは、自然から人事に目を向けて、客観的描写によって、秋空のように鮮明な印象を与える雄渾な作風を確立し、三浦樗良（ちょら）・大島蓼太（りょうた）らがこれに続き、俳諧の黄金時代を現出した。それ以後、化政期には小林一茶のような俊才を出したが、天保期からは月並みな作風に堕落し、明治二十五年に正岡子規の革新俳句によって、俳句は純文学的地位を占めるようになったのである。

東讃の俳人　蕪村は、前後四回讃岐を訪れている。最初の宝暦十一年（一七六一）には、大坂から鳴門を経て白鳥・三本松を通り金毘羅参詣をしているが、当時、津田・三本松・白鳥には蕪村と相弟子の望月宋屋の弟子たちがおり、宋屋も元文五年（一七四〇）に来讃している。また蕪村と親交のあった三宅嘯山も来讃して、『白鳥神社奉納句集』を出している。

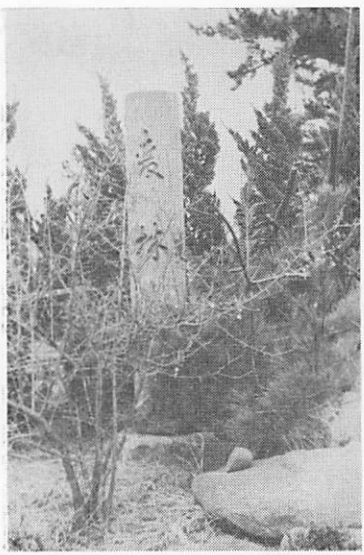

麦林翁碑

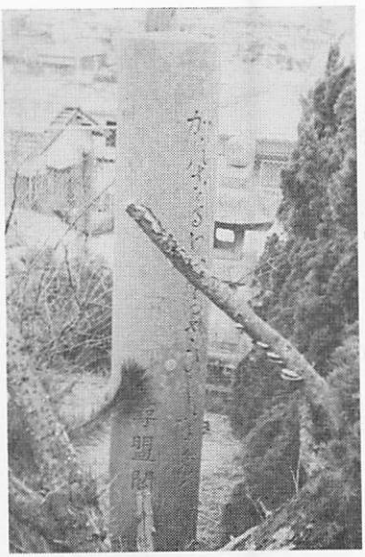

かんこ鳥句碑

伊勢派の俳人中川乙由（麦林舎）の子麦浪（麦浪舎杜菱）が明和元年（一七六四）大内郡三殿村庄屋木村成憲（通称才助・号環翠・俳号好道）の招きで来讃し、一か月余り同家で滞在し、東讃の有志たちを指導した。麦浪は、五月四日摂津布引の滝を見てから兵庫を回遊し、丸亀・琴平・高松から三殿村へ着き、七月八日、讃岐を去っている。別れのときに「鵠（かささぎ）や別れをいそぐ舟子とも」の句を残している。

中川麦浪は伊勢へ帰り五年後の明和五年（一七六八）八月十八日に没した。麦浪の門人たちが麦浪百日忌に尋盟閣に集まり盟書を作り、尋盟閣連中を結成して句会や追善法会を営んだ場所は三本松前山天満宮中腹であり、現在そこには、写真のような句碑がある。これには麦浪の父で伊勢派の祖中川乙由（麦林翁）の名句が刻まれている。

かんこ鳥われもさびしいか飛んでゆく

追善句集　麦浪の没後、木村成憲が提唱し、安永三年（一七七四）八月十八日七周忌に、広く全国から句を募集して、安永五年（一七七六）、追善句集『居待月』乾・坤二巻を大坂心斉橋柏原屋で刊行した。

乾の巻は麦浪の句集で讃岐紀行までの二八三句を載せている。坤の巻は全国からの応募句集であり、木村成憲が追悼の序文を書き、津本偸閑斉杜仙が選者になり、五七九句を載せている。この杜仙は三本松浦庄屋津本甚右衛門正命（名は教豫・号偸安）で、柴野栗山の従兄である。

『居待月』坤の巻所載の吟詠者の国別は次のとおりである。

奥州会津	八	上州前橋	一八	信　州	四
江　戸	二一	伊　勢	一六六	伊賀上野	一
近　江	四	摂　津	八	丹　後	二
播　州	二	備　前	九	安　芸	一
肥　前	五	伊　予	三五	土　佐	三九
阿　波	一四	讃　岐	一五四	大内郡	八八

これらの中で、全国的に有名な俳人の句は次のとおりである。

さみだれやある夜ひそかに松の月　　江戸・雪中庵　蓼　太

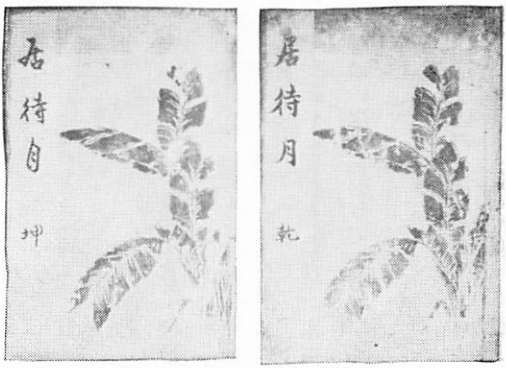

『居待月』の表紙

秋のあはれ忘れんとすれば初しぐれ　伊勢・無為庵　橘　良
堀川や柳にかくる塵芥　山城・五升庵　蝶　夢
梅咲くやふけば日のさす蔀の奥　摂津　浪花　二柳庵

尋盟閣連中として名を連ねている二八名の句の中から数句を挙げてみよう。

松見へて駒の嘶く枯野かな　三　殿　好　道（木村瑮翠）
何思ふと人にとはれし秋の暮　三本松　杜　仙（津本倫安）
魂棚やうたれて見たき麻から杖　同　麦　上（医師勝勢珍胤）

なお、このほかに三本松の俳人は、紫芝・梅居・藍水・渭水・自笑・冬松・麦風・蒲月・芦径・文静・杜静・柳花・紫霞の一三名である。

また、町田・三殿では、和水・花桂・梅鳥・指月・里白の名が出ている。

この時代に各神社・寺院への奉納句集や掲額が盛んに行われていた。町内に残っている扁額としては、水主弘海寺にあるものは墨書が判読しかねるものであるが、奉納句集として刊行されたものは次のとおりである。

『玉渕集』　安永三年（一七七四）十二月、津田の安芸文江が全国から募集した句から一一〇〇句を選び、金毘羅宮へ奉納し、『玉渕集』として刊行された。その中に、三本松連として杜仙・紫芝・蒲月・麦連・冬扇・芦径・柳江・文静・南枝・芦雪らの名がある。

どのやうな花咲く国ぞ帰る雁　　杜　仙

俳　諧　安永六年（一七七七）白鳥の川岡其水・竹内有光らが白鳥神社奉納俳句を全国から募り、応募二万六〇〇〇句余りの中から一三三〇句を、浪華五彩堂馬城の選によって選び奉納し、安永八年（一七八〇）に刊行した。これにも三本松連中一五名の句が挙げられている。

『幽間集』

さらにその後、寛政元年（一七九〇）には、三本松の花明が願主となり、藩内から**白鳥宮奉納四季発句**として募り、尋盟閣紫芝撰・額上五拾吟として掲額し、九六句は小冊子として刊行した。これにも三本松二〇名、三殿二名が選ばれているが、掲額は残存していない。

第二節　陶　芸

『讃窯記』

二代の高橋道八は、野々村仁清（にんせい）や尾形乾山（けんざん）が創（つく）り出した高雅な「京風」焼物を再興した。当時の名陶三羽烏（さんばからす）（木米・保全、仁阿弥）の一人である。その京焼の名匠を讃岐、しかも東贋（すう）である三本松に招聘できたのは、次のような事情があったためのようである。

この道八を召し焼物を焼かせたころ、これまでのおかかえ焼物師八代紀太理兵衛は、無調法のことがあり藩主から、退役を命ぜられるなどのことがあったので、このように高橋道八を召して、高松から遠く離れた三本松で製陶を命じたものかと考えられる。

（『讃岐のやきもの図鑑』二二一ページより）

ともあれ二代道八は、当町三本松に製陶のために二回来ている。その第一回は、天保三年（一八三二）で、高松藩九代藩主松平頼恕が三本松に住んでいた藩士堤治兵衛に、京都に行って仁阿弥道八を招聘してきて製陶することを命じた。堤治兵衛が藩主に命ぜられたのが三月朔日であった。道八が長男三代道八と弟子三人を連れて三本松に到着したのが、同年の四月上旬であった。

堤治兵衛は、自分の所有地である五輪の小丘に窯場（南北三〇尺・東西二一尺瓦屋重葺）を造り、他方松下の別荘の南に南北三〇尺、東西一五尺の工場を設け、北に東西二四尺、南北一二尺の楽磁窟を造って、ここで製陶を始めてもらった。陶土は支那産のものや、唐津・信楽・讃岐富田のものを使った。二回目は、嘉永四年（一八五一）三月再び堤治兵衛に道八招聘の命があった。病気中であったので村正高畑正方が代行して、道八父子と弟子三人がその四月再来して製陶した。それを伝える『讃窯記』は次のとおりである。

讃窯記

朱印

讃窯者世人謂係法橋仁阿弥及其息道八之製造陶磁器所銘標章矣其然乎有未然者也本源未究其濫觴豈説珉江大而止耳一日会堤伝太君叩讃窯縁由君莞爾拍股曰讃窯則陶(窯)在讃東本郡本村西南阜而藩主正四位中将南溟公命名陶窯是也始天保壬辰三月朔藩庁召吾先君在三松藩士小寄合堤治兵衛命蒞聘京師陶工仁阿弥道八使彼造器物也此時特賜讃窯銘字其志欲資国産明矣先君唯唯直馳京師面仁阿弥父子伝命並賜讃窯印大小五顆焉四月上澣仁阿弥父子率三弟子来築窯本村五輪小字東阜吾所有地窯場南北三十尺東西二十一尺瓦屋重葺突陰開験火所検竄所薪水瞻瞻備不足与不虞也自此窯成出物謂命讃窯而若其楽磁窟在松下街小字先君別墅墅之南区南北三十尺東西十五尺為之手工場北区東西二十四尺南北十二尺為之楽磁窟埴土場其土石者採之支那及肥前山城吾讃冨田也天保癸己正月献藩主以仁阿弥父子所造陶器焉其献品之精巧金碧絢絢者藍緑優美者高雅磊落者数十点仝村鈴木錦江画写為以巻

帙今猶存家矣先君嘗受其製法橘仁阿弥屢試陶磁也銘曰酔茗
亭又曰必良其器今存殆稀矣嘉永辛亥三月藩庁召家兄次兵衛
君（襲父称）命再董讃窯事時罹二豎諸而代以村正高畑正方董之也
其四月仁阿弥父子三弟子復来従事如故蓋係折簡招聘仁阿弥
渾自家兄留宿及工事皆用吾別墅而陶窯矣也此時仁阿弥別銘
華中亭道八亦銘清風於此正四位中将烏岡公臨観陶枝（俗曰庭焼）于
正方宅云噫乎東海三遜雖不可比吾薄命乎明治前来至乙酉五
月陶窯毀化稲田別墅壊変菜圃挙帰之他人有也感慨満胸仰思
低懐終使画匠後藤直外就窯墟図保永之毋為巻蔵之于家実昨
乙未十月也余黙聴久之曰得聞君言不敢氷解事蹟乎然則讃窯
道八が三本松で焼製した作品を天保四年正月藩主に献上した。ところが上意を得て次のように堤治兵衛が「讃窯」の窯名を頂戴した。そのことは、堤家の「記録書」に次のように記されている。

一天保四巳年八月十日御奉行処ゟ御呼出ニ而讃窯之二字ヲ
被下候　　天保四年癸巳八月吉日
陶銘　　命堤治兵衛司造陶器因
讃窯　　賜其窯名曰讃窯

これ以来三本松五輪に造られた新窯を讃窯と呼び、そこで焼製された陶磁器に讃窯又は〈讃窯〉が銘記されたのであった。もちろん仁阿弥道八父子の作品も単に讃窯と銘記したものもある。

者知非仁阿弥之製陶而為南溟公所賜之銘字復知非三五大小
銘章而為堤君所創陶窯也果信不探濫觴可説末派之大哉記以
示伝太君不知君領乎否
丙申十月此稿略成余病数月不得删正頃伝太君嘱白井十朋
氏保余怠慢再三余病少癒展敗縑端以書焉
于時明治卅年丁酉二月中澣
松圃老夫　浜務　子信
印　印

（『堤家文書』「記録書」より）

譖窯（堤家）と藩主との関係は、次のような密接な関係であった。これをもってしても「御庭焼」といわれる所以があるようである。

其後松平頼恕様御懇公様機嫌之御折ニも時々焼物御用相勤其趣例ニ被成為御吉例黒赤冨士之絵大福茶碗等献上仕候　候得共従来之御厚思ニ候間是迄ノ諸御品ハ為冥加献上仕候義ニ御座候

右是迄献上仕候焼立ノ内ニハ金色絵彩色品等御国産ニ無之品柄多数之諸事新焼出来ノ事　入用凡是迄ノ費用入用相成　後此上御焼物被仰付候様奉願候

（『堤家文書』「記録書」より）

藩主への献上品は、仁阿弥父子の作品ばかりでなく、八世堤治兵衛の作品もあったのであろうと考えられる。それは、治兵衛が道八から次のように製陶技術の伝授を受けている。

先君（八世堤治兵衛）嘗って其の製を法橋仁阿弥に受け、屢陶磁を試みる也。銘して曰く酔茗亭又曰く必良（前掲『譖窯記』より）。「酔茗亭」という銘は仁阿弥道八から譲り受けたものである（小学館『世界陶磁全集　6』「江戸後半期の京焼作家」二六九ページより）。

その伝授目録が次のように堤家の「記録書」に書き込まれている。

上包

磁器伝法

目録

朱印　目録

文　奉書二ツ折

一染付　口伝

陶器伝法

一青磁　口伝

一安　南　口伝　仮伝授者也如件

一南　蛮　口伝　天保三壬辰孟冬

一高　麗　口伝　高橋法橋仁阿弥　朱印

一赤　絵　口伝　光　時　法橋道八

一金銀焼付　口伝

右七種伝法仍懇望

堤　治兵衛殿

（『堤家文書』「記録書」より）

なお堤家が累代作陶して献上を続けていたと考えられることが、堤家「記録書」の「十一世堤治兵衛経敏」の中に、弘化二年（一八四五）二月二十一日先代の忠勤による加増のおおせつけに続いて次の記録がある。

手製ノ陶器近頃格別御用不申付候得共追々御用可被仰付候　間無滞出来候様可致候

このように堤家累代が経営した讃窯であったが、前掲の『讃窯記』でみたように、明治十八年（乙酉）の五月には「陶窯は毀れて稲田と化し、別墅は壊れて菜圃に変じて」いる。弘化二年（一八四五）には御庭焼として用をもっていたのであるが、明治の変革がこの讃窯を滅したようである。

道八の作風　讃窯における道八の作品の評価を『大川郡誌』は、次のように記している。

讃窯ハ当時営利ノ為ニ製セルニ非ザレド其ノ声価遠近ニ　精巧無比ナルヲ察スベシ

轟キ薄茶茶碗一個銀五両ノ領収書今ニ存スルニヨリテ其ノ

道八の作風については、河原正彦氏が「江戸後半期の京焼作家」と題して「仁阿弥の作風」として述べているの

で、それを拝借してみることにしよう。

仁阿弥の作風

仁阿弥道八の作風で主調をなすものは、いわゆる日本調のものであり、前期京焼の復活でもあった。もちろん時流のおもむくところ煎茶器や中国陶磁・朝鮮陶磁の写しものも手がけているが、彼の代表的な作品とみなされるものには、器の内外を桜と紅葉で埋めた雲錦手鉢や雪笹手鉢、桜や紫陽花、菊絵など乾山風な透鉢や手付鉢などの鉢類があり、また仁清風な秋草文茶碗や流釉や片身替双耳の水指などが知られているが、雅趣豊かな抹茶趣味のものが圧倒的な量を占めている。種類も実に多彩で仁清写、乾山写を基調とし、楽焼茶碗や光悦写、空中写を加え、桃山時代以来茶碗の中では大きな位置を占めてきた高麗茶碗の写し――刷毛目、三島、御本、蕎麦、伊羅保や鶏竜山や絵高麗写までも手がけ、さらに南蛮芋頭、南蛮締切などの焼締ものなども仁阿弥の重要な作域の一部をなしている。

たしかに仁清や乾山の写しは、木米や宝山文造、永楽保全、和全など当時活躍した陶工たちも同様に手がけているが、本歌のもつ芸風を充分に咀嚼しつくした上で、そのもののもつ雰囲気によく迫っているという点では、仁阿弥道八の作品は、彼らのものよりはるかに群を抜いているであろう。また、仁阿弥の楽茶碗や楽焼の作品については、彼自身の芸風にもかなったためか、特に安定した作域を示しており、当時における楽本家の了入や旦入をしのいでノンコウ（道入）にも迫るものがあると評され、なかでも絵のある茶碗・立鶴・蝶・不二山などは仁阿弥の名物的なものとなっている。

ところで、仁阿弥道八には、これら初期京焼の抹茶器の写しのほかに顕著な特色をもつ作品群がある。それは陶彫、つまり彫塑的な作品である。この陶彫・彫塑的なものも仁清や古清水以来の伝統的な京焼の特技であったが、軟陶を用いて写象・写質をも巧みに行なっている。一般には「ひねりもの」と呼んでいるが、仁阿弥のそれは人体や禽獣の姿をリアルに追求しており、これまでの彫塑が形骸、形を模しているだけなのに比べて、生き生きとした姿体の表現、形態・表情などの表現によって対象の内面的なものまでも見事にあらわしている。それは、竹隠和尚坐像の写

実的な作品にも結実しており、道八と親交の深かった大中院の住職竹隠和尚の人柄を巧みにあらわし、さらにこの作品は和尚を眼前に坐らせて造形したものともいわれている。寿老人や寿星、布袋和尚像などには、慈悲あふれる福相が巧みにあらわされ、さらに乙御前（お福）や狸・鹿・雁・子雀などの香合、雷根付などには、彼特有のユーモラスな表現がなされている。

とくにこうした人物表現もさることながら、動物の姿を写しても巧みで、黒楽猫手焙などは黒猫の毛並の艶をあらわすために銀彩を全体に施し、また白楽羊手焙では柔らかな羊毛をあらわすために透明釉をわずかに抑え、細かな細線を彫り込み重ねて、その質感を表出している。また、猿の置物や亀香炉なども迫真の気迫をもっており、京焼陶工の中では群を抜いた陶彫の名手とすることができよう。

（小学館『世界陶磁全集　6』河原正彦「江戸後半期の京焼作家」の二六八ページより）

道八の銘印　道八が用いた銘印は、次のように多様である。相当数の贋造品もある。代表的な銘印は、次ページのとおりである。

そのほかに、次を使用した。

清　風　　法橋仁阿弥　　法螺山人　　松風亭　　酔茗亭（後堤治兵衛に与える）

また御庭焼の指南に出ては、次の窯銘を使用した。

露　山――文政七年西本願寺御庭焼

偕楽園・仁阿弥の並銘――文政十年紀州御庭焼

一方堂――天保年間京都嵯峨での角倉玄寧のために焼く

岡　崎――薩摩侯のための京都岡崎での御庭焼

なお二代道八は写し物の達人で好んで仁清（にんせい）・乾山（けんざん）を写した。それには銘印まで写したので、箱書きがなくなれば、本歌で通用するほどである。

（全國社『日本陶器の鑑定と観賞』・草薙金四郎「讃窯道八について」より銘印を引用する）

道八の系図　初代道八は、高橋周平光重といい、伊勢鈴鹿郡亀山石川侯の藩士高橋八良太夫の次男で石川侯に仕えていたが、二五歳のとき（宝暦年間）京に歴遊して、三条粟田口で製陶を見て感銘した。後同地に転住して窯を開いている。

その後文化八年（一八一一）二代道八が粟田口から五条坂大谷前西落へ窯を移し間もなく一町ばかり西の仏師仲町に移った。歴代華中号道八を名乗る名家である。文政九年（一八二六）九月、御室仁和寺の宮様から「法橋」に叙せられ、特に同宮様

の御意に叶い「仁」の一字を賜った。醍醐の宝院の宮様からも「阿弥」の号を賜った。そして高橋法橋土師仁阿弥と号した（雄山閣『陶器講座』第二四巻仁阿弥道八より）。

道八系図

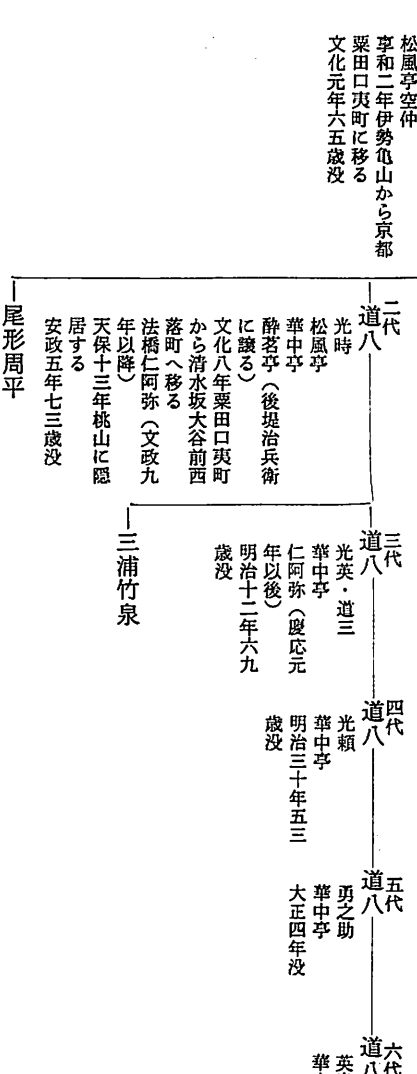

道八書簡

財団法人鎌田共済会郷土博物館の『郷土博物館陳列品解説』には、七通の書簡が収載されている。

嘉永四年（一八五一）再度の三本松での製陶時は、堤治兵衛の罹病のため高畑正方が世話に当たっ

たのであるが、高橋家と堤家の関係は続けられていたとみえて、七通の書簡（多くは年月のみを記している）のうちに明治十六年七月のものがある。

ここには天保七年（一八三六）の手簡（鎌田共済会郷土博物館が写しを蔵有するもの）を掲げておく。

仁阿弥手簡

御細書之御手面被下寛々拝読仕候暑暖之節に御座候処御揃御勇健ニ被成御勤候由承大悦至極ニ奉存候此度も御遠方之処不相替為年始御祝儀御鏡餅二重大鯛壱尾金子壱両右結樽に御恵贈被下候段深難拝受仕候乍併御叮嚀之御儀痛入候義奉存候且又御眼気之御様子承り候処矢張未御同篇之由さそさそ御退屈可被成と奉察入候扨亦昨年以来与兵衛義も御地へ罷出候所色々御懇情に御世話被下成其上爰元まで以御使者御送届け被下候段奉恐入候種々御伝言何か御厚き御思召御仰之御趣つふさに承知仕候何分御存知之通り取わけ愚昧之人物故利害相分り不申扨々困り入候事に御座候乍併御地へ向け参り居候義を承り実は皆々安心仕居候事に御座候何分一先御帰し被下候故世間ていききも相立大悦仕候又々与兵衛義も殊に此度も大に御恩を受け色色御世話なし被下候事故於貴家様相応之御間に合候事も有之候はば無御遠慮御申越可被下候幾重にも厚御世話なし被下候義家内一統大慶仕候猶又庄三郎様へも篤と御咄何かの御礼呉呉も申上置候間宜敷御聞取被下度奉願上候此節に浪花ゟ大勢人参り居大に取込居申候而万事行届き不申諸事失敬仕候段御高免奉願上候猶又後便可申上候先は右之段申上度如件御座候

早々頓首

三月十八日　　高橋道八

堤　治兵衛様

尚々乍末筆御隠居様初御一統様御方々へもよろしく奉願上候別紙さし上不申　南堤様赤澤様へも宜敷奉頼候

（鎌田共済会郷土博物館蔵『道八書簡』より）

当町に残る道八の作品

伊羅保水指　仁阿弥作　赤沢正寛氏蔵

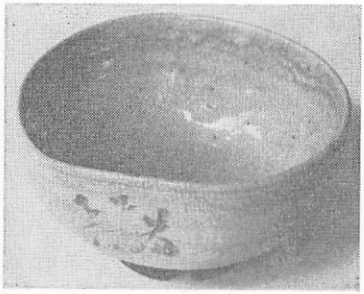

桃山御本　茶碗　仁阿弥作
赤沢正寛氏蔵

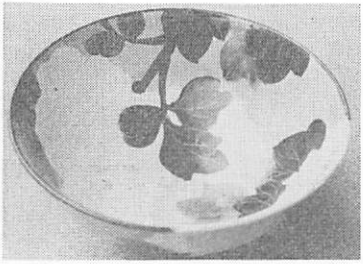

三本松小学校蔵

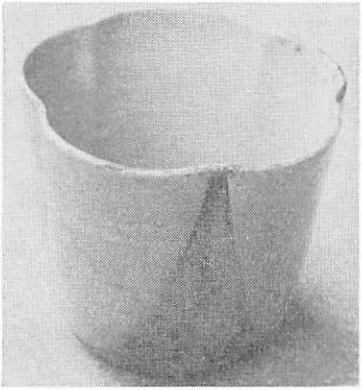

水指　三本松小学校蔵

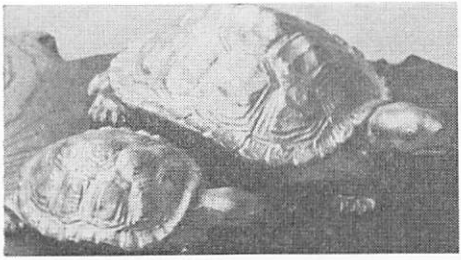

金箔を貼った亀　三本松小学校蔵

原　稔氏蔵

第六章　宗　教

第一節　序　説

近世における宗教はいろいろ角度をかえて考察する必要がある。増阡をピークとする中世における真言宗寺院の隆盛、それが十河存保及び長曾我部元親の讃岐侵略さらに秀吉の四国統一、九州征伐をおえて、生駒・松平と大名領石制を確立した。封建制下のこれらの寺院の動向を考えなければならない。

キリシタン大名小西行長の領地小豆島を中心とするキリシタンの讃岐の布教、秀吉の禁教令に始まり、家康・家光に至る再三の禁教令と切支丹人別帖あるいは宗門改めと将軍・大名・農民に至る身分制度の確立にもふれなければならない。

旧寺院・切利支丹の問題を近世宗教における陰の部分とすれば、戦国時代から江戸時代における一向宗寺院の創建・興隆、さらには白鳥神社を中心とする松平藩の庇護・崇敬は陽の部分として話題豊かに考察しなければならない。

そうして、我々は庶民の信仰として、お伊勢参りを中心とするお伊勢講・庚申講・地蔵講など、また四国八十八ケ所巡礼遍路もとりあげたい。

第二節　真言宗寺院

与田寺は、医王山虚空蔵院といい、真言宗御室派中本寺であり、七談義所の一つであり、弘法大師の再来といわれる増叶僧正の出現によって隆盛を極めた寺である。しかし、天正年間には兵火に遭い、堂宇その他灰燼に帰した。さらに仙石秀久が国守になると寺領を没収した。これには多くの寺領と僧兵を擁したため、その権力をそぐ必要があったからだといわれている。生駒親正は天正十五年讃岐一五か院を定め、与田寺をその中に入れた。元和年間（一六一五～一六二四）僧意法印が勧進して寺を修理したが、寛永十七年失火で本堂・護摩堂・仁王門・鐘楼門を残しすべて烏有に帰した。寛永十九年松平頼重が讃岐の国に入ると、増遍が頼重公に上申嘆願した。二十年を経過して二〇石の寺領の寄進を受けた。つづいて讃岐一〇か寺に加えられた。寛文五年（一六六五）御室仁和寺直末となり、引き続き享保年間に仁和寺から相承院の院跡兼帯をおおせつけられ、天保十一年には仁和寺から清浄院の永院の号を賜った。

松平家は浄土宗・天台宗を特に加護した。それは将軍家の意向をくんだものであり、当国においては、勝法寺を中心とする真宗興正派に頼重以来深い関係を持っていた（このことについては後述する）。

釈王寺は与田寺と同様に古い名刹で仁和寺末中本寺であった。虎丸城主安富氏から寺田寄進を受け隆盛を極めたが、天正年間（一五七三～一五九二）兵火に遭い、さらに江戸時代享保年間（一七一六～一七三六）にも失火で大半を焼失した。

与田寺・釈王寺とも程度の差はあれ、法灯を維持するのにいっぱいで苦渋の時代であったといえよう。

第三節　キリシタン禁教と宗門改め

天文十八年（一五四九）八月十五日、キリスト教イエズス会宣教師フランシスコ・ザヴィエルが鹿児島へ来て、島津貴久に拝謁して国内布教の許しを受けた。これがキリスト教渡来の発端である。さらに永禄十二年（一五六九）四月織田信長はフロイスに布教の許可を与えた。彼は仏教僧侶とくに山門や一向一揆を敵視し、キリスト教にその対抗的役割を与えようとした。当時彼が持った胸算用は、彼らの文化の吸収と貿易の妙味を計算に入れたものであった。秀吉も当初信長の方針を踏襲していたが、天正十五年（一五七三）六月突如、ガスパ・コユリョに使者を出し、伴天連追放令を出した。

定

一日本ハ神国たる処きりしたん国より邪法を授之儀太以不レ可レ然候事

一其国郡之者を近付門徒になし、神社仏閣を打破之由、前代未聞候、国郡在所知行等給人に被レ下候儀者、当座之事天下よりの御法度を相守、諸事可レ得二其意一処、下々として猥義曲事事

一伴天連其知恵之法を以心さし次第ニ檀那を持候と、被二思召一候ハバ、如レ右日域之仏法を相破事、曲事候条、伴天連儀日本之地ニハおかせられ間敷候間、今日より廿日之間ニ用意仕可二帰国一候、其中ニ下々伴天連に不レ謂族申懸もの在レ之ハ、曲事たるべき事

一黒船之儀者商売之事候間、各別候之条年月を経、諸事売買いたすべき事

一自今以後仏法のさまたげを不レ成輩ハ、商人之儀ハ不レ及レ申、いづれにてもきりしたん国より往還くるしからず候可レ成二其意一事

巳上

天正十五年六月十九日

（『松浦文書』）

（吉川弘文堂『史料による日本の歩み　近世編』五一ページより）

秀吉はキリシタン禁教をしたが、一面黒船貿易を奨励したのでその取り締まりは不徹底であり、布教活動は一向にとまることをしらなかった。家康が天下をとると貿易に力を入れたために、キリスト教布教活動にあえて口をはさまなかった。キリスト教諸派の布教はエネルギッシュでしかも貪欲で、伝道の範囲も九州・畿内・四国・中国はもちろんのこと奥羽・蝦夷にまで及んだ。信徒の数も慶長五年（一六〇〇）には三〇万人、慶長十五年には七〇万人に達したといわれている。

ここで讃岐の国へ目を転じてみよう。キリスト教伝来は永禄年間（一五五八～一五六九）である。伴天連フロイスとイルマンアルメイダは永禄七年（一五六五）豊後から都の布教をたすけるため瀬戸内海を通り、塩飽本島泊浦に寄港し布教した。小豆島は安富氏の所領であったが、秀吉が四国平定し、直轄領とした。そうして天正十三年その管理をキリシタン大名小西行長（アゴスチノ）に委ねた。行長は天正十四年大坂でコユリョに一司祭を小豆島へ派遣されたい旨を申し入れ、大坂神学校の一司祭グレゴリオ・セスペーデスが任命派遣された。セスペーデスの小豆島布教を記した書翰では「小豆嶋にはキリシタン一人もなく、我が聖教に付いては少しも知らなかったが、日本人イルマンの説教を聴かし、第一日には百人を越える聴衆があり、半数以上がキリシタンになりたいといい……一ケ月もならないのに千四百を超える人達が洗礼を受けた」と報告されている。

小豆島はキリシタン国の観を呈した。天正十五年六月十九日秀吉の突然の切利支丹禁教令はキリシタン大名高山右近の身にも及び、転教に応じず、迫害を甘受することを決し、姿を消した。右近は行長を頼って小豆島へやって来た。中日本布教長のオルガンチーノも小豆島へやって来ていた。行長も躊躇(ちゅうちょ)したが、結局隠れ家を提供した。五畿内のキリシタンたちもこれらを知って小豆島を訪れたらしい。小豆島と大内郡は舟の往来がしげく行われていた関係上、大内郡にもキリシタンになったものが多数あったようだ。オルガンチーノ、高山右近が小豆島で一年を経た。肥後佐々成政が失政から領地を奪われ、その所領が小西行長と加藤清正に分与された。小豆島に安息所を求めて移住して来たキリシタンたちも保護者を失っては、もうここも安全な場所ではなく、行長に随って肥後に移った。しかし、島民や讃岐本土では江戸時代に至るまで、多くのキリシタンがいたのは事実である（松田毅一著『小豆島とキリシタン』ほか）。

さて、家康は慶長十八年（一六一三）十二月キリシタン禁令を天下に発布し、全国的弾圧にのりだした。翌年には宣教師及び高山右近・内藤如安らをマカオ・マニラに追放した。家康をキリスト教禁圧に向かわせた大きな力は、一つには慶長六年（一六〇一）以降日本に現れた新教国オランダ・イギリスの影響がある。この両国はポルトガル・スペイン両旧教国におくれて東洋に進出して来たので、先進国を追いのけようと激烈に争った。そこで機会あるごとに幕府に対し、カトリック教国の危険性を説いた。元和二年（一六一六）キリスト教禁止をさらに行った。以後幕府はしばしば諸藩に命じ、禁教を厳重に行った。そうして島原の乱（寛永十四～十五年＝一六三七～八）後禁制を厳重にし、徹底的に信徒の探索を組織的に行い、宗門改め役を置いて、多額の賞金をかけて、宣教師信徒を訴えさせその徹底を期し、寺請制度と宗門人別帖の作成をし、政所・組頭・五人組頭までが押印証明し、寺

院に治安警察的役割を果たさせた。幕府の「宗門改記録第九文書」によれば、

「讃岐国

松平右京大夫（二代頼常）領分高松より宗門多出由候　内待一両人も出申候」

とある。正徳元年（一七一一）讃岐に建てられた「切支丹宗門訴人札」は次のとおりである。

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審成者これあらは申出すへし　御褒美として

ばてれんの訴人　銀五百枚

いるまんの訴人　銀三百枚

立かへり者の訴人　同　断

同宿並宗門の訴人　銀百枚

右之通下さるへし　たとい同宿宗門之内といふとも申出る品により銀五百枚下さるへし　かくし置他所よりあらはるるにおいては其所之名主並五人組迄一類共に可レ被レ行二罪科一者也

正徳元年　五月

奉　行

寒川郡志度では寛永十一年（一六三四）八四人もが逮捕され、転宗して真覚寺預けで檀家となった記録（志度町真覚寺記録）がある。さらに寛永二十年の『英公の実録』にも切支丹信者逮捕の記述があり、多くのキリシタンがいたようだ。大内郡もいまのところ記録が発見されていないが同様であったと考えられる。切支丹から転向した者を「ころび切支丹」といい、前科者と同様厳重に監視され、行動も制限されたため、収入も少なく生活に困窮し

た。そこで松平藩も藩主の許しを得て、大麦をそれらの者に与えている。大内郡水主村政所麦請取渡し人　大山太郎左衛門・水主村類族与右衛門　大麦八斗とあり、元禄時代にころび切支丹がいた記録（『志度政所文書』）が残っている。また切支丹を調べた「高松藩切支丹宗徒人名録」では転向者の配偶者・父母兄弟など類族の徹底的な監視が行われ、毎年六月と十一月に類族改めをし、四代の子孫にまで及ぶというきびしさであった。大内郡水主村　市女の族の記録が残っている。

なお「ころぶ」とは切支丹信者をつかまえて、二重の俵に入れ、縄でしばりあげ、積み重ねておき、苦しみにたえかねて、転宗したものを「ころんだ」といって助けられたことに始まった言葉である。

婚姻・奉公・移住するときに証明書としてだされたものを送り手形といい、旅行などの場合を往来手形、また航海のとき必要なものを、浦手形又は浦証文という。

送り手形の例

一札の事

那珂郡苗田村西

勘　吉

女房　石

右之者代々真言宗にて拙僧檀家に御座候所勝手に付其御領内西村江引越申ニ付旦寺御旦家に御加え可被下候為後日寺送り手形仍如件

文化八年

未五月

大内郡与田

虚空蔵院

御持衆中

（『与田寺文書』）

往来手形の例

往来寺請手形之事

一女壱人　讃州大内郡水主村　　たね

右之者宿願御座候に付此度四国辺路に罷出申候　所々御番所無相違御通し被成可被下候
元行暮候節者宿等被仰付可被下候　万一此者何国にて病死仕候共此方へ御付届けに及不申御慈悲を以其所にて御取捨被遊可被下候

宗旨の儀者代々真言宗にて則拙僧旦那に紛無御座候　為後日往来寺請一紙如件

讃州大内郡水主政所　大山太郎左衛門　㊞
同国同郡同村　円光寺　㊞

寛政六年　寅二月

国々御番所衆中　様
同　御庄屋衆中　様

（『大山家文書』）

船往来手形（浦手形）の例

覚

一讃州三本松浦次兵衛商船拾八端帆船頭加子共拾五人乗宗旨之儀者代々真言宗三本松浦之者ニ紛無御座候往来無相違御通可被下候為後日仍而如件

高松中将領内三本松浦役人

河野忠六

寛政元酉年四月

御番所衆中

（『津本家文書』）

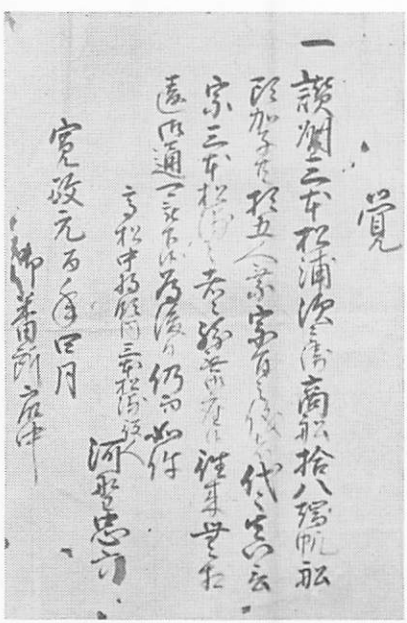

浦手形『津本家文書』より

宗門人別帳の例

寛保二戌年三月十二日大内郡　水主村　切支丹宗門御改帳

中筋村

水主村

人数五人内　三人男　　五人組　伊右衛門　㊞

弐人女

わけ

(寺印)　一伊右衛門　歳五拾七　(寺印)　一女房　歳四十八

(寺印)　一男子菊弥　歳弐拾六　(寺印)　一女子　きよ歳弐拾

（寺印）　一男子三平　歳拾

右之者伊右衛家内拙僧旦那にて御座候

大内郡三本松村一向宗　勝覚寺　（寺印）

今度切支丹宗門就御改水主村中筋村中穿さく仕候得共切支丹宗門之者壱人も無御座候則旦那寺之判其人之名之上為押指上申候若不奥儀仕切支丹宗門之者有之候と脇々より訴人御座候者政所組頭は不及申上其五人組中如何様之御法度にも可被仰付候為後日仍如件

寛保二戌三月十二日

大内郡水主村政所

大山太郎左衛門

組頭　茂吉
同　伴蔵
同　茂次郎
同（中筋）　兵右衛門
五人組　伊右衛門
同　甚太夫
同　庄兵衛
同　久左衛門
同　吉兵衛
同　半左衛門

同　　久七郎
同　　小三郎
同　　彦兵衛
同　　徳兵衛
同（中筋）　三左衛門
同（中筋）　市次郎

今度宗門就御改拙僧共旦那分其人々之名頭判形仕指上申候若判形之内切支丹宗門之者於有之者拙僧共如何様之曲事にも可被仰付候為後日仍如件

大内郡中筋村　真言宗　虚空蔵院　○
同　水主村　真言宗　円光寺　○
同　白鳥村　真言宗　千光寺　○
同　三本松村　一向宗　勝覚寺　○
同　郡引田村　一向宗　善覚寺　○
同　郡入野山村　一向宗　三宝寺　○
同　郡馬宿村　一向宗　西光寺　○
同　郡東山村　一向宗　正行寺　○
三木郡氷上村　一向宗　遊成寺　○
同　郡同　村　一向宗　常光寺　○
寒川郡津田村　一向宗　光西寺　○

三木郡平木村　一向宗　常満寺　○
寒川郡田面村　真言宗　阿弥陀寺　○

宮脇理兵衛殿

右之通拙者共立合改申所実正也仍如件

宮脇理兵衛手代
三宅八兵衛　○
宮脇理兵衛手代
碓井甚八　○
大政所
日下佐左衛門　○
同
大山太郎左衛門　○

宮脇理兵衛　○

右之者共申付改させ申候　以上

三宅四郎左衛門殿
蒲生佐左衛門殿

（『大山家文書』）

第四節　一向宗寺院

親鸞聖人が開いた浄土真宗は、下野高田の専修寺を中心とする派と京都東山大谷の本願寺派・仏光寺派・三門徒

などと分かれ、二世紀を経過した。血脈本願寺八代目蓮如が法主となった長禄元年(一四五七)は土一揆と飢饉があいつぎ、その上本願寺の勢力は仏光寺に比べてまことに微々たるものであった。当時の本願寺の衰退ぶりをみて、「名帳絵系図」で隆盛を極める仏光寺派へかわる寺院も相当あったと記録されている。

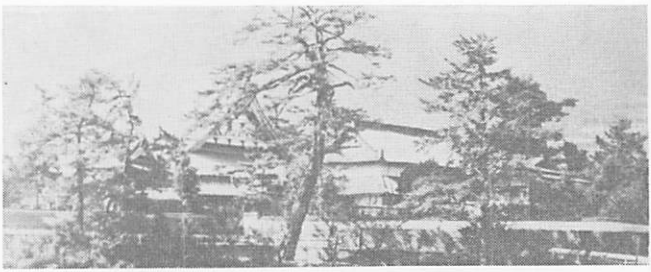

安楽寺（四国浄土真宗のメッカ）
旧興正寺派（現本願寺派）

このようなとき、四三歳で法主の地位についた蓮如は、専修寺や仏光寺の教えは親鸞の教えと違う間違ったもので自分こそ血脈であり正当の教義を行えるという自信を強め、大衆に対するエネルギッシュな布教を行った。その教えは「御文」の作成・付与と講の組織化であった。「御文」は文字も読めない人々にも読んできかせればすぐ分かる平易な文章で懇切丁寧に書かれている。そしてそれが門徒たちによって書き写され、次から次へと口誦されていった。また蓮如は、

本願寺（本山）――末寺――道場

という中央から地方に至る組織系統を確立した。又布教も大衆というよりも村の支配的身分の人たちをとりこにし、封建的身分制にしばられた村落社会におもみをもたせ、それを通して民衆一般に浸透させたのである。

さて、讃岐国の一向宗伝播については、未研究の域を出ないが、蓮如に帰依した仏光寺一四世経豪（興正寺一世）が仏光寺門徒を率いてその教団に加わったところから考えを起こさねばならない。氷上常光寺・阿波郡里安楽寺はもと

もと天台宗寺院であり、途中から一向宗仏光寺派に移ったとある（寺伝）。また、現存する二、三の寺院の縁起から、その当時仏光寺派寺院が讃岐の国にあったことが推測される。興正寺二世蓮秀は本願寺一〇世証如をたすけ、本願寺教団確立に献身的努力をし、門下の端坊や東坊を西国に巡化させ、「御文」や「光明本」等を下付して、独自の布教活動を行い、中国・四国・九州地方に興正寺門徒を加入させ、また従来の仏光寺派寺院の多くを傘下に収めた。橘詰茂氏がいうように（「石山戦争期における讃岐一向宗寺院の動向」）、瀬戸内海岸は本願寺派で、山手は興正寺派であったというのは非常に根拠がうすく、くだって延享三年（一七四六）二月所司代提出の「興正寺末寺記録」によれば二〇〇〇余か寺のうち、

安芸　三二八　　長門　一五〇

周防　九九

とあり、安芸門徒が本願寺門徒であったと推測できない。本願寺教団の確立は蓮如の畿内・北陸を中心に、その上に仏光寺一四世経豪（興正寺一世）さらに興正寺二世蓮秀の四国・中国・九州に広がった仏光寺派と新興正寺派の門徒の力をかりて成り立ったのである。さて、讃岐国への一向宗伝播は非常に古く仏光寺を中心に行われ、それが阿波三好氏さらに十河氏の関係で、

安楽寺系　興正寺→安楽寺→安養寺→末寺　興正寺→安楽寺→東光寺→末寺

常光寺系　興正寺→常光寺→末寺

と構築されたとみられる。本願寺直末は数か寺あったとしても、ほとんどこのラインにのったとみるべきだ。安楽寺をもって、讃岐一向宗の創設というより、興正寺派の教線拡大とみることが、本願寺・興正寺二百年の確執の歴

史からも自然に思えるし、各寺の創建者の生没からみてもいえるのではないか。また勝法寺が生駒藩前後から強力な寺院として登場し、大和の国の武士が当地へやって来て創建したと伝えられ、どうも仏光寺派寺院であったらしいということも、これからの研究課題である。安楽寺が三好氏や蜂須賀氏という国守とつながっている事実も一向宗伝播の研究に欠かせないことだ。

勝覚寺（正覚寺）　さて、天正四年三好氏落城のとき、その家臣赤沢信澄守討死し、その長子正本が菩提を弔うため、古い安楽寺末寺帖にも小砂正覚寺とあり、追加の記事にも三本松正覚寺とあり、創建も寺伝による天正年間が正確といえそうだ。安楽寺末寺となったのは、阿波三好氏の関係であろうと思われる。九代目願故のとき貞享元年（一六八四）三本松の現在地へ移転した。港町三本松の発展とともにその勢力をひろめ、寺院としての体裁を整えた。さて旧寺院と同じく、一向宗も組織化され、

本山―中本寺―末寺―末寺

興正寺・本願寺の二百年にわたる確執は別として、興正寺も末寺の確立を行った。延享三年（一七四六）二月所司代へ提出した記録では興正寺末寺約二〇〇〇余か寺で、本願寺全末寺八三五九寺のうちの約四分の一を占め、興正寺持分となっている。ちなみに、

讃岐　七七　阿波　四一　伊予　三
安芸　三二八　備後　四

とある（千葉乗隆編『興殿諸記』及び徳島県『郡里町史』より）。

讃岐の国は前述の如く、安楽寺系、東光寺系、常光寺系となっている。大内郡・寒川郡では安楽寺末安養寺末一九か寺の中に馬宿西光寺・引田善覚寺・三本松勝覚寺が含まれている。「安楽寺文書」をはじめ、「興正寺資料」によれば、江戸時代中期ごろこれら末寺が中本寺から離末し、本山直末になっている例が多く見られる。これらは、一つには末寺より直上寺に対するいろいろな負担逃れもあろうし、本山の直末になることによる寺格の格上げもあったものと思われる。それは、本山にとっても財源的にも、さらには組織的にも好都合であったに違いない。

安楽寺文書　離末証文

一札之事

一其寺唯今迄当寺末寺ニ而有之候所今度得心之上其寺並其寺へ附置候下寺共永代令離末候処実正ニ候然ル上ハ自今以後本末之意趣毛頭無之候尤右之段御本山へ当寺ゟ御訴申上候義相違無之候仍而為後日如件

宝暦七丑年　　阿波　安楽寺

讃州高松　　安養寺

この離末証文をみるかぎり、離末は簡単なようだが、現実にはそうでなく多大の金銭の授受を要した。勝覚寺は数代にわたって、安楽寺からの離末を試みたが中々実現せず、さきに馬宿西光寺・引田善覚寺が離末できたのに力を得て、善覚寺住職の斡旋で安楽寺さらに安養寺から離末を図った。その経過は「勝覚寺離末取遣り覚書」に詳しいが、そのときに要した費用をここに記してみよう。なおそのときの離末は津田光西寺・富田徳勝寺・三本松勝覚寺の三か寺である。

二月八日ニ右三ケ寺並ニ善覚寺御同道ニ而阿州へ入込申候　尤安楽寺へ之進物並金割持参候分左之通

一銀拾五貫目　　最初ニ善覚寺へ申込候分　　勝覚寺

一同六百六十七匁　辻、阿州表相済候処五百両、六十目かへとして三拾〆目也

内拾五〆目勝覚寺拾貫目ハ寒川二ケ寺三〆目ハ安養寺也　此分〆弐拾八〆目残り弐〆目三ケ寺へ割、壱ケ寺分此之通

一同壱〆六百七拾目　安養寺ゟ三〆目出申候分辻四百五拾両之割弐百五拾両分此方ニ取カへ残弐百両分二ケ寺ゟ取カへ證候　追而遅進之時分此銀受取申候

合拾七貫三百三拾目

一銀五貫目　　初メ善覚寺へ申込候分　　徳勝寺

一同六百六拾七匁　弐〆目三ツ割壱人まへ

一同六百六拾七匁　安養寺取カへ分

〆六貫三百三拾四匁　　光西寺

一銀五〆目

一同六百六拾七匁　三割銀也

一同六百六拾七匁　安養寺へ取カへ銀也

〆六貫三百三拾四匁

惣合三拾貫目　六拾目金ニシテ　五百両也

一酒三升焼杉（ママ）五本入壱箱樽ハ流樽　　安養寺ゟ安楽寺へ

但し樽酒ハ此方へ頼参り候而此元ニ而調遣候　追而御銀受取申候分

一干菓子　一折勝覚寺徳勝寺光西寺三ケ寺として安楽寺隠居へ送ル
但し御銀七匁三ケ寺割ニ成候分
一飛さや帯　壱筋　三ケ寺ゟ安楽寺弟子へ送ル　但し御銀三匁三ケ寺割ニ成候分
一白銀壱包宛　安楽寺弟子へ送ル　但し三ケ寺割に成分
一　円光寺へ送ル　但し三ケ寺割に成分
一　浄念寺へ送ル　三ケ寺割に成分
一焼杉三本入扇子壱箱ヅツ　三ケ寺ゟ安楽寺へ進物

これほどの贈り物をし、さらに寺社奉行に届け出をし、安楽寺から興正寺讃岐留守居勝法寺へ離末届が出されている。しかしこの離末の件についても興正寺本山に指図をあおいでいなかったということで、本山から呼び出しを受け上京し、改めて御本山へ贈り物をし宝暦七丑十一月に離末を許されている。港町として栄えた三本松勝覚寺の檀家にも、五〇〇両のうち二五〇両はあまりにも多額の金子であり、頼母子をしたり、古布を売ったりして調達している。

第五節　白鳥神社

小径の片隅の曼珠沙華がゆれている。お辞儀をするように風にゆれている。道しるべが顔を覗(のぞ)かせる。右へんろみち、左しろとりみち、達筆の上に風化も手伝って心の和む思いがする。江戸時代白鳥神社は「しろとりさん」の愛称で西の「こんぴらさん」と並んで神社信仰の双璧であった。生駒藩が白鳥八幡とか白鳥明神という名前で寺領

二〇石を寄進しているところから、戦国時代には、かなりの社を構えていたと考えられる。原間池西岸南に小さい祠があり、それがもとの白鳥神社のあとであるとか、現在お旅所となっている帰来の社が白鳥神社のあったところであるとか、さまざまな説がでている。江戸時代初期にはすでに現在地に近いところにあったに違いない。

寛文四年（一六六四）初代高松藩主松平頼重がこの古社を拡張再興した。諸説あるが当時の白鳥八幡の宮司を追放し、京都から卜部兼古（猪熊千倉）を迎えて神主とし、翌五年には幕府に乞うて、朱印地とし、社地や帰来村の地高二〇〇石を神社に寄進した。また頼重自身も白鳥宮三六か条を定め、神社の管理その他について細かい規定をおり込み、西讃の金刀比羅宮、仏生山の法然寺とともに当社を東讃での拠点とした。歴代藩主も崇敬厚く、讃岐国はもちろん、阿波国にも白鳥講が作られ、永く続いている。三本松村・原間も氏子として旧四月四日からの春祭り、旧九月四日からの秋祭りに参加した。江戸時代後期には、三本松・白鳥・湊村などの糖業の隆盛はいやがうえにも、白鳥宮の名を高め、谷口蕪村・池大雅など文人・俳人等が多く来讃白鳥宮を参拝逗留（とうりゅう）した。また船路で撫養へ渡り、白鳥宮を参拝して一泊し、金比羅参りに行くのが当時の観光コースであり、砂糖成り金が京・大坂の文化人を多く招いた。

第六節　民間信仰

伊勢講

御師（おし）の全国的活躍により伊勢参りは全国的に普及した。大内郡では、やはり江戸中期以降、伊勢講が多く出来たものと思われる。現在、馬篠に伊勢大講・伊勢小講が残っている。古い記録は散逸さ

れているが、明治から今日までの記録があり、大体の講の様子を知ることが出来る。大講の場合、構成員は三〇名であり、三〇の家で構成され、新家が出来ても講に入ることが出来ず、また素行の悪い者、講に長期欠席の場合は除名できるようになっている。

伊勢講には山林と畑の共有財産があり、講の運営は山林の材木の売却代金、大束・松葉の売却代金（落札による）と畑年貢であった。なお、他村へ移住する講員の退会については、共有財産の一部を与えている。講は一年に一月・五月・九月の三回もたれ、当家で酒食をともにした。講のうち、抽せんで二名を選びその者が代参をした。代参者は伊勢神宮で講名を告げ、神楽をあげてもらい、御札を戴いて、講の人たちへの御土産を買って帰路についた。代参者は「酒むかい」という行事で講の全員を自宅に招いて、代参の報告と土産物の配布をした。農地解放で基本財産である畑を失った現在では講員から年会費を徴収している。

庚申講　庚申の夜、人の身体の中にいる三尸という虫が人の寝ている間にひそかに昇天し、天上至高の神にその人の罪過を告げるというので、この夜は眠らず三尸虫に逃げだす機会を与えないようにする風習がある。我が国では平安時代貴族社会においてこのような風習が行われ、中世武家社会に庚申待ちとして、一般の夜待ちと同じように会食談議をして徹宵する風が伝わり、これを庚申講といい、近世ひろく地方庶民に広がった。特に江戸時代に顕著である。庚申信仰はいつのまにか、サルに対する信仰に結びついたり、最後には青面金剛の姿を庚申さんと観念されるようになった。大内町にも庚申さんは五か所あり、庚申講はだいたい近隣の間の地縁的協同組織ごとに行われるが、それに関係なしに同志相寄って催す講もあり、経済的互助機関にしたり、村の常会としてこれを利用したところもある。江戸時代の農民一揆の舞台となったこともあるようだ。

地蔵講　子どもとお地蔵さん、村はずれのお地蔵さんなど墓地の入り口にある六地蔵の来世を祈るイメージと違う、何か、この世でお願いをお聞き届け下さるお地蔵さんがいたるところにある。地蔵菩薩は仏さまになられる前のお姿で、ほとんど仏が来世利益を説かれるのに対し、この菩薩は現世の利益を与えて下さる。人々は延命を祈り、子授けを祈り、慈雨を祈った。そして村々の人たちは講をつくり、毎月二十四日にお地蔵さんにお参りして、とくに七月二十四日の地蔵盆には百万遍の数珠くりをし、仕事休みをして楽しい一日を過ごした。当尺のお地蔵さん、横内西のお地蔵さんが有名で、中山や横内下では今も地蔵講が盛んである。

第七節　四国遍路

「へんろ」・「四国八十八ケ所」の巡礼が確立されたのは江戸時代であるといわれている。『日本霊異記』や『今昔物語』にも故人の霊を供養したり、修行僧が門づけしたりする話がでている。病気の回復のためや、先祖の供養のため、煩悩（八十八）を断つ旅路が巡礼であるといわれている。八十八か寺もいろいろと変わったらしく、現在の八十八か寺になったのは江戸時代後期である。へんろみちと書かれた道標もそれほど古いものはない。夫婦づれで行ったり、娘巡礼であった場合と難病祈願をかねた巡礼も多くいた。名刹である与田寺が八十八か寺の結願寺か札所から外れているのは、八十八か寺を定めるころ、それほど巡礼が盛んでなく、同時に与田寺の権勢を極めていた時期であり、面倒くさいといったとか伝えられている。

第六編　近　代

第一章　あらまし

これはと思うときは、容赦なく打ちおろす鞭と、忘れたころに、ひょいと出すわずかな飴で、すきのない封建体制を保持してきた徳川幕府は、慶応三年（一八六七）十月十四日、将軍慶喜の大政奉還で終わりを告げた。

戦国の武将であり、例を見ない智将であった徳川家康が武力という力で江戸の地に幕府を開いてから二百六十七年の歳月が流れている。

幕府に政権を投げ出させた新勢力は、はやくも同年十二月九日、王政復古の大号令を公布し、翌慶応四年正月には、薩摩・長州・土佐等の武力をたくみに駆使して、鳥羽・伏見で、巻き返しに出た幕府軍を破り、その勢いで、江戸城を下し、新勢力に従わない奥羽諸藩を征討し、新しい政治をスタートさせた。

新しい政治集団は、天皇親政を旗じるしに、五ケ条の御誓文を骨組みとして、矢継ぎ早に改革を進め、明治二年には版籍奉還、同四年には廃藩置県を断行し、天皇中心の中央集権官僚国家体制の確立を推進し、また、年号を九月八日に明治と変え、外国文化を盛んに取り入れ、社会・教育・経済・軍事等ありとあらゆるものの近代化を進めていった。

複雑な身分制度や土地制度は改められ、戸籍制度が新たにつくられ、それまでに名字のなかった者にも名字をつけるようになり、帯刀禁止、断髪令、職業の自由選択等がつぎつぎと実施され、また、それまで個人経営であった

教育機関の寺子屋を廃し、小学校を建て、義務制とするなど、先進国に追いつくための新しい改革が続行された。

しかし、自主独立を達成するための近道を富国強兵策に求めたため、国民には兵役の義務が課せられた。この富国強兵策は、日清・日露の戦いで、一応の成功をおさめたが、この成功に気をよくした軍部がその後肥大し、昭和の初期から、国を軍国主義一色にぬりつぶし、世界大戦に突入していくのである。

ともかく、明治の四十五年間は、新しい政治のスタートダッシュ期であり、未開国日本が、なんとか世界の国々のラインまでたどりつけた時代であった。

つづいて時代は大正となるが、この十五年間は盲目的な富国強兵による列国への仲間入りの歩みが速度を減じ、自我の発見が盛んに行われ、また、第一次世界大戦で、思わぬ経済上の利益を得た。この国際的な経済界の影響は全国に及び、経済界が社会に占める地位が飛躍的に向上し、視線が国外に向けられるようになり、中国と満州に勢力を伸張することになった。

しかし、大戦後は大戦中の好景気の反動の波が押し寄せ、不景気風が吹きあれ、労働運動、小作問題などが激増した。昭和になると、我が国が国外に向けて伸ばした経済力・軍事力の急上昇が国際的に論議を呼ぶようになり、中国では排日運動が激増し、国内情勢もあらゆる面で行きづまり状況となった。

この行きづまりを打開するため、肥大しつづけて、そのエネルギーのやり場を求めていた軍事力を背景に満州経営に手を出し、列国の指弾を受けながら、満州経営を進めた。しかし、経営の進展とともに、その背景となっていた軍の増大をうながし、軍閥が増長し、ついに、満州事変・日華事変、さらに戦いのスケールは大きくなり、太平洋戦争へ突入し、国民は未曾有の苦海を泳ぐことになった。

そして敗戦。すべてを失った社会は、すべての点で混乱した。しかし、不死鳥のようにたち直り、その間、民主化のため行政・教育・経済・農地等各般にわたり、大きな改革が行われ、それが定着し軌道に乗り、ついに、世界の先進国に仲間入りするまでになった。

以上は、全国各県共通の国の足跡の概要である。しかし、讃岐の国がたどった一皮むいた中身の足跡は、他府県とは同一のものではなく、暗く苦しいものであった。

というのは、讃岐は我が国が近代国家として出発した新政府にさからい、一時は朝敵となり、藩政の拠点高松城は新政府軍に占領され、短い日数ではあるが藩政はストップするなどのこともあり、その後、朝敵としての感情を新政府に長く保持させ、讃岐人の政界・軍人・官僚への進出は極めて困難になるなど、国をあげて羽ばたいたときに羽ばたけなかったのである。

ところで我々の祖先・親・先輩が住んでいた現大内町地域も、例外に出ることはなかった。だから、明治時代の元勲、大政治家などは一人も出ていない。昭和二年にやっと大内町出身の三土忠造が県初の大臣になった一事でもどんなに讃岐人が中央で活躍していなかったかがわかろうというものである。

また、行政区画も、ネコの目以上に変わった。

廃藩置県で、高松県。ついで丸亀県と合併して香川県。しかし、一年三か月で、徳島と合併して、名東県。そして明治八年に独立して香川県。だがこれも一年を経ないで同九年、愛媛県となり、以来十二年間、愛媛県人になっていた。ところが明治二十一年に、また独立、多年にわたった宿望がかなったとはいえ、住民はその都度とまどった。

このような行政区画の変動の中で、中央政府が押しつけてきた、地租の改正、教育制度の充実、自治体組織の確立がすすめられた。また、こうした中で東讃経済をささえていた製糖産業が崩壊して、大内町地区の中でも影響を受け、家・屋敷を手ばなした者も少なくなかった。

しかし、新しい産業も興ってきた。手袋・ボタン・タオル・製薬等である。しかし、これとて、すべてが盛況をつづけたといえず、秋の木の葉のように姿を消したものもあった。こうして、時はすぎ、日進月歩しながら、第二次世界大戦を迎え、終戦民主化、現在となるのである。

ところで、現在の大内町は、民主化が定着し、高度成長期を迎える前の昭和二十九年四月一日に、まず誉水村と丹生村が合併して大内町となり、翌年の三月、三本松町と合併して現在にいたっている。しかし合併の際には賛否両論が激しく対立し、度々論議がたたかわされた。

また、その後、東讃三町が合併して市制を敷こうとするうごきも一時住民の耳目を集めたが間もなく沈静化した。しかし、昭和五十九年ごろから、再び市制への模索が経済界を中心に台頭している。

第二章　政　治

一　〝ええじゃないか〟の狂乱踊り

東讃から全讃岐に伝播

慶応三年（一八六七）も暮れに近い十一月下旬、奇態な踊りの集団が、阿波から東讃にはいってきた。阿波は阿波踊り、またの名はあほ踊りの本場だから、阿波踊りの一団であれば話はわかる。しかし、その集団は阿波踊りの男は尻からげのひょっとこ衣装、女は鳥追い姿といったスタイルではなく、鳴りものも「よしこのはやし」ではなかった。女の赤い長襦袢をひっかけたままの男や神官の束帯をだらしなくつけた者、さらには、炭俵をひっかぶり、両手をつき出したものなど、正気とは受けとれぬ姿であった。

さらに近づいてみると、口々に「ええじゃないか、ええじゃないか」と節をつけてわめきちらしているのであった。踊りの集団は一つではなかった。つぎつぎと現れ、往還を乱舞しながら西へ西へと向かうのである。

ところが、この集団は踊り狂うだけであれば問題はなかったのであるが、口々に〝お伊勢さんのお札がこの家に舞いおりたぞ〟とか、〝ほら、金比羅さんの御幣があの家に舞いおりたぞ〟などと神がかり的なことを叫び、大きな家や豪商の家へは〝ええじゃないか、ええじゃないか、上がってもええじゃないか〟とわめきながら上がり込み、〝食うてもええじゃないか〟〝飲んでもええじゃないか〟と台所の飲食物を手あたり次第に口に入れ、家人が制する

と〃くれてもええじゃないか〃と集団で詰め寄り〃この家には、神さんが舞いおりているんだ、ええじゃないか、ええじゃないか〃と家人を押しのけるなど、手のつけられない状態であった。

事実、夜があけて見ると屋根に小さな御幣が落ちている家も現れはじめ、引田町では十二月二十日ごろまで二六か所にお札や御幣が落ちていたというのだから、大内町にも、その程度のものが落とされたとみてよかろう。

初めのうちは、阿波の人のらんちきさわぎと見ていた讃岐人も、神がかった集団パワーに村役人も手がつけられず、呆然としているのを見ると、これといった家には勝手に上がり込み、飲み食い自由という集団行動に興味を持ち、一人が踊り始めると、また一人、一人が二人、二人が三人になり、やがてねずみ算式にふくれあがり、歳末の東讃は〃ええじゃないか〃の狂乱踊りのるつぼと化したのである。

後でわかったことだが、この狂乱踊りは、慶応三年八月ごろ、愛知県下に起こり、近畿から淡路、淡路から阿波を経て、東讃に伝播しており、やがて全讃岐にひろまっている。

このことについて、当時を知っていた古老は「ちょっとした家であれば、表口に、酒の準備をしたり、湯茶が飲めるようにしてあった」と語っており、『高松県史』にも「慶応三年十一月、皇大神大麻および金幣の類を雨す。翌年一月に至りて止む。高松市街・琴平村もっとも多しと云ふ。時に四民を論ぜず、男女の別なく、粧ひをこらし隊を結び、あるいは踊り、あるいは謡ふ。しかし謡ごとかならず不亦善乎（ニヨジヤナイカ）と云ふ。西にはせ、東にはしり、夜以て日につぐ。所在の人家酒食を作り、これを待つ。喰ひ去り、喰い来り、曰く神いたる。曰く神の為に設く。来る者、待つ者ならびに狂の如し。丸亀・多度津またかくのごとし。これ識者以て狐狸の所為となす」と記載されている。

また、お札がおりたとか御幣が下ったとか狂乱踊りの材料になっていた金毘羅領（朱印地として藩領に含まれず独立していた）でさえ、「神符が降りても祝いは家族だけにせよ。他人に吹聴したり、お祭りさわぎをすると厳重に取り締まる」と警告を出し、あまりの過熱ぶりにブレーキをかけたりしているところからみると、この大衆乱舞は風にあおられた枯れ野の火のように、讃岐の全土を東から西まで、たちまちのうちになめつくしたがその速度と、参加人員の多かった点などからみて、過熱ぶりは想像をはるかに越えたものであったとみてよかろう。

藩政がマンネリ化し、活性に欠けていたとはいえ高松藩は、それでも十二月上旬に領内の大庄屋あてに「ええじゃないか踊り」の禁止を通達した。しかし、大庄屋あての通達ぐらいでは、それこそ焼け石に水で少しのききめもなく、踊りの騒動は波紋をひろげていった。

このさわぎは、正月を迎えてもおとろえず、人々は正月の行事もうち捨てて踊り狂った。しかし鳥羽・伏見の戦いで朝敵となった高松藩が、新政府軍としての土佐軍の攻撃を受け、高松城が包囲され、大砲と小銃の威嚇射撃を受けた一月二十日、射撃の音を合図のように鎮まってしまった。

では、この騒動は、何が原因で発生し、伝播したのであろうか。残念なことに現在にいたっても、まだ、はっきりしていない。長い圧政から解放されるかも知れないという期待が、「世直し」という言葉になり、その言葉に酔うた人びとが、単純明解に踊りが理屈ぬきで共鳴し合った。とみる人もいるし、また、推理派は、勤王派が討幕の謀略として陰で演出したのだ。といい、さらには、百姓一揆や打ちこわしの一種、とみる人もいるなど諸説まちまちである。

しかし、理由は何であれ、われわれの祖父母か祖々父母の中には、ええじゃないか踊りにうつつをぬかした人が

いることだけはたしかなことである。

二　高松藩が朝敵となる

東讃に〝ええじゃないか踊り〟が入り込み、やがて、全讃岐が狂乱舞のるつぼとなったとき、高松藩は、大庄屋に禁止の通達を出した程度で、これといった手を打っていないが、これにはわけがある。実は高松城内は、庶民の乱舞などにかまっておれない、藩の浮沈にかかわる問題をかかえて、踊りの取り締まりどころではなかったため、禁止の手が打てなかったのである。

その藩の浮沈にかかわる問題とは、高松藩が朝敵と呼ばれるようになり、ひょっとするとお家断絶になるかも知れないとの観測が取り沙汰されたからである。

高松藩は徳川将軍家の親戚で石高は一二万石で少なかったが、格式は、水戸・尾張・紀州の御三家につぐもので、いうなれば〝いばった家筋〟であった。

ところが、慶応四年正月一日、西郷隆盛らの挑発に乗ぜられて大阪城にいた将軍徳川慶喜は「討薩の表」をつくり薩摩藩の罪状をあげてこれを諸藩に伝えるとともに、君側の奸を一掃するから、諸藩も早々に兵をさしだせと命じた。いわゆる実力をもって薩長藩の勢力を朝廷から追放しようとしたのである。

大阪には、同三年の暮れから、政局の動揺を察知して、各藩は、万一の場合に役立てる兵力を集めていたので、翌二日には、幕府軍は一万五〇〇〇の大軍を編成し、京都に向け大阪を発した。この中には、大阪藩邸の家老小夫兵庫と小河又右衛門の率いる大砲六門、小銃八小隊からなる高松藩兵もいた。三日には、今富堤で薩摩軍に大砲を

撃ち四日には高瀬川に退き、五日は大阪に帰って城外の警備に当たり、十日には高松に帰っている。

ところで、この、二、三日間の出来事が、その後、長く尾を引き、讃岐人が軍人社会、官僚社会からボイコットされる原因になるとはだれも気づかなかったのである。

〃勝てば官軍〃のたとえどおり、勝って官軍になった薩長を中心にした朝廷側の打った手はすばやく、また、峻烈であった。五日には藩主の松平頼聡の官位が取り上げられ、八日には、高松藩を朝敵として追討する命令を下している。このため同日、大阪の高松藩邸は薩摩兵にふみこまれ占領され、一五〇人の藩士が追いたてられた。

大内郡は城下町からはなれ、城内で政務についている藩士などはめったにしか見ることが出来ず、したがって、大阪藩邸にいる兵の出動や、京都での薩長のうごきなど、いわゆる政道上のことは知らない者がほとんどで、住民の関心は〃ええじゃないか踊り〃にもっぱらそそがれていた。

しかし、十日ごろには、鳥羽・伏見で薩摩に負けた程度の情報は回船業者などの口から一部の者の耳に入っていたと思える。

ところが、高松城内が朝敵となって追討されることになったと上を下への大さわぎを始めた十二日の夜から、高松の様子があれこれと耳に入るようになった。

十二日の夕刻、城内の太鼓やぐらから家中総登場の非常太鼓が打ち鳴らされ、藩士は戦闘スタイルで城下境界線の警備につき、重臣たちは、藩のとるべき方針を協議した。しかし万事小田原評定になじんでいた重臣は結論にもっていけなかった。このことは十三日の昼ごろには庄屋や村役人の耳に入っていたとみてよいだろう。しかし、土佐軍約二千数百の精鋭が家老深尾丹波、参謀板垣退助に率いられて高松城占領のため高知城を進発したことなどは

知らなかった。

高松藩はそのころから矢継ぎ早に布令を領内に出している。十三日に城下一帯に「官軍が海上から高松城を奇襲する」との流言が飛び、町民がわれ先にと避難を始めたので、領民の心を静めなければならないと「あわてるな静まれ」の通達を大庄屋に命じて出させている。

その通達の内容は、「このたび、京大阪の高松藩邸が朝廷に差し押さえられたが、家中の者はもちろん、下々の者も万事慎み、もし異変があっても、鉄砲などで応戦してはならない。また、火の元に注意し、家は戸を締め、商売もひそかにせよ。」といったものであった。

しかし、城下町から遠くはなれているのもこんなときには幸いで、東讃は城内の緊迫した空気などどこ吹く風の人が多かった。

藩の重臣会議は三日三晩ぶっとおしで開かれたが、初めのころは「断固戦うべし」の主戦論が会議をリードし、あわや決定というところまで近づいた。しかし、藩主の親族松平左近は「決戦をいどむなら、この左近の首を先にはねてからにせよ」と主戦派を押さえ、小夫兵庫と小河又右衛門の両家老が出兵の責を負うて切腹し、城は土佐軍に明け渡すことになった。

十八日両家老が切腹、十九日夜、藩主はひそかに城を出て、五番丁の浄願寺に入り恭順の意を表し、二十日昼すぎ、土佐軍は入城し、平伏する高松藩大老大久保主計と間島沖に「勅令により国内の領地人民を取り上げる」と申し渡した。讃岐一二万石はこの一言で、藩主の手から離れ官軍のものになったのである。

しかし、大内郡の者は一二万石がどちらのものになっても大して心配はしなかった。しかし官軍が土佐の兵と聞

いておののいた。戦国末期、約二万の土佐の長曾我部の軍が虎丸城を攻めたとき、土佐兵の暴れた様子を代々語り聞かされていたので、街道すじの家などは戸を締め切り、無人のように静まりかえっていたという。

この土佐軍の占領はちょうど一か月つづき、二月二十日許されて領地人民が、また藩主の手にかえされた。藩は関東征伐に出兵しない代わりに一二万両を献金することになった。一二万両といえば大金である。現在の金に換算すると数百億円である。

藩はとりあえず八万両を献納し、残りは三年間で納入することにした。このため、藩主は重宝を売って献金したが、讃岐三白、とくに三盆白で豊かであった藩の台所も、朝敵事件の出費と一二万両の献納で極度に苦しくなり、ついに御用金として六万両を領民の一部から取りたてることになり、大内郡は明治元年から三か年間、各年八五貫八三七匁五分を納めるよう割り当てがあり、それがまた村々に割り当てられている。

要するに、藩主の親戚に顔立てして、時代の波に乗りおくれた藩政のまずさは、領民をあらぬ騒ぎに追い込み、財政を行き詰まらせただけでなく、長く県人の歩みに影を落としたのである。

三　期待された新政府だったが……

明治というロマンチックな時代は、ええじゃないかのバカ騒ぎと朝敵騒動という悲喜劇から出発したが人びとは、それでも、長い藩政にあき、ご一新を望んで、新政府になんとなく期待を持った。

ところが慶応四年三月に太政官は次のような新政の大要を記した五枚の立て札を各村の高札場に立て、徹底をはかり、民心の安定につとめた。

定

一人たるもの五倫の道を正しくすべき事
一鰥寡孤独（かんかこどく）廃疾のものをあわれむべき事
一人を殺し家を焼き財を盗む等の悪業あるまじき事
　慶応四年三月　　太政官
右御定書之通堅可相守者也　　頼　聡

定

何事によらずよろしからざる事に大勢申合候をととうととなへ　ととうしてしいてねがひ事くわだつるをごうそといひあるひは申合せ居町居村をたちのき候をてうさんと申す　かたく御法度たり　もし右類の儀これあらば早々其筋の役所へ申出べし御ほふび下さるべき事
　慶応四年三月　　太政官
右御定書之通堅可相守者也　　頼　聡

定

一切支丹宗門之儀は是迄御制禁之通固く可相守事
一邪宗門之儀は固禁止候事
　慶応四年三月　　太政官
右御定書之通堅可相守者也

覚　　頼　聡

今般　王政御一新に付　朝廷の御条理を追ひ外国御交際の儀被仰出諸事於　朝廷直に御取扱被為成　萬国の公法を以て条約御履行被為在候に付而者全国の人民　叡旨を奉し心得違無之様被仰付候　自今已後猥に外国人を殺害し或は不心得之所業等致候者は朝命に悖り御国難を醸成し候而已ならず一旦御交際　仰出候各国に対し　皇国の御威信も不相立次第甚以不届至極の儀に付其罪の軽重に随ひ士列の者と雖削士籍至当の典刑に被処候条銘々奉　朝命猥に暴行の所業無之様被　仰出候事

三月　　太政官

右被　仰出之通堅可相守者也

覚　　頼　聡

王政御一新に付而は速に天下御平定萬民安堵に至り諸民其所を得候様　御煩慮被為在候に付此折柄天下浮浪のもの有之候而は不相済候　自然今日の形勢を窺ひ猥に士民ども本国を脱走などいたし候儀被差留候萬一脱国のもの有之不埒の所業いたし候へば主宰の者落度たるべく候　尤此御時節に付無上下
皇国の御為又は主家の為等存込建言いたし候ものは言路を聞き公正の心を以其旨趣を尽させ依願太政官代へも可申出　被仰出候事

但今後総而士奉公人は不及申農商奉公人に至迄相抱候節は出処得と相糺可申　自然脱走のもの相抱不埒出来御厄害に立至り候節は其主人の落度たるべく候事

三月　　太政官

右被仰出通堅可相守者也

頼　聡

一枚目は、五倫の道（君臣の義、父子の親、夫婦の別、長幼の序、朋友の信）を守ること、弱い者や病気の者を哀れむこと、殺人、放火、盗みをしないこと。二枚目は、徒党を組んで強訴したり、農地を捨てて居住地をはなれることを禁止する。三枚目は、切支丹宗門及び邪宗門は従来どおり禁止する。四枚目は、外国人に対して暴行をしないこと。五枚目は、個々人逃亡を禁止し、国家のため王家のため建言する者は公正を旨としてスジを通せ、というものであった。

心ある者は、これを読んでがっかりした。四枚目は外国交際の時代を反映しているが、他は、すべて、幕府諸藩がとってきた圧政の基本原則まさに「旧来の陋習」をそのまま新政府が受けつぎ、実行しようとする姿勢を示したものであったからである。

ところで新政府は三月十四日―江戸城へ総進撃開始予定日の前日―天皇は紫宸殿に百官群臣を集めて、天地の神々に新国家の基本方針五ケ条を誓った。有名な「五ケ条の誓文」で、

一、広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ
一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フベシ
一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス
一、旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ

どの一つをとってみても清新はつらつの気が満ち満ちている。しかし、これは新政府がこれから組織しようとする、国の政体の基本であって、一般庶民には公的には知らされず、公的に知らせたのは、旧態依然たる儒教の五倫の道を骨子とした圧政の継続であったのは、旧新混合、方針不確定の新政府の性格を端的に見せたものとして興味あることである。

ところで、新政府の組織がかたまり、憲法のもとで進められた学校教育では、明治元年五ケ条の御誓文を発布、国と庶民の進むべき道が示されたと教え、当時の庶民に示されたものが五枚の立て札に書かれた圧政の基本原則の再確認であったことをあまり教えなかったのは、いろいろな理由をつけて臭いものにはフタをする教育の一つのサンプルとみていいだろう。

四　神は重く仏は軽くの神仏分離

江戸時代に僧契仲・賀茂真淵・平田篤胤などという学者が、仏教や儒教は輸入されたもので、我が国には固有の神ながらの道があると唱えてきたが、明治新政府はこの皇学派の考えを取り入れ「祭政一致」、祭りごとは神道を根本とすることとし、太政官の上に神祇官をおいて神社、神宮をこれに所属させ、明治元年（慶応四年）三月十七日に、仏教僧侶が社務に従うのを禁止し、彼らをことごとく還俗させ、僧位、僧官を返上させたのである。

ところで、なぜこういったことが実施されたのかというと、江戸時代は現在のように、神社と寺が分離せず、神仏混合であった。神とは仏が衆生済度のために、仮にこの世に現れたもの。つまり、神の本地は仏である。例えば、八幡の本地は阿弥陀如来であるという考え方であった。

このため、多くの神社には寺が付属したり、寺に神社がつき、寺社合一の神宮寺となっていた。だから僧侶が「のりと」をあげ、御幣をふるところが多かった。新政府は「神ながら道」実現は純粋な神社の在り方から始まると考え、分離にふみきったのである。

ついで政府は四月二十八日、仏教関係の宝物・仏像・仏具等を神社に置くことを禁止した。寺は藩政時代に人別と称する戸籍を持ち、旅に出るにも寺の身元証明書が必要であり、その権力は役所同然で、その権力は神社を圧していた。したがって、早い話が神官は僧侶に押され小さくなっていた。

ところが、新政府は神社の地位を浮上させたので、力を得た神職はすすんで神社と寺の分離、社地と寺領の分離を強行し、神社の急上昇をはかったのである。この神仏分離は、単なる分離にとどまらず「廃仏毀釈」にまで発展し、寺を廃寺処分したり、堂塔・仏像・経巻・仏具類を焼き捨てるまでになった。

政府は、このなりゆきに驚いた。これは明らかに秩序の破壊であり、暴動の火口であるとみて、同年六月以来、しばしば神仏分離は廃仏の趣旨ではない。僧侶の還俗を強制してはならないとの訓告を発している。

この神仏分離について、明治二年二月五日に高松藩参政署は分離後の神社の取り調べと、現在でいう行政指導を次の者に命じている。

大内・寒川・三木・山田・香川東の五郡　松岡調

香川西・阿野・鵜足・那珂の四郡　吉成好信・黒木茂矩

三野郡　大宮兵部・原石見

豊田郡　川崎出雲・真屋筑前

東讃五郡を受け持った松岡調は、当時の志度村多和神社の宮司で国学者であったので、その調査指導は意欲的であった。

松岡は二月十日から三月八日まで調査を行ったが、その模様を『己巳廼日記』と名づけた克明な調査日記に書き残しているが、本町に関するものについては第八章宗教の項で述べる。

なお、この神仏分離から廃仏毀釈に発展した新政府の布達で廃寺となった寺は県下で六一寺に達した。廃寺の郡別数は次のとおりである。

大川郡一二寺、木田郡七寺、小豆郡五寺、香川郡二寺、高松市一五寺、綾歌郡四寺、坂出市四寺、丸亀市二寺、仲多度郡二寺、三豊郡七寺、観音寺市一寺、計六一寺。

大川郡一二寺は次の寺である。

城林寺（引田町）、長福寺（白鳥町）、別宮寺（白鳥町）、**大水寺**（大内町）、松林寺（大内町）、**神通寺**（大内町）、本覚寺（大川町）、小倉寺（寒川町）、常楽寺（津田町）、宝前寺（寒川町）、神照院（長尾町）、西光寺（志度町）

五　太陽暦採用で明治五年は十二月二日が大晦日

明治五年十一月九日、それまでの太陰暦を廃止して太陽暦を採用するという改暦の詔が出された。改暦は、明治二年ごろから、当時の最高学府昌平学校教授補長野卓之允などが建議して、論議されていたが、明治五年も終わりに近づいて実施が決定したのである。

理由の一つに、十干十二支や二十八宿などの運勢の吉凶や迷信的行事は人智の開発を妨げるものである、と掲げている。しかし、現在、太陽暦になってから百十余年になるのに、祝儀、不祝儀が、やれ大安だ、やれ三隣亡だ、やれ友引だといわれるのは因習の強さを物語るいい例だとみていいだろう。

さて、この太陰暦と太陽暦のきりかえが実施されたのは明治五年十二月三日で、この日を明治六年一月一日とした。だから、明治五年は十二月三日以後がなく、三日が〝あけましておめでとう〟となったわけで、誕生日が同日以後の人は誕生祝いができなかったことになる。

しかし、暦のきりかえは表向きだけで、太陽暦の一月一日に餅をついて正月を祝う家は一軒もなかった。そこで政府はその後度々奨励策をとったが、太陰暦が水田農業と密接な結びつきをもっていただけに民間の諸行事や休日は従来どおりに行われ、特に正月・盆の風習が太陽暦に完全に改められたのは、つい最近であった。

さて、明治の幕が開くと、百事一新の波に乗って、版籍奉還、旧藩主の藩知事誕生、藩の職制の改革、廃藩置県など行政組織の変革が矢継ぎ早に実行されたが、大内郡には直接に大きな影響がなかった。しかし、そんなものよりも住民は日常生活に直接関係がある改革には目を白黒させた。その主なものを拾い出してみると次のようである。

明治元年七月　門閥庄屋を廃し、選挙によって人材を充てた。
明治三年八月　若者仲間を禁止した。
明治三年十一月　総髪にして散髪（斬切頭）にするよう布達が出た。
明治三年九月　平民に名字が許された。

明治四年四月　大小庄屋組頭を廃し、大小里正・保長伍長を置くことが決まった。
明治四年五月　衣服の制が解かれ、何を着てもいいようになった。
明治四年五月　下駄を履き、日傘をさしてもいいようになった。
明治四年六月　平民に乗馬が許された。
明治四年八月　族称を皇族・華族・士族・平民とした。
明治九年三月　特別の職務（軍人とか警官等）以外の者は帯刀が禁止された。

しかし、つぎつぎと目まぐるしく断行される改革も、それまで村落共同体の伝統の中で自給自足の生活を基本にしてきた庶民は、やれ散髪せよ、やれはだしはいけないなどと、村落の伝統にないことを上から権力が強要してくることには本能的に反発し、なかなか実行されないものもあり、なかには、死ぬまでチョンマゲで押し通した者もいた。

六　新しい貨幣制度

天皇中心の資本主義国家の発展には、どうしても貨幣制度と金融制度の整備が必要であった。新政府が幕府から受けついだ貨幣制度は幕府発行の金貨・銀貨・銅貨、それに各藩が金札・銀札・銭札・米札等の藩札を発行しており、その上に新政府が太政官札や民部札を出し、さらに安政六年からは外国の貨幣も通用するなど複雑であったので、単位は円・銭・厘、それも十進法という分かりやすい貨幣制度をとることにし、明治四年十一月新貨幣を発行し、新旧貨幣の交換値を次のように決めた。

新貨幣

金貨　二十円・十円・五円・二円・一円の五種

銀貨　五十銭・二十銭・十銭・五銭の四種

銅貨　一銭・半銭・一厘の三種

交換値

旧	新
金札一両	一円
金札一分	二十銭
金札一朱	六銭二厘五毛
寛永通宝十枚（背波銭）	二銭
寛永通宝十枚（耳白銭）	一銭

旧	新
金札二分	五十銭
金札二朱	十二銭五厘
天保通宝十枚	八銭
文久通宝十枚	一銭五厘

ついで翌年三月新貨幣と藩札との比を次のように定め、十一月から交換を始めた。

藩札交換率

銀百目札（藩札）	一円三三銭三厘（新貨幣）
銀拾匁札	一三銭三厘
銀一匁札	一銭三厘
銀三分札	四厘

銀二分札　　三厘

しかし、新旧貨幣の交換はなかなか進捗せず、たびたび督励したが、悪徳商人が手数料をとって交換したりしたので、いろいろな流言もとんだりしてスムーズにはかどらなかった。このため、交換所が高松銀行だけであったのを次のような布達とともに津田村にも銀行店が開設され、大内・寒川・三木・小豆の四郡が津田で交換できるようになった。これで、少しは進捗の速度がはやくなった。

大内郡三十四カ村寒川郡二十六カ村三木郡十六カ村小豆島五十カ村

右三郡一島の者遠路の処態々交換の為高松銀行に罷出で候ては往来の入費も少なからず、自然迷惑筋にも立至るべきに付此度寒川郡津田村へ銀行店申付候条右三郡等の者は来る五月十日より三十日限り津田村交換所へ引換願出候様区内村々末々に至る迄遺漏無く布達すべく候也

但五月十日開店　五月十一日十二日二十一日二十二日休日

明治六年四月六日

名東県支庁

なお、藩札の交換は明治六年七月三十一日終わったが、交換率は当時の銀札一〇〇匁は正銀七九匁九分八厘であったので、銀六〇匁を一両（新一円）として割り出したものである。

七　戸籍法の実施で「あたまづけ」

戸籍は律令制度では六年ごとに作成することになっていたが、社会生活上、そんなにきちんとしたものの必要性がなかったので、不完全なものであった。しかし、徳川時代になって切支丹を禁止したので、僧侶が毎年宗門改をし、庄屋は宗門人別帳を作って郡別に藩の勘定所に提出することになり、これが実施された。しかし、毎年の提出では、あまり変動がなく、また事務も手数がかかるので享保十一年（一七二六）以降は六年ごとに作成することになった。

明治になっても、この制度は数年つづき明治四年（一八七一）四月四日、太政官から各府県庁あてに戸籍法実施の布告があり、翌五年正月二十九日現在で編成され、二月一日から実施された。これで宗門人別帳制は姿を消した。

明治五年の戸籍法を干支でいえばこの年が壬申（みずのえさる）の年であったから壬申戸籍と呼ばれた。この戸籍は、区ごとに戸長が、屋敷番号・身分・職業・氏名・生年月日・続柄・氏神・旦那寺等を記入したもので、不備な点が多かった。しかし、以後の戸籍の基礎となり、この編成を「あたまづけ」と呼んだ。作成された戸籍は五年ごとに改められる定めであったが明治八年に一部が改められ、戸主が明記され、戸主の地位が格付けされた。

明治十九年十月、内務令で戸籍永久保存の原則が確立し、明治三十一年七月十六日民法の制定で根本的な改革が行われ、戸籍は従来の戸口調査的な性格がなくなり、身分上の公証に重点が置かれるようになった。

この戸籍法は大正四年に一部改革され、記載が精細になったが、基本的な変わりはなく、終戦まで続き昭和二十

三年五月三日施行の大改革となり、従来の戸主中心の家の登録制度が廃止され、現行の国民各個人の身分関係を公証する公文書制度に変わった。

ところで、明治五年の俗にいう「あたまづけ」を実施したとき、「あたまづけ」を終わったものは、氏神に参詣し、「氏子札」を受けるよう政府から指示され、人々は表面に神社名と氏子・住所・氏名・生年月日、裏面に神官名を書いた木の小札をもらった。

これは幕政時代に寺がやっていたことを、神仏分離、廃仏毀釈で神社が取って代わっただけのことで、これといった役もはたさなかったので、わずか二年で廃止になった。

また、「あたまづけ」に際して幕政時代大庄屋・庄屋など特別な家柄でないかぎり名字を称することのなかった庶民に全員名字が頭についたわけで、明治三年、太政官布告で一般平民にも名字が許されたが、実生活には必要なく名字を持たぬ者が多かった。しかし戸籍をつけるときには必要なので旦那寺の住職や手習師匠などに、よい名字をつけてもらった者も少なくなかった。

八　困難であった地租改正

天皇中心の近代国家の組織化を急いだ新政府にとって最も必要なことは財政の確立であった。しかし、収入源の最大のものは、幕府と二六〇余藩が、それぞれの領地で、それぞれ異なった率で取り上げていた現物年貢であった。

統一的中央集権支配の遂行のためには、これでは重大な矛盾をかかえたことになる。また、国の支出は現金であ

るのに収入は米その他の物資であれば、豊作・凶作によって変動するし、政府は年貢米などを売って現金化しなければならず、その現金も変動があるといったものでは、正確な歳入出予算が立てられないことになる。

そこで、地租の改正が急がれた。しかし、一気に断行することは、国民の生活の基盤を揺りうごかすことになるので、それなりの根まわしをすることになった。その第一段階として実施したのが明治四年九月の田畑作物の自由化である。次にうった手は同五年二月の田畑永代売買禁止令の解除であり、田畑石高を廃して反別制の採用であった。そして、最後に明治六年四月開催の全国地方長官会議で地価を基準とする全国画一の金納制とすることを決定させた。

このように用心深い根まわしの末、明治六年七月、地租改正が布告され、具体的な手続き等が条例や規則として公布された。しかし根まわしがあったとはいえ、農村は沸いた。内容もさることながら、その作業が大変であった。旧藩時代は土地台帳らしいものは順道帳という簡単なものが政所に備え置かれ、売買替き入れなどのときは、畝歩と名前の中間に貼ってある横紙に新持ち主の名前を貼りつけるという簡単なものであった。だから、この横紙を破る者も現れた。制度を無視する乱暴者を「横紙破り」というのは、ここから出たのである。さて、地租改正の骨子は要約すると次の四つになる。

一、従来の物納をやめて、政府が土地の価格を決め、その地価を基準として金納とする。

一、地租の税率は地価の一〇〇分の三とし、地租の三分の一以内を村入費として付加する。年の豊作・凶作によって税金の増減はしない。

一、従来の年貢は村を単位に石高に応じてかけられ、その責任は五人組や村全体の連帯であったが、新地租は

土地所有権者個人からとり、個人の責任となる。

一、地下は五年ごとに改定する。

この地租改正で第一にやらなければならなかったのは、藩政時代、それこそ適当にやっていた土地の測量のやり直しであった。隠し田や新開墾地が多かったためである。

この測量を「地押し」といい、一筆ごとに野取図を作り、租税対象となるものを民有第一種地とし、溜池とか墓地・堀・堤など免租地を民有第二種地として、連日作業が進められた。この測量で従来、農民の息ぬき地として見のがされていた、隠し田も租税の対象地となり、農民はあわてた。

この測量（地押し）と並行して、地価の算定も行われた。これは、今までの収穫量、便、不便、土質などを考慮して公平に行われたが、作業はこれからの百姓の生活のすべてがかかっているだけに煩雑でなかなか進まなかった。

この算定を誉水地区の例からみてみると、明治十年一月村民協議の上で、一等から三五等に分け、一等の収穫米を三石五斗、以下一等下がるごとに一斗を減じ、一斗に満たないものを等外とした。ついでこの等級に応じて地価を決めたが、地下算定の基準になる収穫量は明治五年から同九年までの五か年間の平均収量に、一石当たり四円七六銭（当時の石代相場）を乗じ、その金額から種籾、肥料代として一割五分を引き去り、その残高を一〇倍して決めている。

他の村も、似かよった方法を取っているが、どこも作業は困難の連続であった。

この作業は大体明治十一年で終わり、後、念には念をいれて明治十三年に完了、地券を交付している。なお、地

券交付後の公証取り扱いは戸長役場で行われていたが、明治十九年、登記法の公布で登記所で行うことになり、登記所が町田に設けられ、翌二十年三本松役場に移っている。

ところで、この地租改正で農民の負担が軽くなったかといえば、そうではなかった。耕地の大半は地主の所有で、小作農民の小作料は物納であったので、米価があがると地主は利益を得るが小作人には少しも得にならず、その後の米価の高騰で寄生地主が生まれ、その地主はますます富を増し、村の貧富の差がはげしくなった。

租税を不当とする農民は各地で暴動を起こし、香川県でも西讃で小作争議が起こるなど、各地で一触即発の様相を見せたので、政府は地租の税率を地下の一〇〇分の三から、一〇〇分の二・五に引き下げた。しかし、政府の地主擁護の政策はその後も続き、寄生地主がますます肥大し、日本資本主義が確立したのである。

九　流動常ならぬ明治前期の行政

藩知事時代

〔明治二年六月十七日―同四年七月十四日〕

王政復古で、政体は天皇中心になり、年号も明治と改められたが、政治は藩政が続いていた。しかし、明治二年二月、薩・長・土・肥の四藩が、まず版籍（版＝版は版図で領地、籍は戸籍で人民）を奉還してお手本を示すと、他の藩も、〝右へならえ〟して、同年六月までに二三藩が奉還を願い出た。高松藩主松平頼聡も明治二年二月五日版籍の奉還を願い出、同月十七日高松藩知事となった。

藩主が知事となるとともに、藩の職制も変わり、家老とか奉行などという長年耳なれた職制はなくなり、大参事、権大参事、小参事、その他の属、史生などとなり、藩知事はその実収高の一〇分の一（一万五七五石）の家禄

を受けることになった。また藩政は高松城を藩庁として実施した。

郡行政としては東讃に出張所が長尾村の極楽寺に設置された。また明治四年四月二十三日に従来の大庄屋を大里正、庄屋を里正、組頭を保長、肝煎を村丁と改称した。しかし、名称が変わっただけで、人物が変わっていないので、一般には影響がなく、ほとんどの者が、「ご家老」とか「庄屋さん」などと従来の職名で呼んでいた。いうなれば、過渡期の短い無風時代であった。しかし、この無風時代は約二年間で廃藩置県の実施で強い向かい風を受けることになる。

高松県時代　〔明治四年七月十五日―同年十月十五日〕

明治新政府は明治四年七月十四日廃藩置県を断行し、高松県が設置され、藩知事松平頼聡はその職を解かれ、華族として東京移住し県政は大参事大久保頼均以下が暫定的に担当することになり、藩庁は県庁と呼ばれるようになった。

これで新政府の目標である中央集権が実現したのである。ところで、丸亀藩知事京極朗徹と多度津藩知事京極高典はこれより早い同年三月二十七日に、封建の悪習を打破するため藩を廃して県にすること、戸籍は村々に分け、学校をつくって四民を学習させ、兵員は四民中から選んでとること等の極めて進歩的な建議書を政府に提出し、この建議が入れられて、丸亀と多度津を合わせた丸亀県がおかれている。早い話が新時代のバスに一番乗りし〝ええかっこ〟をしたのである。

知事を免ぜられた旧藩主は直ちに東京に引き揚げることになったが、この引き揚げを阻止しようとして、ミノカサ姿の約三〇〇〇人の百姓が高松城内のお浜御殿をとりまき、旧藩主の船を陸に引き上げるなどして出港を阻止し

た。このさわぎは次第に大きくなり、百姓の数は一万人にふくれ、ついに、新政府に不満を持った農民が各所で旧庄屋や旧大庄屋の家を焼き打ちするようになり、被災庄屋は八〇軒に及んだ。高松県はこのため高松城内の大阪鎮台第二分営の二八二名の兵の出動を要請し、兵力でさわぎをねじ伏せ、旧藩主は二十九日紀伊国屋の船で上京した。これを「ミノカサ騒動」というが田面峠以東からはあまり参加者がなかったようである。

第一次香川県時代　〔明治四年十月十五日―明治六年二月二十日〕

明治四年十月十五日に高松県と丸亀県を廃して香川県が誕生した。県庁は高松内町元松平頼聡邸に置かれたが県令は置かれず、丸亀県の大参事林茂平が香川県参事になり、県政の責任者となった。

明治五年五月十三日、戸籍法の実施のため県下を八八区に分け、それまでの里正、保長を廃して戸長一人（年俸米二〇石）、副戸長一人（年俸米一八石）、村役人若干名を置いた。

この新区画で大内郡は第一区から第五区になった。現在の大内町内は次のように分けられた。

三区　東山村・西山村・与田山村・入野山村・水主村

四区　三本松村・川東村・横内村・中筋村・西村・小磯村

五区　中山村・大谷村・小砂村・馬篠村・落合村・松崎村・町田村・三殿村・土居村

名東県時代　〔明治六年二月二十日―明治八年九月五日〕

香川県は面積が狭く、産業も貧弱だからというので明治六年二月二十日、阿波・淡路と合併して名東県と呼ばれるようになり、林茂平が名東県権令となり、それまでの県庁は高松支庁となった。

県が変わると区制も変わり、讃岐は一二大区五五小区になった。現在の大内町内は第一三大区の二小区と三小区

となった。しかし、国柄も人情も地形も異なる讃岐と阿波が合併してうまくいくはずはなく、明治七年八月に初めて開かれた県会から讃岐の議員と阿波の議員が正面衝突した。

原因は讃岐は米・塩・砂糖の三白を産するので税の負担率が高い。ところが、これらの税金が阿波側の吉野川関係の河川改修費や災害対策に多く使われ、讃岐への還元がうすいという不満であった。

約百年後、香川用水路に吉野川の水が流れるとは思わないから讃岐側議員は吉野川の治水計画に声を高めて反対した。これに対し阿波側もだまっていない「名東県政のカナメは吉野川の治水である」と主張して一歩も退かず県会は紛糾しつづけ、ついに明治八年九月、名東県は二年六か月であえなく空中分解し、再び香川県となった。

しかし、こうして始まった第二次香川県も短命であった。

第二次香川県時代　〔明治八年九月五日―明治九年八月二十一日〕

再び香川県にもどった。県令として古賀定雄が着任したが、区画がまた変わり大内郡は第一大区となり小区はもとのままとなった。しかし明治九年八月一日の区画改正で大内郡は寒川郡とあわせて第六大区といい第六大区は七小区に分けられ、現在の大内町内は二小区と三小区に含まれた。

ところで、そのころ、藩閥政府打破の声が高まり、民選議院設立の建白もあり、征韓論に敗れた西郷隆盛らの動きが注目を集め、また、地租改正による農民の不満も火をふき各地で一揆となっていた。しかし、東讃では不満が表にふき出すことはなかった。

愛媛県時代　〔明治九年八月二十一日―明治二十一年十二月三日〕

中央政府は香川県をどうしても置かない気だったのか明治九年八月二十一日、愛媛県に合併して香

川県をまた廃止した。県庁はまた高松支庁となり、明治十一年には高松出張所に改められた。

また区画が変更され、大内郡と寒川郡が第一大区となり、現在の大内町内の小区は五小区と六小区になった。

このようにネコの目のように区画が変わったのだから、住民に区画意識を持てという方が無理で、住民は区名など口にせず、中筋のだれだれとか、大谷のだれだれといい、この点では旧態依然たる生活環境を保っていた。

この愛媛県時代は十二年間続いたが、この十二年間に藩閥政府反対のうごきは押さえられ、天皇中心の官僚型中央集権が定着し、不動のものとなり、維新時に打ち出した政体の五大基本の一つ「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」が国会の開設となって初めて実現し、地方行政面にもおいおい選挙による役職が姿を見せ始めた。また、徴兵制も、いろいろな問題を内蔵しながらも定着し、日清・日露の両大戦を戦いぬくだけの力を蓄え始めた。

さて明治六年に征韓論に敗れた、西郷隆盛や板垣退助らが野に下ってから、反政府、反藩閥政治の気運は各地に起こり、佐賀の乱とか、萩の乱などが発生したが、その反政府運動の最大のものは西南の役であった。

鹿児島に帰った西郷隆盛は私学校を興し子弟を教育した。学校といっても現在のような学校ではない。一種の政治結社とみてよいもので、県政を完全に掌握していた。

明治十年二月十五日に、その組織体が君側を清めることを名にして乱を起こしたのである。その数一万二〇〇〇人、鹿児島のほとんどの青年男子が参加したとみてよい、総帥はもちろん西郷隆盛である。

一万二〇〇〇の兵は東京を目指して九州を北上し、まず、政府軍の鎮台が置かれていた熊本城を包囲、攻撃した。政府は有栖川宮熾仁親王を征討総督に六万余人の兵力を動員し二百余日をかけて、西郷軍を鹿児島の城山に追い込み、やっと鎮定した。

この役は明治維新後最大の内乱であったが、この乱によって、反政府勢力は完全に頭を押さえられ、武力による反対運動は姿を消したのである。この戦で丸亀歩兵十二連隊も出動し、各地に転戦し、一五〇人ほどの戦病死を出したが、丸亀連隊だけでなく政府軍は、徴兵制による兵が主力をなしていたので、政府は徴兵制による兵力に自信を持った。

また、この時代に、それまであれこれと模索されてきた市町村の規模、その他のめどがようやく確立し、その組織化の下準備が進められた。明治十一年十二月十六日に実施された郡町村編成法がその一つである。この実施によって、従来の大小区制は廃止され、郡・町村は独立した一行政区画となり、郡には郡長、町村には戸長が置かれた。郡役所はおよそ二郡に一つの割合で置かれ、大内・寒川郡役所は津田村に置かれ、郡長が着任した。

戸長は初めて選挙によって選ばれることになった。しかし、選挙とは名ばかりで満二二歳以上の男子で、あるいは資産のある者を町村民から選挙し、県令が任命した。しかし、なかなか選ばれず、しばらくは旧小区の戸長が事務をとっていた。

このようにして生まれた戸長は、初めて国の役人である郡長の監督を受け、県令の定めにより、地方税から俸給をもらうことになり、各自宅を役場として事務を開始した。なお、そのときの戸長の職務内容は次のとおりである。

① 地租・諸税の徴収
② 戸籍及び徴兵事務
③ 土地・建物の所有権移動の際奥書し押印する
④ 土地台帳事務

⑤　事変の際の警察への通報
⑥　天災、地変の際の調査報告
⑦　孝子・節婦・篤行者の報告
⑧　小学校の設置及び就学の督励
⑨　印鑑簿の保管
⑩　官費、県費による工事の報告

このように、村の組織は、終戦まで続いた町、村のそれに近づき、戸長の職務も近代行政制度の職務らしくなってきたが、改革はさらに進められた。

明治十八年一月、従来の戸長役場を廃して、地勢の便に従って数か町村を区画として戸長役場を設けてよいことになった。そこで、三本松村と川東村を一区域として戸長役場を三本松村に、水主・中筋・西村・横内の四か村が一区域として西村に戸長役場を置き、馬篠・小砂・土居・中山・三殿・町田・松崎・大谷・落合・小磯は既に明治九年に丹生村となっており、町田に戸長役場を置いていた。

このように、村の組織は、いつ町村制が実施されても、それに応ぜられる姿をととのえてきたのである。ところで、郡役所の方も改革が見られた。明治十四年九月、それまでの大内・寒川両郡に三木町が加わり、大内・寒川・三木郡役所が長尾西村の長尾寺に置かれた。

ところで、香川県が愛媛県に合併されてから不都合なことが続発した。交通・通信・経済・教育など各般にわたり相いれないものが多く、また、人情や風俗もちがっているのだから、すべてがうまくかみ合わないのは当然かも

しれなかったが、第一、県庁の所在地の松山までが遠かった。大内郡からだと約二四〇キロメートルもはなれているのである。

また、当時、愛媛の県政も良いとはいえなかった。香川側が納めた税金を愛媛側のみに使ったり、讃岐特有の農業用ネコ車（現在の手押し一輪車の二、三倍ほど大きい木造、木輪の手押し一輪車）を普通の荷車とみなして課税したりしている。

このため愛媛からの分離運動が起こり、政治十六年に政府に「予讃分離の建議書」を提出したが却下された。それでも十八年再び丹生村の坂東準一ら一一人の連名で建議書を提出した。建議書は「政府は讃岐の国は小さくて独立すれば讃岐人が不幸になるというが、人口は土佐より五万人も多く、田畑は土佐・阿波を上回り、産業・資産面から見ても十分に独立していける条件を持っている」という、六〇〇〇字を越す理路整然とした名文であった。

政府もついに折れて、明治二十一年十二月三日、勅令第七九号で三度目の香川が設置された。これが「三置香川県」と呼ばれ、現在までつづいているのである。

十　本格的な香川県の出発

昨日は東、今日は西、「三度目の正直」で香川県は独立した。しかし、三置香川県が生まれるまでには、議論が百出し、全讃岐挙げて独立を望んだわけではなかった。ある者は、阿波との再合併を口にし、ある地区は愛媛県残留を望み、三巴の論議がふっとうした。明治十六年に香川県独立の請願が認められなかったのは、こうした世論の不統一が原因しているのである。

さて、新発足した香川県は県庁を高松の五番丁（元中央球場のあったところ）の浄願寺を仮庁舎として、十二月二十七日開庁式を盛大に行った。初代知事には逓信省内信局長をしていた林董（ただす）が就任してきた。

面積一七七六平方キロメートル、人口六六万五〇三六人、一二万六八七七世帯、一二郡八三町四〇四村の香川県がいよいよ発足したのである。

ところで、独立する約八か月前の明治二十一年四月二十五日に町村制が公布されており、町村の再編成が行われかけたときの独立であったから、各戸長役場でもとまどい、町村を再編成するところは一つもなかった。

内務省はこれを見て県当局に厳しく実施を督促してきた。

明治二十二年も押しせまった十二月二十六日に初代知事の林董が兵庫県に転任することになった。後任の知事に迷惑をかけまいと林知事は翌年二月十五日までに、新法に基づく自治体を発足させるよう各戸長に厳達した。

戸長役場はこの厳達で大あわてで準備にとりかかり、大きなところは単独に、小さい地域は合併して自治体を発足させることになった。この厳達で、三本松村。水主・中筋・横内・西村・川東の五か村が合併した誉水村。既に合併していた丹生村となって、戸長を村長に改めた。つづいて、三月十五日、村会議員・村長・助役の選挙が行われた。村長・助役は村会議員の中から互選し、村長は議長を兼ねた。しかし、互選されただけでは村長・助役には就任できなかった。村長・助役は議長から郡長を経て知事の認可が必要であった。収入役は村長が推薦し、村会の議決後郡長の認可が必要であった。

これで明治新政府が維新以来鋭意進めてきた官僚による中央集権体制は、最末端まで行きとどいたことになるのである。なお、三本松村は商業の振興がめざましく町制実施が高まり、明治三十年二月十一日三本松町として発足

した。大川郡における町制実施は次のとおりである。

三本松町　明治三十一年二月十一日
志度町　明治三十一年二月十一日
津田町　明治三十二年二月十一日
引田町　明治四十二年十月　一日
白鳥本町　明治四十三年一月　一日
長尾町　大正　四年十一月十日

なお、村（町）施行以来町村合併までの町村三役については後述する。

十一　官僚支配最末端の郡役所

郡は大化改新で国の中をさらに分けた行政区画であったが、鎌倉時代に置かれた守護地頭が室町時代に押領し、行政区画の意義を失った。徳川時代となって、延喜式の旧郡名の復旧が図られ、郡奉行、代官を置き、その支配のもとに大庄屋を置き、配下の庄屋を統率していたが、維新後はしばらく、大区・小区制がとられたため機能を失い、地理的な名称になりさがった。

ところが明治十一年の郡町村編成法の公布で再び官治行政区画となった。しかし郡会を設けることなく、法律命令を郡内に施行することができたので、行政区画というよりも監督区画に近いものになり、郡長の権限は極めて強いものになった。

この町村編成法で、それまでの大内・寒川の両郡は一管区となり、津田村に郡役所が置かれ、明治十五年、一部の改正があって大川・寒川・三木の三郡が一管区となり郡役所が長尾西村の長尾寺に置かれた。

明治二十三年、地方自治体の性格を付与するため府県郡制の公布があり、郡の再編成が進められ、明治三十二年四月一日に実施したが、この実施に当たり、三木郡が山田郡と合して一郡となることになり、したがって、大川・寒川の二つで大川郡とし地方自治体として発足した。郡役所はもとのまま、長尾西村長尾寺内に置かれ、大正七年四月に長尾町長尾東に敷地九〇〇坪、建坪一四〇坪、工費一万五〇〇〇円の堂々たる庁舎を新築移転、大正十五年六月三十日の郡役所の廃止まで、大川郡行政の中核の役をはたした。

九月三十日最初の郡会議員選挙が行われたが、議員定数は二三人で任期は四年であった。

郡会議員の定数

区	町　村	定数
1	相生・小海	1
2	引田	1
3	松原	1
4	白鳥	1
5	三本松	1
6	誉水	1
7	福栄	1
8	丹生	1
9	松尾	1
10	富田	1
11	五名山奥山	1
12	神前	1
13	石田	1
14	造田	1
15	長尾	2
16	志度	2
17	鴨部下	1
18	鴨庄	1
19	小部	1
20	津田	1
21	鶴羽	1

郡制の廃止

郡制実施後、議員選挙六回、議会開催二四回で、事務的面からも多くの矛盾点が現れ、また、時代の推移とともに必要度もうすれ、ついに大正十三年三月三十一日で郡制が廃止された。しかし郡役

所はそのまま存置、県の出先機関としての役目をはたしていたが、これも大正十五年六月三十日に閉鎖された。

歴代郡長氏名

氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日
菊地武照	明治十一年十二月	明治十四年九月	村上太一郎	明治三十二年四月	同三十六年九月
木村浩蔵	同十四年九月	同十四年十一月	石塚昇	同三十六年九月	同四十年八月
泉川健	同十四年十一月	同十八年四月	稲葉修敬	同四十年八月	同四十五年三月
奥村選	同十八年四月	同二十年十二月	細谷関雄	明治四十五年三月	大正六年十一月
池袋啓造	同二十年十二月	同二十五年十二月	小川正作	大正六年十一月	同十年四月
次田俊一郎	同二十五年十二月	同三十年三月	久保兼次	同十年四月	同十二年二月
近藤縮往	同三十年三月	同三十年十一月	西川正雄	同十二年二月	同十三年八月
林正幹	同三十年十一月	同三十二年四月	佐藤富三	同十三年八月	同十五年六月

十二　四苦八苦の地方財政

藩政時代の村の経済は、大部分が藩の直轄であったが庄屋から藩への納入は割れ勘定であった。

また、氏神の祭典費、治水費などで、即時払いが要するものは庄屋が立て替え払いをしておいて、年末に、村民から集金した。これを大割といい、また、村内小字地区だけの支出は小割といって大割と共に集金した。

明治になり戸長時代になってもこの基本は貢租が金納になっただけで大して変わらなかった。しかし、明治十二年の民選戸長設置で、戸長役場費・教育費・衛生費・勧業費等すべて村の経済となり、歳出も増え内容もこまかくなった。このため出納規程が定められた。しかし、戸長の頻繁な交替などで精算がはっきりしないところも現れた。この明瞭を欠いだ精算を改めたのが同年の税制でどうやら税の体系が整った。しかし、まだまだ完全ではなかった。

明治二十一年に市町村制が公布され、本格的な地方自治が発足したが、この際町村財政は町村会決議されたものを村長の責任で出納することになる等のことも決まり、また、歳入面の税も、国、県の付加税として徴集することになり、財源も決定した。当時の租税の種類は、次のとおりである。

国　税　地租・所得税・営業税・船税・荷積車税・人力車税・牛馬売買税・売薬税・菓子税・猟税・自家用醤油税・自家用酒鑑札料

県　税　地租割・戸数割・営業税・雑種税・営業税付加税・所得税付加税・漁業税

市町村税　地租付加税・戸数割付加税・国税営業税付加税・県税営業税付加税・所得税付加税

県税は地方税賦課徴収規定規則を定めて徴収した。その中で戸数割・営業税・漁業税は町村の負担金額を県会で決議し、これを各町村に委任して、納税義務者のランクづけをさせた。このため、当時の村会の最重要事項はこのランクの決定で、各村会議員は、各自の選出地区内の者の税の軽減のため、口角泡をとばして審議し、休会・流会が繰り返された。

大川郡戸数割の推移（明治二十三年～大正十五年）

町村名	明治二十三年	明治三十年	明治三十五年	明治四十年	明治四十五年	大正五年	大正十年	大正十五年
	円	円	円	円	円	円	円	円
相生村（町）	一三、八五五	一四、一〇六	一六、四〇九	一七、一九九	一八、三五九	一八、八六七	一九、〇一〇	一九、一四二
小海村（町）	二、三一一	二、五〇九	二、八一〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
引田村（町）	九、九三二	一〇、四一九	一一、六八八	一二、一九九	一二、九〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
松原村	一、三五五	一、四二四	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
白鳥村	八、九四	三、三一	四、七八	五、一〇	八、六〇	一〇、三〇	二、七〇	三、六〇
◎三本松村（町）	一一、七五九	一三、八一九	一六、四〇九	一七、一九九	一八、三五九	一八、八六七	一九、〇一〇	一九、一四二
◎替栄村	一、一五〇	一、二九六	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
◎福水村	一、九五〇	二、三九六	二、八一〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
◎丹生村	一、五四〇	一、七〇四	二、〇〇〇	二、一四〇	二、一四〇	二、一四〇	二、一四〇	二、一四〇
◎松尾村	一、九四〇	二、一四〇	二、五〇〇	二、六八〇	二、六八〇	二、六八〇	二、六八〇	二、六八〇
五名村	一、七〇六	一、八〇四	二、一四〇	二、二九〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
宮前村	一、一五〇	一、二六〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
石井村	一、一五〇	一、二六〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
神造村	一、一五〇	一、二六〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
長尾村	一、一五〇	一、二六〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
奥山村	一、一五〇	一、二六〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
志度村	一、一五〇	一、二六〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
鴨部村	一、一五〇	一、二六〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
下田部村	一、一五〇	一、二六〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
小津庄村（町）	一、一五〇	一、二六〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
鶴羽村	一、一五〇	一、二六〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
大川郡計	二、六六九・六六一	六、五三二・七五六	一五、〇三一・二七七	二六、七三四・二一〇	三、二四四・四〇	三、三六八・四〇	五四、四九五・八七〇	八二、〇四〇・五〇

なお、時代と生活様式の変化で、廃止された税や新しく加えられた税ができたのは当然である。しかし、市町村は付加税が中心なので、収入面でのウマ味はなく、いつもやりくりに四苦八苦し、苦しい台所であった。

十三　明治期に活躍した人びと

坂東宗象と米価一揆　弘化四年（一八四七）九月二十三日～明治二十五年（一八九二）九月二十一日（四五歳）

大内郡馬篠村庄屋坂東喜三郎の長子として生まれ、温厚にして頭脳明晰、鋭い判断力を備えていた。慶応元年（一八六五）以来、米価は急速に上昇し、四年間で四～五倍にも達した。さらに明治六年（一八七三）には、干ばつと十月の暴風・洪水のため凶作となり、東讃地方の米価が暴騰し、多くの村民が困窮状態に陥った。

この年六月には徴兵告諭の文中の「血税」の意味を誤解した西讃の群衆が竹槍騒動を起こし、八月には地租改正令が出され年貢金納制が導入された。

この時代における年貢の決定は、村総代（庄屋）を中心として組長が参加して意見をまとめて報告し、県庁が決定することになっていたが、米価暴騰に苦しむ人たちは、今回の米価暴騰も大庄屋の策略であろうと誤解して、松崎・大谷・小磯・西村など各村で、三〇〇人、五〇〇人と集合し、合計数千人が竹槍を持ち、ほら貝を吹き鳴らして、町田村に勢ぞろいして三殿村の大庄屋の屋敷へ押しかけ焼き打ちしようとした。

各村の庄屋たちはこれを鎮めようとしたが効果はなかった。このとき、坂東宗象は二六歳の若年であったが、身命を賭して殺気立った群集に向かって慰諭説得したので、群集はその道理に服し、万事を宗象に無条件一任して解散し、一揆は治まり、円満に解決した。

坂東宗象

この事件で彼の名声は大いにあがり、明治九年九月二十日、愛媛県時代の第一大区（大内・寒川郡）、第三小区（旧丹生村一〇村と水主・西村・横内の一三村）の戸長に任命された。

宗象は戸長としての任期中に、旧丹生村一〇か村を合併して丹生村として、初代村長となった。これは明治二十三年二月の市町村制の施行によって誉水村が誕生した年より一四年前のことであった。また、明治十一年、三本松の泉川健らと私塾讃岐興民義塾を開設し、東讃の文化開発に努めた（『讃岐人名辞書』）。

坂東準一と予讃分離　坂東準一は文久二年（一八六二）十月二十三日、馬篠村庄屋坂東喜三郎四男として生まれ、二〇歳で郡役所書記となったが、予讃分離運動に専念するため辞職し、第三次香川県が成立した後は、丹生村会議員・助役・村長を歴任して、昭和五年六月八日没（六九歳）。

明治八年九月五日名東県から独立して再び香川県となったが、一年もたたずして翌年八月二十一日愛媛県に合併された。以来十二年余り愛媛県時代が続き、利害の対立のため予讃分離論は合併直後から盛んになった。

さらに明治十一年十二月、愛媛県は高松支庁を出張所に格下げしたことが讃岐人を刺激し、明治十四年八月自由民権運動の博文社の鈴木伝五郎（高松南新町）らが中心となり「腰抜新聞」を発刊、翌年には「南海新聞」も発刊されて、大いに予讃分離の世論を盛りあげた。その具体的運動は次のとおりであった。

◎「讃予分離の檄文」　明治十五年五月二十九日付で鈴木伝五郎・渡辺克哲・湊亮三・森島鼎三の四名が首唱人となって、地方税割り当ての不公平、病院・師範学校の不平等、交通不便について述べ、四県あってこそ四国であろう。と訴え、同志は六月二十日午前一〇時、高松兵庫町の商法会議処へ集合されたいと呼びかけた。

◎「予讃を割き讃岐に一県を置き高松に県庁を設置する上願」　前記檄文に応じて集まった有志たち（二〇〇名、傍聴人一〇〇～二〇〇名）は三日間高松浜の町の弘憲寺に宿泊して請願準備に着手し、請願委員を選挙した。

請願委員は、丹生地区四三名、昔水地区九一名であり、翌明治十六年請願文を内務卿あてに提出したが許容されなかった。

◎建議書「予讃を分割し讃岐高松に県庁を設置するの儀に付建議」　を明治十八年十一月十六日に内務卿山県有朋に提出した。請願人は大内郡代表の坂東準一、寒川郡・高松・坂出などから選出された代表者一一名であった。

右二件の請願・建議の内容は、地理不便、地方税支出の不均衡、人情・風土・産業構造の差異を強調し、分県しなければ騒動が起こることが予測されるとしたものであった。

この建議が入れられ、明治二十一年十二月三日、分県が認められ、十二月二十七日、高松五番丁浄願寺を香川県庁仮庁舎とした。

第三章　農　業

第一節　多様化農業の芽生え

南西に山が連なり、番屋川・与田川・古川の流域を中心に沃野が扇状に広がるこの地域では、落合遺跡等に見られるように古くから農業が営まれていたが、明治以降、地域の特色の上に諸外国の情勢や時の政府の施策の影響を受けながら今日に至っている。それは農民の血と汗のにじむ苦闘の歴史でもある。

勧農政策と地租改正　明治初年、江戸時代の長い鎖国の殻を破って開国に踏み切ると同時に明治政府が強力に推し進めた要政策の一つであったが、資材の乏しい我が国で工業を発展させるためには、海外にその資材を求めざるを得なかった。その代償としては生糸・茶・米など農産物に頼るほかになかったのである。このような事情にあったため、明治政府は殖産興業の一環として勧農政策を強力に推し進めたのである。

そのために、農具や種苗を輸入した。種苗の輸入では、穀類・果樹・野菜・園芸作物・観葉植物・牧草などに及ぶ広範なものであり、今日栽培されているキャベツ・バレイショ・タマネギ・アスパラガス・トマト・花ヤサイなどが当時輸入され定着してきている。また、種畜の輸入として、洋種牛の輸入によって和牛の改良を行い、乳牛・

大川郡食用及特用農産物

	作付反別						収穫高					
	明治22	34	38	41	43	大正3	明治22	34	38	42	43	大正3
	町反	町反	町反	町反	町反	町反						
大豆 石	77.1	119.8	126.8	149.0	190.6	183.6	668	964	1,151	1,636	2,030	2,009
小豆 〃		16.0	14.6	25.9	26.9	23.2		140	126	242	243	260
豌豆 〃		37.7	34.8	47.1	30.2	12.9		340	324	488	313	153
蚕豆 〃		154.4	174.2	180.0	173.5	169.5		1,096	1,806	2,569	2,392	2,417
落花生 〃				0.2						8		
粟 〃	49.3	48.0	47.1	56.4	50.8	23.6	360	358	382	636	504	317
稗 〃												
黍 〃	39.2	26.2	30.1	26.7	23.9	20.8	321	249	266	292	218	198
蕎麦 〃	110.2	80.8	85.6	92.6	72.8	67.8	719	595	605	857	684	755
玉蜀黍 〃	3.7			0.4		0.3	98			4		6
南瓜 貫				4.5	7.2	6.1				11,410	22,850	16,610
西瓜 〃				4.1	5.0	4.8				19,300	18,250	11,700
甜菜 〃					0.8						2,150	
茄 〃				58.1	60.0	40.5				151,200	127,120	105,380
生薑 〃				0.9	0.8					1,360	1,750	
蕃椒 〃				0.7	0.1					290	50	
除虫菊 〃				0.2	0.2					70	26	
甘藷 〃	344.3	421.7	478.6	550.8	550.7	567.0	661,207	1,248,748	1,071,140	1,749,200	1,502,640	86,001
馬鈴薯 〃		1.5	2.2	3.5	2.9	6.9		3,100	2,281	7,620	14,420	23,350
肖芋 〃					118.8						540,790	

	作付反別						収穫高					
	明治22	34	38	41	43	大正3	明治22	34	38	41	43	大正3
	町反	町反	町反	町反	町反	町反						
蒟蒻芋 貫												
漬菜 〃					1.8	7.5					4,550	47,350
甘藍 〃												
大根 〃		236.1	225.5	265.2	234.8	189.3		1,652,700	1,753,527	1,551,000	1,360,090	1,310,688
蕪菁 〃				32.1	32.6	28.8				86,360	119,862	133,440
胡蘿蔔 〃				4.1	2.2	2.3				9,090	6,230	6,150
葱 〃				8.7	8.3	8.7				8,700	17,720	1,169
薄荷 〃												
菜種 石	67.0	145.0	142.0	113.6	102.7	40.0	340	1,023	1,053	1,149	1,134	385
糸瓜 個												
実棉 貫	34.1	10.4	1.8	1.6	1.4		2,104	875	197	295	290	
苧麻 〃												
葉藍 〃	15.3	18.5	11.0				7,492	16,125	2,565			
葉煙草 〃												
葱頭 〃												
牛蒡 〃				11.3	10.7	12.3				18,410	21,730	27,979
蓮根 〃				1.0	0.2	1.8				1,700	600	3,500
慈姑 〃					0.5	0.5					500	700
筍 〃					?	35.0					37,476	17,325
胡瓜 〃				7.7	7.6	9.2				18,990	23,430	22,560
格 〃				1.1	1.0	1.0				1,150	1,000	800

	作付反別						収穫高					
	明治22	34	38	41	43	大正3	明治22	34	38	41	43	大正3
	町反	町反	町反	町反	町反	町反						
三極貫												
繭〃				2.9	2.7	1.4				8,110	8,293	3,360
水菜〃				14.1	12.3	5.5				38,460	37,075	9,490
高菜〃					10.2	8.2					22,050	9,928
越瓜〃				4.5	4.2	5.1				11,910	17,990	14,425
らっきょ〃				4.2	6.3	3.8				3,920	4,480	4,053
其他蔬菜〃				3.3	7.0	13.3				9,480	15,690	31,570
茶斤		2.0	2.2	1.3	5.8				—	1,909	—	
花百合個												
大麻貫												
大角豆〃												
まんば〃				12.6						26,920		
桑〃	5.7	87.7	108.8	95.3	110.0		—		—	190,600	—	
食用百合〃												
甜瓜〃						1.4						4,480
甘藷〃	1,136.4	869.9	389.3	339.4	588.5	279.2	5,935,162	6,351,333	3,893,744	4,247,072	6,473,500	2,872,600
把柳〃												
葉煙草〃	12.3						2,588					
漆樹〃												

（村上稔著『東讃産業史』583～585ページより）

肉食牛の普及に努めた。さらに緬羊・馬の種畜輸入によって軍需羊毛の確保、軍需馬及び農耕馬普及に努めたのであった。

こうした政策は、米・麦・さとうきびが中心であったこの地域に、養蚕業全盛の一時代を招くとともに、野菜の栽培や乳牛の飼育など多様な農業経営が芽生えてくるのであった。

地券

地券（三好久澄氏蔵）

第二節　大地主と小作

一方、明治初期における政府の諸改革の中には、一般農民の米販売許可（明治四年）、田畑勝手作許可（明治四年）、職業の自由（明治四年）、田畑永代売買の解禁（明治五年）、地租改正（明治六年）などがある。

地主小作関係

地租改正は地主と小作を異なる状況におくことになった。封建時代においては地主も小作も租税は物納であったが、地租改正後は地主と自作農は米を売ってその代金から地租を納めることになった。それまでは収穫高が租税の基準となっていたが、地価を定めその一〇〇分の三を地租として現金で納めさせることにしたのである。すべての私有地には地券を交付し、地券には、所有地・持ち主・地目・面積・地価・地積等が記入されており、それに基づいて土地台帳

が作られ地租を納める基本台帳となった。しかし、小作農は江戸時代と変わりなく小作料を物納の形で地主に支払った。したがって米価が上がると地主は利益を得るが小作人に恩典はなかった。それに加えて「込米」などの旧制度はそのまま温存されたため、米価の上昇によって地主はますます富を蓄積していった。

込米とは、運送の途中、虫つきやぬれた米が出て中身が不足するというので、米一升を余分に俵に入れたものである。また、斗升検査の際最後の一升はあふれるほど山盛りと定められていた。

明治後半から大正時代にかけて、地主への土地集中、自営農の広範な没落、小作農の激増が見られるようになってくると同時に、小作農層は貧しく苦しい生活に追い詰められていくのであった。

五〇町歩以上の大地主（大正一三年）

地主番号	氏名	職業	住所	所有耕地反別 田	畑	計	自作反別	所在町村数	小作人戸数	小作人一戸当
一	佐野新平	商	大川郡引田町	九三	五五	一四八	一	八	八七八	〇・一七
二	木村弥代二	農	〃 丹生村	九五	一三	一〇八	〇・五	二	五七七	〇・一九
三	小西元	無	〃 長尾町	一〇〇	五	一〇五	一	一〇	二〇〇	〇・五三
四	佐藤員善	農	〃 鴨庄村	九一	一一	一〇二	〇・六	一八	三三〇	〇・三一
五	渡瀬岩太郎	〃	〃 福栄村	九〇	一二	一〇二	〇・四	四	三九〇	〇・二六
六	竹内秀輔	〃	〃 鴨庄村	九一	一四	一〇五	一・一	一八	三〇二	〇・三五
七	広瀬浚太郎	無	〃 石田村	七〇	八	七八	一	五	三一二	〇・二五
八	中村実	農	〃 志度町	六九	六	七五	一	八	四二〇	〇・一八
九	白井二三雄	〃	〃 長尾町	六七	二	六九	〇・一	一二	一二〇	〇・五八

地主番号	氏名	職業	住所	所有耕地反別 田	畑	計	自作反別	所在町村数	小作人戸数	小作人一戸当
一〇	松岡貞善	農	大川郡鴨庄村	四九	一五	六四	一・六	七	三三〇	〇・一九
一一	鎌田虎太郎	〃	〃白鳥村	五三	一〇	六三	〇・一	二	四〇〇	〇・一六
一二	橋本安平	商	〃白鳥本町	五一	七	五八	〇・二	四	二三六	〇・二四
一三	多田善太郎	農	〃鴨庄村	四九	八	五七	〇・七	一〇	二二〇	〇・二六
一四	小西半	無	〃長尾町	五一	七	五八	〇・一	一二	一〇〇	〇・五八
一五	大西行礼	〃	木田郡氷上村	一九八	一一	二〇九	〇・一	五	八五	〇・二五
一六	揚硯堂	〃	高松市七番町	七八	九	八七		三	二三五	〇・三七
一七	漆原辰雄	〃	木田郡三谷村	六七	一五	八二		二	一七〇	〇・四八
一八	山田恵一	製糸	〃前田村	六八	一一	七九	〇・二	五	二〇〇	〇・三九
一九	真鍋米五郎	農	〃林村	六九	〇	六九	〇・五	六	二〇五	〇・三四
二〇	黒川喜十郎	無	〃前田村	四七	三	五〇		三	一五〇	〇・三三
二一	加藤鎌吉	〃	香川郡由佐村	七〇	一〇	八〇	〇・二	二	三七〇	〇・二二
二二	木村淳	〃	綾歌郡岡田村	七八	一	七九	〇・二	七	三〇〇	〇・二六
二三	西村正安	農	〃造田村	六四	一三	七七	〇・一	五	三四〇	〇・二三
二四	鎌田勝太郎	商	〃坂出町	六一	五	六六	〇・二	六	四八五	〇・一四
二五	土岐安平	公吏	〃岡田村	五八	二	六〇		九	二九四	〇・二四
二六	稲毛義範	農	〃美合村	五三	三	五六	一・〇	一三	八〇〇	〇・七一
二七	塩田角治	無	仲多度郡多度津町	一五八	一一	一六九		二四	八四八	〇・二〇
二八	武田謙	〃	〃	一三九	一三	一四〇		一九	七〇三	〇・二〇
二九	合田房太郎	〃	〃	一〇九	一三	一二二		一八	六〇八	〇・二〇
三〇	武田茂祐	〃	〃	九二	八	一〇〇		三〇	四九八	〇・二〇

地主番号	氏名	職業	住所	所有耕地反別 田	畑	計	自作反別	所在町村数	小作人戸数	小作人一戸当
三一	塩田岩五郎	無	仲多度郡多度津町	八四	七	九一	一	一二	四五三	〇・二〇
三二	髙口　新	〃	〃　綾岡村	七一	一	七二	一	六	三七一	〇・一九
三三	武田亮太郎	〃	〃　多度津町	六八	二	七〇	一	二四	三五一	〇・二〇
三四	安川正夫	〃	〃　桜井村	四九	一	五〇	〇・四	七	一四〇	〇・三六
三五	塩田　忠左衛門	商	三豊郡仁尾町	一八〇	二五	二〇五	一	三〇	二、〇〇〇	〇・一〇
三六	大喜多三郎	農	〃　河内村	二〇一	一五	二一六	〇・四	七	九一八	〇・二四
三七	浮田勝治郎	〃	〃　観音寺町	一六〇	一	一六一	一	七	五八三	〇・二八
三八	合田利貞	〃	〃　大野原町	一〇七	四〇	一四七	〇・三	九	不明	
三九	鳥取治郎八	〃	〃　笠田村	一二八	二五	一五三	〇・五	一五	六四〇	〇・二四
四〇	松田三徳	無	〃　詫間村	八二	一二	九四	一	七	一、二三五	〇・〇八
四一	森　小八郎	〃	〃　二ノ宮村	七一	七	七八	一	四	二三〇	〇・三四
四二	大喜多忠和	〃	〃　河内村	五一	六	五七	一	二	二六八	〇・二一
四三	松岡亀亮	〃	〃　辻村	四二	一一	五三	一	四	一五〇	〇・三五
四四	塩田キク	商	〃　仁尾村	四三	一〇	五三	一	六	五〇〇	〇・一一
四五	松田友良	〃	〃　詫間村	六三	五	六八	一	五	八四二	〇・〇八
四六	黒瀬与重郎	無	丸亀市西平山町	一〇二	三	一〇五	一	一〇	三九八	〇・二六
四七	入江大郎吉	〃	〃　塩飽町	七四	〇	七四	一	五	二三一	〇・三二
四八	細谷宗次郎	商	髙松市南新町	六五	一	六五	一	六	二六二	〇・二五
	合計			四、〇六九	四六〇	四、五二九	一	四四二	二〇、七二三	〇・二二

※ (1) 農務局　大正十三年六月調べ
(2) 『日本農業発達史』　第七巻

（『香川県農業史』）

自小作別耕地面積

年次	実数（町）								構成比（%）							
	田			畑			合計		田			畑			合計	
	自作地	小作地	計	自作地	小作地	計	自作地	小作地	自作地	小作地	計	自作地	小作地	計	自作地	小作地
明治三四	一三、二五九町	三、八四七町	一七、一二六町	四、六四一町	五、四〇四町	一〇、〇四五町	四七、一七一町	三五、八五四町	三五・八%	六四・二%	一〇〇・〇%	四六・二%	五三・八%	一〇〇・〇%		
大正四	一二、八七七	三、一〇五	一五、九八二	四、八一四	五、一四三	九、九五七	四九、一三五	五〇、五四八	三一・八	六八・二	一〇〇・〇	四八・四	五一・六	一〇〇・〇		
大正五	一二、五一四	二、三四八	一四、八六二	四、八九六	五、〇六一	九、九五七	四七、四一三	五〇、四〇九	二六・九	七一・一	一〇〇・〇	四六・二	五三・八	一〇〇・〇		

「香川県統計書」による。

自小作別農家数

年次	実数（戸）					構成比（%）				
	自作	自小作	小自作	小作	合計	自作	自小作	小自作	小作	合計
明治二四	一三、三六〇戸	一四、七二八戸	二二、四三三戸	三八、四一四戸	八八、九三五戸	一五・〇%	一六・六%	二五・二%	四三・二%	一〇〇・〇%
大正四	一四、四四二	一四、七八八	一九、二九六	四二、六九三	九一、二一九	一五・八	一六・二	二一・二	四六・八	一〇〇・〇
大正五	一四、五三二	一三、六九二	一八、八四五	四二、七七二	八九、八四〇	一六・二	一五・二	二一・〇	四七・六	一〇〇・〇

「香川県統計書」による。

(註)　自小作は自作兼小作、小自作は小作兼自作

（『香川県農業史』）

小作田面積、小作農家数ともに年次ごとに増加している。

香川県小作料の変遷（二毛作田反当）

年次	契約小作料			実納小作料			収穫高に対する実納小作料の割合		
	上田	中田	下田	上田	中田	下田	上田	中田	下田
大正一年	一・四九〇石	一・二八八石	一・〇六七石	一・四六〇石	一・二六四石	一・〇一六石	五五・六%	五五・三%	五二・四%
一〇年	一・〇〇〇	一・三〇九	一・〇三一	一・五四〇	一・二七九	〇・九九九	五五・八	五三・四	五一・七
昭和二年	一・四〇七	一・二一四	〇・九二四	一・三二〇	一・一四五	〇・八五三	四九・〇	四八・五	四五・六
一一年	一・三八九	一・二一〇	〇・九八〇	一・三八〇	一・一九五	〇・九一三	四八・一	四七・七	四五・七

（「本邦小作慣行」・「小作事情調査」・香川県「農政調査参考資料」による）

第三節　農業振興策

明治の諸改革に対する農民の不平から各地に暴動が起きたが香川県においても明治十年十二月、三豊郡一ノ谷村に起きた。本町においてもやがて小作料減免の要求をはじめ新しい農民運動としての小作争議が発生するようになるのであった。

勧業七か年計画　明治後半から急速に盛り上がってきた農業改良に対する動きは、農事試験場の設立、農会の発足、町村役場における勧業活動の整備となって現れ、指導奨励機関が次第に整備されてきた。香川県農

事試験場は、明治三十二年四月、香川郡栗林村大字上の村に創立された。また、大川郡立農事試験場が明治三十二年石田村に設置されたが三十六年に廃止された。勧業七か年計画はこのころ準備され、四十三年四月を期して実行に移され、官民一般協力のもと一挙に普及し香川県農業の一大飛躍を目指した特筆すべき大事業であったのである。

一　計画の概要

①　米の平均産額八二万六〇〇〇石を一〇二万石に達せしむること。
②　麦の平年産額五四万二〇〇〇石を六七万五〇〇〇石に達せしむること。
③　肥料経済の改良を図り一〇万九〇〇〇石の利益を収めしむること。
④　二八〇〇町歩の耕地整理を完了せしむること。
⑤　畜牛の生産数四三〇〇頭を一万一二〇〇頭に達せしむること。
⑥　養鶏戸数四万五〇〇〇戸を六万四〇〇〇戸に鶏の生産数一五万羽を三二万羽に増加せしむること。
⑦　繭の生産額四二〇〇石を一万一五五〇石に達せしむること。これが為桑園五四〇町を八九〇町に増すこと。
⑧　柑橘栽培反別二〇〇町歩を五〇〇町歩に達せしむること。

（『香川県農業史』）

勧業七か年計画の具体的施策

行政機関	系統農会
〔米〕	
1. 栽培法、病虫害防除法普及	同　上
2. 県試験場に一町歩の原種田（品種は香川神力、雄町）	郡市農会に合計六〇町歩採種田
3. 耕地整理の実施	
4. 試験場に五反歩以上の模範作	各町村に一名の模範作人設定
5. 品評会に対する補助	郡市町村農会の品評会
〔麦〕	
1. 栽培法、病虫害防除普及	
2. 原種栽培は米と同一方法（品種は紅梅、コビンカタギ）	
3. 耕地整理	米の場合と同じ
4. 米の場合と同じ	米の場合と同じ
5. 米の場合と同じ	
〔肥　料〕	
1. 鍊粕、菜種粕、米糠を大豆粕、硫安、過石にかえる	同　上
2. 緑肥大豆、紫雲英（れんげ）の奨励	同　上
3. 改良堆肥舎の建設奨励と人糞尿保全方法の改良	同　上
4. 肥料共同購入奨励	農会又は産業組合で実施
5. 模範作人の肥料改良実施	同　上　実施
6. 緑肥、堆肥舎の品評会補助	同　上　品評会実施

行政機関	系統農会
〔耕地整理〕 1. 県事業として調査設計監督をなす 2. 県費補助	
〔産　牛〕 1. 種牡六八頭を一三二頭にす（相当数ホルスタイン、一部エヤシャーを含む） 2. 産牛組合及びその連合会を設立せしむ （種畜購入、県市営品評会を行わせる）	県農会は純良種畜を繁殖し時価の半額で配布
〔養　鶏〕 1. 県農会に補助	県農会で種鶏飼養、種鶏、種卵配布を時価の半額で実施
〔養　蚕〕 1. 県農会に補助 2. 秋蚕飼育普及 3. 品種を「背熟、又昔」とし蚕種組合業者に統一させる	桑苗育成半額にて配布 模範桑園の設置、品評会 技術改善と伝習所、養蚕教師、稚蚕共同飼育などの奨励施設、蚕病消毒普及
〔果　樹〕 1. 県試験場に果樹園設置 2. 県農会は各郡に指定果樹園を二ケ所設置 3. 同業組合を組織せしむ	県農会は苗木養成、半額にて配布

（『香川県農業史』）

勧業七か年計画の町村段階における実施項目

改善項目	摘要
1. 稲・麦品種の統一	香川神力、雄町、都
2. 採種田経営	採種田作人　一町村二・三名
3. 稲種子配布交換	採種田種子
4. 稲種子塩水選の実行	適当の区域に於て日割を定め町村吏員、農会技術員立会の上実施
5. 模範作設置	一町村　七名
6. 共同苗代奨励	共同苗代管理人を置き育苗について技術指導共同苗代品評会
7. 害虫駆除予防	県令により施行、誘蛾灯、苗代建札、捕蛾採卵、石油駆除、学童動員
8. 肥料共同購入	県農会斡旋、共同配合の奨励
9. 改良堆肥の増産	堆肥舎建設を奨励し堆肥舎講設置勧誘
10. 間作大豆栽培奨励	間作大豆試作圃、試作人を置く
11. 深耕奨励	適当の地に深耕試験地設置
12. 産米改良	乾燥、調製、俵装、容量を規定
13. 耕地整理	海面埋立、溜池の浚渫改築・増築、揚水機、排水機の設備も含む
14. 町村農会に技術員設置	半額郡費補助
15. 農事講習会、講演会の開催	主に種芸、肥料、病虫害に対し行い、各町村毎年一回以上開催し、時間は二〇時間以上
16. 品評会、共進会の開催	苗代、立毛、産米など
17. 農事改良組合の結成	
18. 産業組合の設置	

（『香川県農業史』）

第四節　農業技術の進歩

農業技術の進歩と農具の発達

「勧業七か年計画」など、当局の指導と農民の努力によって農業技術は、明治以降急速に進歩を来した。これを米作を通じて考えてみよう。

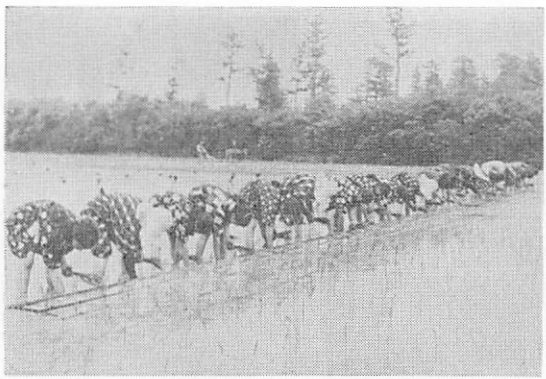

昭和10年ころの田植定規を使った田植え風景

種もみは、塩水選により良い種子を選ぶ技術を開発し、苗代はもと平まきであったが明治四十年ごろから短冊苗代になった。明治三十四年香川県令第六四号によって短冊苗代が奨励され、これに違反するものは処罰された。共同苗代については、本町では試験的に実施されたにとどまったようである。

田植えの方法は、従来およその見当をつけてほぼ等間隔に植える方法であったが、明治三十年代に入って縦の列、横の列を揃える正条植えが試みられるようになった。正条植えのためには、綱や竹竿などが使われたようであるが、明治四十年ごろから、上の写真で使用しているような田植定規が使用し始められた。

水田の中耕除草は手労働であり、炎天下で前かがみになって行う労働は並大抵なものではなかった。苗の正条植えの普及に伴って舟型除草機

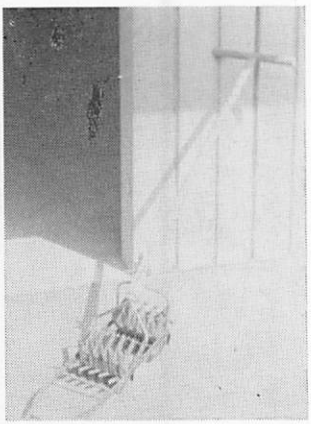

回転式除草機

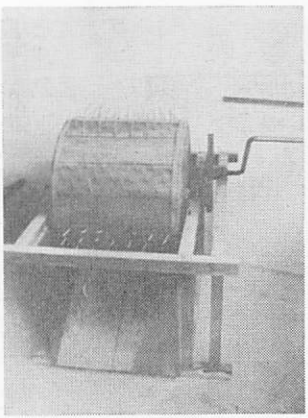

手回し式の回転脱穀機

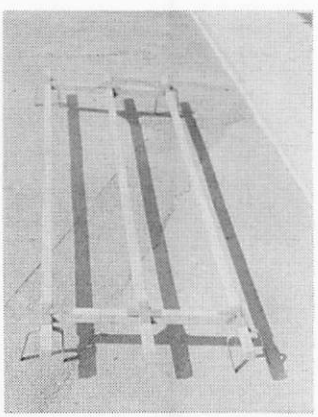

田植定規

や回転除草機が使われ能率が著しく向上するとともに作業がらくになった。

脱穀には元禄時代に発明されたといわれる千歯こぎが長く使われていた。明治四十三年実用的な足踏回転脱穀機が発明され普及され始めた。農器具で回転するものは唐箕だけであったところに足踏回転脱穀機の出現は革命的な画期であった。本町においても松崎の矢野弥助が経営する矢野製作所が、矢野式足踏脱穀機（専売特許権取得）を製作販売して、その普及を促進させたのであった。戦後になって動力脱穀機が出現するまで麦の脱穀には、千歯こぎが使用されていた。

もみすりには、唐臼（とうすり）が使われた。これは夜なべ仕事であったが、昭和十年ごろから動力もみすり機が現れ、短時間で能率があげられた。この動力もみすり機は、ほとんど共同購入・共同作業で普及していった。

丹生松崎の矢野鉄工所（矢野弥助）は、ほうりうまんぐわ、除草機等の農具を製造発売していたが、後には足踏

脱穀機・精米麦機・製縄機・動力脱穀機を考案製造して、ヤノ式農具として郡内はもちろん徳島県下にも売りさばいていた。足踏脱穀機や製縄機は特許権を取得していた優秀機であった。特にその製縄機は、漁網用のなわないのできる新鋭機で需要が多かった。また動力脱穀機であるヤノ式稲扱機も売れ行きは上々であった（矢野京一氏談）。

耕耘は、牛耕中心の時代であった。

病虫害には、昔から随分悩まされてきた。明治三十九年九月、県が初めてウンカ防除のため石油三〇〇〇箱を購入使用して以来、注油による苗代ウンカ防除は次第に普及した。また、大正の初めごろから苗代のメイ虫の採卵捕蛾には小学生が活躍した。昭和五、六年ごろから石油誘蛾灯が普及し害虫誘殺に効果をあげたが、昭和十七年ごろから戦時下石油不足のため消滅した。

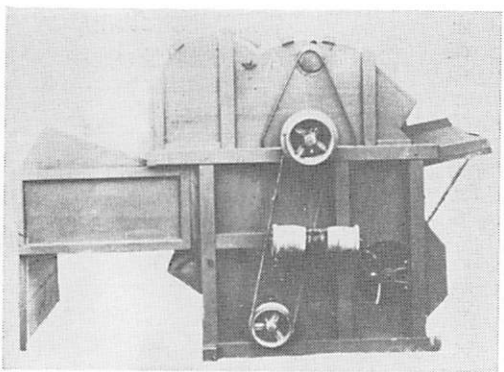

ヤノ式動力稲扱機（矢野京一氏蔵）

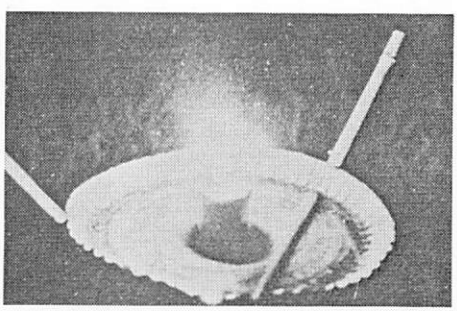

誘　蛾　灯

農産物増収に欠かせない肥料については、明治中期まではたい肥が中心であり、山野の下草刈り、たい肥づくりは農家にとって重要な仕事であった。そのほか下肥・草木灰と、金肥である「ほしか」などが使われた。日露戦争後は満州から大豆粕が入る

香川県並びに大川郡の米作反当収量の推移

年　次	香川県	大川郡
	石斗升合	石斗升合
明治22年	1.165	0.818
32	1.276	0.926
42	2.314	1.382
大正5	2.525	1.661

ようになり、さらに明治四十年ごろから硫安や配合肥料も使われた。

農業技術の進歩を端的に現すものは、反当収量である。次の表は、明治二十二年を基準にして、上表の連年比を計算したものである。明治三十年代に急増して、大正初頭には、明治二十年代の二倍強の増収になっている。

	明治22年	32	42	大正5年
大川郡	一〇〇・〇〇	一一三・二〇	一六八・九五	二〇三・〇六
香川県	一〇〇・〇〇	一〇九・五三	一九八・六三	二一六・七四

米穀検査員

明治四十二年三月、県令をもって米穀検査規則が公布され、県に米穀検査所を置き郡に出張所を設け検査区域を定め、区ごとに検査員一名を配置した。大正十三年ころの実情を『大川郡誌』でみると次のとおりである。

産米検査区域及検査員（大正十五年）

部及部長	区名	区域	検査員
第一部長	第一区	相生村　引田町　小海村	板東恒市　永谷収平　工藤兵五郎
高木義国	第二区	白鳥本町　白鳥　三本松	永峰伊太郎　森源造　能代安吉
	第三区	昔水村　丹生村	安部房太郎　中野嘉市　矢野八郎
	第四区	五名村　福栄村	宮田貞吉　桑島才吉　脊木三吉

大正十三年検査成績（単位・石）

町村名	合格	不合格	計
三本松町	八三一	三六九	一、三〇
昔水村	一、三六〇	一、〇四六	一三、四〇六
丹生村	九、九九九	一、三五九	一一、三五八

（『大川郡誌』五三六ページにより作成）

右の合格率で三本松町が七割未満で昔水・丹生より悪い、この検査の厳格さが讃岐米の声価を次のようにあげた

のであった。

右ノ成績ニシテ検査ノ効果ノ如キ著シキモノアリ即チ産米ノ乾燥ヲ良好ニシ調製ノ精巧ヲ来シ腐敗虫害ヲ減少シ貯蔵ヲ安全ニシ精白歩合ヲ増加スルノミナラズ俵装ノ改善ニ伴ヒ運搬中ノ米粒ノ脱漏スルノ損失ナカラシメ　且ツ検査ノ正確ト統一トハ取引上多大ノ利便ヲ与ヘタリ　又之ヲ検査以前ニ比スレバ其ノ価格ニ於テ一石ニ付壱円以上ノ増加ヲ得　尚撹減歩合ニ於テ検査以前ニアッテハ約一割内外ナリシガ検査実施後ハ百分ノ三ヲ出デズト云フ　依テ玄米百石ニ付精米七石ノ利益アルニ至リタルモノナリ　加之検査後ノ産米ハ頓ニ声価ヲ高メ　讃岐米ノ名声甚ダ高ク市場ニ於テハ他府県ノ産米ヲ凌駕スルニ至リタル等検査ノ効果実ニ著大ナリ

（『大川郡誌』）

なお、砂質に富む当地域の産米は、讃岐米の中でも特に美味で古くから名声が高かったようである。

現金収入を求めて

全国的にも零細農家の多い香川県の中で、本町においても主食の米麦以外に農業収入を高める様々な工夫と努力がなされてきた。

さとうきびの栽培と製糖法に功績を残す平賀源内・向山周慶の出生地に近く、気候・水利・土質にも適した当町は、白鳥町とともに讃岐砂糖の最盛地となったのであった。

嘉永から元治・慶応に至る二十余年間は讃岐糖業の最盛期であった。讃岐の白砂糖一斤（きん）が大坂で二分二朱（一両の八分の五）で売れた。しかも三本松砂糖会所を経た積み出し糖は、三本松巻と称して名声があった。こういうことで、百姓はそれぞれの能力（自家労働力・経済力）相応に、甘蔗栽培、締小屋（甘蔗を栽培して白下製造までを営む）、搾屋（甘蔗栽培・白下糖製造・白砂糖精製と糖業の全域を営む）を米麦作に兼営して、糖業による貨幣収得をした。

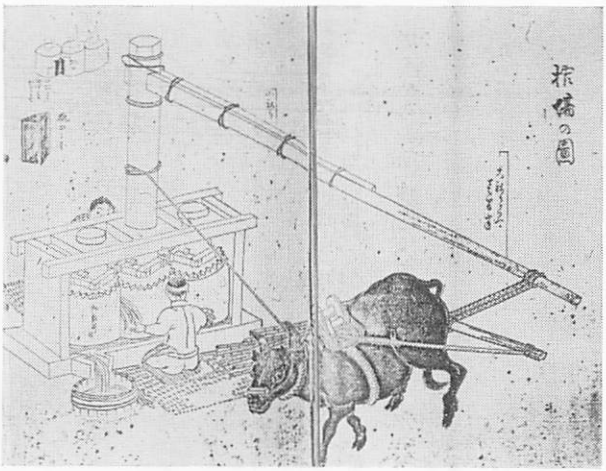

搾場の図（『讃糖便覧』所収より）

甘蔗栽培・締小屋・搾屋の区別は生じたが、糖業が東讃地方を中心に近世讃岐の商品貨幣経済を、進展させたのである。旧大内郡（現在の引田・白鳥・大内の三町）は、その最盛地であった。三本松には、文政八年（一八二五）に「車元割当銀」引替所（網屋与惣兵衛）が設置されて以来、高松藩の糖業機関が引き続き安政末まで設置されて、今日の経済都市としての基盤を形成したのである（文政八年＝車元割当銀引替所網屋与惣兵衛・天保元年＝砂糖引請人津本甚右衛門・天保六年＝砂糖問屋高畑作兵衛と連続して設置されている）。その砂糖問屋は後砂糖会所と呼び替えられた。元治元年には砂糖会所が三殿村（引請人木村太一郎）に移されている。砂糖会所が三殿村に移って後の馬篠浦からの砂糖積出量が二万九〇〇〇樽、二一万八〇〇〇余両にもなったという。

明治初年ごろの誉水地区に砂糖車は約一〇〇台、搾屋（白砂糖製造業者）が数戸であったという。搾屋株は、領内一〇〇株と限定されていたので、誉水地区に数戸というのは、誉水地区に糖業が盛行していたという証拠である。それが大正五、六年ごろには、砂糖車五〇台となり、昭和九年には、一四、五台と減衰している。生産高も二、三万斤に激減している。

この糖業衰退は、明治期の農村に砂糖に代わるべき新産業なり副業なりが興隆したり、産業革命を経た割安の外糖攻勢を受けたり、台湾糖に市場を蚕食されたりしたことが直接のきっかけとなり、讃岐糖業自体がもっていた体質の脆弱さがしからしめたのであった。けれども新規の産業に転換するのに種々の支障のある地域なので、長く糖業を死守した。丹生北山方面ではかなり遅くまで糖業が続けられていたという。

糖業衰退後の農家の商品作物の第一位は、米になった。明治二十年から四十年前後に続く日本の産業革命の進行とともに、農村の余剰労働力が都市工業に吸収されていった。その激増した工業従業者への食糧供給が農村の新課題となり、明治の農業経営は、「米と繭」に集中することになっていった。明治の農民がとった商業農業は、米作と養蚕が基軸となった。当町でも水便をかぐ山間部等では、灌水のために朝早くから水当番の順番を待って桶で水を注ぐなど、苦労をしたということである。

副　業

当地域の副業として盛んであったのは、麦稈真田と経木真田であった。明治三十年ごろ岡山県から導入されたもので、他郡市に先立ってその製造に当たってきたが技術の優秀さと熱心さによって真田製造の中心地となった。いわゆる「サンピラ編み」と称し、材料も道具もいらず老人・子どもにもできる作業であったので、これを編まない家はないほどであった。また、大川郡内の真田検査員の過半数は当地域の出身者であった。夏の作業帽、俗にいう麦わら帽子や装飾用にも使われ輸出もされた。

明治四十三年ごろには丹生地区の、一か年の産額は、麦稈真田一万八七〇〇反、金額にして四八八六円、経木真田は二一万七七七〇反、金額一万一八一一円の多くに達していた。これは、米国の需要が激増したためと当地域の生産戸数が増加したためであった。戦時中は輸出不振で衰退したが、それでも戦後まで細々と続いていた。一日に

二反（一反は三六間＝六四・八メートル）程度編み、反当たり二銭という零細収入でしかなかった。

それでも丹生地域では一年間に生産高二八八〇反、金額三七四〇円をあげており、また縄・花莚の製造も盛んで、縄の製造でも五〇〇円をあげている。昭和十年前後には、叺（塩の容器）製造が盛んであった。畑の多い北山地区では、昭和七年ごろからタバコの後作として、同地区の長町貸志男氏を中心に有志らによって、大根栽培と漬物作りがなされた。一戸当たり四斗樽三〇～四〇丁ほどの生産であった。東洋紡績株式会社三本松工場と契約して売り込んだり、郡内近在に販売していた。

養蚕業

我が国の蚕業は、紀元前後北九州地方に養蚕と機織りの業が朝鮮から伝来したのに始まる。養蚕が全国的に普及するようになったのは応神朝の時代（三八〇年ごろ）といわれる。

香川県の蚕糸業の起源として明らかなのは、和銅五年（七一二）元明天皇が讃岐国など全国二一か国に命じて排人を師として綿・綾を織らしめたとある。明治十年には大川町の徳田直哉・多田犀象が近代養蚕業を始めている。

先に述べたように、明治になって生糸が我が国の輸出の第一位にあげられるようになると養蚕業は活気を呈してきた。本町のように山地の多い土地では、水をあまり必要としない桑などを適作にしなければならなかった。その上折からの輸出景気にひかれてほとんどの農家が取り組み、衰退した糖業に代わる現金収入の途をここに求めた。

本町で蚕業が盛んになったのは、明治三十九年ごろ、京都府の人辻関蔵が初めて苔水村に移住し、もっぱら蚕業奨励と桑園の設置に努め、また自ら進んで優良な蚕種を製造し広く郡内の需用に供したことに始まるといわれる。大正時代に入り第一次世界大戦のぼっ発は養蚕業を一層盛んにしたのである。

明治三十七年ごろの大川郡の収繭量は三六キログラム（二〇〇石）内外であったのが大正十五年には二五倍の九

○○キログラム（三○○○石）に達している。第一次世界大戦から生糸相場の暴騰を来したことによるものであった。

昭和八年、丹生地区における桑園面積は一七町歩、養蚕戸数は約五○○戸、春・夏・秋の合計金額は八万三○○○円に達していた。

養蚕業の指導奨励に関する歩みは次のとおりである。

明治四十五年から稚蚕共同飼育所の設置、養蚕巡回教師による指導が行われた。

明治四十二年七月には丹生村町田に養蚕伝習所が設置された。

大正十四年四月には丹生村馬篠と替水村中筋に養蚕伝習所が設置された。

昭和七年、大川郡養蚕業組合が設立され組合長には渡瀬卯太郎氏（福栄）が就任した。

明治二十二年に比べて昭和五年の最盛期には、桑園面積は約三六倍、産繭額は約二九五倍、生糸製造額は約三三倍になっている。

蚕の飼育は桑の生育に合わせて、春蚕（五月上旬～下旬）、夏蚕（六月下旬～七月中旬）、初秋蚕（七月下旬～八月中旬）の三回、さらに晩秋蚕（九月上旬～下旬）と四回飼育することができる。

稚蚕時代は共同飼育をし、壮蚕になると自家で飼育した。稚蚕時代は細かく刻んだ桑を一日七～八回与えた。齢を重ねるごとに座が狭くなるので分箔していった。最大成長期の五齢に達するころ農家では座敷まで蚕の棚で占領されてしまうのであった。春蚕で普通、一齢四日、二齢三日、三齢四日、四齢六日、五齢八日の計二十五日ぐらいで上蔟する。成長に従って給桑の量も多く必要となり、一家をあげて桑摘みにかからなければならなかった。「条

本県蚕糸業界累年表

年次	桑園面積	飼育戸数	掃立枚数	産繭額	蚕種製造額	生糸製造額
	ha	戸	枚	K	g	K
明治二二年	八四・〇	―	―	六、一五〇	一、一五六	四八四
〃　二五年	二〇八・八	―	―	二七、八四五	二、一九九	一、九三八
〃　三〇年	四六八・九	一、九九四	一七、四二七	七〇、三八〇	三〇、〇一四	五、八八三
〃　三五年	四九五・八	四、一一四	二六、九二一	八一、六五〇	一〇、四四三	四、〇九一
〃　四〇年	四四五・五	五、七一二	四〇、九一八	一七七、六五〇	一八、〇七六	一、二八二
大正　一年	六二一・一	一〇、九七九	六八、二九一	三三八、六七〇	五七、九九八	八七七
〃　五年	九二五・四	一二、一九五	八六、九二一	五一五、三九五	九〇、七六六	一、〇二〇
〃　一〇年	一、七三三・七	一二、一九五	五三二、五九四	八四四、九六八	一、〇四七、七九九	四四、〇七七
昭和　一年	一、八九八・三	一二、〇二〇	六五七、九六四	一、一七五、一五二	一、〇一四、〇七四	七一、〇六六
〃　五年	三、〇一七・〇	一六、二二三	八〇九、九八一	一、八一九、一七八	一、三四〇、六〇五	一六一、〇四八
〃　一〇年	二、二一九・〇	一二、五八六	五六六、三八一	一、三三七、七三〇	六二〇、九六六	一三四、〇八一
〃　一五年	一、九九九・〇	九、五四五	四八七、五八八	一、二七二、〇二三	四九三、四四八	一三九、九二〇
〃　二〇年	八一五〃〇	四、二五五	一四〇、六三二	三〇六、五九三	二五八、三〇〇	三八、三二一
〃　二五年	五九五・〇	二、〇五六	六九、九一六	一七七、九九八	九一、四四〇	三六、九〇四
〃　三〇年	三〇四・〇	一、五〇〇	六〇、三八〇	一六〇、八七五	一〇、一七〇	六一、二三〇
〃　三五年	一二三・〇	六五〇	二五、一七〇	六八、六八二	三、六四七	一六、五八五
〃　四〇年	六七・〇	三五〇	一〇、二九〇	三〇、〇二〇	〇	〇
〃　五〇年	一〇三・〇	一二三	一五、一四〇	四八、五七一	〇	〇

（『香川県農業史』）

桑育」と称して枝桑のまま与える方法もあった。

除沙（床がえ）は一齢二回、二齢三回、四齢四回、五齢は毎日行った。給桑時に除沙網をのせて給桑し、蚕が桑を求めて網の上に上がったとき、網ごと新しい蚕箔に移す。残桑と蚕糞は乾燥させて牛の飼料に使った。蚕室内の、温度・湿度・換気は特に大切で、気温が低い時期には練炭火鉢を使うと同時に、やかんの湯などで湿度を保つのに苦労した。その調節のために乾湿球湿度計を使用した。

熟蚕になると食桑しなくなり、軟糞を排出し、体の大半が半透明になる。このようになった蚕を見つけては手で拾い出し、まぶしに入れて上蔟させた。上蔟後の排出物や死蚕を一昼夜後に除去しなければならない。ほぼ二昼夜で営繭を終えるがその後一週間前後で収繭した。まぶしの中から繭を拾い出し、ケバくり機にかけ、きれいになった繭を出荷したが、この間の労力はたいへんなものであった。

昭和3年大川郡町村別繭等生産額調

県順位	町村名	産額
		円
1	富田村	120,468
3	石田村	108,854
9	福栄村	67,776
13	松尾村	48,683
15	丹生村	45,099
17	与水村	41,648
19	長尾町	40,607
24	志度町	36,072
28	白鳥村	29,263
39	神前村	22,386
48	鴨部村	19,244
51	鴨庄村	17,611
62	相生村	13,958
66	津田町	13,304
70	造田村	12,419
72	鶴羽村	12,201
74	小海村	11,537
77	引田町	10,582
105	白鳥本町	5,837
114	五名村	4,686
121	多和村	3,708
136	小田村	2,352
150	三本松町	791
	合計	689,086

（『東讃産業史』より）

本町の養蚕業の近代化は、昔水地区から始まった（明治三十九年京都の人辻関蔵の移住により）のである（『大川郡誌』五五六ページ）。その後順調に普及して、丹生地区と昔水地区は、ともに県下でも上位を占めている。その順位は、前の表のとおりである。

製糸業は、前表にみるように、石田・富田・松尾・丹生・与水・福栄の各村は、大川郡における養蚕地帯である。ここで産出する繭は、松尾村の大川製糸株式会社（大正八年創立）を中心に、近在の製糸工場に買い取られて製糸されていた。近代養蚕以前の製糸は、家庭で自給用に「糸ひき」をし機織りしたのであるが、近代養蚕期に入り日本の富国強兵の基軸のひとつとして、重要輸出品となっ

昭和5年の製糸工場の分布

所在地	工場名	釜数	代表者名
高松市上之町	福田製糸場	五二	松本　米蔵
大川郡志度町	㊋讃志製糸場	一二〇	対島　尚象
〃	同第二工場	五〇	〃
〃	平野製糸場	九七	平野　一平
〃	玉浦製糸場	三一	松原　藤吉
〃 松尾村	大川製糸株式会社	一二二	池田　喜平
〃	多田製糸場	一二	多田　滝蔵
〃 造田村	林製糸場	九五	林　光男
〃 長尾町	白井製糸場	一五	白井　諭一
木田郡川島町	広瀬製糸場	一四	広瀬　音松
〃 平井町	有限責任木田郡生糸信販利組合	六二	藤沢　太郎
〃 前田村	山田製糸場	六一	山田　恵一
〃 川添村	植村製糸場	六二	植村　仁吉
〃 井戸村	香西製糸場	一四	香西　忠一
〃 牟礼村	牟礼製糸場	五〇	山田　愛助
〃 古高松村	青川製糸株式会社	三二	滝川宇太郎
香川郡仏生山町	長尾製糸場	九四	山本　源七
〃 下笠居村	讃岐製糸場	一五	長尾　繁吉
綾歌郡岡田村	讃岐製糸場	一〇七	松本多三郎
三豊郡上高瀬村	上高瀬製糸株式会社	五〇	山下　肇
〃	西讃生糸信販利組合	一〇二	小山　久吉
〃 本山村	三豊製糸株式会社	九八	松田　友良
〃 辻村	金山製糸場	四四	金山林三郎
〃 桑山村	織田製糸場	六〇	織田嘉寿太
		一、四五九	

（『香川県農業史』「第15表製糸業累年表」）

表　年累製糸業

年次	器械製糸工場数	座繰製糸工場数	計	生糸生産数量	年次	器械製糸工場数	座繰製糸工場数	計	生糸生産数量
明治二二年	一社	一社	一社	四八四kg	昭和　五年	一六社	八社	二四社	一六一、〇四八kg
〃　二五年	三	一	三	一、九三八	〃　一〇年	一一	一四	二五	一三四、〇八一
〃　三〇年	五	一	五	五、八八三	〃　一五年	一〇	一四	二四	一三九、九二〇
〃　三五年	五	一	五	四、〇九一	〃　二〇年	二	三二	三四	三八、三二一
〃　四〇年	一	一	一	一、二八二	〃　二五年	二	二八	三〇	三六、九〇四
大正　一年	一	一	一	八七七	〃　三〇年	二	一八	二〇	六一、二三〇
〃　五年	一	一	一	一、〇二〇	〃　三五年	二	一一	一三	一六、五八五
〃　一〇年	八	五	一三	四四、〇七七	〃　四〇年	一	一〇	一〇	一
昭和　一年	一一	八	一九	七一、〇六六	〃　五〇年	一	四	四	一

（『香川県農業史』「第15表製糸業累年表」）

たときには、工場制の製糸となり、前表のように器械製糸と座繰製糸が消長している。

タバコ

香川県では明治二十二年、一一〇・二町歩の葉タバコが作られていた。当時の品種は在来阿波種であった。その後、黄色種が導入され、大正十四年ごろまでは約二〇〇町歩（二〇〇ヘクタール）までになっている。

本町でも在来種の葉タバコは、ささやかながら藩政時代から畑の一隅などで作られていた。当時は、天日で乾燥した葉を板で押しつけ包丁で刻んで使ったものである。

本格的に始まったのは昭和三年、郷土出身の大蔵大臣三土忠造に働きかけ、米国種（ブライトエルドー）葉タバコの耕作許可を受け、西村・横内・川東において一町二反歩の耕作を始めたのがきっかけである。丹生では北山地

区で栽培が始まった。当時、一戸当たり五畝から一反歩ぐらい耕作したが、反当二〇〇円ぐらいの収入をあげたものがあり、これは当時の米六石代に相当し、甘蔗の栽培が衰退して現金収入の道を求める農家特に小作にとってはこの上もない魅力であり、次第に耕作者が増加し、ついに全村に波及するようになった。

丹生尋常高等小学校の図書館落成の記念事業として、同校郷土研究室が昭和九年十月発行した『郷土読本』の「第十五課　本村の農業」で、丹生村の農業の全体構造を述べている。その中に次のように、煙草耕作にふれているので、その数字を写しておこう。

耕作反別

	田	畑	計	山林
全反別	二九四町七反	一一三町四反	四〇八町一反	五、四六四町七反
一戸当り反別	四・〇	一・六	五・六	六・〇

耕地利用

	一毛作田	二毛作田	計
田	六町七反	二八八町〇反	二九四町七反
畑	永年作　三五・八	その他　七七・六	一一三・四

農家戸数及び人員

戸数	就業者	被扶養者	計	一戸当り人員
七八七戸	二、三二七	一、七五六	四、〇八三	五・一九人

主要農産物

農産物	生産高	生産額	農産物	生産高	生産額
米	糀　七、〇一〇石 糀　五九四	一七一、四九四円	果実類		二、九三四円
裸麦		四九、一五四円	甘藷	六九反四畝二〇八丁	五、二〇〇円
小麦		二、〇一五円	煙草	七反一一・九七四kg	一〇、六九四円
その他穀類		八、五六九円	菓製品		一三、五七〇円
そ菜類		二、六五〇円			

畜　産

昔から丹生地区は、優良和牛の産地で、『丹生村今昔物語』（昭和三年丹生村役場刊行）に、名声を博した「小砂牛」のことが、次のように記されている。

小砂を中心として附近二、三字の有志者、之に加はり醵金を以て遠く維新前より既に一の和種牡牛を購入し一定の場所に管理を托して交尾せしめた歴史は今尚ほ口碑に伝はり居れども其紀元は確かに判明せさるも約五六十年以前の事ならんと推定す。然して此購入は種牛の目的より起りしものには非ずして全く一貧農家維持の為めに役用して所謂頼

母子講的に購入し、出金主に向って多少利せしめる方針よりして単に牡牛と決定し出金主は無料にて交尾せしむるの特権を有し、他は任意の報酬を受しめ之は管理者の所得とせり。此は種牛組合なるものには非ざる模様なり。爾来年を逐ふて良牛に交換し来りしと共に出金主以外のものには一定の料金を徴収することとなりたれば世の進運に伴ひ更に個人有の種牛続々現はれたるを以て醵金牛は自然に廃止したるも畜産の興味を感じて産額にも大に意を加ふるようになりたれば顧客も頓に増加し阿波紀伊の両国等より続々入込み終に何時となく小砂牛の称を社会に紹介せらるゝことゝなれり、晩近に至りて博労輩が此好評に乗じて本村以外の本郡は勿論汎く木田郡方面よりも犢(こうし)を購入し之を阿波地方へ牽き行きて之は讃岐大内の小砂牛なりと称して随分奇利を博せしもの尠からざりし位なり。（中略）明治三十三年五月下総御料牧場を視察するものあり、大に畜産改良の念を高め其後、畜牛に関し尽力したり。然し明治三十七年大川郡畜牛組合設立せられざるや此処に本村だけが丹生村産牛奨励会を組織し純粋外国種の牡牛を購入し在来の姑息法を一洗し外に在りては大に斯業者を覚醒せしめたり。而して現在の大川郡畜産組合は本村の組合を模倣したるものなりと。（中略）明治四十一年大川郡会で牧畜練習生養成の議、通り本村のもの七塚原種畜場へ行き一ケ年有半にて帰れり。（中略）しかし時価暴落し斯業の大蹉跌を来し本村の畜産界に憂ふべき現象を来せり。此の際に善後策の必要あり。

（『丹生村今昔物語』）

香川県で乳牛が飼育され始めたのは、明治二十年ごろのことで、はやくから乳牛を導入した地域は、大川郡鶴羽村・同昔水村、木田郡井戸村、香川郡上笠居村などであるという（『香川県農業史』九〇六ページ）。

大正二年ごろ、県の奨励によって三豊郡比地二村と丹生村において乳牛の飼育が始まった。最初に取り組んだ田中兵助（巳都磨氏の父）・有馬啓介（忠三郎氏の父）・庵原堯蔵・谷口宇一の各氏は、毎朝五時土居天満宮辺りに乳牛を連れてきて搾乳し、大内町内に配達して回った。大正四年には小砂の渡辺氏も乳牛飼育を始めた。当時一頭

の乳量は約三升（五～六キログラム）にしかすぎなかった。種牛は、米国から輸入したホルスタイン種タッチランドキングコンライクサーテベル号を県から田中兵助氏に委託されていた。その後谷口宇一・小路友吉・西山安助・吉条島吉氏宅に種牛が置かれた。当初、牛乳を飲用したのは、病人と赤ん坊に限られていたようであった。

進歩的な数名の人から始まった乳牛飼育もだんだん多くなり、戦前には町内で二〇〇頭ほどになっていた。一戸に二～三頭が普通で、多い者で五～六頭であった。

丹生搾乳組合の初代会長は庵原堯蔵氏で、その後、酪農組合に発展していったのであった。

村人の休日と労働契約　昭和三年ごろの「村人の休日と雇用慣習」は、次のようであった。

村人の八割は農民であったので農民の繁閑によって休日が定まっていた。すなわち休日は陰暦を用い、正月元日、二日、三日、四日、十五日、二月一日、十五日、三月三日、二十一日、四月八日、五月五日、六月十七日、七月十四日、（旧盆）十五日、十六日、八月十五日、九月九日の十七日と、田休みとして挿秧後の三日間（各地区によって相違）、このほか石清水神社祭礼、各地区の小祭などに休むことになっていた。

なお、雇用契約期間であるが、昔は男子（下男）雇われ人は旧暦十二月二十四日解雇、同月二十七日入込み他は十二月二十七日午前に解雇、同日午後入込む。女性（下女）雇われ人、牛飼人は七月十三日午前解雇、同日午後入込む。男子（下男）雇われ人はたいてい一か年、その他は半年の契約をし、暇日として男子（下男）雇われ人は月二日、女子（下女）雇われ人、牛飼人は半か年に七日の定めであった。しかし、時勢の推移のため、男女雇われ人、牛飼人ともに雇用契約期間は半か年となり出入の時刻も昔の女性雇われ人の出入時刻と同じになった。暇日は今も変わらない。

雇用賃金は、昔は一か年三十円～六十円、女性雇われ人、牛飼人は半年で十円～二十円、日雇は男一人歩二十銭～四十銭、女一人歩十五銭～三十銭、大工左官その他職人は一人歩五十銭～七十銭であったが、大正八年ごろより賃金上昇し最近は二倍～三倍ぐらいになっている（『丹生村今昔物語』）。

農民組合

第一次世界大戦後急激にぼっ興したデモクラシー思想を背景に、大正十一年四月、杉山元次郎と賀川豊彦によって日本農民組合が創立された。同年十月には、杉山元次郎と親交のあった安松九一が県下に先んじて日本農民組合長尾支部を発足させ、小作料の減免、農地紛争の解決に乗り出した。

大内町においても大正十二年に誉水支部が結成され、組合長に坂東市太郎が選ばれ、ほとんどの小作が組合に加入した。翌十二年五月には大川郡連合会が組織されており、丹生にも支部がつくられた。香川県では、最盛期には一二七支部、一万二〇〇〇余名の全国最大の組織に発展した。圧倒的に小作農が多く、全国一零細農民で貧しさにあえいでいた本県ゆえに、農民組合の活動が盛んであったと思われる。

日農支部組合員数

	大正14年	昭和2年
丹生西		40
丹　生	44	
丹生北	72	
誉　水	70	70

大正十五年には大川郡内二三か町村の中で農民組合結成は一二町村、未結成は一一町村である。

もともと香川県は、土地が狭く人口が多い。したがって農民の八割までが小作であり、五反百姓といわれる零細農民の多い点では全国で二番目であった。小作農民は貸借料として、反（一〇アール）当たり三俵から四俵半の年貢米を地主に納めていた。そのため、小作農民の生活は貧しく、日常の食事は、よくて米麦半々、普通は、米三麦七あるいはそれ以下の割合であった。第一次大戦が始まった直後に暴落した米価は

商工業の好景気をよそに、その後二年近くも物価上昇の波に取り残されていた。大正六年（一九一七）の半ばになって需要と供給のアンバランスから急激に米価が上昇を続け、同年七月には三〇円になった。

当時、シベリア出兵をあてこんだ米穀商人が買い占めと売り惜しみに走ったため米価はますます高騰した。大正八年七月二十三日、富山県新川郡魚津町で起きた米騒動はまたたく間に全国に広がった。香川県でも、高松市をはじめ、潟元村・栗林村・東浜村・木太町・鷺田村・由佐村・志度町・津田町・庵治村・丸亀市・豊浜町・草壁町・池田村・直島村などで、米の廉売と寄付、外米の購入斡旋を市町村役場に陳情・嘆願したり、米穀商人や資産家を襲撃して警察や軍隊の出動をみた。

年次	争議件数		争議原因	
	全国	香川県	小作関係上、引又は地代引下げ	水害・虫害・風害による不作に	
大正 6	85	0		
7	256	2		
8	326	2		
9	408	2		
10	1,580	13	6	4
11	1,578	60	12	14
12	1,917	58	7	18
13	1,532	80	16	22
14	2,226	39	6	22
15	2,751	65	11	21
昭和 2	2,052	52	16	18
3	1,866	7	5	1
4	2,434	2		2
5	2,478	28	6	20
6	3,419	45	4	36
7	3,414	67	1	64
8	4,000	82	2	77
9	5,828	84	5	76
10	6,824	115	44	69
11	6,804	142	14	115

（『香川県小作争議並に調停概要』（野村氏統計）により作成する）

大川郡では、同年八月十日、志度町の新開江の口地区の漁民女房三〇人が町役場と志度警察署に押しかけ、廉売斡旋を陳情し、種々説得されて引き揚げた。同町の一米穀商が玄米一〇〇俵を一戸一日一斗以内に限り、時価一升五六銭の白米を四六銭で販売したため騒ぎはおさまった。

大内町における小作争議

地区	発生年月日	人員及び面積	要求の概要	運動の概要	解決年月日
沓水	大正十二年六月三日	地主　一〇名 小作　二八町 田	小作料一石一斗乃至一石四斗ニ対シ永久二斗減額	地主ニシテ要求ニ応セサル中ハ田地返還ヲ約シ地主ノ支配人ヲ通シテ交渉ス	十二年六月三十日 地主ノ態度堅固ナルタメト一面小作料ハ附近ニ比シ低率ノタメ要求ヲ撤回セリ
沓水	大正十四年一月六日	地主　三一名 小作　六五名 田　二一町五反	小作料八斗乃至一石五斗ニ対シ永久相当減額並ニ三年度相当減額	小作人ハ日農組合ニ加入シ対抗セントシ村長有志等ノ調停ニヨリ解決ス	大正十四年二月二十二日 十三年度ニ限リ一割五分乃至三割五分減額
丹生 沓水	大正十四年十一月十九日	地主　二名 小作　四名 田　一〇町七反 畑　七町二反	小作料田地ハ一石一斗二升乃至一石四斗麦年貢二斗ニ対シ一斗五升畑ハ三割減額	小作人ハ農民組合ニ加盟シ交渉セシモ地主ハ応ゼザルタメ不納同盟ノ申合セヲナス地主ハ訴訟ヲ提起シ和解ス	大正十四年十月卅日 小作料田地ハ一斗乃至三斗五升減額
丹生 沓水	大正十五年十二月三十一日	地主　七名 小作　六名 田　一七町三反	小作料一石乃至一石六斗貢四斗乃至一斗全廃	小作人ハ農民組合ニ加盟シ交渉セシモ地主ハ応ゼザルタメ不納同盟ノ申合セヲナス地主ハ訴訟ヲ提起シ和解ス	大正十五年六月廿五日 未納小作料相当減額
丹生	昭和二年十一月五日	地主　九名 小作　四二名 田　九町二反	麦年貢全廃及小作料一石三斗乃至一石六斗ニ対シ永久二割減額	小作人ハ農民組合ニ加盟シ交渉セシモ地主ハ応ゼザルタメ不納同盟ノ申合セヲナス地主ハ訴訟ヲ提起シ和解ス	昭和二年三月卅日 十四年度ヨリ五ケ年間一石六斗以上ハ一割以下七分減額麦年貢全廃
丹生	昭和三年二月五日	地主　七〇名 小作　一一町七反 田	麦年貢全廃小作料永久一割乃至二割減額土木費反当一斗給与	地主応ゼザルタメ小作団体ヲ組織シ対抗スル調停法ニヨリ再三折衝ノ結果解決ス	昭和三年一月卅一日 小作料永久一石六斗以上ハ一割其ノ他七分減額
丹生	昭和三年四月十三日	地主　九名 小作　四八名 田　二一町五反	小作料九斗乃至一石五斗ノ外麦年貢五升乃至一斗五升ニ対シ麦年貢全廃米	小作人ハ農民組合ニ加盟シ交渉セシモ地主ハ応ゼザルタメ不納同盟ヲ行ヒ日農組合ヲ背景ニ不納同盟ヲ決行シ益固ニ対抗ス調停法ニヨリテ解決ス	昭和三年三月廿七日 麦年貢全廃米年貢永久七分減額
沓水	昭和三年一月二十七日	地主　四八名 小作　一四一名 田　一五三町	小作料九斗乃至一石五斗四年度ハ三割乃至五割減額	小作人ハ日農組合ニ加盟シ交渉セシモ地主ハ応ゼザルタメ不納同盟ヲ行ヒ日農組合ヲ背景トシテ交渉ス村長ノ調停ニヨリテ解決ス	昭和三年八月末 小作料永久一割減額

しかし同月十二日には、津田町の漁民二五〇人が富豪を威嚇し邸宅を破壊し、警官多数が出動して鎮圧した（以上主として『香川県農業史』による）。

校庭にさつまいも

昭和十二年七月、日華事変が始まり、さらに十六年十二月八日には太平洋戦争に突入し、国民は耐乏生活を強いられるようになった。

農業においても食糧増産を第一の旗印に掲げられたが、働き盛りの男子は軍隊に召集され、労働力が不足し、老人、婦人、子どもたちが農村を守った。勤労奉仕の名のもとに農繁期には、小学生までが学業を捨てて農家の手伝いに励んだ。しかし、その成果はあがらなかった。肥料や農機具の不足、耕地面積の減少などによって生産は縮小した。一方、開墾が奨励され、これも、勤労動員の名のもとに中学生たちがそれに狩り出され、本町においても丹生北山など当時生徒たちが開墾したのである。

主要食糧供出量推移（香川県）

年別	米	麦	甘藷	馬鈴薯
	石	石	千石	貫
昭和17	587,380	405,000	16,166	295,163
18	575,237	362,711	27,411	249,543
19	352,257	529,051	19,357	350,256
20	259,641	467,125	29,392	753,937

主要作物である米・麦の生産高は、労力・肥料・資材などの生産諸条件の悪化に伴って漸次減少し、野菜や果物なども同じように収量が減少した。これに反し、さつまいも・じゃがいもなどは自給態勢の確立によって作付面積が増加し、昭和二十年には十年前に比べて一・五倍から一・九倍になった。当時は、どこの学校の運動場にも、さつまいもが植えられ、食糧補給に一役買っていた。しかし、収穫高は作付面積の増加に伴わなかった。

昭和十五年から主食の供出制と配給制が実施された。香川県の供出状況は上の表に示したように、米・麦の減少に比べて、いも類の増加が大きい。

第五節　災　害

災　害

南に四国山地、阿讃山脈が連なり、北に中国山脈をひかえるため降雨量が少なく、河川に恵まれず、農業用水は大半がため池に依存している。昔から「讃岐日照りに米買うな」といわれるように、香川県が干害に泣く年は全国的には豊作という皮肉な現象を生んでいる。

明治以降の主な干害の年をあげると、次のとおりである。

明治三年、同九年、同十六年、同二十三年、同二十六年、同二十七年（日照一三五日）、同三十年、同三十一年、同三十六年

大正二年（被害四七四八ヘクタール）、同十年、同十二年、同十三年

昭和四年、同九年、同十四年、同十九年（戦後略）

次に台風による大きな災害を受けた年は、次のとおりである。

明治二十五年、同二十八年、同三十年（河川被害六万円）、同三十二年（死者三四〇人、農作物の被害約一〇〇万円）、同三十五年、同四十三年、同四十五年（死者三九人、被害一三一万円）

大正七年（死者二三人、崩壊家屋三九九戸）

台風の進路となることが多い本町では、台風の被害を受けることも多かった。

昭和九年の干ばつと室戸台風の被害　七月二十七日から九月七日までの四三日間に三二・五ミリの降雨量で、なかでも八月は一・七ミリであった。県下で水稲作付面積三万五七七八町のうち、被害田は約六割の二万一七七町、枯死田一〇八一町、畑作物を含めて五七〇万円の損害であった。八月二十八日には応急対策として県知事が善通寺師団司令部に二〇〇発の実弾発射を要請した。八月三十日には、県が同日から三日間各市町村においてかがり火をたき一斉に雨乞い祈願を実施するよう示達した。

そのうえ、この年九月二十一日室戸台風が来襲、県下では死者九人、行方不明八人、全壊家屋九三八戸をはじめ船舶の被害も大きく、農産物の被害三五八万五〇三円を含めて被害総額は五五七万八九二八円にのぼった。

昭和十四年の干ばつ　五年後再び未曽有の大干ばつが襲来した。六月三十日から九月九日までの七二日間の降雨量はわずか三六・四ミリであったという。この年の「旱(ひで)りは麦水取・苗代水取からでしたから実に百十五日位は続いた事になります」(『文化財おおち』第七号、五十三年刊)と大山栄次氏が言っている。同氏が、その大干ばつについて、『文化財おおち』第七号に寄稿しているところによって、その状況をみることにしよう。

そうこうする内、地下水は次第次第に下り、ついに十尺のバーチカルにかからず、ヒューガルポンプを買入れ、又水が細ると二吋半・二吋となり、ついに吋半のポンプにしか、かからない程水が細り最終は吋半で計算上五町一反の池之内井手田頭に二十八日ぶりでなければ水が一回まわらぬような具合となります。これではみすみす今年の稲を見殺にせねばならず、今のように働き口はなく収入の道はありません。じっと手をこまねいて見ては居られません。あそこを掘り、ここを掘っても水は出ません。最後に頭のすぐ横へ移転掘の新説(ママ)、これが現在川の底にうまっている頭です。今は一ぱい上まで砂でうまって居る事でしょう。其の新説(ママ)掘は替水村立野山で松を切り、一番上枠は二間に二

間半四方、深さ五重に掘り込んであります。水が一ぱいたまれば、背ぶちでおそろしい程深い。別所の大谷将一氏の当時の活躍ぶり等が今も目にうかびます。

上所の添掘

そうこうする内に、稲は元腹を過ぎ稲の一生の内で一番水の必要な時期となりました。各人必死の状態でした。其の時の勇士とでも申しましょうか、武士ならば敵の大将の首をまさに取らんとした所の光景と同じであります。表われた三勇士こそ近藤正義・大谷将一・堀口伊太郎の三氏で、いよいよあと「ひとみず」というときがきても降雨がなくて、稲株の一株一株にどびんで灌水して懸命に稲を守った。そんな努力もできなくて、半作以下の収穫に泣かされた者も多かったのである。

そんな凶作年でも水利費の地主小作の負担は、次のようであった。

当時は地主小作の間柄は水取りも地主の許可が必要でありました。田植水取賃は、地主・小作五分五分、田植後は地主三分小作七分ということでした。そうしてようやく田植は終ったが雨は一滴も降らず仕付水汲みの機械の買入費は、地主五分五厘小作四分五厘であった。

上所の上関の下を掘った所、案にたがわず清水はこんこんとわき出でたではありませんか。それより先、上所の頭より池之内池がかりへ水を買ったので、其のために上所は「ほせ」たのでよけい必死になりました。（中略）そして多くの人々は旱魃にもかかわらず米を収穫することが出来ましたが、池之内がかり、川田池がかりはほとんど取れずじまいでした。そして上所は今だに四十年近くになりますが、此の堀で毎年多くの米を頂戴して居るわけです。（以下略）

（『文化財おおち』第七号）

（『文化財おおち』第七号）

第四章　商工業

第一節　商工業の概説

三本松の商業

三本松は、早くに開けた港町であった。嘉永六年（一八五三）に刊行された『讃岐国名勝図会』に「豪商富賈工人漁家等数多あり」と記されているように、近世末期から糖業で大発展した港町であった。

近世になって商品の流通が盛んになり、海上交通時代になったとき、良港であった三本松は重要な港であった。特に湊川・与田川両流域に産する優良糖の積み出し港であった。当港へ近在の産物が陸送され、ここから主として畿内に回漕されたのであった。砂糖については、「三本松巻」という別称がついたほど盛んな移出港であった。であるから近世の糖業豪農＝富賈の出店が出来、町宅が出来、丁稚・番頭が出入りした。ために大小の商店、住宅等で市街地を形成して、南大井戸町・東町・島の内町・北町・中町・東浜町・西浜町・西町・西所町・東所町（『四国新報』紙大正四年五月二十六日第二面）が勢いを競って繁盛したのであった。

船の出入りする港町であったから、当然に宿泊や遊興・娯楽の場も出来て繁栄した。のみならず近在の農村の買い物町であったので各種の小売店が軒を並べていた。またここが取り引きの町であったので、蓄積を持った豪農

富貴が質商を営むものが多くて、ここが金融の中心地ともなった。

年次不明の文書である『質屋営業組合規則』に、「大内郡三本松・白鳥・湊三ケ村質屋組合規則」と題して四六か条の規約が書かれている。その末尾に連署している三か村の質商は、次のとおりである。

取　締　笹野六三郎　　三好　茂吉　　中畑　ヤエ　　井上　政吉
副取締　西尾　理平　　蔭山順次郎　　保井　ムメ　　川野　大造
赤沢　正造　　森田　ナヲ　　田中　マサ　　木村長四郎

（赤沢正寛氏蔵『質屋営業組合規則』より）

右の組合員（質商）一二名中のほとんどが三本松在住者である。日付が書かれてないが明治十八年の町村制改正（「白鳥村外一ケ村」のように連合町村制となる）以前のようである。

このように旺盛であった金融事業が基礎になって、明治十一年の興民社勧業部という糖業者の組合制金融が開始され、さらに進展して明治三十年十二月には、株式会社大内銀行が開行され、東讃地方の金融の中心地としての態勢を整えたのであった。明治三十年に、従前の商人資本による金融が銀行制の近代金融に転換したのである。そこまで三本松は経済の町として発展していたのである。以来三本松は、東讃地方の金融の中心としての位置を持続してきているのである。

三本松町の商勢の一端を、大正元年（一九一二）に刊行された『香川県商工人名録』でみよう。ここに収載されたものは有料制のものであることを考慮しなければならないが、それだけに各商店が強気であったこともうかがわれるのである。

- 薬種商　赤沢忠太郎　赤沢恒三郎　中野昂太郎
  　　浜愛　象　松下作平
- 時計商　大津宇治郎
- 呉服太物商　山瀬吉太郎　真勢恒吉　真勢定助
- 洋服店　中井幸太郎　山崎栄太郎　宮城洋服店
- 金物商　松岡商店
- 菓子製造　真勢松太郎
- 乾物商　西尾源造　前田駒吉
- 自転車商　井上良一
- 漆器商　岩島照吉
- 紙商　鎌田澑三
- 雑貨商・図書　西尾兼太郎
- 印刷業　岩宮活版所　田中六郎
- 魚市場　中石幸吉
- 生魚商　長崎浪吉　光田好太郎
- 米穀商　堤久太郎　黒川為吉
- 材木商　山瀬清五郎
- 肥料商　長町民太郎
- 精穀業　荒木平八
- 荷客取扱業　西尾源造（大阪商船株式会社荷客扱店）
- 酒商　元網形造
- 酒糸商・染色業　筒井忠平
- 醤油　棚沢寛平
- 肉商　仕出し松月楼　旅館三好忠七　津田屋旅館
- 料理業　駿河屋木村シゲ　大磯楼荒木太市
- 銀行　大内銀行
- 会社　合名会社網屋（醤油醸造業）　丸一砂糖合資会社（砂糖米穀商）　四ツ目合資会社（酒造業）、東讃煙草売捌合名会社三本松支店　株式会社起業銀行大川出張所　三本松精米合資会社

（大正元年発行『香川県商工人名録』より）

誉水地区の商業

明治期以降の農村は、近世期もそうであったがそれより著しく、都市商工住民の食糧生産と都市工業の原材料生産に追いやられた。そのような商業農業以外の途（みち）は許されなかった。しかも誉水地区

は、商業地三本松に接続していたので、農村必需品の店舗商も分布が少なかったようである。その辺の事情を、昭和四十七年発行の『甘水村史』（筑後正治著）が次のように伝えている。

西村馬次から川東当雀に至る街道筋には古くから商家が割合い多かった。ことに、馬次で清酒の製造・販売をはじめ質や、靴・はきものその他日用品を販売して隆盛であった錦屋一族（大正期没落）や、中筋で藩政時代から白酒の製造、販売を許され、その白酒が甘水の名物となって永く伝統を誇っていた川本屋（大正初期没落）などのあったことが、いまも語り草になっている。

西村から十尺（三本松に隣接）への旧国道二二号線沿いは、三本松からの連続で商店が並ぶ街村を形成しているが、以外の地は、主要地に日用品店（多くは兼農の）が点在する状態であった。『甘水村史』による大正九年ごろのその状況は、次のとおりである。

・菓子製造販売	二	・果物販売	三	・肥料販売	六	・料理業	三
・飲食業	三	・自転車修理販売	二	・木賃宿	二	・肉類販売	三
・蚕具販売	一	計二七					（『甘水村史』）

丹生地区の商業　丹生地区の商業については、昭和三年に丹生村役場が発行した『丹生村今昔物語』（村長木村皓一著）が次のように述べている。

農村商業上の地点としては本村は優良なる地位にある。何故かならば本村は郡の中央に位し各方面に到る分岐点であるからだ。しかし八百屋式商業経営にして只だ日用品を販売するのみに止まるのみ。其の販売方法についても多くは現金取引にして中には懸売もあり。交換方法は貨幣を交換の媒介物となせども時々農産物と物品と交換する場合

もありと云ふ。兎まれ角まれ商業を営むものも約百六十有余名であるが其の経営方法も旧来の慣習を守りて居る。本村人も其れを当然となして居るが只だ一つ本村の商品価格が隣町村の商品価格より安直なるは只だ都市商人と取引する場合に現金を以ってするが為めであると。嘗て大川郡の某町商工会の調査に依れば丹生村の商品価格は他町村の商品価格の約八割五分に当って居ったと云ふ(ママ)が其れも只だ現金取引の為めである事が察せられる。故に遠く福栄村・誉水村・松尾村の小売商人より商取引をなすものあり。

今や高徳線丹生駅開通すると高価物品は直接、高松市の商人より購買するものが激増し本村の商店では単なる日用品を買ふと云ふ傾向になりはしないかと予想するものがある。

其は只だ将来を予想するのみである。

丹生地区の店舗商は、町田・松崎の旧国道二一号線沿いに街村の発達をみる以外は、山麓付近の農家の散村の中に点在する有り様である。右の『丹生村今昔物語』が強調しているように一種の経済圏を形成して（他町村の商業地帯から距離的に隔絶しているために）、ここに独特の物価体系を造り出している（他町村より商品価格が安いというが如き）。これは近接刺激性を欠く距離的な隔絶のためであろう。この独特の物価体系は、高徳線の津田・引田間の開通（昭和三年四月）で、漸次高松経済圏に吸収されて、消滅して広域流通に移っていくのであった。

大正九年に丹生尋常高等小学校が発行した『丹生村郷土誌』は、右の独特の経済圏について、次のように述べている。

商業地ノ要衝タル交通機関ノ完備、交通上ノ要路、貨物ノ生産等ヨリ打算シテ論及スレバ我丹生村ノ地タル交通機関ノ完備ヲ欠キ、陸ニ汽車ナク電車ナク唯僅カニ五六台ノ馬車ノ往復スルニ過ギズ。之レ東讃地方ニ於ケル地勢上ノ不幸ナレド本村ノ交通上ニツキ県道ノ分岐点亦集合地点ノ要路ニ当レリ。又貨物ノ生産ハ唯農産物及其副産物タルニ過ギザレバ豪商モナケレバ大取引所モナク随ツテ本村ノ商業トシイヘバ(ママ)専ラ日用品ノ販売ニ止マリ即チ卸小売人二名ト

小売人百五十一名アリ。何レモ所謂田舎的ノ八百屋商業ナルモノナリ。然レドモ多年ノ切望タル東讃ニ高徳電車ノ延長並ニ阿讃鉄道ノ架設成効(ママ)セショリ、交通機関ノ完備ナト共ニ各種ノ商業ヲ振起スルニ至ラン、殊ニ本村ノ商業上前途有望ナルハ日本一ノ商業地タル大阪市トハ既ニ直接間接ニ商・工業ニ大ナル関係ヲ結ビ往復頻繁距離亦四五十里ニシテ斯ク接近シタル便益ノ少カラザルコトナリ

『丹生村今昔物語』も、『丹生村郷土誌』も共に、高徳線開通（交通の発達）で経済の発展がもたらされるものとして将来にかけている。

大内町農村地区の工業　糖業期には蚕農の工場制手工業が点在したのであるが、他は単純な農産加工（副業的な）が行われた程度であった。『昔水町史』は、昭和十五年の昔水村の工業者数を次のように掲載している。

・家大工	二〇	・指物大工	二	・農具大工	一
・桶工	五	・鍛冶	二	・石工	三
・ブリキ工	一	・表具師	三	・左官	二
・木挽	三				

（『昔水村史』）

右は、農村生活を維持するための物造りの職種である。このような職種も、明治の農業技術の進歩とともに製品を更新していったのであった。鍬や鶴嘴(つるはし)の「サイ」をしていた農鍛冶(のうかじ)が千歯扱(せんばこぎ)（かなばし）を製造するように技術的に向上するが、明治の農業技術の進展は急速で、その技術が要求する農機具の製造には在来の農鍛冶では及ばぬようになり、新技術が農村に伝播してきて進展する農業技術を支えたのであった。

そうした外来技術を伝えた一人が丹生村松崎の矢野弥助である。彼は岡山県で農機具製作の技術を習得して、丹生村に転住し、良質の鍬、三ツクマ（三又熊手）を鍛冶(かじ)した。さらに足踏脱穀機や縄ない機を考案製造し、特許権

を得て近在へ売り出し、矢野鉄工所として名をなす工作所になった（柏原スヾ子氏談）。

右は、食糧と工業原料の生産を役割とした明治の農業生産技術の進展にともなう農村工業の発達の一例であるが、第一次世界大戦は、農村を単に食糧と工業原料の生産（今いう一次産品）だけにとめ置かなかった。農村をその興業ブームの中へ巻き込んでいった。そして『誉水村史』が綴っているような工業が農村に興った。

。織物業　日露戦争後川東の松村乙吉郎は、自宅東側に工場を設け、小巾物の綿織物製造を始め、ついで大巾物に改め、織機五十台を据付け、蒸気動力を用いて多量に生産した。のち大正八年十一月、資本金五十万円の株式会社に組織替えして四国紡織株式会社と称し、工場を同家の北方約百米の所に新設・移転し、新式機械を据付け、電動力をもって、もっぱら輸出向け大巾木綿を紡織していたが、欧州大戦後の不況によりしだいに衰微し、昭和三年株主総会を開いてついに整理中止となり、そのあと、引田町の佐野新平が引受け、引田町で事業を継続した。

。製薬業と売薬行商　前略　翌七年には本村関係者の手による大東製薬株式会社も生まれた。これは山崎賀次郎・山崎静三郎・冨田平吉・大山卦・大森雄三らの主唱によるもので資本金十七万円、三本松東町に本店を置いて開業した。良好な成績をあげていたが、大正九年五月三十日昼前工場二階より出火、工場一棟半焼、死者五、負傷三、損害六万七千円という痛手を蒙ったので、のち古川橋の東に移転、事業を継続した。

水主・川東（他村にもあり）にはこれらの会社の製品を受けて売薬行商を営む者が多く、群馬・長野・岐阜県を中心に関東・東北・北海道に至るまで毎年農閑期に行商し、盛んな時には二百名以上にも達した。なかには一行商で百二三十円の純益をあげるものもあり、現金収入の横綱といわれていた。

大正末期から昭和の初めにかけ、好況による反動で、製薬会社も欠損を重ねて解散するものが出、売薬行商も営業不振に陥った。前記大東製薬株式会社は、昭和二年大字川東の川畑忠太郎が買収、同人が社長となって事業を継承、

昭和十七年戦時中の統合、合併により香川県製薬株式会社に統合せられたが、終戦後昭和二十二年同社から分離し、香川製薬株式会社（三本松）として川畑明が社長となり現在に及んでいる。

。醸造業　昔水では川東の国方氏が、藩政時代に酒株を持ち、清酒醸造を営んでいた。明治になって三十年ごろ、川東の中条猪三郎・松村清吉・中条覃三、水主の大山善次ら四名の出資で、三本松の酒屋三木屋を買収し、四つ目酒屋と称して清酒醸造を営み、明治三十八年七月これを合名会社として継続したが、昭和十三年十月企業整備で廃絶した。

また中筋では前述したように川本屋（鈴江）が白酒を醸造販売していたが、同家没落後は三好ミサが譲り受け、上白酒として昭和初年まで製造・販売していたが、同家退転により廃絶した。

。清涼飲料水　明治末期　横内与田市の七条宇三郎は、軍隊除隊後岡山の山陽ラムネ会社でラムネ製造を見習い、帰郷後明治四十三年自宅で、家業のこんにゃく・酢の製造とともに密柑水の製造販売を始め、また、山陽からラムネを受けてその卸売を始めた。当時、ラムネ製造機はまだ高価であったのでまず密柑水から着手したのである。その後まもなくラムネ製造に移り、山陽ラムネに対抗し、東陽ラムネの商号で県下一円に売り出した。当時ラムネはまだ高級な飲料であった。やがてサイダーの製造も始め、大正七年に東陽飲料合名会社を設立した。

昭和六年、不景気の襲来と廉売競争（五銭のラムネが二銭五厘にまでなる）のため会社は経営困難となって解散、七条は個人で経営を続けた。しかし、戦時色が濃厚となり、太平洋戦争に突入すると、飲料水もぜいたく品というわけで企業整備の対象となり製造中絶、こんにゃく・酢の製造のみとなった。（以下略）

。製米・製粉業　昔の精米・精麦は、すべて自家備付けの唐臼に入れ足で踏み精白したのであるが、新しい精米機、石油発動機やモーター等の動力の導入により、昔水においても、大正初年ごろから二、三の精米所が設けられ、米麦の賃搗をし、また製粉をも兼業した。

精粉は従来水車の専業で、水車は水主に三か所あったが、昭和九年には一か所となり、現在はなくなっている。

。製材業　中筋の島利八は大正七・八年頃より与田川橋の西に工場を設けて製材業を営み、かたがた素麺箱も製造して小豆島へ積出していたが、昭和九年閉鎖して福栄へ移り、同十一年また復帰して営業を続けた。戦時中は人手不足と材料難で一時休止したが、昭和二十三年事業再開、原木は地山の松・杉等で箱材の製造もしている。当主は小島芳勝である。

なお、『碁水村史』は襤褸緞通（ラブラブ）の製造、薬工品・サドルカバー・豆炭製造を次のように綴っている。

。襤褸緞通　大正八年ごろ西村の津田伊太郎・同重次郎親子で与田川東の花莚工場を譲受け、アメリカ向け輸出の襤褸緞通（ラブラブ）の製造をはじめ、その後、薬緞通（クレップス）・円座（フグラックス）等に変え、工場を西村馬次に移し、さらに野草莚に転換、二十数名の従業員を使い富田・相生（直営）等に下請工場を持ち、昭和九年ごろには年間約二万枚を生産、その全部をアメリカに輸出し、大いに業績をあげていた。（中略）

また、昭和八年ごろには藤長久吉らも、西村与田市に工場を設け、野草莚の製造に着手、その製品は好評を受けている。

。サドルカバー・ハンドル手袋製造　横内の杉本伊三郎・同源太郎兄弟は、合資で大正四年頃から同所で自転車用サドルカバー・ハンドル手袋の製造工場を経営、広く全国的に販売、戦前には朝鮮・満州方面にも輸出していた。杉本源太郎は全国サドルカバー組合の副組合長として活躍、現在（昭和四十七年『碁水村史』発行年）もなお、十数工場によって生産し、全国的に販路を持ち、盛大である。

また、笠松の貞任に、高松丸高製材分工場として宿志工業が設けられ、村有の松材で鉄道の枕木、その廃材で木箱作りをはじめたが、終戦後の落着きで枕木は中止、もっぱら果物鶏卵用の木箱を作り、不足の原材は徳島県より買入れ、製品は神戸方面へ送っていたが、営業不振となり、現在は廃絶している。

。手袋業・花莚は別項で詳述する。

。塊炭（豆炭）製造　大正十三年三本松町の有馬為吉は同志二・三名と共同出資で、横内の槍矢忠雄方に工場を設けて塊炭の製造を始め、年間約二・三千袋を製造し、三本松・白鳥町をはじめ遠く大阪方面にも販路を持っている。

（『笹水村史』）

なお、戦前の丹生村の工業については、『丹生村郷土誌』が次のように述べている。

本村ノ工業ノ主ナルモノヲ挙グレバ煉瓦製造高一ケ年約十五万個（価格二千五百円）、瓦製造高一ケ年五千枚（価格二百円）、海産物・海老・海鼠ヲ乾燥シテ貿易品トナシテ輸出セルモノ一ケ年三千円以上ニ及ブ、又種々ノ菓子製造高一ケ年二千円以上、莚製造高一ケ年五千枚（価格五百円）、竹細工（価格三百円）アリ、他ニ水車業トシテ簡単ナル水車ヲ作リ之ニ流水ヲ利用シ、其運転ニヨリ製粉精米ノ代用トセシモノ九ケ所アリテ何レモ小規模ナガラモ兎ニ角労力ノ一部ヲ削減スルコト大ナリト信ズ、現今（大正九年『丹生村郷土誌』発行年）ハ貝釦・手袋ノ会社起リ日ニ工業界ノ隆盛ヲ見ルニ至レリ

（『丹生村郷土誌』）

この『丹生村郷土誌』（大正九年発行）と、それから九年後に発行された『丹生村今昔物語』（昭和三年発行）との生産品目及び額は、煉瓦以外は次表のとおり同様である。

種別	丹生村郷土誌（大正九年）		丹生村今昔物語（昭和三年）	
	生産量	生産額	生産量	生産額
煉瓦	一五〇、〇〇〇個	二、五〇〇円	一五〇、〇〇〇個	三、〇〇〇円
瓦	五、〇〇〇枚	二〇〇円	五、〇〇〇枚	二〇〇円
干海老		三、〇〇〇円		三、〇〇〇円
干海鼠等		二、〇〇〇円		二、〇〇〇円
菓子		五〇〇円		五〇〇円
莚	五、〇〇〇枚	三〇〇円	五、〇〇〇枚	三〇〇円
竹細工				

この約十年間に農村型の工業生産の動きは全くなかった、といえよう。この沈滞からの発展を『丹生村今昔物語』は鉄道開通にかけている。

> 此の外、精米業者あれども単に精白米業者に過ぎず尚ほ又貝釦・手袋製造業は欧州大戦の余波をうけて隆昌になれども今や戦乱静まると共に貝釦の残骸あるのみ。これを本村が工業地としての地勢なきためであるかも知れぬ。否な交通不便であったが為めで(ママ)香徳線開通すれば自ら工業地化するかも知れぬ。その為めに丹生商工会の活動を欲してやまない次第だ。
>
> (『丹生村今昔物語』)

この農村の沈滞から脱出しようとした動きが、次の節で考える「副業の多発」である。それの多くは本業にまでには発展しなかったが、農村の工業化を推進させた。特用作物によって複合経営をしてきていた農民が農産加工的な商品生産による複合経営にかわり、農村工業化の機運を高めたのであった。そして農産加工的な副業から純然たる農村工業への当町での動きは、次のようにとらえることが出来る。

近代における大内町農村部の工業

典拠	業種	
大正九年発行 丹生村郷土誌	貝釦製造 手袋製造	
昭和三年発行 丹生村今昔物語	貝釦の残骸あるのみ	
昔水村史（近代の工業の部分より）	織物業 製薬業 清涼飲料水 手袋業 サドルカバー・ハンドル手袋	醸造業 精米製粉業 製材業 花莚 豆炭製造

前の表で、時間差もあるが丹生村より与水村の方が、純工業種目が多いのは誉水村が三本松に接続していて、隣接刺激性が強い表れであろう。純農村としての丹生村、先進商工業地としての三本松町、その両者の遷移地帯としての誉水村ということが、前の表示からうかがわれる。

その丹生村の工業化の動きを、『丹生村今昔物語』の次の文でみよう。

本村の副業として顕著なりしものは麦稈真田と経木真田の製造であった。明治三十年頃より他郡市の市町村に先んじて本村人は真田製造に従事し其の技術の妙と其の熱心とは相吻合して真田製造中心地と化し、大川郡内の真田検査員の過半以上は本村人であった。明治四十三年頃には一ケ年の産額麦稈真田壱万八千七百反にして其の額四千八百八拾六円経木真田二十一万七千七百七十反其の額壱万壱千八百拾壱円の巨額に達した。此れ米国の需要が激増した為めと本村の各戸が全部生産したと云ふ事などが相合して此の隆昌をみたものである。だが今や麦稈真田、経木真田製造も工業化し大資本を投じて生産されつゝある故に本村の斯業見る影もなし。次に花莚の製造も亦盛にして大正の初期には一ケ年弐千八百八十反（参千七百四拾円）、縄製造高一ケ年五百円に達する生産物をみしも凋落の気ある模様である。此の外各四、五百円位の副業生産物が多々あれども今は之を省略して直に客年流行せし小鳥飼養について述べてみれば、誰も知れる如く香川県の小鳥飼養は非常な勢を以って（ママ）押寄せ来り、刮目する程であった。最も本村人の飼鳥観は大正七、八年頃隣村に於て勃興せし各種工業会社の如く泡沫化であろうと観察して居りしも余り他町村に於て大流行するを以って、パクリと飛びついた。飛びついた当時は大分儲けた様であるが最近に至りては勘定合って銭足らずと云ふとか。昨今は、下火の模様である。此れが為めに最近では養鶏に着眼するもの増加し各戸平均約十羽総数一万羽も飼育されて居る調子である。

以上みたように、特用作物から種々の副業へ農家経営が移り変わり（その副業も農業加工的なものから純工業的な

ものに時間とともに遷移している)、さらに農村工業に進行してきたのである。そして手袋製造や売薬製造という純工業が地場産業として定着したのである。

大内銀行

〈糖業融資の変遷〉　糖業は、米作より多肥多労で、栽培製造には技術と資金が必要であった。農民の資力と技術(知力)によって、甘蔗栽培農・締小屋・搾屋と階層化されるものであった。技術をこなす能力があっても資力がなければ従業出来ないわけである。それを補うための融資が必要である。

さきにみたように「御国産」(特産物)を作り出すことは近世の諸大名の治国の課題であった。特に高松藩は、糖業を隆盛にして財政建て直しをしようと企図した。そういうことで高松藩は、さきにみたように種々の糖業貸し下げをした。この高松藩の糖業融資があったので糖業が普及したのであった。

その糖業融資が明治四年の廃藩置県で突然中絶した。糖業の長い発展史の中で大きな蓄積をした一部の搾屋と、地主・小作または親分・子分関係にある農民は、搾屋から前貸し的な融資を受けていた。藩の融資が中絶した以後はこの搾屋(糖業豪農)の前貸し金融が拡大化された形で、一般糖業民に及んでいったのであった。その外に質屋等の利用もより盛んになっていった。こうして廃藩置県は、藩営金融を民間金融に切り替える引き金になった。

このようにして搾屋は、砂糖の製造販売の利潤のほかに、金融利潤でも急速に蓄積を拡大していった。質屋も大繁盛した。このような私的な民間金融のほかに、団体的な金融が徐々に成長するようになった。それがさきにみた讃岐国産砂糖取扱所(明治五年五月設立)に始まり、高松砂糖会社(明治十一年改組)、興民社勧業部(明治十一年設立)、讃岐糖業大会社(明治十八年設立)と続き大川郡糖業同業組合(明治三十七年設立)に発展した組合制の金融である。

糖業金融の発達は、①醵営金融から、②商人金融（搾屋の前貸し金融等・質商）を経て、③糖業組合がする組合制金融へと変遷した。この第二の段階の前近代的資本（商人資本）は、産業資本が次第に大型化するにつれて、商業資本と銀行資本に遷移したのである。遊休資本の融通を仲介するのが銀行業務である。②の搾屋の商人資本が、商品売買をする商業資本に転換せず、遊休資本の融通を仲介する銀行資本に転換したのが、大川郡の銀行である。その銀行資本への転換の過程に組合制金融が糖業界にはあったわけである。

〈株式会社大内銀行〉　このようにして大川郡に出現した最初の銀行は、文政二年砂糖会所が置かれ、明治七年には志度村製糖場が置かれて糖業の中心地として糖業資本の蓄積が大きかった志度の、明治二十三年開行の「私立東讃銀行」（明治二十六年株式会社「東讃銀行」と改組）であった。これに続いて「株式会社大内銀行」が明治三十年に当町三本松三〇五番地第三に開行した。三本松には明治十一年興民社が開設されて組合制金融が早くから商人金融の不備を補っていたので、銀行の出現が志度に先を譲ったのであろう。糖業の町三本松において、商人資本が銀行資本への転換を開始したのは、明治十一年の興民社勧業部の発足からである。讃岐国産砂糖取扱所（明治五年設立）、高松砂糖会社（明治十一年設立）と、県都中心であった金融体制の一角を破ったという点注目すべきものである。

それは、当地方の資本主義経済の成長が急進して産業資本が大型化し、商人資本を越えて銀行資本を必要としたからである。そういう時機が到来していて、泉川健らがそのニーズにこたえたのである。その後次第に当地を中心にする旧大内郡の産業経済界の資本主義化が進展して、組合制金融以上のものを必要とするようになり、かつて興民社勧業部で泉川健と足並みをそろえていた糖業富豪が、自らの商業資本を銀行資本に転換したのである。その先

頭には鎌田長五郎がいた。

その銀行の概略を定款でみよう。

株式会社大内銀行定款

（明治四十年七月二十八日改正）

第一章　総　則

第一条　当銀行ハ商法及銀行条例ニ準拠シ銀行事業ヲ経営スルヲ以テ目的トス

第二条　当銀行ノ資本ハ拾弐万円トス

第三条　当銀行ハ株式会社大内銀行ト称シ本店ヲ香川県大川郡三本松町参百五番地第参ニ支店ヲ同郡引田村参百九拾番戸・同郡津田町千百番戸ニ設置ス

但営業ノ状況ニ依リ支店出張所又ハ代理店ヲ増設スルコトアルベシ

第四条　当銀行ノ公告ハ地方新聞紙ニ登載ス

第五条　当銀行ノ存立期間ハ明治三十年十二月十五日ヨリ満参拾箇年トス

第二章　株　式

第六条　当銀行ノ株式ハ千弐百株ニ分チ壱株ノ金額ヲ壱百円トス

第七条　当銀行ノ株券ハ壱株五株拾株券ノ三種トス

但株券ハ記名式トシ無記名式トナスコトヲ得ス

第八条　株式壱株壱百円ノ内五拾円ハ旧株式壱株ノ金額ヲ以テ之レニ充テ其後ノ払込期日及金額ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

但払込期日ハ弐週間前ニ各株主ニ通知スベシ

第九条　株式払込ヲ怠リタル株主ハ其期日ノ翌日ヨリ払込タル日マテ百円ニ付壱日四銭ノ割合ヲ以テ遅滞利息ヲ支払且其遅延ノ為メニ生シタル費用ヲ支払フベシ

第十条　当銀行ノ株式ヲ売買譲与スル時ハ双方其株券ノ裏面ニ署名捺印ヲ為シ当銀行所定ノ請求書ヲ添ヘ株主名簿ニ登録ヲ請ヒ且株券ニ証印ヲ受クベシ

但相続又ハ遺贈ニ依テ株式ヲ取得シタルモノハ前項ノ外正式ノ証明書ヲ要ス

第十一条　当銀行ノ株券ヲ損傷紛失セシトキハ其事由ヲ明

記シ証人連署ノ証書ヲ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

但紛失滅失ノ場合ニ於テハ其旨ヲ公告シ三十日ヲ経テ故障ノ生セサルトキハ新株券ヲ交付スヘシ

第十二条　株主名簿登録ノ手数料ハ壱通ニ付拾銭新券状交付同弐拾銭新聞紙ノ公告料ハ実費ヲ買譲受人又ハ請求者ヨリ之ヲ徴収ス

第十三条　株券名義書換ハ定時総会前三十日以内ニ於テ相当ノ期間ヲ定メ之ヲ停止スルコトアルヘシ

但停止スル場合ニハ予メ公表ヲ為スヘシ

第十四条　株主無能力者ナルトキハ其法定代理人之カ代務ヲ行フヘシ

第十五条　株主及法定代理人ハ住所氏名ヲ明記シタル印鑑ヲ当銀行ヘ差出置クヘシ変更シタルトキモ亦同シ

第三章　株主総会

（第十六条から第廿三条まで省略する）

第四章　役　　員

第廿四条　当銀行ニ七名以下ノ取締役参名以下ノ監査役ヲ置ク取締役監査役ハ五十株以上所有スル株主中ヨリ株主総会ニ於テ之ヲ選挙ス

但投票同数ナルトキハ年長者ヲ挙ケ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ定ム

第廿五条　取締役中互選ヲ以テ壱名ノ頭取ヲ選任シ常ニ業務ヲ主掌セシム

第廿六条　取締役ノ任期ハ参箇年トス

（第廿七条から第卅条まで省略する）

第卅一条　取締役ハ其在任中自己所有ノ当銀行株式五拾株ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第五章　営　　業

第卅二条　当銀行ノ営業ハ左ノ如シ

第一　手形割引及代金取立

第二　為替及荷為替

第三　預金及貸付

第四　借入金及預ケ金

第五　有価証券ノ売買

第六　諸官衙ノ官金公金並諸会社ノ金銀取扱

第卅三条　当銀行ハ左ニ記載スル物件ヲ所有シ或ハ売払フコトアルヘシ

第一　営業上必要ナル地所家屋什器
第二　債務弁済ノ為メ引渡サレタル動産不動産
第三　質又ハ抵当ニシテ裁判上競売トナリタル動産不動産

第卅四条　当銀行ノ営業時間ハ午前九時ヨリ午後三時マテトシ業務ノ都合ニ依リ之ヲ増加スルコトアルヘシ

第六章　計　算

第卅五条　当銀行ハ毎年六月十二月ノ末日ニ於テ諸勘定ヲ決算ス

第卅六条　当銀行損益計算ハ毎期総益金ヨリ諸経費及諸損失金ヲ控除シ其残額ヲ純益金トナシ左ノ範囲内ニ於テ之ヲ分配ス

一　純益金ノ百分ノ五以上　準備積立金
一　純益金ノ百分ノ五以上　別段積立金

前二項ノ外配当準備積立金行舎新築積立金ヲ設クルコトアルヘシ

一　純益金ノ百分ノ十以下　賞与金

前各種ノ積立金及賞与金ヲ控除シタル残額ヲ株主配当金ニ充ツ

但計算ノ都合ニ依リ幾分ヲ次期ヘ繰越スコトアルヘシ

（原本は『大山家文書』）

この銀行の大正元年の概況を『香川県商工人名録』が次のように収載している。

株式会社　大内銀行
設立　明治三十年十二月十六日
資本金　拾弐万円
月払込高　七万二千円
前期配当　年壱割
積立金　壱万七千参百五拾円

頭取　鎌田長五郎
取締役　林　恒三郎
〃　佐野新平
〃　鎌田虎太郎
〃　堤　岩太郎
監査役　渡瀬岩太郎

（『香川県商工人名録』（大正元年十一月二十七日香川郡宮脇村共益社発行）より）

監査役　鎌田兼三郎
〃　谷口市平

（支店　引田町・津田町）

明治三十一年（一八九八）の期末営業報告書は、次のとおりである。

第拾四期（自明治三十七年一月至明治三十七年六月）損益計算書

一金四、一四三円四五銭九厘　本　店当期総益金
一金六三三円四三銭六厘　引田支店当期総益金
一金四七六円九四銭三厘　津田支店当期総益金
一金二四五円五〇銭七厘　前期繰越金
合計五、四九九円三四銭五厘

内
金二、一二二円六一銭一厘　本　店当期総損金
金五六四円七七銭八厘　引田支店当期総損金
金三六二円一〇銭八厘　津田支店当期総損金
計金三、〇四九円四九銭七厘

差引
金二、四四九円八四銭八厘　同純益金
此配当計算ハ左ノ如シ
金二〇〇円　準備積立金
金二〇〇円　別段積立金
金二〇〇円　行舎新築積立金
金八五円　役員賞与
金一、六八〇円　配当金（百円ニ付三円五〇銭）
金八四円八四銭八厘　後季繰越
右之通リ候也
明治卅七年七月一日　株式会社大内銀行

この銀行は、大正十五年（一九二六）十二月株式会社綾歌銀行と合併して、株式会社香川銀行となり、香川銀行は、昭和六年（一九三一）中国銀行に合併している。

三本松が、糖業経済が過ぎ去った後々までも地方経済の中心地の位置を保持できたのは、興民社勧業部（組合制

金融）のあとをうけて、大内銀行がこの地に開行したからである。大内銀行は、三本松が手袋経済時代もなお東讃地方の経済の中心地の位置を保持できたのは、この銀行が立地して歴史を作ったたまものである。

第二節　副業の多発

綿糖経済の没落　明治の農政は、国家指導の下に農村を「米と繭」に徹底させるものであった。元来地理的条件のために「米」にも「繭」にも依存しきれない東讃地方は、綿糖経済（特用作物による農村経済）の没落で大痛手をうけた。砂糖に勝る有力商品の開発が急務となった。しかし明治期の政治と産業は、次第に農民から余業収入とその労働の場を奪っていった。例えば地租改正は、多くの入会林を公有地化して、農民から下草刈り・薪作り・用材伐採を奪いとった。また繊維工業の発達は、自給用の糸挽きや機織りを阻止し、工場製品を売り込んできた。そのうえ明治二十九年（一八九六）三月三十日には、輸入綿花、羊毛の海関税を免除して、結果として綿花栽培を農村から奪いとってしまった。このように明治の開化は、農村をこの点では窮地に追い詰めていったのである。

蓄積のない貧農層が、この窮迫から脱出する手っ取り早い方法は、

①体を売る……丁稚奉公・出稼ぎ・日雇いをする。

②農業を多様化する……綿糖に勝る作目をさぐり当てる、ことであった。

①の体（労働力）を売る方法は、生産手段（農地・農具）を放棄するものであって、直接的な農村の課題解決に

2 年町村別人口

年		大　正　2　年						
籍人口		現住戸数	現住人口			本籍人口		
女	計		男	女	計	男	女	計
2,212	4,479	718	2,158	2,198	4,356	2,341	2,304	4,645
712	1,407	224	738	684	1,422	778	735	1,513
2,715	5,559	931	2,689	2,746	5,435	3,017	2,935	5,952
2,003	4,030	778	2,139	2,186	4,325	2,183	2,162	4,345
1,747	3,646	577	1,720	1,623	3,342	1,954	1,808	3,762
1,745	3,571	545	1,704	1,713	3,417	1,970	1,880	3,850
692	1,390	217	713	629	1,342	758	659	1,417
1,675	3,336	626	1,415	1,419	2,834	1,533	1,536	3,069
2,732	5,726	900	2,916	2,882	5,798	3,283	3,031	6,314
3,050	6,279	938	2,965	3,046	6,011	3,363	3,288	6,651
1,417	2,875	476	1,421	1,445	2,866	1,563	1,531	3,094
2,937	6,068	977	3,112	2,942	6,054	3,364	3,108	6,472
2,163	4,373	725	2,019	1,989	4,008	2,308	2,200	4,508
1,081	2,204	381	1,062	1,091	2,153	1,184	1,150	2,334
1,463	3,046	485	1,486	1,511	2,997	1,626	1,561	3,187
3,541	7,240	1,276	3,673	3,465	7,138	3,974	3,648	7,622
556	1,155	226	599	580	1,179	636	592	1,228
4,116	8,110	1,400	3,917	3,869	7,786	4,355	4,207	8,562
1,750	3,665	678	1,841	1,820	3,661	2,142	1,981	4,123
1,979	4,061	600	1,937	1,755	3,692	2,242	2,003	4,245
1,638	3,398	653	1,910	1,795	3,705	2,017	1,872	3,889
3,385	6,869	1,310	3,717	3,633	7,350	3,875	3,638	7,513
1,516	3,102	534	1,288	1,334	2,622	1,666	1,547	3,213
46,825	95,589	16,175	47,139	46,355	93,494	52,132	49,376	101,508

ッコ内は大正2年までの町村名変更である）

第1表 明治36年・大正

年次		明治36				
区分 / 町村		現住戸数	現住人口			本
			男	女	計	男
		戸				
引田	相生	696	2,040	2,050	4,090	2,267
	小海	218	559	565	1,124	695
	引田	903	2,336	2,342	4,678	2,844
白鳥	松原(白鳥本町)	676	1,954	1,965	3,919	2,027
	福栄	652	1,766	1,624	3,390	1,899
	白鳥	542	1,704	1,635	3,339	1,826
	五名山	220	605	617	1,222	698
大内	三本松	601	1,498	1,504	3,002	1,661
	沓水	892	2,769	2,345	5,114	2,994
	丹生	946	2,801	2,644	5,445	3,229
大川	松尾	450	1,391	1,372	2,763	1,458
	富田	984	3,050	2,907	5,957	3,131
寒川	石田	732	2,058	2,092	4,150	2,210
	神前	362	1,042	1,028	2,070	1,123
長尾	造田	497	1,376	1,324	2,700	1,583
	長尾	1,245	3,469	3,330	6,799	3,699
	奥山	210	541	550	1,091	599
志度	志度	1,393	3,722	3,860	7,585	3,994
	鴨部下庄	615	1,787	1,652	3,439	1,915
	鴨部	642	1,994	1,799	3,793	2,082
	小田	561	1,726	1,627	3,353	1,760
津田	津田	1,161	3,348	3,244	6,592	3,484
	鶴羽	552	1,433	1,420	2,853	1,586
計		15,750	44,969	43,499	88,468	48,764

(明治36年、大正2年両年次の『香川県統計表』により作成する。町村名欄のカ

はならない。②の農業多様化は、「米と繭」の農業経済に依存しきれない当地方では容易な問題ではなかった。むしろ商業農業で生産する商品を農産物から農産加工的な製品生産に転換させねばならなかった。そう簡単に問題解決ができるようなものでなかった。しかし土地にかじり付いていく農民であるので、まずは農業多様化に打ち込んでいって現状を打開しようとするのであった。

人口の流出　窮迫から逃げ出すために「体を売る」ところが、近在には多くなかった。勢い発展途上にある阪神地方への都市商工労働者となって離農離村することになっていくわけであった。

こうして農村の人口流出に拍車をかけたのは、明治三十年に起こった金融恐慌の後、銀行恐慌(明治三十四年)・四十年恐慌・戦後恐慌（大正九年）・銀行恐慌（大正十一年）・金融恐慌（昭和二年）・昭和恐慌（昭和五年）と断続した不況であった。そして昭和六年の農村恐慌とその後の慢性農村不況が転出者を多くしていった。明治三十六年（一九〇三）と大正二年（一九一三）の大川郡の人口を『香川県統計書』によって比較すると、第一表のようになる。

その第一表によって、本籍人口と現住人口の差（流出人口）と本籍人口に対する流出人口比を計算してみると、次の第一表の付表のようになる。

明治三十六年における県全体の流出人口二万五五〇五人中、大川郡は七一二一人（約二七・九二パーセント）で、一戸当たりの流出人口は、全県が〇・一八九人に対して大川郡は〇・四五二人と約二・四倍で高率である。

その後の動きを大正二年でみると、全県の流出人口は四万七六四二人と、明治三十六年の約一・八倍増である。大川郡は八〇一四人で八九三人増、全県の増加率よりよほど低くなっている。

第 1 表 の 付 表

		明治36年			大正2年		
		本籍・現住人口差	1戸当たりの流出人口	本籍に対する流出人口比	本籍・現住人口差	1戸当たりの流出人口	本籍に対する流出人口比
		人	人	%	人	人	%
引田	相生	389	0.559	8.685	289	0.403	6.222
	小海	283	1.298	20.011	91	0.406	6.015
	引田	881	0.976	15.848	517	0.555	8.686
白鳥	松原	111	0.164	2.754	20	0.026	0.460
	白鳥	232	0.428	6.497	433	0.794	11.247
	福栄	256	0.393	7.021	420	0.728	11.164
	五名山	168	0.764	12.086	75	0.346	5.293
大内	三本松	334	0.556	10.012	235	0.375	7.657
	誉水	612	0.686	10.688	516	0.573	8.172
	丹生	834	0.882	13.282	640	0.623	9.623
大川	松尾	112	0.249	3.896	228	0.479	7.369
	宮田	111	0.113	1.829	418	0.428	6.459
寒川	石田	223	0.305	5.099	500	0.690	11.091
	神前	134	0.370	6.080	181	0.475	7.754
長尾	造田	346	0.696	11.359	190	0.392	5.962
	長尾	441	0.354	6.091	484	0.379	6.350
	奥山	64	0.305	5.541	49	0.217	3.990
志度	志度	525	0.377	6.473	776	0.554	9.063
	鴨部下庄	226	0.367	6.166	461	0.680	11.181
	鴨部	268	0.417	6.599	553	0.922	13.027
	小田	45	0.080	1.324	184	0.282	4.731
津田	津田	277	0.239	4.032	163	0.125	2.170
	鶴羽	249	0.451	8.027	591	1.107	18.394
大川郡		7,121	0.452	7.450	8,014	0.495	7.895
香川県		25,505	0.189	3.489	47,642	0.347	5.950

第1表の第2付表

1戸当たりの流出人口が郡平均数を超える町村		明治36年	大正2年
		人	人
相馬郡	生海	0.559	
	田鳥	1.298	
	栄山	0.976	0.555
	松水		0.794
	生田		0.728
小引白福五三	名本	0.764	
		0.556	
		0.686	0.573
	丹石	0.882	0.623
	造志		0.690
鴨下部郡	鴨部	0.696	
	鶴平		0.554
	度庄		0.680
	部羽		0.922
	均		1.107
郡平均		0.452	0.495

なお町村別にみると、一戸当たりの流出人口が大川郡平均より高い町村は、上の第一表の第二付表のとおりである。明治三十六年に郡平均数を超える町村は、造田村・五名山村以外は旧大内郡の町村である。これが大正二年になると郡平均数が少々大きくなるにもかかわらず、旧寒川郡の町村が増加して旧大内郡が微減するという逆現象を起こしている。これは旧大内郡が明治後期に来襲した経済恐慌で多くの人口を流出したが、四十年を過ぎるころからは売薬製造業と手袋縫製業が興り始めていて、地元の人口流出を食い止め始めたのであろう。

第二表は、大正七年の大川郡各町の出入人口である。大正七年は、第一次大戦特需による手袋工場の進出等で農村までが興業ブームに巻き込まれた時期である。であるが「出寄留の対本籍人口比」は、大川郡の内陸部の現三町が低く、海岸部の現五町が高くなっている。この人口流出は、第一次大戦景気が引き起こした都市工業が農村労働力を吸い上げていった結果であろう。大正九年発行の『丹生村郷土誌』は当時の出稼ぎを次のように記している。

本県ニ於ケル人口ノ稠密ナルコト全国中第四ニ位シ　平均一方里ニツキ約六千人ナリ　我丹生村ハ一方里アリテ人口六千以上ニ達セルナリ　本村ノ人口稠密ナル亦実ニ驚クヘキナリ　爰ニ於テカ本村々民中諸外国及内地各所ニ出稼セルモノ多キニ至レルモ亦宜ナラズヤ　最近ノ調査ニヨレバ南北両亜米利加ヘ出稼セルモノ二十人、布哇・満洲地方ニ

出稼セルモノ十五人、内地他府県ニ出稼セルモノ五百八十　米合衆国地方ニアルモノハ一ケ年労働者トシテモ尚三・四
七人ノ多キヲ見ルニ至レリ。今之カ得ル所ノ賃金ヲ稼レハ　千円ヲ手ニスルモノアリ
一人一ケ年平均五十円トスルモ三万円以上トナリ、殊ニ北

奉公人

能力（技術）を持たない貧民が窮乏に対処する方法は、身売り・奉公・まびき（生児殺害）・捨児等の「口べらし」であった。こういうことが事のおこりであったから、奉公人はもともと無報酬であった。「四季施（しきせ）」といって雇主の仏心から盆・正月に夏衣・冬衣を一着ずつ与えられる程度であった。もちろん年季などの取り決めはなく、雇い主の一方的な意思で一切が運ばれていた。それが時代とともに変化してきて、給金が支給されるようになり年季制になり、しかもその年季が次第に短期化していったのである。

次は、明治二十七年（一八九四）の奉公人の契約書である。きわめて一方的で今でいう人権無視が罷通（まかりとお）ったものである。この契約書だけが特異なのでなく、これは当時の一般的なものであったのである。

契約証

大内郡白鳥村大字湊
〇〇長男
〇〇〇〇
明治

右私義今般貴殿へ無期限ノ約定ヲ以テ奉公入致候段実正ニ
御座候然ル上ハ忠直ヲ以テ本トシ何等ノ用事御命ニ相成候
トモ無異議精励従事致シ御手間為致間敷ハ勿論金銭物品等
ニ就テ聊曖昧ノ所業致ス間敷候若シ金銭物品等引込ニ相成
候節ハ何等ノ御仕向ニ相成候トモ異存無之ノミナラス其金
銭物品ニ対シ直ニ本人ニ於テ償却致シ尚不足ヲ生スル場合
ハ身元引請人ニ於テ屹度弁償致シ決シテ御損失相掛間敷候
仍而為後日身元引請人連署契約証如件

追而貴殿ノ御都合ニ依リ通常奉公人出換リノ季節ニ於

町村別出入人口

寄留					入寄留				差引現住人口	本籍・現住人口差	出寄留本籍人口の対比
在樺太	在関東洲	在外国	不詳	総計	郡内より	県内より	他府県より	計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
		5	3	1,241	43	2	32	77	3,513	1,164	26.53
				210	19		9	28	1,363	182	13.59
1		9	15	1,080	114	31	94	239	5,198	841	17.88
		2	31	642	103	25	43	171	3,922	471	14.61
		5		1,037	46	25	19	90	2,917	947	26.84
		2		651	37	2	27	66	3,246	585	16.99
			15	213	24	1	14	39	1,251	174	14.95
1		7	3	902	131	288	334	753	3,550	149	24.38
	4	27	8	1,547	125	7	33	165	5,133	1,382	23.75
	17	21		1,149	72	25	35	132	5,839	1,017	16.76
		4	6	500	37	13	3	53	2,819	447	15.31
		13		753	46	23	18	87	6,048	666	11.22
1	1	8		722	161	33	32	226	4,243	496	15.24
		9		312	25	3	4	32	2,151	280	12.83
		4		449	41	23	13	77	2,883	372	13.79
3		3		1,484	201	267	98	566	6,963	918	18.83
				111	2	8	18	28	1,199	83	8.66
	9	14		1,566	232	181	104	517	7,478	1,049	18.39
9	1	3	55	656	60	11	9	80	3,610	576	15.67
2	1	2	5	1,095	66	9	11	86	3,243	1,009	25.75
7	36	53		718	72	9	28	109	3,529	609	17.35
	35	2	75	2,085	148	41	34	223	5,727	1,862	27.47
	4	7	11	1,100	85	25	24	134	2,343	966	33.24
24	108	200	227	20,223	1,890	1,052	1,036	3,978	88,168	16,245	19.37

第2表 大正7年大川郡

		本籍人口	他市町村へ出寄留				出			
			郡内他町村へ	県内他町村へ	他府県へ	計	在軍籍者	在監者	在朝鮮	在台湾
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
引田町	相生	4,677	115	48	1,009	1,172	38	3	11	9
	小海	1,545	30	4	169	203	6		1	
	引田	6,039	54	43	887	984	43	5	21	2
白鳥町	白鳥本町	4,393	46	29	514	589	18	2		
	白鳥	3,864	311	134	562	1,007	20	4	1	
	福栄	3,831	115	34	455	604	31	3		11
	五名	1,425	51	4	124	179	16	3		
大内町	三本松	3,699	75	153	633	861	14	5	7	4
	誉水	6,515	156	72	1,212	1,440	34	7	8	19
	丹生	6,856	97	64	900	1,061	41	3	3	3
大川町	松尾	3,266	107	54	306	467	18	1	4	
	宮田	6,714	68	60	515	643	61	15	17	4
寒川町	石田	4,739	94	96	476	666	33	1	9	3
	神前	2,431	64	22	199	285	9	2	7	
長尾町	造田	3,255	95	69	239	403	12	4	21	5
	長尾	7,881	134	295	921	1,350	63	5	48	12
	多和	1,282	11	17	75	103	7			1
志度町	志度	8,527	84	403	950	1,437	35	10	40	21
	鴨庄	4,186	110	51	309	470	36	6	69	7
	鴨部	4,252	145	106	773	1,024	25	7	27	2
	小田	4,138	76	66	209	351	24		245	2
津田町	津田	7,589	165	239	1,357	1,761	50	7	152	3
	鶴羽	3,309	151	85	768	1,004	10	4	56	4
計		104,413	2,354	2,148	13,562	18,064	644	97	747	112

（大正7年『香川県統計書』より作成する）

テ御暇ニ相成候トモ決シテ異議申立間敷候也

右　○　○　○　○(母印)

明治廿七年五月廿五日　　実印無之ニ付母印ス

大内郡白鳥村大字湊

身元引証人　○　○　○　○㊞

赤沢正造殿

（『赤沢家文書』）

大正期に入ると無期限の奉公（譜代奉公）がなくなり年季制になり、次第に期間が短期化して、主従関係から労資関係へと移っていくのであった。そこに奉公人の「出代り」が始まり、それが次のように社会的慣習化されていったのである。

奉公人ノ出代リ期日　従来ハ下男ハ旧暦十二月二十四日解雇シ同月二十七日入込ミ他ハ十二月二十七日午前ニ解雇シ同日午後ニ入込ム、下女牛飼ハ七月十三日午前解雇同日午後入込ム　併シテ下男ハ大抵一ケ年他ハ半ケ年ノ契約ヲナシ暇日トシテ下男ハ月ニ二日下女牛飼ハ半ケ年ニ七日ノ定メアリ。一昨年出代リヲ改正シ新暦ニテ下男ハ一月二十八日下女牛飼ハ一月三十一日及八月十五日トシ何レモ午前解雇同日午後ニ入込ムコトニ決定セラル

尚本村現時ニ於ケル給金賃銭ハ下男一ケ年ノ給料参拾円乃至六拾円、下女及牛飼ハ半ケ年ニテ拾円乃至弐拾円ナリ。又日雇男一人分弐拾銭乃至四拾銭女一人分拾五銭乃至参拾銭、大工・左官其他諸職人一人分五拾銭乃至七拾銭位ニアリシガ大正九年ノ現今ニアリテハ経済界ノ膨張ト共ニ給料賃銀等何レモ二倍乃至四倍トナレリ

（丹生尋常高等小学校刊『丹生村郷土誌』）

当町を中心に旧大内郡には、家事家業に従事する奉公人のほかに売薬行商人という出稼ぎがあった。売薬製造業者の製品を、初期には農閑余業として行商したのであるが、後には生業として行商したのであった。

農業多様化

貧農が窮乏に喘的に対応する途は、出稼ぎであるが、それに続いては種々の作物を耕作して収益の増収をはかる農業多様化経営である。衰退してきた糖業収益に代わる有力作目の開発が試みられたわけである。当然理論的には、土地条件が悪くて耕種農業に依存しきれないのであるが、百姓は習性として土地にかじりつくものである。そしていつでも一応は農業多様化現象を展開させるものである。第三表は、明治二十五年（一八九二）の『香川県農事調査』によって作成したものである。「農事調査」は、農商務省が全国的に実施した調査で、これは香川県内務部第二課が郡市別に報告したものである。

第三表によると、明治二十五年ごろは東讃四郡（大内・寒川・三木・山田）は作目数が比較的少なく、甘蔗・砂糖が圧倒的に多額になっている（三木郡は米作が第一位）。糖業への農業単一化傾向が顕著に現れている。これに比べて他の郡では作目数が非常に多い。多種類の作物を耕作して収益をあげようとしているのである。これが農業多様化であって、この段階では主軸になる作物の開発が未遂の状態である。

この明治二十五年以後次第に日本の産業革命が進展し、その完成期とされている四十年ごろには、第四表のように農業多様化が一層進展して大川郡・木田郡も多様化してくる（甘蔗の収益が低下している）。この第四表は、明治四十二年（一九〇九）版の『香川県統計書』が表示しているものである。総生産額に対する甘蔗や綿花の生産額が低下して、まさに綿糖経済の没落を示している。これは綿糖経済に代替する有力な商品作物を開拓しようとする模索である。大川郡では、まだ甘蔗が米作を凌駕（りょうが）しているが、甘藷・大根（大根は新規作物）が突出してきて多角化傾向をみせている。そうした努力がみのって、土地条件の悪い大川郡が総生産額で三豊郡に次ぐ第二位を占めている。

調査郡別農産額

阿野	鵜足	那珂	多度	三野	豊田	合計
円銭		円銭	円銭	円銭	円銭	円銭
293,954.112		289,052.966	125,948.963	330,098,056	217,111.847	2,027,269.291
1,197.12						4,370.605
44,277.30		34,430.144	4,893.00	24,939.828	34.862.435	183,905.910
76,293.58		100,256.601	38,051.20	129,911.216	110,681.988	721,105.800
524.12						5,427.720
725.888						951.288
314.056						2,026.306
3,553.014				16,891.281	12,422.047	35,090.342
683.315				1,380.135	3,480.078	6,567.728
		9,898.913	7,486.60			17,833.013
852.673						904.673
						84.000
785.599						2,282.919
9.051.512		12,761.645		15,227.64	14,631.06	166,564.752
18.210.99		80,839.224	35,165.52	23,711.85	33,547.05	191,474.634
1,487.604				3,096.95	38,938.20	43,522.754
81,499.885		4,581.981	17,074.20	34,016.796	49,963.194	579,593.510
30,525.455		10,663.80	30,531.00	21,147.945	93,493.53	802,424.732
						201.600
531.61		1,259.64	449.76	648.48	808.24	4,678.370
785.981		3,636.57	910.75	2,360.905	3,756.865	12,971.171
675.92		409.20	80.00	1,892.00	72.00	3,129.120
				31,310.664	25,314.618	56,625.282
				13,407.737	14,703.913	28,111.650
565,929.734		547,790.684	260,590.993	650,041.483	653,787.065	4,897,117.170

る。空欄は無記載）

第3表 明治25年香川県農事

	大内	寒川	三木	小豆	山田	香川
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	
粳米	120,649.50	175,199.00	143,011.60	40.352,247	232,544.00	
糯米	8,975.00	16,460.00	6,380.00		27,532.00	
大麦				3,173.485		
小麦				23,226.203	17,277.00	
裸麦	33,052.00	57,478.00	36,036.00	69,568.215	69,777.00	
粟				4,903.60		
黍				225.40		
蜀黍				1,712.25		
大豆				2,224.00		
小豆				1,024.20		
蚕豆				447.50		
豌豆				52.00		
大角豆				84.00		
蕎麦				1,497.32		
甘藷	6,940.00	15,900.00	3,578.00	88,474.895		
棉						
藍						
甘蔗	116,539.00	158,626.00	35,614.00	24,005.454	57,673.00	
砂糖	198,520.40	248,245.00	45,638.46	16,462.142	107,197.00	
胡麻				201.60		
家鶏				980.64		
卵				1,520.10		
牛						
米藁						
麦藁						
計	484,675.90	671,908.00	270,258.06	280,135.251	512,000.00	

(「明治25年香川県農事調査」(明治中期産業運動資料第1集第13巻)より作成す

第4表 明治42年香川県郡市別農産額

	高松市	丸亀市	大川郡	木田郡	小豆郡	香川郡	綾歌郡	仲多度郡	三豊郡	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
米	5,175	21,228	1,301,793	1,598,584	163,030	1,488,285	2,252,419	1,705,868	2,213,297	10,749,679
麦	3,924	10,884	597,103	707,284	263,014	696,738	1,037,940	738,830	1,115,506	5,171,223
大豆	12	37	2,979	2,301	393	1,949	2,974	2,479	4,456	17,580
小豆			265	141	259	254	307	257	109	1,592
豌豆	4	4	463	1,026	154	1,144	769	381	793	4,738
蚕豆	14	46	2,453	3,256	579	4,532	4,854	5,580	6,976	28,290
落花生			8	10	117	200		26	540	901
粟稗			585	515	1,160	1,616	356	418	2,140	6,790
							5	66	107	178
黍	6	3	278	217	167	505	430	350	1,199	3,155
麦黍			892	763	1,343	796	1,386	252	2,467	7,899
蜀黍			1	6	503	39	12			561
蔬菜	1,500	850	1,620,545	473,405	3,204,870	950,650	752,546	444,500	1,421,647	8,870,513
南瓜	4,500		22,223	12,040	28,820	75,000	13,612	11,400	8,378	175,973
西瓜			20,023		15,748	2,800	5,600	890	15,450	60,511
甜瓜			13,128	7,560	7,990	12,500	2,850		180	44,208
茄子	11,900		243,021	120,800	34,521	197,980	233,635	116,078	121,451	1,079,386
蕃茄							98			98
がうら		735	1,712	1,590		5,820	1,500	800	750	12,907
しょうが菊				321		270	1,500	100	107,591	109,782
除虫菊			98	242	683	324	90		45	1,482
蓼									150	150
人蔘				300						300
荷蘭薯										
馬鈴薯	400		14,940	132,540	14,550	146,520	48,842	3,379		361,171
芋	16,000		426,148	377,900	5,207	467,295	444,601	752,200	242,610	2,731,961
百合						1,500				1,500

	高松市	丸亀市	大川郡	木田郡	小豆郡	香川郡	綾歌郡	仲多度郡	三豊郡	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
漬菜	3,500		11,480	36,110	8,900	126,400	12,050	4,350	196,820	399,610
大根	18,400	15,000	2,157,400	1,177,050	561,430	2,127,550	943,951	548,980	1,590,680	9,140,441
蕪菁			70,391	73,290	18,747	280,800	65,563	85,465	65,760	660,016
胡蘿蔔	600	1,200	9,570	8,216	638	25,360	6,832	238		52,654
葱頭	4,500		16,373	18,000	17,635	40,500	22,548	28,547	18,830	166,933
牛蒡				270	740	3,000	300	654	350	5,314
蓮根	2,400	6,300	19,740	23,570	5,085	31,510	9,924	11,514	16,598	126,641
慈姑				3,759		20,700	6,851	800	828	32,938
筍			500			300			100	900
胡瓜			49,820	10,177	100	11,802	24,808	5,785	67,768	170,260
菜種	10,400			10,420	7,548	104,000	34,500	32,987	19,351	219,206
糸瓜			1,860	435	66	57	199	507	1,457	4,599
実綿			2,108				2,200		306,000	310,308
大麻			771	134		811	3,508	268	5,534	11,026
苧麻							5			5
葉藍			34	185		190	315			724
甘蔗			400			2,330	240		20,810	23,780
	3,200		2,725,900	427,070	184,940	111,620	468,900	151,500	1,896,452	5,969,582
櫨									603	603
楮			1,000			6,050		4,980		12,030
三極						10				10
繭			9,316					340	3,105	12,761
合計	86,435	56,287	9,345,321	5,229,487	4,548,937	6,949,707	6,409,020	4,660,769	9,476,906	46,762,869

（『香川県統計書』明治42年度版により作成する）

大川郡農民の努力も土地条件の劣性を長く補うことが出来なかった。第五表は、大正七年の県内郡市別の生産総額である（『香川県統計書』では、年次的には最初のものである）。これによると大川郡の農業生産額は、全県的には下位の第二位であって、明治四十二年ごろの面影をとどめるものでなくなっている。この農業生産の落ち込みをなんで補足していったのであろうか。この種統計は、『香川県統計書』ではこの大正七年が最初なので、四十二年以降の推移を見ることができない。

第五表の畜産額が大川郡が第一位になっている。ここにわずかに四十二年ごろに見せた大川郡農民の農業多様化

第5表　大正7年郡市別生産総額

	農業	畜産	林産	鉱産	水産	工業	計
	円	円	円	円	円	円	円
高松市	143,290	98,928	17	—	545,020	4,732,173	5,519,428
丸亀市	549,303	91,140	—	3,136	162,832	1,273,045	2,079,465
大川郡	5,681,077	165,019	224,361	3,331	988,826	4,235,211	11,300,825
木田郡	7,167,772	104,721	74,565	23,525	814,607	1,633,278	9,818,471
小豆郡	1,931,933	120,886	244,740	412,777	560,504	3,625,481	6,896,321
香川郡	7,032,225	95,681	180,947	40,569	593,640	3,729,495	11,672,560
綾歌郡	10,303,198	138,162	269,363	28,507	2,290,610	7,632,246	20,663,695
仲多度郡	6,913,317	157,804	79,465	100,289	315,176	2,673,768	10,230,840
三豊郡	11,261,978	160,105	189,830	19,760	1,677,529	3,893,395	17,202,597
合計	50,987,123	1,132,461	1,263,288	631,894	7,948,753	33,429,092	95,392,611

（大正7年版『香川県統計書』より）

の痕跡を残している。「米と繭」でらちのあかなかった大川郡が、いちはやく牧畜に先鞭をつけたことがここに現れているのである。その畜産について、丹生村の場合は次のとおりであった。

> 産牛　本村ノ畜牛改善ニ関シテハ十数年前ヨリ既ニ有志諸氏ノ宿望タリシガ　明治四十年ニ至リ村長・農会長ノ発企ノ下ニ有志者ト共ニ該組合ナルモノヲ組織シ　陸常国小岩井牧場ヨリホルスタイン純粋種牡牛第二十一リワーデン号ヲ購入シ其繁殖ヲ図リツツ漸次ニ本村畜牛ヲ改良スルノ目的ニテ其当時ハ殆ンド村是トマデ熱中シタレバ村民之ニ援助シ其進歩発達ヲ切望スルノ気運ニ至リタルモ其後俄然価格上ニ於テ下落ヲ生ジ　漸次ニ熱度ノ冷却ト共ニ自然ニ一頓挫ヲ来スノ現象ヲ呈シタルモノ丹生村トシテハ矢張リ前ノ目的計画ニ向ツテ細々ト持続シ今日トシテモ嘗ニ県下ニ於ケル良牛ノ模範地タルヲ脱セサルナリ　唯遺憾ナルハ畜牛現在数ニ於テ減少セルノ点ニテ目下本村ノ畜牛ハ四百頭、犢ハ七八十頭ニシテ毎年一千円内外ノ犢収入ヲ見ル而モ其種類タル何レモ良牛ナレバ他郡市ノ右ニ出ヅルコト世人ノヨク承認スル所ナリ
>
> （『丹生村郷土誌』より）

こうした努力によって、「特に字小砂には優良牛が居って小砂牛として県下に其の名を馳せた」という（『丹生村今昔物語』）。

副業の多発　綿糖経済の落ち込みを補足するための農業多様化や畜産振興では、膨脹する家計出費を完全に支えることは出来なかった。そこで細々とした多くの余業が起こってきた。第六表は、明治二十五年の「香川県農事調査」で報告された「余業」の状況である。この報告内容は精粗さまざまであるが、当時の余業の全貌であろう。

ところが、このような余業は工業の発達とともに工場生産に奪われて農民の手元への副収入が漸減していった。

第6表　明治25年香川県農事調査にみる余業

	余　業　の　種　類
大　内　郡	男……精糖、木樵、漁業、自家作物行商、藁細工、被屋稼 女……紡績、機織、洗濯、裁縫、被屋稼
小　豆　郡	索麺製造、漁業、木樵、被屋稼
山　田　郡	南部山分……樹木伐リ、薪炭ノ運送 中　　部……藁細工、女ノ糸紡ギ、布織リ 北部沿海……苫織リ、紐拵へ、苧縫製等
阿　野　郡	藁細工、山稼、糸挽、日屋稼、漁業
那　珂　郡	商業、工業、採塩業
多　度　郡	商業、工業、採塩業
豊　田　郡	余業トシテ賃銀ヲ得ルモノナク、婦女子ノ糸曳等ヲナス

(「明治25年香川県農事調査」(『明治中期産業運動資料』第1集第13巻所収)により作成する)

それば かりか工場製品を農民に売り付けるようになり、収入が減少して支出(購入品)が増加することになった。収益の増大をはかることが絶対的に必要になってきた。そこで導入された新規の副業は、次のように出現している。

① 明治十年(一八七七)　富田・松尾両村に徳田直哉・多田犀象により近代蕃蚕業が始まる

② 明治十五年(一八八二)　小豆郡草壁村に大阪人(原田伊之助)が伝えた麦稈真田編みが始まる

③ 明治三十二年(一八九九)　棚次辰吉が松原村教蓮寺住職楠正雄・同寺檀家総代橋本安兵衛の協力を

得て、同寺境内に積善商会を設立して手袋製造を始める

④　明治三十四年（一九〇一）　松原村観音寺の住職山田真瑞が、岡山県都窪郡から三宅某を招き花莚製造を始める

⑤　明治四十三年（一九一〇）　津田町の上野驥九郎によって同町に貝釦製造が始まる

⑥　明治四十三年（一九一〇）　この年から売薬製造販売の組織拡大の気運が起こる（合名会社赤沢兄弟薬館が嚆矢）

右の六種の新規副業のうち①養蚕と②麦稈真田と④花莚とは、一応地理的条件に関係をもつものであるが、③手袋縫製と⑤貝釦製造と⑥売薬製造は土地生産性にかかわりのない都市型工業である。明治二十五年以前の余業（第六表の「香川県農事調査」）から右の③・⑤・⑥のような明治三十年以降の新規副業との間には、自給品作りや農産加工の段階から純工業（都市型中小工業）への大きな流れのあることを見落としてはならない。明治後半期の農家副業は、余業（農閑期等を中心にした自給品作りや農産加工的な商品製造）の段階を越えて純工業の段階に入り、土地生産的な条件に関係ない工業（都市型中小工業）に変わっているのである。農村は、農から商工へ動き出しているのである。

その後大正期に入り、第一次世界大戦景気・戦後恐慌（大正九年）を経過してみると、第七表にみるように、明治後半期に副業であった手袋製造や貝釦製造や売薬製造は特化して副業の範疇を越えている。だが農産加工的な副業であった花莚・麦稈真田は、副業という段階にとどまっている。第七表は、第六表（明治二十五年ごろ）とは異なって、余業という状態ではなく、副業という段階を表明しているようである。

第七表　年産一万円以上の大川郡の副業（大正十年十月香川県農会調）

種類	生産地	生産数量	生産額	販路
花莚	白鳥本町・神前村	四十碼ノモノ　三〇、七一〇本	四一四、〇〇〇円	神戸
麦稈真田 経木真田	郡内西部	二八九、〇〇〇反 一三三、〇〇〇〃	一九二、〇〇〇円	神戸
縄	丹生村・相生村・富田村・小海村・引田町	三九一、七五〇貫	一一三、〇〇〇円	朝鮮・阪神・和歌山・三備
木炭	多和村	白炭　一五五、〇〇〇貫 黒炭　一三九、五〇〇〃	一一二、〇〇〇円	岡山県及県内
竹細工	郡内		二七、〇〇〇円	県内
乾蝦	引田町	三、五〇〇貫	一八、〇〇〇円	岡山県及阪神地方
三ツ編蒻莚	郡内東部	二六、四〇〇間	一五、〇〇〇円	神戸
草履・草鞋	郡内	三七三、七〇〇足	一一、〇〇〇円	県内

（『香川県農業史』一四六ページ所収により作成する）

当時の丹生村の副業の取り組み状況は、『丹生村郷土誌』（大正九年発行）が次のように伝えている。

本村ノ副業トシテ最モ顕著ナルモノハ麦稈真田ト経木真田ノ製造ニシテ本村ニ真田製造ノ今日ノ盛況ヲ来セルハ今ヨリ十数年前既ニ他郡市ニ先ンジテ之ニ従事シタルト村民カ熱心ノ効果ニ外ナラズ　本郡ニ於ケル真田検査員ノ過半ハ丹生村ヨリ出張セルモノナルヲ見テモ如何ニ本村ガ斯業ニ発展シツツアルカヲ知ルニ足ラン　実ニ本村ハ貧富ヲ問ハズ（真田ヲ編マザルモノ一戸モナシ）老若男女寸時ノ余暇ヲモ利用シテ之レガ製造ニ余念ナク殊ニ夜間ニ於ケル主ナ

ル仕事ニシテ一ケ年ノ産出額麦稈真田一万八千七百反ニシテ其金額四千八百八十六円、経木真田二十一万七千七百七十反其金高一万一千八百十一円ノ巨額ヲ表ハスニ至レリ。

次ニ花莚ノ製造亦盛ニシテ一ケ年二千八百八十反三千七百四十四円ノ産額アリ。其他縄製造高一ケ年五百円以上ニ達セリ。此外二百円ヨリ四、五百円ニ至レル副業多々アレトモ枚挙ニ遑アラサレバココニハ之ヲ省ク

花莚や麦稈（経木）真田は、輸出品として花を咲かせたのであるが、家業とはならなかった。花莚や真田が量産されたのは、家業の暇々（ひまひま）に家族総がかりで取り組んだためであった。これらが本業（家業）に発展しなかったのは、第八表の主要副業品収支計算表の日当の欄と第八表に併記した穀物小売相場を見比べればうなずけるところ

第八表　主要副業品収支計算表（大正一〇年）

種別	収入	原料代	差引	一日生産量	日当
麦稈真田	一反　三二銭	一五銭　厘	一七銭　厘	単四菱　一反	一七銭
叭	一枚　七	二	五	五枚	三五
縄	一〇貫　一円四〇	六〇	八〇	二貫	一六
箕	一個　七五	三〇	四五	一個半	七〇
竹皮笠	一個　七	五・三	一・七	一〇個	一七
傘骨	一本　三三	一八	一五	四本	六〇

（『香川県農業史』）

七月十四日の高松市の穀類小売相場　上米三一銭、中米三〇銭、餅米五〇銭、丸麦一八銭　（『香川県政史年表』大正十年）

である。日当に換算してみると余りにも低賃金で生計補足の域を出られない。生計を維持するに足る賃金でない。ために副業にとどまったのであって、特化して地場産業への発展がなかったのである。

東讃地方の副業　農閑余業が副業に変わり、副業が特化して産業に発展するのである。東讃地方が地理的条件に恵まれなくて、土地生産性に依存しかねたために多くの余業や副業が出現した。その出現した生計補足の途(みち)が、農から工に動いていったのである。それを第九表の東讃副業発達年表でみることにする。

第九表　東讃副業発達年表

年号	紀元	事項（上段書き始め大川郡関係事項・下段書き始めはその他の事項）
明治六	一八七三	○中ノ村の中村喜多蔵がわら紙の製造技術を完成する
〃八	一八七五	○本県産の団扇が初めて輸出される
〃一〇	一八七七	○宮田村の徳田直哉、松尾村の多田犀象が群馬・福島県からの売薬行商人の帰来談に刺激されて養蚕業の振興を策す
		○香川県で竹製品（農具、家事用具）の加工が始まる
〃一三	一八八〇	○5／　旧高松藩主松平頼聡が旧藩士授産事業として蜂蛾社を起こし撚糸製造を始める
〃一五	一八八二	○福島県人勘野与左衛門を大川郡に招聘し、栽桑・育蚕・繰糸・織布等の実地伝習をする
		○小豆郡草壁村に麦稈を購入に来た大阪の原田伊之助により麦稈真田の製法が伝わる
〃一九	一八八六	○6／　小豆郡淵崎村の三木方斎、同郡小江村の九宮久一郎が下村に麦稈真田製造会社を

年号	紀元	事項（上段書き始め大川郡関係事項・下段書き始めはその他の事項）
		起こし、麦稈真田編みを副業として奨励する
		○下津永行が蜂蛾社の燐寸製造を譲り受けて下津製燧所を設立経営する
		○愛媛県知事藤村紫郎が蚕蚕奨励を強化し、松山と高松（栗林公園）に県立蚕蚕伝習所を設置する
明治二一	一八八八	○木田郡井戸村に成瀬製糸場が創業する
		○3／7愛媛県が蚕蚕伝習所規則を制定し、松山・高松の伝習所を発足させる
		○白鳥村千光寺の副住職を辞し還俗した両児舜礼が大阪に行きメリヤス手袋の製造を始める
		○富田村の徳田直哉、松尾村の多田犀象・藤目七郎、石田村の広瀬定次郎、白鳥村の定国三郎等が積極的な蚕蚕奨励を始める
〃　二二	一八八九	○丸亀の塩屋近在が海水浸入の凶作に苦しむのを救済するために、三豊郡高瀬村の田中幾次郎を招聘して団扇の骨削りを副業として伝習させる
		○松原村の教蓮寺の下僕・棚次辰吉らが、両児舜礼のメリヤス手袋製造に弟子入りのため上阪する
〃　二七	一八九四	○丸亀団扇会社が創設される（明治三十六年に解散する）
〃　三〇	一八九七	○2／　小豆郡土庄村に麦稈真田合資会社を設立する
		○4／　坂出に讃岐紡績株式会社を設立する

年号	紀元	事項（上段書き始め大川郡関係事項・下段書き始めはその他の事項）
		○6／　大内郡相生村に東讃麦稈真田合資会社を創立する
		○麦稈真田組みが岡山県から導入されて志度町等に普及する
		○この年を境に藍作が急速に衰退していき、日本はこの年を境に米の輸入国となる
明治三一	一八九八	○10／20相生村の桑島五百吉外一七名が申請していた麦稈真田同業組合の設立が認可される
		○11／28香川県麦稈真田同業組合の発会式を高松市三番丁大本寺で開催する
〃　三二	一八九九	○棚次辰吉が教蓮寺境内に、その住職楠正雄、檀家総代の橋本安兵衛の協力を得て積善商会を興し手袋製造を始める
		○岡太郎が松原村の積善商会の南隣に傘の骨の製造所を始める
〃　三四	一九〇一	○松原村観音寺の住職山田真瑞（白鳥村湊の小村定造の次男）が岡山県都窪郡から三宅某を招き花莚製造を普及させる
〃　三五	一九〇二	○造田村下所の髙橋幸次が、桑苗の接木栽培法を完成する
		○11／23「香川新報」紙が、香川県に於ける第一の輸出向工芸品は麦稈真田で其の額は今や百万円に垂んとす、と報道する
		○大川郡農会が麦稈真田品評会を開催する。これが契機となりなお盛行する
		○岡山県都窪郡妹尾町の浅越助五郎が松原村に来て、浅越製莚白鳥出張所を始める
〃　三八	一九〇五	○塩専売法実施に伴い塩叭の製造が普及盛行する

年号	紀元	事項（上段書き始め大川郡関係事項・下段書き始めはその他の事項）
明治三九	一九〇六	○京都府の人辻関蔵が誉水村長が招聘され村内の養蚕奨励、桑園改良に努める。後志度町小方に移り、さらに弁天に移りここで改良蚕種を製造し、業界に貢献する
		○3／　丹生村の砂山房太郎が志度町新町で畚生下駄・日和下駄の製造を始める
		○このころから大川郡の売薬行商が活気付いてくる
（明治四一・四二年ごろ）		○志度町の山北平吉が与水村西村馬次に花莚賃編み取扱店を新設する
明治四三	一九一〇	○津田町の上野駿九郎が同町南船町で貝釦の製造所を始める
		○与水村の七条宇三郎が自宅で蜜柑水（清涼飲料水）の製造販売を開始する
		○12／18赤沢忠太郎・赤沢恒三郎による合名会社赤沢兄弟薬館が設立される（売薬業の規模拡大の始まり）
		○造田村に桑苗組合（組合長岩沢五平）が結成される
大正　五	一九一六	○仏生山町に片倉集繭所が開設される
		○大型手袋会社大阪手袋株式会社（本店大阪・社長棚次辰吉）が創立され、郡内各地に分工場を設置し、一〇〇〇余人の従業員が稼働する
		○森本吉太郎の尽力により大阪業界資本によって東洋手袋株式会社（本社大阪・資本金一〇〇万円、社長田中修）を創立し、郡内各地に分工場を置く
		○大正五年における香川県の主なる副業とその産額は、①麦稈真田　八六万円、②養蚕

年号	紀元	事項（上段書き始め大川郡関係事項・下段書き始めはその他の事項）
		五二万円、③叺　三九万円、④菜麺　三二万円、⑤養鶏・卵　二五万円、⑥縄席　二万円、⑦養豚　四〇〇〇円であった
		○山田恵一が木田郡前田村に山田製糸場（一〇八釜）を開設する
大正六	一九一七	○5／　日本製薬株式会社（社長林文太郎）が三本松に創立する
		○10／10香川県莫大小同業組合の創立総会を白鳥本町橋又楼で開催する
〃七	一九一八	○1／　香川県花莚株式会社（社長鎌田虎太郎）が白鳥村湊に創立する
		○5／23帝国製薬株式会社（社長佐野新平）が三本松町に創立する
		○5／　讃岐ロープ株式会社が相生村に創立する（昭和三年大川郡ロープ販売利用組合となる）
		○9／　大東製薬株式会社（社長山崎賀次郎）が苔水村に創立する
		○10／　白鳥製薬株式会社（社長大和由巳）が白鳥本町に創立する
		○讃岐種苗株式会社（社長岩沢数太）が造田村に創立する
		○麦稈真田の生産額が全国一（六五五〇万九〇〇〇反・一八五万円）となり、紙・団扇と共に輸出最盛期となる（県の生産額が、七・八・九年連続して日本一）
〃八	一九一九	○3／　浅越花莚株式会社（社長渡瀬岩太郎）が白鳥本町に創立する
		○5／　大川製糸株式会社が松尾村に創立する
		○8／　東洋製薬株式会社（社長池田善平）が三本松に創立する

年号	紀元	事項（上段書き始め大川郡関係事項・下段書き始めはその他の事項）
大正　九	一九二〇	○12／　大路商事株式会社（社長大路辰吉）が白鳥本町に創立する ○西村の津田伊太郎が与水川東の花莚工場を譲り受けて輸出用籐襷綴通の製造を始める
〃　一〇	一九二一	○1／　日本花莚株式会社が白鳥本町に創立する（香川県花莚㈱と浅越花莚㈱が合同新立）
〃　一一	一九二二	○5／　東讃叺株式会社が丹生村に創立する ○讃岐売薬協会が結成される ○11／　林杉太郎が志度町新町に林製糸所を創業する
〃　一二	一九二三	○本年度から香川県の工業生産額が農業生産額を凌駕していく ○香川県が麦稈真田奨励規定を制定する
〃　一三	一九二四	○誉水村西村に緞通製造工場が創業する ○片倉製糸仏生山集繭所を高松市楠上町に移し四国出張所とする
昭和　二	一九二七	○野網和三郎が引田町安戸池においてハマチの鹹水養殖に成功する
〃　四	一九二九	○浜田岩吉が麦稈真田を廃業して志度町の玉浦製糸工場（三〇釜）を譲り受けて経営する ○香川県菓工品組合連合会が結成される
〃　八	一九三三	○6／　対島尚象が志度町五一番地（新町・源内旧邸）に讃志製糸場を創業する ○2／　東洋紡績株式会社三本松工場が操業を開始する（10／21完成祝賀式）（この年同社淵崎工場も完成）

年号	紀元	事項（上段書き始め大川郡関係事項・下段書き始めはその他の事項）
昭和一三	一九三八	○香川県種苗組合（組合長岩沢勝美）が造田村是弘に結成される
〃　一五	一九四〇	○農村不況対策として藁工品を奨励し、県下農家の三〇%が製造する
〃　一八	一九四三	○1／8香川県莫大小工業組合（理事長成瀬歌吉）を結成する
		○叺が戦時重要物資の指定を受ける（昭和十八年ごろが最盛期となる）
		○9／9香川県製薬株式会社（本社屋島西町・社長赤沢忠太郎）を設立する（売薬企業統合）
〃　一九	一九四四	○9／9香川県家庭薬配置株式会社（本社三本松・社長林文太郎）を設立する
〃　二一	一九四六	○10／21四国莫大小製造統制組合（理事長野本政雄）を徳島市に設立する
		○香川県藁工品協議会が発足する
〃　二二	一九四七	○香川県桑苗協同組合（組合長岩沢勝美）を結成する
		○3／1四国莫大小工業協同組合を結成する
〃　二五	一九五〇	○7／12香川県メリヤス協同組合（理事長野本政雄）を白鳥本町に結成する
〃　二九	一九五四	○1／23香川県手袋協同組合（理事長白川一雄）が白鳥本町に結成される
〃　三〇	一九五五	○4／　大川村貝釦輸出振興会（理事長六車実枝）が大川村に結成される
〃　三五	一九六〇	○ダンボール箱が叺に代わって使用され始める
〃　三七	一九六二	○12／13日本手袋工業組合（理事長原滋）が白鳥町松原に結成される

このように種々の副業が多発したが、第一次大戦後なお生き続いて地場産業に発展したのは、売薬製造業と釦製造業と手袋製造業であった。

第三節　売薬工業

一　売薬工業の素地

香具師行商之巻　三本松を中心に旧大内郡に明治末期以後に売薬製造業とその行商が盛行した。この盛行は、土地狭小ということから「農から商工へ」の転換をねらう産業上の模索と糖業に代替する収益獲得の願いから発している。その盛行には、次のような素地もあってのことである。

その一は、引田町引田の山口滋氏蔵の「香具師行商之巻」である。同家は、先代まで「山口屋」という薬舗であって、これを歴代相伝してきている。その箱の表書きは、「香具師行商之巻」とあり、蓋の裏書きには「天組讃州山口屋嘉七郎」とある。香具師仲間で天組所属の讃州の山口屋嘉七郎が所持したものである。

この内容は、享保二十年（一七三五）十一月に江戸の香具師連中の者共に、大岡越前守が、①長崎輸入薬の抜売りの摘発を仰付け、②香具師行商業の範囲を決定し許可したものである。この書状を所持すれば天下御免で許可薬の行商ができたわけである。引田の山口屋は、享保の昔から売薬行商したはずである。その売薬行商が、当地方の住民に売薬や医療の意義を早くから認識させたと考えられる。住民の売薬と売薬行商への関心を高めたと考えられる。

与田寺の寺伝薬　与田寺は、医王山虚空蔵院与田寺という。聖武天皇の天平十一年（七三九）に行基菩薩が国分寺開基後、神人のお告げに従って「薬草繁茂し瑞光時々起る」地に薬師如来像を刻んで開基した薬師寺である（『医王山虚空蔵院略縁起』による）。以来薬師寺としての信仰を集め今日に至っている。医薬や製薬には高い知識技術が必要であるので、昔は寺社がこれを担当した。後世になって医師が出現した後まで寺社の施薬・頒薬は続いた。

自然経済の時代が過ぎて商品貨幣経済時代に移ってくると、所属の荘園からの上納と信者の喜捨だけでは、寺社の経営が困難になり、財源獲得と勢力扶殖とをかねて、寺社側から地方へ向かって多くの護符配札人を巡遣させた。そのとき初穂料の「おうつり」に護符と寺（社）伝薬を配布した。これが頒薬である。この薬効から住民の積極的な需要が起こり、この護符配札人は、定期に地方を巡回する医療使節化していったのであった。こうして寺社の頒薬が地方医療の一翼を担っていたのであった。これが後に売薬行商に転化するのである。

寺（社）伝薬のもう一つの形態は、施薬である。寺院等の施薬院に患者を入れて施薬したり、求められるままに施薬する形態である。水主の「風呂」も、一種の施療であろう。

与田寺の寺伝薬（痛風薬）の「口決書」が、白鳥新町の医師橋本周全に伝わり、橋本周全がその口決書で製薬したことが、次のように記されている。

又享保年中に当寺本尊霊宝等を開帳せし砌当郡松原村に米屋千右衛門という者の子息多次郎痛風を病しに医療術尽て親千右衛門当山薬師尊前に参詣して深切に多次郎が病気平愈（ママ）を祈里そのかへるさ門前の店にて飴を買しにはからずも飴包の中に千金内托散痛風加減の口決書ありし白鳥新町の医師橋本周全其主方を以て薬一二貼をのましむるに多次郎

が痛風忽に平愈す猶霊験多けれとも爰に悉く述がたし　（赤沢家蔵『医王山虚空蔵院略縁起』より）

享保年中（一七一六～三六年）まで与田寺に痛風薬の寺伝薬があり、それが民間製造薬として譲渡されたという。このことは、文献でみる当地製薬の嚆矢であって、当地住民の医薬への認識を大きく高めたものと考えられる。

東讃の薬師寺　大川郡には、一五か寺の薬師寺がある。そのうちの一〇か寺が旧大内郡に開基されている。その寺々が何らかの寺伝薬をもち、住民はその御利益を受けていたと考えられる。したがって住民は薬剤に対する理解が高くなっていたであろう。これも後世売薬工業盛行の遠い素地となったのであろう。

本尊が薬師如来の寺院　　薬師如来像

引田町相生	亀海山本言坊海蔵院東海寺	行基菩薩作	大内町町田	薬王山瑠璃光院東昭寺	伝教大師作
〃　引田	浄明山薬師院本光寺	作者不詳	〃　〃	東明山昌林院医光寺	行基菩薩作
白鳥町白鳥	月光山青宝院薬師坊東照寺	行基菩薩作	大川町	花生山蓮華院西教寺の奥院	伝弘法大師
大内町水主	新宮山薬師院弘海寺	伝聖徳太子作	長尾町長尾	紫雲山宝蔵院極楽寺	作者不明
〃　中筋	医王山虚空蔵院与田寺	行基菩薩作	〃　多和	医王山遍照光院大窪寺	弘法大師作
〃　大谷	大渓山延命院釈王寺		〃　造田	施薬山悲田院願興寺	作者不詳
	本尊正観世音菩薩	行基菩薩作	津田町西畑	明医山長寿院等利寺	行基菩薩作

（名著出版『大川郡誌』第八編第二章「寺院」により作成する）

泉川氏製紫金丸　近世における本格的売薬としては、三本松医師泉川世寧が漢学を進講した松平左近頼該によって、天保十二年に刊行された「柏掌品玉匣」という洒落本に恩師のために泉川氏製紫金丸について次のような挿絵と効能書を記載している。

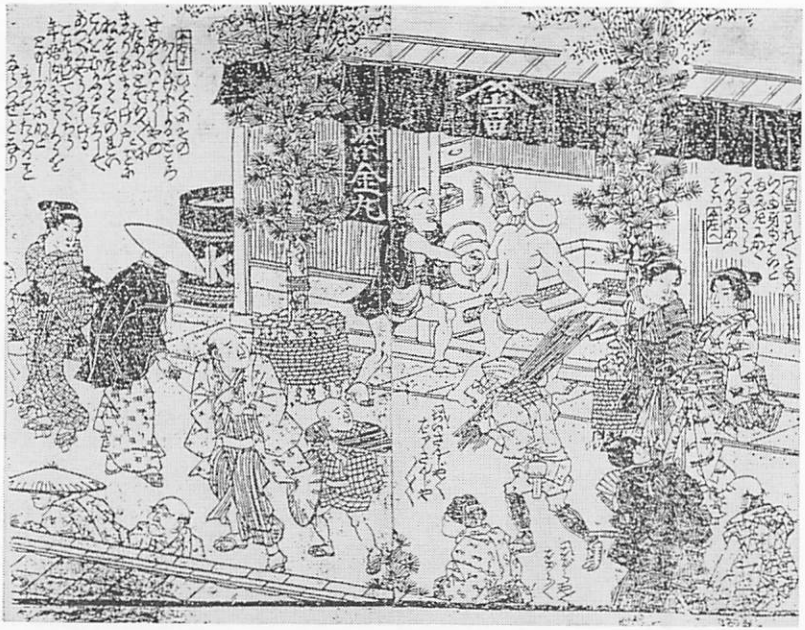

紫　金　丸

○ちょっと御ひろう

仙紫金丸（せんしきんがん）　東讃　三本松　泉川氏製

一　紫金丸と申す薬は万金丹、金粒丸、銭袋円、解毒丸、紫金錠等の功能をかね、平生ひつ用の薬にて候　いさいの義は能がきにしるす間、ここにりゃくす。やくひんせいほうべっしてねん入有之候　尚々ききめは御用ひ御こころみ可被成候

右ニ付ちかごろ作者　紫金童子　七国成績（しちこくせいせき）と申す小冊子をつゞり　ほんこく仕り候間これまた御もとめねがひ奉り候

二　明治期の大内町の薬業

薬種株

寺（社）伝薬であった薬が民間薬になり薬種株が売買されるようになるのには、次のような経過があった。①寺（社）伝薬の需要が増大してきて、寺社側では護符の調達で手がいっぱいになり、薬剤の製造は然るべき特定人に委託した（委託製造薬である）。②この委託製造薬が長い時間の変化で家伝薬に転化してくる。この家伝薬になってくると、売買が可能になるわけである。

次は、当町でみる早い時期の薬種株売買の一札である。

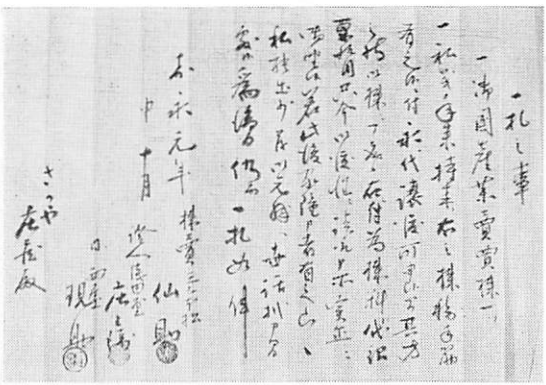

薬種株譲渡の証文（大内町三本松赤沢正寛氏蔵）

一札之事

一　御国産薬売買株一ツ

一　私義年来持来候右之株勝手筋有之候ニ付永代譲渡可申候間其方之持御株ニ可被成候右ニ付為株料ト代銀百五拾目只今御渡慥ニ請取申所実正ニ御座候若此後家障申者有之候ハハ私罷出少も御元様へ世話掛申間敷候為後日仍而一札如件

嘉永元年　　株売主三本松　仙助　㊞

申十月　　証人浅田屋　庄兵衛　㊞

さかや　　同西屋現助　㊞

庄蔵殿

糖業が最盛期を迎える近世末期からこのように薬種株は売買されるようになり、薬種株は資本財に転化してきたのである。薬種株を買い取って薬舗を兼営することによって、店舗経営の形態が移り変わった例として赤沢家をみよう。赤沢家は、文化十三年（一八一六）に「酒屋」の商号を用いている（三本松村豊後屋久兵衛の借用証書）。その「酒屋」（おそらくは質店）が、次第に影が薄れて薬店が表だってきている（質商の兼営は続いているが）。

① 天明六年ごろ以降――「向赤沢家」という豪農から、「西酒屋質店」と呼ぶ商店に転換している。
　この間に　天保七年六月――三本松村弥三郎より醤油株を譲り受ける（この時譲渡手形宛名は酒屋庄蔵殿）
　嘉永元年十月――三本松村仙助より薬種株を譲り受ける（この時譲渡手形宛名はさかや庄蔵殿）
② 明治六年以降――「松齢堂」または「酒屋」あるいは「西酒屋」の商号を用いる。
③ 明治二十五年以降――「寿世堂赤沢薬館」を専ら使用している。

（帝国製薬株式会社『風雪六十年史』）

このように富賈の商店経営状況が転化したものは、赤沢家だけではなかった。東讃地方に分布していた多くの薬舗も同様に発展した。

明治期の売薬行政　文明開化に汲汲たる維新政府は、明治四年ごろには独逸医学を興隆させる基礎をつくり上げていた。だから洋薬尊重の姿勢をとり、万能薬で効験曖昧な和漢薬を軽視した。明治三年十二月布告の「売薬取締規則」では、次のように売薬を悪評しているのである。

政府ガ此ノ売薬規則ヲ制定シタル本旨ハ、啻ニ売薬ノ改良ノ方針ニ出デタルモノニシテ、維新以後西洋医学ノ尊重ト発達ヲ期スルノ意ナキノミナラズ、終ニハ之ヲ遏絶セント欧洲ノ医療制度ヲ採用シ、医師ノ診察ト薬剤師ノ投薬トニ

由リ疾病治療ヲ行フノ方針ヲ取ルニ於テハ、売薬ノ存在ノ如キハ寧ロ医療制度ヲ紊ルモノトシテ、之ヲ呪咀シ、有害無益トシテ何ノ日ニカ磨滅スベキ運命ニ到達セシメント思惟シ居タルガ如シ、当時ノ衛生局年報ニ「本邦ノ売薬ハ一方ノ薬剤ニシテ各種ノ効能ヲ有スト称シ或ハ百癈ヲ起シ万病ヲ医スベシト誇称ス、夫レ斯クノ如キ奇異ナル薬品ノ為メニハ亦特別ノ処分ヲ為サザルベカラズ、而シテ今日ノ事情未ダ全ク禁止スルノ点ニ至ラズ、姑ク之ガ規則ト罰則ヲ設ケ以テ弊害ヲ遏ムルノミ」ト言ヒ、

（池田松五郎著『日本薬業史』）

ドイツ医制を中軸として医薬行政を進める明治政府は、和漢薬の霊威性を強く否定した。明治三年（一八七〇）十二月布告の「売薬取締規則」には、「従来売薬ニ勅許・御免等ノ字ヲ用イ、マタ神仏夢想・家伝祕方ナドノ称ヲ用イ候儀、自後一切禁止ノ事」と、従来売薬の霊威性の宣伝を禁止した。こんな姿勢で明治政府の医制が進められた。その後の推移は、次の売薬史年表のとおりである。

明治売薬史年表

年月日	紀元	事項
明治　元・12・7	一八六八	○太政官布告を以て、医学所を建て医術を試考し免許することを予告する
〃　3・12・13	一八七〇	○「売薬取締規則」を布告する
〃　4	一八七一	○独逸医学興隆の基礎固めが完成する
〃　5	一八七二	○医務に関する行政事務が大学東校から文部省に移される。大学東校下渡の売薬免許状の返納を下命する

年月日	紀元	事項
明治 6・5・20	一八七三	○文部省医務局は、大学東校のドイツ人教師に「薬剤取締ノ方法」を諮問し、その報告を太政官に具状する
〃 10・31		○文部省医務局は、売薬を検査の上鑑札を下げ渡すので所持の鑑札を返納するよう下命する
〃 7・3	一八七四	○内務省が東京に司薬場を設置した。その後大阪（八年三月）・横浜（十年五月）・長崎（十年十一月）に順次司薬場を置き薬品検査をする
〃 8・5・14	一八七五	○医制を発布する（医師取締の基本法である） (1) 医薬分業を基本とする (2) 薬舗主・薬舗手代・薬舗見習以外の調薬を禁止した（手代・見習は条件付き） (3) 薬舗開業免許制となる (4) 薬舗主は試験免許制となる
〃 6		○衛生事務が文部省から内務省に移り、第七局が置かれる
〃 7		○第七局を衛生局と改称し、庶務・整表・種痘・売薬の四科を置く
〃 8・9		○内務省の火災で関係書類焼失につき文部省下付の鑑札を再検査のため返し戻すよう下達する。検査の結果有効適確の度合いにより甲種免許鑑札・乙種免許鑑札に区別して下付した

年月日	紀元	事項
明治 8・12・25		○薬舗の新規開業及び相続開業は、試験の上免許されることになる（九年一月一日実施）
〃 9・5・8	一八七六	○「製薬免許手続」を設け、「試験ノ上良品ナルモノハ免許鑑札ヲ交付」することになる
〃 10・1・20	一八七七	○「売薬規則」を制定する。修正を加えたが大正三年の「売薬法」制定まで実施される
2・19		○「劇薬取扱規則」を公布する
〃 13・1・17	一八八〇	○「薬品取扱規則」を公布する
〃 14・1	一八八一	○「日本薬局方」の編纂に着手する（十八年十月十三日完了する）
〃 15・5・27	一八八二	○「薬学校通則」が制定される。医薬いずれも甲種・乙種の別を設けた。乙種は主として薬舗主を養成した
10・27		○「売薬印紙税規則」を公布する（拾銭まで定価の壱割、拾銭以上は五銭ごとに五厘を課税）
〃 20・9・20	一八八七	○売薬の濫売の自主矯正運動の「徳盛会」が京都に結成される（大阪が最も早く、順次全国に結成をみる）
〃 22・3・15	一八八九	○薬品営業並薬品取扱規則を公布する（薬剤師を法認したが、医師の自己患者への調剤販売を容認した）（薬律）
		○薬剤師試験規則を公布する
〃 23・3・1	一八九〇	○薬律（薬品営業並薬品取扱規則）の施行により薬剤師試験が開始される

年月日	紀元	事項
明治24・8・13	一八九一	○薬律の改訂を要望して「大日本薬剤師連合臨時大会」を大阪に開催する（赤沢忠太郎が香川県委員として出席した）
〃25	一八九二	○第二回帝国議会突如解散となり、医薬分業の法案上程に至らず
〃26	一八九三	○日本薬剤師会を結成する（香川県の盤江大次郎が委員になる）
〃30・3	一八九七	○「阿片法」を公布する
〃33・3	一九〇〇	○「重要物産同業組合法」の制定により各地に売薬同業組合が結成される
〃35	一九〇二	○「香川県薬剤師会」（初代会長新名嘉）を結成する
〃38	一九〇五	○「売薬税法」を公布する
〃40・4・9	一九〇七	○「薬品営業並ニ薬品取扱規則」を改正公布する
〃42・4	一九〇九	○内務省衛甲第二九号で、従来の売薬の無効無害主義を捨て、有効無害主義に移る
大正元	一九一二	○「毒物劇物営業取締規則」を公布する
〃2	一九一三	○「改正薬剤師試験規則」・「医師試験規則」・「歯科医師試験規則」を公布する
〃3・3・3	一九一四	○「売薬法」を公布する

終始ドイツ医制を典範にして和漢薬を軽視してきた明治薬業行政が、明治四十二年になると次のように姿勢をかえてきている。こうした明治の医制の転換は、その陰に売薬業者の真摯な努力と組織（日本薬剤師会等）をもっての反対運動があったからである。

近年売薬ノ許否往々粗漏ニ流レ候ヤノ聞有之候処抑モ売薬ナルモノハ多クハ患者又ハ其ノ家人等自ラ其ノ病症ヲ推測シ効能書ニ依リ之ヲ使用スルモノニシテ而モ其ノ推測ハ多クノ疾病ニ就テハ容易ニ的中ヲ期スベカラザルノミナラズ適当ノ時期ニ之ヲ使用スルコト能ハザルニヨリ完全ニ治療ノ効ヲ奏センコトハ至難ナルベシト雖モ幸ニ其ノ推測的中シ且ツ適当ノ時期ニ使用シタリトセンカ効能書ニ記載セル病症ニ関シ適当ノ効能アルベキモノタラザルベカラズ単ニ無害ヲ目的トシ配伍ノ主薬ガ効能書ニ記載セル病症ニ関シ殆ンド何等ノ効能アルベシトモ認メ難キ売薬ヲ免許スルガ如キハ法ノ精神ニ背反スルモノト存候ニ就テハ自今売許免許ニ関シテハ一層周密ナル調査ヲ遂ゲシメラレ候様致シ度此段依命及通牒候也

（池田松五郎著『日本薬業史』明治時代・売薬）

明治前期の薬業者　初期の業者は、薬種株を買い集めて薬舗を始め、薬舗を強化した。薬舗の大型化は、「薬九層倍」の利潤に連なるものであったので、業者は大型化を目指した。その大型化に「売薬請売契約」があった。売薬請売手続を経て他人の営業方剤を請売りするのである。その売薬請売りの手続きというのは、売薬請売約定書（売薬営業人と請売人との契約書）と売薬請売願である。その「売薬請売約定書」は、次のとおりである。

売薬請売約定書

一　活寿丸　　一　敬霞丹　　一　細丸敬霞丹

右者犬伏元貞ノ官許ヲ得タル売薬ニシテ今般　　請

売可致示談相整ヒ候ニ付請売者ニ於テ請売鑑札ヲ願ヒ受ケ

営業者ノ製調シタル売薬ヲ取次販売致スヘシ然ル上ハ営業

者鑑札免許期限内ハ総テ売薬ニ関スル御規則及ビ御達ノ趣

旨ヲ確守シ不正ノ所業致間敷候依テ約定書如件

高知県管下阿波国板野郡東中富村百七拾一番地

明治　年　月　日　売薬営業人　平民　犬伏　元貞㊞

売薬請売人　　岩嶋　照吉㊞

（大内町三本松岩島恒行氏蔵）

売薬請売願は、次のとおりである。

売薬請売願

一指目薬　一麒麟胃　一三黄丸

右営業人

愛媛県讃岐国香川郡東浜村

百九拾壱番地ノ内弐番屋敷

松山儀平

右之売薬三方今般請売仕度依テ別紙営業者へ御免許之御指令写並ニ約定書相添此段奉願候也

明治拾六年八月四日　讃岐大内郡三本松村

三百六拾四番地平民

請売願人　赤沢正造

大内寒川三木郡長泉川健殿

同村戸長代理用掛

国方兎太郎㊞

同村更生委員

保井弥七郎㊞

明治十六年八月四日

収第五〇三号

書面願之通聞届候事

明治十六年八月廿二日　郡長泉川健代理

大内寒川三木郡書記奥村巽㊞

（大内町三本松赤沢庄三氏蔵）

右の売薬請売願が聞届けられると、鑑札（売薬請売許可之証）が下付されて店舗販売をするのであった。

この請売りは所詮（しょせん）は取次販売で、利潤は自家の営業方剤より少ないわけである。新製剤の開発が最も有利であり、薬舗の威勢でもあった。というのは、明治九年（一八七七）五月公布の「製薬免許手続」によって合格の薬剤には「官許」の文字の使用が許されていたからである。「製薬免許手続」が公布されて新製剤許可の途（みち）は開かれたのであるが、当時は学卒者がまれであり、業界の知的水準も低かったので、製薬免許は容易でなかった。

学卒者がいた赤沢家が、いち早く出願した「神宣除因散」や「快神散」も、次のように容易に合格できなかった。

出　願	通　達
明治16・4　神宣除因散	5月8日　難聞届
〃 16・6・5　快神散	6月19日　再調出願之事
〃 16・6・5　神宣除因散	6月19日　難聞届
〃 16・7・25　快神散	8月20日　難聞届
〃 16・7・25　神宣除因散	8月20日　難聞届

「快神散」という痛風薬が初免許されたのが、明治十七年二月十三日（「書面願之趣聞届、鑑札下渡候事　但方剤中牽牛子除去スベシ」と但し書付きであった）であった。

この赤沢家の成功は、長男忠太郎が愛媛県立高松医学校（乙種医学校で二年程薬舗課程）を卒業（明治十五年十一月二日）して、開業試問（十六年一月三十一日）を受けて薬舗開業免許状の交付（十六年十月二日付）を受けていたことが大きく原因している。忠太郎が高松医学校で

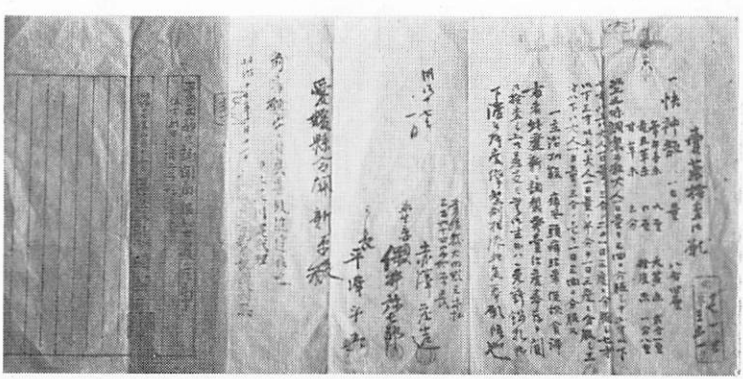

売薬検査願（大内町三本松赤沢庄三氏蔵）

学んだ学術とそこで練磨した資質が、彼をそうさせ、薬業近代化の手始めとして自家方剤の開発に乗り出させたのである。

この赤沢家の成功は、業者の範例となった。赤沢忠太郎に続いて近在の俊英が進学し、資格取得の業者になっていった。

そのころの大川郡の業者は、次の第一〇表のようであった。

第一〇表　売薬営業製造人別控（明治二十四年）

町村	売薬営業人	営業方名
引田村	山口宗七郎	退虫散　壱度散　肝涼円　熊胆　黒丸子　山田振薬　ハヅカシ丸　万金丹　五竜円　葛根湯　即熊精玉散
松原村	住谷　好蔵	石風呂
	宮武　常吉	順血湯　葛根湯
	水主　林造	ハヅカシ丸　毒解万金丹　五竜円
		山田振薬
白鳥村	福家　島造	万納尊　万納丸　サラエサラタン方
三本松村	児島梅七郎	胎毒葯小丸
	斉藤　与八	麝香万金丹　熊の胆　養命丸　五竜円　人参一粒丸
	日向　太七	五竜円　活寿丸

町村	売薬営業人	営業方名
丹生村	万谷　喜八	夏服丸　奇応丸　解毒丸　麝香万金丹
相生村	赤沢　正造	快神散
	泉川　ムメ	紫金丸　泉竜円　肝涼円
	三好　忠七	金竜尊　万金丹　山田振薬　肝涼円
		目洗薬　蒼竜丸　退虫丸　調中丸
		黒丸子　葛根湯　セメンシイナ丸
大内郡計	六束　長平	芳香丸
	和田米太郎	熊胆円
	一四名	五十一方剤
造田村	岩沢弥次郎	五疳治療散
長尾村	三好八五郎	胎毒下し　加爾児斯湯

町村	売薬営業人	営業方名
	真鍋　兼造	アルカリ浴
	矢野　伴吉	双竜丸　熊胆　麝香万金丹　山田振薬　一角　肝涼円　黒丸子　鎮痙丸
	中村　鹿造	千金円
	木村弥五郎	鎮輪湯
志度村	三谷　琳琢	小児疳薬
	藤井　竹造	肝涼円　麝香万金丹
	半田　磯吉	小児疳薬
	富永　モト	下腹丸　山田振薬　蒼竜丸　麝香万金丹
	青木　寅造	セメンエン　人参天授丸　熊胆　黒丸子　神功丸　万金丹　山田振薬　葛根湯　蒼竜丸　ハヅカシ丸
	富永　良三	セメンエン虫下し
小田村	中村好太郎	帰竜散
	大河原清次郎	結毒丸

町村	売薬営業人	営業方名
津田村	滑淵　道蔵	葛根湯　順栄湯　丁子円
	大塚　仁平	薬湯方名没玉湯
鴨部村	鏡原国太郎	仙方洗命散　仙伝無憂散
鶴羽村	手塚　光享	金竜水　金宝膏
神前村	笹山　愽	奇功丹　痢功湯
寒川郡計	一九名	四五方剤
三木郡計	八名	一三方剤
小豆郡計	六名	六方剤
阿野郡計	二〇名	二六方剤
綾足郡計	一二名	一七方剤
三野郡計	二三名	七八方剤
豊田郡計	一七名	八九方剤
那珂多計 度郡計	五七名	九七方剤
合計	一七六名	四二二方剤

（竹内扉夫著『香川県薬業史』）

（注）右の「売薬営業製造人別控」には、少々疑念をもつ点がある。それは三本松村の赤沢正造の営業方剤数が、明治二十四年現在では確かに一方剤でないことである。

右の第一〇表を郡市別に集計して、構成比を計算すると次の第一〇表の付表のようになる。

売薬営業の元来の原型は、家伝薬の一、二方剤であろう。その方剤数の増加は、資本主義的な経営の進展とみら

第一〇表の付表

郡別売薬製造人と方剤数	郡名	大川郡	木田郡	小豆郡	香川郡	綾歌郡	仲多度郡	三豊郡	合計
	製造人	三三人	八	六		三二	五七	四〇	一七六
	方剤数	九六方	一三	六		四三	九七	一六七	四二二
	方剤数の比	二二・七五%	三・〇八	一・四二		一〇・一九	二二・九九	三九・五七	一〇〇・〇〇

れよう。そこで第一〇表の付表によって一製造人当たりの平均方剤数を計算すると、全県が二・四〇方で、三豊郡が四・一八方、大川郡が二・九一方である。両郡ではこのころ既に資本主義的な経営が始まっていたのであろう。

右のように、明治薬業行政の禁圧を潜り抜けて生きのびようとする業者は、①資格（薬舗主、後の薬剤師）取得の経営と②薬剤の近代化に努力した。家伝方剤の防衛・請売りによる大型化もさることながら、効験確かな新製剤の開発と資格取得が、明治の薬業行政に対応する最も強力な生き方であった。

三　売薬の近代化

売薬生産額の推移　行政の禁圧の中で、以上のように生き抜いてきた製薬業者の生き様の評価は、生産額が端的に表明すると考えられる。そこで『香川県統計書』によって第一一表を作成した。製薬業者の努力がみのって、『香川県統計書』に生産額が収載され始めるのは、明治四十年からである。

第一一表によると、郡市別産額は大正五年までは、高松市が首位である。それを追う仲多度郡を大川郡が大正元年に追い越して第二位を占め、大正六年には全県第一位に躍り上がり大発展をみせている。

第11表　香川県郡市別売薬生産額の推移　（単位：円）

郡市名	明治40年	42	44	大正元年	2	3	4	5
高松市	73,600	70,000	88,345	94,490	90,845	82,972	162,000	88,165
丸亀市			2,562	2,240	2,240	2,500	2,075	1,010
大川郡	2,184	26,529	6,134	75,962	88,731	87,770	91,149	53,671
木田郡	7,035	8,235	12,431	13,132	10,240	6,118	13,282	19,080
小豆郡			188	129		1,143	1,072	2,208
香川郡	2,182	3,757	5,214	3,579	3,910	4,523	1,006	11,126
綾歌郡	3,364	3,306	1,830	787	2,484	6,024	63,665	2,659
仲多度郡	47,708	41,098	38,607	47,873	44,641	35,728	13,474	16,931
三豊郡	6,111	11,424	14,387	8,342	16,814	55,127	12,411	12,747
合計	142,184	164,349	169,698	246,534	259,905	281,905	360,134	207,597

郡市名	大正6年	7	8	9	10	11	12	13
高松市	84,228	168,871	22,421	303,396	349,282	335,720	208,360	212,550
丸亀市	2,000		1,462	2,580	7,383	6,800	4,423	9,600
大川郡	329,654	325,523	1,660,398	1,627,705	573,416	593,194	586,693	138,545
木田郡	17,810	25,589	51,710	85,002	97,519	128,064	130,222	124,337
小豆郡	778	668	800	1,251	2,255	2,422	3,450	2,970
香川郡	7,724	4,030	6,290	7,592	2,762	10,574	8,249	8,772
綾歌郡	4,373	8,913	11,700	15,556	12,946	12,320	13,480	16,100
仲多度郡	11,722	13,724	13,423	16,430	5,919	6,385	9,484	9,602
三豊郡	13,414	18,599	25,374	28,172	33,500	35,060	29,382	37,282
合計	471,703	565,917	1,793,578	2,087,684	1,084,682	1,130,539	993,443	559,758

郡市名	大正14年	昭和元年	2	3	4	5	6	7
高松市	334,620	370,000	340,000	350,000	332,500	299,250	259,400	233,460
丸亀市	9,600	12,000	10,000	25,000	24,000	22,000	23,100	23,300
大川郡	136,405	1,092,400	1,113,650	1,199,850	1,230,385	1,219,370	655,686	594,573
木田郡	155,828	168,509	165,309	190,008	92,437	99,389	51,694	36,790
小豆郡	4,570	1,350	1,045		350	700	750	1,060
香川郡	7,017	9,487	8,256	8,195	7,038	6,133	5,940	6,849
綾歌郡	15,748	16,027	16,418	12,000	12,266	10,674	7,395	11,469
仲多度郡	9,960	13,620	13,432	10,986	8,468	7,875	7,036	6,510
三豊郡	41,725	41,220	50,745	48,602	47,855	45,194	38,110	34,181
合計	715,473	1,724,613	1,718,855	1,844,641	1,755,299	1,710,585	1,049,111	948,192

郡市名	昭和8年	9	10	11	12	13	14	15
高松市	268,500	308,770	297,800	143,700	125,000	126,000	83,352	342,357
丸亀市	23,000	20,000	20,000	18,000	16,500	18,500	480	1,113
大川郡	485,500	610,302	528,626	663,260	660,053	774,660	894,628	878,884
木田郡	46,235	54,021	49,122	47,428	42,181	48,489	17,973	
小豆郡	1,120	1,940	2,190	2,000	2,760	2,900		
香川郡	7,720	7,840	6,985	7,629	7,530	9,000		
綾歌郡	10,834	9,945	11,583	16,371	14,207	13,433	400	450
仲多度郡	7,158	7,323	6,915	6,534	6,236	6,036		
三豊郡	33,805	24,214	22,583	29,578	31,959	26,941	5,662	4,936
合計	883,881	1,044,355	945,804	934,500	906,426	1,025,959	1,002,495	1,227,740

（各年度の『香川県統計書』により作成する）

第12表　昭和元年香川県町村別売薬製造額

町村名	製造額	町村名	製造額
高松市	370,000円	綾歌郡	16,027
丸亀市	12,000	坂出町	6,430
大川郡	1,092,400	西庄村	4,500
引田町	5,000	林田村	300
白鳥町	22,500	府中村	420
三本松町	1,000,000	陶林村	1,200
津田町	36,000	滝宮村	1,200
志度町	2,250	山田村	450
長尾町	1,500	川西村	1,000
白鳥村	5,000	岡田村	40
鴨部村	150	造田村	487
鶴羽村	20,000	仲多度郡	13,620
木田郡	168,509	多度津町	2,500
平井町	245	善通寺町	4,800
川島町	140	与北村	3,513
氷上村	250	象郷村	650
庵治村	220	神野村	48
屋島村	161,168	吉原村	520
川添村	4,156	本島村	1,589
三谷村	2,000	三豊郡	41,220
十河村	200	仁尾町	7,000
西植田村	130	観音寺町	27,780
小豆郡	1,350	大見村	50
土庄町	1,200	下高瀬村	2,000
大鐸村	150	上高瀬村	150
香川郡	9,487	比地二村	40
仏生山町	3,750	比地大村	40
太田村	150	上高野村	1,125
鷺田村	3,500	麻村	2,000
一宮村	927	常盤村	250
池西村	50	一谷村	35
円座村	960	粟井村	250
弦打村	150	大野原村	500
		合計	1,724,613

（昭和元年版『香川県統計書』「工産物価額ノ四」により作成する）

大正六年以後大川郡の生産額は、終始首座を占めていて東讃売薬が地場産業として三本松を中心に定着したことを表している。中でも大正八、九年と昭和元～五年の二期は大沸騰して売薬王国の威勢を示している。

その大川郡生産額の大増加は、どこが支えているのかを、第一二表でみよう。

第一二表による市町村別の生産額順位は、三本松町・高松市・屋島村・津田町・観音寺町・白鳥本町の順である。なお、第一二表から郡市別の構成比を計算してみると、第一二表の付表のようになり三本松町が大産地であることが明瞭になる。

第12表の付表

郡市町村名		構成比
高松市		21.45
丸亀市		0.70
大川郡	引田町	0.29
	白鳥本町	1.30
	三本松町	57.98
	津田町	2.09
	志度町	0.13
	長尾町	0.09
	白鳥村	0.29
	部村	0.01
	羽村	1.16
	計	63.34
木田郡	屋島村	9.35
	郡計	9.77
小豆郡		0.08
香川郡		0.55
綾歌郡		0.93
仲多度郡		0.79
三豊郡	観音寺町	1.61
	郡計	2.39

主産地は三本松町　三本松町が主産地であることは、さきの第一二表とその付表が明示しているが、社会的にも三本松が主産地であったことが、大阪辺りまで知れ渡っていたようである。大阪の製瓶会社の社長土出忠治が、蓄膿症の手術の宣告を受けた大正八年の秋、その入院治療費二〇〇円とその入院日数三〇日をより有効に転用しようと計画して、中国・九州・四国を商用で巡回した。そのとき三本松の売薬会社に瓶を売り込もうとして訪れたときの回想の一節が、昭和二十八年八月彼が著作した『生き抜いた雑貨貿易五十年』（実業之日本社刊行）に

出ている。その一節は次のとおりである。

次に船で高松に上って一泊した。ここは古来千金丹などの売薬で行商人を全国に出しておった筈だから、定めし売薬本舗の巨大なものが存在するものと思って立寄ったわけだった。しかし旅館の者に訊いても判らなかったので、街で最も古いアンマさんを呼んで貰って、漸く事情を知ることが出来た。街の事情を訊くには古いアンマさんに限るものだ。

その盲人の教えに従って、翌日電車と乗合自動車を利用し、四里ほど離れた三本松町に帝国製薬株式会社外四社の売薬会社を歴訪して、帝国製薬外一社と関係を結ぶことが出来た。就中帝国製薬会社主赤沢忠太郎翁とは、この訪問が奇縁となって、以来三十余年引きつづき親類並みの交誼を願えるようになった。

生薬の取り引きで関係のあった大阪道修町の薬種問屋ならいざしらず、一製瓶会社が商取り引きのために計画的に来訪したのである。ということは三本松町が全国的な売薬の特産地になっていたということである。右の土出忠治の文章が、「讃岐千金丹の主産地は三本松である」といっているようである。さきに見た第一一表の産額もそれを証している（大正八年から急増している）。

主産地形成　個々の薬舗が近代化の波に乗り遅れまいと努力した。そして赤沢家の「西酒屋薬店」が「松齢堂」に躍進したように、個々の薬店が経営を一新していった。その赤沢松齢堂は、明治十七年二月に自家開発第一号方剤である「快神散」の免許を取得した。そして明治十六年六月の大阪の恩地吉太郎の「手掌塗擦剤」の請売契約を新規出発として明治二十九年五月までに六八営業人の二三一方剤の請売りをする大薬舗に大型化している。他の業者も、これと前後して経営の近代化に努力した。その明治中期における個々の薬舗の近代化をひ

ろってみると、次の「明治中期以降の薬舗創業状況」のようになる。

明治中期以降の薬舗創業状況

年次	紀元	企業名	経営者等	摘要
明治二二	一八八九	田中養齢堂	田中米太郎	○屋島の岡田養齢堂から事業を継承して三本松に開業する ○金毘羅丸等二六方剤を製造し、長野・岐阜方面に販路を開拓した
〃　二五	一八九二	赤沢寿世堂	赤沢忠太郎	○赤沢正造経営の松齢堂を後継して商号を改める ○万金丹外一六方剤を製造販売する
〃　二八	一八九五	中野欽世堂	中野昂太郎	○三本松に創業する（後の日本製薬株式会社の母体となる）
〃　三四	一九〇一	赤沢救世堂	赤沢恒三郎	○十八組等二〇方剤を製造販売する ○赤沢寿世堂（赤沢忠太郎）の実弟が分離独立する
〃　三五	一九〇二	白鳥製剤合資会社	松本長五郎外	○神霊丸等三〇方剤を製造販売する ○東讃薬業界初の会社組織により松原村に創業する

年次	紀元	企業名	経営者等	摘要
明治三六	一九〇三	湊愛生堂	湊　愛象	○田中養齢堂から分離独立して三本松に創業する
〃　四三	一九一〇	合名会社赤沢兄弟薬館	赤沢忠太郎 赤沢恒三郎	○後東洋製薬株式会社と改組する（大正八年八月） ○赤沢寿世堂と赤沢救世堂との合名会社を三本松に新立する ○明治四十三年十二月十八日創業し翌年二月十八日解散する
年次不詳		讃岐製薬株式会社		○引田町に創業する ○大正七年合併して帝国製薬株式会社となる
〃		松本十全薬館	松本長五郎	○松原村に所在し、後帝国製薬株式会社に合併する
〃		大黒屋薬店	松下清吉	○三本松町で営業を続ける
大正　二	一九一三	上杉製薬所	上杉寛司	○白鳥村湊に薬舗を開業する ○長野県方面に行商販売する
〃　五	一九一六	三共製薬所	山田友吉	○三本松に創業する。昭和五年大日本青年団薬院と改組する ○青年団・婦人会・消防団等地方の団体を対象に卸売りをする

年次	紀元	企業名	経営者等	摘要
大正六	一九一七	日本製薬株式会社	林　恒三郎 角　文五郎	○田中養齢堂を母体に資本金一五万円で創立する ○五〇方剤を製造し、行商販売や卸売りをする。取り引き先二〇〇〇店となる
〃七	一九一八	帝国製薬株式会社	佐野新平 赤沢忠太郎 赤沢恒三郎 松本寿平 渡瀬岩太郎 棚次辰吉 赤沢新吾 松下清吉 大松寅義	○讃岐製薬株式会社（引田町、阿部尭爾）・松本十全薬館（白鳥本町、松本千秋）・赤沢寿世堂（三本松町、赤沢忠太郎）・赤沢救世堂（三本松町、赤沢恒三郎）の四者合同で三本松町に創業する ○資本金一〇〇万円で、九七方剤で創業する ○大正七年薬業研究社（加藤遜里）を買取し、そこが開発していた対症製剤一〇〇方剤を追加営業する ○帝国製剤師連合会を設立し、その全国ネット組織にのせて卸販売をする ○高松市で讃岐化学工業株式会社を買収し、帝国製薬株式会社四国酸素工場となし、関西最初の酸素の製造販売を始める

年次	紀元	企業名	経営者等	摘要
大正八	一九一九	大東製薬株式会社	山崎賀次郎 大山崎静三郎 森雄三外 （川畑忠太郎 川畑明）	○駐在制の行商員を全国各地に配置し、通年行商販売を始める ○日田薬館の製剤を母体に、資本金一七万円で与水村に創立する ○行商売薬専門に営業し発展していたが、大正十二年の火災により社運沈滞する ○川畑忠太郎（川東の肥料商）が買収経営する ○昭和二年二月再業し五〇方剤を製造し行商販売する ○店舗卸しは北海道と台湾が特に盛行した ○白鳥本町に創業する
		白鳥製薬株式会社	松本寿平 松本松太郎 大和由己	
		東洋製薬株式会社	池田善平 湊愛象	○湊愛生堂の製剤を母体として、三本松町に創業する ○資本金二〇万円、製剤方数五〇で行商販売中心に

年次	紀元	企業名	経営者等	摘要
年次不詳		二川愛真堂	二川喜代太	経営する
		樫原真正堂薬館	樫原茂	○鶴羽村に創業する
				○鶴羽村に創業する
大正一四	一九二五	倉本天心堂製薬所	倉本義元	○三本松町に創立し、台湾向け卸専門に営業する

（帝国製薬株式会社刊『風雪六十年史』を中心に作成する）

右のように個々の薬舗が強化されていった。それは、

① 糖業で蓄積されていた資金が、賢い運用として製薬に集中した。

② 糖業衰退で析出してきた過剰労働力が、売薬行商に殺到し、それが定着した。

この相乗積として右のような個々の薬舗の新体制化が進展してきて、特産地となった。

新方剤の開発　薬舗の発展の決定的条件は、営業方剤の優秀性である。和漢薬一般の弊風（霊威性・万能薬）の一掃である。医学的に効験性の確実な新方剤の解決が、業界発展の決定条件である。そういうことで新方剤開発ブームが起こった。「快神散」の開発に手間取った赤沢忠太郎が、明治末期には次のように大量開発に成功している。

この赤沢忠太郎の大成功は、単に赤沢忠太郎一人の成功だけでなく、業界一般の盛り上がりを表徴するものであった。

年次	免許方名				年次	免許方名			
明治38年	○皮虫				明治42年	○イエヤスコウ	○敗島桜	○寿宝円	
〃 39	○目薬鶏明肯	○千金丹	○珍丹			○子宮丸			
〃 42	○寿世湯	○寿世錠	○虔六神丸		〃 43	○善児丸			
	○大寿円	○セメンエン	○融通丸		〃 44	○スラマ丹			
	○たんせき散	○下痢止錠	○即効歯薬		〃 45	○淋散	○征梅丸	○疝気煎	
	○目薬朝日水	○力肯	○健胃消化散			○エレキアンマ肯			

（帝国製薬株式会社刊『風雪六十年史』「売薬免許証写」）

海を渡った千金丹　三本松産地の新方剤の開発ブームは、大きく功を奏した。それは、讃岐の千金丹が、越中富山の反魂丹と併称される声価をかち得たことが証している。各薬舗から千金丹が全国的に売り出されて、この名声となったのである。

さらに驚くべきことは、赤沢寿世堂の「改良千金丹」が、大阪の薬種貿易商高岡庄七が主唱して結成した「五福大薬房」の主方剤として満州奉天で売りさばかれたことである。「五福大薬房」は、高岡庄七・安住伊三郎（共に大阪）・赤沢忠太郎・勝沼彦次郎（京都府宮津）・矢富喜代之亟（山口県日置村）・堺利三郎（大阪・中本村）の六名の合資会社で、本店を大阪、支店を清国奉天府城内鏡楼南路西に開設した。そして安住大薬房の大山目薬（後に五福目薬）と赤沢寿世堂の博済秘宝千金丹とを主力方剤として海外進出した会社で、明治三十九年四月奉天で開

赤沢寿世堂が小川洋行に提供した壁張り看板（金属板）

業した。開業初期赤沢忠太郎は董事として奉天に駐在したほどであった。

また明治三十九年五月には、大阪道修町の大薬舗である安住伊三郎と「博済秘宝千金丹ヲ日本内地ハ勿論全世界一般ノ販売ヲ乙者（安住伊三郎）ノ一手販売ト為」す契約を赤沢寿世堂が結んでいる。この契約によって安住伊三郎は、明治四十年ジャワの小川洋行と「爪蛙一手販売契約」を結んだ。その内容は「大阪安住伊三郎製造ノ売薬一種及一手販売ニ係ル赤沢千金丹、山口活動丸ヲ蘭領爪蛙ハスマラン小川利八郎ニ明治四十壱年一月ヨリ同年十二月迄満一ケ年間一手販売ノ契約」であった。

その明治四十一年分の取引量は、下の表のとおりである。この取り引きは、年期契約であったが、太平洋戦争で小川利八郎が内地に引き揚げるまで続いている（もちろん赤沢寿世堂の跡を帝国製薬株式会社が引き継いでのことである）。

爪蛙一手販売契約明治四十一年分取引量

五福目薬	定価拾銭	五掛	壱万個
但シ五百円以上ハ百円ニ付五円、八百円以上ハ壱割ノ割引ヲナス事			
赤沢千金丹	定価五銭		拾万包
桐箱各一箱拾包宛入		五掛	毎包小川ノ記名入ノ事
ボール箱百包宛入		四二掛	
但シ弐千円以上ハ百円ニ付参円、参千円以上ハ百円ニ付四円ノ割引ヲ為ス事			
活動丸	定価五銭	三六掛	弐万包

（大内町三本松赤沢正寛氏蔵）

小川洋行の経営者小川利八郎は、千葉県の画家で修業のための渡欧の途次計画を急変して、爪蛙ソーロ市ゲタン ダン街に小川洋行を開業した。この小川洋行に神戸外国語学校を卒業した橋本昻氏（白鳥町松原）が就職していて、赤沢千金丹を先発の森下製薬株式会社の仁丹に凌駕させようと現地語のポスターを作って拡販したという（本人談）。

安住伊三郎の「世界一手販売」はさらに拡大されて、明治四十四年にはシンガポール・バンコック・アンナンに千金丹が発送され、四十五年六月には印度に、大正元年十一月には中国・ボンベイに、大正二年には重慶に、その二月にはシャムにと輸出されている。別に高岡大薬房（高岡庄七）の手で香港へ、高橋盛大堂の手で印度へと千金丹が輸出されている。このように讃岐の売薬が海を渡っていった。

対症売薬

「対症売薬」は「薬業研究社」（東京・大阪）の加藤遂里（龍彦）が、明治政府の売薬軽視に反発して開発した新規売薬である。加藤遂里については、薬業研究社に勤めていて薬業研究社を帝国製薬株式会社が買収したとき、帝国製薬株式会社に移り、同社重役を経て今日なお勤続している東大阪市の辰本清氏が、次のように帝国製薬株式会社の『風雪六十年史』の中で語っている。

加藤龍彦氏の又の名は隆三といい遂里と号した。三重県桑名の産で東京薬学校出身ながらその反骨心から国家試験を敢えて受けず、従って薬剤師の免許を持たなかった。文筆弁論共に優れた進取博学の学究であった。彼は多くの方剤を開発した。風邪止咳薬「ママ」（当時としては進歩的な命名）は、東京の大木合名会社に買収されたが、今尚生き続けている程のものである。しかし彼の本領は、先進的な業界改造運動であった。理論指導者として「薬業研究社」を興して業界近代化を進めることであった。

当時も、薬剤師には医師の処方箋に基づかない自主調剤

は禁止されていた。加藤氏は、これに強く反発し根強い不満を抱いていた。当時たまたまその禁を犯して苦境に陥った同業者がいた。彼はこの不合理の是正を自からの課題とした。問題は、法の規制とは別に医師の投薬と全く同一の売薬を開発してそれを患者に提供すればよいのである。それは「四百四病に五百の薬」を用意することである。この考えで「対症売薬」を開発した。その対症製剤を全国に普及させて患者を救済しようと考え「薬業研究社」を興し、成果を「薬業研究」誌に発表して、一矢を報いたのであった。

大正六年ごろ赤沢忠太郎は、業界誌で加藤遜里のこの「対症製剤」の論文を見た。以来赤沢忠太郎は触手を伸ばし始め、三本松出身で道修町で薬種商を営む新佐春吉にも相談して機をうかがって面談した。辰本清氏の記憶によると、薬業研究社は当地大阪市南区高津四番丁四三番地にあった。ここに赤沢忠太郎が来訪した。長談議になり終電車を過ごして宿泊した。初対面・長談議・投宿という風変わりの振る舞いが強く印象に残った。対症売薬の請売りか権利譲渡かの長談議にほかならなかった。

新佐春吉は、大工池田菊太郎の実弟である。赤沢忠太郎のよい相談役であった。『風雪六十年史』が、次のように紹介している。

新佐春吉は、三本松の産で当社の本館建築を請負ったり、県師範学校の払下げの入札に赤沢専務に同道した大工

彼は、自主調剤の禁止に強い不満をもつと共に、当時の売薬界の沈滞にも不満を抱いていた。当時の売薬は余りにも万能薬で専門的な主治効能がなかった。これの改革が彼の課題であった。そして「四百四病に五百の薬」をつくろうとした。病気毎に原因・予後・療法を調べて、その病因を治療する専門薬を開発して「解熱薬第〇号」というが如く命名した。熱発でも病因を十三通りに分類して、そのひとつひとつに対応する専門薬を開発した。これを「ようだい薬」といった。（『風雪六十年史』）

池田菊太郎氏の実弟である。彼は学問好きで、当地の医師早川菊馬氏の書生となっていた。赤沢忠太郎の世話で大阪の清水薬店に住込み奉公し、夜学で大阪薬学校に学び薬剤師となった。後に親方の店を譲り受けて独立して中国貿易で大を成した。資格所有の薬舗として道修町の名士の列に入っていた。彼は徒弟を夜学に通わせて、彼同様に成功への道を何人かに歩ませた。彼は俊敏な努力家であったが病に冒されて早世した。短かい生涯であったが、三本松小学校にピアノを寄付したり、郷里のために奉仕をする人であった。その生存中は赤沢忠太郎の恩義を忘れず、常に赤沢忠太郎の相談相手をつとめた。「薬業研究社」の買収にも、酸薬事業の開始にも、彼の勧奨が大きく影響しているといわれている。

この「対症製剤」の譲渡交渉は、帝国製薬株式会社の創立後に持ち越された。大正七年八月ようやく譲渡をうけることになった。その買収とともに社長加藤蓬里・中山邦三郎（薬剤師）・小林知一・柳沢浜太郎・辰本清が帝国製薬株式会社に転籍した。

帝国製薬株式会社は、この「対症売薬」（ようだい薬）を販売するために「帝国薬剤師連合会」を結成して、その全国的な加盟店に卸売りした。「帝国薬剤師連合会規約」と「帝国薬剤師連合会製剤販売規定」でアカデミズムな全国的な連鎖販売体制をつくって、卸売りした。そして加盟店には、「帝国薬剤師連合会会員章」という釣り看板と『店頭医典』を頒布した。

『店頭医典』という本は、前半が「店頭医典」で一病ごとに原因・症候・予後・療法を詳述し、後半は「対症売薬処方録」で対症売薬の一方剤ごとに処方・用法用量・備考を記したものである。加盟店では、患者の症状を十分に問診して、この『店頭医典』の知識で病気を判定して、それに最適の方剤を「対症売薬処方録」によって投与す

る。その患者に適剤を売り渡す薬袋が、医家が出す投薬袋と酷似のものであり、方剤も医家と同様一貼が一服になっていた。薬袋（薬局式投薬袋といった）には、患者氏名と薬舗名が記入されて医家の投薬と同様で、従前の売薬の面目を一新するものであった。この投薬（販売）方法は人気を博した。『店頭医典』の活用による問診の正確さによって信用を得た。加えて黒漆塗りに金文字の「帝国薬剤師連合会会員章」が店頭に光をそえた。

赤沢忠太郎によって帝国製薬株式会社に導入された「対症売薬」（ようだい薬）は、三本松を中心に簇生した新興の売薬会社に普及していった。そして「ようだい薬」と名声を博して全国各地でよく売れた。一方行商も「対症売薬」なるが故に病状に適合させるために問診販売をしなければならなかった。問診販売を徹底するためには年一回の巡回で集金と薬の詰め替えをする配置方式では事が足らなくなって、行商員は担当地に駐在制となった。農閑出稼ぎであった売薬行商が、専業化した。そして駐在巡回販売制に転換してきた。これが医療機関に恵まれない地方では大変な信頼を得た。そして東讃売薬は先発売薬県の強敵となっていったのであった。昭和十八年の配置売薬の再編成のとき、他県業者から配置売薬でないことを理由に排撃をうけて全国配置薬指定県（一〇県）から除外されそうになった。それほどこの対症売薬は威力があり、東讃売薬を驚異的に発展させたのであった。

四　売薬営業の仕組み

売薬販売の仕組み　売薬の販売で重要なことは、①製剤の優秀性であり、それに並ぶものが②拡販の施策であった。売薬の優秀性で他の売薬県を脅かした東讃売薬は、またきわめて優れた販売制度を確立していた。その販売制度を、業界一の水準とみられる帝国製薬株式会社の「売薬営業規定」でみることにする。大正七年に

四業者合併で創立した初期の規定である。創立初期の規定ということは、その内容は業界に既に醸成されていた内容ということである。ということで次を当時の業界のひとつの典例としてみよう。

売薬営業規定

第一条　売薬営業ヲ三種類ニ分ツ

一　行商営業

二　卸営業

三　小売営業

第弐条　行商営業ヲ三種目ニ分ツ

一　甲種部長営業

二　乙種部長営業

三　直轄行商経営

第参条　甲種部長・乙種部長・行商人ノ採用ハ社長ノ指揮ニヨリ課長之レヲ定メ本社所定ノ契約書ヲ提出セシメ、其契約証ニハ身元確実ナル保証人弐人以上ノ連帯責任ヲ要ス

第四条　甲種部長ハ左ノ義務権限ヲ有ス

一　部長ハ会社ノ定ムル地域内ニ於テ行商人ヲシテ会社ノ製品ヲ限リ販売ナサシムルモノトス

二　部長ハ本店ヘ対シテ支払フベキ売薬代金及取替金ハ其事故ノ如何ヲ不論絶対ニ責任ヲ有シ本店勘定ヲ為スモノトス

三　部長ノ受クベキ割引歩合及其他細目ニ渉ル条件ハ別途契約ニ依ル

四　売渡売薬代金及立替金ノ精算支払ハ毎年拾壱月末日限リトス

五　部長ニシテ本店製造以外ノ薬品ヲ取扱ヒタル場合ハ部長ノ利益ト権限ヲ取消シ　直チニ商行為全部ヲ　本店ヘ引渡シ部長ヨリ生ズル利益ヲ附与セザルモノトス

但シ部長トシテ成シタル行為ハ其責ヲ免ルコトヲ得ズ

第五条　乙種部長トハ左ノ義務権限ヲ有ス

一　部長ハ本社ノ定ムル地域内ニ於テ本社ノ定ムル行商人ヲシテ本社製品ニ限リ売捌キヲ成サシムルモ

ノトス

二　部長ハ本社ノ利益ヲ擁護シ部下監督ノ責ニ任ズ

三　部長ノ受クベキ割引歩合及其細目ニ渉ル条件ハ別途契約ニ依ル

四　本社製造以外ノ薬品ヲ扱タル場合ハ第四条第五項ヲ適用ス

第六条　乙種部長ニ属スル行商員ハ左ノ義務権限ヲ有ス

一　行商員ハ本社或ハ部長ノ定ムル地域内ニ於テ本社ノ製品ニ限リ販売ナスモノトス

二　行商人ガ本社ヘ支払フベキ売薬代金ハ別途契約ニ依ル

三　行商人ハ本社ヘ支払フベキ売薬代金及立替金ハ絶対責任トス

四　残薬戻入高ハ委托惣高ノ十分ノ一ヲ越ユルコトヲ得ズ

五　残薬戻入高十分ノ一ヲ越ユル時ハ本社所定ノ奨励規定ニ依リ賞与ヲ受クル資格アリト雖モ賞与ヲ受クルコトヲ得ズ

六　残薬戻入高ガ委托惣高ノ十分ノ一以上ヲ越ユル時ハ其定価金ノ十分ノ一以上ノ損害弁償ヲナサシムルモノトス

七　委托売薬代金及立替金ノ計算ハ毎年拾壱月末日限リトス

八　他ノ製品ヲ取扱販売ナシタル場合ハ第四条第五項ヲ適用ス

但シ併売ヲ許シタル場合ハ本項ヲ適用セズ

第七条　行商員ニ支給スベキ被服携帯具ハ貸与スルモノトシ行商終了後ハ直チニ返還ヲナサシムルモノトス

但シ返還セザル時ハ新調ノ代価ヲ追徴スルモノトス

第八条　其他ノ細目ニ渉ル条項ハ別途契約ニ依ル

第九条　行商営業ニ係ル戻入薬中汚損毀損ノ物ハ定価金ノ百分ノ十五ヲ損害弁償ナサシムルモノトス

第拾条　製剤上或ハ品質変敗ニ係ル戻入薬ハ損害弁償ヲ受ケズ

第拾壱条　戻入薬ニシテ汚損毀損ノ最モ著シキモノハ戻入ヲ受ケズ

第拾弐条　直轄行商員ハ第六条第七条第八条ヲ適用ス

第拾参条　併売ヲ許シタル行商品ニハ被服携帯具ヲ貸与セズ

第拾四条　卸売営業ヲ参種目ニ分ツ

一　委托販売

二　掛売販売

三　現金販売

第拾五条　巡商員ヲ設ケ集金及販売拡張ヲナサシム

第拾六条　巡商員ハ左ノ義務権限ヲ有ス

一　巡商員ハ毎日商業情況ヲ報告スルモノトス

二　巡商員ハ不絶取引商店ノ信用程度ノ注意ヲ怠ルベカラズ

三　巡商員ハ集金額五拾円ニ達セバ直チニ本社ヘ送金スルモノトス

四　巡商員ニシテ本社ノ利益ニ反スル行為アリタル時ハ帳簿及関係書類ハ一切直チニ返還ヲ命スルモノトス其他ハ第四条第五項ヲ適用ス

五　巡商員ニ給与スベキ歩合及旅費手当金其他ノ条件ハ別途契約ニ依ル

第拾七条　第壱条第壱項ノ営業上取締役ノ必要ト認ムルトキハ監視員ヲ派遣シ其行商ヲ調査報告ナサシム

（帝国製薬株式会社「大正七年起、諸規程綴」より）

行商契約

一口に行商員といっても、さきの「売薬営業規定」の第二条にあるように、甲種部長経営と乙種部長経営と本社直轄経営と三通りある。経営形態によって雇用のされ方が異なっていた。甲種部長経営は、請負形態であるので担当地に店舗をもって居住しており、行商経営のほかに親会社と委託販売契約をして薬業工商舗を兼営した。だから本社の規定によって部長段階で雇用した。乙種部長経営と本社直轄経営に従事する行商員は、本社において雇用し、それぞれに配置した。甲種部長採用は、本社の承認が必要であった。なおその「契約書」は本社へ提出制であった。

その「行商契約書」は、当時の売薬行商の姿を克明に説明するものである。今日の雇用関係とは、今昔の感一入（ひとしお）

というものである。かなり苛酷な条件でもそれを承知で就労しなければならない社会情勢であり、そういう売薬行商という出稼ぎをしなければならぬ時代であったのであろう。

相当に細分された沢山の条項があげられているところをみると、売薬行商の形態が成熟していることを現しているようである。

行商契約書

拙者義今般貴社売薬其ノ他ノ行商員トシテ御採用相成候ニ付テハ左ノ通リ契約ス

一、契約期間ハ本日ヨリ大正　年拾弐月参拾壱日迄トス

二、行商期間地域其他行商ニ関スル事項ハ一切貴社若クハ行商部長ノ指揮命令ニ遵ヒ尚本日受領ノ行商員心得書ノ条項ヲ相守リ可申事

三、貴社ヨリ受クベキ給料ハ行商売上金高ノ百分ノ　ト定メ其年ノ行商終了精算ノ際申受クルモノトス但シ行商ニ要スル旅費滞在費其他一切ノ費用ハ行商員ノ負担トス

四、行商終了ノ際ハ被服携帯具等ノ借用品ハ直ニ貴社ニ返還スベシ若シ滅却シタルトキ又ハ指定ノ一行商期間内ニ於テ売上金五百円ニ満タザルトキハ其損傷料トシテ金拾円ヲ精算ノ際貴社ニ支払フモノトス

五、売薬其他受托ノ商品ハ定価ヲ以テ販売シ決シテ割引販売ヲ為サズ又決シテ貴社以外ノ商店会社ノ商品ヲ併売セザルモノトス

六、行商中ハ売薬・商品及金銭ノ収支ニ付日々明瞭ニ記帳ヲ怠ラザルベシ

売上金五円ニ達スレバ必ズ毎日振替貯金為替等ヲ以テ貴社ヘ送金シ毎月末日ニハ其月ノ行商品目別売上代金及残品数等ノ詳細及宿料等止ムヲ得ザル実費ノ仮払ヲ受クルモノアルトキハ併セテ之ヲ報告シ貴社ノ承認ヲ求ムベシ

七、売薬其他行商物品ノ発送及返還ニ要スル送料ハ拙者ノ負担トス

商品ノ販売拡張ニ要スル広告其他ノ雑費ハ貴社ノ定ムル額ニ従ヒ其レ以上必要ニ依リ要求スル金額ハ自分ニ於

テ負担スルモノトス

本条及其他凡テ御立替ニ係ル金額ハ精算ノ際給料ヨリ差引決算ヲ受クルモノトス

八、拙者ヨリノ注文ニテ貴社ヨリ発送シ又ハ拙者ヨリ貴社宛ノ小包若クハ貨物ノ途中ニ於ケル滅失毀損ハ拙者ノ負担トス

行商中ニ於ケル売薬其他ノ受諾若シクハ借用ノ金品等ノ滅失毀損盗難及代金取立上ノ欠損等ハ理由ノ如何ニ拘ラズ拙者ノ負担トス

九、行商ハ遅クモ毎年十月卅一日迄ニ終了シ遅滞ナク帰県シ即日貴社ニ出頭シ受托若クハ借用ノ金品ヲ貴社ヘ引渡シ総精算ヲナシ未払金ヲ支払フモノトス之ヲ怠ルトキハ百円ニ付日歩五銭ノ利息ヲ支払フモノトス

右期日前ト雖モ貴社ノ御都合ニ依リ中途解約セラレタルトキ若クハ拙者ニ不都合ノ行為アリト御認ノ場合ハ貴社ノ命令ニヨリ何時ニテモ前項ニ準シ一切ノ精算行為ヲナスモノトス

十、売残品ノ無条件返還ハ受托総額ノ拾分ノ壱以内トシ汚損毀損品ヲ混入セサルモノトス

受托総額ノ拾分ノ壱ヲ超過スル部分ノ残品返還ニ付テハ通常定価ノ百分ノ拾、汚損品ニ付テハ百分ノ拾五ヲ貴社ヘ弁償スルモノトス但シ著ルシク汚損シタルモノハ返還ヲ為サザルモノトス

前項汚損ノ原因ガ貴社製剤ノ変化ニ基クトキハ弁償ノ義務ナキモノトス

売残品ノ返還ガ前条行商終了期日後二週間又ハ期限中行商地退去後四週間若クハ帰宅後一週間ヲ経過シタルトキハ理由ノ如何ヲ問ハズ売残品ニ対シテハ代金ヲ支払フモノトス

十一、計算上ニ関シ双方間齟齬アルトキハ明白ナル反証ナキ限リ貴社帳簿ニ基キ精算ヲ遂クモノトス

十二、本契約違背ノ場合ニ於テハ左ノ処分ヲ受クルモノトス

イ、拙者ガ本契約後出発前行商中止又ハ貴社ノ承認ヲ経ズ解約ヲナサントスルトキハ違約金拾円ヲ支払フ事

ロ、出発後貴社ノ承認ナク解約・転業・行商中止ヲナシタルトキハ前項ノ外尚ホ貴社ノ指定スル損害金ヲ支払フ事

ハ、貴社ノ承認ナク受托品ノ割引販売ヲナシタル事実ヲ御認メアルトキハ其割引額ニ相当スル金額ヲ別ニ違約金トシテ支払フ事

ニ、貴社ノ承認ナクシテ他店ノ売薬ヲ販売シタルトキハ毎一方剤ニ付キ金弐拾円ヅツノ違約金ヲ支払フ事

ホ、貴社ノ承認ナク貴社ノ他ノ行商員ノ行商区域ヘ侵入行商ヲナシタルトキハ違約金参拾円ヲ支払フ事

ヘ、行商季節中濫リニ帰国転業其他ノ事故ニヨリ貴社ヘ損害ヲ及シタル時ハ借用又ハ受托ノ金品ハ即時返還スルハ勿論之ガタメ貴社ガ要シタル一切ノ費用ハ拙者ノ負担トス

ト、印紙不足消印漏レ包装不備等ノ売薬ヲ貴社ヘ送還セズ其儘販売シタルタメ受ケタル罰金ニ相当スル金額ハ拙者ヨリ貴社ヘ支払フモノトス

十三、保証人ハ本契約ニヨリ生ズル行商員ノ一切ノ債務ニ付キ各自連帯責任ヲ以テ其義務ヲ履行スベキハ勿論行商員ノ疾病其他一身上ノ事故ニ付テハ貴社ヘ一切煩累ヲ及ボサザルコトヲ約ス

十四、本契約期間後ト雖モ行商員ガ引続キ行商ヲナス場合ニハ特ニ保証人ノ承認ナクトモ其保証責任ハ連年継続スベキコトヲ特約ス

十五、本契約ニ基因スル訴訟関係ハ高松区裁判所ノ管轄トス右ノ通リ相違無之候

大正八年一月一日

香川県大川郡白鳥村〇拾〇番地

行商員　〇　〇　〇〇〇㊞

北海道石狩国空知郡砂川村字砂川市街地〇〇番地

保証人　〇　〇　〇　〇㊞

同　同　砂川市字砂川市街地〇〇番地

同　〇　〇　〇　〇印

香川県大川郡三本松町

帝国製薬株式会社

代表取締役社長佐野新平殿

この行商経営の成否は、人海戦術に尽きる。行商の第一線への多数の俊秀な行商員を配置することである。俊秀な人材獲得のために「募集員」を特設していた。その契約内容は帝国製薬株式会社の場合は次のとおりであった。

① 募集期間は九月から翌三月までに三〇人以上を募集する。

② 報酬は、募集した行商員の行商売上定価額の一〇〇〇分の一五を支給する。

③ 募集事務に従事中は月額一五円を、年間報酬の仮払いとして前渡しする。

募集員の報酬は、募集事務就業の初年が募集期間の仮払い前渡しが月々一五円の七か月分で一〇五円であるが、次年度からは三〇人（以上）の売上定価額の一〇〇〇分の一五となり、三・四年と年を重ねるとその額が累増するので、当時としては有利な職業であったのであろう。

行商員の数　募集員一人当たり年間三〇人の募集の難易は、募集人自身の資質を別にすれば景気の動きに関係したであろう。そして行商員の総数も、景気の動きに連動したと考えられる。『香川県統計書』は明治三十一年版から売薬行商人の統計を収載している。それによって第一三表を作成した。

さきの第一一表（売薬生産額）では、大正十年から十四年までは売薬生産額が激減した時期であるが、第一三表

第13表　大川郡の売薬行商人の推移

年次	人数	連年比
	人	%
明治31	157	100.00
32	200	127.39
33	218	138.85
34	77	49.04
35	157	100.00
36	237	150.96
37	176	112.10
38	604	384.71
39	—	—
40	990	630.57
41	1,196	761.78
42	1,604	1,021.66
43	61	38.85
44	1,208	769.43
大正 1	2,463	1,568.79
2	3,753	2,390.45
3	3,795	2,417.20
4	1,369	871.97
5	2,166	1,379.62
6	3,873	2,466.88
7	6,328	4,030.57
8	7,328	4,667.52
9	10,859	6,916.56
10	13,074	9,327.39
11	12,450	7,929.94
12	13,056	8,315.92
13	14,204	9,047.13
14	15,024	9,569.43
昭和 1	15,781	10,051.59

（『香川県統計書』により作成する）

では増加している。不況（大正九年の戦後恐慌・十一年の銀行恐慌）が深刻化して析出されてくる過剰労働力が、薬九層倍という有利性に蝟集したのであろう。

売薬行商は、努力と運次第で一期の行商で家屋の新築が出来たという特例もあって、多くが蝟集した。全郡的にその実態を見る資料がないが、帝国製薬株式会社の資料（第一四表）で大勢をみることにしよう。

第14表　帝国製薬株式会社行商員契約状況

出身地名＼年次		大正7	8	9	10	11	12	13	14	昭和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
大川郡	引田町	相生	2	1		3		2		1		1											10
		小海	1	2												1							8
		引田	6	7	1					1													16
	白鳥町	本町	11	3	1		1	1					1	3		2							23
		白鳥	1	5	4	1	2						1		1		3				1		20
		福栄	6	10	1	1	3	3	2	3	3	1	6	1									41
	大内町	三本松	8	9	2	2			2	4	1	4	1	2		1	1		1	1			39
		与水	10	17	5	2	2	4	3	20	6	5	9	14	1	2	1	2	1	2	1	3	114
		丹生	10	8	2		2	3	2	5	2	2	3	1	1	4	2		2	1			52
	大川町	松尾		1					1				5	1									9
		冨田			1								2	1		1							7

出身地名 ＼ 年次			大正7	8	9	10	11	12	13	14	昭和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
大川郡	寒川町	石田		1					1		1							1						4
		神前		1				2		1	2		2	3			1							12
	長尾町	造田											1	2	2									5
		長尾	1	3		2	2		4		1			2		1			1			1	1	19
		多和							1	1											1			3
	志度町	志度	2	1		1			2		2			2		1								11
		鴨庄	2				2				3													7
		鴨部	1	3	2	1	5	5	1	2	2	1		1		1		1						26
		小田				3		2					1											6
	津田町	津田	1	1			1							2	1	1								7
		鶴羽	1	2							1		1	2	6	1								14
	大川郡計		59	74	29	15	18	22	22	13	46	14	17	43	32	8	12	5	7	3	6	4	4	453
郡外	高松市			1											3									4
	木田郡			6	3	2	10	7	7	2	4	6	4	16	15	9	2		1				3	97
	小豆郡																							
	香川郡					3		1	2					1	1									8
	綾歌郡			1					1															2
	仲多度郡																							
	三豊郡				1								1											2
香川県計			59	82	33	20	28	30	32	15	50	20	22	60	51	17	14	5	8	3	6	4	7	566

出身地名＼年次	大正7	8	9	10	11	12	13	14	昭和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
県外 四国	2	4	1	7	2	1	1					1		1	3				1	1		25
三州											3	1		1								5
国鉄				2	2	4	1		4			1									1	14
部	4		1		2																	1
東北					1	1					3	1	2		1	1		1	1			36
道	6	4	11	3	5	1	3	5	4	2	2		3		1				1			9
県外 計	8	12	13	12	12	7	6	6	14	2	8	7	12	8	26	6	4	3	7	1	2	176
合 計	67	94	46	32	40	37	28	21	64	22	30	67	63	25	40	11	12	6	13	5	9	742

（帝国製薬株式会社が現有する「行商契約書」により作成する）

第一四表の総数は七四二人で、大川郡在住者が四五三人（六一・〇五パーセント）である。内大内町が二〇五人（二七・六三パーセント）で、その大内町内順位は、与水の一一四人、丹生五二人、三本松三九人である。大内町外で人数の多いのは、やはり隣接刺激性の強い福栄（四一人）、白鳥本町（二三人）、白鳥村（二〇人）のようになっている。売薬行商は主として男性の仕事であったので、主として二、三男の出稼ぎであったのであろう。

行商員心得書　赤沢忠太郎が加藤蓬里が開発した「対症売薬」を買収したことが契機となって、讃岐売薬は、「ようだい薬」に転換した。「ようだい薬」の店頭販売に一工夫したように、売薬行商にも非常に斬新な

形態がつくり出された。

さきに触れたように農閑余業として年一回の巡回による配置薬ではなくなり、駐在制になった。駐在して患者と対面して問診を徹底して、適剤を投与するように変わった。医療機関が無い地方では信頼の的であった。こうなると行商人の資質が問題になってくる。行商人の現職教育が何より大切になってきた。また店頭販売にアカデミズムを見せたように行商経営にも開化主義を表に出していた。行商員のいでたち等は写真のとおりで、他の売薬県の伝

行商員の駐在を表示する看板

行商員のいでたち

行商員の携帯用具

統的ないでたちと大きく時代差をつけたものであった。

行商員の心得（行商員への期待）を盛ったものが『行商員心得書』である。これは契約時に支給されるものであった。行商員の行商地における一切の生活にわたって斯くあるべしと教示した虎の巻である。

その記述の中には、「是非とも敢行せねばならぬ、必要な事項を左に列記いたします」として次のように教示しているところがある。行商人への期待のほどがうかがわれるところである。

今其の項目につき、それ〴〵注意致しますと。

一、起居動作　紳士的態度を以て品行を慎しみ、粗暴並に驕慢の振舞あるべからず。

二、行　商　誠実・丁寧・謙遜・親切を旨として、敏捷と着実と熱心とは成功の秘訣、商業の真諦と心得ふべし。

三、計算記帳　精密に計算し、確実に記帳して会計を完全ならしむるは、如何なる事業にも必要なるものと知るべし。

四、本社報告　行商地に於ける諸般の状況は詳細に本社に報告すべし、之れ営業上行商員の利益のため最も必要なる事なり。

五、交　際　信義を第一として、人を迎ふるには温顔を以てすべし。

六、娯楽嗜好　高尚を旨として、節制其の度を誤らず殊に賭博に関したる事は決してなすべからず。

七、消　息　他郷に在る身は両親を初め親戚故旧に対し、寒暑時折の消息を怠るべからず。

（帝国製薬株式会社『行商員心得書』）

右の全項目をさらに詳細に指導している。起こり得る一切の失敗を未然に防ごうとする親切味のあふれたものである。

帝国製薬株式会社の増補改訂第三版の『行商員心得書』の目次は、次のようである。

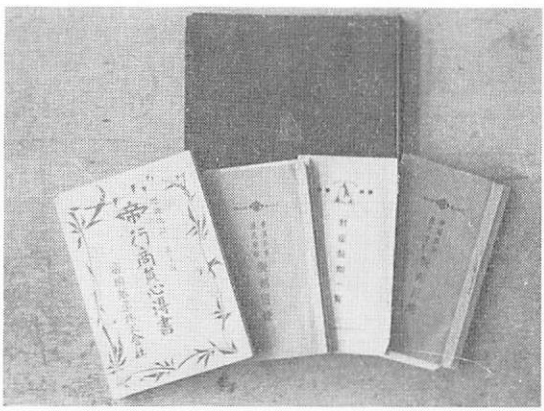

帝国製薬株式会社が刊行した『店頭医典』、『行商員心得書』、『製剤目録』、『対症製剤一覧』等

行商員心得書目次

薬学博士丹波敬三先生題字　（前付ノ一頁）
帝国製薬株式会社全景　（同　二）
人体生理解剖図　（同　三）

序文　（前付ノ四頁）
病名薬品いろは索引　（同　五）
帝国製薬株式会社の本領　一頁
本社製品の誇るべき特長　三
本社行商員に此の覚悟と決心を要す　五
行商員心得事項　七
行商地に於ける行商員の生活と其の責務　一五
格言　二一

行商医典

呼吸器に関する病気と其薬品　二二
消化器病と胃腸薬の話　三四
神経系の病気と薬品に就て　九一
婦人病と其薬品　一四四
花柳病と性病薬　一六九
血液関係の主なる病気　一八三
小児病と小児薬の用ゐ方　二〇一
眼病と目薬の話　二二六
　二五六

右の目次から見ても売薬行商が既に農閑余業でもなく、副業でもなくて独立の職業に成長し発展している。その原動力は「対症売薬」の発売であった。その売れ行きを強化したのが『行商員心得書』が構想していた行商員の質的向上策であった。『行商員心得書』は、それぞれの経営主が独自のものを作っていた。

行商員賞与　行商員の努力に拍車をかけるものとして「行商員賞与」という売上総額に応ずる懸賞金の給付があった。年が改まっていよいよ行商に出発の直前に会社は行商員を招集して、年度方針を発表し諸注意をし、携帯用具や持ち出し方剤を手渡した後、新年会を兼ねて壮行の宴をもった。その席で前年の懸賞授賞をし当年の行商員賞与計画を発表した。宴会後一等受賞の米俵を積んだ車を中心に伊勢音頭高らかな一団が引き揚げて行く情景が毎年見られたという。

面白き行商員賞与

△大正十年度賞与予定総額　壱万参千八百弐拾円也

誠実と親切を旨として効能本位を以て立てる吾が社の行商員諸君には、其業務に対し一層の楽しみを添へんが為め、大正十年度に於て左の規定に依り賞与を進呈します。

◉帝国製薬株式会社行商員賞与規定

一、賞与の標準及び予定数は　左表の通りにして各組共抽籤により　之を進呈し当らぬ籤は更になし

。甲　組　　予定口数三百口（壱口ノ売上定価参百円以上）

一等　参百五拾円（現金弐百円・薬品定価百五拾円）　　三　　本　　合計　壱千〇五拾円

二等　百弐拾円（現金五拾円・薬品定価七拾円）　五　本　合計　六　百　円
三等　八　拾　円（現金弐拾円・薬品定価六拾円）　十　本　合計　八　百　円
四等　参　拾　円（現金拾円・薬品定価弐拾円）　二　十　本　合計　六　百　円
五等　拾　五　円（現金五円・薬品定価拾円）　二百六十二本　合計　参千九百参拾円
合　計　六千九百八拾円　三　百　本

。乙　組　予定口数三百口（壱口ノ売上定価弐百円以上）

一等　弐百弐拾円（現金百弐拾円・薬品定価百円）　三　本　合計　六百六拾円
二等　八　拾　円（現金参拾円・薬品定価五拾円）　五　本　合計　四　百　円
三等　五　拾　円（現金拾参円・薬品定価参拾七円）　十　本　合計　五　百　円
四等　弐　拾　円（現金七円・薬品定価拾参円）　二　十　本　合計　四　百　円
五等　拾　　円（現金参円・薬品定価七円）　二百六十二本　合計　弐千六百弐拾円
合　計　四千五百八拾円　三　百　本

。丙　組　予定口数三百口（壱口ノ売上定価百円以上）

一等　百　　円（現金五拾円・薬品定価五拾円）　三　本　合計　参　百　円
二等　四　拾　円（現金拾五円・薬品定価弐拾五円）　五　本　合計　弐　百　円
三等　二　拾　五　円（現金六円・薬品定価拾九円）　十　本　合計　弐百五拾円
四等　拾　　円（現金参円・薬品定価七円）　二　十　本　合計　弐　百　円
五等　五　　円（現金壱円五拾銭・薬品定価参円五拾銭）　二百六十二本　合計　千参百拾円
合　計　弐千弐百六拾円　三　百　本

二、前表の賞与施行のため　左の区別により精算勘定のとき各其資格に応じて賞与券（即ち抽籤券）を進呈す但し抽籤券壱枚を以て其組の壱口の権利あるものとす

(イ)　大正十年度に於て　壱個の定価参円〇以上の薬品を総定価百円以上売上したる者には　丙組賞与券壱枚を進呈す

(ロ)　同上一個の定価参円〇以上の薬品を総定価弐百円以上売上の者には本人の選択に任せ　乙組賞与券壱枚又は丙組賞与券弐枚を呈す

(ハ)　同上一個の定価参円〇以上の薬品を総売上高参百円以上の者には、同甲組賞与券壱枚又は乙組賞与券と丙組賞与券各壱枚宛若くは丙組賞与券参枚を呈す

(ニ)　同上四百円より以上の者には百円を増す毎に右の例に依りて進呈の賞与券数を其割合に増加進呈す　要するに本社発売の薬品何たるを問はず壱個の定価参円〇以上の薬品を多く売上したる者に賞与を進呈するのであります

三、前記の賞与を受くべきものにして左記の事項に該当するときは　仮令売上高が賞与の金高に達し居るも賞与を受くべき資格を失ふことを充分に承知せられたし

(イ)　薬品総引取金額の内残薬を契約規定以上返戻を為さんとし本社の規定に応せざるとき

(ロ)　大正十年十一月十日迄に当社へ勘定支払完了に至らざる者　但し北海道行商員にありては此期限を十二月末日迄とす

(ハ)　不正の手段を以て受賞資格を得んとしたる者

四、毎組抽籤券交付の実数が第一項の予定口数に対し増し又は減じたる場合は各予定標準に比準して　其各等の人数金額を増減して以て予定の趣旨を貫徹するものとす

五、抽籤会は　翌年一月又は旧正月迄に本社に於て行商員其他公衆縦覧の下に最も厳正に執行し抽籤終らば直ちに各当籤の賞与を授与す

六、貸与中の現金は場合に依り価格相当の玄米を以て授与することあるべし

（以　上）

香川県三本松町

帝国製薬株式会社

初期の売薬行商

「対症売薬」の威力で東讃売薬が先進県の売薬を追い上げたのであった。売薬行商の形態が案外早くから整っていたことも、その力であった。

「売薬行商契約書」の条項をみても、明治四十年代の赤沢寿世堂（三本松）のものも、大正五年一月十八日付の救済堂薬館（白鳥町湊・上杉憲司）のものも共に一三か条から成っており、大正五年のものが項目（反則禁止事項）が二、三増加しているのみでほぼ同様である。大正八年の帝国製薬株式会社のもの（前掲）で一五か条である。これをみると売薬行商の形態は、明治末年には完成して以後大きな変化がなかったようである。

次は、明治四十四年三月行商人が行商に出発に際して赤沢寿世堂から携帯品や関係帳簿等を借用し、年間の売上予定額を契約した「御受書」である。これをみると既に「行商人心得書」が出来ている。携帯用具、被服等も洋風を採用している。帝国製薬株式会社は、こうして既往に形成されているものを踏襲したのであるということがうなずける。

なお、次のような用紙が活版印刷されていて、行商人はその都度記入すればよいことになっていた。ということは、この「御受書」が業界で定型化していたということである。

次の手紙は、行商先の行商人が主人に送金時に送ったものである。

明治四十四年度御受書

一行商鑑札　　壱枚
一行商人心得書　　壱冊
一売薬行商指定地区
一本年度引受予定売薬定価額金六百円也
一広告絵紙引受予定代価額金
一被服携帯具価額金

内訳

品目	カバン	洋傘	洋服	帽子	メタル	紐
新調価格	壱円五拾銭	壱円五拾銭	参円七拾五銭	壱円	壱円廿五銭	参拾銭

一薬品領収証用紙　　枚　無代価
一行商日誌用紙　　枚　無代価
一辻張広告用紙　　枚　無代価
一振替貯金用紙　　枚　無代価

右御指定及御交附品正ニ御受致候也

明治四拾四年三月二日

行商人　片岡治太郎　㊞

本家赤沢寿世堂薬館御中　（○印以外は活字印刷）

宛名

香川県大川郡
三本松町
松下作平様

三本松　岐阪　四十四年三月二日

差出人

旧正月拾八日
日向国北諸県郡
都城上町小林旅館
金沢豊吉

[留置]　親展

拝啓陳者甚タ寒気キビシク御座候処御家内様益々御壮健ノ由奉賀候次ニ私儀モ無事ニテ毎日行商ニ勉強致し居り候間左様御休心被下れ度尚本年者当地ノ作物者誠ニ豊作ニ候へ共日露ニ付少々不人気ニ御座候へ共商売ノ都合者別ニカハリハ無之当地ノ百姓者本年位イ作物者ヨク出キタ事者ナシ又日露ニ付テ馬ノ子の相場ハイツモ五拾円位イするぶんが本年者九拾円位イニ売マスから百姓者沢山金ヲ持テ居りますす故戦争中デモ商売ニカはりは無之候間左様御安心被下れ度候也

本日郵便為替ヲ以テ金子壱百円也正ニ差送り申上候間着ノ上御請取ニ相成被下れ私モ正月三日ヨリ他行致し候ニ付右之返事者日向西諸則郡小林町園田タキ方迄返事被下れ度候也

御主人様

金沢豊吉　（大内町三本松松下修作氏蔵）

右の手紙は、三本松大黒屋薬店（松下修作氏）蔵で、明治四十年二月のものである。この文面から次のようなことが読みとれる（他に金沢豊吉の手紙が三通現存している）。

① 明治四十年恐慌の年であるが集金は順調であった（豊年であった。馬産地で馬が高値であった）。

② 送金は一〇〇円ごとであった（他の送金状も一〇〇円である。大正期の五円ごととは大差がある）。

③ 農閑期の巡回配置制であって、次の宿泊所が通知されている（通年駐在制になっていない）。

④ 行商巡回地の経済状況の通報を経営主が要求しているようである。

この金沢豊吉は、宮崎県南部を農閑期に出稼いでいる。正月にも帰国しないで行商を続けるようである（帰宅は旧三月二十八・九日と、明治三十七年旧二月二十四日付（三本松局消印は新暦で三月二十九日付）の手紙で通知している）。農民が現金収入を得るために辛抱（しんぼう）した一端が表れている。

卸売りの経営　帝国製薬株式会社では、新規に「帝国薬剤師連合会」という組織をつくってチェーン式販売を開始した。卸売りについては、従前から「巡商員」がいて、得意を巡歴して卸売りをしていた。この「巡商員」制度は、早くから整っていたとみえて、帝国製薬株式会社が創立したとき、豊後繁太郎・真勢定助・松岡嘉太郎・羽鹿又蔵（現大川町在住）がそれぞれ巡商契約を結んでいる。

その売薬巡商契約書によって、巡商員による卸売り販売をみよう。

売薬巡商契約証

一、私儀今般貸会社発売ニ掛ル売薬及部外品販売巡商員トシテ御採用相成リ候ニ付左之条項契約仕リ候

第壱条　被傭期間ハ大正七年六月拾八日ヨリ向五ケ年間トシテ社長ノ指揮命令ヲ遵奉シ集金販売販路拡張ノ責任ヲ負フモノトス

但シ私共ニ於テ善意ナル行動ニ対シ被傭期間ノ延長継続ヲ承認サレンコトヲ承知ス

第弐条　支給ヲ受クベキ毎壱ケ年ノ給料ハ其集金高参阡円ニ対シ弐百円トシ集金其以下ニ降ル場合ハ此ノ比率ニ依ルベク尚又参千円ヲ超ユル時ハ更ニ其高ノ百分率ノ五ヲ賞与トシテ受クルモノトス

第参条　巡商旅行ニ要スル費用ヲ左之通リ手当トシテ支給ヲ受クルモノトス

但シ事故ノ為メ不足ヲ告グルトモ増交付ノ要求ハナサザルモノトス

一、旅行費壱日金弐円参拾銭

二、自転車手当壱ケ年金五十円也

本条ノ旅費其他ノ支給額ニ付物価ノ高低等及本社ノ御都合ニ依リ増減セラレタリトモ異議ナキモノトス

第四条　旅行中ニ起ル疾病傷痍又ハ天災地変ノ原因ニ依リ生ズル私己人ノ損害ハ会社ヘ対シ弁償ノ要求ハナサザルモノトス

第五条　旅行中不注意ニヨリ生ズル総テノ損害ハ其責ヲ免レス

第六条　巡商中交附ヲ受ケシ帳簿其他商業上一切関係証拠物件ハ皆テ保管ノ責任ヲ有ス

第七条　巡商中ハ本社所定ノ書式ニ依リ毎日其日誌ヲ報告ナスモノトス

第八条　巡商中集金五拾円ニ達シタル場合直ニ本社ヘ送金ナスモノトス

第九条　旅行中ハ殊ニ品行方正ヲ守リ飲酒等ハ適量ニ止メ総テ身分相応ノ範囲ヲ起エザルコト

第拾条　本社ノ都合ニ依リ解雇サルル共異議ナキモノトス

但シ被傭中ノ行為ニ対スル責任ヲ免レザルモノトス

第拾壱条　巡商区域ハ本社ノ命ニ遵フモノトス

第拾弐条　保証人ハ此契約ニ依リ生ズル一切ノ義務ニ付連帯責任タルコトヲ約ス

右契約依如件

香川県大川郡三本松町七四三番地
豊後岩太郎㊞

大正七年六月拾八日

香川県大川郡三本松町七四三番地
豊後繁太郎㊞

香川県大川郡三本松町五一九番戸
保証人　吉野松太郎㊞

帝国製薬株式会社
社長　佐野新平殿

（帝国製薬株式会社「諸契約書綴」より）

この巡商員という職業は、かなり有利であった。卸売り年額三〇〇〇円に付き二〇〇円支給である。大正七年六月二十二日香川県発表の「町村吏員の報酬給料」（『香川県政史年表』二二六ページ）では、収入役で平均月額一六円五〇銭、一般吏員で一〇円四〇銭である。一応の標準売上額三〇〇〇円の成績であっても収入役級の所得になるのである。豊後繁太郎が実弟岩太郎を同業に加え、兄弟で長く従業したのもこの有利性からであろう。

五　東讃売薬の衰退

企業整備　東讃売薬の衰退は、あながち技術革新を怠った自業自得によるものであるとはいえない。現に第一表でみるように、物資の戦時統制が次第に強化されるようになる昭和十三年（「売薬営業整備要綱」公布）以後も、大川郡の生産額は上昇しているのである。売薬業界の内部的条件によって衰退期を醸し出したのではないといえる。戦時統制が衰退の契機となったのである。

その戦時統制は、次のように進展した。

薬業企業整備年表

年月日	紀元	事項（上段書き始め地方関係事項、下段書き始め全国関係事項）
昭和12・7・7	一九三七	○蘆溝橋で日中両軍衝突して、日中戦争が始まる
〃 13・4・1	一九三八	○国家総動員法を公布する
〃 〃 6・30		○医薬制度調査会官制を公布する
〃 〃 12		○全国医薬品原料配給統制会を創立する
〃 14	一九三九	○日本医薬品生産統制株式会社を創立する
〃 15・3・26	一九四〇	○医薬品配給統制要綱を制定する
〃 〃 4・13		○東部及び西部医薬品中央配給統制組合を設立する
〃 〃 5・1		○香川県薬種商業組合を結成する
〃 16・2	一九四一	○医薬品統制規則を制定する
〃 〃 5		○医薬品及び衛生材料生産配給統制規則を制定する（日本医薬品配給統制株式会社を創立する）
		○重要医薬品一二七品目の生産許可制を実施する
〃 〃 5		○薬種整備に関する方針概要を決定する
〃 〃 12		○売薬営業整備要綱を発令する
〃 17・2	一九四二	○香川県売薬営業整備委員会（委員長赤沢忠太郎）が発足する
〃 4・15		

年月日	紀元	事項（上段書き始め地方関係事項、下段書き始め全国関係事項）
昭和17・5・3		○企業整備令を公布する
〃　9・8		○香川県配置売薬株式会社の発起人会を開催する
〃　18・3・25	一九四三	○香川県配置売薬株式会社（社長林文太郎）を創立する
〃　8		○医薬品製造整備要綱を制定する
〃　9・9		○香川県製薬株式会社（社長赤沢忠太郎）を創立する（於高松市タマモホテル）
〃　10・23		○医薬品及び衛生材料配給機構整備要綱・小売薬業整備要綱を制定する
〃		○香川県地方医薬品配給株式会社（社長岡内昌三）を創立する
〃		○香川県医薬品小売商業組合が統制組合（理事長今沢義三郎）に改組される
〃　19・1	一九四四	○医薬品統制株式会社を創立する
〃　2		○医薬品に㊎価格を策定する（内服薬・栄養剤）
〃　3		○家庭薬統制会社を設立する
〃		○香川県配置売薬株式会社が全国名称統一命令により香川県配置薬株式会社と社名を改める
〃		○医薬品の㊎価格を策定する
〃　10		○ポツダム宣言を受諾し、無条件降伏する
20・8・15	一九四五	○医薬品統制株式会社を解散し、日本医薬品配給株式会社を創立する
〃　21・9	一九四六	

年　月　日	紀　元	事　項（上段書き始め地方関係事項、下段書き始め全国関係事項）
昭和22・3・31	一九四七	○香川県製薬株式会社が解散する
〃　〃　〃	〃	○香川県配置薬株式会社が解散する
〃　〃　9・22	〃	○香川県家庭薬配置商業協同組合を結成する
〃　〃　10	〃	○日本製薬団体連合会を創立する

（東證産業史料保存会発行『東證産業史』の「薬業企業整備年表」により作成する）

昭和六年九月満州事変が勃発し、それが十二年七月には日中戦争に拡大され、十六年十二月には太平洋戦争となった。戦局の進展と共に一切を戦力化する政策が強行された。昭和七年に「米穀法」が改正公布されて米の統制が始まり、十一年五月には「重要産業統制法」が改正され、十三年四月には「国家総動員法」が公布されて、産業経済界も決戦態勢になっていった。

売薬関係の統制は、昭和十三年発足の厚生省の手で進められた。医薬原料の配給統制や医薬品価格の停止が実施されて、ついに十六年十二月「売薬統制ニ関スル方針概要」が策定され、十七年二月には「売薬営業整備要綱」が公布され、売薬営業は一県一企業に統合されることになった。

この「売薬営業整備要綱」によって売薬営業が「一道府県一企業」に統合されるべく、昭和十七年四月十五日「香川県売薬営業整備委員会」が設置された。

そして昭和十八年三月二十五日「香川県配置売薬株式会社（社長林文太郎）」が結成され、十八年九月九日「香

川県製薬株式会社（社長赤沢忠太郎）」が新立した。いよいよ業者自らの手で身を詰めていくことになった。

香川県配置売薬株式会社　昭和十六年（一九四一）十二月に決定された「薬業整備ニ関スル方針概要」には配給部門として①地域的な配置を考慮に入れて配給業者の組織化を図る。②国策の要求に応じた整理統合をすることが打ち出され、昭和十七年二月発令の「売薬営業整備要綱」は、㋐配置売薬として生き残れるか如何は厚生大臣が決定する。㋑道府県ごとに一組合又は一会社に統合する。㋒配置売薬を共同購入して、これを共同販売することを規定した。

これによって香川県では、十七年九月八日香川県配置売薬株式会社の発起人会が開催された。その発起人は、次の八名であった。

三本松地区　林　文太郎（日本製薬株式会社）　赤沢忠太郎（帝国製薬株式会社）
川畑　明（大東製薬株式会社）
高松地区　岡内敬三（岡内勧弘堂）　森田惣吉（屋島製薬株式会社）
森　弘（森回生堂）　千切谷盛治郎（千切谷大荘園薬局）
藤尾清次郎（藤尾製薬所）

そして十八年三月二十五日香川県配置売薬株式会社を創立した。株主は、売薬営業者と売薬請売営業者と取締役会が承認した者で、資本金は一八万円、本社を大川郡三本松町に、支店を高松市においた。その役員は、次のとおりである。

社長　林　文太郎　大川郡白鳥村
専務　藤尾清次郎　高松市南新町

常　務　千切谷　盛治郎　高松市丸亀町
〃　川　田　明　大川郡与水村
取締役　赤　沢　忠太郎　大川郡三本松村
〃　森　田　惣　吉　高松市屋島西町
取締役　上　杉　寛　司　大川郡白鳥村
監査役　納　田　朝　太　高松市大工町
〃　庄　司　浅　男　三豊郡観音寺町
〃　山　田　友　吉　大川郡三本松町

このような売薬の売りさばき側の方の企業整備は、一足早くできたのであるが、売薬営業整備要綱の「第二　販売部門」の「Ⅱ　配置売薬」の「一、配置売薬ノ決定」の条文に「配置売薬タルベキモノハ厚生大臣之ヲ決定スルコト」とある。この規定により「配置売薬」を指定するとき、讃岐売薬は配置薬でないとして売薬行商指定県からはずされそうになった。讃岐売薬が駐在制で現金売渡しがあって、配置方式でないと排撃されて、第一五表の実績をもちながら、危うく除外されるところであった（川畑明氏談）。

ようやくにして「配置売薬指定十県」に加わったのであるが、「配置協議会」では、讃岐売薬が長い時間をかけて開拓したお得意の地域は外された。わずかに岐阜県の一部を残すのであった。その割当指定地は、次のとおりであった。

北海道　爾志（にし）郡・勇払（ゆうふつ）郡・新冠（にいかっぷ）郡

第15表　全国配置薬指定県実績表
（昭和16年度）

順位	県名	配置世帯数	配置薬定価総額	売上定価総額
		戸	円	円
1	富山	17,577,068	71,682,921	35,841,460
2	奈良	22,842,472	61,665,440	24,038,789
3	大阪	635,022	12,833,807	6,603,366
4	滋賀	3,480,714	10,775,952	3,747,396
5	佐賀	4,523,860	6,561,823	3,697,339
6	香川	1,282,755	3,935,361	1,939,737
7	岡山	1,365,820	2,437,416	1,450,849
8	三重	362,358	2,119,369	1,432,457
9	愛知	742,332	2,919,483	1,360,090
10	熊本	707,045	3,120,478	1,351,170

（『香川県薬業史』215ページより）

東北　山形県最上郡・岩手県気仙郡・宮城県玉造郡
関東　栃木県塩谷郡・群馬県利根郡・山梨県北都留郡
北陸　新潟県刈羽郡
東海　岐阜県群上郡
近畿　兵庫県美方郡・静岡県周知郡・愛知県南設楽郡
四国　香川県大川郡・仲多度郡・三豊郡
九州　佐賀県神崎郡・福岡県若松市

右のように行商地域（配置地域）が割り当てられた。当地売薬行商人が長期間苦労して開拓した地域は除外されて、全く零からの再出発ということになったのである。

第16表　企業整備された郡市別売薬営業者数

郡市名	法人	個人
	社	人
高松市	2	54
丸亀市		10
坂出市		6
大川郡	4	33
木田郡		14
小豆郡		6
香川郡		17
綾歌郡		14
仲多度郡		17
三豊郡		35
計	6	206

（帝国製薬株式会社蔵「会社設立認可申請書綴」より作成する）

香川県製薬株式会社　この会社を国策会社といった。戦争遂行という至上命令によっての強制統合によって、法人六社と個人営業二〇六人、合計二一二業者が企業合同したのである。明治以来発展の波に乗って大をなしてきた企業もあり、家伝の一方剤を守り通していた者もが強制統合されたのである。そして類似薬は淘汰されて多くの由緒をもった方剤が抹殺されていったのであった。

香川県製薬株式会社に強制統合された売薬営業者の郡市別の分布状況は、第一六表のとおりである。大川郡（特に三本松を中心にした地域）が突出したことは、大型営業である会社組織がここに集中分布したことでも分かる。

大川郡の統合された売薬営業者は、次のとおりである。大型営業である法人（会社組織）も個人営業者も三本松町に最も多く計四社七営業である。

大川郡の香川県製薬株式会社に統合された営業者

引田町	中西助一	三本松町	日田豊	志度町	半田勘太郎
〃	山口隆成	〃	大隅仲助	鴨部村	鏡原秀太郎
白鳥本町	橋本松太郎	〃	倉本義元	津田町	大山浩
〃	大森邦明	〃	山田友吉	〃	桶川沢吉
〃	水主茂之	〃	桑島勝美	〃	尾山三太
白鳥村	上杉憲司	〃	泉川佶	〃	游淵清太郎
〃	渡辺米吉	〃	吉田正信	〃	井上男久吉
福栄村	赤松トラ	与水村	中条次郎	鶴羽村	小倉兵八郎
五名村	村上仁平	松尾村	多田碧	〃	大山平八
三本松町	帝国製薬株式会社	神前村	松家一男	〃	樫原茂
〃	大東製薬株式会社	長尾町	十川新平	〃	二川ハナ
〃	日本製薬株式会社	〃	児島一夫	〃	岩崎邦一
〃	東洋製薬株式会社				

（帝国製薬株式会社蔵「会社設立認可申請書綴」より）

この企業合同によって埋没していった売れ行き良好な売薬を確実に知ることはできないが、昭和十六年に香川県売薬工業組合調べを表示した第一七表でその概況を見よう。一方剤の年間売上高一万円以上を調査した数字である。この第一七表に表示の売薬でも、同名または類似売薬は淘汰(とうた)されて埋没したものもあるはずである。

第17表　売上げ1万円以上の方剤とその金額

（昭和16年）

方名	製造定価総額
1　帝国製薬株式会社	
	円
千金丹	50,985
神霊丸	42,811
ヒシテイ丸	43,221
フートン	33,187
人参サフラン湯	33,591
カーエー	31,453
みどりハップ	35,970
2　日本製薬株式会社	
日本胃腸薬	10,870
ヨードホルム散	14,675
日本クリンチン	26,430
健臓円	21,230
日本神薬	12,322
千金丹	25,080
スイツク膏	10,175
日本征露丸	10,535
純正肝油球	38,490
日之本オブラート	13,130
3　大東製薬株式会社	
せいろ丸	19,459
健脾円	14,170
4　上杉憲司	
胃六神丸	10,300
トンプクカゼトセキ	10,350
5　倉本義元	
征露丸	30,000
6　山口隆成	
オーガン水(マルト切目錠)	10,382
7　笠井信雄	
ネオスミローゼ	77,374

方名	製造定価総額
8　岡内勧弘堂製剤部	
	円
千金丹	29,445
一心丸	112,970
愛ラシ丸	15,658
9　森茂	
六雷神丸	41,640
印神丸	170,000
籠丸	20,000
オギトン	11,000
胃的	108,000
ピンヘット	157,000
10　千切谷盛治郎	
ネオアンマサン	63,573
母	11,463
セメンエン散	20,215
オルトホルモン	12,096
サルサン	13,125
11　松田昌子	
神丹	28,470
大人小人むし熱薬	21,710
元祖征露丸	66,995
12　藤尾清次郎	
ハトリン	85,000
弘法草	16,000
人五円	10,000
13　納田朝太	
千金丹	10,275
ホホエムサン	17,457
人参強壮円	15,372
高級納田チンキ	13,614

（昭和16年香川県売薬工業組合調べ）

この会社の設立の発起人には、次の一五人が選ばれた。

発　起　人

氏　名	住　所	営業所・職名等	昭和十七年販売高	営業開始年月日
赤沢忠太郎	大川郡三本松町	帝国製薬株式会社代表取締役（薬剤師）	九〇三、七一九円	大正7・5・1
林　文太郎	大川郡（本宅 白鳥村 会社 三本松町）	日本製薬株式会社代表取締役	三一一、八〇〇	〃 6・5・15
森田惣吉	高松市屋島西町	屋島製薬株式会社代表取締役	一二〇、八〇八	〃 9・2・1
森　茂	高松市南新町	薬種商　薬局開設（薬剤師傭入）	七八七、〇〇〇	明治27・4・20
岡内敏三	高松市南甲井町	薬種商	三五一、五五〇	〃 18・2・15
笠井信雄	丸亀市西平山町	薬局開設（薬剤師）	八七、三四五	昭和4・6・1
納田朝太	高松市大工町	売薬営業	一七三、四五六	明治41・12・1
千切谷盛次郎	〃　丸亀町	薬局開設（薬剤師）	五八九、四七七	〃 30・7・1
川畑　明	大川郡誉水村	大東製薬株式会社代表取締役（薬剤師）	一三五、五六一	昭和2・2・10
安達儀三郎	高松市寿町	売薬営業	八七、六一二	明治27・5・9
藤尾清次郎	〃　南新町	薬局開設（薬剤師）	二九四、四四〇	大正9・3・10
倉本義元	大川郡三本松町	売薬営業	九〇、〇〇〇	〃 14・2・3
上杉憲司	〃　白鳥村	売薬営業	七九、六一四	〃 2・4・25

営業開始年月日	昭和十七年販売高	営業所・職名等	氏名	住所
大正8・7・25	二三二、九六九	東洋製薬株式会社代表取締役	湊　愛象	大川郡三本松町
〃 5・10・15	四八、〇〇〇	売薬営業	山田友吉	〃　三本松町

（帝国製薬株式会社蔵「会社設立認可申請書綴」より）

発起人の一五名から次の一〇名が役員になって運営に当たった。

取締役社長　赤沢忠太郎
専務取締役　森田惣吉
常務取締役　森　茂
〃　岡内敏三
取締役　林文太郎
〃　藤尾清次郎
〃　笠井信雄
監査役　納田朝太
〃　湊愛象
〃　倉本義元

「会社設立認可申請書」添付の「事業計画明細書」による会社の規模は、次のようである。その一〇工場を二か

年四期に区分して購入するよう計画している。購入期まで借り受けて使用することにしている。

工場等敷地購入計画

購入年次	所在地	地積	購入先
第一年次 前期	第一工場及三本松支店敷地	一、五六九・六四坪	大川郡三本松町五六七番地　帝国製薬株式会社
	第二工場敷地	二二〇・〇〇	〃　〃　三〇五番地　日本製薬株式会社
第一年次 後期	第三工場敷地	二六六・〇〇	大川郡三本松町二九〇―一　東洋製薬株式会社
	第四工場敷地	二八〇・一〇	〃　〃　一、一八九番地　大東製薬株式会社
	第五工場及本社敷地	五四〇・〇〇	高松市屋島西町一、八二七番地　屋島製薬株式会社
第二年次 前期	第六工場敷地	五八一・二〇	小豆郡西村甲二六三―九　炭本豊次
	第七工場敷地	四二・〇〇	高松市大工町一二番地　納田朝太
	第八工場敷地	一六五・〇〇	〃　南新町七番地　森　茂
第二年次 後期	第九工場敷地	一四二・一一	高松市南鬼井町八番地　岡内敏三
	第十工場敷地	一三〇・四〇	〃　寿町二丁目一六番地ノ一　安達義三郎

（帝国製薬株式会社蔵「会社設立認可申請書綴」より）

その後の会社の実績を詳しく知ることが出来ないが、「第壱期営業報告書」（昭和十八年九月九日～十二月三十

一日）によると、工場接収は計画と違って次のように進められている。

昭和拾八年拾壱月六日安達儀三郎工場ヲ接収シ高松第二工場トシテ直営ニ移セリ
昭和拾八年拾壱月九日屋島製薬株式会社ヲ接収シ高松第一工場トシテ直営ニ移セリ
昭和拾八年拾壱月拾参日日本製薬株式会社ヲ接収シ三本松第一工場トシテ直営ニ移セリ

（香川県製薬株式会社「第壱期営業報告書」より）

工場接収の順序が右のように変更になったのは、帝国製薬株式会社が売薬以外に製造していた新薬や新製剤（両方で九方剤）で「単独存置企業体」として残留が認められたからである（これで帝国製薬株式会社が今日に残れたのである）。売薬部門はすべて新会社に統合したが、新薬・新製剤で「甲種独立企業体」として生きのびることが出来るようになったのであるが、「企業整備実施要領」（昭和十九年六月制定）に沿って規模の強化が必要であった。十九年八月岡山県の友野薬化学研究所を吸収合併して、新薬・新製剤で一〇方剤・重要医薬品四方剤・売薬部外品一方剤・家庭用毒物一方剤の計一六方剤で「甲種独立企業体」として生きのびたのである。よって売薬企業整備の一部変更があって帝国製薬株式会社の工場と敷地は存続されたのであった。

帝国製薬株式会社の売薬部門の二八〇余方剤は、香川県製薬株式会社に委譲したのである。新会社の実績を詳しく知る術はないが、「第一期営業報告書」（十八年九月九日～十二月三十一日）によると株主配当金一二五〇円（一株に付き金一二銭五厘＝年利六分）をあげて門出を飾っている。

明治・大正・昭和と発展した東讃売薬業が、企業整備という国家権力で、香川県製薬株式会社に強制統合された。東讃民の個々の英知と勤勉が及ばないところに売薬製造が置かれ、一切を戦力に捧げるとはいいながら家代々

家計を支えた収入源を奪われたのであった。しかもその家伝の方剤が企業整備という視点のみから取捨されて、多くはここで廃剤となっていったのである。この方剤の整備は、薬業発展のための措置でなかった。企業整備のための措置で薬業界の自由な発展を害するものであった。東讃売薬の国家権力による圧縮である。業界内部からの衰微ではなくて外的な防遏による後退であった。

国策会社の終焉　昭和二十年（一九四五）八月十四日の御前会議において天皇のご聖断でポツダム宣言の受諾が決定された。八月十五日正午、戦争終結の詔書（十四日録音ずみ）がラジオ放送された。日本は無条件降伏したのである。九月二日東京湾上の米艦ミズリー号上で全権大使重光葵・梅津美治郎によって降伏文書に調印した。

戦争に賭けた日本の一切の希望は根底から崩壊した。長い決死の積み上げの一切が瓦解してしまった。九月二日GHQ（連合国軍総司令部）は、軍需生産の全面停止を指令した（指令第一号第八項）。

産業界は、一変して平和産業一途に、祖国復興を標榜して立ちあがった。川畑明氏談によると香川県製薬株式会社の創業後暫くは、物資不足ということで売れ行きは良好であった。胃腸薬スミローゼがよく売れた。四国割り当て原料の二分の一を香川県製薬株式会社が受けるほどで社業は好調であった。それが戦後になると製品の売れ行きが悪くなり、加えて労働組合の活動が盛んになって、賃金は東洋紡績株式会社（三本松工場）より高くなり、組合のサボタージュが続いて自滅の方向にあった。昭和二十二年三月三十一日で解散となった。この香川県製薬株式会社の製剤を母体としていた香川県家庭薬配置株式会社（昭和十八年「薬事法」により「売薬」という語が禁止され全国的に改称）も同時に解散して、薬業関係の国策会社は共に崩壊した。

香川県製薬株式会社（社長森田惣吉）の解散を伝える資料は得られなかったが、川畑明氏談によると、引受人は、東部は香川製薬株式会社（三本松町・川畑明）と西部は微研製薬株式会社（屋島中町・森田惣吉）で、二分して引き継いだ。株主には額面の一・五倍、額面五〇円を七五円で償還した。残留原材料は両社が二分し、職工は七〇名を両社に残し一〇〇名には退職金を与えて解職した、という。

その後香川製薬株式会社は、収益率の低い配置薬を中止して、卸売りに専念して現在に至っている。微研製薬株式会社は、配置薬と卸売りの両方を続けた、という。

香川県家庭薬配置株式会社は、その解散を伝える「自昭和二十二年一月一日至昭和二十二年三月三十一日　営業報告書」によると、昭和二十二年二月二十日に第四回定期株主総会を開催して、二十一年度の営業報告等総会行事をしており、三月二十五日に臨時株主総会を開催している。その臨時株主総会が解散のための総会であって、次のように記録されている。

一、当会社解散ニ関スル件

右ハ同年三月三十一日ヲ以ツテ解散スル事ニ可決ス

一、清算人選任ノ件

右ハ取締役社長藤尾清次郎・専務取締役川畑明ノ両氏ヲ選任可決シ就任ト決定ス

なお、この「営業報告書」の「損失金処分方法」の末尾には「金五千参百九拾壱円九拾六銭也　次期繰越金」と記されている。これは清算会計に繰り越されたのであろう。解散時の株主は五一名であった。

この両社の解散で、売薬製造とその配置（流通）が国家管理から再び民営に舞いもどったのである。敗戦ということで精神的にも経済的にも個人は疲労困憊（こんぱい）し切っており、社会は渾沌（こんとん）として秩序がたちかねていた。そういう中

での民営への舞いもどりである。国策会社に関与してこの仕事に中断がなかった人々には容易なことであったが、企業整備以来仕事に中断があった人々には、容易に手がつけられないものがあった。家業として復活させたい希望があっても取り掛かりと経済面とで満たし得ぬものがあった。行政の助けが必要であった。

ところが香川県は、薬業を東讃のみの部分的職業とみたのか、指導行政に力が伴わなかった。昭和二十八年にはついに薬務課を廃止して民生衛生部薬事公衆課に吸収させたほどであった。ために香川製薬株式会社・微研製薬株式会社・帝国製薬株式会社・二川愛真堂・納田合資薬館・岡内勧弘堂製剤部・漆原松下堂・森回生堂が復興した程度で戦前の面影をとどめなかった。思えば売薬の企業整備は、東讃売薬業に対する権力的淘汰であった。かつての弱小営業者に蘇生の機会を与えなかった。

その東讃売薬が戦後に復興できなかった理由を、関係者は、次のように回顧している。

① 企業合同の段階で、香川県政が徹底的に製薬段階までの一本化を強行した。他の売薬県では分工場的に製造段階を存続させていて、販売段階のみを統合した。香川県においても手袋工業や釦工業は製造段階を分工場的に存続させていた。だから多くの業者が細々ながらも戦時中稼働していたために、戦後復興の足場をもっていたので今日地場産業として栄えたのである。香川県の薬務課長が警察畑の出で統制が苛酷にすぎた。

② 香川県に割り当てられた行商地域が、岐阜県の一部以外は新規割り当てで全く実績がなかった。零からの出発であった。戦後は、民間医療薬がより医薬品化してきたのに、東讃薬業は復興（製造段階の）がもたついて行商の前線へ、他との競争に打ち勝つ新方剤が補給出来なかった。ために零から再出発した開拓が成功しなかった。

③　讃岐の経営者には、過去の実績からどうにかなるという気楽さ（ひとりよがり）があった。対症売薬（ようだい薬）と駐在配置方式で短期間に地歩を固めた実績を過信して、直面している現段階と未来を安くみすぎた。

④　戦後の県庁の指導助成が弱かった。県薬務課を昭和二十八年三月廃止して薬事公衆課で兼摂した。関係者（県薬業協同組合・県医薬品協同組合・県製薬工業組合）が復活陳情をしたほどに、不利益状態に置かれた。昭和三十六年四月に独立課に復活したが、戦後の祖国再建の時期から十年余の時差があって、業界復興には至らなかった。復興指導の機を逸した県行政の不行き届きを責める人もいる。

⑤　対症売薬での成功を過信していて、製薬工業の未来の展望と対応がなかった。売れ行き良好な対症売薬に依存しすぎて、この段階での勤勉に終わった。その上従来の旧式売薬から民衆の志向が対症売薬に移ったように、間もなく新薬・新製剤・薬局収載薬品の時代が到来することが予見できなかった。対症売薬を過信してせっかくの東讃売薬を葬ったのであった。時代即応の技術革新がなかった、ために滅びていった。

新薬・新製剤で「単独存置企業体」となって存続し、この途で努力し薬局方収載薬品の開発に努めてきた帝国製薬株式会社は、今なお発展を続けている。売薬業界も新薬開発があったら滅亡はしなかったはずである。

その後の東讃売薬　三本松が売薬製造で歴史的に初めて生産都市として発展し始めていたのを、第二次世界大戦と戦後の技術革新の欠如で元の消費都市に引き戻した。戦時中の企業整備が零細経営の息の根をとめた。戦後に残った業者は、旧套を墨守して時代の流れである技術革新に積極的でなかった。戦時中中断させられた業者

には再起の努力と機会がなかった。こういうことで緒に就いていた生産都市としての発展は挫折して、再び消費都市に引きずり下ろされた。そして隣接の白鳥町に勃興した手袋製造業の旋風下に巻き込まれていったのであった。

ただ戦前から、売薬から医薬品の製造販売に経営姿勢を改めていて、その実績をもっていた帝国製薬株式会社のみが、「甲種独立企業体」と認められて、香川県製薬株式会社に企業合同されずに生き残った。そして注射薬・パップ剤・殺鼠剤を主軸に製薬会社として、戦後の薬業界の技術革新の実践者となった。「テイラット」という殺鼠剤は、クマリン系殺鼠剤では国産化第一号の栄誉をつくり上げた。このような技術革新の姿勢が大正十五年（一九二六）にとれていたのである。この姿勢＝体質によって「単独存置企業体」として企業整備の段階において生き残れたのである。戦後は殺鼠剤の大手になり、続いてパップ剤の大手に躍進を続けている。戦後にこのような大発展が出来たのは、技術革新を続ける戦後の時代相に同社の体質（新製剤開発志向）が適合したからである。東讃随一の高層社屋をもつ大会社に発展してきている。人材を求め製品開発に非常な力こぶをいれているのでますますの発展が続くであろう。現在社長赤沢庄三、従業員三四〇名である。中小企業から大企業への興隆である。

昭和二十二年三月解散した香川県製薬株式会社を微研製薬株式会社（社長森田惣吉）と折半して引き継いだ香川製薬株式会社（社長川畑明）は、戦後の荒波を乗り越えて、今なお全国の得意先の薬店に二〇方剤を卸売りし続けている。現在の問題点は、卸売りの従業者が高齢化してきているのに、若年壮者との新陳代謝ができないことである。全国的に需要はあるが地道な職場を嫌ってか、若い世代の参加が得られないのが、当面の問題点である。実兄川畑明氏と薬一筋に生きてきた川畑実氏は、以上のように社業の概況を遠慮勝ちに話してくれた。

社内には、繁栄を誇ったころの会社の古い標札や行商員の駐在した場所に掲示した表札が保存されていた。こ

のような東讃売薬を記念する物品資料は、帝国製薬株式会社の資料室とこの香川製薬株式会社にだけしか残されていない。今日配置家庭薬（昭和十八年の薬事法で売薬という用語が禁止された）の生産県として、富山・奈良・滋賀・佐賀の四県を先頭にし、続いて愛知・熊本・徳島・岡山・大阪などが盛行している（全国配置家庭薬協議会『配置家庭薬教本』三ページより）。昭和十六年（一九四一）に指定された配置薬指定県一〇県（第一五表全国配置薬指定県実績表参照）のうち、香川・三重両県が転落し、徳島県が新規に浮上してきている。まことに売薬企業整備に罪あり、というべきことである。三本松にとって返すがえすも残念なことであった。

売薬生産団地の崩壊が原因して、売薬行商人は昭和二十二年三月解散した香川県家庭薬配置株式会社（昭和十八年の薬事法で改称）と共に消滅していった。家庭薬配置従事者の手元に送る家庭薬の製造所がなくなったのである（家庭薬製造で生き残った東讃地方唯一の香川製薬株式会社も卸売り専門で、行商経営をしなかった）。ために売薬行商のベテラン諸士は他県の製薬会社の系列下に移って行かなければならなかったのである。「香川県医薬品配置協議会」が発足した昭和二十五年四月には、現在の香川県部会はなく、他府県の製薬会社の系列下の家庭薬行商人で組織されたのであった。外からの勢力で組織された中へ、県民の従業者が増加した時点で香川県部会を起こした有り様である。現在、香川県医薬品配置協議会の副会長であり、指導員一六名中の一人であり、香川県部会長である当町馬篠の宮高卓示氏は奈良県出身者である。という具合であったから、現存する香川県医薬品配置協議会は、東讃薬業の流れを継ぐものではないわけである。かつての経験者の能力が動員されて、それが香川県部会になったとみてよいのであろう。

香川県医薬品配置協議会の会員分布は、第一八表のとおりである。香川県部会の甲種会員（帳主）と乙種会員（雇用者）の割合が奈良県・富山県等他県部会のその割合に遠く及ばない。これは遅れて発足したためであろう。売薬行商の本場であった大川郡がわずか九名である。完全に東讃売薬特にその売薬行商は壊滅してしまったのである。

第18表　香川県医薬品配置協議会員調

（昭和50年４月現在）

		会員数		
		甲種	乙種	計
香川県部会	高松市	10名	31名	41名
	丸亀市	2	4	6
	坂出市	1	1	2
	善通寺市		2	2
	観音寺市	1	2	3
	大川郡	5	4	9
	木田郡		2	2
	小豆郡			
	香川郡		2	2
	綾歌郡	1	3	4
	仲多度郡	2	4	6
	三豊郡	1		1
	県外	1	1	2
	計	24	56	80
奈良県部会		55	18	73
富山県部会		20	5	25
岡山県部会		10	4	14
滋賀県部会		3		3
合計		112	83	195

（香川県医薬品配置協議会の『会員名簿』（昭和57年５月発行）により作成する。甲種会員は帳主に相当し、乙種会員はその従業者である）

その九名の分布は、

引田町　一　　大内町　二　　長尾町　一

白鳥町　一　　寒川町　二　　志度町　二

である。そして大川郡在住者で香川県医薬品配置協議会の役員に就任している者は次のとおりである。

香川県医薬品配置協議会役員の大川郡在住者

副会長	宮高　卓示	大内町馬篠六七五―一	
〃	幸田　貞晴	寒川町石田東甲一〇二八	
事務局長	幸田　貞晴	寒川町石田東甲一〇二八	
理事	幸田　勝嗣	寒川町石田西三五―三	
香川県部会長	宮高　卓示	大内町馬篠六七五―一	
同副会長	幸田　貞晴	寒川郡石田東甲一〇二八	

（香川県医薬品配置協議会『会員名簿』昭五七版より）

東讃地方に偉容を誇る帝国製薬株式会社

おわりに

土地生産性に依存しきれないために、近世中期以降随分頭を働かしてきた（商工化の道を歩んだ）東讃民である。糖業では、寛政の製糖技術完成後に技術革新を怠って失敗したが、再びそうした手落ちをすまじと薬業界では、常に新方剤（売れる方剤）の開発に努力してきたのであった。その技術革新の気風が企業整備という戦時旋風で吹き飛ばされたのである。企業合同で、製薬の権利を奪われ技術から遠ざけられたのである。大なり小なりの新方剤開発の焔（ほのお）が全県下二一二か所から起こっていたのが、香川県製薬株式会社一社の意志での動きに変わったのである。東讃売薬を発展させていた住民パワーが断ち切られたのである。そしてその状態が戦後も続けられたのである。戦中・戦後東讃民が近世以来練磨してきた資質で製薬を全うしてきた帝国製薬株式会社だけが、東讃売薬で育ててきた資質を今日に伸ばし続けたのであった。

第四節　東洋紡績株式会社三本松工場の誘致

工場誘致の運動　工場誘致については、旧白鳥村より一歩遅れたが旧白鳥村と巧みに連帯して、両町村境に大部分が旧白鳥村分で一部が旧三本松分の土地を敷地にして、志度町・津田町・白鳥本町・引田町等の誘致運動を抑えて成功したのである。

この誘致運動には多くの有志が尽力しているようである。その人その人の境遇や地位によって尽力の仕方が異なっていて多彩なものであったはずである。その誘致運動について昭和二十五年九月十九日東洋紡績株式会社三本松工場主催で行った座談会の内容を冊子にしたものがある（『設立をかえりみて』という冊子）。その座談会の記録で、当町にとっては第三者ともいうべき旧白鳥村の村長田中善太郎の発言を中心に、誘致運動の一端をのぞいてみると次のとおりである。

田中善太郎　讃岐屋（大阪の北区）の座敷でこの問題の図面を開いて!!

内海茂樹　あんたと一緒に画いたんです。

田中善太郎　そうそう。そいが三本松はここへやろうという始まりであった。それから大分気分が向いて来まして、それが三十日（昭和三年十一月）の日でしたが、いや三十日頃でした。ここに書いておりますが……。

内海茂樹　月末ですわ。

田中善太郎　それから三人（赤沢忠太郎・松下滑吉・真勢恒吉）は東京に、三土（忠造）さんのところに行った。天降り式で運動をやるということで松下はんや、赤沢はん、真勢はんがすぐ東京へ行った。ところが私も行かんか、というが、

私がいたら隅田課長がですね、隅田はんちゅうのが淵崎の工場長―天下茶屋におりました。「あの人が最近見える話だったけん皆がおらなかったら困るじゃないか」、「ほんだら私が帰っとります。私がよく知っとるから」隅田課長を知っとるから、いうので、私が帰ります、ということで帰って来た。そうして十一月の九日の日に隅田課長が初めてこちらに来ました。それは相生を見、本町を見、引田を見、それからここへ来た。それが一番最初です。こっちへ来られた。それが十一月九日でした。まあ運動の始まり口はそういう話でありました。それから決定するまでにはずいぶん迂(ママ)余曲折がありますが、私の村は貧乏村じゃから、なかなか差額の今の金に困る。七百円でないと買えない。五百五十円までは買うてくれた。五十円上げてくれた。後は百五十円の差金、それが何町歩かというと、ちょうど二万円要る。この二万円の金が出来ん。でいろ〳〵工面してからに振興会を別に作って、その借入れが出来ない。あの時、何か……民政党内閣でなかなかそいつをささん。それから鎌田（鎌田虎太郎）さんにお願いして、鎌田さんがとにかく二万円の金を振興会へ、村の七十人の人が印を押してその二万円の金を借りて振興会を作って、差金の金をこしらえて、三本松は築港を引受けておりますから、ずいぶん金が要る。三本松は振興会にずいぶん……

内海茂樹　誘致の先決条件として港湾をしなければ、何ぼ土質がようてもあらゆる条件が完備しておってもいけない。とにかく港湾問題が一番である。それは誘致の第二の条件であった。赤沢はんが心配して、神戸の直木博士に来てもろうた。

田中善太郎　あの港湾でも、合同の人は香川県知事では承知してくれん。信用してくれん。どなたにお願いしたらいいか、直木博士にお願いしたらいい、と云う。「直木博士がなかなか来るもんですか」それからその当時坂田さんに添書を書いてもろうて、直木博士が大林組におって具合よく承諾してくれてそれから博士が来ました。直木博士はわれわれが頼んだ位でなか〳〵動いてくれん。（以下略）

（東洋紡績株式会社三本松工場刊『設立をかえりみて』の座談会記録より）

以上の文中にあるように、最初に田中善太郎白鳥村長が工場誘致の発端を開いたのは、大阪合同紡績株式会社であった。その合同紡績株式会社の分工場を誘致するためには、盛り土と港湾の改修が地元負担であった。その港湾整備を旧三本松町が担当したのであった。旧三本松町が港湾の整備を担当することは苦しいことであったが、この三本松港をもっていたことと、最初田中善太郎村長が工場用地と目論んだ土地（旧林家跡地近辺）が地価で折り合いがつかなかった（その地価は七〇〇円であって、五〇〇円限度のところを五五〇円まで買い上げたが折り合いがつかなかった）こととが幸いして、広大な用地をもたない旧三本松町が工場誘致に成功したのである。

田中善太郎村長の発言の中に、寺沢・真勢・松下が三土忠造に陳情のために東京に走っているが、用地をもたない旧三本松町が工場誘致しようとする真剣さが現れている。十分な工場誘致の条件を用地面で欠く旧三本松町が工場誘致に成功したのは、当時関係者の努力のたまものであって、今日感謝し顕彰すべきことである。まことに勿怪の幸いというべきことである。それだけに旧三本松町では町をあげて歓喜したことが、次の『町勢要覧』（昭和二十九年版）の文中に綴られている。

昭和四年十月　合同紡績天満工場の移転について、岡本技師が東讃地方に工場敷地の候補地を求めて調査に来訪したのを契機に、白鳥本町・白鳥村及びわが町間に激烈なる誘致運動が展開された。中原町長を始め町議にて実業協会長赤沢忠太郎・町議松下清吉及び全議員並びに町有志諸氏の日夜を分たぬ血のにじむ運動が続けられた。かくてこの努力は報いられて敷地の地盛及び港湾の建設を条件に、同五年十二月わが町と白鳥村と境界に設立決定を見るに至った。同六年二月敷地の盛土開始し、翌三月東洋紡績に吸収合併され、同八年九月二万五千錘の据付けを完了した。十月祝賀会には当初より誘致に奔走した関係諸氏は勿論、全町民は等しく心待ちした吾子の出生を祝うが如く歓喜に沸

き上がった。その後昭和二十五年には一万七千二百錘を増錘し四万二千四百錘となり、目下織機工場の新設を計画中である。

（『三本松町勢要覧』（昭和二十九年版）「東洋紡績三本松工場」より）

工場誘致の経過　当時の関係者及び有志者の努力で幸運にも工場誘致に成功したのである。そのドラマチックな先覚の奮闘史は作家に譲って、ここではその経緯を年表として掲げておくことにする。

東洋紡績株式会社三本松工場誘致年表

年月日	事項
昭和二	○香川県各地に紡績誘致運動が起こる
〃　三・四・一	○高徳線津田・引田間が開通する
〃　三・一〇・一六	○香川県知事坂田幹太の推薦で合同紡績の岡本勝三技師が、工場用地の物色のために相生・引田を視察する
	○岡本技師が白鳥村役場で田中善太郎村長に面談し、工場用地取得のために協議する
	○その後白鳥本町も、赤沢新吾の息子の通報をきっかけにして紡績工場誘致のため単独で大阪陳情を開始する
	○三本松町が白鳥村長田中善太郎の誘致運動を察知して共同誘致を申し入れる
	○その他、徳島・三田尻・津田・引田・志度・小豆島が誘致運動を始める

年月日	事項
昭和　三・一一・九	○合同紡績の隅田課長が工場用地視察のため来讃し、相生・引田・白鳥本町を見て白鳥村役場で、田中善太郎村長に面談し、地価の相談をする
〃　三・一二	○三本松町は、誘致には三本松港の近代化が必須条件であるので修築事業を企てる
〃　五・一二	○白鳥村・三本松の幹部工場誘致のために大阪への日参を始める
〃　六・一	○合同紡績株式会三本松分工場を三本松町・白鳥村境界に設立することを決定する
六・二	○三本松分工場の用地の買収終わる
〃　六・三・一〇	○曾水村原間の高嶋某（高嶋組）が請け負って盛り土工事を開始する（福栄村の渡瀬岩太郎所有の坊地山から土砂を搬送した。ために向良神社をここから井手頭山（現鎮座地）に遷宮することになった）
〃　六・五	○東洋紡績株式会社が、大阪合同紡績株式会社を合併する
〃　七・二	○三本松分工場の工事を始める（淵崎工場も同時に着工する）
〃　七・七・三一	○三本松分工場の基礎工事が完了し建物工事に入る
〃　七・八・一二	○製品原綿倉庫が銭高組によって完工する
〃　七・一〇・二〇	○落綿倉庫が緋田祐之助によって完工する
〃　七・一〇・二二	○事務所・風車室が滝口伊太郎によって完工する
	○仮倉庫が金地由太郎によって完工する

年月日	事項
昭和八・一・二〇	○食堂及び炊事場が滝口伊太郎によって完工する
〃八・二・一	○主工場・荷造り工場が大林組によって完工する
〃八・二・一〇	○汽缶室が大林組によって完成する
〃八・二・一六	○一部運転を開始する
〃八・三・一三	○浴場が安部惣三郎によって完工する
〃八・五・四	○療院が緋田祐之助によって完工する
〃八・六・一二	○社宅一二戸が藤田一郎によって完成する
〃八・七・一三	○女子寄宿舎・売店・分配所が藤田一郎により完工し、工場渡り廊下全部（三〇九坪）が緋田祐之助によって完工する
〃八・九・二五	○精紡機二万五二〇〇錘の据え付けを完了する
〃八・一〇・一	○休憩室が安部惣三郎によって完工する
〃八・一〇・二一	○工場（第一工場）が完成し祝賀会を行う
〃一七	○企業整備令下においても操業を続行した
〃二六・一一	○第一工場を増設して、精紡機四万二四〇〇錘になる
〃四五・七	○第二工場（一万九〇〇八錘）の新設が完工する。この工場は、超近代化綿紡績工場のテストプラントとして、世界の一流機を結集した重装備工場を完成させた

年　月　日	事　　項
昭和四七・一〇	○第一工場を合繊混紡糸用設備に改造する。設備規模は、第一工場四万錘・第二工場一万九〇〇八錘・計五万九〇〇八錘となる

（東洋紡績株式会社三本松工場刊『設立をかえりみて』・「工場案内」等により作成する）

右の年表にあるように最初大阪合同紡績株式会社の分工場誘致ということで事を運んだのであったが、昭和六年三月十日東洋紡績株式会社が合同紡績株式会社を吸収合併したので、以後は東洋紡績株式会社三本松工場として建設工事が進められたのである。そして昭和八年十月二十一日完成祝賀会となり、旧三本松町の発展に力を添えることになった。

年表には、その後の工場発展も書き込んでおいた。工場の現在の規模は次のとおりである。

工場誘致に尽力した人々

この工場誘致には、地方発展の大きな期待が掛けられただけに、町民それぞれが、熱意をもって立場立場で、それなりの尽力をしたのであるが、特に東洋紡績株式会社三本松工場の冊子『設立をかえりみて』が氏名を記して顕彰しているので、それを記して敬意を表することにする。

①は「座談会」に出席された方々であり、②は座談会のご案内はしたが欠席された方々であり、③は工場設立当時の両町村の幹部の方々である。同工場の冊子のまま引用したので重複される方があるが他意あってのことではない。この方々すべてのご尽力振りは分からないので割愛する。

① 座談会（設立をかえりみて）の出席者

帝国製薬株式会社社長　赤沢忠太郎
当時三本松町会議員・実業振興会長　鎌田虎太郎
当時白鳥村村会議員　谷口弥一郎
当時協調委員　有力者

当時前町会議員　有力者
当時白鳥村村長　西尾兼太郎
当時三本松町役場書記　田中善太郎
現白鳥村村長　内海　茂樹
岡本伊三郎

敷地建物		
敷地		83,000㎡（25,100坪）
建物		38,000㎡（11,500坪）
第1工場		13,500㎡
第2工場		6,400㎡
その他		18,100㎡
製品とその用途		
純綿糸——高級ニット		
先染布地（ギンガム、シャンブレーなど）		
高級コート地		
ニット肌着		
スポーツシャツ（マンシングウェアー、ヤマハなど）		
カラーシャツ、ワイシャツ		
高級婦人ファンデーション		
生産設備		
精紡機	第1工場	40,000錘
	第2工場	19,008錘
	合計	59,008錘
受電設備		6,000V×6,220KVA
ボイラー		KSK　1基（6.0噸）
		エバラ　2基（3.5噸、2.0噸）
空調機		竪型13基、横型2基
冷凍機		1,400RT
生産能力		
20番手換算		4,900梱
実	梱	綿糸 1.550梱（281トン）
		（平均48番手）
従業員数		
男子 118名、女子 207名、計 325名		

（「工場案内」及び電話取材により作成する）

現三本松町助役　河野　一　議員
現白鳥村村会副議長　河西　豊一

（『設立をかえりみて』）

② 座談会に欠席した協力者

松下　清吉　明治12年7月15日生　当時三本松町会議員
角　文五郎　明治15年2月10日生　〃
中石早太郎　明治26年7月15日生　〃　現町長
真勢　恒吉　明治7年3月23日生　〃　三本松町会議員
上杉　憲司　明治24年11月15日生　当時白鳥村会議員
砂川　与吉
窪田楠太郎　明治18年6月27日生　当時三本松町会議員
鎌田策太郎　明治17年1月28日生　〃
高橋傘太郎　現三本松国警署長、当時三本松派出所詰

（『設立をかえりみて』）

③ 工場設立当時の両町村幹部

三本松町

町長　中原　熾　元治　元年十二月　十九日生
助役　岡田　浩　明治　二年十一月　十七日生
収入役　笹垣長五郎　明治二十一年　八月　二日生
議員　三崎伊三郎　明治　十二年十二月二十八日生
窪田楠太郎　明治　十八年　六月二十七日生
宮城清太郎　明治　十六年　一月　十日生
中石早太郎　明治二十六年　七月　十五日生
鎌田　忠男　明治二十一年十一月二十二日生
松岡　政吉　明治　十年　三月二十三日生
真勢　恒吉　明治　七年　三月二十三日生
中村千太郎　明治　十二年　八月　十五日生
松下　清吉　明治　十二年　七月　十五日生
鎌田策太郎　明治　十七年　一月二十八日生
角　文五郎　明治　十五年　二月　十日生
赤沢忠太郎　文久　二年　三月　二十日生

白鳥村

村長　田中冨之助　明治　六年　七月　十四日生
助役　森本　純一　明治　十九年十一月二十六日生
収入役　中野張太郎　明治二十一年　三月　十日生
議員　鎌田虎太郎　元治　元年十一月　五日生
小島忠三郎　明治　十一年　九月　三日生
児島慶太郎　明治二十二年　三月二十五日生

議員	久詰卯次郎	万延	元年	六月二十三日生	明治二十四年十一月　十五日生
	高尾　楨造	慶応	三年	六月　十六日生	森本　純一　明治　十九年十一月二十六日生
	開出　興吉	明治	元年	二月　十四日生	六車　辰次　明治二十六年　九月　十六日生
	白井　忠三	明治	三十年十二月	二日生	児島策太郎　明治　十五年　十月二十五日生
	森　小四郎	明治	九年	七月二十四日生	（『設立をかえりみて』）

第19表　大川郡の売薬及び手袋の生産額の推移

年　次	売薬生産額	手袋生産額
	円	円
大正6年	329,654	894,510
7	325,523	1,540,501
8	1,660,398	774,727
9	1,627,705	115,000
10	573,416	35,800
11	593,194	139,443
12	586,693	85,641
13	138,545	22,949
14	136,405	85,890
昭和1年	1,092,400	125,400
2	1,113,650	25,000
3	1,199,850	13,000
4	1,230,385	10,400
5	1,219,370	92,780
6	655,686	107,936
7	594,573	109,475
8	485,500	133,907
9	610,302	207,512
10	528,626	228,000

（『香川県統計書』各年次版により作成する）

工場誘致の背景　第一次世界大戦の特需景気で売薬製造業も手袋縫製業も活気を呈した。旧三本松町は近在の買い物町であり、売薬製造業の中心地であったから大発展した。ところがその景気を支えていた第一次世界大戦は、大正七年十一月休戦、八年六月の講和成立で終息してしまった。一時思惑景気をみせたが、戦後恐慌（大正九年）・銀行恐慌（大正十一年）・金融恐慌（昭和二年）・昭和恐慌（昭和五年）と恐慌を繰り返した。そして生糸は明治二十九年以来の暴落、米価また暴落ということで、以来農村不況は慢性化していったのであった。当地方には売薬製造業と手袋製造業が根付いていて、第一

第20表　大川郡東部3町の昭和6年の人口

現町名	当時の町村名＼項目	本籍人口			現住人口			本籍人口に対する現住人口比
		男	女	計	男	女	計	
		人	人	人	人	人	人	%
引田	相生村	2,520	2,472	4,992	1,725	1,687	3,412	68.35
	小海村	865	868	1,733	624	625	1,249	72.07
	引田町	3,298	3,284	6,582	2,671	2,763	5,434	82.56
	計	6,683	6,624	13,307	5,020	5,075	10,095	75.86
白鳥	白鳥本町	2,466	2,361	4,827	1,869	1,931	3,800	78.72
	白鳥村	1,960	2,008	3,968	1,436	1,596	3,032	76.41
	福栄村	2,035	1,925	3,960	1,452	1,422	2,874	72.58
	五名村	832	701	1,533	602	544	1,146	74.76
	計	7,293	6,995	14,288	5,359	5,493	10,852	75.95
大内	三本松町	1,960	2,068	4,028	1,764	1,818	3,582	88.93
	誉水村	3,623	3,533	7,156	2,449	2,425	4,874	68.11
	丹生村	3,409	3,313	6,722	2,459	2,386	4,845	72.08
	計	8,992	8,914	17,906	6,672	6,629	13,301	74.28
合計		22,968	22,533	45,501	17,051	17,197	34,248	75.27

（『香川県統計書』昭和6年版により作成する）

九表のような生産をあげていたのであるが、日本全国的な不況は、ここを取り残さなかった。売薬製造は昭和初年には一時挽回をみせるのであったが、手袋縫製業は、第一次大戦の反動不況から未だ立ちあがれず、昭和の初期は最悪期となっている。

このような不況が影響してか、第二〇表にみるように、大川郡東部の旧一〇町村は、本籍人口と現住人口の格差が非常に大きい。旧引田町・旧白鳥本町・旧三本松町は商店等があるためか、本籍人口に対する現住人口比率が高いが、他の農村はかなり比率が低い。これは出稼ぎによるものが主であろう。余剰労働人口ではあるが、農村不況ということから窮迫による出稼ぎが多いと考えられる。この窮迫による無理な出稼ぎの緩和と余剰労働人口を地元発展のために活用することが考えら

れなければならなかった。このような農村の余剰労働力の地元稼働の要求が、地方への産業誘致運動となってきていた。当地方もそうであった。

また繊維工業界にも一つの理由が生じていた。明治初年農村の余剰労働力をねらって農村に立地した繊維工業が、明治十年代後半ごろから、工場規模の大型化に伴って都市に集中していった。それが全国的に交通が発達してきたことや人件費、諸物価の上昇等から工場の地方分散現象が起こってきた。

この農村（地方）自体の地元開発の要求と企業の地方分散の要求が合体して、工場の地方進出が始められたのである。東洋紡績株式会社三本松工場も、そうした条件に支えられて進出した工場である。

そして当三本松工場は、三本松はもちろん当地方の活性化に貢献し、近在の町村の人口流出を防止してきたのである。

東讃地方は、糖業・売薬製造業・手袋製造業と藩政時代から隆替こそあれ地場産業が、時々（ときどき）に盛行したので、東洋紡績株式会社三本松工場の誘致以外に例をみないところである。これが唯一の外来産業導入であったようである。

付

録

史料1　讃岐国入野郷戸籍　九条家本延喜式裏文書　讃岐国大内郡入野郷寛弘元年戸籍

（注　この戸籍の作成された寛弘元年（一〇〇四）の入野郷は旧丹生村・笠松・入野山・五名大楮を含む南北の地域であり、その中心は丹生村であったと推定される。第三編第二章第三節一三六ページ参照）

合　口

口　帳後除　合

口　死亡　口

口　割往　口

口　逃口　口

口　口

逃　口

口　割来　口

口　生益　口

口　黄男　口

口　括出　口

口　隠首　口

一保

戸主額田部並山戸

口

口

口

口

口

口

口

口

都合

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

額田部並雄、年柒拾歲、老丁

額田部安継、年肆拾歲、正丁

額田部村主、年參拾歲、正丁

秦仁貞、年貳拾壹歲、正丁

□甲雄、年拾捌歲、中男

額田部山道女、年陸拾歲、老女

額田部豊女、年肆拾歲、丁女

額田部吉女、年參拾歲、中女

額田部乙町女、年參拾壹歲、中女

秦高刀自女、年伍拾壹歲、丁女

秦糸町女、年肆拾參歲、丁女

文和元刀自女、年肆拾貳歲、丁女

椹井益刀自女、年伍拾歲、丁女

大原姉女、年陸拾柒歲、老女

小野阿古女、年伍拾伍歲、丁女

日下部今町女、年參拾歲、　丁女
山口石町女、年陸拾陸歲、　老女
竹田容女、年貳拾歲、　中女
多米子持女、年拾陸歲、　小女
宗岡有女、年拾伍歲、　小女
佐伯得町女、年拾柒歲、　中女
錦幡町女、年拾玖歲、　中女
安曇茂丸戸
口
口
口
口
口
口
口
口
口
口

都合　口

秦元茂、年陸拾壹歲、　正丁
讃岐用吉、年伍拾歲、　正丁
讃岐今則、年肆拾歲、　正丁
坂本元正、年參拾歲、　中男
秦寿命女、年柒拾歲、　老丁（女カ）
巳勢節女、年陸拾歲、　丁女
安倍帶町女、年肆拾歲、　丁女
村主眞刀自女、年參拾歲、　中女
借馬虫子、年肆拾歲、　丁女
借馬時虫女、年貳拾歲、　中女
秦小夏女、年貳拾壹歲、　中女
綾波津女、年貳拾伍歲、　中女
讃岐乙町女、年拾玖歲、　中女
讃岐小栗女、年拾柒歲、　小女

桜井行刀自女、年拾陸歳、　小女
坂本満町女、年拾伍歳、　小女
忍海伊曾女、年拾肆歳、　小女
戸主丸部房吉戸
口　口
口　口
口　口
口　口
口　口
口　口
口　口
都合　口
口　口

物部□宗、年陸拾歳、　正丁
物部晴継、年伍拾玖歳、　正丁
秋月秋丸、年肆拾壹歳、　正丁
物部歩女、年柒拾柒歳、　老女
物部高刀自、年陸拾歳、　丁女
海原浜刀自、年伍拾歳、　丁女
凡子安女、年肆拾玖歳、　丁女
凡(服カ)□刀自女、年肆拾歳、　丁久
大秦目(太、下同)久刀自、年参拾歳、　中女
□□相子女、年貳拾歳、　中女
雀部虫子、年拾玖歳、　中女
宇治部閇町女、年拾陸歳、　小女
賀茂福刀自女、年拾陸歳、　小女

讃岐理刀自女、年拾伍歳、　小女

戸主讃岐茂有戸

口

口　口

口　口

口　口

口

口　口

口　口

都合

口

料

口　口

史

口

戸主讃岐茂有、年捌拾柒歳、　老丁

讃岐茂行、年柒拾壹歳、　老丁

讃岐茂彦、年柒拾歳、　正丁

讃岐今守、年陸拾歳、　正丁

□□□□（豊安）、年□（陸）拾□歳、　正丁

凡宗則、年陸拾陸歳、　正丁

凡宗茂、年陸拾伍歳、　正丁

葛木町屎女、年伍拾歳、　正丁（マヽ）

葛木有町、年肆拾歳、　正丁

酒部虫子、年伍拾歳、　正丁

六人部助吉女、年拾歳、　小女

伊西部小町女、年拾陸歳、　小女

己西部阿古女、年肆拾歳、　中女

粟種虫女、年肆拾壹歳、　中女

粟利刀自女、年參拾歳、　中女

丸部豊刀自女、年肆拾歳、　丁女
丸部小乙女、年肆拾柒歳、　丁女
葛木今町女、年伍拾壹歳、　丁女
葛木観命女、年伍拾歳、　丁女
刑部高虫女、年肆拾歳、　丁女
小野吉町女、年拾玖歳、　中女
消原清刀自女、年拾捌歳、　中女
阿蘇久女、年拾柒歳、　小女

戸主物部春吉戸
口　口
口　口
口　口
口　口
口　口
口　口

口　口
口　都合
口　口
口　口
口　口
口　口

戸主物部春吉、年捌拾歳、　老丁
物部春近、年柒拾歳、　老丁

唐向安良女、年陸拾歳、　丁女
菅野小呂女、年伍拾歳、　丁女
大宅公姉、年伍拾伍歳、　丁女
凡得刀自女、年肆拾歳、　丁女
凡兼女、年肆拾伍歳、　丁女
宗我部吉女、年肆拾歳、　丁女

鳥取加〻女、年參拾歲、　中女
日下部茂女、年貳拾玖歲、　中女
文室□刀自女、年拾捌歲、　中女
坂田町屎女、年拾柒歲、　小女
凡安刀自女、年拾陸歲、　小女
凡今町女、年拾伍歲、　小女

戶主中臣今宗戶　都合

口　口
口　口
口　口
口　口
口　口
口　口
口　口

戶主中臣今宗、年捌拾玖歲、　老丁
中臣安□、年捌拾柒歲、　老丁
中臣吉宗、年柒拾壹歲、　老丁
中臣高岑、年陸拾歲、　正丁
凡勝宗、年陸拾壹歲、　正丁
一志興忠、年伍拾柒歲、　正丁
津守咸光、年伍拾歲、　正丁
□□□□□、年□拾□(歲)□、　正丁

中臣町子、年柒拾柒歲、　老女
中臣良女、年陸拾歲、　丁女

中臣福町女、年伍拾歳、　丁女　□
錦今町女、年肆拾歳、　丁女　□
小野得女、年參拾歳、　中女　都合
秦縁女、年貳拾歳、　中女　□
篦時町女、年拾玖歳、　中女　□
岡田今町、年拾捌歳、　中女　□
寺秋□女、年拾陸歳、　小女　□
鳥取小目久女、年拾伍歳、　小女　□

戸主凡時宗戸　戸主凡時宗、年柒拾捌歳、　老丁
□　凡時成、年柒拾柒歳、　老丁
□　凡時正、年陸拾玖歳、　正丁
□　凡時里、年伍拾柒歳、　正丁
□　中臣連兼、年伍拾壹歳、　正丁
□　中臣興成、年肆拾壹歳、　正丁
□　大秦弘友、年肆拾肆歳、　正丁
□　板持茂丸、年參拾歳、　正丁
□

高橋道町、年肆拾歳、　丁女　口
高橋行刀自女、年參拾歳、　中女　口
板持衣町女、年貳拾歳、　中女　都合
天田部虫女、年貳拾玖歳、　中女　口
讃岐閇町女、年拾捌歳、　小女　口
伊西部是刀自女、年拾伍歳、　小女　口
凡苗女、年拾柒歳、　小女　口
粟種女、年拾陸歳、　小女　口

戸主中臣当時戸　戸主中臣當時、年柒拾伍歳、
口　中臣當光、年柒拾肆歳、　老丁
口　中臣當兼、年陸拾歳、　正丁
口　坂本宗雄、年伍拾伍歳、　正丁
口　坂本宗成、年伍拾肆歳、　正丁
口　坂本今成、年伍拾貳歳、　正丁
口　中臣當刀自女、年柒拾歳、　老女
口　中臣小菅女、年陸拾歳、　正丁（丁女カ）
口　凡今町女、年伍拾參歳、　丁女

凡□成女、年肆拾肆歳、　丁女
凡乙町女、年肆拾參歳、　中女
宗我部□女、年拾□歳、　小女
宗我部綾女、年拾伍歳、　小女
伴安良女、年拾肆歳、　小女

三保
戸主凡時高戸
□
□
□
□
□
□
□

□
都合
□
□
□
□
□
戸主凡時高、年捌拾參歳、　老丁
凡時則、年柒拾玖歳、　老丁
凡時行、年柒拾歳、　老丁
凡時忠、年柒拾歳、　正丁（ママ）
葛木得成、年伍拾歳、　正丁
葛木黒丸、年肆拾歳、　正丁
凡時町女、年柒拾歳、　老女
凡時刀自女、年柒拾玖歳、　老女
凡満女、年陸拾柒歳、　丁女
紀枝直、年柒拾□歳、　老女

紀小枝女、年陸拾□歲、　丁女　□
讃岐春女、年陸拾柒歲、　丁女　□
讃岐秋町女、年伍拾歲、　丁女　□
坂本道女、年肆拾歲、　丁女　□
坂本□女、年參拾玖歲、　丁女　都合□

□□□女、年參拾歲、　（丁女カ）正丁　□
長岡阿古女、年貳拾歲、　丁女　□
□□有町女、年貳拾壹歲、　丁女　□
雀部糸町女、年貳拾歲、　丁女　□

戸主凡良近戸
□　戸主凡良近、年柒拾歲、　老丁
□　凡良宗、年陸拾玖歲、　老丁
□　凡宗方、年陸拾歲、　正丁
□　秦有木、年伍拾歲、　正丁
□　秦有門、年肆拾玖歲、　正丁
□　秦有助、年肆拾肆歲、　正丁
□　秦有包、年肆拾歲、　正丁

凡良町女、年柒拾歳、　老女
凡良刀自女、年陸拾玖歳、　老女
凡安刀自女、年陸拾歳、　丁女
凡礒女、年陸拾貳歳、　丁女
秦虫町、年伍拾玖歳、　丁女
秦目久女、年伍拾歳、　丁女
秦桜女、年肆拾歳、　丁女
己里木丸女、年參拾歳、　中女

戸主讃岐豊岑戸
口　口
口　口
口　口
口　口
口　口
口　口
口　口

口　口
口　口
口　都合
口　口
口　口
口　口

戸主讃岐豊岑、年捌拾歳、　老丁
讃岐豊永、年柒拾歳、　老丁
讃岐豊茂、年陸拾歳、　正丁
讃岐宗見、年伍拾歳、　正丁
額田部歩丸、年肆拾歳、　正丁
額田部藤雄、年參拾歳、　中男
岡田村成、年貳拾肆歳、　中男
讃岐閇女、年柒拾玖歳、　老女

讃岐小安女、年柒拾歳、　老女　口
讃岐黒女、年陸拾歳、　丁女　口
坂本薬女、年伍拾歳、　丁女　口
坂本松女、年肆拾歳、　丁女　口
賀茂貞子、年參拾歳、　中女　口
賀茂刀自女、年貳拾歳、　中女　都合
秦得女、年貳拾壹歳、　中女　口
秦誦師女、年貳拾歳、　中女　口
秦弟子町、年拾玖哉、（マヽ）　小女　口
□□□□、年拾捌歳、　小女　口

戸主中臣當基戸　戸主中臣當基、年柒拾玖歳、　老丁
口　中臣當枝、年柒拾柒歳、　老丁
口　□□、年柒拾伍歳、　老丁
口　紀近枝、年陸拾參歳、　正丁
口　紀本枝、年陸拾伍歳、　正丁
口　紀末枝、年陸拾壹歳、　正丁

紀枝直、年伍拾貳歳、　正丁　口
額田部茂丸、年肆拾歳、　正丁　口
中臣當刀自女、年柒拾歳、　老女　口
中臣當女、年陸拾陸歳、　老女　口
岡田春女、年陸拾壹歳、　丁女　口
□町、年陸拾貳歳、　丁女　都合
坂本道女、年伍拾玖歳、　丁女　口
坂本若女、年伍拾伍歳、　丁女　口
坂本通女、年伍拾歳、　丁女　口
讃岐有女、年肆拾歳、　丁女　口
阿蘇常子、年參拾歳、　中女　口
阿蘇満女、年貳拾歳、　中女　戸主中臣舎茂、年捌拾參歳、　老丁
口　口　中臣舎丸、年柒拾玖歳、　老丁
口　口　中臣祖継、年柒拾柒歳、　老丁
口　口　中臣末継、年柒拾貳歳、　老丁
口　口　讃岐文松、年伍拾伍歳、　正丁
口　口　讃岐部安、年伍拾肆歳、　正丁

坂本益丸、年肆拾歲、　正丁　口
坂本□正、年參拾歲、　中男　口
中臣糸町女、年柒拾玖歲、　老女　口
中臣小色女、年伍拾歲、　丁女　口
中臣好女、年肆拾玖歲、　丁女　口
□□□女、年肆拾歲、　丁女　口
額田部筆、年參拾歲、　中女　口
坂本乙女、年貳拾貳歲、　中女　口
坂本万女、年貳拾歲、　中女　口
船木小則女、年拾玖歲、　中女　都合
宇治部安女、年拾陸歲、　小女　口
宇治部良女、年拾伍歲、　小女　口
讃岐閇町、年拾肆歲、　小女　口
讃岐今町、年拾柒歲、　小女　口

戸主凡乙永戸　口

戸主凡乙永、年捌拾柒歲、　老丁
凡乙水、年柒拾柒歲、　老丁

凡乙貞、年柒拾伍歳、　老丁　口
凡宗貞、年陸拾捌歳、　老丁　口
額田部田永、年柒拾歳、　正丁　口
額田部元永、年伍拾歳、　正丁　口
額田部虫永、年肆拾歳、　正丁　口
凡乙女、年捌拾柒歳、　老女　口
凡乙妙女、年柒拾玖歳、　老□（女カ）　口
凡安町女、年伍拾歳、　丁女　口
物部氏女、年肆拾歳、　丁女　口
財部茂子、年參拾歳、　中女　口
風隼吹田女、年參拾歳、　中女　都合
酒部満女、年貳拾歳、　中女　口
讃岐桜女、年貳拾壹歳、　中女　口
若江満刀自、年拾捌歳、　小女　口
阿蘇広刀自、年拾柒歳、　小女　口
阿蘇貞町、年拾陸歳、　小女　□（口カ）
坂本今町、年拾伍歳、　小女　戸主秦常真、年捌拾柒歳、　老丁

秦常仁、年柒拾柒歳、　老丁
秦常信、年柒拾玖歳、　老丁（マヽ）
秦常高、年柒拾肆歳、　正丁
凡安弘、年柒拾參歳、　正丁
凡安高、年陸拾柒歳、　正丁
凡是高、年伍拾捌歳、　正丁
秦常女、年柒拾玖歳、　老女
秦得刀自女、年柒拾歳、　老女
秦□□、年伍拾參歳、　丁女
高橋菊町女、年伍拾歳、　丁女
讃岐阿古女、年肆拾歳、　丁女
讃岐奈仁女、年參拾歳、　丁女
葦屋安女、年參拾壹歳、　中女
若江帶女、年貳拾歳、　中女
土師茂女、年貳拾肆歳、　中女（中女カ）
坂本有女、年拾捌歳、　□□
坂本虫女、年拾陸歳、　小女

服今安女、年拾伍歳、　小女
茨田則女、年拾肆歳、　小女

口
口
口
口
口
口
口
口
口
都合
口
口
口
口

口　戸主阿蘇氏宗、年陸拾玖歳、　老丁
阿蘇氏貞、年陸拾歳、　正丁
阿蘇氏広、年伍拾肆歳、　正丁
凡広丸、年伍拾玖歳、　正丁
凡豊宗、年伍拾肆歳、　正丁
賀茂吉丸、年伍拾歳、　正丁
阿蘇広町、年柒拾歳、　老女
阿蘇茂女、年陸拾歳、　老女
陽古乙町女、年伍拾貳歳、　丁女
物部広女、年伍拾歳、　丁女
□野小草女、年肆拾歳、　丁女
林糸町□(女)、年參拾歳、　中女
海船町女、年貳拾歳、　中女
完部兼女、年拾玖歳、　小女
阿蘇糸虫、年拾捌歳、　小女
阿蘇姉女、年拾柒歳、　小女
乙里木糸女、年拾陸歳、　小女
乙里木小虫女、年拾伍歳、　小女
戸主安曇稲主戸
口
口
口
口
口
都合
口
口
口
口
戸主安曇稲主、年□拾陸歳、　正丁
安曇稲茂、年陸拾歳、　正丁

安曇稲時、年伍拾歳、　正丁
凡得茂、年伍拾貳歳、　正丁
凡時茂、年伍拾肆歳、　正丁
凡守信、年伍拾歳、　正丁
安曇福光、年肆拾歳、　正丁
安曇閇町、年柒拾歳、　老女
安曇福町、年陸拾歳、　正丁
(安)□曇得女、年伍拾伍歳、　丁女
建部弘刀自、年肆拾玖歳、　丁女
藤井満女、年肆拾柒歳、　丁女
伴阿古町、年肆拾貳歳、　丁女
讃岐綾女、年肆拾歳、　丁女
讃岐恵女、年參拾歳、　中女
坂本今町、年貳拾玖歳、　中女
刑部目立女、年拾玖歳、　中女
矢作社町、年拾捌歳、　小女
伊西部高有、年拾柒歳、　小女

阿蘇豊刀自女、年拾伍歳、　小女

戸主讃岐是秀戸

口　口
口　口
口　口
口　口

都合

口　口
口　口
口　口
口　口

戸主讃岐是秀、年柒拾歳、　老丁
讃岐是信、年陸拾歳、　正丁
讃岐是香、年伍拾歳、　正丁

坂本氏雄、年伍拾捌歳、　正丁
坂本氏正、年伍拾壹歳、　正丁
坂本利益、年伍拾歳、　正丁
讃岐是刀自、年柒拾歳、　老女
讃岐吉町、年伍拾玖歳、　丁女
安曇真刀自、年伍拾歳、　丁女
安曇条女、年肆拾歳、　丁女
安曇安女、年參拾歳、　中女
倭文分町、年參拾歳、　中女
物部今町、年貳拾歳、　中女
辛鍛春町、年拾捌歳、　小女
服人衣町、年拾柒歳、　小女
阿蘇宗子、年拾伍歳、　小女
阿蘇中知、年拾肆歳、　小女

保

戸主丸部誦師丸戸

口　口
口　口
口　口

布師弘信、年伍拾貳歲、　正丁　□
大宅公用、年肆拾肆歲、　正丁　□
丸部閇女、年柒拾柒歲、　老女　□
丸部合女、年柒拾歲、　老女　□
丸部小夏女、年伍拾肆歲、　丁女　□
額田部安女、年肆拾歲、　丁女　□
忍海磯女、年參拾柒歲、　中女　□
平群小逆女、年參拾壹歲、　中女　□
犬甘犬女、年參拾貳歲、　中女　都合
秦由町女、年參拾壹歲、　中女　□
讃岐結女、年貳拾歲、　中女　□
讃岐魚町、年拾玖歲、　中女
阿蘇比毛女、年拾捌歲、　小女
阿蘇貞刀自、年拾柒歲、　小女

戸主物部乙則戸　都合
口　即、佐伯有本、年柒拾玖歲、　□□
口　佐伯常有、年柒拾玖歲、　□□
　伴福永、年伍拾伍歲、　□□
　佐伯吉正、年柒拾歲、　□□

桜井乙童丸、年參拾歳、　□□
佐伯衣子女、年陸拾貳歳、　□□
田部糸女、年伍拾歳、　丁□(女)
佐伯遠女、年伍拾貳歳、　□□
伴籾女、年參拾參歳、　丁□(女)
伴稲子女、年陸拾貳歳、　老□(女カ)
桜井衣町女、年伍拾玖歳、　□□
桜井男子女、年柒拾歳、　□□
丸部安町女、年貳拾歳、　□□
丸部衣女、年伍拾歳、　□□
丸部吉町女、年柒拾玖歳、　□□
丸部町女、年伍拾歳、　□□
桜井遠二女、年伍拾玖歳、　□□
桜井衣女、年伍拾參歳、　□□
丸部糸女、年伍拾貳歳、　□□

戸主丸部元安戸

口　□

口
口
口
口
口
口
口

都合

即丸部元安、年柒拾貳歳、　□□
丸部有男、年陸拾歳、　□□
常岡常有、年參拾歳、　□□
丸部春利、年貳拾歳、　□□
丸部衣永、年貳拾貳□(歳)、　□□

物部以子女、年玖拾伍歳、　□□

佐伯刀自子女、年柒拾歳、　□□
丸部戊子女、年柒拾歳、　□□
伴代子女、年肆拾玖歳、　□□
桜井六町子女、年柒拾歳、　□□
刈田弘子女、年陸拾玖歳、　□□
物部福子女、年柒拾弐歳、　□□
物部本町女、年肆拾歳、　□□
佐伯後町女、年肆拾歳、　□□
壬生吉女、年参拾壹歳、　□□
桜井興子女、年參拾歳、　□□
桜井豊刀自子女、年柒拾玖歳、　□□
佐伯寅女、年捌拾歳、　□□
桜井香子女、年陸拾歳、　□□
丸部稲女年肆、拾歳、　□□
桜井吉町女、年陸拾玖歳、　□□
丸部安女、年弐拾歳、　□□
丸部衣女、年參拾歳、　□□

戸主丸部安成戸
口
口
口
口
口
口
口
口
口
口
都合
口

丸部秋光、年伍拾玖歳、　□□
丸部逆直、年柒拾玖歳、　□□
佐伯安直、年伍拾玖歳、　□□
丸部里崇、年肆拾玖歳、　□□

丸部衣町女、年肆拾貳歳、□□
丸部糸女、年柒拾歳、□□
物部弘町女、年柒拾壹歳、□□
丸部逆女、年肆拾□□(歳)、□□
伴犬安女、年伍□□(歳)、□□
凡秋女□□□(歳)、□□
佐伯衣女、年伍□、□□
丸部黒女、年參拾歳、□□
丸部衣女、年柒拾壹歳、□□
和気用女、年參拾歳、□□
丸部三屎女、年陸拾參歳、□□
丸部衣女、年肆拾貳歳、□□
物部衣町女、年柒拾歳、□□
丸部好女、年貳拾壹歳、□□
伴吉町女、年伍拾壹歳、□□
□□□□、伍拾壹歳、□□

史料2　国指定重要文化財　水主神社大般若経函底書（書跡）

（注　第四編第二章第四節一八二ページ参照）

〔初百の内一秩〕

金毗留善神　子
馬救留善神　寅
阿毗留善神　辰
因陀留善神　午
麻刀留善神　申
常啼菩薩
南無釈迦牟尼如来
読誦菩薩
悉陀留善神　酉
波伊留善神　未
羯毗留善神　巳
波宅留善神　卯
波頭留善神　戌
多聞善神　丑寅
増長善神　辰巳
身蛇帯王
玄蕃三蔵
持国善神　戌亥
広目善神　未申

破勢留善神　丑　　毗羯留善神　亥

〔初百の内二秩〕

大水主社

大般若経篋造営勧進由縁事

洛陽城之坤方、讃岐国之東郡ニ、有二大明神一之霊地一矣。号二大水主御社一焉。見レ左」則有二長河一也、本地大悲之乳水遠流、而沾二万品、一顧レ後則有二深山一也。垂跡応化之験風高」扇、而靡二十方。無二俗物之当一、人眼無二五塵一、妙境之可レ着、有流水之洗二我心。有二三毒垢」染之可レ雪。誠是和光利物之場、神明統化之処者乎」。抑当社明神者、当国鎮守之内列為二第七一、大内垂述之中叙為二第一一。言二神官一任二大明」

〔初百の内三秩〕

神」言二位階一昇二正一位一矣。夫尋二本地一者」、大御前者安養教主也。特超二千諸仏一、悲」願専済二於極悪衆生。尤御前者地蔵薩」埵也。受滅後之付二嘱於如来一、済二六道之苦」患於(ママ)郡類一、此宮ハ与二後ノ(クシロ)御前一同躰異所也。私」以ニ後之本地不動ハ、与二左之地蔵薩埵一異躰」同心歟。所以者何。延命地蔵抑々中心不動」、阿字本躰故也。右御前者医王如来也。衆」病悉除、身心安楽ナリ也。而辞二八相成道之土一、卜二当郡巨山之麓一、替二万徳荘厳之粧一、現二同」塵利物之姿一、神威不レ遠霊験惟新ニソ礼賓如レ在スカ、勝利掲焉。禴禘嘗蒸(ヤクイシャウセウ)之祭、全」無豊凶之年一、朝祈暮賽之勤、曽無二朝

〔初百の内四秩〕

夕之時。神殿之月前ニハ仰二和光一、而人満二社壇之」玉庭一、松塢(セン)之花下蒙二冥助一、而心開二喜歓」之眉目一、然則代々刺史参二拝此一、所々領」掌仰二崇之一、貴賤之類、男女族、悉皆祈二」禍福於此宝社一、莫レ不レ仰二窮達於我明神一」者也。爰亮賢累葉生二

社僧之家、恭傾二崇敬之首一、多年致二国家之勤一、特合二安一寧之掌一、計二年齢一四十七、帰依年深。仕二明一神二一生間渇仰日久、雖レ有二春秋之代謝一、未レ改二松竹之貞節一。然間蒙二明神之恤惟一、深預二利生之慈一、幾許。仍報恩之志無レ尽、仰二神之思弥深之処。当二此社頭一兮有二一経一蔵一、収二大般若一兮。伝二干未来一而経二教一年旧一、箱篋日損、巻秩相交、

〔初百の内五秩〕

雑分内辨ルニ一不レ輒。見度銷レ魂一、披毎灑レ涙一、雖レ然資縁一以二乏身一、願念似レ無レ志。依レ之偏蒙二諸方堪越一之合力一、欲レ遂二一部経篋之微功一、但勧進之一所レ趣一在二施主之任心一。是以人別一銭為レ初、其一外多少ハ無レ限一、故舛米合粒ヲモ非レ恥、以ナリ二積則一微塵モ成レ山也。一銭尺木無レ嫌一、以二納レバ則涓水一成レ海一也。若又有二施物之余残一欲レ補二経巻之一破損ヲ一。就中且為二勧乎末代一、且為レ顕二乎結一縁一、宜以二箱底之内一、悉書二奉加之名一、然則一助成之人随喜之類、現則保二椿寿一、而誇二福祐一、当則処二蓮座一、而昇二覚位一、云二明神一納受一、云二経匣功徳一、其之微功豈唐捐乎一。重乞、国家安平万民豊饒而已。

〔初百の内六秩〕

夫経是無価大宝之神珠、諸仏覚母也一。匣亦無辺威徳之宝器、斯経輪蔵也、故経云一、乃至尤価大宝又在経三百六十一神珠ナリ。威徳无辺ニソ説不レ能レ尽。若置二箱篋ニ一、亦令二其器一具ニ足成二就一无辺威徳一。設ニ空ノ経篋ナリトモ由二曽置レ珠其器ナルニ一仍為二衆人一愛重セラル已上通法暨是知、経篋荷担一之輩、助成合力之家、誰唯重ソ一経ノミヲ苟又軽レ篋、猶如以二種々色衣一、喩匣裹二此神珠一、喩経投二之於水一、為信随二衣綵一作トイヘリ種々色一、所得分報成二無一辺之所願一、亦以如レ是、顕二結縁於将来一、無レ有二疑一惑一、

又諸仏正覚莫レ不レ従般若一、諸法一流転亦以依二梵篋一、是以釈尊成道之日、

〔初百の七秩〕

地神従レ地二出現一、奉二上レ三寸金篋一、此是言二先仏一印篋一、此是収二入般若法門一、三世諸仏皆得二此一篋一、由二般若力一、降魔成道、転二大法輪一、度二脱衆一生。若未レ得レ之、雖レ坐二菩提樹下一、仏法不二現前一、不レ得二成仏道一。即尺迦菩薩開二此篋一時、篋中広博ニソ十方仏土ナリ。般若印文皆変為レ仏、放二白豪光一、照二菩薩頂一、授二法王位一、方成二正覚一、先讃二嘆般若十方梵王一、来請二転法輪一、在三宝感応録第十五題一若人踏レ経、所在地必免二三悪道一、若人発心ソ将一赴二此地一、歩々滅二罪業一、漸々進二仏道一、同第四十七何況一云二明神利生之地一、云二経王安置之場一、若踏二此一霊地一、之人誰無レ得二悉地之益一、同観音告示尺霊運若得レ聞二般若法門名字一、全是非二一世浅縁一ノ

〔初百の内八秩〕

宿習一。故経云、若善男子善女人等、得レ聞下如レ是一甚深般若波羅密多法門名字上、当知レ過二己曽ニ親近ソ无量如来応正等覚一、発二弘誓願一種一、諸善根一、多二善知識ニ之所摂受一、況能書一写受持読誦如理思惟為二他演説ヲヤ一己上悦哉一得レ聞二法門名字一、既尓今勧二諸人一、令レ投二少財一此己善知識之摂受也。即非二大結縁之種因一乎。彼唐予州神母自牽二黄牛一、依二聞般若称名一、遂預二炎王微笑一、再二生人間一、受一持二般若一、命終之後、当生二切利一、得レ授レ記、同一逆縁已以如レ此、順縁例以応レ知一、

或復京兆僧智者、由下前世受二犒牛一身一負二大般若二百巻一、時、於二深泥一踏殺一之縁上、故即受二人身一、至二十歳時一暗誦

〔初百の内九秩〕

大般若二百巻一、余無二練習一、然後有下当生二雷音仏国一之夢告上、今此当社大般若経モ一亦復如レ是　其由在二六百之内九秩一彼蕃身之誤犯如レ是一、況人身之結縁詎歟乎、何況於二此一般若一、至心聴聞受持読誦、如理思惟、広一為二有情一宣説

流布、是善男子善女人等、於当来世不レ堕二地獄一、謗生鬼界及以悪処」、当証无上菩提。経文或復書写供養讃嘆之人、遠二離一切衰悩怖畏一、如二負債人一怖二畏債主一、即僕奉事親二近於王一依二王勢一力一得レ離二怖畏一、取意経一百八　然則庸書生者、依二高一宗勅一写二十巻文一、命終之後右手ヨリ放レ光、従二閻王宮一被二レ還人間一、再書二写六百巻一　同録

冀末代披見之人、同志与善之族、若有二損失之経巻一、可レ被二修復之徴功一、即仏

〔初百の内十秩〕

法紹隆是也。経言、大菩提心ヲ以護二正法一、故亦」真供養仏是也。仏言、以二法供養一、最為二第一一故也、已上諸条全非二私擬言一、恐是随二順仏語一、勿レ生二疑殆一、幸哉々々善勉々々。

至徳三年丙寅十二月十七日　終功

勧進沙門仲善寺亮賢　敬白

〔二百の内一秩〕

一奉加帳

大水主分

中川殿　百　文

白鳥高松寺現前住持大徳律師良亀　二百文

武吉村分

宝憧坊　十文　中務　四升　了明　五文　土与殿　二文

大夫公　六文　行覚　三文　三郎大夫　廿文　一升　六郎五郎　二文

同尼公　二文　六文　左近入道　七文　五文　大夫二郎　六文　三文　同左近四郎　五合
馬　允　六文　一升　右近允　十文　五合　弥五郎　三文　三郎二郎　二文
道　忍　一升　道　法　二升　幸アミタ仏　三文　道覚後家　五文

〔二百の内二秩〕

岩隈並別所分

衛門尉　十文　権二郎太夫　三郎二郎　十文　後藤二郎　廿文
孫四郎　十文　三郎太夫　十文　八郎二郎　十文　二郎大夫　六文　一升
衛門二郎　十文　覚　青　十文　弥　八　十文　又太郎　六文
孫五郎　五文　刑　部　十文　兵衛二郎　一升　道　性

中村分

教　忍　二百文　仏　念　百文　観　日　六文　藤　七　一升　十文
四郎太夫　一升　布五尺　同冨田藤大夫　一升　治　部　一升　同　妹　一升
左近五郎大夫　布切　善　滕　十文　衛門大夫　六文

〔二百の内三秩〕

新大夫　廿文　成　忍　廿文　一合　又　八　十文

大古曽分

加賀公　十五文　五合　三升　良　智　六文　五合　太郎大夫　五升　一升

二郎太夫　一升　同尼公　一文　藤二郎大夫　五合

原分

兵衛三郎　十一文　又四郎　二十文　右近允　五文　権守　一升
右近三郎　五合　治部　一升　道性　一升　左近允　五合
蓮仏　五合　又二郎大夫　六文　幸真　五文
竹ノクボノ小法師　二文　三文　道心　三文

〔二百の内四秩〕

宮内分

治部　一升八合　円仏　三合　権守　一升　十文　又二郎大夫　五合　一文
同弟　一文　又太郎大夫　五合　弥二郎大夫　一升　新藤二大夫　五合
藤五郎大夫　五合　左近五郎　五合　源五郎カクノ　一升

北内分

行円　一升五合　紀清大夫　一升五合　太郎三郎　三文　五合　貞左近允　一升五合
同兵衛　五合　衛門五郎　三文　三郎四郎　一升　馬允　一升
河フチノ尼公　五文　五合　弥太郎　五合　法橋　一升五合　教道　一升
教禅　一升　六文　中務　四文

〔二百の内五秩〕

焼栗分

中新大夫　一升　　大大夫　三升　　四郎大夫　二升　　蓮仏　一升二文
道仏　二升　　真道　一升　　道願　二升　　円性　一升
国安　三升　　大二郎　五合五文　　藤五郎大夫　二升　　藤九郎大夫子　五合
三郎二郎大夫　一升　　同子　五文　　三郎大夫　七文　　又三郎大夫　三文
真道ノヲバ　二文　　細工大夫　五文　　四郎五郎　五文　　弥四郎　二文
〔二百の内六秩〕

与田郷分

与田殿　五百文　　教阡御房　五斗

入野郷分

入野殿　百五十文　御内　廿文　　下村御代官御中　五斗

一箱ノマハリノ木ハ皆阿洲吉井ノ木工ミ成法之」助成也。持来ル事ハ北内越中公　原上総公」

一細工助成　堀江九郎殿

トキヌルマテハ宰相公　与田山

一番匠助成ハ別所番匠中也

〔二百の内七秩〕

粤(コヽニ)当社明神者縁起不詳、垂迹難レ弁」倩コト頗不明、殆以難信歟、雖レ然且考二旧貫一」為二末代一註レ之、若又有レ得二実証一為二後昆一記」之」。

一、御垂跡元趾事

且依二元亨四年六月日役夫工米之時、惣官」盛村申状案云、自二宝亀年中御垂跡一以来、如レ此、臨時課役等、不二勤仕一之地也云々。宝亀ハ」光仁天皇御宇也、天智孫也、至二于至徳三年」丙寅 六百余歳十余歟。」

一、割分於二与田入野両郷一奉寄進大明神事

保安四年八月三日神主安陪信茂神人等申状案云。」始永久二年留守所ノ裁判ニ所レ載二丁二及六十歩」也。然保安二年之春平前司之時、始被レ成二十丁一也」。又天承二年二月二日、同四月十九日神人綾利弘」等申状案云、春田廿四丁五反等云々」

〔二百の内八秩〕

永久ハ鳥羽院御宇 堀川第一 至二于至徳三年 丙寅 二百」七十四年歟

一、始付二大水主名一事

建長四年申状案ニ云、大水主庄号ハ初当(ソノカミ)去寛」弘年中歟云々。寛弘ハ一条院御宇 円融第一 至二于」当年一 丙寅 三百八十余年歟。本ハ奥野御領ト」云ヒケルト見エタリ」若尓者自二宝亀元年 庚戌一至二于寛弘元年二一」百卅五年也。自二寛弘元年 甲辰一至二永久元年一百十年也。自二永」久元年一至二当年二百七十五年歟。

一大般若経修複事

建長五年ニ幸厳大徳修二補之一、今ノ宮内幸殿云々」自二建長五年一至二当年一百三十三年歟」

〔二百の内九秩〕

一国司御神拝事　粗記レ之

一、崇徳院御宇国司藤原経隆正五位下行」左兵衛督　御目代国宗下総介」

御厩司賀茂兵衛尉為成、天承元年八月云々」

次御目代河内前司盛通、長承二年春云々

一、二条院御宇国司藤原秀能、兵衛佐、七条三位殿、内蔵頭俊盛御息、応保三年」正月廿四日任」御神拝御目代橘馬大夫公盛勤レ之」

長寛元年十月廿七日　甲申」

次御神拝目代右衛府橘公清勤レ之」

公盛息男也、仁安二年十月廿五日　己未」

自レ此以後ハ相続不レ註レ之」

一当御代

国　司

〔二百の内十秩〕

一当社御回禄事

一前桜木枯事

嘉慶元年　丁卯　六月十五日、始見二少葉萎一之」後、同八月上旬之比敷已枯訖。」又此木根ョリ崩事」、同二年　戊辰

七月之比歟

（。以下別筆）

〔三百の内一秩〕

一此経修複再治事

当社祝師西寿房　頼厳、文治二年比令」修複終。厥後建長五年比、幸厳大徳、修理功闕、今幸殿御前此御事也。雖レ然」積二星霜一歳覃二巻秩破損一、爰文安二年　歳次乙丑　当社祝師行啓令二修複一終」

一勧進奉加帳事

壱貫文

水主三郎左衛門尉源盛政

（以下アキ）

〔三百の内二秩〕

宮内分

百文　友吉　五十文　為則　百文　左衛門六郎　二升　友弘

五十文　左衛門大郎　二升　治郎　二升　庁二郎大夫　一升　三郎次郎

原村

百文　源左衛門方　二升　真砂方　一升　七郎三郎　百文　末冨

史料

一升　衛門三郎　一升　治郎　一升　宮三大夫

大古曽分

百文　行松　五十文　道妙　五十文　三郎大夫

〔三百の内三秩〕

白鳥僧衆

五十文　千光寺　十文　円空坊　十文　安蚕坊　三十文　観空坊

十文　宗順坊　十六文　普門坊　五十文　宗泉坊　十文　円秀坊

五文　勝円坊　五十文　神慶坊　十文　宗泉坊　五文　永賢坊

五十文　遍照坊　十文　大乗坊　五文　観通坊　五十文　徳憐坊

十文　智賢坊　五文　持宝坊　五文　式部公　五文　良印房

廿文　宝善坊　十文　乗賢房　十文　宝性房　卅文　東陽房

十文　永椿房　廿文　善蔵房　十文　泉蔵房　十文　助之房

十文　東日房　十文　宝積房　卅二文　光円房　十文　妙智房

廿文　東円坊　五文　円空坊　十文　式部公　十文　宝乗坊

五文　慶善房　百文　時末　十文　滝智坊　卅文　宝盛院

百文　大工　十文　良賢坊　廿文　大善坊　廿文　宗全

十文　乗叶房　廿文　善住坊　一升　二郎大夫　十文　先達房

一升　紀藤大夫

百文　盛悟房　十五文　将子大夫　十文　快善坊　五十文　行仙房

廿文　高円　十文　善吉房　廿文　高蓮　十文　宝憧坊

十文　守延

〔三百の内四秩〕

大水主社本宮御造立事、代々記之

先建立　嘉禎三年丁酉八月廿六日

再興　貞和二年丙戌潤九月廿六日

再三　応永元年甲戌八月八日

今建立　応永三十一年甲辰八月晦日御遷宮

〔三百の内六秩〕

大水主社神人座配之事

定

左座大神人　左中座　右中座　右座大神人

一臈茂吉　一臈依守　一臈末貞　一臈依道

二〃秀依　二〃包行　二〃近成　二〃友吉

三〃助友　三〃吉延　三〃土器　三〃吉行

四〃行松　入神人四〃行松守　四〃爾宜　四〃末正

五﨟国安
小神人
付
一﨟貞時　小神人ニテ候へ共是ハ御幣ヲ取次
二〃友弘
三〃楠谷
四〃守友
五〃成遠
六〃貞遠
七〃守重
右当社座配次第任先例所定如件
文安元年八月吉日
〔五百の内三秩〕
焼栗分
一升　性汝　一升　兵衛　一升　新名　二升　治部衛門
一升　大大夫　二升　堂左衛門　百文　貞遠　二升　道性
一升　成遠　一升　国安
西内分

五﨟宮内ノ藤五郎大夫分
小神人　並庁頭アツカリ
一﨟末冨　末冨ハ小神人ニテ候へ共是ハ御幣ヲ取次
二〃庁頭
三〃貞吉
四〃行延
五〃預リ
六〃武吉

惣官源盛政

百文　守重　百文　又帯一　百文　玉蔵　五十文　忠新大夫

一升　同女　五十文　同女房　五十文　左衛門二郎　百文　岡ノ女房

二升　衛門尉　一升　岡ノ藤五郎大夫　二升　宗性　衛門二郎　百文　隣女

百文　朔女　一升　宗性　五十文　兵衛二郎　忠四郎

北内分

十文　道性　五十文　吉行　一升　犬女　一升　左近尉

一升　兵衛尉　一升　左衛門五郎　一升　弥次郎大夫

三谷分

百文　近藤方　一升　兵衛

〔五百の内四秩〕

奉加

与田僧衆分

絹　増阡法印　百文　満蔵坊　百文　宝住坊　十文　松林坊

十文　多門坊　十文　増勢　五十文　理善坊

入野分

二百文　宥深　百文　宝光坊　五十文　新蔵坊　五十文　宥空坊

入野山分

五十文　宝積坊
卅文　城琳寺
卅文幸阿
五十文相真

〔五百の内五秩〕

奉加事

河原分

五十文　又八兵衛尉
卅文御母
五十文孫衛門

武吉分

五十文　武吉
一升衛門尉
一升源新大夫

中村分

五十文　侫依

五十文　善福寺
十文良日房
廿文右近蔚

五十文智教坊
五十文宰相公
百文定光

二升猪熊
一升国房
一升刀称

二升宗観

五十文　玉泉坊
十文良賢房
卅文真教房

十文大進公
十文安千弥
十文了空坊

五十文妙善
一升依道
一升二郎大郎

一升衛門大夫

五十文　長福寺
十文宥海
卅文権守

卅文良義
二升浄通房
一升四郎兵衛

一升明道

河南分

二升　右衛門二郎　一升　兵衛三郎　十文　弥八

〔五百の内六秩〕

白鳥人数

一升　高信　十文　弥三郎方　一升　太郎左衛門　十五文　惣官

一升　二郎大夫　十文　左近　十文　酒屋　十文　太郎衛門

廿文　尼公　五文　三郎五郎　一升　中務　十文　上弥六

一升　左近　十文　権守　一升　左近三郎　五文　八郎五郎

一升　左近尉　十文　頭五郎　一升一合　左近　五文　道法

一升　六郎三郎　五文　左近太郎　十文　円住院　五十文　助守

十文　兵衛　一升　仏念　十文　弥二郎　一升　彦大郎

五文　馬尉　一升　左衛門大郎　五文　頭大夫　一升十二文　妙弥

五文　治部　五文　妙祐　十文　下殿

〔五百の内七秩〕

奉加

二百文　円光寺　良海　百文　賢観　百文　持宝坊　百文　成□

百文　明秀　百文　宥全　百文　定円　百文　定善

百文　全秀　百文　良善　百文　空全　百文　増現
五十文　尊恵　卅文　善成　五十文　孝徳寺　良本

右令修複経師尾張之法眼　願主行啓

〔六百の内九秩〕

伝聞、此大般若経、元伊予国石鎚社所レ奉二安置一御経也。而自二彼国一奉レ送二当社一之時、負レ牛運送之」間、於二泥中一奉レ落、失二般若二巻一。雖レ然彼牛負二大般若経一依二功徳一、受二人身一ヲ一成二沙門形一、上件子細具」感夢想之間、参二詣当社一此経内二巻書二写之一奉レ加レ之」。此子細聞及之間、為二後代一記レ之」。

洛陽比叡山末流阿闍梨幸厳

于時応永卅年癸卯卯月一日一日於円光寺書写之

本経之文令破損間、為後代記之置者也。

当社二和尚東寺末流権少僧都定全五十七歳

史料3　津本家文書「御用留」のうち海難記録抜抄

（注　第五編第四章第二節五二一ページ参照）

一　新五右衛門船沖船頭庄兵衛水主共七人乗、八丈嶋漂着（延享五年五月）

口上

一私共儀去卯十月廿二日当浦出船仕、同廿四日備中黒崎へ参塩買積仕、十一月十七日黒崎出船、同十九日当浦へ罷戻、同廿一日当浦出船仕、同廿六日尾張国南の浦へ着、塩問屋石川六兵衛方ニ而右之塩売払、十二月八日同所出船、同日伊勢国四日市へ入津、同十日同所出船、同日同国白子浦へ着船仕、同所ニ而干鰯買積仕、同月十八日白子浦出帆、同日志刕鳥羽之湊へ着船、同廿二日同所出船、同廿八日紀刕塩津浦へ着、同所問屋江戸屋彦三郎方へ干鰯売渡、当辰正月十二日塩津浦出船仕、伊勢地へ与心懸走り申候処、紀刕熊野かしの崎浦ニ而北風強く罷成、沖へ吹出され夫ゟ山も見懸ケ不申流申候処、同十七日西風強く船持かたく御座候ニ付船中髪を払ひ、諸神へ立願仕、楢伐捨、無図方流レ申候処、同十九日いつく共不存、僮の嶋山見懸候へ共浪立強く、何方へ与心懸船向候儀も不罷成、為突（つかせ）罷在候。然所同廿二日少浪風静ニ罷成候間、からくり帆仕懸ケ、南風を請二日走り申候処、同廿四日亦西風ニ罷成東へ与流レ五日之間為突罷在、同廿九日より東風を請四日走候得共一向山も見懸不申候。然ル

ニ二月四日西風ニ変シ候故、亦々為突罷在候得者同七日東風ニ罷成候間、帆を懸同十一日之朝迄走り申候得者南の方ニ嶋山見懸、船中力付右之嶋へと心懸、ひらき走り仕候へ共船向かたく御座候内、同日昼四ツ時分八丈嶋共不存嶋山見立候ニ付、船中力付、真舳ニ仕懸走り申候処、昼七ツ半時頃嶋下へ乗付、錨おろし永々流候而船中水ニ渇候間、船頭炊両人者本船ニ残シ置、残水主五人者艀ニ乗移、水を尋、陸へ揚爰かしこ与水を尋候内、五人之者いつとなく引別レ、壱人火を目当ニ仕海へ入、岩間を伝ひ月御座候内ハ惰分も続候へ共月入候而ハ力尽、其儘岩間ニ打臥罷在候処、雨一しきり降候、雨水ニ而口中ヲ潤シ夜明候而亦火を目当ニ仕、岩の上を遥伝ひ、漸人家へ参、様子相尋候へハ八丈嶋之由ニ御座候。其内役人衆御出ニ而様子御尋被成候へ共、殊外身も労レ湯水食事等も久敷給不申候故、立居廻リ不申候へハ、段々御介抱ニ而湯水気付等被下、焼火ニ当リ漸勢力付候而、様子段々申上候。本船へも助船参、船頭炊も陸へ揚、浪も少々静ニ相成候ニ付本船東浦与申処へ漕付、并四人之者共も人足ニ而御尋戻、壱処ニ集リ申候。船頭加子共殊外草臥強く足も立不申候処、茶粥等被下、次第ニ力付申候。夫ゟ船諸道具中荷金衣類等御改御渡被下、請取申候。出船之儀、取繕出船も可致哉又者痛相見得候間解船ニも可致哉与御尋御座候故、私共申候ハ何とか御取繕被下候ハヽ、本船乗戻リ申度由申候へハ左候ハヽ東浦ハ荒磯ニ候得ハ、御舟着岸之津呂神湊与申所へ廻シ繋キ、可然段被仰聞候故、風なぎを相待居申候へ共、其内も本船破損之程、無心元奉存候間、先、走リ道具御取上ケ被下候様ニ与相願候へハ、早速、漁船人足等御指出、東浦へ御取上被下、番人等も御附被下候。同十三日風なき候故漁船ニ而本船神湊へ漕廻シ申候。私共居所之儀、本船近所ニ小屋懸等しつらい居可申哉、又者病人も有之事ニ而、在家へ揚リ可申哉与御尋被成候故、本船近所ニ居申度由申出、取上候水棹等ヲ以、小屋懸仕居申候。本船之儀も何分大痛ニ而取繕も難成奉存候故、解船ニ相願、十五日ゟ

十六日迄船解仕廻、船具諸道具等も直段ニ御積リ売払、米ニ引更、請取申候。十二日十三日漁船七艘罷出申候而諸道具取揚又ハ本船漕廻候ニ付、右之人足働賃も払済セ申候。尤綱碇木綿帆之儀ハ幸御公儀様御雇三宅嶋船居申候ニ付、相劭浦賀迄積取申度由願出候へハ、我々了簡ニ者不罷成候間、船頭与相対ニ可仕由被仰聞候故、船頭相談仕、運賃金九両ニ相究申候。右之三宅嶋船ニ便船仕、三月廿九日八丈嶋出船、四月朔日江戸へ入津仕、同三日八丈嶋御屋敷へ参申候。八丈嶋浦手形私共へ御読聞セ被成、若是ニ相違之事も御座候ハヽ、只今申出候様ニ与被仰候へ共、何も浦手形ニ相違之儀無御座候与申上候。翌日御国元御屋敷へも参、段々御尋相済、塩問屋松本作兵衛方ニ逗留仕候。同十二日江戸発足仕、大井川水増候而渡リ相成不申、彼所五日逗留仕、漸廿九日大坂へ着仕候。当浦之船参居申候而便船仕、当月六日大坂出船、同十日当浦へ帰着仕候。委細之儀ハ浦手形ニ御座候。始終之趣右之通相違無御座候。已上。

新五右衛門船沖船頭　庄兵衛

延享五年辰五月　水主　与吉郎

徳兵衛

兵七

金助

藤助

伊助

津本新兵衛殿

浦年寄治兵衛殿
同　武　助殿
同　三左衛門殿

二　川口屋金五郎船船頭善吉水主共六人志州答志ニテ破船全員水死（寛延二年四月四日）

浦手形之事

一答志村領、大筑海われ石与申処へ、死骸三人、破船之具流寄リ有之候与、三月廿八日五ツ時分ニ当村百姓見付参、則百姓共召連、右之場所へ参、見分仕、死骸三人之着物之紋みようが紋、破船之具吟味致、番人付置、鳥羽御役所へ致注進候処ニ、御役所ゟ同日御検役両人被罷出、同廿九日之朝御見分之節、鳥羽本町船宿三郎左衛門殿、讃刕三本松類船之船頭次右衛門殿七兵衛殿利助殿、右之場所へ被参見被申候処、右同国三本松、川口屋善吉与申者ニ紛無御座候旨被申上候ニ付、御検役様被為仰出し候。類船之船頭中宜敷取斗致候様ニ、被為入御念、被申渡御帰被成候。右死骸葬申度旨、我々共へ被申聞、当村本誓寺を被頼、三人共ニ右大筑海へ土葬被致、則引導証文も被指出候。船宿、類船之船頭中、我々立合、逐一相改、相渡候覚。

一櫛折　壱本　　一桁折　壱本
一木綿帆切々　　一楫　壱羽
但身縄くゝり切共

一みよし　一敗折　壱枚
　但銅ニ而三枚有之候
一棚折　弐枚　一船張　三本
一産折　壱本　一錨　壱頭
〆
一金弐歩　人足代ニ請取申候

右之通、船宿、類船之船頭中、我々立合、無相違相渡申候。然所四月朔日頭船川口屋金五郎殿被参、諸事引請支配被致候ニ付、一札取置、浦手形出申候所仍而如件。

志劣苔志村庄屋　久太郎
寛延二年巳四月四日　〃　三郎治
　〃　嘉平次
　肝煎　善次郎
　〃　六兵衛

讃州三本松頭船
　川口屋金五郎殿

前書之通相違無之候仍奥印如件。

大庄屋小浜村

巳四月四日　　下村与惣左衛門

添手形之事

一荅志村領、大筑海われ石与申処江、死骸三人、破船之具流寄候ニ付、見分之上吟味致候所、讃刕三本松船、六人乗川口屋善吉并水主共ニ相違無由、当村本誓寺を頼、葬申候。就者今三人、如何致候哉不相知由ニ而同寺相頼、焼香請被申候ニ紛無之候。則引導証文被出候ニ付、添手形仍而如件。

志州荅志村庄屋　　久太郎

寛延二年巳四月四日　　同　三郎次

同　嘉平次

肝煎　善次郎

〃　六兵衛

讃州三本松

川口屋金五郎殿

引導証文之写

一讃州大内郡三本松浦、船頭善吉同水主仙助安兵衛、死骸当村江寄り来候ニ付、同所船頭衆、任願之旨、則授法号、引導焼香、弔候。

寛延二己巳　京都智恩院末
三月廿九日　浄土宗志州荅志村
　本晢寺
　諦誉

同国同所
類船頭
川口屋金五郎殿

一讃刕大内郡三本松浦、善吉船水主金三郎仁兵衛弥兵衛、浦死之由死骸寄り不申候はば、類船之船頭衆、任願之旨、則授法号、引導焼香弔候。

寛延二己巳　志刕荅志村
三月廿九日　浄土宗
　本晢寺
　諦誉

同国同所類船頭
川口屋金五郎殿

口上

一私儀阿刕斉田塩買積仕、去月尾刕南野ニ而右之塩売払、当月朔日志刕鳥羽浦迄罷戻候所、私従弟善吉船、志州荅志ニ而破船仕、死骸等上リ居申候由承候ニ付、早速彼地江当浦船頭、次右衛門七兵衛利助并鳥羽船宿、三郎左衛門同道ニ而罷越、上リ候死骸見届候処、善吉并加子ニ紛無之候ニ付、村役人衆へ相頼、葬リ申度由願出、葬申候由ニ御座候。猶又私儀も上リ候船具等見分候処、善吉船ニ相違無之ニ付、船具等請取、彼地ニ而売払、右之代金を以、彼地諸入用礼物等無出入相済セ、当月五日鳥羽浦出船仕、廿日罷戻申候。私罷戻候迄残三人之死骸者終ニ見不申候。猶委細之儀ハ浦証文ニ御座候。右之通相違無御座候。已上。

巳四月廿一日　　与七郎船船頭　金五郎

津本新兵衛殿
治兵衛殿
武助殿
三左衛門殿

三　網屋治兵衛船沖船頭善六志州阿乗浦ニテ破船（宝暦七年十二月）

浦手形之事

一讃州三本松網屋治兵衛船、沖船頭善六、水主拾三人乗、此度武州神奈川ニ而米商内被致、当丑十一月五日空船ニ

而彼地出船、同日相州浦賀江入津、御番所様御改請、同六日朝ならい風ニ而日和能相見江申由ニ付、諸類船、同前ニ彼地出船、段々乗登被申候由之処、同七日夜五ツ時分当浦口近ク被参候得共、浦口ゟ風吹出、入津難成由ニ而紛走リ（間切リ走リ）居被申候由之所、出シ風ニ吹被運、殊ニ潮行悪敷、船風下へ段々流申由之処、東風ニ罷成、地方近船前後江はつれ不申候由ニ付、無是非、外浜半里斗沖ニ而鉄碇三頭、加々苧同弐頭ニ、市皮綱、檜綱差入、船掛留居被申候所、次第ニ大風雨高波ニ罷成、船掛留被申候儀難儀由ニ而又候、壱番弐番之鉄碇ニ加々苧綱差入、船掛リ被致候得共、荒瀬ニ而碇場悪敷、綱碇段々摺切、同八日暮方終ニ当浦領外浜江船被打揚候所、荒磯殊ニ右之大風雨高波故、即時ニ致破船、乗組中命危相見江申候所、我々船問屋中百姓大勢召連レ、右船掛リ之様子先達而及見、早朝ゟ地方ニ相詰罷有候ニ付、乗組中不残相助、流寄候船具破滓等段々取揚、船頭水主中江被引渡申候。依之右之趣、口上書取、鳥羽役所江注進致候処、諸事入念申様ニと被仰渡候。同十四日ゟ波風少々静ニ罷成候ニ付、海中ニ罷有候網碇、海士を入、段々取揚被申候。尤捨残諸道具船滓之覚。

一檜　壱本　一鉄碇　七頭
一桁　壱本　一かゝり綱　五房切々
一楫　壱羽　一市皮綱　弐房切々
一楫柄　壱本　一檜綱　弐房切々
一橋舟　壱艘　一横物　四本
一木綿帆　切々少々　一船滓　四本

右之通各并我々立合相改申候処、書付之面少も相違無御座候。沖間之儀者不存候得共、各〻連判之一札取置申候而、差出申浦手形仍而如件。

志州安乗浦船問屋　西村新五兵衛
宝暦七丑年十一月　船改当番　磯崎仁太夫
肝煎　三橋吉兵衛
同　迫間利右衛門
庄屋　片山九八郎
同　浅井重助

讃州三本松網屋治兵衛船沖船頭

善六殿

前書之通村役人并ニ問屋方江置手形取之、浦手形差出候旨相届候ニ付、奥印如斯ニ候。以上。大庄屋　片山源右衛門

口上

一私共当国御蔵米買積仕候而、去ル十月十六日当浦出船仕、武州神奈川迄罷越、商事仕候而十一月五日ニ空船ニ而彼地出船仕、同日相州浦賀へ入津仕、直ニ御番所御改ヲ請、同六日之朝東風ニ而日和能相見へ候ニ付、諸類船同

前ニ出船仕、七日五ツ時志州阿乗沖へ参候所、西風吹出入津難成候故、紛走（まぎればしり）（間切リ走リ）仕居申候所、出風強殊潮行悪ク、船風下江流寄候内、又東風罷成、地方近ク船前後へはつれ不申候故、外浜と申所ゟ半里斗沖ニ而無是非、鉄碇三頭、苧綱差入、弐頭ニ市皮綱差入、船繋留居申候所、次第ニ大風雨高波ニ罷成、難繋留相見へ候ニ付、又々壱番弐番之鉄碇ニ苧綱差入申候得共、荒瀬ニ而碇場悪ク綱追々摺切、同八日暮方ニ終ニ外浜へ船被打揚申候。荒磯殊ニ大風雨高波故、即時ニ破船仕候。乗組不残、既ニ相果可申所、村役人衆中、船問屋百姓ヲ召連レ被参、并ニ諸類船之者共私共難儀之躰ヲ見付、早朝浜ニ相詰くれ候ニ付、不残助命仕候。并流寄候船滓諸道具等、御役人衆中御取揚させ被下候。右之連之役人衆中ゟ鳥羽御役所へ御注進被成候得者、諸道具等船滓ニ至迄も、取揚候物入念大切ニ仕様ニ被為仰付候。翌九日十日ゟ波風少々静ニ相成候而、海中ニ有候網碇、海士雇、段々取揚、諸類船相頼、積取申候。尤阿乗浦役人衆中へ壱物持参仕、御礼相勤、彼地相済、船々便船ニ而昨日罷戻リ申候。諸事入用金、問屋方相頼、借用仕、阿乗浦相仕廻、罷戻リ申候。委細者浦手形ニ而御覧可被下候。右為御断如斯御座候。以上。

宝暦七丑年十二月

網屋治兵衛船
沖船頭　善　六
楫　取　五兵衛
水　主　善次郎
〃　嘉六郎
〃　武兵衛

〃　源四郎
〃　与吉郎
〃　半蔵
〃　重五郎
〃　与四郎
〃　周助
〃　善助
〃　藤七

津本甚右衛門殿

浦年寄　治兵衛殿

〃　作右衛門殿

〃　与九郎殿

右申出之通詮儀仕候処、少も相違無御座候。亘被仰上可被下候。

三本松浦年寄

丑十二月

与九郎

同　作右衛門

〃　治兵衛

津本甚右衛門

四　播磨屋与一兵衛直乗水主共十一人乗江戸ヨリ便船人十四人中一名船中ニテ病死一件留

療治一札

一讃州三本松、直乗与一兵衛船ニ従江戸、便船人拾四人、右便船之内、宮武千蔵江戸ゟ被相煩候而、薬用等も被致候由、当浦へ入津之砌、病気指重、拙者へ療治御頼ニ付、船へ参、診脉致候処、呼吸ハ通、手も暖ニ候得共脉絶候故、療治之儀、致辞退候へ共、難見捨段御申被出候故、主方左之通ニ御座候。

生脉散補中益気湯合方

右之通治療致候へ共、薬用不相叶、死去被致候。依之、療治手形如此ニ御座候。

二木嶋浦医師

宝暦八年寅六月三日　　石田徳道

讃州直乗船頭

与一兵衛殿

葬状之事

一千蔵与申仁、此度江戸表ゟ貴殿船へ便船被致候。江戸表ゟ相煩申候。終於当浦、相果申候。依之、村役人立合見

分之上、弥病死ニ紛無御座条、拙寺地内ニ為葬申候。後日為念葬状如件。

紀刕熊野二木嶋浦

宝暦八寅六月三日　　最明寺

讃刕三本松　播磨屋

与一兵衛殿

口　上

一私共芸刕竹原塩買積仕、四月十二日当浦出船仕、同四月晦日ニ江戸へ入津仕、塩売払、江戸御屋敷へ出船之御断申上候所ニ御屋敷御荷物并便船乗衆拾四人御座候由、国元へ乗セ戻候様ニ与被仰付候ニ付、御荷物積請、并便船乗衆拾四人乗セ組、五月廿四日ニ江戸品川出船仕、同廿五日ニ浦賀御番所御改ヲ請、同日ニ浦賀出船仕、同廿七日豆刕下田湊へ入津仕、日和待仕候内、右乗衆之内宮武千蔵様少々御病気指出候ニ付、見合罷有候処、江戸ゟ御持に被成候御薬服用被致、快被相見候ニ付、同廿九日下田湊出帆仕候処、右宮武千蔵様俄ニ病気指重リ候ニ付、六月二日午刻ニ紀刕二木嶋浦湊へ早速入津仕、石田徳道老与申医師へ療治相頼候処、殊外六ケ敷申候。療治辞退被致候へ共、達而相頼薬等用申候処ニ、同日七ツ時ニ病死被致候。早速船宿相頼浦役人中へ御断申上候へハ、御役人中御出死骸等御吟味之上病死ニ紛無御座候ニ付、同所禅宗最明寺相頼、土葬ニ取置、吊証文請取申候。役人中礼物其外諸入用、別紙之通相済セ、同十一日ニ彼地出船仕、昨日当浦へ罷戻リ申候。尚委細之儀者浦手形ニ書載御座候。右之段少も相違無御座候。宜被仰上可被下候。以上。

清兵衛
惣右衛門
三次郎
与七郎
長七
周助
留次郎
一郎兵衛
市兵衛
二郎丸
与一兵衛

宝暦八寅六月十三日

津本甚右衛門殿
治兵衛殿
作右衛門殿
与九郎殿

右申出之通詮儀仕候処、少も相違無御座候。亘被仰上可被下候。以上。

与九郎

寅　　作右衛門
六月　　治兵衛
　　津本甚右衛門

五　利左衛船水主共九人乗のうち水主三次郎紀州森ケ浦沖ニテ帆足に刎ねられ水死
勝覚寺宛送手形（宝暦十二年四月十二日）

一　札

一讃刕三本松利左衛門船、拾五端帆、船頭加子共九人乗、当月三日江戸出船、同四日相刕浦賀江入津、御番所御改請、同日彼地出船、夫〻段々登リ被参候所、同八日東風雨浪高相成、当国山城与申嶋沖ニ而、右水主之内三次郎与申者、帆足ニ被刎捨、海へ落入被申候ニ付、船中騒入、相助為可被申、笘、水竿、小道具桶樽至迄、流シ掛ケ、早々帆下舒下シ、助可被申候而、色々ニ相働被申候得とも、浪風強相成、船危相見候。無是非、舒流掛ケ置、当浦江同日未刻ニ入津被致、段々右之分断出被申候ニ付、早速漕船出シ、本船〻加子相添、浦口所々相尋申候得とも、右之三次郎相見へ不申候ニ付、無是非、罷戻リ申候。右之仁、親類兄弟等乗合居不申候哉与相尋候処ニ、親類兄弟舶之者ハ無御座候由被申、沖合ニ而喧嘩口論者不仕候哉と相尋候得共、別而左様成儀無御座候由被申候。無相違儀ニ御座候ハヾ右三次郎法事被致度候由被申上候所、当浦地蔵院之儀無住ニ付、同組之内太地浦本寺東明寺ニ而法事被請被申候。右之儀付、相違無御座候故、宿証文仍如件。

紀刕牟婁森浦船宿

宝暦拾弐　同所浦役人
午閏四月十二日　甚左衛門
讃刕三本松船頭
利左衛門殿

送手形

一貴寺御旦方作兵衛殿子息三次郎事、当八日之難風ニ当浦山城と申津ニ而、帆足ニ被払、海中ニ落入、相果申候夫ニ付、船頭理(ママ)左衛門殿、船宿幸七、拙寺江参致、法名回向等呉候様ニ并ニ三祢(さんね)(三会)願候ニ付、右之訳委細相尋候処ニ、願乱ケ間敷候儀無之故、法名性岳西信士与改、弔回向仕候。右之両人願之通リ、為御届方、送一札如件。

紀刕熊野太地浦
宝暦拾弐壬午　東明禅寺
閏四月十二日
讃刕三本松
勝覚寺
口上

一私共当二月播刕赤穂塩積込、同六日当浦出船仕、同十四日浦賀へ着仕、御改請、同十九日江戸へ入津仕、早束御屋敷へ御断申上、夫より塩売払、三月五日出船仕、同六日浦賀御改請、同十七日伊勢白子浦へ乗込候所、江戸届ケ米運賃御座候ニ附、請合積込、四月三日ニ彼地出船仕、同十五日浦賀着仕、御改請、同廿日江戸入津仕、早束御屋敷へ御断申上運賃米相渡シ、御屋敷へ御暇願上候処ニ、国元へ之御荷物并乗人有之由、指扣候様ニ被仰付候ニ付、逗留仕、御荷物并ニ乗人三人乗セ、閏四月三日ニ江戸出船仕、同四日浦賀御改請、段々罷登候所ニ、同八日東風強浪高相成申候内、紀刕熊野森ケ浦沖ニ而加子之内、当浦三次郎与申者、帆足ニ振られ海へ落入候ニ付、船中騒、早束帆下ケ、橋船おろし、相助可申与働候得とも、何分浪風強、橋船ニ而働相成不申候故、無是非、橋船流シ捨、其外水竿小道具桶樽等相捨候而、漸元船森ケ浦へ入津仕、早速以船宿、御役人衆へ御断申上候処ニ、若(もし)喧嘩口論意趣意恨等無之候哉与御尋ニ而御座候ニ付、左様成義、毛頭無御座候与申上候得ハ御聞届ケ被下、早速小船ニ而若(もし)、近浦へ上リ申事御座候哉与段々と詮義仕候得とも、上リ不申候ニ付、禅宗東明寺相頼、法事相勤、法名被附、旦那寺当浦勝覚寺へ送リ手形等被出候。右乗組之内喧嘩口論も不仕、意趣意恨挟候者も決而無御座候。委細之儀者宿証文ニ書載御座候。此段宜被仰上可被下候。

三本松浦利左衛門船加子

庄　八

弁次郎

午閏四月　　実右衛門

与四郎

安兵衛
忠蔵
沖船頭　利左衛門

津本甚右衛門殿
年寄作右衛門殿
〃　吉右衛門殿
〃　新　六殿

右申出之通段々詮儀仕候処ニ、少しも相違無御座候。冝被仰上可被下候。右三次郎一族共無御座候以上。

閏四月　　浦年寄
新　六
吉右衛門
作右衛門
津本甚右衛門

六　菊屋与助船沖船頭武助水主共六人乗紀州日高郡野嶋村ニテ難船、元船作事し帰国（文政八年十一月）

浦手形之写

一讃刕大内郡三本松菊屋与助船、拾八反帆、沖船頭武助水主共六人乗、荷物者干鰯大小都合弐千俵、酒明樽百三拾挺、糠五拾三俵、駿刕沼津ニ而買受、同所江浦湊ニ而荷積被致、九月廿八日朝同所出帆致、同廿九日朝四ツ時頃志刕鳥羽湊へ入船候所、日和無之、十月六日迄滞船、同日同所出帆乗上リ候所、風荒吹候間同九日御国熊野大嶋湊へ乗入、日和待致され、同十六日同所出帆之処、風浪難乗上、同日勢州錦袋へ乗入、同廿一日迄滞船、同日同所出船之由之所、矢張風強ク田辺領細野浦へ乗入、同廿七日迄滞船、同日同所出船之由之所、西北風強帆ヲ下ケ沖合ニ間切漂流之内大高浪ニ相成、迚も難乗上、印南湊又ハ南紀田辺之内へ乗戻申覚悟ニ候所、俄ニ大西南風ニ変、同夜九ツ時頃当所壁川崎与申荒磯へ馳上られ、致方も無之、碇ヲ入、各艀ニ乗、巻下シ可申与船中精誠相勤被申候へ共、弥増、風波強荒磯ニ而忽チ碇綱摺切、志危ク罷有、彼是月代上リ候頃、元船底傷ミ水船ニ相成中棚ゟ上迄も水湛候様子ニ相見へ候。最早助命し難斗、只神仏へ祈願被致、役足致候内、艀其儘地方へ馳付られ候由ニ候得共、浪間ニ浜へ下リ、無是非、夜明ヲ待候処、東も白見候間、先危命助候。水主中両人家里ヲ尋遣候得共家壱軒も相見へ不申候迚、戻来、無程、夜も明候間押戻、何分ニも相尋、村役人衆江願帰候様ニと申遣候由ニ而、村役人方へ尋当リ願出候間、早速出張人数申触色々世話致、市右衛門与申者江宿申付、たべもの焚出候。右場所へ為持遣候間、右寒夜之夕食、寒相凌候上之義ニ而、被願候居所荷物并ニ右所持之品々追々流出候間、何卒流失散乱不致様大勢之者共精出シ相働キ候得共浪立、殊ニ場所悪敷、漁船者乗廻も難相成、右之内ニハ流失も有之、只右之艀壱艘ニ而追々積取、又者荒磯伝リ、持運させ候内ニも流出落捨リ或ハ俵物之縄も解ケ、乱俵濡俵ニ而混乱而已ニ罷在候得共、多勢ヲ以、右所持之品々并ニ荷物等追々取揚させ候処。然処、右之様子支配所へ致註進候間、大庄屋西梅之助方并ニ拙衆中被罷出、難船場被見改、各被呼出、右難船之始末被相尋、諸処ゟリ方

入念被申付候。

一右之通元船底大傷ニ相見へ其上風波強解可申義も難斗、残荷物も有之、尚又見改可申上段被申之候。

一荷物幷ニ海具船具等も流失有之候得者、近浦々江廻文いたし、流寄候へハ申出候様取斗可被申与之事ニ有之候へ共、件之通ニ而元船干乾迄、解不申候間遠方へ流失も仕間敷候間、御廻文ニハ及不申段被申出候。

一右之通荷物船具等散乱不致様早速地方江番小屋弐ケ所建させ、昼夜番人足申付、水主之内ゟも加番可仕ニ而(ママ)製道(取り締り)之儀入念被申付候。

一右難船ニ而何等指支之義、猶又願之品も有之候ハヽ無遠慮申出候様ニとの義ニ候処、飯料之義ハ水濡も取揚候得ハ、何等不自由成義者無之段被申之候。

一沖合船頭ニ候得共船主与助着而申合候由ニ而、万端之義引受被取斗候との義ニ而、此度之義飛脚等遣シ候ニ者及不申、書状遣シ申度由認メ置候。若被申候。尤元船作支ニ相掛不申候へ共、解船ニ致、売払可申共、国元へ積取候共、猶又荷物之義も右同断何レニも跡ゟ可願出筈被申之候。

右者先達其元中於家元御書之趣如此ニ候。

一右之通之義ニ而多人数ヲ以、残荷物致陸揚、滄溌(あかさらい)、浮し候処、格別之大傷ミ共不相見へとの趣ニ而、薗浦ニ而船大工弐人雇来、滄留(あかどめ)いたし候上、猶相改大傷ニハ候得共、折レ放も不申、此上入念滄留其外細工致候へハ、国元又ハ上ミ方迄も乗船ニも相成可申(ママ)赴ニ有之候由然処、所も片浦ニ而掛場無之、当月三日日高川内江乗廻シ被申候。猶能相調へ入念作支被致、各帰国之節、乗船ニ致候筈。

一各在所ゟ四里程近在小田浦湊口ゟ船、折節日高川内江閑有之、見舞ニ参、近日空船ニ而国元江罷帰候筈ニ而右便

ニ船主与助方江此表之様子書状伝言、安心致候段罷申之候。

一各積荷物干鰯糠等濡沢手之夛ニ而、急キ入札払ニ致度段被相願候間、則上ミ下モ(ママ)浦々在々江西梅之助殿ゟ廻文(ママ)致候間、当月朔日商人中其外大勢相集リ、各立合入札払ニ被致候則左之通。

一皆濡干鰯　壱摂　　一沢手干鰯　壱摂
此代銀百九拾五匁九分九厘　　此代銀五百八拾四匁三分
一同断　　一同断
此代銀八拾三匁五分　　此代銀五百三拾五匁八分
一同断　　一同断
此代銀五拾四匁八分　　此代銀四百八拾七匁九分
一同断　　一皆濡糠　壱摂
此代銀六拾三匁也　　此代銀三拾五匁三分
〆壱貫九百七拾匁五分九厘

右代銀夫々落札主ゟ取立、船頭武助江相渡、請取被申候。

一銀九拾八匁五分三厘　所江受取

右荷物売払候間御定法弐拾歩一銀

一人足　拾六人　　無賃

右者難船場浜へ弐ケ所小家建人足

一同　三拾人　但昼壱人夜弐人宛　無賃

右者十月廿八日ゟ十一月三日迄昼夜加番人足

一同　百五人　無賃

右ハ沈荷物十月廿八日ゟ同廿九日両日陸揚人足

一同　百三拾五人　但壱人前壱匁五分　所江受取

此銀弐百弐匁五分

右者十月廿八日ゟ廿九日船具并ニ各所持之品々等元船ゟ陸揚并ニ摂分人足むしろ薦等借集而其彼の用意致候而人足共賃銀

一九拾六人　但賃銀壱匁五分宛　所江請取

此銀百四拾四匁也

右ハ各并ニ船大工立合船底細工滄留致之節滄渫人足賃銀

一六人　賃同断　右同断

此銀五匁也

右者船頭水主中所持之品々并ニ粮米等難船場ゟ宿市郎右衛門方迄持届人足十弐人半日宛尤〆ニして本行之通。

一銀百五拾目也　所江受取

此船拾艘人足百人

但船壱艘ニ人足弐人廻シ人足壱人　壱匁五分宛

右者元船細工油留いたし先タケ成候出来高ニ而荒磯ゟ海中江巻下し候節、人足舟賃共但壱艘八人乗。

一同百弐拾目　　所江受取

此船八艘人足八十人但賃右同断

右ハ元船大川内江乗廻候節各艀之外澄船人足ちん。

但壱艘八人乗

〆六百弐拾五匁五分　但歩一銀之外

一前段之通元船難船之節、風波強曾而難寄付、日和ニ而荷物之内并ニ船具海具左之通不足ニ相成候内。

一干鰯四百俵程　但六斗入三斗入更り　　一遣リアテ真苧一丸

一明樽百三拾挺　　一浮留しろ縄一房

一糠弐拾俵斗　　一横巻壱房

一浮之樽弐挺　　一引縄壱房

一元船之表櫓壱挺　　一艀之ふミ立板一円

右之通不足ニ相成候義ハ難船之節、散乱ニ而海底へ落沈ミ又者引潮ニつれ、沖間へ流失いたし候義与被致、少ニ而も残心無之段被申之候。

一碇壱頭　不足

右者浮縄付置候間、日和も能相成候間、漁船ニ而尋ニ罷出出候得共、相見へ不申候由、尤右場所之義、都而荒磯路ニ而摺切流候様ニも被致、摺切残是非有之上、汗日ニ猶又漁船ニ而覗キ廻候得共、残縄も相見へ不申候間、近日、

日高川ゟ罷越、網ヲ入相尋候上、弥相見へ不申候時ハ、跡ニ而被得相尋、為知呉候様、宿市郎右衛門并村役人江頼置可申筈。

一当所ニ而各宿払入用并ニ相対調物等々之義者、宿市郎右衛門江夫々目録書ヲ以払被致、受取申候。

一右之外難船之節、村役人地方へ召連出候人足并ニ支配方役所へ註進人足、御城下江御達飛脚等之義者、所役ニ而賃銀請取不申候。但し

一右之通諸支相行付候間、其元中元船相廻シ有之候日高川口へ引移、猶丈夫ニ作支被致出来次第ニ乗船ニ被致、帰国被致候節ニ而当地出立、彼地へ罷越可申筈。

右者此度其元中乗船、於当所不慮之及難船候間、諸事入念被申付候。沖間之義者不存、於当所少も滞所無之候。為後日仍而浦状如件。

紀州日高郡野嶋村庄屋

文政八年　　利助判

酉十一月

同村肝煎武右衛門判

南苔祖杖突九兵衛判

右同断絵木十助判

讃州大内郡三本松菊や与助船

沖船頭武助殿

水主中

右紙面之趣令吟味相違無之候。已上。

西梅之助　判

七　備前国小串村兵次郎四拾石船沖船頭庄兵衛水主共二人乗当浦ニテ難船一件留（文政九年八月）

文政九戌年八月

備前国児嶋郡小串村

兵次郎舟沖船頭庄兵衛

於当浦ニ難船一件留

三本松浦

口　上

一私共義、備前国児嶋郡小串村船主兵次郎四拾石船、沖船頭加子ニ被相雇、弐人乗組、阿州美馬脇町佐川屋直兵衛方へ之送荷物、当月廿一日岡山ニ而鉄三束掛目三拾九貫匁、鉄弐箱掛目弐拾貫、着替こう里壱丸、飯こう里壱丸、馬荷縄弐丸、塗杓子五丸、荷積仕、同日七ツ時小串村江罷帰り、翌廿二日朝国元出帆仕、順風ニ而御領分引田沖通迄走参候所、其夜五ツ半時俄北早風（はやて）ニ相成候ニ付、楫取直し、御当国嶋羽浦ヲ心掛、走戻候所、夜四ツ時分ゟ北東風烈敷吹募り、当ヲ掛間夜ニ而山之口一向相見へ不申嶋羽浦と存、御当浦両手浜間近ク乗参、打縺、帆

下ケ、碇指入、色々相働見申候得共、難及自力ニ、其儘浜手へ真横ニ吹被倒、積荷不残、海中江流し込候ニ付、私共両人欠揚リ、助命仕候得共当惑仕、人家も在之候哉と相尋候内、小磯浦下御番人岩八殿御宅ヲ見請候ニ付、得力ヲ難船之始末申述、御助力可被下旨申上候所、御聞届被下浦方御役人中様へ御通達被成下候ニ付、浦御番所野中武八様并浦御役人中様人歩大勢御召連御出被下候内、追々蕪越遠見御番所岩瀬佐兵衛様川田八衛吉様御出浮被下、流散之品々御指図ヲ以御取集被下色々御世話被成下候内、風波ニ而船取楫上棚之上はぎ并ニ外艫下通放レ、暁七ツ時水船ニ相成、其節積荷御取揚被下候。御手当も被成下候得共、何分浪立船場へ立寄候義も難相成程之義ニ御座候所、漸夜も明ケ風浪も和き候ニ付、沈荷物之分御取上被下候ニ付、篤と相改見申候所飯こう里着替こう里塗杓子油滓五俵揚リ候ニ付、出合番被仰付船者御当浦江御登セ被下、私共居申候小屋并ニ宿等迄御申付、其上御城下御役所様江御注進被成下候所、為御改西原喜重郎様大簸儀右衛門様御出被遊、難船之歩ミ御尋被遊候ニ付、前段之遂一申上候所、船往来所持致候得者指出候様被仰付候ニ付、則指上候所、御一読之上何ニ而も不自由成義在之候ハハ無遠慮可申出旨被仰付、尚又流散之品者無之哉と被為入御念御尋被遊難有仕合ニ奉存候、乍併船小道具并ニ積荷之内油滓流失仕候故、荷主居船頭江大ニ気毒仕候ニ付、飛船并ニ飛脚右両所へ指立申候所、阿州表荷主真兵衛早速罷越居申候段申上候所、近御浦々江流散之品流寄候ハハ御当浦御旅宿迄申出候様、御触出御指出被下、夫ゟ難船場所江御出張被遊被下右捨リ候油滓御手当被為下候而、荷主御呼寄被遊御上、猟船ニ而ふか縄鰯網御仕立御引セ被下候所、油滓少々宛度毎ニ揚御渡シ被下候内、備前表船主も罷越候ニ付、御呼出被遊翌日も御役人中様御同道ニ而御出浮、右両人御呼出、猶亦右網等御引セ被下候所、乱俵多出来仕候段御見請被遊、私共へ被仰聞候は此上仕方も有之候ハハ可申出旨被仰聞、難有仕合ニ奉存候ケ程、無残所御吟味被下候、而も荒浜

之事故多分乱俵ニ相成所々江流出、浪ニ而解ケ居申中々容易ニ難取レ候間、最早御穿鑿ハ御無用ニ被遊被下候様、御願申上候所、御聞届被下、尚御願申上候ハ取揚候荷物之分荷主直兵衛義不残任船便、国元江取越申度由申義ニ御座候。居船頭義者船格別之痛茂無御座候間、滄留仕候得者其儘右同様乗戻申度由ニ御座候間、度々御内済ニ御願申上候所、是又御慈悲ヲ以御聞届被遊被下、於私共も難有仕合ニ奉存候則左之通。

一阿州表荷主共江取越候品

一油滓　六拾九俵　一鉄　三本
　但し乱俵共　但掛目三拾九貫
一円鉄　弐箱　一飯こほ里　壱丸
　但し掛目弐拾貫
一着替こほ里　拾壱組半一　塗杓子　五丸
　但し少々不足
一馬荷縄　三拾組
〃
一備前表船主共へ取越候品
一船壱艘　一艀　壱艘
一帆　切々　一楫　壱羽
一柱　壱本　一木碇　壱挺

一鉄碇　三頭　一帆桁　壱本
一櫓　三挺　一加賀苧　壱房
一身縄　壱筋　一すく里　壱房
一楫廻リ苧物切々　一手縄切々　弐筋
一打廻し　壱組　一楫柄　壱本
一突水竿　壱本　一舩ノ樞　壱本
一水樽　壱ツ　一粮米樽　壱ツ
一菓網　二房　一はづ　壱ツ

〆

右之通荷主并ニ船頭へ御引渡し候得ハ難有仕合奉存候。誠ニ此度ハ不慮之義ニ付御役人中様并ニ浦御役人中様大ニ御苦労被成下重々難有仕合ニ奉存候。然上者御当浦者不及申上ニ、対近御浦々、以後何之申分も毛頭無御座候間、何卒此上ハ御慈悲ヲ以、御内済ニ被成被下候得者御浦状頂戴仕、一時も早く国元江罷帰リ申度奉願上候。此段宜被仰上可被下候。以上。

備前国児嶋郡小串村
文政九戌年　兵次郎船加子助太郎
八月　同沖船頭　庄兵衛
三本松庄屋　津本甚右衛門殿

浦年寄　弥三右衛門殿
同　徳左衛門殿
同　甚吉殿

右申出之通相違無御座候間何卒願之通冝被仰上可被下候。以上。

三本松浦年寄
甚吉
戌八月　同　徳右衛門
同　弥三右衛門

三本松浦庄屋
津本甚右衛門

西原喜十郎殿
大籔茂右衛門殿

船往来左之通。

一備前国児嶋郡小串村兵次郎船弐人乗方々江商内ニ罷越申候海陸無御疑御通し被為成可被下候。以上。

文政九年　同村名主
戌正月　和平治判

国々所々　御番所衆中様

八　水主伊八郎らの八丈嶋見聞記（讃岐国大内郡三本松哥津屋儀兵衛船八丈嶋難船の史料）

難船之水主　伊八郎
嘉市郎

八丈嶋　廻リ七里程壱里半四方程但し正面戌亥
向　村数五ケ村　家数七百軒程
別
大賀ノ郷　家数百弐拾軒程
此所ニ御頭と申候而役人衆三人住居仕候。
尤外と違、右之衆中家作格別ニ相見申候。
但此所放レ少斗(ばかり)間御座候而、小嶋と申嶋御座候。右之嶋に家数三拾軒余御座候。
かしたて村　家数覚不申候。大賀ノ郷より此所へ壱里程
中ノ郷　家数百弐拾軒程かしたて村より半里程
須よし　家数八拾軒程中ノ郷より壱里半程
みつね　家数覚不申候。すよしより三里程
一鎮西八郎大明神　中ノ郷ニ御座候。

但此社五ケ村氏神ニ而御座候。

一八丈嶋沖より見申候得は峯三ツ相見申候。中峯ハ富士山似申候ニ付、八丈ニ而は御富士山と申候。尤先年不二山神火之節、右之御富士山も神火御座候由ニ而、其跡相見申候。惣而山之様子、峯ハ嶮岨ニ御座候。人ハ全躰憐愍深ク御座候。尤役人中名主え対し殊外礼儀正く相見申候。

一寺二ケ寺　大賀ノ郷

内

一ケ寺　浄土宗　福寺

一ケ寺　同宗　長楽寺

右何茂一ケ寺ニ出家弐人程宛相見申候。

一下田御番所より八丈嶋え大概三百里程御座候。

一大賀嶋　是ハ八丈嶋より三拾五里程沖ニ而御座候。右之嶋御年貢ハ八丈嶋え相納申候由申候。

一八丈嶋作物畑物多ク御座候。田も少々御座候。男之分は作物出情仕候。女之分ハ八丈嶋紬之糸拵並右之桟織候儀を業仕候。木わた抔折節作り相見候所、木斗太ク出来仕、綿は咲不申候。

一塩ハ嶋ニ而出来仕候。

一流人も当時百余人御座候由。尤百姓之家ニ散々ニ罷成居申候。段々承候処、流人拾人御座候へは、家拾軒え御預罷成候由御座候。勿論百姓之内、粮之所持仕候者え御預罷成候。

一百姓共悴嫡子は格別、二男三男ニは妻帯仕せ不申候。右之訳相尋申候処、粮少キ嶋ニ御座候故、人増ニ相成候而

は、百姓困窮仕候ニ付、右之儀堅ク停止仕候由御座候。

一肴ハ殊外不自由ニ御座候。但生肴ハ一向無御座候。

一荒麦作り候所、壱斗搗申候得は、漸ニ搗麦三升三四合ならてハ無御座候。右准作物惣而実のり悪敷御座候。右之訳相尋申候処、荒風故当り強ク、其上平常とも霧深御座候ニ付、旁実のり悪敷御座候。

一平常之衣服木綿着仕候。尤身上宜敷者ハ下えは紬類着仕候者も御座候得共、大方ハ木綿斗ニ而、御さし役人之外、上下袴類身上宜者ニ而も、決而着不仕候。

一紅白粉抔と申儀曾而無御座候。惣而女歯を染申儀も無御座候。老若とも白歯ニ而御座候。

一物言難聞取御座候。

一鼠殊外沢山ニ居申処ニ而御座候。

一家は惣而萱筵ニ而御座候。

一御当地ニ而土蔵と申様成物、何の方身上宜者物置仕居申候。建様殊外違居申候。四ツ足堂之様ニ仕、高ク建候而、腰ニ鍔を入候様ニ建居申候。御当地之鏡楼堂之恰好ニ御座候。

但鍔之様仕候儀者如何之事ニ候哉と相尋候所、鼠の上へ登り不申候防ニ仕候由申候。尤廻リハ板囲御座候。下ニは物置不申候。

一鶏の昼鳴候を第三と申候。夜明ケ真ツ昼第三と申候而、万之刻限相定候由御座候。但真昼八月天子ニ而相考申候。

一正月三日之夜着仕候所、門松も立候様子ニ相見へ申候。

一諸職人ハ何れも五ケ村に住居仕候様子ニ相見申候。畳表等茂麁相ニは御座候得共、所ニ而出来仕、右之表を用ひ

申候。

一時行歌抔所之者うたひ申候得共、難聞取御座候。

一馬は壱疋も無御座候。作類は万ニ牛ニ而仕候。肥シ等も牛ニ而山え登シ申候。

一昼食夜食抔と申儀も無御座候。朝夕之給物斗ニ而御座候。

一嶋の者古来より疱瘡不仕候。

一嶋ニ生候木ハ不残椎木にて御座候。

一当五月廿五日流人六人嶋着仕候。

一嶋ニ罷有候流人之内、拾壱人七月九日八丈出船帰参仕候。私共一所御当地え着仕候。右拾壱人之内、およしおさきと申女弐人帰参仕候。

但此女弐人拾壱ケ年振ニ帰参仕候由御座候。

一御当地ニ御座候様成酒ハ決而無御座候。米と稗と合候て、酒ニ仕候。濁酒御座候。勿論所ニ而少々出来仕候米ハ、不残右之濁酒ニ仕候。八九月頃より翌春二月頃迄、互ニ出会候而給仕廻候由御座候。米稗とも曾而粮ニは不仕候。右之濁酒を年中の楽ニ仕候由御座候。春ハ麦酒と申を作り、所の者ハ給へ申候得共、私共ハ一口も得給不申候。

一惣而嶋の者長命ニ御座候。何茂年数よりハ若ク相見申候。

但大方八九十迄ハ生申候由御座候。

一亭主を　ぐとうと申候。

一女房を　うなうと申候。
一男子の惣領を　大郎と申候。
一二男を　しやうと申候。
一三男を　三ふと申候。
一女子の惣領を　によこと申候。
一二女を　中と申候。
一三女を　くすと申候。
一四番目より十郎或ハくそむし、くそひりと申候。勿論右之通隣同士ニ而茂、何れも同し名を付紛敷御座候故、親々の名を添候而、六兵衛太郎、八兵衛太郎と呼申候。尤女子も六兵衛女こ、八兵衛によこと申候。
一あしだ　又はかいか人参とも申候。
　是ハ牛房之様成物ニ而御座候。山ニ沢山ニ御座候。塩ゆでに仕候而給申候。何茂是を朝夕之粮ニ仕候。給へにくき物ニ而御座候。
一男女共御当地之通大人も小人も御座候。
一家作惣而行燈と申候而、御当地抔之建とハ違申候。家はひきく御座候。大方座鋪は御座候。座敷之振ニ仕候。家も御座候。
一医師抔も無御座候。
一船は御当地往来仕候御用船二艘御座候。右之外ニ船無御座候。尤小島え渡り候小舟ハ御座候。

一猟船ハ無御座候。全躰荒海ニ而御座候ニ付、猟抔難仕処ニ而御座候。

一遊芸抔之沙汰曽而不仕、私とも嶋ニ罷有候内、左様之儀承不申候。三味線は持居申者も御座候由承申候。併弾候儀ハ一度も不承申候。尤神主並三人之御頭衆ニ而は、三味線等弾候様ニも粗承知仕候。

一神主居宅は余程宜仕居申候。

一茶多葉粉は嶋ニ而出来仕候。

一盗賊抔之儀嶋ニ罷在候内承不申候。

一寒気は強御座候。暑気は御国御当地抔とハ違、凌能御座候。蚊も少ク御座候。蠛も五ケ村に拾張程も御座候様ニ承知仕候。蠛は釣不申候。

一御用船之外船出入無御座候。

一惣而婚礼抔と申儀無御座候。小児之内親々約速仕置候而、拾弐三歳ニ罷成候得は、先方へ遣申計に而御座候。

一薪は沢山成ル所ニ而御座候。

一酢醤油とも手前ニて拵候得共、給られ不申候。多クハ塩煎ニ而御座候。

卯

七　月

于時宝暦九卯七月下八日写取　　（「八丈嶋浦手形大全」より）

大内町史　上巻

昭和六十年十二月一日発行

編集　大内町史編さん委員会

発行　大内町
香川県大川郡大内町三本松一一七二番地

制作　第一法規出版株式会社
東京都港区南青山二丁目一一番一七号
四国支社　高松市天神前四―三三

Fumeichi